

日野市議会会議録

昭和62年第3回定例会

第22号～第31号

9月7日 開会

10月2日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1573022

次に記した日までに返して下さい。

昭和 6 2

90. 5. 25

9月7日	(月曜日)
9月8日	(火曜日)
9月9日	(水曜日)
9月10日	(木曜日)
9月11日	(金曜日)
9月14日	(月曜日)
9月16日	(水曜日)
9月17日	(木曜日)
10月1日	(木曜日)
10月2日	(金曜日)

- 9月7日 (月曜日)
- 9月8日 (火曜日)
- 9月9日 (水曜日)
- 9月10日 (木曜日)
- 9月11日 (金曜日)
- 9月14日 (月曜日)
- 9月16日 (水曜日)
- 9月17日 (木曜日)
- 10月1日 (木曜日)
- 10月2日 (金曜日)

お問合せ・ご連絡は

中央図書館	電話代	81-7354
ひまわり号	電話	81-4744
多摩平児童図書館	電話	91-7322
高幡図書館	電話	84-0467
日野図書館	電話	83-2561
社会教育センター図書館	電話	91-7772
平山図書館	電話	91-7309
百草台児童図書館	電話呼	85-1111
市政図書室(市役所内)	電話呼	(内490)

内図M-31-8 (80×120) 上45

庁内印刷

昭和 6 2 年 第 3 回 定 例 回 日 程

9月7日	(月曜日)	会期の決定、行政報告、諸般の報告
9月8日	(火曜日)	議案上程、請願上程
9月9日	(水曜日)	一般質問
9月10日	(木曜日)	一般質問
9月11日	(金曜日)	一般質問
9月14日	(月曜日)	一般質問
9月16日	(水曜日)	一般質問
9月17日	(木曜日)	一般質問、議案、請願上程
10月1日	(木曜日)	審査報告
10月2日	(金曜日)	審査報告、議案上程、請願上程

昭和62年

日野市議会会議録目次

第3回定例会

○9月7日 月曜日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	4
諸般の報告	63
散会	63

○9月8日 火曜日（第2日）

出席議員	65
欠席議員	65
出席説明員	66
議事日程	66
開議	71

（取り下げ）（総務委員会）

請願第61-15号 地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大 を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願	71
--	----

（設置・選任）

日野市議会昭和61年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任に ついて	72
---	----

（議案上程）

議案第73号 昭和61年度日野市一般会計決算の認定について	72
-------------------------------	----

議案	第 74 号	昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定 について	73
議案	第 75 号	昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の 認定について	73
議案	第 76 号	昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定に ついて	73
議案	第 77 号	昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認 定について	73
議案	第 78 号	昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定 について	73
議案	第 79 号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定 について	74
議案	第 80 号	昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定につ いて	74
議案	第 81 号	昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定 について	74
議案	第 82 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関 する条例の制定について	75
議案	第 83 号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて	75
議案	第 84 号	日野市営住宅管理審議会条例の制定について	75
議案	第 85 号	日野市印鑑条例の制定について	75
議案	第 86 号	日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	75
議案	第 87 号	日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部 を改正する条例の制定について	112
議案	第 88 号	日野市生活・保健センター条例の制定について	112
議案	第 89 号	日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定に ついて	121
議案	第 90 号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制 定について	122

議案	第 91 号	日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を 改正する条例の制定について	122
議案	第 92 号	昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第 2 号）	125
議案	第 93 号	昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算に ついて（第 1 号）	133
議案	第 94 号	昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予 算について（第 1 号）	134
議案	第 95 号	昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算につ いて（第 3 号）	134
議案	第 96 号	昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算につ いて（第 1 号）	137
議案	第 97 号	昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算に ついて（第 1 号）	137
議案	第 98 号	昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算につい て（第 1 号）	137
議案	第 99 号	市道路線の一部廃止について	143
議案	第 100 号	向川原団地市営住宅建替建築工事（2 期工事）請負 契約の締結について	143
議案	第 101 号	向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2 期 工事）請負契約の締結について	143
議案	第 102 号	土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関 する協定の締結について	146
議案	第 103 号	町区域の変更について	146
(報 告)			
報告	第 3 号	昭和61年度日野市土地開発公社決算の報告について	148
(請願上程)			
請願	第 62-26 号	日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進 についての請願	151
請願	第 62-27 号	私道の公道移管と公図作成に関する請願	151
請願	第 62-28 号	平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの	

請願	151
請願 第 62-29 号	多摩平六丁目32番地の 8、9 に建設予定のマンション建設阻止に関する請願
	151
請願 第 62-30 号	老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願
	152
散 会	152
○ 9 月 9 日 水曜日 (第 3 日)	
出 席 議 員	153
欠 席 議 員	153
出 席 説 明 員	154
議 事 日 程	154
開 議	155
(一般質問)	
奥住 日出男 議員	
1. 市政施行25周年を機に文化・体育行政の充実を	155
名古屋 史郎 議員	
1. 社教センター前の溢水は防げぬか	163
鈴木 美奈子 議員	
1. 都市再開発と多摩平団地の建てかえについて	172
小 山 良 悟 議員	
1. 下水道整備に伴い、衛生公社の役割を快適な生活環境実現の為、環境衛生行政の推進役に!	182
2. 大学生の教育実習不合理さを市議会から訴える!	188
山 口 達 夫 議員	
1. 居住環境の最近の混乱に対する対応を問う	194
2. 商業環境の最近の低迷を脱する為の行政的対応を問う	201
散 会	209
○ 9 月 10 日 木曜日 (第 4 日)	
出 席 議 員	211
欠 席 議 員	211

出席説明員	212
議事日程	212
開議	213

(一般質問)

土方尚功議員

1. 万願寺第二地区区画整理について問う	213
----------------------	-----

旗野行雄議員

1. 西平山地区中央線新駅問題の早期解決を	221
2. 平山中学校食堂及び平山小ナイター設備について	233

川嶋博議員

1. 日野市内の農業と農地宅地並課税について	238
2. 地下高騰に対する評価額の問題と住宅政策について	242
3. 旭が丘、西平山地区に図書館の早期建設を問う	246

竹ノ上武俊議員

1. 40人学級実施の現状と早期完全達成について	250
2. 川崎街道の交通安全対策について	263
3. 湯沢福祉センターの駐車場対策について	269

板垣正男議員

1. 比較・平和の施策をいっそう前進させるために	274
2. 再び問う、桑園跡地に構想されているプール付き総合体育館の建設はいつになるか	291

散会	293
----	-----

○9月11日 金曜日(第5日)

出席議員	295
欠席議員	295
出席説明員	296
議事日程	296
開議	297

(一般質問)

石坂勝雄議員

1. 京王線百草園付近（特に線路北東地域）の基盤整備の計画の有無について	297
馬場繁夫議員	
1. インフルエンザ集団接種の疑問について	312
2. 豊田駅南口再開発事業の諸問題と日野市商業振興の今後の課題について	317
小俣昭光議員	
1. 防災対策については、子供・お年寄り・障害者の立場にたって	329
福島敏雄議員	
1. 個性と創造性を伸ばす学校教育の充実を	344
2. 市民サービス向上のためにQC手法を取り入れた行政改善を進めよ	360
散 会	368
○9月14日 月曜日（第6日）	
出席議員	369
欠席議員	369
出席説明員	370
議事日程	370
開 議	371
（一般質問）	
夏井明男議員	
1. 自転車等盗難防止対策について——第一次アンケート調査を実施して——	371
2. 緑豊かな日野市の将来	381
3. 高齢化社会に対する施策を充実させよ	389
一ノ瀬 隆議員	
1. この地価狂乱を資産税にはねかえらせるな	392
2. 市道への駐車、駐車場について問う	402
3. 表彰条例の再検討を考えよ	410
4. 農業共済事業を一部事務組合で充実させよ	410
宮沢清子議員	
1. 水道飲料水の安全性について（地下水及び水道管の安全性について）	410

高橋 徹 議員	
1. 学習指導要領に基づく国歌・君が代は音楽の授業の中でどのように指導・実施されているのか問う	423
2. 学校の行事には国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが文部省から指導されているが、実施状況等について問う	428
3. 昭和62年度日野市教育委員会の教育目標について問う	431
散 会	436

○ 9月16日 水曜日（第7日）

出 席 議 員	437
欠 席 議 員	437
出 席 説 明 員	438
議 事 日 程	438
開 議	439

（一般質問）

古賀俊昭 議員	
1. 行革は先づ違法な給与制度「通し号棒制」の廃止から	439
2. 固定資産税について市の考え方を問う	464
谷 長 一 議員	
1. 中学校、学校保健について問う	464
中谷好幸 議員	
1. 政府に対し固定資産税の評価替え中止を要求するとともに、都市計画税の引き下げを実施せよ	482
2. 低所得者、老人・母子世帯、障害者に住宅を——国際い居住年に当たり、住宅政策を問う	491
市川資信 議員	
1. 現行の医療体制で15万8,000人の生命と健康を守れるか	500
散 会	522

○ 9月17日 木曜日（第8日）

出 席 議 員	523
---------	-----

欠席議員	523
出席説明員	524
議事日程	524
開議	527

(一般質問)

馬場弘融議員

1. 新築の博物館は『新選組資料館』としたい	527
2. 固定資産税、都市計画税は高すぎないか	537

天野輝男議員

1. 日野市の基本構想について問う	547
-------------------	-----

米沢照男議員

1. 宅地造成地域の下排水に対する行政指導について	567
---------------------------	-----

(議案上程)

議案 第106号	日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	575
議案 第107号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	575
議案 第108号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	575

(請願上程)

請願 第62-31号	新町地区センター設置に関する請願	578
請願 第62-32号	第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願	578
請願 第62-33号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情	578
請願 第62-34号	0歳児の特別保育の実施に関する請願	579
請願 第62-35号	三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地(NLP)建設計画に反対する意見書採択に関する陳情	579
請願 第62-36号	米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する請願	579
請願 第62-37号	「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求め	

る請願	580
請願 第 62-38 号 樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求め る請願	580
散 会	580

○10月 1 日 木曜日 (第 9 日)

出 席 議 員	581
欠 席 議 員	581
出 席 説 明 員	582
議 事 日 程	582
開 議	589

(議案審査報告) (総務委員会)

議案 第 82 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関 する条例の制定について	589
議案 第 83 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて	622
議案 第 84 号 日野市営住宅管理審議会条例の制定について	635
議案 第 85 号 日野市印鑑条例の制定について	635
議案 第 86 号 日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	635
議案 第 100 号 向川原団地市営住宅建替建築工事 (2 期工事) 請負 契約の締結について	637
議案 第 101 号 向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事 (2 期 工事) 請負契約の締結について (総務・文教・厚生・建設)	637
議案 第 92 号 昭和 62 年度日野市一般会計補正予算について (第 2 号) (厚生委員会)	638
議案 第 87 号 日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部 を改正する条例の制定について	644
議案 第 88 号 日野市生活・保健センター条例の制定について	644

議案	第 90 号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について	644
議案	第 91 号	日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	644
議案	第 93 号	昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）	650
議案	第 96 号	昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）	650
議案	第 97 号	昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第1号）	650
議案	第 98 号	昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号） （建設委員会）	650
議案	第 89 号	日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について	652
議案	第 94 号	昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）	653
議案	第 95 号	昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第3号）	653
議案	第 99 号	市道路線の一部廃止について	654
議案	第 102号	土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について	654
議案	第 103号	町区域の変更について （一般会計決算特別委員会）	654
議案	第 73 号	昭和61年度日野市一般会計決算の認定について（第2号）	657
延	会		668

○10月2日 金曜日（第10日）

出	席	議	員	669
欠	席	議	員	669

出席説明員	670
議事日程	670
開議	675
(議案審査報告)	(一般会計決算特別委員会)
議案 第73号	昭和61年度日野市一般会計決算の認定について (特別会計決算特別委員会) 675
議案 第74号	昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定 について 687
議案 第75号	昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の 認定について 687
議案 第76号	昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定に ついて 687
議案 第77号	昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定に ついて 687
議案 第78号	昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定 について 687
議案 第79号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定 について 687
議案 第80号	昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定につ いて 687
議案 第81号	昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定 について 687
(請願審査報告)	(総務委員会)
請願 第62-20号	すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める 請願 690
請願 第62-25号	すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める 請願 690
	(建設委員会)
請願 第62-17号	多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マンショ ン建設阻止に関する請願 691
請願 第62-23号	長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立

	施策の実施に関する請願	693
請願 第 62-26 号	日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進 についての請願	694
請願 第 62-38 号	樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求め る請願	694
(取り下げ)	(建設委員会)	
請願 第 62-13 号	程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災工 事並びに開発行為についての請願	695
	(総務委員会)	
請願 第 62-7 号	借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」 に反対する意見書提出を求める請願	696
請願 第 62-9 号	借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」 に反対する意見書提出を求める請願	696
請願 第 62-12 号	委託業務の前払金に関する陳情	696
請願 第 62-35 号	三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地 (NL P) 建設計画に反対する意見書採択に関する陳情	696
請願 第 62-37 号	「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求め る請願	696
	(文教委員会)	
請願 第 61-9 号	東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に 関する請願	697
請願 第 62-6 号	公立中学校英語の授業時間増に関する陳情	697
請願 第 62-14 号	ソフトボール専用グラウンドの建設についての陳情	697
請願 第 62-28 号	平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの 請願	697
請願 第 62-32 号	第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する 請願	697
請願 第 62-33 号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費 国庫負担制度の維持に関する陳情	697
	(厚生委員会)	
請願 第 61-14 号	「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相	

	談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・	
	拡充に対する請願	697
請願 第 62-5 号	神明地区センター早期建設を願う請願	697
請願 第 62-11 号	原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て 計画をとりやめることを求める請願	697
請願 第 62-16 号	東光寺東地区センター建設に関する請願	697
請願 第 62-19 号	東町地区公害に関する請願	697
請願 第 62-24 号	犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師） との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術 に対する補助に関する請願	697
請願 第 62-30 号	老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願	697
請願 第 62-31 号	新町地区センター設置に関する請願	697
請願 第 62-34 号	0歳児の特例保育の実施に関する請願 (建設委員会)	698
請願 第 61-6 号	市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願	698
請願 第 62-3 号	「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提 出についての陳情	698
請願 第 62-27 号	私道の公道移管と公図作成に関する請願	698
請願 第 62-29 号	多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンショ ン建設阻止に関する請願	698
請願 第 62-36 号	米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意 見書採択に関する陳情	698
(中間報告)		
特別委員会中間報告の件		698
(継続審査議決)		
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件		699
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件		700
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件		700
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件		700
(請願上程)		
請願 第 62-39 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された	

	費用の復元を求める陳情	700
請願 第 62-40 号	議員定数削減に関する請願	701
請願 第 62-41 号	議員定数削減に関する請願	701
請願 第 62-42 号	山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情	701
請願 第 62-43 号	日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願	702
請願 第 62-44 号	議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願	702
請願 第 62-45 号	議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願	702
請願 第 62-46 号	議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願	702
(議案上程)		
議案 第 104 号	日野市教育委員会委員の任命について	703
議案 第 105 号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	706
議員提出議案第 9 号	地下高騰に伴う固定資産税等についての意見書	706
議員提出議案第 10 号	三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練 (NLP) 基地の建設に反対する意見書	707
議員提出議案第 11 号	国民健康保険事業に対する国・都の支出金削減に反対し増額を求める意見書	717
議員提出議案第 12 号	すべての大型間接税導入に反対し、大幅減税を求める意見書	717
議員提出議案第 13 号	市街化区域農地に於ける長期営農継続制度の堅持に関する意見書	718
閉 会		718

9月7日 月曜日 (第1日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第22号)

9月7日 月曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

昭和62年9月7日(月)
午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	行政報告
日程第 4	諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午後1時08分 開会

○議長（黒川重憲君） これより昭和62年第3回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

24番 古賀俊昭君

25番 谷長一君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君） こんにちは。議会運営委員会の結果について御報告させていただきます。

本日招集されました昭和62年第3回定例会の運営につきまして、去る9月3日午後2時より議会運営委員会を開催いたしまして、議案の取り扱い、また会期などにつきまして協議いたしました。

今回の市長提出議案は、議案第73号から議案第105号までの33件と報告1件であります。御承知のとおり、今回は昭和61年度各会計決算の認定が9件含まれておりますので、あす、議案上程前に決算特別委員会の設置と委員の選任をお願いすることとなります。したがって、この33議案の取り扱いでございますが、議案第104号と105号の人事案件の2件につきましては即決、そのほか31件につきましては、すべてそれぞれの関係委員会に付託することになりました。

次に請願でございますが、受け付けされたもの5件、取り下げ1件ですが、新たに受け付けされた5件はすべて関係委員会へ付託することとなりました。

また、今回の一般質問でございますが、25名から45件の通告がありました。執行部より追加議案3件が提出される確認を得ておりますので、これらの審議を踏まえ、一般質問最終日に議案上程を予定されておりますので、御協力をお願いし、一般質問につきましては6日間を設定いたしました。

以上のような内容を考慮し、慎重に協議した結果、会期はお手元に配付されておりますように、今期定例会の日程表どおり、本日から10月1日までの25日間といたしました。

ので、御確認等をしていただき、報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日から10月1日まで期日25日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日より本年度第3回定例会をお願いすることになりましたので、よろしく願いをいたします。

6月議会以降、今定例会の間の主要な行政事項について、私より3点の報告を行い、他は提出資料をもって報告にかえます。

その1は、都市市長会の63年度東京都予算編成に対する要望事項についてであります。このことにつきましては、東京都市長会で例年のようにまとめを行い、都の予算編成期に先立って、7月30日、関係各局に要望を行ったところであります。

お手元に配付いたしております資料をもって報告にかえたいと存じます。報告2、多摩川流域協議会と当市の提言についてであります。

昨年の第3回定例会に報告しておりますように、多摩川の水質浄化と環境改善について、国当局を初め流域自治体の全首長が会合した「多摩川サミット」を受けて発足することになりました多摩川流域協議会が、このたび開催されております。

この協議会は、「多摩川に清流を復活させ、水と緑の多摩川を次の世代に継承しよう。」とのサミット宣言を具体化させるもので、広域的に公園や自然緑地を結ぶ「多摩川、水と緑のネットワーク計画」を推進する母体となるものであります。去る7月23日の初会合では、流域の34自治体代表が出席し、七つの自治体から浄化に向けての事例報告が発表されました。

特に、本市は参加自治体を代表して「多摩川流域における総合的な水環境の改善に関する計画」について提案を行ったところであります。資料の御参照をお願いいたします。

なお今後とも、この協議会に期待するとともに、本市といたしましても、目下進行中の日野市河川整備構想「緑と清流を生かすまちづくり」計画によって流水の改善や親水計画に取り組んでいくことをあわせ御報告といたします。

第3、市内多摩川沿い地域の都市計画構想についてであります。

栄町、日野本町、東町等の多摩川沿い地域には、都市計画道路として東西に延びる都道2・2・11号線と立川市と結ぶ南北の都道2・2・10号線の2路線があります。2・2・10号線は立日橋架橋とともに目下都において施行中であり、2・2・11号線では市民の森スポーツ公園北側に接する部分とともに、65年完成予定となっております。2・2・11号線のモノレールコースとなる道路用地については、東町区域約30ヘクタールに新たな区画整理事業を計画して、その確保を図る考えを進めております。これが新たな報告であります。

さらに、この2・2・11号線の中央線以西につきましても、本市流域下水道多摩川幹線の敷設事業とあわせて計画道路の施行が急務となっております。

去る7月21日には都住宅局長、30日には建設局長に直接面談し、今朝ヶ島都営住宅の建てかえ、東光寺都営住宅建設は、東町地区区画整理事業及び2・2・11号線道路事業と直接のかかわりがあるので、両局の調整によって早期に実施されるよう陳情を行ったところであります。

次いで東光寺原の集団農地区域についても、宅地化の将来像の中で用途地域の件、区画整理事業の件につき、地元へ出向き相談を申し上げていることをあわせ御報告いたします。

以上、3件をもって行政報告といたします。

○議長（黒川重憲君） 収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 日野市住みよいまちづくり指導要綱に基づく開発行為の申請件数に関連して質問したいと思うんです。

かなりの件数の申請が報告されているわけですが、この中で、特に共同住宅、中でも単身者用の住宅の申請が目立つように思います。これらの開発行為については、まちづくり指導要綱や、市が59年7月に制定をしております日野市単身者用共同住宅等建築物の建設に関する指導指針に基づいて指導がなされている、というふうに思うんですけれども、幾つか質問したいんですが、この中で、この指導指針の中で20戸以上の住宅については、単身者用住宅に管理人室を置く、という規定が、原則として管理人室を設置する、というふうな規定があります。それから、単身者用住宅の戸数が20以上の場合は管理者を置く、というふうな規定があるわけですが、こら辺について、ど

ういうふうな指導がされているのかということです。

私の知る範囲では、かなりこれが守られてないものがあるんじゃないか、というふうに思うんですけども、その点、原則として、と書いてありますから、原則として守らなくちゃいけないというふうに思うんですけども、どういうふうな考えで指導されているのかという点です。

それから、指導要綱の細則の中で、駐車場の数については住宅の2分の1というふうな基準が設けられておりますけれども、この点についてもどういうふうな指導がされているのか、ということについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、計画の段階で、こういう指導指針や要綱に基づいて指導がなされていると思うんですが、建物が建てられた後、実際にそれが守られたかどうか、ということについて後追いで調査されてるかどうかということですね。このことについてもお聞きしたいと思うんです。

以上、3点になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。3点まとめましてお答えをいたしたいと思います。

ただいまお話がございましたように、住みよいまちづくり指導要綱に基づきまして、開発行為並びに中高層の住宅につきまして要綱を中心に、もとにいたしまして指導しているところでございます。その中で、戸数が一定を超えますと、管理人でありますとか、あるいは管理者を置きまして、周辺の住民との連携といいますか、あるいはトラブルを起こさないような、そういう配慮のもとに設置を義務づけているわけでございます。

申請並びに指導の段階では、要綱どおり行っているわけでございます。

それから駐車場につきましても、申請の敷地内で確保することを大前提にいたしまして、もしその敷地内でとれない場合には、できるだけ近隣の地域にその駐車場を確保するように図面等も設置し、あるいはその駐車場の管理者の同意書も取りまして、指導をしている段階でございます。

最後のフォローアップといいますか、調査の問題でございますけれども、この点につきましては今の事務体制の中では、これらの事業をやるのが一番こたことがないわけでございますけれども、実際には行っておりません。問題が生じ、市に持ち込まれたときには協定等をもとに指導を重ねている、そういう状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） お答えでは基本的にそういうふうを守るような指導が行われている、というふうなお話でした。

かなり、私が実際にいろいろ見聞きするということと大分認識が違うようにも思いますので、最近の、昨年度1年間及び最近の申請のものについて、管理人室それから管理者が置かれているところがどのくらいあるのか、ということについて、それから駐車場について、後追いはされてないということですが、計画段階で、計画書でどれだけの数になっているのかということ。基準と、それから実際の計画書の数ですね、これを資料として請求したい、というふうに思うんです。

それから、私自身ワンルームマンション等々のトラブルで幾つか相談があるんですが、やはり厳格な指導というのをやっていただきたいということ、そして実際どうなっているのかということ、後追い調査もぜひやってもらって、悪質な業者などについては、ぜひとも指導の段階で実態をとらえて、とりわけ厳しい指導をやっていただきたい、こういう要望をして、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福島盛之助君。

○7番（福島盛之助君） 最近、新聞紙上に掲載をされておりますが、学校の教室などの壁や天井などに使われております発がん性物質を含んでいると言われます石綿、要するにアスベストというんだそうでございますが、これについてお伺いをいたしたいと思います。

私は新聞紙上でこれを知る範囲でございますが、33の都道府県のうち小中学校舎約700校からこれが確認をされているそうですし、この日野市でも小学校8校、中学校では4校と言われておりますが、この日野市の12校中、市当局ではすでにこれを確認をお済みなのでしょうか。この新聞報道が事実とするならば、どの校舎なのか教えていただきたいと思えます。これが第1点目でございます。

2点目でございますが、このアスベストは何年ごろ建設された校舎で、当時、どのような目的で使われたのか。そして、その効果のことと使用されている場所等についてお聞きをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

最近、ここのところ6月ぐらいから新聞紙上でも、御指摘のとおり石綿の問題について取り上げられて、いろいろ報道がされております。

現在、私どもの方でもこの問題が発生してから現状について調査をしております。た

だ、何せ古い時代の建物でございますので、設計図等を頼りにして判断をして、それから現場も確認をする、という形をとっているわけでございますが、確実にそれが使われているものが石綿であるかどうか、というのを判定をするには、なかなか専門的な分析その他が必要になってくるわけでございますが、設計図等から見て石綿だと思われるもの、あるいは石綿とは確認できないけれども、石綿状のものを使っているということで、私どもが調べた結果で申しますと、小学校で7校、中学校で3校でございます。

新聞には12ぐらいになっていたと思いますが、それは一つの学校で何か所かにわたって使われている所もございまして、そういう数になったんですが、実際には、小学校7校、中学校3校でございます。ですから合計10校、現在のところ確認しているのはその範囲でございます。

使われている場所は、主に使われているのは階段室、それから機械室でございます。それからもう1カ所給食室に使われておりましたけれども、この給食室については2校が使われておったんですが、これについては、夏休み中に急速撤去作業を行いました。それから、ほかの工事との関係で、階段室についても一部の学校については夏休み中に撤去作業をしております。

そういうことで、新聞報道でいろいろあっちこちの状況などが新聞紙上に出ておったわけですが、大体、石綿は昭和30年代から40年代にすぐれた断熱材、防音材として広範囲に使用されたわけです。しかし、昭和40年代の後半に、石綿の発がん性が問題になりまして、吹きつけ工事の際にいろいろ危険が伴う、というようなことで、50年以降は原則として使われておりません。

これは、特に石綿をつくる工場で、これはアメリカでの調査なんです、肺がんにかかる率が一般人の大体5倍から7倍ぐらい出る。これは石綿を実際につくる工場の作業員の問題なんですけれども、日常的に石綿をつくる過程で、石綿の細かい繊維を大量に吸い込む、というようなことからそういったような調査結果が出ておまして、それが日本やなんかにも伝えられてきて、50年以降については原則として断熱防音材としては使用することが中止をされているわけでございます。

ただし、石綿が使われている居住環境についての基準というのは特に日本ではございませんで、工場に関しては空気1cc中繊維2本以下という基準があるそうですが、居住環境基準としてはまだ何もつくられていない、ただし、発がん性があるということで50年以降は使用が中止をされてきているわけでございます。ですから、現在学校で使われている部分というのは、大体昭和50年以前、主に40年代に建てられた学校でございます。

文部省も現在調査をしております、この秋には全国の調査結果が出る。御承知のとおり、改修工事については、大規模改修については文部省から補助金が出るわけですが、今回、石綿撤去に限っては小規模改修でも補助対象とする、ということが新聞でも報道されております。それから、厚生省でも研究班をつかってガイドラインをつくる、ということも伝えられておりますし、それから東京都としても、アスベスト問題連絡会というのをつくって対応する。それから東京都の市長会としても、都知事に対して市町村立小中学校等の公共施設のアスベスト撤去作業に対する財政援助について、という要望を出しているということでございますので、私どもとしても、残る階段室及び機械室に使われている学校について、これも授業が行われている間は非常に危険で工事ができませんので、休み中を使って、できるだけ早い時期に計画的に撤去作業を行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福島盛之助君。

○7番（福島盛之助君） 学校名の公表はどうなのでしょう。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 現在つかんでいるところの学校名を申し上げてよろしいんですが、新聞でいろいろ問題にもされておりますので、できれば控えさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福島盛之助君。

○7番（福島盛之助君） 学校名の公表など質問するのはちょっと不見識かと思いますが、これを公表しますと確かに父兄に混乱が起きる。そういうことはわかるんですが、そうしますと、情報公開条例というようなものがありまして、その精神に反するんじゃないかと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 特別に絶対に公表したくないというものでございませぬので、強いて学校名もおっしゃるんであれば申し上げてよろしいわけですが、現在、小学校では7校でございますが、先ほども言いましたように、日野の場合には、幸い教室では使われておりませぬ。先ほども言いましたように、今残っているのは、階段室と機械室でございます。機械室については、通常人が立ち入る場所ではございませぬので、階段室が問題になろうかと思っておりますけれども、小学校では二小、六小、潤徳小、八小、百草台小、滝合小、高幡台小です。それから中学校では二中、七生中それから四中でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福島盛之助君。

○7番（福島盛之助君） すでに近隣の市、特に立川、八王子、小平、狛江、町田等では既にこれを、この夏休み中に改修が済んでいる、ということでございますが、この日野市では、ただいま教育次長さんの方から申されましたように、まだ全部が完了してない、ということのようでございますが、これは、今度冬休みあたりを利用して全部完了することが可能なかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） できるだけ早い機会に撤去作業はしたいというふうに考えておりますが、同じ階段といっても非常に箇所が多いような場合とか、少ない学校の場合とかいろいろございますので、その休み期間中、ちょうど工事期間と休み期間との関係もございまして、これは撤去作業をするときに石綿が空中を浮遊するわけで、これが問題になるわけでございまして、その辺の期間の問題もよく検討した上で、できるだけ早い時期に撤去作業を完了するような形に今後やっていきたい、というふうには思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福島盛之助君。

○7番（福島盛之助君） 人間生きていく上に健康が何よりの財産でございます。昔から千の位より子の宝と言われるように、親としてどの家庭でも子供にかける期待は大変大きいわけでございます。幾ら近代的に立派に見える設備でも、将来を担う子供たちの体をむしばむような危険な校舎で勉強をさせることはできない、というような親ごさんが出まして、登校拒否というようなことにでもならないように、早いうちにこの対策を立てるようにお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） 天野照男君。

○6番（天野照男君） 61年度の主要施策の成果・基金の運用状況、これを見まして2点ばかり私自身感じていることを質問させていただきます。

特に保健・生活センターの建設について、私もちょっとこの面については勉強不足の面もあったものですから、私自身、この問題について触れるということは大変恐縮なんですけれども、やはり中を見まして、この間私たちの協議会で勉強、この説明会を聞いた中でも、医師会、薬剤師会とか歯科医師会等からもいろいろ指摘もありました。そういう面で、私は、少なくともこの日野市の財政を有効に生かすという面から見ましたときに、やはりもう少し的確な市民要望のニーズに合ったものができなかったのかな、ということを感じているわけでありまして。

特に私自身、プールについて、これ、ちょっとどういう形でできたかわかりませんが、そのあたり、このあたりをよく専門家にも相談してやったと思うんですけども、その皆さんの意見が生きてないように考えております。その点、質問させていただきたいと思います。

もう1点は、多摩川沿線の区画整理事業の件であります。これは、私、また一般質問でやるものですから、細かいところを何点かしていきたいと思います。

63年には、この立日橋の片側が橋がかかり、2・2・10号線に沿って交通量がこの道路にも来るわけであります。そのときに、今私たちの子供が通っておる仲田小学校では、要するに2・2・11号線と仲田に向かうあそこの交差点の線引きと、信号機を今要求しているわけですが、これはどうなっておるか、このあたりをおわかり次第教えていただきたいと思います。

それと、この仲田の緑地から危険箇所が確かに数カ所あるんですね。ここの所のさくもつくってほしいということも出てると思うんですが、そのあたり、わかりましたら、どういうふうにするということがわかりましたら、そのあたりもとりえあえず教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 第1点目の生活・保健センターの件についてお答えを申し上げます。

生活・保健センターにつきましては、旧庁舎の跡地利用検討委員会の結論によりまして、現在の事業が、新築工事が行われております。

私ども生活環境部に引き継ぐまでにつきましては、関係の団体、機関の御意見などをちょうだいいたしまして、現在の形ができてきたものと思われましても、せんだって9月3日の日には、これまで生活・保健センターについて、いろいろ御指導、御助言をいただきました地域保健協議会を開催いたしまして、この概要につきまして御報告をしたところでございます。

その中からも幾つかの要望が出てまいりました。現在の工事の進行状況からは、もうすでにちょっと無理な要望も出てまいりましたけれども、薬剤師会、医師会、歯科医師会、そういったところの要望を、今後の建物の運用の面で工夫をいたしまして、十分市民の信託にこたえられるような運営をやってまいりたい、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

2・2・10号線の関連でございますけれども、この道路につきましては、一部片側の橋梁を63年完成いたしましたして、64年度に一部開始をしたいということで現在事業が進んでおります。

この道路につきましては、御承知のように都道でございますので、市も中に入りました、この御指摘のありました横断の信号等につきましては、警察並びに東京都にも状況を報告し、まとめてまいりたい、進めてまいりたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲） 天野照男君。

○6番（天野照男君） 保健センターの件でありますけれども、私は日ごろ、私のちょっと父親も足が不自由だったりするものですから、特に私は、要するにリハビリのそういうものができる、ということにある程度期待をしておりました。そして、プールができるというから、当然そのプールも利用できるのではないか、ということも考えておりました。

そういう面から見まして、私はこういうものが、リハビリとやはりこのプールとは別だ、ということをおっしゃってございましたけれども、このプールの大きさを見たら、とても水泳に使えるような規模のものではないですね。そういう面から見ましたら、やはりこのプールの箇所は、そのリハビリに使った方が理想じゃなかったか、ということをお自身考えているわけでありまして。そういう面で、やはりちょっとこの建物についても、少し配慮が欠けていたんじゃないかな、ということをお考えたわけでありまして。

そういう面で、やはり今後こういう施設をまたつくるときがあるかと思っておりますけれども、その節には、やはりその市民の要望がしっかりと生きるような施設をつくるのが、やはり市サイドで配慮することが必要じゃないか、ということをお望みしておきます。

それと、ちょっと私間違えて、多摩川幹線の都市計画の事業のその件でちょっと私間違えておりました。

それは63年度に片側通行じゃなくて、64年に片側通行になるわけですね。その件でありますけれども、今は実際、仲田の今市民の森スポーツ公園のあの箇所は車が置いてあって車が通れなくなっておるんですが、やはり通勤に急いでいる人は、あそこをちょっとどけて通っているような状況なんですね。そういう面から見ますと、あそこに今、交通安全週間とか学校の始まりに父兄が立っております。そして子供たちを指導しておるわけです。そして、この間もやはり雨が降ったときに、要するに工作を持ったりいろいろ荷物を持って大変危なかったことを何件か父兄が見ておるわけです。そして、あその箇所を何とかしてください、ということをお私のところに要望に来ておるものですから、

ぜひこのあたりも市の方から、当然信号機については警察の方で動かなければこれはできませんから、ぜひ、このあたりも市の方から積極的に働きかけて、来年の4月ごろまでには信号機がつくように努力していただきたいと思ます。

そういう面で、仲田の周辺、特に東町地域も今少しずつ、まちが基本計画、また調査費がついて変わってきつつあるんですけれども、まだまだこのような状態では、あのあたりもそう簡単にはよくなると思うわけでありませう。特に2・2・11号の調査費すらついてない。こういう状況において、都営の跡地について、この日野市の要望をするということは当然考えられますけれども、順序としては、やはりこの道路が通らないことには、調査がつかないことには2・2・11号線が幹線は抜けないわけでありませう。

そういう面で、やはりこのあたりから、もっと都や国に要望する、ということが必要じゃないか、と思っておるんですが、このあたりの見解、ちょっと教えてください。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

まず1点目の件ですが、今市民の森スポーツ公園の北側に16メートルの道路が用地がございませう。一部舗装してありますが、これはスポーツ公園の利便を向上といひませうか、使いよくさせるために市が東京都の了解を得まして暫定的に舗装したということございませう。将来は神明上の地区外排水路が2・2・10号線の下に入り、これが完成いたしますと、今申し上げました道路の排水もその都市下水でとれるわけございませう。東京都は、63年には2・2・10とあわせてこのスポーツ公園の北側の道路も整備をしたい、ということになってございませう。そうしますと、都道として整備がなされ供用開始をされるということございませう。したがって、現在は法的には通路という形で使用してございませうので、一般の車の通行を遮断をしているという状況ございませう。

御指摘のありました問題の抜本的な解決は、この都道としての整備が完了いたしませんと不可能ではないか、というふうに考えてございませう。

当面の交通安全対策につきましては、十分調査をいたしませうして、対処いたしたいというふうに考えませう。

2点目の東町地区と申しませうか、この地域の整備の問題で調査費の御質問ございませうけれども、御承知のように、61年度に日野本町を中心にいたしませうして、日野市と住都公団でまちづくりについての調査をいたしませうしました。

この調査の結果に基づきませうして、日野市としてどういう対応がベターか、というものを今検討しているわけございませう。この方向が定まれば、定まりませうして、例えば区画

整理ということに決まりますれば、御質問ございましたような区画整理の調査に入る、ということでございます。具体的には、区画整理ということになりますれば、A調査から入っていくということになるわけでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野照男君。

○6番（天野照男君） 私の言っていることが、私も口下手で説明不足の面もあるからわからないのかわかりませんが、要するに、この立日橋が64年からですか、片側通行になり、そして交通量が日野橋と両方に分かれた場合には、あの一角は子供が通学路として利用している通路であります、道路であります。そういう面から、当然交通事故の問題、その他事故があるのではないか、ということが一番親としては心配なわけです。そういう面で、私は、あそこの道路を抜くには、どうしたってこの2・2・11号の調査費をつけて、この日野市全線を開通しない限り交通の渋滞は緩和できないんじゃないか、ということを私は言っているわけです。

そういう面で、ぜひ区画整理事業というものは実施するまで相当時間がかかりますし、ある程度道路の用地、2・2・11の用地が確保できるならば、これは早く道路の整備をしていただかなければならないのではないか、ということを私は申し上げたいわけです。ぜひ、そのように努力していただきたい。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 1点お伺いいたします。

8月の5日付で私どもに配付されております全国市議会旬報でございますが、この1面の見出しで、税制改革法案、早期成立求む、ということで地方6団体が国会に緊急の要請運動を行った、という記事がございます。この本文の最初のところだけちょっと御紹介いたしますと、「本会など地方6団体は、地方税法一部改正案、地方交付税法一部改正案など税制改革法案の早期成立を求めて云々」というふうになっております。

御承知のように、この税制改革法案の中心はマル優の廃止が含まれているわけございまして、このマル優の廃止をめぐる今国会でも論議が行われているところであります。地方6団体といいますと、議長会もたしか入っていると思っておりますし、市長会も確かに入っていると思うんです。

それで、先ほどの市長の行政報告の中になかったので、市長にちょっとお伺いしておきたいんですが、緊急の要請行動ということでございますから、全体の総会などで確認して行くのかどうかわかりませんが、これまでの地方6団体の意思是マル優の存続にあったらと思うんです。日野の議会も大体そういう方向で来ておりましたし、地

方6団体もそういう方向で進んでまいったのでありますけれども、急にここにマル優の廃止を早期成立を要請するというようなことは、まさに寝耳に水、という感じを私たち受けたわけでありまして。

それから、ことし3月5日付の同市議会旬報によりますと、この4面、4面と申しますか、2面のところですかね、61年中の議会の市議会の意見書と決議の動向というのが報告されているんです。マル優存続は最多だっていうんですよ。最も多かったということですね。大型間接税反対も目立っておりますけれども、マル優存続を求める意見書・決議は最も多かった。数にいたしまして意見書は295件、決議が5件、合計いたしますと300件の存続を求める意見書・決議が政府に提出されたということで、全国の市議会の中でも、やはりマル優の存続を求めるという声は圧倒的に多かった、ということにもなるわけでありまして。

このことに基づきまして、市長会などでは、例えば事前にそういう通知なり意見を求めることが行われて、この緊急要請行動が行われたのかどうかですね、市長にその辺のところをひとつ伺っておきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 正確なお答えができるかどうか、認識不足の点もあると思います。

地方各自治体は62年度予算編成に当たりまして、いわゆる当時の税制改正の課題、政府の言うところの、いわゆる売上税の動向ということで、本来見通せる、例年ですと見通せる状況が見通しがたい、という状況にありました。そのために地方財政の措置が未確定の部分として残されているわけでありまして。

一般、地方6団体等の立場といたしましては、つまりそのことが国の補正なり何なりで明確にされないと、地方財政計画そのものもまだ未確定と言わざるを得ない。つまり年度間の財政構成が不確実だ、ということでありますので、急ぎ決定をし、措置をしてほしい、とこういう意見が統一的に出されております。

したがって、その結果がマル優の存続であるのか、ないのかということまでは確認された中で言われていることではない、とこういう状況だと思っております。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） マル優存続あるいは廃止、含むかどうか確認されてないということでありまして、これは御承知のように、マル優廃止を中心の柱とする税制改革、ということとは、天下の周知の事実でありますから、当然そのことも含まれた税制改革を

早期成立を求む、ということでの要請行動ではないか、というふうに容易に推察できるわけでありませぬ。

事前にそういう意見を求めることは、あるいはなかったのかもしれませんが、もし、なかったとすれば、これまでの議会の意思、あるいは住民の要請等、あるいは市長のこれまでの議会の答弁等に明らかのように、考えから明らかに反するんではないか、というふうに思わざるを得ないわけですから、市長会等にもそれをしかるべく、やっぱり意見を出すということが必要なんじゃないか、というふうに思うわけでありませぬ。

先ほど、日野の議会のことについてもちょっと触れたんですけど、昨年の12月の議会に少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書というのを、これを上げておりますし、ことしの3月の議会には売上税導入に反対し、マル優制度の存続を求める意見書というのを、これも決めて上げているわけです。2回にわたって議会で可決し、政府に意見書を上げている。この際に全会一致議会はこれを決めているんです。一人もこの意見書には反対したという例はないわけですし、それはまた市民の意思を反映したということにもなるんじゃないか、というふうに思うわけでありませぬ。

マル優の存続を求める、ということは今後はやはり強く意見を述べていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、要望点を含めて質疑を行ったわけでありませぬ。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） それでは、まず第1点目として山王前1号線ですね、この件について伺いたいと思ひます。

この山王前1号線は大分前から拡幅したいというようなことで、当事者とも折衝してまいりましたけれど、せんだっても地主の方20名ばかりいらっしゃいます。十六、七名の方にお集まりいただいて、一応拡幅の意思を伺ったところ、いろいろ意見が出ましたけれど、最終的には、いずれにしてもできることなら、この際、拡幅していただきたい、というようなことで、これからどういうふうに取り組んでいかれるか、その点を伺いたいと思ひます。

それから、2点目としては、これも前から再々申し上げていたことなんですけれど、私どもの大和田運動広場ですか、そこ建設省がそこへ築堤しました。そこにU字溝をいたんですけど、これが非常に狭いということで、以前はその途中で浅川へ落ちていたものをずっと延ばしてきたというようなことで、大雨が降った場合、これが溢水する。昔ならきれいな水でしたけれど、今ここはほとんど雑排水で、ついこの間も家庭、

3軒ばかりそのそばにお宅があるんですけど、そこに溢水してしまいました。

この危険が出てくることはもうわかっていたので、その当時、強く市の方にも、また建設省にも申し入れてくれ、というふうにお願ひしておいたんですけど、とうとう建設省に一方的に押し切られてしまって、現状のような形で、やっぱり心配したとおりの水害が出てしまったということで、一体、市と東京都ないしはまた建設省ですか、こういった関係についてもっと緊密に、またもっと住民の意思を反映した方法がとれないものかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから、これは市長に伺いたいんですけど、武蔵台団地ですか、ここの雑排水の処理場は市の方へ大分前にも市の方で受理しております。ところが、滝合自治会ですか、ここの雑排水の処理場は住民の方の非常な熱意にかかわらず移管されていない。この辺はどうなっているのか。その点を伺いたいと思います。

それから最後に、これはふんでもないようなことですけど、この間の広報ですか、にもちょっと出ていました犬のペットの飼い方ですね、これのモラルについて、ということで、私たまたま自治会長やっているものですから、大分このことに関しては苦情が来ております。

一応、皆さん袋を持つなり、またシャベルを持つなり、ということですけど、なかなか見かけたところ、その中身はいつ見ても空っぽだ。けさほど、たまたま議会へ来ながらちょうど散歩の方にお会いしましたら、この方は袋だけ持っていらしゃった。果たして、じゃあ犬が垂れた物は何で袋の中に入れるのか。この辺ちょっと、もう少し啓蒙、要するに狂犬病の予防注射ですか、接種、その場合にももっと徹底して、やはりモラルを確立していただきたい、という啓蒙が必要じゃないかと思います。

以上について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 第1点目の御質問につきましてお答えしてまいりたいと思います。

山王前1号線につきましては、今御質問者もございましたように、非常に協力体制が整っているわけでございます。非常にありがたいことでございますが、これにつきましては、近々のうちに境界の立ち会いを実施していきたい。それで境界の立ち会いが終わりましましたらば、実際に各筆ごとの買収面積等も決まるわけでございます。それらの決まった暁に、各地主さんとも交渉いたしまして、年度内に何とか買収していきたい、こういう計画でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、2点目の大和田運動広場の溢水についての御質問がございましたんですが、状況をよく把握いたしまして、善処できるものであれば何とか交渉しながら善処したいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 犬のふん公害の御質問でございますけれども、御質問の中にもございましたように、最近、広報を通じまして、そのモラルの確立につきまして市民の皆さんにお訴えをいたしております。

また、おっしゃるとおり毎年の畜犬の登録のときに、ペットを飼うについての心構え、特にそのふんの処理の問題についてもパンフレットを配布するなど努めております。

今後も広報に今以上に積極的に回数をふやしまして、この啓蒙について掲載をしてまいりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 3点目の御質問についてのお答えでございます。

これにつきましては、よく用水路の方に放流されている、こういうような実態を踏まえまして、よく現地を調査いたしまして対応を考えていきます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中の武蔵台団地、それから滝合自治会と言われましたが、間組が造成した団地、その生活排水が多分疑問がある、ということだろうと思っております。

武蔵台団地につきましては、当時二重浄化がされてあった。このこと経費の持ち方で、地元から疑問を出されたものですから、二重浄化でなくて、一般家庭のように一次宅地浄化で排水を認めましょうといいますか、あるいはこの水路に排水を、経路となりますということは当時行政指導いたしました。

それから、滝合自治会の分につきましては、これは用水路を経由しているものもあるかもしれませんし、滝合小学校のグラウンドの下に排水管がある、という話も聞いたことがございます。余り正確に承知しておりませんので、なお調査をしたり御意見を聞いたりして、正常でない状況があればなるべく正常化を図っていききたい、とこのように考えます。

○議長（黒川重憲君） 高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） 1点目については、一応わかりました。いずれにしても、鋭意

これは進めておいていただきたいと思います。

それで、ここでちょっと私聞くのを忘れたんですけど、これを拡幅する場合、公図に基づいてやるのか、現況でやるのか。その点、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、大和田の運動広場のところの用水、U字溝ですか、これの溢水ですけど、これは、せんだって緊急処置として土木課に反対側の北側の用水路の清掃を一応していただきました。これで様子を見て、その上で対処しよう、ということになっておりますけれど、いずれにしても、今度この用水がまた改修をされますので、八王子方面から来る家庭用の雑排水、それから日野の雑排水、これが三方からここへ集まってしまうということで、根本的には、これはどうしても建設省の築堤した用水路ですか、これから逃さないと無理だろうと思うんですね。さもなければ、新しい築堤に沿ってつくったU字溝ですか、これをもう少し大きなものに変えないと不可能だ、ということで、この用水路がことしの上流まで行って完成しますから、その場合、大雨が出た場合、このグラウンドの方へ回ってくる用水、水量ですね、これが非常に多くなると思うんですね。そうすると、またその家庭へ溢水する、という現状になると思うんです。

それで、このことに関しては、当時もう、先ほども申し上げましたとおり、もう想定できましたので、その当時、さんざんこのままじゃだめですよ、ということをお願いしたんですけど、建設省の一方的なあれで、現在の姿になってしまった。その結果がこの間の大雨で床下浸水してしまった、という現状でございます。

そういったことで、これに対しては、なお建設省とも話し合っ進めていただきたい、と思います。

それから、ペットの件でございますけれど、部長の方からなおよく、これから広報等を通じてやっていく、啓蒙していく、というふうな答弁がございましたけれども、これ、よほどよくやっていただかないと、なかなかモラルを守っていただけない、というのが現実でございます。

試しに、運動広場の前へよく散歩に来ますので、そこへ犬、猫のふんの始末は責任を持ってやってください、という看板を見ながら、その前で平気でやられている方がいらっしゃる。（「看板が読めないんだよ」と呼ぶ者あり）いや、今小学校、義務教育があるはずですから、そのくらいは読めると思うんですけど——そういったことで、この点、とにかくまたよく御検討いただきたいと思います。

それで、最後の滝合自治会の汚水処理場の市への移管ですね。これ、調査して意見等も聞いてやっていきたいということですけど、これはぜひ積極的に進めていただきたい

いと思います。

以上、1点だけ、じゃあ山王前1号線の現況か公図か、どちらを基準にしてやるか、この点だけをもう一度お伺いします。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 道路等の買収につきましては、一応公図を基本として境界確定を行い、面積を出して、その面積に対します買収をしていく、これが基本的な考え方です。以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 3点質問をいたします。

1点目は、この9月4日に敬老大会がございました。そのときのことなんです、あるお年寄りから受けたことなんです、たまたまあの日はかなり雨が降っておりまして、足の悪いお年寄りが御不自由だったんでしょね。で、それまで私も十分気がつかないんですが、役所と前の中央公園との間に道路がございまして、そこにバス停がありません。バス停の所に、どうして屋根がないんでしょね、ということなんです。お年寄りも含めて市民も一番使う場所だ。ぜひ市の努力で屋根ができないものでしょね。こういう雨の日には、特に我々年寄りは不自由ですよ、困りますよ、というふうなことを言っておられたんです。

で、私それなりにちょっとほかの市のことを考えてみたんですが、八王子あたりは、かなり道路上のバス停に屋根があったりなんかしまして、数が多いように思います。日野では日野の駅の所と豊田の駅の所、それと市立病院の前ですかね、あそこだけではないかな、という気がするんですが、ぜひ、これも役所の前だけじゃありませんけれども、なるだけ大勢の——百草団地にありますか——方がお集まりの場所には、そういった配慮も必要ではないかなということ、たまたまそのときにお年寄りの声として私、聞きましたので、こういう対応ができるかどうか、ちょっと初めてお伺いをしたいと思いません。これが1点目。

2点目は青少協の——青少年問題協議会のことでございますが、これ7月21日、実は私、総務委員長の当て職ということで、初めて出席をする機会があったわけですが、年間2回協議会が開かれるということですね。

で、初めて出席をいたしましていろいろ感じるものがあつたんですが、まず委員のメンバーですね、構成メンバー。たしか一言の発言もされないで各企業の代表者も複数いらっしゃいましたね。そのかわり、何か当然青少年というか、子供たちを扱うんだから

いてもいいなと思っておりました、例えばボーイスカウトとかガールスカウトとか、そういう方々の代表はあの中にはいないです。また地域を代表する自治会の代表といえますかね、そういったたぐいの方もいられない。まず人選的にちょっと問題があるんじゃないかな。もう少し、やはり地域の全体の教育力といいますか、そういうものを高めようというものであるとすれば、企業代表がいてはいけないとは申しませんが、もっともっていてもいい人があるのではないかな、というふうなことを感じました。それが、まず一つです。

それから、進め方なんです。会議の進め方なんです、どうも市長が御自分が会長さんということで、座長といいますか、議長をやっておられる関係で、なかなかスムーズにいかないのかもしれないかもしれませんが、どうも一部の有力発言者といいますか、そういう方々が会議をリードしてしまって、せっかく集まったそれぞれの代表、各団体を代表する方々が少しでもいい、自分たちはこういうことをやっていますよ、こういうことをやったらどうですか、ということをお互いが連絡調整をする場であると私は判断をしますが、そういうことができない。一部の大きな声でじゃんじゃん発言をする人だけの場になってしまっている、というふうな感じを受けました。

その辺もぜひ運営を改めませんと、せっかく法律の設置機関としての青少協ですから、地区委員会等の、各地区委員会ごとの有効な活動と比べますと、そのまとめ役としての青少協の意味が問われる、というふうな感じがいたしますので、ぜひお考えをいただきたいな、というふうに思うんですが、その辺は、どういうふうに市長は青少協全体についてとらえていただけるのか、お伺いをしたいというふうに思います。これが2点目。

3点目は、きょうの報告にもございました。先ほど天野議員も触れておられましたけれども、多摩川沿いの地域の都市計画といいますか、構想の問題です。

これは、昨年度の予算で住宅都市整備公団のお金もいただいて、立派な報告書といいますか、日野本町北地区整備計画策定調査報告書というもののできたわけですね。これをきっかけにして、先ほども御報告がありましたけれども、東町地域の問題あるいは東光寺原というんですか、この問題とかが、どういうふうな将来的になるかわからないにしても、一つの方向性が生まれてきた、ということは高く評価をしたいと思うんです。

ただ、これだけじゃなくて、問題の留保地の利用計画を含めて、日野駅周辺、森町、あるいは日野本町地区、この問題もこの計画書の中には入っているわけですね。余りはつきりとは出ておりませんが、一つのプランが示されております。

せっかくこういうものをつくったわけですから、ぜひ該当する地区のブロックごとに

分けてもいいですから、今、市ではこういうものをつくってみましたよ、あくまでもこれはたたき台ですよ、ということで、できるだけ早い機会に大勢の方にお話をしていたきたい。

というのは、あの日野駅周辺の地区というのは、これまでは余り区画整理をしようとかまちづくりをやってくれ、というふうな強い声は出てこなかったんですが、万願寺あるいはその他の地区の区画整理等の、だんだん整備をされるぐあいを見まして、我が方もやらなきゃいけない、という声が大分出てきております。そういう点で、よい機会だと思いますので、このとおりになるとは私は思いませんが、ただ、一つのたたき台としてぜひできるだけ早い機会に説明会といたしますか、市はこういうものをつくってやっていますよ、というふうな場を設ける必要があると思うんですけれども、そういうお考えが今あるかどうか、これを伺いたいと思います。

以上、3点です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 1点目の御質問に対してお答えしたいと思います。

バス停の屋根の設置の件でございます。これにつきましては、市内でもバス停の屋根がついている所もあるわけでございますけれども、市ではこれを設置していないわけでございます。それで、その営業路線の会社が設置している、こういう実態でございます。ですから、御要望の趣旨を踏まえまして、京王とも協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 青少年問題協議会の御質問に対してお答えを申し上げます。

従来、この青少年問題協議会の事務につきましては、教育委員会の社会教育課が持っておりましたけれども、この協議会の性格、目的から考えまして、一教育の分野だけで問題を解決することではなく、すべての分野の人たちが集まっていろいろ意見を出し合って、青少年の健全育成に資する、こういう目的から、この事務局を市長部局に持ってまいりまして、現在、生活課で扱っております。

企業の代表につきましては、いわゆる大企業が以前はかなり中卒の子供たちを持っておりました。そういう関係から企業の代表ということで入っているものだと思います。最近、この中卒がほとんどなくなりまして、高卒になっております。しかしながら、二十未満の会社員もたくさんいるわけで、そういう意味から企業の代表が入っているわ

けでございます。

—それから少年団体の代表——ボーイ・ガールスカウトの代表などを入れてはどうか、というお話でございますけれども、市内の青少年団体の代表格のような形で青少年委員会議の議長さんに出していただいております。

さらに地域の代表につきましては自治会長、というお話でございましたけれども、これは役職だけで委員さんを委嘱するよりも、ふだんから青少年の健全育成に非常な意欲と関心を持って当たってくださる方、そういう方に地域の代表として出ているわけでございます。

それから、会議の運営につきましては、御指摘のとおり声の大きい者の意見がそのまま通りやすいように、今後十分配慮、反省してやってまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 3点目の多摩川沿いのまちづくりの計画につきましてお答えをいたします。

本日、お手元に差し上げました日野市多摩川沿い都市整備構想、ということで図面を差し上げましたけれども、これは東町地域から始めまして留保地の問題、それから確かに図面では落ちておりますけれども、日野本町北地区整備計画策定調査報告にも載っております森町の問題、駅周辺の問題、それから神鋼電機跡地の都営住宅の用地の今後の取り扱いの問題、それから東光寺原の土地利用ないしは今後のまちづくりの問題、こういうものを網羅的に提起をしたわけでございます。

今後、これらの問題を庁内並びに全庁的財政、あるいは市の職員の対応、東京都等ともよく調整しながら、ある程度の方針なり方向づけができた段階で地元と御相談をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 最後に、市長のお考えを聞きたいと思っておりますけれども、その前に順次。

1点目の役所の前のバス停の屋根ですね。これは京王との折衝というようなお話がありましたけれども、もし、それがうまくいかなかったとしても、市独自でもあの場所にはつくった方がいいんじゃないかな、という気がいたします。これを申し上げておきます。

それから、2点目の青少協の問題で、どうも市長のお考え、青少協に対する考え方が出てこなかったんですが、部長の答弁の中で、ちょっと私気になったのは、企業代表が出ているのは中卒者をずっと市内の大企業が雇っておった、そういう経緯もあって入っ

ているのではなからうか、というふうなお話がありましたけれども、よく聞きますと、企業代表者が青少協のメンバーになったのは最近じゃないですか。昔からこういうパターンではなかったような気が私はするんですね。むしろ、最近では中卒者というのは余りいないわけで、そういう点を考えれば、むしろ企業はあってもいいんですけども、それ以上に青少年問題を考えるべき人、あるいは実際に携わっている人という者がもっともっているんじゃないかな、ということで申し上げたわけです。

この辺を踏まえて、市長にはぜひこの辺の問題を、青少協の考え方を再度お答えをいただきたいと思います。

それから、3点目の多摩川沿い地域の都市整備の問題ですが、今の部長のお話のように、もう少し詰めてといいますかね、いろんな関係団体を詰めた後で地元の方々とお話をしたいというようなこと、これもわかるんですが、そうじゃなくて、せっかくこういうものがつくったわけですから、これをたたき台にしていろいろ議論をしてみましょうよという、そういう場をつくってほしいと言っているんですね。せっかくつくったんでしょ。これをお蔵にしちゃ何にもならないです。これをもとにして、いろんな議論が出てくると思います。この道路じゃまずいと思うとか、こういうふうにした方がいいと思う、これはもっと上に上げようとか、いろんな議論が出てくると思うので、そういう点で、ぜひ、これをまずたたき台にして、説明会という少し語弊がありますけれども、議論しましょう、皆さんのお考えを聞きたいという、そういう会合を市が主催でやってもらいたいと、こういう意味合いでございます。

その中で一番問題になると思いますのが3.4ヘクタールでしたかね、留保地の扱いなんですね。当初から市長がちょこっとお話しになっておりましたが、高層住宅をつくらせてもらって、その見返りとしてプール付きの大きな体育館をお願いをする、こういう案が具体的に示されているわけです。この案につきましても、やはり住民の方々、多くの方に私は聞いておりますけれども、かなり反発も多い、そういう点で。しかし、反発が多いといって、じゃあ、すぐ全部やめてしまえとは、私申し上げません。そういう点で、これも含めていろんな方のお話を聞きなさい、ということをお願いしているんですね。

さらに、昨今の新聞を見ますと、地価が余りにも上がり過ぎている、というような関係で、公有地、国有地の自治体への払い下げについては、ちょっと考え直した方がいいんじゃないかというふうな、そういう検討も今なされているようであります。

で、市長がまさにあの留保地に、緑がうっそうとした留保地に住宅をつくらうとなされた第一の発想というのは、日野市に金がないからなんですね。とすれば、その金がない、

金が何とかなるという点がクリアできれば、その高層住宅をつくるという面の問題はしなくても済む、という可能性があるわけでございますので、ぜひその辺も踏まえて、この留保地の利用についてはかなり慎重に、かつ時間をかけて対応してもらいたいというふうに思うんですが、再度この辺についても、できれば市長のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中の青少協——青少年問題協議会の会議の持ち方と、こういうことであります。この協議会は条例設置、定数70人まで、というような大規模な委員構成が定められておりまして、現在47名だと思っております。それで、いわゆる青少年問題、問題という結局は非行でありますとか、健全育成を図り、非行を防ごう、とこういう趣旨になるわけでございますので、それに最も至近距離にある、そういう論議の機関にしていくべきである、とこのように考えております。

ただ、確かに企業の代表というよりも、総務部長、総務課長、このクラスの方をたしか3名入っていただいております。これは雇用の問題もありますし、企業の何ていいますか、従業員の立場としての地域社会に求める意見、あるいは提言というものがあるのもよからうということで、現在のところ、一応入っていただいております。しかし、特別に積極的な発言もございませんので、なるべく有効な発言の場にしていただくように努めていきたい、とこういう考え方を持っております。

網羅することは望ましいことではありますが、一般会議の2時間半とか、長くやっても3時間という程度の中で、完全に意見集約ということは難しい手業でございます。したがって、座長としてもなかなか運営に苦勞するという事情もございまして、今後は司会役は、ひとつ別に定めて、進行的な役割を果たしてもらいたい、このように考えております。

それで、これは協議会が、つまり意見を集約をし提言をいただく、あるいは各界の見解を聞く、という貴重な場でもございますが、なかなか実施をする際の集約は難しいわけでありまして。そこで、私は今後、2段階構造にして、現在も、いわゆる地区委員会、中学校区を区域といたします地区委員会が実際の運動あるいは行動団体であります。したがって、それを実際的な運動、行動といたしましては、その地区委員会の組織を中心として、そうして地域に育成会、このような、もっとどなたも参加していただける構造にしたらいかがなものであろうか。特に委員さんという形を委嘱いたしますと、これはもう何かその方がなさる仕事だというふうに地域で見られてしまう。それよりも、みん

なが会員である、育成会の会員である、こういうことで広く運動に参加していただく、また行動にも御協力いただく、こういう方式が望ましいのではなからうか、このように考えております。

今後、そういう方向に対して御意見を伺いながら、効果の上がる方法、そして市民の方からその存在を認められて、そうしてそこの指導が、あるいはそこの運動が地域によく理解され普及をしていく、こういう手順をとりたい、とこのように考えております。

それから、第3点、まず多摩川沿いの地区の都市計画構想ということは今後進めていかなければなりません。その皮切りを立日橋の完成あるいは2・2・10号路線の施行の進行、あわせてモノレールのための路線となる道路の事前準備、あわせて特に2・2・11号路線、つまり東西にかかわる都市計画道路でございますが、この地域の東西にかかわる都市計画路線であります、いわゆるクローズアップされたといいたいまいしょうか、東京都においては都営住宅の改築のことが、この地域の中の今朝ヶ島、あるいは神鋼跡地、こういう所に計画が進められつつあります。これを一方的に進められてしまいますと、これは道路上の、道路上といいますか、路線上に位置する住宅、つまり移転を予定すべき宅地があるわけでありますので、それに対しますある程度の説明を持って出ないと地元説明は困難である。つまり、おれたちはどこに行くか、と問われたら答えられないようじゃあ、これしようがありません。しかし、本来なら買収によってその補償額で行き先を自分で探すというのが建前ではございますけれど、そういうことでは今日、大きな都市計画事業を遂行することは不可能だと思えます。

そこで、例えば住宅局につきましては、駅に近い姥久保都営住宅があります。これは地積もかなり余地もございまして、また高層化することも可能だと思えます。したがって、ある程度戸数はそのあたりに集中することによって、今朝ヶ島あるいは神鋼跡地についてはもっと戸数を少なくしてもらいたい。つまり、それができなければ建てかえ計画は見通しが立つまでとどめておいていただきたい、とこのように申し出をしてみました。これはいつに2・2・11号路線を通過させるためには、どうしてもそれらの見通しを持っていなければならないと、こういう理由からであります。

また、留保地のこと、あるいはその他の森町、駅の周辺、留保地につきましては、昨年、一応の当時の考え方も持ち出してみただけではありますけれど、なお、この東町地域の区画整理ということを考えます場合には、その範囲に入れるか、あるいはもっと別の方法を何か考えられるか、このあたりの詰めが大切でございます。したがって、慎重にかつ十分見通しを明らかにして、見通しをつけてと、こういうことで臨みたい、こう

いう考え方でございます。

○なお、たたき台を持って地元で協議ないしは説明の機会を、ということでございますので、だんだんそれらを資料によって進めつつ御協議を申し上げたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後3時08分 開議

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） まず、第1番目は、私が緊急質問した誤課税の問題ですけれども、先ほどの行政報告の中にありませんでしたが、そのてんまつを公式の場で御報告をいただきたい。第1点であります。

それから、次の3点は、全部関連、先ほどの休憩前の質疑の中の関連で恐縮ですが、まず、犬の飼育方で高橋議員が質問しておりましたけれども、この問題は、私が議員になりたてのころ、多分57年のころだと思いますけれども、この問題について一般質問をしたことがあるんですが、その後、何人かの議員がこの問題について何回か質問されているわけでありまして、先ほどのやりとりを聞いておまして、生活環境部長も答弁の中で、さらに広報を通じて啓蒙をしていきたい、というふうなことでありますけれども、あれから5年ぐらいたってますが、余り成果を上げているというふうには思えないし、やりとりを聞いておっても、抜本的な対応策というふうなものがないのかな、というふうに思いながら聞いておったんですが、最近、どこかの、自治体名はちょっと忘れましたが、犬を散歩する際に、いわゆるふんの処理をする道具を持って散歩する、ということをや義務づける条例をつくったところがあるわけです。

罰則はないようでありまして、しかし、その条例を設置するということによっての心理的な啓蒙効果といいますか、そういったものをねらったんだろうと思うんですが、この辺のところ一步突っ込んで、市長もどうですか、ひとつ研究してみて、その辺の問題解決に少しでも前進するかどうか、検討してみてもらえないかなというふうに思うわけです。その辺の提案について、どのように受けとめられるか。

それから、第2点は立日橋の件で、先ほど天野議員が63年開通、私の間違いでした、とうふりに申し上げておったようですけれども、天野議員は間違えていないわけでありまして、私どもは、63年片側通行、というふうに聞いているわけでありまして。64年度に延びたということについては、私は建設委員でありますけれども、建設委員会にも報告がありませんし、行政報告の場でも報告がなかったわけでありまして。

この立日橋の開通については、大勢の市民の皆さんが大きな関心を持っている重要施策であるわけです。そういったような施策の変更については、当然理事者側から報告してしかるべきではないか、というふうに思うわけでありまして。その辺の考え方と、それから1年延びた経緯といいますか、そういったものについて御報告をいただきたい、このように思います。

3点目は馬場議員が質問しておりました青少協の問題でありますけれども、私もこの会議に出たことがあるんですが、この構成の顔ぶれといいますか、ということで生活環境部長は子供の育成に関連の深い方々をメンバーに、というふうな考え方を述べられたようでありまして、私は、むしろそういう、もちろんそういう関連する方を中心にするのは当然でありますけれども、私はむしろ逆に青少年の健全育成に障害となっているといいますか、大きな影響を与えている業者関係ですね、例えば風俗営業とか、病院組合とかの代表とか、私も先般、ヤングに人気のある居酒屋何々と称する所へちょっと大人同士で行ったわけですが、店へ入ったらびっくりでありまして、お客は全部もう本当に20代、成人している人はもう何人もいないというような感じで、高校すら終わってない、高校在学中の子供たち、しかも女の子ですね、が大変多いわけです。

そういう子供たちがチューハイとかアルコール類をどんどん飲んでいる。中年の私らなんかは全く場違いの所に来てしまった、という感じですが、そういうふうな所の業者にも、こういう青少年健全育成の問題について討議の場に加えるということは、私は非常に意義があるんじゃないかと思うわけでありまして。

そういう観点でのメンバー構成というものも考えてみたらいいんじゃないかと思うわけでありまして。その辺の考え方について、どのように受けとめられるか御回答をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、第1点目の市街化調整区域内の都市計画税に対して、過誤納の還付、その後の経過を申し上げます。

まず多摩テックを除いた22件については、すでに還付済みでございます。それから、

多摩テックの場合ですね、その後、会社社長を交えまして役員間で話し合いを持っているというふうなことを聞いてございます。

それから、市としては、還付手続はその時点で全部終了してますので、いつでも還付できるという状態でございます。ということで、還付した場合には補正をお願いするようになろうかと思えます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 初めに、ふん公害の方でございますが、全国的にも珍しい条例を施行した市があるというお話でございます。この件につきましては、担当課が中心になりまして、今後研究を重ねてまいりたいと思えます。その間、研究の期間は当面、広報に今以上に掲載をふやしてほしい、というお願いをしてみたいと思えます。

それから、青少協議のメンバー構成ですが、従来の青少協の委員さんというのは、青少年の健全育成に寄与されている方、そういう見地からお願いをしてみているわけでございます。それに対しまして阻害をしているような方たちも積極的に委員さんにどうか、こういう御発言のように私は受け取りをいたしました。

こういう方を仮にこの会議の中へ入れますと、会議の運営の仕方が非常に難しくなるということは、私、予想されると思えます。恐らく、ほかの健全化の委員さんの方からいろいろ注文やら意見やらがその委員さんに殺到するようなことが考えられる。しかし、また逆も真なりというような言葉もありますので、非常にユニークな御提案と私は感じております。

御意見を参考にさせていただきます、今後のメンバーの交代に生かしてみたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 2・2・10号線の築造につきましてお答えをいたします。

この道路につきましては、先ほども申し上げましたけれども、東京都の施行でございます。いわゆる東京都が事業主体ということで、都道としての位置づけがされております。東京都は、この道路の築造建設につきまして用地買収から入ったわけでございますけれども、用地買収の段階で現地と公図と整合しない場所が出てきました。この整理をいたしませんと用地買収ができませんので、この整理にかなりの時間がかかったということが一つと、それから、用地買収の交渉にかなり手間取っているということでござい

ます。現在でも、61年度末、本年の3月末で申し上げましても3カ所の用地買収がまだ未済でございます。これを本年度実施いたしまして、本年度順調にまいりますれば、来年度片側だけでも築造をいたしたい、というふうに考えておるわけでございます。

先般の議会の中で、神明上の都市下水路の工事の請負契約の御承認をいただいたわけでございますけれども、そのときにも申し上げましたけれども、まだ用地買収が済んでおりませんので、一部切れた段階で工事に着手していると、そういう状況でございます。確かに2・2・10号線としての工事の延期等についてはお話しはしなかったわけでございますけれども、そういう事業の関連の中でお話しはしていた、というふうに一応私どもも考えていたわけでございます。

今後、委員会等をとらえまして十分その辺の細かい経過説明はしてまいりたい、というふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 第1点目の誤課税の問題についての御回答、おおむね了承いたしました。

この問題については、市長の判断といいますか、義務的対応と政治的対応といいますか、その判断を混同したところに今回の問題が指摘されたというふうに、私もそういう意味で指摘したというつもりでいるわけですが、こういうような例は今後もたくさんあるかと思ひます。十分に、いわゆる事務的な対応による判断と政治的対応による判断というものを混同しないで行政を進めていただきたい、ということをお願いしておきます。

それから、犬の飼い方については、条例ができたということについては、まだ把握してないようでありますので、ぜひ研究されて、実効ある啓蒙策を講じていただきたいというふうに思ひます。

立日橋については、部長の答弁もわかりませんが、私どもにもできるだけ単純明快に、その都度、御報告をいただければ大変ありがたいというふうに思ひます。

それから、青少協の問題で、先ほどちょっと私の質問の中で、ちょっと適切でない表現、いわゆる業界代表についての件ですが、部長も、阻害する、というふうな表現をされましたんですが、これはちょっと適切な、私も表現じゃないな、というふうに思ひますので、その件についてはちょっと取り消しをさせていただいて、青少年の健全育成に特に理解をしてほしい業者の代表の方を入れたらどうか、という形に変えさせていただきたいと思うんですが、部長の答弁の中で、ユニークな提言という受けとめ方をされて

いるわけですが、そこら辺が行政マンとして長年勤めてこられた部長の発想、受けとめ方だなというふうに思うわけでありまして、民間サイドで考えれば決してユニークな提言でも何でもありませんね。

もともとそういう青少年健全育成に理解のある人たちを集めてやっていることですから、そういう理解を得る機会の少ない人たちですね、そういう人たちにも積極的にそういう場を与えて、引きずり込んで、この青少年の健全育成はどうあるべきかという、そういう形に持っていくのが効果のある青少協のあり方じゃないか、というふうに思うわけでもあります。

ユニークな提案というふうな受けとめ方じゃなくて、ひとつ前向きに、積極的に構成メンバーについてはもう一度協議していただいて、内容のある青少協にさせていただき、ということ強く要望して、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 第1点は、機構改革についてお尋ねいたします。

この機構改革の問題につきましては、私も昭和59年に一般質問を職員定数の問題に関連して質問をさせていただきました。そのときの市の方の答弁として、行財政調査会を発足をさせて、そこで十分な検討の上で答申を出していただいた、それを基本にして考えていきたい、というふうな流れであったと思います。

この行財政調査会の答申を得て、それを踏まえてずっと来ているわけですが、私の記憶では、今第3回の定例会には報告として上がるのではないかと、というふうに見通しを立てていたわけですが、今回、案として報告もありませんし、それに関連するようなものも出ていないようですけれども、その点、どういふふうに市長はお考えになっているのか。この行財政調査会を踏まえて、どこまで作業として進められているのか、その見通しですね。そして今回、これに出てこなかったところの理由も踏まえながら、ぜひお答え願いたいと思います。

第2点は、保健センターの建物の色の件なんですけれども、私は個人的には、この市役所の庁舎の色自体もかなり色が濃くて、見方によっては少し色が暗いのではないかな、というような個人的には思っています。ただ、周辺が大きな広い道路に囲まれてますし、中央公園という大きな緑もありますので、景観的にはこの色でよろしいのかなというふうにも思ってますが、市民会館ができますときにも、私は、この色の系統でできるというふうには思っていないで、実際にでき上がる過程で、やはり同じ色の系統であったということで、市役所と——庁舎と一体的な建物ということで同じ色になったんだな、

というふうに理解をしているわけですが、聞くところによりますと、生活保健センターについての外壁の色についても、やはりこの庁舎、市民会館と同じような色であるというふうにもちょっと聞いているわけですが、その辺、生活・保健センターは市役所周辺と違いますし、その辺、あの大きな建物を建てるに当たって周辺に対する影響とか、さまざまな調査をされた上でその色を決められてきているんだろうと思うんですけど、その辺、どういうふうな過程で建物の色が決まってくるのか、その辺よくわかりませんので、ぜひ教えていただきたい。

特に、先般、モニュメント委員会ということで、私もモニュメントの委員で、仲田緑地の中に、モニュメントとしてどういうものをつくったらいいのか、という議論を先般したわけですが、そのときに、やはりどういうふうな基本的な考え方でいくのかという、その発想がきちっとしていないと、やはり、そのモニュメントの構造にしても色についても大きさについても違うということの結論でありました。個人的な考え方でかなり違う発想が出てきますので、市の方でも、やはりその色の問題についても、形の問題にしてもお出しになるときには十分基本的な考えを踏まえて、こういうふうな理念のもとでこういうふうなまちづくりをするので、したがってこういうふうなものになるんだ、というふうな作業をかなり固めていきませんと、反対の方の意見としてぽっと出てきたときに、それもそうだな、ということになってしまって説得性がなくなってしまうということで、私は、単に色彩の問題ということだけではなくて、その辺どういうふうにお決めになってきているのか、その辺少し心配ですので、お尋ねをしたいと思います。

それから第3点目は、今回、水飢饉ということで、小学校のプールが使われるかどうかということで非常に心配されたところですが、途中から小学校の開放プールということで事なきを得たんですが、その間、小・中学校のプールが開かれる前に、非常に市民プールが盛況であったということを知っています。日にちによっては午後の部が満員といえますか、そういうことで人員の制限もあったというふうにも聞いているんですけども、ほかの市営プールと比べまして、非常に設備がよくないというふうに思います。特に脱衣所関係のプレハブ的なものが複数並んで運営をされているわけですが、ほかの市営プールと比べて、かなり現行のままで少しずつ改善はされていると思いますが、実際、比較をされると、もう一目瞭然で非常に現状のままでよくないというふうに思いますので、早急にこの辺は検討していただきたいというふうに思いますが、この点どういうふうにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えいたします。

1点目の行財政改革の問題でございますが、恐らく御指摘の質問の内容としては組織の問題があらうかと思えます。行財政改革の答申につきましては、これをいただき、企画財政部中心としてこの指針を十分踏まえた中で、内部の検討あるいは課題、促進等、徐々にではございますが、進めている状況でございます。恐らく議員さんからの御指摘は、この中でも企画財政部が担当している組織の問題だ、というふうに御理解して経過を説明したいと思えます。

組織の問題については3月議会からの経過もあり、私の方としても6月には何とかしたい、というような本会議場での説明もいたしました。その後、6月議会中に私の方も内部としてかなりの調整に努力してきました。7月の下旬に新しい方法として各部長に組織の内容、改正原案を提示いたしました。しかし、その中の3月議会からの経過を踏まえますと、条例改正部分としては一部の廃止、一部の名称変更、これが条例にかかわる部分でございます。よって7月いっぱい、私の方も精力的に各部長の協力を得て進めてきたわけでございますが、やはり今の現状の中で一部を廃止するという点については、かなり日野市の行政の中での課題が多くある、というような結論に至ったわけでございます。

最終的には8月の22日に各部長会を開きまして、部長の意見を求め、その中で一部の廃止をしない、というような結論に至ったわけでございます。よって、この一部を廃止しないことによっては、条例改正は基づかない、よって、課以下の係の名称の統廃合であれば、これはもちろん規則改正でできる部分でございますので、今回、大変申しわけないと思えますが、そういう状況下の中で全体の意見調整をした中で、組織の部分につきましては、現状では見送ったという経過でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 第2点目の仮称生活・保健相談センターの壁面の関係につきましての御質問にお答えしたいと思います。

すでにもう壁面の色につきましては陶磁器質のタイル張りで、一般的にはれんが色と、こういうことを言っておりますけれども、こういうことで施行すると、こういうことで結論を出しております。庁舎と同じ色になろうかと思えます。

確かに、いろいろ色合いにつきましては、いろいろの御意見があるわけでございますけれども、設計の段階あるいは、その中で内部で検討した結果、これがいいだろう、とこういうことで結論を出した次第でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 市民プールの問題でございますが、御指摘がございましたように、ことしは給水制限が行われておりましたので、小学校のプールについては7月の30日から以降プールを再開することができるようになりましたけれど、その間は中止をしておりました。そのために、15日から開いておりました市民プールにかなり殺到しまして、入場制限、大体1,000人ごとに入場制限をやるというような形で今まで、ことしはそういう対応をやってきたわけでございます。

御指摘のとおり、設備その他かなり古くなっておりまして、御指摘のとおりなんですが、あそこについては御承知かと思えますけれども、浅川の築堤工事の関連で、一部敷地が削り取られるということがございます。ただ、その計画が当初よりも延びておりますので、いずれそういう機会があったらあそこは作りかえをしなければならない、というふうになろうかと思えます。その間は現状のままですけれども、設備の面に関しては、今までも部分的には手をつけてきておりますので、特に、利用上不便な点に関しては今後も検討の上、必要な改善策はとっていきようになりたい、というふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、順次お尋ねしていきますが、第1点の機構改革の問題ですけれども、今の企画財政部長の御答弁ですと、機構のある部分については見送ったというお話です。それで、この辺見送られたわけですが、市長は再三私の質問に対してもかなり踏み込んだ答弁を過去に数回されております。私も期待を持っているわけですが、今後、この部分について、どういうふうに考えていかれるのか、基本的な考え方と決意をぜひ承っておきたいと思えます。

それから、第2点の生活・保健センターの壁面の色の色彩の問題についてお尋ねしましたが、この辺については、建設部長の方から、設計の段階で検討した、という1点と、それを踏まえて内部での検討を踏まえて、というお話でありました。

そうしますと、これはもう確認的なことになるんですが、設計の段階である旧庁舎跡地の周辺の環境状況、建物の高さ等も踏まえて設計事務所がこのような色彩でいこう、という結論に達して、それを市の方に進言をして、それを庁内で検討した結果、この色でいこう、というふうになったというふうに理解するわけですが、それでいいのかどうかですね、これは確認の意味でお尋ねをしていきたいと思えます。

市民プールの件につきましては、今教育次長の方から、現状の状態はよく認識をして

いる。ただ浅川の利用計画、築堤計画との絡みでその見通しが立つまでは、現状でやらざるを得ないんだ、というお話ですが、ぜひ、築堤計画の過去のいきさつについても承知しておりますけれども、早く見通しがついた段階で現状のような施設を早急に改修していただきたい、その作業を進めていただきたいというふうに思いますので、これは希望しておきます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行財政調査会の報告を受けて、事務処理の簡素化、効率化、そうして、その実効を上げる、こういうことの本意から、必要な組織改正のことを考えておるわけでございます。確かに提案をしかけた当時のいきさつ、ないしはその後の経過ということもあるわけでございますが、内部の検討ないしは意識を等しくする、こういう努力こそまことに大切だ、ということを痛感をいたしております。

したがって、組織改正の特に清掃部を組織上、統括して、そして、ある部に編入する、ということが条例事項の部分であったわけでございますし、伴って部の一部編成がえも考えたわけでありまして、いろいろ内部討議を経てみますと無理な面がある、またそして同じ組織の中で、一方には今日の情勢は行政需要が確かに増大している面もございまして、簡素化とか機能化ということを特に強調するためには、どうしても人員が若干配置転換できる、こういうことが伴わなければ実効を伴わない、という見解もございまして、

したがって、なお若干の時間をかけて、いずれ施行は来年度からということになりますので、十分内部的な討議と理解を得た中でやっていきたい、必要な措置をやっていきたい、とこのように考えております。

それから、ついでに保健センターのカラーのことでございまして、近い距離でもございまして、生活・保健センターは庁内、本庁の一部の役割も果たすということがあるものですから、この周辺におきましてはカラーを統一することが市民の御理解に有効ではなかろうか、という考え方で、同じ色は出せないそうでございまして、多少薄いということになるようでございまして、そういう色彩を採用して、こういうふうに進行的にいたしております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） ちょっと機構改革の件につきましては、中央の方でも中央官庁の統廃合とか非常に難しいということで、小委員会でもその辺には触れられなかったぐらい難しい問題のようですから、組織の機構改革について踏み込んだ事項ということに

なれば、単なる能率化、簡素化ということの域を超えていますので、十分庁内の意見も踏まえながら、というお話は十分わかりますので、慎重にやっていただきたい。

ただ、やはり行財政委員会、何回も二十数回重ねてきて結論を踏まえて、それを実施していくわけですから、その辺の決意はきちっと持っていただきたい。見送り、見送りということではないようにしていただきたい。そうでなければ、何回も本会議で答弁をされてきたことが、結果的にはうそをついたことに私はなると思います。

それから、先ほちょっと私、建設部長にお尋ねをしたんですけれど、市長はちょっと御答弁なさって、ちょっとわたしは今戸惑ったところなんですけど、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、設計の段階で、設計事務所の方でこの色にしてほしいということで、した方がいいですよ、ということで設計事務所の周知的な、いろんな判断を踏まえてそういうふうになった、さらに内部検討を加えてそれでよろしいというふうになった、ということで今確認をさせていただいたんですが、今市長の方から、そういう方向です、というお話で、私はちょっと本質的に触れるものですから今お尋ねしているわけですが、庁舎を周辺としたところの色というのは、この色でいくんだ、というふうな発想に立った上で、設計事務所をお願いをしてきた経緯なのか、その辺が非常に根本的に触れる問題ですからお尋ねをしているわけなんですけれども、どうなんでしょうか。

原則として、庁舎を中心にした色はこの色でいくんだ、したがって、こういう色で主な建物についてはいくんだ、というふうな発想で今お話を伺ったような気がするんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） お答えします。

御質問の中で、設計事務所から確かに相談があります。で相談しまして、そこで色見本等を取り寄せるわけでございます。それで、その色見本によりまして各、たしか課長以下で3カ所ほど、こういうような類似の建物を見たわけでございます。色見本ですと場所が少ないものですから、全体としてやはり見る必要があるだろう。こういうことで3カ所ほど現地を見て、それでなお、さらに内部で検討した結果、今申しあげましたこの陶磁器質のタイル張り、こういうことに最終的には決定した、こういうことでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） ちょっとしつこくなるようで恐縮なんですけれども、これから

の公共物、例えば病院が建ってきますとか、公的なものがまだ何カ所も建ってきますのでちょっとお尋ねをしているわけです。

考えてみますと、中央図書館ですか、豊田の南口にあります図書館が、たしか庁舎と同じ系統の色だったろうというように思うんです。で、先ほど私申し上げましたが、かなり何階建てのもの建物で、こういうふうな色の系統のものが日野の市内で建っていくことに対する付近の景観の問題ですとか、まちづくりの基本的な問題に私はかかわってくる要素が十分あるのではないかと思うんです。清掃工場の色はれんが色じゃないわけですけど、そこら辺の色の公共物の色の問題の系統といいますか、そういうものは、恐らく設計の段階ではその辺の近辺の緑の量の問題ですとか、将来の都市景観のあり方の想像を描いて色まで決定をされてくるんだろう。

今の建設部長のお話ですと、3人の担当の方がほかの類似的な物を見られて、それで、この色を決定した。それも設計事務所とのちょうど相互のやりとりの中で決められた、というふうに私は今理解したところですが、市長、それでよろしいですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） はい、結構です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） それでは3点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目といたしましては、点字ブロックについて質問いたします。

最近の状況の中で、やはり体の不自由な方が快適な暮らしをさせられるようなまちづくりをしていこう、というような動きが少しずつ出てきておるところであります。まだまだ現実的にはほど遠い面があるところでもあります。当日野市におきましても、体の不自由な方が安心して暮らせるような、その要綱づくりも今検討して来年度から実施していこう、という方向の流れがあるということで、この間の一般質問の中でも答弁があったところでもあります。

日野市の市内の駅を見ますと、現在、七つの駅がありまして、特に京王線におきましては、駅の構内におきましての点字ブロックということがある程度完備されているところではありますが、特にJR線におきましての豊田駅と日野駅ですか、については特にその駅周辺のその部分については多少点字ブロック等が設置されている面もありますが、駅の構内におきましては、まだ設置されていない。特に豊田駅におきましては、東京光の家ですか、がありまして目の不自由な方が駅を御利用する機会も市内の他の駅よりも比較的多いかと思いますが、現実的には、駅構内におきましての点字ブロックの設置がま

だされてないということでもあります。

そこで、行政といたしまして、その辺の目の不自由な方が安心して利用できるようなまちづくりの一環に沿った形の中で、市内のJR線の駅については、JR線——旧国鉄にお願いなりして設置されるように前にそういう経過があったのか、また、それについて、もし——またお伺いいたします。

それから、第2点目としては、先ほど福島盛之助議員の方から御質問がありました石綿のことでございますけれど、教育次長の方からも答弁がありましたように、石綿は空気中に浮遊しております粉じんを吸いますと、その粉じんが肺の中に針のように突き刺さっていく。それが長い間の時間の経過の中にかんの可能性が非常に高いということが、特に今大きな関心事になっているところであります。

その石綿につきまして、先ほどの答弁の中にも日野市内の小、中学校につきまして、小学校については7校、中学校については3校ある、という実態調査が浮き彫りになってまいりました。そこで、ことしの夏休み期間中、それらの小、中学校におきまして改修工事等が数カ所、中で行われております。特に、先ほどの答弁の中の給食室の中に石綿が使われている、その工事も今夏休み中に行われたということでもありますので、特に滝合小学校のほか、どの程度の石綿の工事をされているのか、それについてお伺いいたします。

それから、第3点目としては、特に都市化が急速に進められる中におきましては、昔は田んぼがあり、また用水が非常にきれいな水を満々とたたえながら非常に風情があった日野市の静観でありましたが、都市化が進むにつれてコンクリートに囲まれ、なかなかそういう昔の面影が減ってきているところであります。

特に、その中で豊田の区画整理が進行中でありまして、豊田に流れております豊田用水ですか、につきましては非常に多くの方も存続という声も聞いておるところであります。昨今ですか、8月に多摩川のシンポジウムにおきまして、ある御婦人の方から市長に、その豊田用水の存続なり、またコンクリート化しないほしい、というような御質問があったように聞いております。その中でも市長は、御期待に沿うような形の中で、コンクリート化しないようにしていくような趣旨のお話があったというように聞いておりますけれど、豊田の区画整理におきまして、現在、豊田用水がどのような計画の段階にきて、基本的な部分で、どの程度、現状を活用しながらコンクリート化しない方向になっておりますか、それについて質問いたします。

以上、3点についてお願いします。

○議長（黒川重憲君） 御答弁をお願いします。第1点目。市長。

○市長（森田喜美男） 点字ブロックが老人の方の外出のために役立つということでございまして、なるべくその点字ブロックの設置普及を願っておる、進めておる、こういう状況でございます。

基本的には福祉環境整備要綱というのを目下その制定を進めつつありまして、それに原則的なことをそれぞれ当てはめていく、こういう方向で進んでおります。その中で点字ブロックのこと、あるいは誘導さく等のこと、あるいは建物におきますところのスロープでありますとか、そういうことが一定の指導要綱として規定をされていく、このように進めつつあるところでございます。

そこで、七つの駅にそれがうまく十分にできてるかということにつきましては、私もちょっと自信がございませんので、点検をして欠ける所があれば十分な措置をとっていき、このように対応させていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 先ほどもちょっと御質問がありました石綿のことでございますが、この夏休み中に滝合小とか高幡台小については給食室にありましたので、これは撤去作業をやったわけですが、そのほかに潤徳小の階段室と、それから四中の階段室につきまして、ほかの工事がちょうど夏休みで入っておりましたので、あわせてこの2校については階段室の部分についても撤去作業を終了しております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 最後の豊田南土地区画整理の区域の用水の取り扱いでございませけれども、現在ある用水は農業用水として過去から現在に至ったわけでございます。都市化に伴いまして用水の需要はかなり減退をしてきております。

一方、住む立場からいたしますと、いわゆる潤いのある水路、環境というものが要望されるわけでございます。言葉をかえますと、親水性のある用水路ということになってきているわけでございます。豊田の区画整理の中では、できる限りその趣旨を生かすような努力をしておるわけでございます。

ただいまの議員さんの方から、具体的にコンクリートを使わない、いわゆるごく自然な形での保存といいますか、活用の提案がありましたけれども、幹線の水路と申し上げますと、現在の水量のキャパシティを保持をするということになりまして、これを自然の土の護岸で用水を保存するということになりますと、その擁壁の角度が物すごくなだらかなものになるわけでございます。そうしますと、この用水にかかる用地の面積と

いうものが倍以上に膨らんでくるということでございます。これは、区画整理の減歩とか、あるいは市が市費をつぎ込みまして、この用地を確保すれば、物理的にはできないわけではございませんけれども、実際問題として、そのような水路というのは不可能ではないか、というふうに考えております。

しかしながら、冒頭に申し上げましたように、自然を残し、親水性の高いものということで、その辺に配慮をいたしまして、区画整理の設計、実施を考えていくということでございます。

本日の御質問は突然でございまして、もし必要でありますれば、資料等を後ほど提示いたしまして御説明をしてみたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 1点目につきましては、早急に、特にJR線の豊田駅と日野駅について確認をしていただき、設置できるよう御配慮の方ひとつよろしく願います。

それで、2点目の石綿につきましては、問題は、非常に石綿を撤去する場合の工事中におきまして、工事を行う作業員の方が大量に石綿を吸ってしまふ。または、その工事の施工中にその石綿が周辺に風になびきながら流れていく、そして周辺の人たちがそれを吸ってしまふというような部分も、いろんな角度から指摘されているところでございますが、この辺の工事的な部分でその辺の配慮なり、また行政側から工事を行う場合に、十分その辺を踏まえながら指導をされていますか、ひとつその辺も確認をさせていただきます。

それから、3点目の豊田用水に関しましても、確かに部長のおっしゃるように、コンクリートを使わず用水なり水路を確保するということは、なかなか面積的にいって大変な面が確かにありますが、私は、特に三面コンクリートではなく、二面のコンクリートにするなり、またそのコンクリートを一部使いながら、例えば底面におきましては砂利を敷いて少しでも動植物が繁殖しやすいような方法をとるなり、また魚が、何ていいますか、すみかといえますか、そういうようなのができるような方法とか、いろんな状況に合わせながら、ただ三面コンクリートにする、また暗渠にしてしまうのではなく、その辺も踏まえながら自然環境とマッチしていきながら、また当市の緑と清流でありませぬけれども、その大きな流れに沿った形の中の用水を、また市民に本当に水と潤いのあるような部分にできますように、さらに御配慮をしながら設計をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 石綿の撤去作業の直接の工事の監督は私どもがやっているわけじゃございませんけれども、実際にまだ作業基準その他がきちっと確立をしていないようでございますけれども、実際に撤去した石綿が周囲に散ってしまっただけでは、非常に今度周辺に大変な御迷惑をかけることになるし、校内の場合には他の児童がそれを吸うという危険もございますので、現在、普通に行われているのは、水とか薬液等で飛散しないようにして、その撤去した石綿を周囲に飛散しないような形でそれを産業廃棄物として厳重に処理をする。その間、当然作業員はそれを吸い込まないような防具装置その他を体につけて作業をするというふうに聞いております。

ですから、私どもの方は学校の撤去作業をやる場合にも、当然そういう基準を、基準といえますか、周辺に石綿が飛散をしないような方法によって工事を行っていただくようにもちろん要望をしております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 実際に、なかなかその石綿の撤去につきましては、専門業者もなかなか少ないようでありまして、そこまでは技術的にもなかなか業者も周知していない部分が現実の部分では多いようでありまして、特に、今後残された小、中学校の石綿の撤去につきましては、十分その安全性、また周辺の影響を踏まえながら十分対応していただきたい。

また、その最終処分地につきましても、業者によりましてその処分について、また二次災害、三次災害になる可能性があるような処分の仕方もあるように聞いておりますので、それも踏まえながら、今後の対策を十分とられるようお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） まず、関連をするところからお聞きをしていきたいと思っております。

先ほど市長が、日本共産党から大変厳重注意を受けました。税制改革関連法案の成立を要請をした地方6団体の行動について、それに所属をする市長の立場として若干慎重に行動するように、というおきゅうがすえられたわけでありまして。この市長の所属をしております全国市長会、また市議会議長会等も入っております。この地方6団体が税制改革の関連法案について早期成立を要望したということは、それなりの理由、根拠があったことだと思うわけですが、今回、国会に出ておりますいわゆる売上税関連部分を切り離した税制改革関連法案について、市長はその成立に反対であるのかどうか、賛成な

のか、反対なのか、どういうお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

それから、今の石綿、いわゆるアスベストについて質問がございました。福島盛之助議員の方からは市内小、中学校に通学している児童生徒の健康管理の面からの質問がございましたし、今、公明党の馬場議員の方からも同様な立場での御質問がございましたが、2点お尋ねをいたします。

まず、市内小、中学校には、このアスベストが小中合わせて10校使われているということがわかりました。空気中に浮遊をしているこの石綿の人体に与える影響が、がんを誘発する可能性があるということで、今各建物に使われているアスベストの実態がわかる調査をされているわけですが、他の公共施設、小、中学校を除く市の公共施設には全く使われていないのかどうか。例えばこの本庁舎等についてはどうなのかですね。市にはいろいろ建物の施設がございします。その点について当然調査をされていると思いますので、お尋ねをいたします。

それから、今教育次長の方から、小、中学校の撤去作業の経過の御答弁の中で、給食室はわかるんですが、「かいだんしつ」という言葉がありました。何か、今こちらの方でちょっと周りの方とお話ししたんですけど、どういう部分か、よくわからないんですね。会談と言いますからミーティングルームなのか、階段、いわゆるステップの階段なのか、よくわかりません。その点の御説明をお願いしたいと思います。

それから、機構改革についてお尋ねをいたします。

これも、先ほど夏井議員の方から質問がございました。ことしの第1回定例会で組織条例の改正案が私どもの議員の手元に配付をされたわけでありましたが、市長はこれを取り下げました。そして、これを受けて、私が第2回定例会で組織条例の提出が、なぜ6月議会ではできないか、ということをお尋ねをいたしました。これに対して長谷川企画財政部長は、現在、内部調整を行っている。つまり未調整部分がある。作業中であるが、9月議会には提出をしたい、とこの本会議場で答弁がございました。

しかし、今、夏井議員とのお話のやりとりを聞いておきますと、結局は8月22日の部長会で組織条例の改正案は提出しない、部の廃止は行わない、つまり課や係の統廃合にとどめるつもりで考え方を変えた、そういうことで規則の改正等で対応が行われる、というお話であります。

私は、朝令暮改という言葉があります。朝決めたことを夜になったら、もう変えてしまうという場当たり主義を言うわけでありますが、まさに、この機構改革については、この言葉がぴったりするのではないかと思います。この6月議会ないしは第1回定例会

での市の説明と、今回の本会議場での答弁の食い違いを、どのようにお考えになっているのか。その釈明をしていただきたいと思います。

それから、先ほど、市長の行政報告の中で、日野市多摩川沿い都市整備構想の説明が簡単にごさいました。私どもの今手元に来ております多摩川沿い都市整備構想のこの図面を見てもみますと、大体青梅、日野橋までの多摩川沿いということでありますので、日野橋以降の、つまり万願寺の区画整理地内、新井にかけての多摩川沿いについては、都市整備構想としては、現在のところ、何ら市は構想を持っていないのかどうか。

多摩川沿い都市整備構想、非常に大がかりな名前がふられているわけですが、その点については名称のつけ方について、一部、とでも入っていればなるほどなということではわかるんですが、万願寺の区画整理地内及び新井にかけての地域については、この中では全く触れられておりません。その点については何か御計画があるのかどうか。多摩川沿い都市整備構想についてお尋ねをいたします。

それから、最後に地区センターの件についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは、去る8月3日の臨時市議会で、仮称のふるさと博物館の契約案件が可決をされ、今御承知のように大きなクレーンが立って、この敷地内では工事がすでに始まっております。この第3回臨時議会で私どもに配られました資料の内容を見てもみますと、2階に講座室というものがございます。そこで、この講座室というものが、どう利用のされ方が考えられているかということについてであります。

つまり神明上のこの地域には、今まで何回となく請願が出されて、地区センターの建設早期実現が議会に対して、また市に対してさまざまな形で要請が行われてきたわけがあります。現在も厚生委員会で、この神明地区センター早期建設を願う請願が継続審査中でございますし、過去にも昭和58年に高山自治会、大体ほぼ神明三丁目を全域とするこの地域に自治会館をつくってもらいたい、という請願が出されて、これも採択をされております。こういうたびたび市に対しても働きかけがある中で、なかなか実現されない。

そこで、この今回建設をされますふるさと博物館の講座室を、地元の方が会議を開いたり、集まりを持ったり、そうした用途に使うことが検討されてはどうか、ということが考え方として地域で今出てきているようであります。この点については、利用目的等あらかじめ今お考えになっていることもあろうかと思いますが、地区センターがなかなか実現をしないという現状を踏まえ、一つのアイデアではないかな、というふうに私は思いますが、この点について、市の方で何かお考えになっている点があればそれを承り

たいと思いますし、ぜひ今後積極的に御検討をお願いしたいと思っておりますので、市の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の中で私が答えるべき部分を取り上げてお答えをしておきたいと思えます。

その3月議会の当時、売上税反対ということについては、私も明確に認識を持ち得ておるわけでありまして、その後の、先ほども御答弁をしたわけですが、地方自治体側にとってみますと、つまり税制改正に伴う減収等の措置がまだ具体化いたしておりませんので、それに対して1年間の子算執行上、そういうことでは困る、というのが6団体等の政府に対する要請であった、というふうに解しております。

したがって、マル優廃止制度、これがいろいろな審議条件の中に、国会においては可決されたというふうに——今参議院に行っているということでしょうか。そういう状況にある、というふうに承知しております。したがって、いろいろな政治運動はあると思っておりますけれど、私どもとしては特に定まった見解を意思表示をしている、そういう事情ではございません。

それから、第2番目、機構改革あるいは組織改正ということに伴いまして、態度が朝令暮改的ではないか、という御指摘でございます。確かに意欲と現実とはなかなか一致できないという、そういう経過はございます。今多少時間を、ということをお願いしておりますのは、やはりこの機会に庁内で十分論議を尽くし、みんなの理解の上に実施をするという方に考え方を傾けておるつもりでございまして、私の議会に対します態度の変更の件につきましては、これは御理解をいただきたいというふうに考えております。

多摩川都市整備構想の中で、日野橋より下流の部分の、つまり下田、新井方面には都市計画はないのか、という御指摘だと思うんですが、今回の表明には、そのあたりのところは確かに出てないわけでありまして。しかし、下田、新井につきましては、すでに区画整理事業を行っておるわけでありまして、また大きな浅川流域処理場という施設もできることになっておりまして、あちらに特にこれから構想を新たにするというものは特にないのではないか、とこう思っております。もっと例えば覆蓋の上に、処理場施設の覆蓋の上に何をつくるかということは、これからの課題ではございますが、都市計画上に特に都市計画道路でありますとか、あるいは都市公園でありますとかいうものは、ほぼ確定をしておる、このように考えたものですから省いた。あの方面については議会では十分御認識いただいているというつもりで触れておりません。以上です。

○教育次長（砂川雄一君） 2点目の石綿の階段室という言葉でございますが、ちょっとわかりにくくて大変申しわけなかったと思います。建物の区画としては階段室になるものですから階段室と申しましたけれども、実際に、上がったりさがったりする階段そのものでございます。その天井に学校によっては石綿が吹きつけをしてあるわけでございます。

教育委員会関係の他の公共施設については、現在のところ、石綿をつかってあるものについては確認ができておりません。多分ないと思います。以上です。

○総務部長（山崎 彰君） それに関連いたしまして本庁関係の御質問がございましたが、本庁関係につきましては、これの発生とともに一応建築の方にも問い合わせいたしましたところ、石綿の吹きつけはないというようなことです。

さらに、ほかの公共の建物については調査次第、こちらに報告をお願いをしたい、ということをお願いはしてあります。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 5点目の地区センター関係の問題と絡んで、今建築中のふるさと博物館、この2階の講座室を何とかそういうような形で使えるような方法は考えているのか、というようなお話でございますけれど、現状では、このふるさと博物館関係につきましては、展示物その他の関係等も含めて講座室が独立しているというわけでもございませんので、直接的には考えておりません。

この講座室は何に使われるのか、ということでございますけれど、今後、小、中学校の子供たちも相当数やってくる中で視聴覚教育ですね、講座室等を使っての視聴覚教育にできるだけ対応していかれるような段取りをとっていきたいと、こんなような考えているんです。

ただ、非常にふるさと博物館と本庁とが至近の距離にございますので、もし地元の方々からのお話等があれば、これは庁舎間としての連携をとらなくちゃならないんですけど、5階等にはたくさん会議室がありますし、守衛さん等もきちっと配置されているので、夜間等の利用等にはこちらの会議室等が使えるものならば使っていただければいいんじゃないか、というような気持ちは持っているんですけど、これは総務部の方の所管ですので何とも言えませんけれど、そんな気持ちです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 先ほどの共産党の板垣議員から市長が厳しく注意をされた売上税関連部分を除いた税制改革法案について、市長は特に積極的な意思の表明は、賛成、

反対はおやりにならなかったわけですが、私どもの議会も、この少額貯蓄制度の存続については、その存続を求める意見書の採択をしているわけです。ただ、その部分の中で欠落をしているといえますか、廃止の理由の中でよく言われる、いわゆる不正利用等についての対策ということについては、私どもの側から、いわゆる利用者側の立場からは、特に提言等は現在まで行われていないような気がいたします。こういう面の配慮、そういうものが十分なされれば当然存続ということが考えられるというふうに思いますが、その点については、なぜか余り積極的な提言が出てこない、そういうことは私どもも言えると思います。

御承知のように、マル優の限度については大体1人当たり900万まではその枠があるわけですね。マル優300万、それから郵便貯金300万、それからマル特と呼ばれるものが300万ですから、900万までは税金がかからないという現状になっているわけです。ですから、普通のいわゆる平均世帯等で家族4人だとすれば3,600万までは税金が課税の対象にならない。3,600万貯金のある方というのは、かなりお金持ちの方だろうと思うんです。

しかし、不正利用があるということで、この制度、是が非でも守れという立場からすれば、やはり、こうした逆に金持ち優遇になっている面についての対応、また不正な目的でこの制度を利用する、そうした者に対する対応というものが、今後具体的に示されていく必要もあるだろうというふうに思います。その点を全くはおかぶりして何か切り張りをするような議論だけで、表面だけの議論で終わるというようなことがあってはいけませんので、こすっからく法の網をくぐる者を擁護するようなことがあってはいけませんので、あえてこの点を取り上げた次第であります。

それから、機構改革については、市長の方からは反省をされているような弁は聞かれなかったわけです。一度議案を私どもに送付をする、それを上程しない。また、その次の議会では9月議会には出します、と担当部長は回答している。しかし、今度は出さないことにしました。3カ月後には前言がひるがえった。これは朝令暮改的じゃなくて、朝令暮改なんですね。市長は、こういうことに関しては、なかなかカエルのつらに何とかで、余りきちんとした反省の弁は述べられないんですが、担当部長としては、どのようにお考えになっているか。部長のお立場で一言承っておきたいと思います。長谷川企画財政部長が、9月議会には提出をしたい、とおっしゃいましたので、ひとつお答えをいただきたいと思います。

それから多摩川沿いの都市整備構想についてであります。市は、こういう構想を持っ

ております、ということがまたいろいろな機会に発表されると思いますが、日野橋から下流の、確かに万願寺とそれから北川原公園等については、すでに都市計画のこれからつくられる処理場、またその上には公園がえられる、というようなことが大体市民の方にも周知がされていると思いますが、高速道路までの四小なんかがあります所までは特にやはり多摩川沿いなんです、今市長がおっしゃった幾つかの計画には関連のないところですね。ですから、多摩川沿い都市整備構想という銘を打たれる以上は、やっぱり多摩川全体を頭に入れていただいて、そして、それを図面の上に、地図の上に落とししていくということがないと、もし、この地図がひとり歩きをすれば、日野橋から下流の皆さんは、特に区画整理や北川原の方とその地域にかかわりのない方は、市の考え方に十分理解を示せないだろうと思います。

その点、今後十分に御検討いただきたいと思いますので、お願いをしておきます。何か御答弁があればお聞きをいたします。

次に、石綿のことなんです、日野市でアスベストが使われているのは、いろいろ調査をされた結果、小、中学校だけだ、それも小、中合わせて10校だということがはっきりしたわけですが、細かいことで私の今感じたことなんです、給食室をまず除去しました、そして階段室をこれからやります、ということなんです、このアスベストの害というのは、私どもが聞き及ぶ範囲では、呼吸をすることによって浮遊をしているアスベストの細かい繊維が肺に吸い込まれる。そして、それが蓄積をして多年そういうことを繰り返していると、じん肺とか、肺がんを誘発する、そういう危険性があるというふうに理解をしているわけですが、口から食物を摂取しまして胃袋に食物を入れるというその過程で、アスベストが何か混入をして人体に害があるということであればよくわかるんですが、むしろ、呼吸をすることによって人体に入るわけですから、もし除去するとすれば、階段室の方が順序としては先になるのが妥当じゃないかな、というような気もするんですね。何か給食室は食べ物を扱うから、そっちからやった方が世間体がいいだろう、というような配慮だったのか、よく専門的なことはわかりませんが、ちょっとそういう気がいたしますので、この点、御回答いただきたいと思います。

それから、神明上のふるさと博物館の講座室の活用についてですが、先般53館目の地区センターが日野台二丁目に完成をいたしました。残りはこの神明地区、それから西平山ですか、そちらの方でお願いをしておられるもの数カ所になってきていると思います。現に日野市の中心部分で、いろいろな公共施設が集中をしているこの地域に地区センターをつくっていただきたい、という地元自治会初め住民の方の要望が実現できない、とい

うのも随分首をかしげたくなる話なんです、土地が非常に高くなった、用地がないというようなことが背景にあると思いますが、せめて暫定的に、こうした市の施設がせっかくできるわけですから、ふるさと博物館のこの講座室を活用してみるのも確かに一案ではないかと私は感じているんです。

視聴覚のために視聴覚室としてお使いになるという利用の目的はもちろん今わかりましたが、常時使っているわけじゃありませんので、住民から会議室や集会の場所として、周りの地区センターで使っているような使用方法で利用が可能なら、ぜひそういう道も開いていただきたいと思いますが、担当部長はどのようなお考えをお持ちかお聞きをしておきたいと思います。

また、現在、請願が審査中でありますので、はっきりした御回答は無理なのかもわかりませんが、その地区センターの建設を願う住民の方の請願の趣旨が完全に達成されるまでの間、そうした緊急避難的な対応も積極的にお考えになっても私はいいいのではないかと思います、いかがでしょうか。以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 確かに議員さんからの6月議会での質問の中で、私も9月に、というお約束をいたしました。非常に私も6月の議会の中では幾つかの問題を部内の中で整理している状況の中で、十分3カ月あれば可能だろうというふうに私、判断した中で6月議会に答弁したわけでございます。

そういった状況の中を踏まえて、その実際に提案してみると中が非常にまた難しい問題があって、もう少し時間をかけて全体を調整していきたいというようなことを踏まえて、ただ、この議会のお答えした問題については大変申しわけない、ということをここで述べさせていただきます、釈明したいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 石綿のことでございますが、今御指摘がございましたように、確かにあれは空気中を浮遊して肺に突き刺さってそれが肺がんのもとになるというように一般的に言われておるわけで、それが食物に混入をして胃に入った場合にどうかということは一言も言われてないわけで、おっしゃることは確かにわかるんですが、ただ一般的に言いまして、やはりどうしても給食室というような絶えず子供たちの食事の準備をしている所でございますので、一般的に言うると給食室にそれが使われているということについての御心配の方が一般的には多くなるのではないかとということ、それと、現在それが使われているのは2校だけだということ、それから学校は一般的に夏にすべ

て工事を大体集中して行うわけで、その中に急にそういう工事を割り込ませるわけがございまして、そんなこともありまして、まず給食室と、それとあわせて工事が進行している学校については、階段の部分についてもあわせて撤去をやるということ、この夏休みは優先をさせたわけがございまして。

それと、階段については、いろいろ除去する際の技術的な問題も若干まだ明らかになっていない点もございまして、それで先ほど申しましたように、給食室と一部階段というのをこの夏休みには優先をさせたということでございまして。

それから、博物館の講座室の問題で、先ほど教育長の方からお答えがありましたけれども、当面の計画の中ではそういう博物館活動の講座活動とか、そうしたものに使っていくということで図面上は計画されてますので、管理上その他の問題が今後検討してみないと、仮にそういう形で集会に開放した場合に、果たして利用が可能かどうかというのは今後検討してみないと現在の段階ではわかりません。一応、内部の博物館活動の部屋という形で設計上はつくられているということだけ申し添えておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 神明上の地区センターのことについてお答えをさせていただきます。

神明上の地域につきましてははめばしい土地が見つかりませんで、請願がそのまままっておる状態で、大変担当部長といたしましても、心苦しく思っているところでございます。

そういう中にありまして、ただいま議員さんの御提案の地区センターに緊急避難的に利用できないか、こういう御質問に対しては大変ありがたいお話と私は受けとめております。ただし、教育委員会側には教育委員会側の御意向もあろうかと思っております。その辺を踏まえまして、今後話し合いをしてまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 最後に一つだけ御回答があればお聞きをしておきたいと思っております。

この機構改革の件なんですが、いろいろ今理由をおっしゃいました。内部討議で若干問題点はあった、時間をかけてこれから討議をしていきたい。内部の理解を求めていきたいとおっしゃったわけですね。今までの計画には無理があったということも、やはり御答弁がありました。

なぜ、こういう事態になったのかということ、やはり反省といいますか、振り返っ

てよく今までの経過を、よく気持ちの中でしゃくされることが必要じゃないかと思うんです。

私が想像することがもし違っていけば違う、そういうことも考えることも外れているわけじゃない、というようなことであればお答えをいただきたいんですが、定数をどのように管理をしていくかということが、この問題とかかわりがあるのではないかというふうに私は感じるんです。

つまり、今回、定数増の議案がまた出てきておりますが、いわゆる現行定数の中で機構改革をやるのか、それとも、機構改革をやることによって、組織がえをすることによって若干人員が異動する、減少も考えられる、または増員も考えられるといういろんな要素があって、この定数の問題で、例えば組合との間で話し合いが行き詰まった、というようなことが一つ原因理由に私はあるのではないかと思うんですが、このことは全く当たっていないのかどうか、この点、ひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、御回答、これは結構ですが、神明上に建設中の現在のふるさと博物館につきましては、本来の使用目的には沿わないかもわかりませんが、2階の講座室等を活用する、そして地区センターができるまでその役割を少しでも担って、ふるさと博物館にその役割を果たしてもらおうというような方法も検討していただきたいと思いますので、今部長からもそういうお話がございました。ひとつ前向きな御検討をお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えいたします。

組合との問題云々という話でございますが、当然、組織改正でございますので、組合からはこの点については全くの反対、賛成、そういった意思表示はございません。

当然管理運営事項というような理解の上にありますので、ただ定数の問題を1点指摘されておりますが、当然私の方の原案としては、庁内の課、係の異動を原案として出しております。よって、その業務量を把握した中で定数の異動の現行定数の提案をいたしました。しかし、その中には多少の業務量の増加等の関連もあって、当然要望としての定数何名かの増員をお願いしたいというような要望は二、三ありました。しかし、これはあくまでも要望であって、私どもの原案としては現行の定数でこの異動、業務の内容の意向によっての人的な変更を提案したというような経過でございます。よって、定数の問題についても多少は提案の中にも変更があったし、要望もあったということをお答えしておきます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もうお聞きしないつもりだったんですが、今の部長がお話しになりました点でもう一度確認をしておきたいんですが、現行定数の枠内で組織改正、つまり組織機構の見直しを検討してきた。しかし、今回、定数の10名増が議案として出ているわけですね。これは市が提案をしているわけですが、市長が提案をしてきているわけですね。現行定数枠内での組織機構の見直しを考えてきて10名の、この組織の定数をふやすということは矛盾しませんか。その点はいかがですか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 大変申しわけありません。

私の説明した部分については、機構改革に関連しての提案の内容だけを御説明させていただきました。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） いや、私がお聞きしたのは、つまりことしの3月議会に、いわゆる組織条例改正案なるものが出たわけですが、上程はされませんでした。議案として私どもの手元に来ました。それまでは当然、今部長のお考えでは、市の執行部では現行定数枠内での組織条例の見直し、改正をお考えになってきたということだったと思います。引き続き取り下げた後も、できるだけ早く内部検討をすべき箇所を整理をして6月議会に出します、また、あるいは9月議会に出します、という答弁が説明があったわけですね。その段階でも引き続き現行定数枠内での組織の見直し、機構の見直しということは生きていたはずですね。もし内部で調整すべきことがまとまっていれば、この議会に現行定数枠内での組織機構の見直しの改正案が出されてくるはずですね。

しかし、市は同時に現行定数枠内での組織機構の見直しを検討しながら、別のところでは10名の定数増を考えておられたから、ここに職員定数の改正条例が出てきているわけですね。やっていたことが2本立てで矛盾するのではないですか、ということをお聞きしたわけですが、今の部長のお答えではちょっとよく理解できないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、総務部長の方からお答え申し上げます。

機構改革に基づく定数増あるいは定数というものにつきましては、ことしの3月、条例案を送付した時点でも定数はふやしておりません。ということは大原則がございまして、これは私の方から申し上げる問題ではありませんが、機構改革そのものにつきまし

ては、行政の簡素化ということで部なり課なりを減らしていく、ということが1点。それから、それを実行するに当たりましては、現行定数の中でやるということになっております。これは基本でございます。

「しからは、私ども総務部におきましての定数の条例改正をお願いしたという経過につきましては、昨年9月におきまして——機構改革前の段階でございます——のときにおきまして、将来3カ年を見越しましての23名をお願いしたという経過の中で、当年度13名をお認めいただきました。それで、あと残ります数につきましては、そのときにもお願いいたしましたし、また今回もお願いする提案理由の中でございますが、日野市の建設途上にある、そうした機構改革とは別に機構改革ができる、できないとは別に、すでに建設途上で着工しているもの、そうしたものにつきましてはの箱物あるいは事務量、ソフトの事務量の増大、そうしたものを勘案いたしまして、去年の9月に提案したものです。

「それで、その提案のうち、当年度だけをお認めいただきましたので、できればあと残りました10名につきましては、何とか御理解を賜りたいということで提案しておりますので、全然筋が違った方向でのもので——お受けとめ方によっては一つの提案で二つの考え方ということでございますが、私どもでは機構改革ということではなく、現状の定数の増ということで、それをいたしました。で、もし仮に機構改革が出ますれば、それに基づくものについての一切の増ということはないつもりでおります。また、できないということでやっております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今おっしゃった内容は、部長は懸命に市の態度に矛盾はないということをおっしゃりたかったと思うんですが、なかなか私を納得させるには十分ではないと思いますね。

「組織の見直しをすれば、何のためにやるかということが、やはり目的があるはずですから、当然人員の配置については変更が生じてくるはずですよ。ふえる場合もあるでしょうし、減らせる場合もある。それを、そういう組織をもとに将来やるべき事業に備えての組織の体制をさらに整えていくということでこの見直しをやっていくわけですから、まず、定数をどういうふうに現時点でとらえていくかということは、まず出発の時点ではっきりとらえておかなければならない前提になる要件であります。

「しかし、今2人の部長の御回答では、矛盾はないというふうにおっしゃるんですが、現行の定数枠内で組織機構の見直しを行ってきた、そのことを念頭に置いてやってきた

ということをおっしゃいましたが、さらに部長のお話で、当初、本来増員を求めたけれども、議会で実現をしなかった部分がある。それは定数以外の枠内に入るようなお考えを今おっしゃったんですね。市の職員定数というのは、議会で議決をして初めて定まるわけですから、以前に求めた定数増が実現していないから、その削られた部分についても当然定数的な、定数じゃないですよ、定数に入るものとみなして検討してきたというふうに受け取れるんですが、それでは議会で議決をする定数と市が考える全く身勝手な定数というものがもう一つあることになってしまうわけです。

どちらの定数、どちらというのもおかしいですが、今回上程をされている10名を念頭に入れた機構改革、検討をされてきたということに理解していいんですか。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答え申し上げます。

組織につきましては、提案できる、できないはともかく、企画とのすり合わせは、これに基づきまして何回もやってきました。それで、ぎりぎりの線まで定数については中でやるという考えのもとにやってきましたんですが、組織がすぐにできないという中で、すでに生活・保健センター、それから旭が丘児童館、これ仮称ですか、児童館、そうしたものが、あるいはふるさと博物館、そうしたものが来年スタートする中で、どうしても来年度の採用、来年度の定数というものは最小必要限度どうしても必要じゃないかということから、これを切り離しまして、ここに昨年と同じ形のものを出したということでございます。

ですから、組織について、組織ができればその中での統合あるいは異動、そうしたものを検討はすり合わせはしてまいっております。しかし、それが組織が今こうだというその基本線がないだけに、あすに迫った建物、そうしたものの管理運営をどうするかということから、最小必要限度のものをとってきたということでございます。その数が昨年度9月に上程いたしました、あと残りの者を何とかお願いしたいということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） また定数条例の上程のときにでもお聞きをいたしますが、機構

改革について内部で検討を進められてきた場合に、現行定数の枠内で進行してきた、進めてきたというお話ですが、この数で確認をしておきますけれど、現在の定数が1,438名、今回出ております改正案でプラス10になりますから1,448ですね、1,438で現行定数枠内での機構改革を進めてきたけれども、やはり10名どうしても削減はできない、いろいろ障害があってできない、10名ふやさざるを得ない。そうすると、その現行枠内での機構改革というのが不可能になったということが理由で、今回、取り下げといたしますか、上程をしない、つまり部の廃止等行わないということになったのではないかと、というように私は今推測できる面もあるということでお聞きしているわけです。

今まで検討されてきた機構改革は1,438を念頭に置いておやりになったのか、1,448を考慮しながらおやりになったのか、どちらなんですか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えします。

1,438でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） ですから、ここで10名、市長提案で職員定数をふやす。前提が崩れるわけですね。現行枠内での機構改革はもうできなくなるわけです。ですから、今まで進めてきた機構改革の議論というのは実にむだ骨であったというふうに思わざるを得ないわけですね。

あとは定数条例の上程の折にでもまたお聞きをしたいと思います。結構です。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） 実は、きょう早朝に雨が降ったわけでありましてけれども、そのときに、日野郵便局ですね、これは本庁なんですけれども、オリエントの所、さらには3022番あたりまでの道路ですね、それから菱山工業所の裏あたりまで道路が冠水したわけでありまして。この2系統の道路は通学路でもありまして、前にもこの郵便局とオリエントの川崎街道の交差点、そこの改修をお願いしたんですけれども、測量等の関係もあるらしく、なかなか事業が進まないわけでありまして。

そこで、先ほど建設部長のお答えによると、境界の確定は公図によって確定するというのを原則とする、というようなことをお話しになりました。そのあたりにつきまして、今まで道路査定が行われ不調に終わったというのが、今度はこの庁舎に通ずる、この庁舎ができた場合にはこの道路は必ず拡幅整備をするというところの件でありますけれども、そのあたりがどういうふうになっているのか。

また、現在、道路の現況と公図との差のある豊田オートと、その反対側の民地との間に道路と川と道路があるわけです。そのあたりが今どんなような形で整備が進められているかということをお伺いいたします。

さらに、今度は溢水ということを考えてみますと、神明上の地区外排水、これは2・2・10と関連するわけでありませうけれども、この2・2・10号まで、これは甲州街道までの件が先ほど多くの議員の方が質問されましたけれども、その甲州街道の南から農業用水、これは宿裏の農業用水ですけれども、それに通ずる溝呂木さんのおうちのある所、さらには上流の三浦マンションまで、すなわち川崎街道までの下の整備等が、これから2・2・10のこれは立日橋の関係でありますけれども、開通とあわせて行われるのか。または、これは別にもう行われるのか、そのあたりをひとつ質問しますので、回答してもらいたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 御質問のことにつきましてお答えしたいと思います。

御質問の箇所は補助2号線という所だと思いますけれども、これにつきまして都道154号線の上流でございますけれども、これにつきましては本年度改修工事を行うと、こういうことで今設計段階でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

神明上の地区外排水、都市下水路の工事でございますけれども、現在の年次計画でまいりますと、川崎街道の既存の、既存といいますか、川崎街道まですでに上流部は完成しております、ここに接続するのが昭和65年度の子定でございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） そうしますと、川崎街道まで接続、既存の所まで管まで接続するというのが昭和65年度ということになりますと、当然それまでに民地の、または借り上げ、または買収等が行われるわけでありませうけれども、そこには新選組の塩野適齋のうちが、これは八王子から移築されてあるわけなんです。それで、その塩野適齋のうちというのは、これは八王子市にとりましては本当によだれの出るような建物でありまして、非常に文化財としても重要なものではないかと思うんです。

何となれば、その塩野適齋は文化文政だと思いますけれども、江戸新編武蔵野風土記ですね、それからさらに相模風土記、あと一つは秩父の風土記等の執筆にも加わってい

るわけであります。そのようなことを考えてみますと、非常に日野にとりましても重要な建造物ではないかと思うわけでありますので、それらの保護保存等を考えていらっしゃるかどうか、その点につきまして、おわかりになりましたらその年次等もあわせてお伺いいたします。予算措置等も含めてですね。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 今御指摘のございました溝呂木さんのお宅は、塩野適斎のうちを移築をしておつられているというお宅のことでございますが、都市計画によってその場所を移築をしなければならない、という問題が発生しているということは承知しておりまして、現在、専門家に頼んで調査をしていただいております。

それで、その結果に基づいて、文化財保護審議会の方で必要ならば御審議をいただくという形になろうかと思えます。

ただ、実際問題として、一軒のうちはほかの場所に移築をして、それを市の文化財施設として保存をし、維持をするというのは、なかなか用地の問題その他もあって、非常に難しい側面がございますので、実際にどういうふうになるかはちょっと今ここで申し上げられませんが、今そういう調査をやっているということを御報告しておきたいと思えます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） ただいまの教育次長の答弁で、ある程度納得までいきませんが、安心という面もありますけれども、ぜひとも現在調査段階ということで、この調査が実りある調査になるように、ぜひとも御努力をお願いしたいと思います。実りあるというのは、やはり残す、ということで理解を私はいたしておりますので、ぜひ、そのような方向で方向づけていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 第1点は、市長の行政報告で、多摩川流域における水環境の改善に関する計画の具体的施策に向かった提案という中で、これは日野だけの問題でなく、多摩川サミットというような形で、過日の新聞に報道されたことだと思うんですが、こういう一つの連携を持って多摩川の、何ていうか水資源を大切に浄化していくということに対して私も大賛成なんですけれども、非常に何ていうか、具体的な提案の中で、日野で現在も推し進めているのは、1の下水道事業の積極的な推進ということ以外は、3の、現在日野でやっている清流フィルターの使用とか、3の中の2番目に、油とかごみだとか、洗剤を流さない運動、これも、しかし、ごみなり洗剤を流さないという

ことすらも口では言うけれども、なかなか大変なことだと思うんですが、日野としては何か重点的に、こういう連携を保つことはいいいけれども、現実にはこういうことが出ることによって、何か例えば野川方式だとか、いろんな木炭による浄化とか、いろんな特に難しい字が入って、我々にではいまして何か図面でもかいて、わかりやすいような説明をしておいてもらおうと非常にいいんではなからうかと、これは意見ですけど、今の日野でどういうことだけをこの中で、いわゆる今までの方針と変わるような生活排水に対する何か考え方があるのかどうなのかという点を1点お聞きしたいと思います。

2点目は、ほかの議員からも聞かれているんですが、日野市多摩川沿い都市整備構想の中で、私がこれを市長の行政報告があるということを知ってから、私も実を言うと、通告質問で、百草駅のいわゆる北東部に対する計画の有無ということを知っているんですが、私はこの図面を見たり、市長の行政報告を聞いてて多少100万円なら100万円の都市整備公園でいろんな報告をなされているということもあります。根本は、いわゆる仲田緑地に接するところに保留地が3.4ヘクタールあるということと、都市計画街路の2・2・11と、それからいま一つは東光寺の七ツ塚のいわゆる、あそこは何ていうんですか、生産緑地としても立派な地帯である東光寺原という30ヘクタールの所に、2・2・9という、たまたまこういう路線が敷かれているからこういう問題が大きくクローズアップされてくるのではなからうかと——私の考えが間違ったら御指摘願いたいと思うんですが、またあとは私、通告質問で聞きたいと思うんですが、その点に対して、いや、そうでないだと、やっぱり根本は基盤整備というのは何があっても地域の区画整理をするということが大事なんだというお考えなのかどうなのか、その辺のお答えをお願いします。

それから、あとは非常に細かいことで恐縮なんですが、行政報告の先般の何か報告から、5の国保の歳入、それから老保の歳入の、いわゆる歳入執行率、歳入率ですね、それが非常に、特に老保なんかの場合は歳入と歳出が逼迫していると、こういうことなので、何というか、老保の場合は23.9%ですか、それから執行率の方は22.7%ですね、歳出の方が。非常に何か歳入歳出が僅少になっているんですね。これ少し間違うと、何というか一時借入というようなことが行われることがあるのか、ないのか。この辺。

それから、その次は繰越金が非常に当初の予算よりびっくりするような額が出ているのは、いわゆる4ページですね、さっき言ったのは3ページ、次が4ページ。何ていうか出てるんだが、その辺のところはどうなのか。

それから、いま一つは消防費の予算の執行率が、ほかの予算から比べて非常に、議会

等の執行率が、ほかの総務費等より執行率が高いというのは、調査費というんですか、そういうようなものが先に配られるというから多少執行率が上がってきているのかも知らないんですが、消防費というのは何ていうか、非常に執行率がほかのあれより高いのは何が原因なのか。

それから、その次の12ページの、さっきのいろんな定数の問題のことが出ていたんで、日野の人口が、いわゆる7月1日現在が15万8,140。それから8月1日現在の人口が15万8,151人。ちょっと何ていうんですか、8月の方が多摩平等は減っているようなんですが、昨年の同期と人口がどのくらい、何千人違うのか、議員手帳なんかを見てもそう何ていうか、恐らく違って二、三千違わないんじゃないかろうかと、こういうふうに思うんですが、昨年同期としての、昨年との比較をお知らせ願いたいと思います。

それから、その次が電気税が昨年のいわゆる同期では100%だったのが、徴収率が。本年は74.8%だというふうになっているのは、どこに何ていうんですか、ほかの何か原因があるのか、ないのか。昨年は100%報告してあるようですが、今年は徴収率が74.8%だと。それから、逆に今度は軽自動車の方は61年は6%だったものが、62年度は11.3%だと、こういうことをひとつお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 冒頭に行政報告を申し上げたわけでありましたが、その第2項に当たります多摩川流域協議会並びに当市の提言についての中で、今御質問をいただきました。

その提言の中の、日野市では現実はどういうことをやっているかというところの御指摘もあるわけでありますが、一つには下水道事業の積極的な推進に努める、それから3番になるわけでありますけれど、清流フィルターあるいは三角コーナーのろ紙の普及というようなことも、もっと緻密にやるべきことだというふうに考えております。特に来年度は、来年度、ことしの、あるいは暮れから来年にかけて木炭浄化の方式を日野市内で積極的に取り組んでみたいと、こういうことがございます。それから、すでに浸透性舗装の普及でありますとか、つまり駐車場をつくられる際に浸透性舗装をやっていたくような行政指導も積極的にやっていこうと、こういう考え方がございます。

要するに、いろいろな手だてを講じて、そうして多摩川本流の水質の浄化ももちろんでございますし、生活環境の整備を図っていききたいと、こういう施策を提言をしたと、こういうことでございます。

それから、もう1点の多摩川沿い都市整備構想に関連してでございますが、これは、

この趣旨は留保地の処理のこともございますけれど、何といたしましても立日橋が完成に進んでいく、つまり2・2・10路線の整備が目前の勝利となっております。また、この2・2・10路線は、神明上都市下水路の排水、放流地域にも近いわけでございますので、下流から、あるいは上流からだんだんと整えていきたいと。下流の一部その放流点の工事をしていることは御承知のとおりでございます。

それから、2・2・10路線に伴いましてモノレールの使用する路線整備が必要となっております。それが2・2・10の東側に進む部分であり、あわせて西側の2・2・11路線、これは鉄道以西、つまり中央線以西につきましては、まだ余り明確でなかった、取り組みが明確でないわけでございますけれども、いずれこの地域の下水道を、下水道幹線を完成させる意味でも、どうしても積極的に都にお願いをして取り組みを進めていただかなければなりません。その際に必要なのが、一方都営住宅の改築あるいは神鋼跡の新設問題が生じてまいりますので、そのこととあわせて東京都に将来のこれら事業の促進のお願いをしたということと、あわせて住宅局の都庁内の調整についてお願いをしたと、こういうことでございました。

日野市といたしましては、立日橋の開通あるいはモノレールコースの進捗、あわせて流域下水道の普及のために、どうしても2・2・11路線、多摩川沿いの部分を早期に着手しなければならないと、こういう要請が生まれてきておる。それに伴うこのたびの構想の進め方ないし都に対しますお願いをした動機と申しましょるか、その意味を御理解を願いたいということで御報告をさせていただきました。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） まず3ページ、行政報告の3ページの国保会計の歳入と歳出の執行率、要するに歳入が23.3%、それから歳出が20.2%ということで、その差が僅少ということで、7月31日現在でございますけれども、そういうふうな御質問でございました。

実際に3%程度ということで、かなりの月に医療費が出ます。そういうことで一般会計の方をお願いを62年度です、4億1,500万、繰入金をお願いをしております。たまたま7月末は現在まだ繰り入れをしなくてもよい状態でございますけれども、やはりバランスをとって一般会計の方の繰り入れの額を適時いただきまして、国保の会計の方に入れるというふうなことを実施してございます。

それから、12ページの人口の関係でございますけれども、対前年比で、ここにございますように8月1日現在では15万8,151人の人口でございます。ということで一番右の

対前年ということで1,837名、1年間で、非常にこれは微々たる増でございますけれども、1,800人ぐらいの増ということでございます。

それから、次の13ページの納税課の関係なんですけれども、まず1点の現年課税の電気税、これが62年度では74.8%、昨年は100%ということでございます。25.2%ここで下がっているんですけれども、たまたま電気税の場合には、調定に対しての100%入るんですけれども、たまたま例えば調定が先に調定をいたして、そしてその後、電気税、要するに東電から振り込んでくるわけでございますけれども、それが、例えば8月1日以降になりますと、調定は立ったけれども、実際の収納率はその後になったというふうになります。そういうことで62年度は確かに前年と比較しますと25.2%、この時点では下がっているということでございます。

それから、軽自動車の滞納分の前年との対比でございます。約倍、徴収率が62年度は上がってございます。これは、やはり例えば重点的に軽自動車の滞納をいたした関係で、これが全体の徴収率で約1%の徴収率が向上しているわけでございます。そういうことで軽自動車の徴収率においても、これだけ7月現在まで努力したということでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 5ページの消防費の執行率が高いが、これはどういう理由かという御質問のお答えをいたします。

消防費の12億2,198万7,000円、このうち九十数%に当たるものは常備消防費の委託料でございます。東京消防庁へ常備消防として委託料を支払うわけでございますが、これを年間4等分いたしまして、四半期ごとに支払ってまいります。そのすでに半分が支払われておりますので、こういう執行率が出たものでございます。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは3ページの老人保健の歳入歳出の比率が23.9%と22.7%と、こういうことで、経営は安定しているかと、こういう御質問だと思いますが、これについても昨年と同様な執行状況と、こういうぐあいに考えておりますが、特段これについて現在心配はいたしておりません。それぞれの支払基金また国、東京都等からの歳入を見込んでおりますので、これで何とかやっていけるんじゃないか、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） 行政報告ですね、たまたま手持ちにあるのが今年度で、昨

年のを持ってませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 多摩川の流域の問題はいいんですが、多摩川沿いの都市整備構想の中で、私も通称立日橋という2・2・10なり2・2・11ですか、これの取りつけに伴う問題もあるということはわかるんですが、ただ私の聞きたいのは、これは都の都市計画路線とはいっても、いわゆる現実の場合に高幡の区画整理にしても、あの路線も、やはりモノレールというようなことがあるかもしらんけれど、現実にはやっぱり区画整理の中で減歩というか、やっていくということなので、だから、こういう路線が敷かれているから何か日野市多摩川沿いの都市整備構想という、古賀議員もさっき何ていうか、新井、あっちの方は私も、云々と言うわけじゃないが、今区画整理に入ってますから、こういう、あとは通告質問で聞くつもりなんです、問題は2・2・11の、この間も私たまたま何か八王子の多摩大橋から帰ってきて、非常に何ていうか、もとの加島議員のあの日野自動車の野球場がある所へ上がる所までは非常によくなってきているわけですね。

それで2・2・11の路線が突っ込んであるけれど、果たしてこれから先はどうしましょうなんていう問題が出てくるのを、私が言うのは、区画整理でこういうものをやっていくのか。全く今、異常な国家的な問題になっている狂乱土地というか、公共用地の取得というのは1%上がると、いわゆる都の何ていうか、道路計画というのは1年延びるといような、そういういかに何か用地費に六十数%とられるという中で、私、普通の尋常なことではなかなか都市計画路線といえども、何ていうかできないのではなかろうか。

そういう中で、あくまでも市街化区域ということであるなら、これは都なり市のいわゆる責任において基盤の整備ということがされなければ、これはやっぱり市道の拡幅でも同じだと思うんですね。市道の新設はもちろん、市道の拡幅でも尋常のことでは、いわゆる何ていうか、よほど公共に供するためには私権の云々というようなことでもない限りは非常に難しくとられる中で、あとは全く日野は、そういう意味で、浅川流域なんて、浅川南岸流域なんてでかく書いちゃいけないから、百草駅の北東部という形で私通告もしているんですが、その辺のところでは根本はどこにあるんだということ、なかなか絵だけかいたということではなくて、どこに、それは市長はうまく逃げられているんですが、立日橋の、これは現実の問題ですよ。例えばいわゆる第二関戸橋ができれば、これもいわゆる六、七年後には現実の問題、あそこいらのいろんな取り付けとかいろんなことが出てくるわけですよ。

だから、その前に私が言うのは、何かがなくっちゃうそではなかろうかという。都市計画税を払っている。だから、この根本は私は路線があるからこういうことが言えるけれど、路線のないときは——この次に私は通告質問で聞くつもりなんです、その辺はどうなんですか。全くの市の独自で多摩川沿い整備計画というのは立てられたのかどうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この多摩川沿い都市整備構想というのは、その時期にいよいよ立ち至ってきたと、こういうことございまして、新規に都市計画路線を敷いたということではもちろんございません。

しかし、昭和三十六、七年当時決めた日野市都市計画がございまして、事業を起こす際にはそれに準拠して事業を行っていくと、こういうことになるわけでありまして、2・2・10路線、つまり立日橋を含めてこの道路が開通が近づきましたし、それから、もう一つ2・2・11、特に地図の上でござらんいただきたいんですが、支線1と、こう書いております。つまり2・2・11のまた支線の1ということで、ちょっと湾曲した部分がございます。これは、つまり本来2・2・11にせよ、この支線1にせよ、東京都が東京都の事業として用地買収をしていただき、これが仕事の性格でございますけれど、しかし、日野市はこの部分にできれば区画整理を起こして、そうしてこの部分の整備は区画整理方式でやりますよ。つまり都にそれだけのサービスをすることになります。そこで一方の中央線から西の部分はひとつ都は腰を上げてくださいますよと、そのことをお願いをしていると、こういう報告の形を今回とったわけでありまして、中央線をちょっと越えましたオレンジ色の部分の薬王寺の部分につきましては、これは地元で組合施行による区画整理でのお話でございますので、なるべくそれを育成をして、その中で確保できるようにいたしたい。

それから、それから以西になりますと、いわゆる神鋼跡地としての接触する部分があるわけでございますが、これは今の跡地の中からとれるわけですが、それより以西になりますと全くその手法は買収方式以外にはない、今のところはないわけでありまして、しかもその上には現在住民として34戸のおうちもある。だから道路をつくってくださいますよと言ったって、じゃあ日野市民の家のことを考えないで一方的のことを言うわけにいきませんので、そこで都営住宅の建てかえなり建築計画がありますから、その用地もひとつ裂いていただきたい。つまりそれらのことを抜きにしては都営住宅の建設は一時おやめになってください、つまりその中で処理していただかないことには将来展望は生

まれてきません、ということはかなりこわ談判をしに行ったと、こういう趣旨でございまして、一方には貸し借りという関係でいえば東京都建設局に大きな貸しを東の方ではつくることになります。西の方では、ひとつぜひ腰を上げてくださいというお願いをしたと、こういう次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時30分　散会

9月8日 火曜日 (第2日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第23号)

9月8日 火曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君
監査委員	高崎克好君	監査委員 長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木 シゲル 君

議 事 日 程

昭和62年9月8日(火)
午前10時開議

(取り下げ)

日程第 1 請願 第 61-15 号

(総務委員会)

地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願

(設置・選任)

日程第 2

日野市議会昭和61年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

(議案上程)

- 日程第 3 議案 第 73 号 昭和61年度日野市一般会計決算の認定について
- 日程第 4 議案 第 74 号 昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案 第 75 号 昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案 第 76 号 昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案 第 77 号 昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案 第 78 号 昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案 第 79 号 昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
- 日程第 10 議案 第 80 号 昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 11 議案 第 81 号 昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について
- 日程第 12 議案 第 82 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案 第 83 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案 第 84 号 日野市営住宅管理審議会条例の制定について
- 日程第 15 議案 第 85 号 日野市印鑑条例の制定について
- 日程第 16 議案 第 86 号 日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案 第 87 号 日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案 第 88 号 日野市生活・保健センター条例の制定について
- 日程第 19 議案 第 89 号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 20 議案 第 90 号 日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案 第 91 号 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案 第 92 号 昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第2号）
- 日程第 23 議案 第 93 号 昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 24 議案 第 94 号 昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 25 議案 第 95 号 昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第3号）
- 日程第 26 議案 第 96 号 昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）
- 日程第 27 議案 第 97 号 昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 28 議案 第 98 号 昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 29 議案 第 99 号 市道路線の一部廃止について
- 日程第 30 議案 第 100 号 向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結について
- 日程第 31 議案 第 101 号 向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結について
- 日程第 32 議案 第 102 号 土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について
- 日程第 33 議案 第 103 号 町区域の変更について
（報告）
- 日程第 34 報告 第 3 号 昭和62年度日野市土地開発公社決算の報告について
（請願上程）
- 日程第 35 請願 第 62-26 号 日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| | 進についての請願 |
| 日程第 36 請願 第 62-27 号 | 私道の公道移管と公図作成に関する請願 |
| 日程第 37 請願 第 62-28 号 | 平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願 |
| 日程第 38 請願 第 62-29 号 | 多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンション建設阻止に関する請願 |
| 日程第 39 請願 第 62-30 号 | 老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願 |

本日の会議に付した事件

日程第1から第39まで

附録のア・ハの目次

附録ア 十國公報の成立と署名の順序	頁 72-73	第 附録 38	第 附録 38
附録ハ 十國公報の成立と署名の順序	頁 74-75	第 附録 39	第 附録 39
附録イ 十國公報の成立と署名の順序	頁 76-77	第 附録 40	第 附録 40
附録ロ 十國公報の成立と署名の順序	頁 78-79	第 附録 41	第 附録 41
附録ニ 十國公報の成立と署名の順序	頁 80-81	第 附録 42	第 附録 42

日本外務省
印刷局

午後1時18分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより請願第61-15号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。総務委員長。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 請願取り下げの件につきまして御報告を申し上げます。

請願61-15号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願につきましては、昨年10月、当委員会に付託されて以来、既に5回にわたり慎重審査を進めてまいりましたが、去る8月27日、代表者であります土方 茂さんより請願取り下げ願いが提出をされました。

その趣旨は、請願書の表現に一部適切を欠く面があったということと、市長への陳情等を通じ、願意がおおむね達成されたということ踏まえての取り下げであると伺っております。

8月28日の委員会におきまして協議の結果、全員異議なく取り下げを了承いたしました。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第61-15号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願の件は、取り下げることに決しました。

これより日程第2、日野市議会昭和61年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和61年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御認定のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 監査委員から審査報告を求めます。監査委員。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員（高崎克好君） 審査報告いたします。

昭和61年度日野市一般会計の決算審査につきまして、前もって市長より提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸表、付属明細等につきまして、旗野監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。

審査の結果は、決算書を初めすべての書類に計数等の誤りはなく、関係法規にも準拠し、予算の執行状況もおおむね議会の議決に沿って執行されたと認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました8議案につきまして、各議案の提案理由を申し上げます。

議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第77号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上の8議案につきまして、よろしく御審議の上認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員（高崎克好君） 審査報告をいたします。

昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算、同じく日野市土地区画整理事業特別会計決算、同じく日野市下水道事業特別会計決算、同じく日野市立総合病院事業会計決算、同じく日野市受託水道事業特別会計決算、同じく日野市農業共済事業特別会計決算、同じく日野市老人保健特別会計決算、同じく日野市仲田緑地用地特別会計決算、これらの事業会計及び特別会計の61年度の決算審査につきまして、一般会計同様、前もって市長より提出を受けました決算書、財務諸表、付属明細書等につきまして簗野監査委員とともに慎重なる監査を行いました。

また、関係職員よりもその内容説明を種々受けたわけですが、審査の結果は決算書を初めすべての書類に計数等の誤りもなく、関係法規にも準拠し、予算の執行状況もおおむね適切にされておるものと認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本8件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

す。

お諮りいたします。

これをもって議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定、議案第83号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定、議案第85号、日野市印鑑条例の制定、議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の普通昇給に必要な期間を直近の昇給時1回に限り3ヵ月短縮するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例を制定するものであります。

議案第83号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市職員の定数を1,448名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を

改正するものであります。

議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定について。

本議案は、市営住宅の管理に関する重要事項を審議するため、日野市営住宅管理審議会条例を制定するものであります。

議案第85号、日野市印鑑条例の制定について。

本議案は、市民サービスの向上と事務の効率化をはかるため実施する印鑑の登録及び証明の電算化に伴い、日野市印鑑条例を制定するものであります。

議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、印鑑の登録及び証明の電算化に伴い、印鑑登録証の交付手数料を徴収するため、日野市手数料条例の一部を改正するものであります。

以上、5議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは議案第82号でございますが、お手元の2ページでございます。

提案説明にありましたように、これは3ヵ月短縮をするものでございます。この主要点は、この3ヵ月によりまして、62年7月1日現在在職している職員を対象とし、それから、62年7月1日現在の給料を受けたときから9ヵ月で昇給させるものであります。

それと、もう1点は、62年7月1日以後で昇給を1回に限るという時限的な措置でございます。

それでは御説明申し上げます。

趣旨につきましては、昇給の基準についての特例条例ということを書いております。

それから、昇給の基準に関する特例第2条でございますが、ここに、今申し上げましたポイントの最初にあります62年7月1日現在在職をしている職員ということでございます。それからその後の、最初の昇給に限り、括弧内を飛びまして限りというところで1回ということでございます。

そして、これらの特例を受けて昇給する者は、次にその下にありますように給与条例第4条第4項中の「現に受けている号級」とあるのは、「昭和62年7月1日現在」という文言を入れさせてもらっております。

それから、普通昇給でありますので12ヵ月とあるのを9ヵ月ということでございます。

それから、その下におきまして給与条例第4条第6項中「それらの給料月額を受けている職員」とあるのは、やはり昭和62年7月1日現在という文言を挿入させてもらいました。

それから、これらの給料月額というのは24ヵ月とあるのは21ヵ月、18ヵ月とあるのは15ヵ月ということでそれぞれ3ヵ月、この24、18ヵ月につきましては通常言っております枠外昇給というような形のものでございます。

付則につきましては、62年7月1日から実施しているということで、それに基づきまして2項で給与の内払いといたしまして10月から適用いたしますので、10月から7月、3ヵ月の短縮をいたします。これらの該当者につきましてはの今までの給料は内払いとするというような文言でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして議案第83号でございます。

定数条例でございますが、提案にありますように今回——4ページ、5ページで御説明申し上げさせてもらいます。新旧対照表でございますが、今回、議会にお願いいたしましたのは10名の定数増でございます。これは、昨年度23、それからさらに13という形でのお認めをいただきまして、さらに10名を今回区画整理、あるいは下水道、そうした技術関係、そうしたものを最小限度に、どうしても町づくりに必要であるという観点からここにお願いしたわけでございます。

4ページ、5ページをあわせまして御説明申し上げますが、市長の補助職員といたしまして行政部門795、これは旧の方でございます。これに対しまして8名の増で803名ということでございます。

それから、その下の、これは教育委員会の職員でございますが、363名でございます。これを2名増員いたしまして365名ということで、総計いたしましてのトータルは、1438に対しまして1448、10名の増でございます。

これらの内訳につきましては、箱ものの生活・保健センター、あるいは児童館、あるいはふるさと博物館という必要最小限度のものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして議案第84号でございます。

日野市営住宅管理審議会条例の制定でございます。これは新規のものでございます。提案にもありましたように、次のページの2、3ページでございまして、設置の所掌事項というところで、市長の諮問に応じまして市営住宅の管理に関する重要事項について

審議し、その結果を答申するものであります。

そして、これは、ちなみに26市にそれぞれありますが、現在は八王子市さん以外は条例化されておられません。東京都にはございます。そうした中で、特に今回、向川原市営住宅を新しく建て替え、それに基づく家賃収入、そうしたものもでございます。そうしたことで、それらについての諮問を今後しながら、管理運営に当たっていききたいということでございます。

それらの内容につきましては第3条で組織でございますが、10名以内の組織をもってこれを運営していきたいということでございます。学識経験者3名、市議会議員3名、それから、入居者及び市内の借家、及び借間に居住する者の中から4名以内ということで、10名をもって構成させてもらいたいと思っています。

以上が審議会条例の提案でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、議案第85号の日野市印鑑条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、条例の全部改正でございます。新旧対照表はございませんので、まず現行の条例と新条例との主に変わる点について概要を申し上げます。

新条例の改正内容は、大別いたしますと2点でございます。議案書の日野市印鑑条例の2ページに第1条目的として、「住民の利便の増進と取引の安全性に寄与することを目的とした」としまして新条例では明記をしてございます。

まず、前段の住民の利便でございますが、印鑑事務を住民基本台帳の漢字オンラインシステムに連動させまして、電算処理を行うようにいたしました。そこで印鑑の登録や証明の手続きが、従来と違いまして、本庁、それから両支所のいずれでもできるようになりました。

それから各市並みに、印鑑証明書を取る際の委任状、それから未成年者が印鑑登録をする際の親の同意書等いずれも不要となりました。

第2点目の安全性に寄与するという点では、事務の効率性、それから正確性を図るために、現在手作業を行って事務を行ってございますけれども、電算処理をいたしましてプリンターを打ち出して、そして証明等を行うものでございます。そこで住所とか氏名の転記ミス、この防止をし、なお住民票の統一を図るといふことの正確性、こういうふうな確保を図ったわけでございます。

それから、印鑑証明書の改ざん防止ということで、特殊な用紙を使用いたしまして、証明書を不正にコピーした場合に、その写し取った用紙に「無効」という文字が浮き出されるようにいたしまして、安全面につきましてもできる限りの配慮をいたしました。

それでは議案書に基づきまして、改正された主なところを申し上げたいと思います。

まず、議案書の4ページの6条、2項の4でございますけれども、印影の大きさをここでは規定してございます。現行の条例では、1辺の長さが8ミリメートルから20ミリメートルになってございますけれども、他の市では、これが8ミリメートルから25ミリメートルというふうになってございます。そこで、他市から転入してきた人が即印鑑登録をいたした場合に、日野の場合には20ミリということで、従来——例えば25ミリの印鑑を使用していた場合に不都合が生じます。そこで他市並みにいたしたものでございます。

それから、5ページの第8条でございますけれども、ここでは、印鑑登録証が従来登録手帳でございましたけれども、それが、要するに今度は電算で磁気カードということで、現在銀行等で使われていますああいうふうなカードに変えたわけでございます。

それから、7ページの一番下段の「代理人」というところの16条でございますけれども、16条の代理人については、現行の条例では印鑑の登録申請、それから証明、これはおのずから申請ができないときには代理人をして、そして委任状をつけて申請をしていたんですが、今回は、この登録申請等のものだけに限るということにいたしました。

それから、次の8、9ページのところで第17条でございますけれども、印鑑登録の証明の交付につきまして、電算に入力をいたしまして、その入力した印影を証明いたします。

それから、19条の証明の制限でございますけれども、登録証明の交付申請を行ったとき、登録証を提示した者について証明書を交付するということにしてございます。ということで、先ほど言いましたように代理人の場合には、登録者がみずから登録証を第三者に渡したということで受領の委任行為がそこであったものといたしまして、委任状は必要ないというふうにいたしました。

それから、9条にちょっとさかのぼりますけれども、ただいま申し上げましたように印鑑登録証の保管について責任義務ということを明記してございます。

それから、9ページの付則でございますけれども、施行期日を昭和63年1月1日から施行するというところでございます。

それから経過措置としまして、現行条例で登録をしている者は新条例の登録をみなし

たというふうに解釈いたします。

それから、昭和63年12月28日までに印鑑登録証の引替えの事務を行います。そういうことで今までの登録手帳を、今まで登録していたところのこの場合だけ所管の窓口へ行っていただきまして、そして磁気カードと交換をするわけでございますけれども、この12月28日が過ぎますと、その登録を抹消するものということでございます。

それから、お手元に印鑑の規則を御配付してございますけれども、この中に、先ほど言いましたように現行制度では、住民票とか外国人登録原票を保管する本庁窓口とか支所でこれを申請をしなければ証明が交付されませんでしたけれども、今度はどこでも証明の交付が受けられる。

それから、先ほど言いましたように改ざん防止の用紙を使用いたしまして証明をするという、そういうふうな類のものがこの規則の中に入っております。

印鑑の改正については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

それから引き続きまして、議案第86号の日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま印鑑条例の改正で御説明いたしましたように、この条例が改正後、電算処理によりまして業務を行います。そういうことで現在の手帳から磁気カード化になります。

また、本来の印鑑登録業務は経済的活動における受益的なものが大きくいたしますので、応分の負担を求めるといふものでございます。よって、この議案書の後ろ側に別表で、印鑑登録証の交付1件200円という1項を加えるものでございます。

なお、改正後、新たに印鑑登録をする者よりこの手数料をいただくということにいたしてございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○26番（市川資信君） 質問させていただきます。

議案の82号でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定に関連するわけでございますが、これは、もうかねてから議会で再三にわたって指摘してまいった高給与是正を図るための起債の制限、カットに及ぶ万やむを得ない結果から、6ヵ月給与の延伸ということから当時出た問題であります。それをここへ来て、ラスがどの程度下降したか私正確な数値はわかりませんが、恐らく十二、三であろうと推定するわけですが、そういった中で6ヵ月延伸を3ヵ月ここで昇短だ、

というふうにとって差し支えなかりょうかと思ひます。

そこで私は、かねてから日野市の給与制度——昨日も行政報告の中で古賀議員であつたでしょうか、渡り制度、通し号俸制度は早く是正すべきであると……。私も議員当選以来、終始一貫してこのことは指摘してまいつたわけでありませう。このことを恐らく、これは職員組合と折衝の経過の中で6ヵ月延伸を3ヵ月昇短という形で、このところへ議案として上程されてきたと思ひるのでございませうけれども、この際に私は違法な給与制度、いわゆる通し号俸を早く職務給に切り替へるべきである、ということも厳しく再三にわたつて指摘したわけでありませうが、今、組合と折衝中である、交渉中である、いましばらく待つていただきたい、かように言い続けてまいりました。

今、私ども自由市民会議13名の中で、私が言わなくとも多くの議員が言つてくれるよつになりましたから、最近は、それほど大きな声では、わざわざ言わなかつたわけですが、しかし、こつう議案がここのところのつてきて、なぜ職務給といふものをセツトでできなかつたのか、折衝が過つていなかつたのか、折衝がどういふ経過をたどつてこの3ヵ月の昇短だけのつてきて職務給の改善がのつていなかつたのか、その点について明快な御答弁をお願いいたしませう。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ごもつともな御質問だと思つております。

新しい議員もおいででございませうので、少しさかのぼつてこのことの一般的な御認識をいただいとおきたいと思つております。

昭和58年あたりからですが、いわゆる地方自治体の富裕論といふ言い方が中央政府、あるいは自治省等で用いられるよつになりまして、特に高給与の問題について厳しい指導が始まりました。日野市は、58年、59年当時、たしか、いわゆるラスパイレス指数といふ一つの物差しで給与を比較されておるわけでありませうが、国家公務員が100に対して、日野市の場合、当時117ぐらゐだつたと思つております。

つまり、高給与である、それから初任給が高い、退職金の額が多過ぎる、そして、いわゆる通し号俸制といふふうな生活給が多く用いられてある。いろいろ項目を挙げて厳しい御指導があつたわけでありませう。

そして日野市の場合、ちよつど59年から市民会館の建設に着手いたしてございまして、指導の中の制裁措置として、つまり、ある程度の是正計画を持たないと起債の制限をするよ、起債を認めないといふことがある、そつういふ指導になつてまいりました。

そこで私ども大変苦慮いたしまして、60年のたしか4月を期して初任給の1号俸ダウ

ン、それから今使われております定期昇給——定期昇給というのは1年間に4回、1月、4月、7月、10月でしょうか、4回の機会に職員が定期昇給をすることになっております。その定期昇給を6ヵ月延伸する、これが、いわゆる6延と言われておる意味でございます。その6延という措置を——指導内容は12ヵ月延伸ということでございましたが、6ヵ月延伸を果たすことによって、起債の制限という制裁措置が何とか解除されるという情報をいただきまして、そのことを職員及び職員組合に示して、厳しい中、ようやくその理解を得たところでございます。

つまり、60年4月を期して定期昇給6ヵ月の延伸、1号俸ダウン、それから今後、継続して退職金の問題、それから職務給の問題、これらについて交渉を継続するということが措置をしたことがございました。6ヵ月の延伸ということは、法理論で言いますと不利益行為ということでもございますけれども、しかし、いろいろな指導の意味、あるいは市民の方々の職員に対します御理解をいただくためには、何らかの方法で努力をしなければならぬ、そのことに、異常措置ではございますが、6ヵ月昇給を延ばすというところで措置したわけでございました。

結果、自治省の一応の評価がございまして、ちょうど市民会館の建設に対します起債分は約10億ということでございましたが、起債は解除されました。

その後、伴う退職金につきましても、この春の議会で一応めどをつけることになりました。つまり65年に68ヵ月、68ヵ月ということで都並みに抑えることに条例をもって決定をいただいたところでございます。

あと、今御指摘の、確かに職務給——通し号俸制といわれているものを職務給に直す努力が目下進行中でございます。確かに今回の3ヵ月短縮の内容を持つ議案でございまして、財政の厳しい中ではございますけれども、やはり、かなり無理をした延伸という措置でございまして、現在ラスパイレス指数が111.5という、まず個別指導の水準からは少々ダウンをいたしました。現在、個別指導の水準は112というふうに言われております。

そういう状況でございまして将来のことも考えまして、やはり、ある程度の修復はする必要がある。これは組合の要求に屈したというようなことではなくて、むしろ我々の判断においてそういう措置を行い、職員にも理解を求めた一つの修正だというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

そういう推移の中で今後残っておる問題が、今問われましたところの、いわゆる職務給に是正をする、その交渉が今進行中でございまして、私もこの提案にあわせて、そし

ですっきりした職務給制度に置き直すことが、一番御理解を得る方法としてとるべき方法だということも存じておるわけでありまして、つまり交渉がまだ全うし得てないということで、今回には同時提案になりませんでした、必ず次の議会で提案を申し上げる、このような内々の決意をもって今交渉を進めておるところでございます。

そういう次第でございますので、前後、いろいろ事情、次第はございますが、特に御理解を賜り、また今後の努力を我々も必ず誓うということでお答えをさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） ただいま私の質問に対しまして、市長から大変懇切な御答弁をいただいたわけですが、冒頭にも申し上げましたように私どもは、この違法な給与制度、通し号俸を一日も早く諮ることがいいんだ、それは決して組合いじめでもなければ職員いじめでもないんだ、いわゆる真面目に働き真面目に勤務する者が自然と昇給していくというものが、とりもなおさず、この庁内に自然と活性化を生む。活性化を生むということは、すなわち市民へのサービスの向上につながるんだという意味合いから私どもは指摘しているわけでありまして。

今、市長の答弁の中で、今、組合と交渉中である、次期の議会には必ず上程されるであろうというような答弁をいただきました。今、図らずも不規則発言ではありますけれども、毎回そのような答弁で紛らわせておると。私も全くそのとおりであります。

私は、なぜこの際、声を大きくして申し上げたかと申しますと、6ヵ月延伸であった給与をここで3ヵ月、昇短というんですか、昇給短縮、短縮昇給というんですか、短昇というんでしょうか——を組合に提起を諮るんだから、こういう、いわゆるチャンスに組合に、じゃあ3ヵ月に短昇するから、これもひとつのんでくれよ、これがあなた方のためなんだ、とりもなおさず市民のためになるんだ、というような交渉をすることが、いわゆる行政マンの一つのかけひきといえますか、相手にこれを合意してもらう一つの基本理念ではなかろうかと思うので、私はきょう、あえて取り上げたわけでありまして。

そこで私は、最後にひとことお聞きしたいんですけれども、せっかく12月定例議会において職務給導入を図るよう邁進するという市長の御答弁でございますので、私はかねてから言っているように、部長でなくとも部長職の給与が、課長でなくとも課長職の給与が、いわゆる年数を重ねるごとにおいてそういう給与制度なわけですが、しかし、やはり一番苦勞される管理職の方々が、今、管理職は手当は出ておるけれども、あくまで

もそれは別途の給与体系である、本給に加算されてないというところに、期末手当等において不満があるわけであります。例え、これを全額でなくとも、これらをこの際に職務給導入について管理職手当を本給の中に入れるようなシステムと一緒にとれるのかどうか、これについてもお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。具体的な提案といたしまして、管理職手当を職務給というようなお話でございます。一つの案といたしまして、それらの件で鋭意努力中でございます。先ほども申し上げましたが、この前も申し上げて、非常に歯切れの悪い答弁でございますが、何せ、ものを妥結させるということが最大の目的であります。

そこで、今いろいろいま御指摘のように、本当ならばこれはセットで出す、そしていくべきである、というようなことで強くそれは交渉に臨みました。そうした中でのかけひき、それはありますが、こちらの市側の態度というものも強硬な中で、今それらを含めまして1案、あるいは2案を提示いたしましてやっております。

御指示の案もそれらの中で、今ここで具体的に幾らだということまでは申し上げられません、一つの具体案として今提示しております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは引き続き、3短昇給の件について、まずお聞きをしたいと思います。

昭和58年の12月に八王子市議会で、この問題は同じような3短昇給の提案を当時の後藤市長がやりまして、ついには違法昇給ということが大変な批判を浴びて、後藤市長は八王子市長の座をついにおりたという経過もお隣の町であった問題であります。

こういう違法なことが再び日野市議会に出されてくるということは、非常に驚嘆すべきことなんです、この根拠は条例のいかなる箇所に書かれているか、つまり条例に基づかない昇給というのは、給与の支給というのは、地方自治法によって禁止されております。

その点について、まず違法性について市側はどのように認識をしておられるか、その点……。地方自治法、及び地方公務員法との関連について御認識をまずお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 違法性の件でございますが、提案しました違法性というこ

とでございますが、これは昇給、昇格、そうしたものについては各自自治体におきまして、それぞれ普通昇給、あるいは短縮措置、あるいは延伸措置、そうしたものは条例化され、あるいは規則でなっておるわけです。

日野市の場合、違法性ということではありません。日野市の場合、本条例、給与に関する条例、これに基づきまして延伸、あるいは昇給、そうしたものが行われておるわけでございますが、ここに明記いたしまして特例として出しましたのは、短縮措置について非常に不明確なものがあるということでございます。これは短縮をすればかきしないとかということではなく、明文化されていなければいけない問題が1点ございます。

そうしたことから、これを本条例でやるべきだ、ということでいろいろ検討を加えました。しかし本条例にそれが現在ないということと、それから先ほどもこの提案申し上げましたように1回に限り、昭和62年7月1日現在在職職員で次の1回に限り昇給、これでありますので、この1回が終わりますれば、またもとに戻るということで、普通昇給12ヵ月ということに戻ります。

そうした関係から、これを一時的な、時限的にとらえましての特例条例としてこれを出したわけでございます。

以上でございますので、この条例の第4条、そうしたものをここに改正いたしまして一部挿入させてもらったという経過でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） お隣の市のことですから、直接日野市政とかかわりはないんですが、当初、八王子市議会に提案されたときも大体最初は、いろいろ窓口の夜間開設の問題等あって、その見返りだということで、違法性についてもまずないということ由市側は答弁しておられたわけですね。

しかし、いろいろ地方自治法の関係、先ほど申しましたように、地方公務員法等のいわゆる法の趣旨からして、また条例にはそのことではないわけですから違法性が次第に明らかになって、最後には議会が良識を示して市長の退任ということで、この問題は決着を見たということでもあります。

まさか、そのことを御存じないということはないと思うんですが、まず、給与条例の第4条に、昇給の基準というものがございまして。その4項に今回特例として改正がここに出てきているわけですが、本来であれば昇給の基準、第4条の第4項で職員の昇給は決まるわけです。これ以外の条例をもって昇給をなしてはならないわけです。

特に今回のように一斉に、同時に全員の人が3ヵ月間繰り上げて、1年、12ヵ月を待

たないで9ヵ月で昇給をするということは、地方自治法、地方公務員法の趣旨に反するわけです。そのことは、はっきり自治省でも述べております。ですから、この給与条例の、特例条例の今回の提案自体が違法なんです。そうした認識は、全く今お持ちになっていないようなんですが、一応、自治省の見解というものを——御存じないことはないと思うんですが、私、参考までにちょっと申し上げてみます。

「特別昇給は、もともと勤務成績が特に良好な職員に限って行うが、これを一律に一斉昇給させることは、給与条例の規定からは読むことができず違法である。昭和50年の11月の自治省行政局長通達でも、はっきり地方自治法上違法であることを各自治体に伝えてある」こういうことが自治省の見解として述べられております。違法なんです、これは……。全くそういう認識をお持ちになっていない。

つまり特別昇給というのは、日野市の給与条例に基づいて第4項を適用して行うしかないわけです。つまり「職員が現に受けている号級を受けているに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号級上位の号級に昇給させることができる」これと第6項しかないわけです。

つまり、勤務成績が特別に優秀であった、そうした考課を行った、査定を行った結果がきちんとあって、初めて特別昇給というのは行われるわけです。全員が一斉に上がるということは、あり得ないわけです。どういう考課をおやりになったかということをお聞きなくちゃ本来いけないんですが、今、市長や総務部長は、6ヵ月昇給延伸の見返りだということをおっしゃったんです。6ヵ月昇給延伸の見返りとして、一斉に違法な3短を行う、特別昇給を行うということは、自治省の見解でもはっきりしていると思うんですが、日野市はこういう通達を無視をして、違法な今回のような特例条例を制定をして、みずから持っている給与条例にも違反をするおつもりなのかどうか、もう一度市長の御見解をお聞きをしたいと思えます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎 彰君）　御指摘の特別昇給、これは今お読みになりましたとおり一斉ということではできません。これは、必ず何割かということで、国では15%以内で行っているということでございます。

私ども、ここで今、特例条例として提案をし御承認を得ようとしているのは、特別昇給ではありません。普通昇給の中からこれをお認め願いたいということでございます。その点、ひとつ御理解賜りたいと思えます。

それから、この件につきましては、なぜここで3短ということかと言いますと、先は

ども経過につきましては、市長が語る説明されておりますが、その中で各市の状況、それから、この件で起債のペナルティをかけられたり、そうしたものが日野市が最初でございます。ペナルティをかけられてはおりますが、最初に給与是正したわけでございますが、そのときに追従したのが多摩市でございます。そのほかは、あえてこれに同調することなく翌年度に行いました。そして行った結果、各市それぞれ給与の是正は、日野市よりも高いところもありました、その当時。

そうした中での給与の是正の方法として、3ヵ月を全部一律にしていくということでございます。そうしたことを踏まえまして、私ども6ヵ月で行ってきたわけです。

御承知のようにラスパイレスは、そのために非常に下がってきた。これだけではございませんが、ほかの改定計画9項目の中で、ほとんど7項目実施しました。あと残りました2項目につきましては、通し号俸制、それから特勤の見直し、こうしたことでほとんど8割方、実施を踏み切ってきたわけで、それらが積み重なってラスパイレスが111.5と非常に下がっている。さらに今年度においては、試算的には下がる予定でございます。

そうしたことを踏まえ、そして、ほかの市が3ヵ月というようなことから、理事者といたしましてもそれらを踏まえながら、そして通し号俸制を改正していくという交渉の中で、この3ヵ月をほかの市並みに戻していくというような形での3ヵ月ということを採用して提案させてもらったという経過でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 表面上は、普通昇給の特例ということになるわけです。しかし実際は、実質的には昇給月、先ほど市長が言われたように1月、4月、7月、10月の昇給月を、それぞれ昇給月が来た際に3ヵ月繰り上げて昇給するわけですから、一斉と同じというふうに当然みなせるわけです、全員が対象になるわけですから。ということは特別の昇給なんですよ、これは……。

ですから異常な——組合との間で是正措置をとるということを市長は、市長選挙直前にもう——やはり、この問題が市長選挙に響いてもまずいと思われたんでしょう。とにかく6ヵ月昇給延伸は、一応、とりあえず組合にのませる、しかし是正措置をとる、回復措置をとるということを約束したということは、組合のピラにもはっきりと書いてありました。私が本会議の一般質問でお聞きしたときには、いや、そういう約束はないということをおっしゃっていましたが、現に、その6ヵ月昇給延伸の見返り措置として、

回復措置として今回こういうものが出てくる。

また、当時、私の記憶では昭和60年のいわゆる夏のボーナスのときに、日野市だけ他市よりも支給率を上回ってボーナスが出されました。これも、やはり一種の6ヵ月昇給延伸の回復のための市長の特別な配慮であったと思うわけですが、今回やっと——給与の体系については、まだ問題が残っている。しかし、水準については自治省からとやかく言われないような基準に来た、水準に来たということで、このままの水準を守りながら、当然、今、市川議員の方からもおっしゃったように給与の体系について、まず、いかに早く、この違法な通し号俸制を改めるかということに全力を注がなければならないと思うんです。

そこに来て、この3短の提起をあらかじめ、そういう日野市が置かれている状態、状況というものが十分わかっていながら、このことだけを違法な形で、見返りとして組合との間の懸案の解決を図るために、こういう違法な形での給与条例の特例の提案というものは、とても私、納得できないわけです。

市長は、違法性は全くなしとされるのかどうか、市長から見解を承っておきたいと思っています。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） このあたりのことをいろいろ調査いたしました。一斉6ヵ月延伸ということも、これは当時違法だと組合側からは言われました。

しかしながら、そのときの情勢によって大きな判断と申しますか、やらなければならないこと、これを行うことは、私は地方自治の権能として認められておる事項である、とこのように思います。

6ヵ月延伸した、つまり不利益行為に対しまして必要な水準に下がった時点で、ある程度の修復をするということは、これは市民の常識としてもお認めいただけることである、とこのように考えたところでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） これは、当然委員会での後、審査を受けるわけでありまして、いわゆる条例第17号の給与条例の第4条に、職員の方の昇給については規定があるわけです。この規定に基づいて普通昇給、特別昇給ですね。この4項、6項以外に改めて条項を設けて昇給をさせるということは、先ほど申しましたように地方自治法の204条の2項、及び地方公務員法の25条の1項にはっきり、私は違反をするものだと思います。

その点、十分に留意をしていただいて、後の委員会の審査に当たっていただきたいと思います。

この点については、一応ここで終わりにしておきます。

続いて定数条例の改正について——私、きのう、もう少し冷静に企画財政部長に時間を置いてお考えをいただきたいと思いましたので、定数のことについては、この改正条例案が出されたときにもう一度お聞きをします、ということをお願いしておりました。そのときがやってきましたので、これからお聞きをいたします。

きのう企画財政部長は、去る3月定例議会、第1回定例議会で私どもに議案送付された組織条例の改正案、並びに今日まで進めてこられた組織の見直し、機構の再検討については、現行定数を前提にして準備、検討を行ってきたということをはっきりおっしゃいました。

御承知のように現行定数は1438名であり、長谷川企画財政部長も1438名を念頭において機構改革に当たってきたということをはっきりおっしゃいました。ということは、機構改革、組織の見直しということは、過去に向かってやるわけではありません。将来の日野市のため、行政水準向上のために将来に向かって行うのが機構改革でありますから、将来に向けて、日野市の定数を1438名、現行の定数をあくまで前提にして、念頭に置いて進めてこられたわけですから、今議会に10名の定数増が出るということは考えられないわけです。

現行定数ということは1438ですから、この定数で当面——ここ数年になりますか、10年になりますか、組織を見直す、そして効率的な行政運営を図っていく、そして住民サービスを向上させる、そのためには機構の改革が必要である。しかし、その前提は現行定数1438名であるということで準備をされてきたわけです。

ということは、ここで10名の定数をふやすということは、企画財政部長はとんでもない勘違いをされたか、大うそをつかれたということになるわけです。どういうことなのか、この10名の提案の背景、理由というものをはっきりと矛盾のないように御説明をいただきたいと思います。

それから、市営住宅の管理審議会条例というのが今回提案をされました。やはり、こういう今までなかった条例が準備されるということは、それなりの理由があろうかと思いますが、私、市営住宅の件で前にもちょっとお聞きしたことがありました。

公営住宅でありますので、たくさん入居を希望して、今新たな募集がある時期をお待ちになっている方も大勢いらっしゃると思いますが、現在の市営住宅の、いわゆる家賃

の滞納について、現状はどうなっているかということをご参考にご—今、もし御説明できなければ、資料で後ほど提出をしていただきたいと思います。61年度末で大体何世帯ぐらい、全体の何%で金額では大体どのぐらいの滞納額になっているのか。

なお、その額は以前にさかのぼって、例えば5年前ぐらい、57年度ぐらいのものと比較をしていただいて、どの程度増加をしているのか、減少しているのか、この点、教えていただきたいと思ひます。

それから、滞納があるとすれば、どのような督促の方法をとっておられるのか、法的な強制的な措置は行われていないと思ひますが、日野市ではどのような方法をおとりになっているのか、その点についてもお願いをいたします。

それから、いわゆる入居基準というものがござひます。この入居基準を上回る高額世帯とでも言うんでしょうか、そうした皆さんは、どの程度、何世帯ぐらいあるのか、その、いわゆる入居基準を上回っている方の中で、滞納者があるのかどうか、その点についてもお願いをしたいと思います。

それから、最も長期にわたる滞納をなさっている入居者の方、長期の人は、どのぐらいの年数、月数になるのか、この点についてもお願いをいたします。これは滞納があるという前提での質問ですので、なければ全部御回答は不要で結構です。

それから、滞納でも1ヵ月や2ヵ月ぐらいはいろいろ事情もあつて、いろいろな御家庭の事情でどうしても納入できない、という方もあろうかと思ひますが、半年以上ということになると、ちょっとやや問題に—督促等の手段で納入をお願いするということもやらずにちやいけな思ひますが、半年以上の滞納者の方の世帯数、金額等について、現状大まかに、その程度教えてもらえれば把握できると思ひますので、あわせて御回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えいたします。組織の関係でござひますが、きのうも御説明したとおり、組織の機構改定の方角としては、新しい行政課題の対応、あるいは組織の簡素化、機能化、事務処理の一元化というような目標を持って、本年の2月から内部の調整をしてきたわけでございます。

きのうの時点で、1438の定数を申し上げました。一つの考え方としては、昨年61年の9月議会に同じ条例改正をお願いして、23名の提案を、市の方から定数の増員をお願いした経過があるわけでございます。これは、63年4月1日までの定数増、施設等の増

加に伴う定数を含んでの一つの提案であったわけでございます。そのうち13名の御承認をいただいて、残り10名について、施設増に伴う63年4月1日の開設予定の部分を総務部長とも私の方は協議をしております。

それは除きまして、本年の62年4月1日の現行定数1438の内容の中で、組織の改定に伴う定数を把握した中での原案を各部に提案をしたということでございます。

よって、61年の9月の時点の問題については別におきまして、本年62年の4月1日現在の定数、1438名の現行定数で組織改定をお願いするというの、そういう意味の現行定数で私の方は申し上げました。

そういう経過でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 2点目の、審議会条例に基づきます滞納者でございますが、この件につきましては、職員それぞれが一生懸命やりまして、3月31日で年度は切りかわりますが、会計年度として5月31日まででございます。その間におきまして直接、滞納的な人、そうした納付をしましてそれが残っておる方、そうした者を督促いたしまして、そして直に行きましてお願いし、それを徴収したということで、少ない399の現在の戸数でございますが、全部完納しております。

それでありまして、滞納の金額、そうしたものはほとんどないという、決算にもそういうことで出ておりませんので、その点ひとつお願いします。

それから、その中でちょっとありましたんですが、当初から、これは何十年以来入っている方もおります。

それともう1点、超過の問題でございますが、これは予算書でも分けておりますが、基本的な方、基本で家賃を納める方、それから収入がオーバーされている方、これにつきましては付加徴収といたしまして、これは法的に決まっております。そして、毎年10月1日でこれらを所属の調査をしまして、そしてやっていくということで、付加徴収につきましてはの補助金、そうしたものについては年度で、60年度は192だということですね。61年度は、ちょっと今持ち合わせませんが、そういうことで、確かに150軒ぐらいの方が現在も住まわれているんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 後段の市営住宅の件については、出納閉鎖までに滞納の整理は

すべておやりになったということでございますので、それは大変職員の方におかれては御苦労さまでした。年度末には、まだ幾らかの滞納の方があるということを知っていましたので、ここで決算の審査の前でもありますから、お聞きをしたところです。

定数の方なんですけれども、私、長谷川企画財政部長はどういうことをおっしゃっているのか、私にはちょっとわからないんですね。61年9月の時点でどうこうということをおっしゃって、62年4月1日現在の定数1438、つまり現行定数ですね。これで組織機構の見直しをやってきたということをおっしゃっているわけですが、ことしの2月から準備をしたということもおっしゃっていますね、組織改正の準備、組織機構の見直しを。

それと、定数を何人に考えて、何人ととらえて組織機構の見直しをやるかということは、非常に大事なことなんです。幾らでもふやしていいのであれば組織機構の見直しというのはできませんよね。ですから、前提として現行定数枠内ということで、その棚の中でおやりになったのかどうかということ、きのうお聞きしましたら、間違いなし、1438だ、とはっきり数字もおっしゃったんです。

ということは、組織の見直しというのは、過ぎ去った過去のためにやるわけじゃありません。最初おっしゃったように効率化、簡素化という何か目的があるから、これから将来、未来に向かってやるわけです。だから、1438でこれから対応していこうということでおやりになったというわけでしょう。じゃ、1448が出てくるわけがないですよ。

ですから、それは勘違いだったんですか、何ですかということ、私にわかるように――皆さんは、おわかりになっているかどうか知りませんが、定数条例、毎年ふえているわけ、日野市は。

非常に重要な条例だと思っておりますので、まず、その辺の前提となる重要事項について、もっとわかりやすく端的に御説明いただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは総務部長の方からお答えいたします。

基本的な考え方といたしまして、今、企画財政部長が答えた組織条例については、そういう考え方でおやりになった。それでは端的に申しまして、なぜ10人必要なのかということでございますが、それも長谷川部長の方は、61年9月の時点をとらえて言いました。これは正しいと思っております。

というのは、機構改革あるいは定数の見直しというものは、既に第2次臨時調査会におきまして、58年、59年からいろいろの形で早くする項目、あるいは少し遅らせてもじゅうくりやれ、というような項目で非常に指導がありまして、その中に含まれております項

目でございます。

それは御承知のように行革大綱、7項目あると思います。その中に、私どもが一番今苦しんでおります給与の是正もあります。それから、企画の方でやっております定数の問題もございます。あるいは事務の見直し、そうしたものも含まれておるわけでございます。

そうした大きな行政改革の中で、定数というものについて、非常にシビアな数字が出されました。そして、また上の指導もありました。類似団体の表、あるいは調査管理下に基づく各市の定数の指導、それから、最近におきましてはモデルというような数値、こうしたものが全部いろいろな形で出てきました。それは、それなりの数字的な数値についてはあると思います。

しかし、私どもが9月に提案したことが正しいということは、これはそうした行政改革の大きなうねりの中で、日野市の削るべきところ、あるいは内部努力、そうしたものを行いまして、そして実際、これでいけるのかどうかということを職員課サイドで考えた中で23という数字を出したわけで、この数字というものは現行の数字——そのときは1425でした。1425の数字というものは、もう持ち切れないということでございます。

というのは、そこで提案いたしましたように、先ほど申し上げました箱ものとして生活・保健センター、それから旭が丘児童館、それからふるさと博物館というような形のものが逐次生まれてきています。これを3年先、ちょうどここで2年、来年はこれがスタートする時期です。そのスタートする時期にどうするかということで、けんけんがくがくの論議の中で、どうしてもこれは、もう持ち切れない数字ではないかということから、行革という一つの大きな流れの中にあっても、これだけは町づくりに欠かせないんだ、どうしても足りないんだということをお願いしたわけです。その数字が23であり、あるいは13であったわけです。その中には、ほとんどが技術職であります。そうしたやむにやまれない数字をお願いしたわけです。その数字でございます。そうした数字の中で私どもやります。

この23という数字につきましては、何としてでも今後最小必要限度の数字であるという認識のもとに3年間お願いしたということです。

そして、さらに今回提案いたしました10につきましては、それらをもう一度チェックいたしました。そして、市長部局の各部長さんからの数字をあわせますと、要求をあわせますと59人の増というような中での対応の仕方、もちろん組合の方はもっと多いんですが、そうした対応。そして、やはりこれは10名、もうあすに迫ったオープンに控えて

何とでもしなきゃいけないということから、これを10名提案したわけでありまして、矛盾はありません。その大きな流れの中におきまして、企画で今までやっておりました組織条例というものが含まれてきておる。組織をするからには、やはり現行定数の中で何としてでもこれを消化したいという努力、その努力は、したと思います。

そうした中での努力の仕方ということと今回の10の定数ということは、さらにその上に立っての町づくり、建設途上にあるということ、昨年度、私はお願いいたしましての数字でございますので御理解賜りたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） おっしゃる意味はわかるんです。わかるんですが、定数というのは、条例にはっきり書かれているものを定数というわけです。それは、議会で議決をされて初めて生きた数字として我々とらえることができるわけです。それぞれの、総務部長の頭の中や企画財政部長の頭の中で考えておられる定数というのは、定数じゃないわけです。条例に書かれているのが定数なんです。議決を得た条例に書かれている数字が定数なんです。その定数は、現行定数ということをおっしゃれば1438なんです。それ以外のものは、一切ないわけです。

ただ昨年の、昭和61年の9月から10月議会の審議の中で、それぞれ23名提案されたものを13認めた。必要な箇所は確かにある。ふやさなければならない箇所は確かにある。行政部門、また教育関係、それから病院等は当時認めたと思いますが、そういうことで最低限必要なものは議会も認める。これは当然なことだと思います。後は内部の努力を期待をするということで、私どもは定数管理の厳しい見直し、また対応というものを求めて、今後定数増を行うことがないように、できればそういう事態を避けるように市当局自身取り組みなさいということが、当時の議会の大方の考えだったと思います。

ですから、9月議会の時点で現行定数が10名、勝手にふやしてそれを定数と考えていたというようなお考え、答弁というのは、ちょっと異常じゃないかなと思いますが。

それから、私は今回ふえる区画整理とか下水道、児童館、それから保健センター、ふるさと博物館、これら新設のもの、あと事業量が非常にふえてきているもの、これは当然だと思います。都市計画課あたりも技術者の方や対応される職員の方は、増員が検討されてもいいと思いますが、減らせるところ、つまり我慢をすれば何とかやっつけていける、お互いが協力して、職員の皆さんの努力によって1名か2名減らすこともできるという、減員が可能な職場というのが、日野市役所には一つもないというのが不思議なんです。そういうものを期待をして求めて、昨年の9月議会では13名、何とかこれで、ひとつ市

当局はがんばってもらいたいということを議会は議決したんですよ。何のためにコンピューターを入れて電算化をして事務の能率化を図る、そして人員の、できるだけ削減の可能なような努力をしていただくような環境が整えられてきているかということが、わからないじゃないですか。

ですから、現行定数枠内で組織機構を見直してきたということであれば、今回10名は絶対出ないはずなんです。それだけの内部努力をされるはずですよ。9月の時点がどうのこうのというのは、言い訳じゃないんですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 厳しい御指摘でございますが、それでは、内部努力がどうなっているかということで、これは申し遅れておりますが、この内部努力につきまして、御承知のように「動く窓口車」がことしの4月から廃止になり、これらの4人の配置をやりました。

それから、市民課におきます管理係、これを3名減らしたというように記憶しております。

それから、今御指摘のコンピューターに基づくものでございますが、コンピューターにつきましては、電算課長の方にもお願いしてありますが、それでは数字的にはどういうふうなものが、実際にマイナスになってくるのかということでの検討はお願いしてあります。まだ、非常に難しい問題もあるかと思いますが、そうした中での対応も、これからやっていかなきゃしょうがない、ということでございます。そうした面での努力は、日々行っていく考えでございます。

そして、定数の10月とか9月とかということではなくして、これは前にもちょっとお話ししたと思うんですが、なぜ、しなければいけないか、この点をひとつ御理解願いたいと思います。10名は必要でないというお話とは逆でございます。なぜ必要かということ、これはこういうことでございます。

御承知のように、日野市が学校建設に追われ、それから、その他保育園関係、そうしたものの建設、要するにハード面におきます施設面を設置していかなきゃいけないということから、これらに対する――設置いたしまして、それに基づく人員増というものは非常にふえてまいります。事実、ふえてきております。

そうした中で一般行政職というものが、非常に今まで事務量が多かったんですが、そのまま余りふやさないできたというこの結果、これに基づきまして、この中には一般職といたしましては、技術職も含まれております。そうしたものが非常に不足した、補充

できなかったということで、さて、これから、いろいろの事業をやっていくというところにおいて、保母さんだとか、あるいは幼稚園のそうしたものはありますが、実際に図面を書く技術職が足りない、あるいは事務職が足りないというようなことで、この10名というものが、もともと少ないだけに——局部的に見ますと各部門がありますが、特に一般職の部門では少ないということで、この10名についての御理解というものをお願いいたします。

それから、行政改革の中でいろいろやってきたということで、これは一つの御参考までにとと思いますが、それでは事務の見直しはどうしたのかということにつきましては、今言いましたように「動く窓口車」の廃止に基づきまして、これは事業の廃止によりまする人員の配転、それからコンピューターによりまする統一事務によってこれが浮きつつあるということで、この実数は、まだつかめておりませんが……。

それから、先ほど印鑑条例が出ましたが、これが各支所を含めました三つの窓口において、どこでも今度とはとれるということ、こうしたことにおきましての対応の仕方によりまして、これらの事務の能率化、効率化が出てくると思います。

あるいは、機構改革におきましては今の機構の簡素化、スリムな簡素化を企画の方でやっていく。

それから、給与の適正化につきましては、御承知のように先ほど申し上げました改定計画に基づきまして、9項目を6項目まで実施しました。そのためにラスが落ちてきたということです。

それから定数管理の合理化といたしましては、その間、一般職はふえておりませんのでパートを導入してきた、あるいは委託でこれをお願いした、という経過でございます。そして人員の補充を補ってきた。

それから民間委託、あるいはO・A化の事務の改善、これにつきましては高齢者事業団を中心にしての委託、あるいは福祉事業団に委託、またO・A化につきましては電算化、あるいはワープロ化、こうしたものの能率の向上をしてきておる。

それから、会館等の公共施設の設置及び管理運営の合理化ということでございますが、これにつきましては、複合施設として今建て上がっております生活・保健センターを、複合施設としての管理のスリムな考え方を行う。あるいは、前には七生公会堂をドッキングいたしました七生支所のもの、こうしたことを一つの参考にして、いかに職員が、この一般職が少ないか、という点での御認識を深めてもらいたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員会、あと御審いただきたいと思いますが、やはり、本会議で御答弁なさるときは十分に注意をして、きちんとした背景を私どもにわかるような御答弁をお願いしたいと思うんです。

つまり、私が昨日も申し上げましたように、組織条例の改正案が、部の廃止等を伴ったものが提出できなくなったというのは、現行定数の枠内で現行定数を前提として組織機構の見直しを行うという長谷川企画財政部長のお話は、私は正しいと思うんですよ。

しかし、それが貫徹なくなった、どうしても増員をせざるを得ない、そういうことが背景にあって組織条例は出せなくなったんですよ。今までのやりとりを聞けば、ほとんどの人はそう思うと思います。長谷川企画財政部長は、部長さんの中では一番とりまとめの大切なポジションにいらっしゃるわけです。その方がはっきりと1438、現在の定数を前提として組織の見直しを行ってきた、とはっきりおっしゃったわけです。であれば10名の増員がここで出るわけは、絶対ないんですよ。

しかし、これがどうしても出てくるということが現実の問題になったために、組織条例は9月議会に出します、とはっきりおっしゃったけれども、出せなくなってしまったわけです。話のつじつまをあわせていけば、そう結論せざるを得ないわけです。

その辺のことを十分、今後、市の責任あるそれぞれのお立場で御答弁なさるわけですから、市が——私は、きのう朝令暮改ということを行いました。出すと言って出てこないし、やると言ったことはやらない、やめましたということになる。十分、もう少し庁議か何か、いろいろな部長さんの会議、課長さんの会議、また職員の方を含めた各課の会等でずっと積み重ねてこられたものがあるはずですから、そういうものをうまく集約したものを議会に説明していただきたいと思います。

そのことをお願いをして、一応終わります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 一つは、議案の84号の住宅管理審議会の条例の制定の件なんです。先ほど、向川原住宅という名前が具体的に出ていましたけれども、今回こういうふうな条例をされた背景、目的ですね、1条読んだだけではよくわかりませんので、その辺を詳しくお尋ねをしたいということが第1点であります。

第2点目は、第3条の3号ですけども、審議会委員の構成の性格の問題ですが、こういうふうな構成をした性質ですか、性格というものを教えていただきたい。

特に市長の諮問に応じてということで、重要事項について審議、その結果を答申するというものですから、従来の審議会の答申例でいきますと、市長はそれを尊重して、そ

れを議会の方に議案とすれば出してくるという図式と思いますので、かなり、これからも将来的には市営住宅の運営について根本的な性格でもありますし、その辺のことを詳しく教えていただきたいと思います。

それから、印鑑条例の85号の件ですけれども、先ほど詳しい説明をいただいたんですが、議案の85号の9ページのところの「経過措置」というところで、63年12月28日までに印鑑登録証の引き替えがないときには、印鑑登録を抹消するものということで、1年ちょっとぐらいで切れるような形になりますけれども、このようにされた理由というのを教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 84号議案につきまして、まず第2条の管理に関する重要事項ということでございますが、これは具体的には、使用料の設定及び変更、それから明け渡しの請求に関する事、あともう一つは、各種の基準の設定及び変更に関する事ということで、これらは、先ほども申し上げましたように、これらの審議会条例というのは東京都が持っております。それから26市で八王子しか持っておりません。これらを参考にいたしましての文面でございます。

それから、2点目の審議委員の問題でございますが、東京都におきましては、学識経験者はか21名が条例化されております。それから八王子市さんでは9名という中でのこれらの項目を見まして、学識経験者、それから市議会あるいは入居者の代表者というようなことで、ここに条文化したわけでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、印鑑条例の改正についての付則の中の「経過措置」で、63年12月28日で従来の登録証を――要するに磁気カードと替えない場合に当日限りをもって登録を抹消するという事の、28日までの理由ということでございますけれども、この理由は、別段大差はないんですけれども、ちょうど63年の1月1日から施行しますので、1年間、交換の期間を1年間持ったということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、前段の方の84条の方をちょっとお尋ねしたいんですが、現在、こういうふうな条例というのは東京都にあるという点と、それから東京都の

方の審議会のメンバーの構成については、今お話がなかったように思うんですが、東京都の方にある。あと、八王子さんにあるということで、市では、八王子に次いで日野市が導入をされるのかなと思うんですが、その中で重要事項の案件については、これは料金体系というんでしょうか、そういうものが出てまいりましたし、明け渡しに関する個々のことについてというふうな具体的なことについても出てまいりましたけれども、現在、これを導入をした必要性といたしますか、どの辺にあるのかということですね。

それから、もう一つは、八王子で実施をされている実例というのは、私は承知していませんけれども、その辺のことも調査をされた上で決められてきていると思うんですが、その辺の背景、それから、さらに市民の方に御負担を願うような場合の重要案件につきましては、私も国保の審議委員になっていますので、その料金の改定の問題になりますと議論をするわけですが、日野市の重要な市民の方に負担を願うような場合に審議会方式をとってやっていくルールが、これから新たに、こういうことを踏まえて導入をされていくという基本的な線に則っていくんだというふうに考えてよろしいのかどうか、その辺のことを踏まえて御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市営住宅管理審議会を新たに条例設置をしたい、こういう考えに至りましたのは、御承知のとおり、現在、数が必ずしも多くはないんですが、市営住宅の老朽化に伴って建てかえを進行させつつございます。建てかえ対象の住宅もございますし、それから建てかえた結果、団地という名前で、長山住宅でありますとか、あるいは川原付でありますとか、今回の向川原、こういうことになってまいりました。なお、下田でありますとか、高幡でありますとか、戸数は多くはございませんが、だんだんと建てかえるべき、いわゆる市営住宅団地が進んでまいります。

現在、ごく一例で申しますと、長山住宅は40戸近くあるわけでありましてけれども、24の3倍ですね、24戸の3等分、その団地ごとに皆、いわゆる家賃が著しく違います。長山住宅は1万1,000円、高幡住宅は2万2,000円でしょうか、今度向川原が4万3,000円と、非常に建てかえ年次の違いによって、1団地ごとでは理由があって家賃設定をしておるわけでありましてけれども、格差がある。これは、住民感情といたしましても、あるいは入居者感情といたしましても、ちょっと割り切れないものがあるだろうと思います。

したがって、今後生じます家賃価格等につきまして、やはり公平な立場から、あるいは利害関係の方も入っていただいて、そうして一つの合意点を求める、こういう手法をとっていくのが妥当であろうかと思っ、この委員会の設置を思い立ったのが大きな理

由でございます。

それから、今後使用料、手数料、その他、いわゆる住民負担の見直しをする際に審議会方式をとっていくか、あるいは過去にそういうことがあったか、こういう御質問でございますが、保育料の検討委員会というのを過去に、52年ごろ行ったことがございます。当時、国基準の50%ということ提言を受けまして、あるいは公立幼稚園の使用料ということになるわけですが、これの改定の際もその時期の、臨時的なそういう審議をいただく制度を設けてまいりましたが、そういう経過はございます。

当面、この住民負担の変動に伴う審議会というのは、特に考えているというものはございませんが、必要に応じてそういう審議制度を設けることも大切な理由がある、このように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 大筋はわかりましたけれども、一つ、ちょっと異質だなという感じがしますのは、明け渡し請求ですか、具体的な事例で明け渡しを求めた方がいいのか、求めないのがいいのかというふうな、そういう個々の具体的なことについて審議会で、そういうふうにしろとか、しないとかという、そういう具体的なものまで審議会にさせるということは、審議会の性格からいって可能なかどうか……。

やり方とすれば事務の担当の方が原案を持って来るんでしょうけれども、その判断をこういうふうな形ですという性格のものが、私は、かなり厳しいのではないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに考えておられるのか、ちょっと最後の1点ですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の明け渡しという事例について審議をいただくということは、ちょっと例外的な感じがいたします。つまり基準を定める際に、その基準についての御審議をいただくというようなことが明け渡し——めったにないと思っておりますけれども、特に明け渡しを求める理由が明らかであり、また、それに応じられない悪質など言いますか、そういう事例のときにのみ、必要とすれば必要となる、そういう際のことでございます、一般的にはない、なるべくそういうことは、しないということの方が大切かと思っております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 83号の職員定数の条例改正について、現状について、もう少

し理解を深めたいと思いますので、何点かお聞きしたいと思います。

私は、常々、職員の数については少なければよい、多ければ悪いという見方じゃなく、問題はその仕事で評価すべきであるというふうに考えておるわけでございますけれども、実際、今の定数が1438名、この事務報告書によりますと実数が1395名、そこにマイナス43名ですか、差があるわけでございます。

この定数と実数の差、これについて現状どんな問題点が出ているのか、できれば事例を挙げて、こういう部門ではこんな問題点がある、とこういうお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、この1年間でもってどのような出勤率であったのか、この推移を知りたい。

以上、2点についてお答え願います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 実数と定数との違い、確かにこれはございます。今、事務報告で出ておりますように、ここに数字が違ってきております。これは、御承知のように年度途中で退職される方、そうしたものが出ておりますので、それらの数字で不足を生ずるわけでございます。

現在、去年、ことしということで年度途中の採用はしておりませんので、そのような、さらに差が出てきておると思います。それは、各年度におきましても定数と実数との違いは、61年度におきましても出ております。1425について1411というようなことで13の少なさが出ておる。これらは、やはり今言ったように年度途中の退職ということでございます。

その主なところはと言いますと、病院の看護婦さんも非常に多いということです。そういうことです。

それから出勤率でございますが、職員の出勤率につきましては欠格条項を持っておられる病欠、あるいは停職、あるいは産休、そうしたような方々を除きますれば、ほとんどの職員は勤務をしておるという状況でございますが、数字的には、今お持ちしておりますので、後ほどまた必要であれば提出させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 2点の質問をさせてもらったわけですがけれども、全くわからないんですね。もう少し柔らかく言いますと、本来は1438名、市の仕事をする上で必要だという、こういうことですね、定数というのは……………。

ところが、実際にはマイナス48名でやっている。実際にそれで仕事が遂行されているわけでございます。ただ、市民側から見れば、それによってサービスの低下につながっているのかどうか、この辺は非常に疑問であるわけであります。

したがって、昨年23名増という定数条例に対して、いわゆる提案に対してマイナス10の形で認められた。定数はそういう形ですけれども、実数は、まだまだそれより低かった。ただ、いろんな仕事をやってきているわけですから、今回も区画整理とか下水道とか、あるいは生活・保健センター、こういう箱ものができるんでどうしてもふやしたいという、それはわかるわけです。ただ、こういうマイナスの中で仕事をやって、それほど我々のサービスに支障はなかった、こんなふうにとめておるわけでございます。

それは、とりもなおさず職員の御努力があったからこそと感謝をしているわけでございますけれども、さらに突っ込んで、私が出勤率はどうかと……。今の答弁だと、ほとんどの方が出勤をしている、これでは回答にならないわけなんです。必要があれば数字をと言うんですけれども、必要があるから質問しているわけでございます。

例えば、出勤率が95%であったとする。95%の方が出勤していれば、それですべての仕事は賄えるわけです。5%の方が休んでいても仕事はできるという、ここに私はメスを入れていく必要があるんじゃないかと思うんです。これが、やはり効率のある仕事をやる上では重要なポイントだと思うんです。

したがって、市民がどういう評価をするかわかりませんが、私は少なくとも、少数の中でよくもこれだけ一生懸命仕事を皆さんやっていただいたという形で、感謝をしているわけでございますけれども、架空の、こういった定数だけの論議じゃなくて、実態面の論議をもう少し真剣にやった方がいいんじゃないか、とこんな形で、私質問をしたわけでございます。

後ほどでも結構でございますから、ぜひとも出勤率については教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 出勤率につきましては、今、手持ちにありませんので、それらをまた資料として提出させていただきます。

それから定数と実数との違いですが、今言いましたように年間では13とか言いますが、年度途中で、途中でやめておりますので、それが、例えば早く5月でやめるとか、あるいは12月、あるいは3月にいってやめるということで、年度途中でのトータルでやっておりますので、その点、非常に個々に調べなければわかりにくい問題がありま

す。

ただ、採用したらすぐやめてしまうという方もおります。そうした中での対応の仕方、これは非常に我々のまずさがありますので、今後とも気をつけて、ほとんど定数で動かせる状況における職員実数との差をつぶめた中での努力をこれからしていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） もう1点だけお聞きしたいんですけども、今、総務部長が、実数については途中でやめてしまう、なかなか把握しにくいという御答弁でございますけれども、そうなりますと当然仕事に支障を来すわけですね。支障が出てくるわけでしょう。

ですから、私、冒頭申しましたように事例で結構ですから、こういう部門ではこんな問題点が出てしまっているんだという、それをお聞きしたかったわけですけども、その答弁がなかったんです。

実際には、先ほども古賀議員がおっしゃったように、努力して本当はもっと欲しいんですけども、何とかこれでがんばっているんだという、当然そういう職場もあると思います。中には、一人や二人休んでいても構わないよという、言い方は悪いんですけども、職場もあろうかと思えます。そういったプラマイをうまくローテーションしながら、言ってみれば、じゃ、こちらの人間を向こうへリリースしようか、とこんな形でもってうまく仕事のやりくりができないかなと、こんなことも私は言いたかったわけですが、やめてすぐやめちゃう、あるいは途中でやめちゃう、それだけで片づけないで、やめてしまったからこんな問題が出ちゃったんだ、本来、もう少し行政面でこういうふうなサービスをしたいんだけど、どうしても今こういう実態なんだ、とこんなことが中間の中で私は報告があってもしかるべきだと思ふし、もう少し、きめ細かい中身が各定例会の中で出されれば、先ほど来から続いておるような、あんな難しい論議にはならないと思ふんです。

私、難しい論議と言いましたけれども、やっぱり基本はきちり守っていかなくちゃいけませんし、ただ定数は定数、やはり現実現実という問題がありますから、その辺をもう少し聞きたかったわけですが、ちょっと難しいような御答弁になるかもしれませんので、出勤率だけを後ほど資料としていただきたい。これだけお願いしておきます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） それぞれ細かく質問されていますから、1点だけ伺いますが、印鑑登録の関係ですけれども、市民サービスというようなことでオンライン化が進められるということですが、印鑑登録の場所について、これはどこでもいいのかどうか、もう一度確認だけをちょっとしておきたいと思うんですけれども……。

というのは、そのお答えによって、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） 印鑑登録をする場所ですね。それはどちらでも結構だということですよ。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） たまたま、経過措置を読んでおまして、非常に最初苦しんでいたんですけれども、大体わかってきて、今まで登録している者は登録を受けているんだということのみならず、手数料もいただかないで処理をしているということは、わかりました。

それで、ただ経過措置を両方見ておまして、たまたま善良な方は——当然どこでも印鑑登録できます、そして取れますというような形でありますと、たまたま本庁で登録がしてあって支所へ取りに行ったというときには、どうもこちらの規則の方の付則を見ますと、どうしても最初は、登録してある事務所で交換をしますということがあられるわけです。

そうすると、どこでも登録してということになると、最初だけはどうしても制限を加えざるを得ないんじゃないか。登録についてはどこでもできますよ。新しい人はどこでもやるわけです。それで、今まで登録してあった人はその支所なり本庁の方へ行かないと、結局、最初のことは理解ができないということがありますから、それを結局うまく説明してやらないと、初めて支所で取れると思って行ったら、本庁に登録してあるんだから本庁に行ってください、こういう事態が起きるんじゃないかということが懸念されます。

それで、たまたま3の方を読んでみますと、付則の3のところでは途中で登録を取りやめることができるわけですね、今までのもの。今まで登録してあったものが引き替えをしていないときは、要するにその申し出があれば登録を抹消しますよ。

ですから、今まで登録してあったけれども、仮に本庁でやるときに、支所で登録した、本庁へ来た、「だめですよ、向こうへお帰りください」という形が最初とられます。そ

の本人が「いいです、今までのを抹消します」と、それは本庁で抹消しちゃって、それで本庁で新たに登録をする。200円だけいただいて、手数料は市としては入ってくるわけですけども、そこら辺に若干、市民にとっては不利益を被る部分があるんじゃないかと思しますので、そこら辺の考え方を御説明いただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） まず、経過措置のことなんですけれども、現在、現行制度の中の登録をしている方が、63年の12月の28日までに今までの登録をした所管の場所に行って、そして磁気カードと引替えをしてくださいよということなんです。

それから、今後、新しく登録をするという場所になったのは、どこでも登録ができるということでございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） いずれにしましても問題提起という形で、本会議場ですからさせていただきますまして、ここら辺は委員会の方で御審議をいただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 議案の82号、83号の件につきまして質問をさせていただきます。

要するに3短昇給と職員の定数の見直しであります。

この件につきましては、昨年も私申し上げたと思うんですが、日野市の町づくりは、これからなわけであります。こういう中で、どういうところを切り詰めて、そしてどういうところに日野市の財政を導入していかなければならないか、これは私が申すまでもないと思うわけであります。

そういう面から、私は去年も質問をいたしました。一人の職員をつくるには、初任給から退職年金を払うと幾らぐらいかかるんですか、と質問いたしましたら、2億円のお金がかかりますという見解であります。私もそれを知っておりました。私もそういう面で、確かに事務職員の不足ということは認めるわけであります。

しかしながら、私は、この職員の定数というものはある程度決められている数じゃないかと思うんですね。しかし私は、日野市は日野市独自で職員の定数その他について、やはりこれだけいけばこれぐらいの仕事ができるんだという、やはりそういう訓練をすることが必要じゃないかなと考えているわけであります。

この間、総務部長が来てお話しした中で——私、この間、勝浦の方に行ってまいりま

したら、勝浦では部長職をなくしたという、千葉の勝浦です。それは、要するに仕事もこのくらい小さい市で部長職までいない、課長でたくさんだという形で、そして削減して行革を推進しているということを知って、日野市に当てはまるということは、もちろん私も考えておりませんが、やはり、やる気があれば、私はできると思うわけです。

そういう面で、市長は確かに組合の方にお世話になっているということは、私自身わかるわけですが、そうかといって、やはり、この違法と申しますか、組合からの要求だからのもうじゃないか、というような甘い考えは、ちょっといけないんじゃないかなと思うんですね。

それと私、こう見たら、ここにはちょっとないんだけど、議員か何かの給与なんかも入ってきたんだけど、何だ、これかと思って私それを見たときに、これを出せば私たちは納得するのか、そんな甘いもんじゃないと私思うんです。

そういう面で、やはり、これはこれ、あれはあれで、少なくとも日野市の財政を豊かに使うということについては、市長みずから職員に対しても、こういう形でこれから大幅に日野市の財政は必要なんだ、だからぜひ、そういうことはできないということをはっきり言うべきじゃないかなと思うわけです。

特に日野市長は、ことあるごとに「財政が心配なんです」と言うんですね。町づくりに財政は心配しなくちゃ、私できないと思うんです。そのあたりがちょっと、市長自身が市の職員との話し合いの中で、どうして3ヵ月の要するに3短昇給になさったのか、このあたりを市長の立場から、ちょっとお話ししていただければと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 6ヵ月昇給延伸、つまり定期昇給を4月にすべきものを10月まで先延ばしを職員に求めた、このことにつきましては、過去にさかのぼって御説明を申し上げます。つまり、60年4月の出来事でございます。

その大きな背景は、当時、行政改革の中の給与改定という分野で、いわゆる地方富裕論が理由とされて、そうして職員の高給与、つまり自治体、特に都市近郊の人口の急増した都市の自治体職員の高給与が問題にされたということでございます。

日野市も特別高いという状況ではございません。ラスパイレスが125とか127とかいうそういう数値の自治体もあったわけですが、ともかく115以上が個別指導の対象にされて、いわゆる起債制限のペナルティが科せられたということがございました。これは、全く1個の自治体として承服できるということではございませんけれども、や

はり住民の考え方、あるいは国全体を見渡す自治省としての考えもあることでございますから、我々は、かなり厳しい交渉を経て、職員の全員の方に6ヵ月の昇給延伸という不利益行為を行ったということでございまして、そのことを、私としても職員の生活のことをあわせ考えなければならない立場といたしまして、かなり無理なことをしたということが絶えず気にかかっております。

そして今日、2年余を経過いたしまして、それらの延進措置が一巡をし、その上に1年を経て、先ほど申しましたように、今日ラスパイレス指数で言いますならば111.5という、目指しております110に近い。110というのは都の基準だというふうに言われておりますが、それに近い状況になった。いろいろ町づくりに伴いましての財政の背景の問題もございまして、もちろん安易な考えを持つことは許されませんが、2年たった今日、6ヵ月の延進を3ヵ月戻して、そしていわゆる延進に対します3ヵ月短縮という形をとって、ちょうど真ん中どころの修復を行う、このことを思い立ったということでございます。

このときの来りことも、従来、期していなかったわけではございませんし、将来の日野市のいろいろな財政需要のこともあわせ考えまして、これをもって職員の、ひとつの士気も意欲も高めたい、こういう願いもあるわけでございまして、信頼関係をつくっておくということは、これまた重要でございまして。

そういうことで市民に御理解をいただかなければなりません、どうか趣旨、理由を御理解いただきまして御承認を願いたい、このように思っておりますのでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 市長の説明の内容は、私自身もわかるわけでありまして、しかしながら、私としては先ほども申し上げましたように、この60年に何故ペナルティを受けたかと申し上げましたら、やはり給料が高かった、また退職金も高い、そういうような理由からであります。

そういう面で職員を優遇してはならないということは、私は申すつもりはありませんけれども、やはり国に合った施策、また都に合った、そのくらいまで戻して当たり前であると私は思うんですね。その中でもなおかつ意欲を持って仕事もできるような職員を育てることが、私は市長の手腕ではないか、とこのように思うわけであります。

そういう面ではぜひ、今後ひとつ妥協すれば、また次が妥協が待っているわけでありまして。そういう面では、ぜひそのような組合との折衝についても、柴さんが市長のときに、組合活動をしていると「何をやっているんだ、これしか払えないものは払えないんだ」

と言って組合に話をつけたということ、私聞いております。やはり、そのくらいの強い態度が、私は必要じゃないかなと思うわけでありませう。

そんなことで、この問題についても市長自身もお考えがあるとは思いますが、ぜひ適正に戻すということが、市民にとっても一番いいことであると思っております。ぜひ、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 今まで質問されていたんですが、ちょっと私、納得ができていなくなったので、常任委員会が総務委員会に付託されるということなんで聞きたいんですが、1点は、先ほど夏井議員が聞かれた市営住宅の管理審議会条例です。これは都にあって、あとは八王子市だけだということで、それも私は、都の段階にあるいわゆる審議会というのはわかるんですが、いわゆる市町村、市の段階で市営住宅の——私が思うには、特に都は膨大な家賃の滞納があるということで、この問題の解決というのは都政の中の一つの大きな課題になってきているということで、市でもそういう課題があるというなら——先ほど市長の説明だと、何か明け渡しの問題には、何ていうか最終的には、明け渡しの問題になると専門職の弁護士さんでもやるというならどうかしらないけれども、恐らく入居の基準もあるし、そういうきちっとした規則も条例もできておるんで、あえて今の、早く建ったりいろんな年度によっての家賃の不均衡が、どうも主たる目的だということであるなら、しかも市議会議員まで入れて、この審議会の10名を構成するというのは、行政が、いわゆる議決権の我々に、何かこういうところを見ると、さっき市長は保育料の改定の問題なんて言って、ちょっと保育料の問題と市営住宅の問題とは違うんじゃないかろうかということをおもうんです。

そういうことを市長は、どういうふうにお考えなのか、根本的な問題ですからそれをいま1回、御答弁を願いたいと思います。それが1点……。

それから、いま一つは職員の定数の問題なんですが、いろんな箱ものができて、いろんなことでいわゆる行政需要というかハードな面が多くて10名増加するということが、私はこのことに決して、抑えられるものなら抑えた方がいいということは、率直に申し上げます。しかし、ふえるということもあるなら、61年の決算の監査委員の人が指摘もされているんですが、いわゆるO・A化の、この間も自由市民会議で総務部長が来られて説明したときに、O・A化が入ったから、即職員の人員が減るということではないんですが、どこかで何かの効果が出てこなきゃならんですね。こういうものの効果が出てきたときにどうするんだ。

それから、どこの部署を、いわゆるやめさせるなんていうことは、今の時代にできっこない。そうでなくとも自治労というか職組では、事業をなるべく多く確保することが職員のいろんなことの問題でいいんだということで、これもやっぱり、その立場からいけば私は決していけないとは言わないが、どの職種に対して、いわゆる将来定年になったら段階的にこうしていくんだ——よく、前の給食の問題だとか、いわゆる学校の作業員の問題だとか、そういういろんなことが出ていると思うんですが、その姿勢が一つも出ないで、ただ防衛費の1%じゃないけれど、歯止めいく——これは逆なら、歯止めなき職員の増加ではなかるうか、とこういうふうなことも一面から見れば言えると思うんですね。

しかし、なかなかこれは大変だということも私はよくわかります。どこかで、やっぱり前向きな姿勢で、ここの部門はこうするんだという姿勢も恐らく総務委員会で慎重審議されて出てくるんじゃないかと思いますが、これは私は、あえて言えば意見という立場で言いたかったんですが、あえて質問をしておきます。

2点です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市営住宅管理審議会条例につきましては、私も立ち退きのことが審議会に期待するということは、余り意識をいたしておりません。むしろ、他市になぜ持たないかということもちょっと感じますが、他市では余り市営住宅を建て替えるということの事業は行っていないんじゃないかならうか、という感じもしないわけではありません。

日野市では建て替えをやりますために、特に矛盾を生じております。つまり、数年おきに建て替えます団地によって、非常に家賃価格にアンバランスがある。こういうようであります。このことは、やっぱり何らかの方法で是正をすべきものだ。傾斜的なことは、これは大切だとは思っておりますけれども、余り、しかし倍倍というようなわけにはいかないんじゃないか、こういうことがございまして、なかなか職員にいろいろ尋ねてみましても、取り組みの困難だということが感じられます。

そういうことで、やはり市民参加の御意見をちょうだいしたい、こういう機会にしたというののが、この住宅管理審議会条例の趣旨でございます。

それから83号議案に伴いまして、職員の定数のことでございますが、これは、まさに言われるとおりであるということを感じております。歯止めが必要だということも存じております。

特にこれまでも課題になっております学校給食の一部パート化というようなことは、どうしても取り組んでいかなければならない、このように考えております。

そのようなこともあわせて、目下厳しい折衝を組合ともやっておりますので必ずそういう状態を、つまり歯止めに相当するものを設定したい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 1点の、職員の定数の問題は結構なんですけれども、この審議会の問題で市長は、今、非常に年度に建てたことによって家賃がアンバランスになっていると。これは、今はもう都営住宅にしても、特に公団住宅ですね、公団住宅なんかの場合には一団地経営で、それが独立採算性というようなことでやってきたけれども、現実にはそういうことはできないんで、いわゆる20年前につくったのもいろんな見直しが出てきていると同じように、ある程度の、これだけの特に土地なり——資材はそんなに狂乱しているとは言わないけれども、土地なんかのいろんな変わってきている中で、ある程度の見直しというのはやらざるを得ないと思うんで、別に私、こう思って——学識経験者が3人で市議会議員が3人で、ほかに入居されている人が4人でやっても落ち着くところは、やっぱり利害が相反するか、さもなければどこかでだれかが出さなければ同じことじゃないか、やっぱりそういう点が避けて通れない時代に来ているんじゃないかと思うんです。

あえて、それを市長が言われるような——決して私、何でもかんでも審議会をつくるのはいけないというんじゃないけれども、こういう分野というのは行政の仕事じゃないか、市議会議員が入るということが、それは広く市民代表という意味は、私の尺度ではなかった場合には違うということだけ意見で言っておきます。あとは委員会で慎重な審議をお願いします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） ただいま石坂議員も疑問を呈してございましたけれども、私もこの市営住宅の管理審議会条例、議論を聞いておまして、家賃の設定とかそういった問題は、公正な立場にある市側が投資の額とか、いろんなコストとか、そういったようなとらえ方で公平に出すべきじゃないかというふうに思うわけですね。

そして、市民の代表である議会で家賃の額については、議会にかけられるわけであり

ますから、この辺の取り組みが屋上屋を重ねるというふうにも思いますし、それから明け渡し云々ということも、これはあくまでも基準があるわけでありまして、その基準オーバーで該当しない場合に明け渡してもらおうということで、これはやっぱり行政側がきちっとした形で対応すべきであって、第三者に判断を委ねて云々というふうなものではなかろうというふうにも思うわけです。

そういった意味でこの審議会の設置、はなはだ疑問であるということを申し上げておきたいと思います。

それから職員定数の問題ですけれども、昨年もこの定数増の問題は審議されたわけがありますけれども、当面やむを得ない定数増だけということで23名のうち13名認めたわけですが、あとについては、先ほども議論されましたように内部努力によって、そしてまた、一定の歯止めをかけてこれ以上定数をふやさないというふうな前提といえますか、そういった含みをもっての審議だったというふうに思うわけがあります。

したがって、この問題についても削減の方の努力といえますか、というものについての——もちろん努力されているということはわかるわけですが、1年を経過しまして削減の方の成果というのは余り見られない。同じような議論を1年後にやっているような印象を受けるわけがあります。

もっと定数増、やむを得ない、新しい事業の取り組みによって、やむを得ない定員増というものは、これはどなたも異論を唱えるわけじゃありませんけれども、一方で合理化できる部門、減らせる部門についての取り組みが、やむを得ない定数増以上に努力をして成果を出していくという気構え、これを持たなかったら本当に歯止めなき定数増というのが今後も続くだろうと思うんです。

ですから今度の審議について、審議に入る前に総務部長、企画財政部長を先頭にして至急に見直しをされた成果を、もういろいろしていると思いますんで、総務部長がまだ把握してないというような話をされましたから、至急に把握されて、その部分の対応も私どもから求めるまでもなく、みずから行政側から提案をしていただきたい、出してもらいたい。そのくらいの気持ちでこの審議に取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定、議案第83号、日野市職員定数条例の一部を改正する条

例の制定、議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定、議案第85号、日野市印鑑条例の制定、議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより、議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明あ求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、国民健康保険の高額療養費貸付事業の円滑な運用を図るため、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正するものであります。

議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定について。

本議案は、市民生活の向上と住民自治の発展を図るとともに、市民の保健衛生と健康づくりを進める施設として設置する日野市生活・保健センターの設置及び管理について

必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正する理由としまして、貸付基金条例に基づきまして基金額500万円で運用してございますが、年々利用者の増加とそれから医療費の高騰によりまして、基金の額を1,000万に増額するものでございます。

87号の新旧対照表で500万を1,000万とするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は16条と付則からなっております。設置条例と、それから使用条例を一本化した形で作っております。

それでは、第1条から御説明申し上げます。

第1条は目的でございますが、この条例は、日野市生活・保健センター（以下「生活・保健センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。生活・保健センターは、生活センター、保健センター並びにプール、この三つの複合施設でございます。それぞれの目的をそれぞれ書きますと非常に煩雑になりますので、施設管理条例ということで、すっきりした形の条例といたしました。

第2条、名称及び位置でございますが、生活・保健センターの名称及び位置は次のとおりとする。

1号が名称でございます。日野市生活・保健センター。2号、位置、日野市日野本町一丁目6番地の2、旧市役所庁舎の場所でございます。

第3条、事業でございます。生活・保健センターは次の事業を行う。

1号、市民生活の向上と住民自治の発展に関するセンター業務。

2号、市民の保健衛生と健康づくりの推進に関するセンター業務。個々の事業を総括した形で、ここに条文化をいたしました。生活・保健センターには、現在の健康課、生

活課が移動をする予定でございます。

したがって、この条例の中に事業内容を細かく列記しますと、条例形式からも余り望ましくない形になりますので、そういった細かいことにつきましては組織規則の中で、課、係の事業を明示いたします。

それから、第4条は施設でございます。生活・保健センターに次の施設を儲け、一般の使用に供する。

1号が、集会室、会議室、講座室、練習室。2号が温水プールとございますが、この施設は一般に開放いたします有料施設でございます。

第5条は使用でございます。前条第1号の施設を使用するものは、市長の許可を受けるものとする。2項、市長は、生活・保健センターの施設の使用を許可するに当たって管理上必要な条件をつけることができる。

第6条は使用の制限でございます。

市長は、次の各号の一つに該当するときは、使用を許可しないものとする。1号が、建物又は付属物を損傷する恐れがあると認めるとき。2号が、公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。3号が、管理上支障があると認めるとき。4号は、前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

第7条は、休業日及び使用時間でございます。第4条に定める施設の休業日及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第8条は使用料でございます。生活・保健センター施設の使用料は、別表第2に定める額とする。

2項、前項の使用料は、使用の許可の際、前納するものとする。

第9条は、使用料の還付でございます。

第10条は、使用権の譲渡等の禁止でございます。

第11条は、施設の変更制限であります。

第12条は、使用の取消し等でございます。

第13条は、現状回復の義務です。

第14条は、損害賠償でございます。

第15条、これは管理の委託でございます。市長は生活・保健センターの運営を効率的に行うため、管理業務の一部を公共的と認める団体に委託することができる。

第16条は、委任でございます。

付則は、この条例は昭和63年4月1日から施行するとなっております。

6ページの別表第1につきまして御説明をいたします。

一般市民に開放いたします有料施設につきましては、休業日を毎週月曜日といたします。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときは、その翌日といたします。正月の休み、休館は、1月1日から1月4日まで。年末は12月29日から12月31日までといたします。

集会室、会議室、講座室、練習室の使用時間につきましては、午前9時から午後9時30分までといたします。温水プールについての使用時間は、午前10時から午後8時30分まででございます。

別表第2について御説明をいたします。

ここに掲げてございます集会室から練習室までの午前、午後、夜間の時間帯につきましては、それぞれ維持管理上必要な光熱水費から割り出しまして、その端数を整理いたしまして、利用率なども勘案いたしまして決定をいたしましたものでございます。

集会室の午前中2,400円、午後が3,200円、夜間が2,800円。この集会室につきましては、210平米の広さを持つものでございまして、スポーツなどにも十分利用される部屋でございます。

それから練習室につきましては、30平米の広さを持つ部屋でございまして、この練習室では音楽ですとか舞踊ですとか、そういった練習ができる部屋でございまして、防音施設が整っております。

使用者が、その主催する事業に入場料を徴収して人を集めた場合には、ここに掲げてございます使用料に10割を加算をいたします。これは既に勤労青年会館などにおきましてもやっております。

それから個人使用の場合、集会室の個人使用は、南平の体育館と同じ額にそろえてございます。

それでは8ページの、第4条2号に掲げる施設の使用料、プールの使用料について御説明申し上げます。

プールについては個人使用に限った形で、午前の時間帯が10時から正午まで、午後が1時から3時まで、午後が3時半から5時半まで。夜間については6時半から8時半まで、こういう時間帯で個人の使用をお願いいたします。高校生以上と中学生以下の二通りに分けまして、ここに掲げてございます料金を徴収することになります。

このプールの料金につきましては、集会室や講座室などの光熱水費を負担するほかに、

このプールに携わる監視要員、管理要員、そういったところの人件費までも負担をしていただくことになっております。その結果がここに掲げた料金でございます。

このプールにつきましては、前の本会議でもお約束いたしましたとおり、自由に一般開放いたしまして、健康づくりを主体としたプールでございます。

それから条例施行規則については、別冊の参考資料、別冊で参考資料がございますけれども、この7ページ以降に掲げてございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 1点、お尋ねしますが、前回の定例会のときに生活・保健センターについての内容を詳しくお尋ねした経緯もあるんですけども、15条のところですけども、管理の委託という条文があります。

「市長は、運営を効率的に行うため管理業務の一部を公共的と認める団体に委託することができる」というふうな条文がわざわざ入っているわけですが、ここで考えられる公共的と認める団体というのをどういうものと考えておられるのか、管理業務の一部というのは、どの辺の部分のことをお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

特に、センターの運営を効率的に行うということも入っていますので、その辺が少し——経済的というふうな言葉で理解していいのか、その辺も含めましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 条例第15条の公共的と認める団体の御質問でございますけれども、公共的団体と申しますのは、公共団体より広い意味で活動する団体、法人に限りません、法人に限りませんで、広い意味で公共的活動をする団体というふうに私ども解しております。

地方自治法の157条にもその規定がございますけれども、例えば消費生活共同組合でございますとか、商工会議所、産業経済団体、青年団、あるいは御婦人の団体、それから教育の団体、文化事業団体、社会福祉法人など、これらはいずれも、この公共的な団体に含まれる、このような見解でおります。

さらに、効率的という言葉の意味でございますけれども、御質問の中にもございましたように経済的な意味も十分含んでおります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） もう1点、今の御答弁を踏まえてお尋ねしたいんですが、そうしますと、将来そういうふうな必要性が出てきた場合には、委託をするというふうに理解してよろしいのか、それとも、この生活・保健センターができ上がって運営を始められる段階から、この管理業務の一部を委託するということをお考えなさっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

特に——恐らく、これは継続的な委託になってくるだろうというふうに思いますので、その辺どういうふうにとらえたらよろしいのか、例があれば、具体的な例があれば、こういう部門では可能性があるんじゃないかということで、わかりやすく教えていただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えをいたします。公共的団体に委託をする管理業務の一部につきましては、現在のところプールについて考えております。そして、来年の4月1日のオープンとあわせて委託をする、こういう考えでおります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） まず名称のことなんですが、既に本会議で御回答があったかもわかりませんが、当初、私ども日野市生活・保健相談センターということで、仮称の段階ですが、この施設の名称を聞いておりました。

補助金の確保等についての配慮というようなことも、多分そういうことを理由に説明があったと思いますが、今回、生活・保健センターということで名称が決定をするわけですが、どうして「相談」がなくなっているのか、その経緯を、理由をお尋ねをいたします。

それから、今、夏井議員の方からもお話がありましたが、公共的団体に委託ということの対象となるさまざまな団体が読み上げられましたが、その中に高齢者事業団等は含まれるのかどうか、その点お尋ねをいたします。

と申しますのは、これは定数条例ともかかわりがあるわけですが、電算化が進みまして、いままで高齢者事業団に宛名書き等依頼を行っていたものが非常に少なくなっているという状況が、各課で起きているというふうに聞いております。

高齢者事業団にとっては、今まで市のいろんな事業——何人の方が携わっておられたか、よくわかりませんが、いずれにしても市から出ていた仕事が少なくなっているわけですので、こういう面で、この団体が公的団体の中に入って来年の4月から委託をされる、例えばプール等のお世話に当たることが可能なかどうか、その点お願いをい

たします。

それからプールの件ですが、先ほど天野議員だったと思いますが、このプールのことにちょっと言及をされておりました。余り大きくないプールだと思いますが、何せ温水プールだということになれば、冬も水泳が可能なわけで、かなり大勢の方がこの施設に、利用のためにやって来られるということが十分考えられるわけですね。

私も、ぜひ使わせてもらいたいと思いますが、余り大きくないわけですから、大体どのくらいの人が自由に泳ぐことができるというふうにお考えになっているのかどうか、何人ぐらい使用のために訪れたら、人員の制限をされるようなおつもりなのか。何か泳ぐというよりもつかるような状態になっては、本来の意味合いが損なわれるわけです。その辺については、どのようにお考えか、せっかく生活・保健センターができますのでお尋ねをいたします。

それから、この施設は駐車場はどうなっているか。日野に市の施設で温水プールができたということで、遠くからも車でいらっしゃる方もあるかも知りません。車は、どこにとめるのか、どう対応されるのか、駐車場の件もお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えをいたします。第1点目の名称の件でございますけれども、当初、日野市生活・保健相談センター（仮）という名称でございました。この「相談」を入れましたのは、防衛庁の補助金絡みで入れたんでございますが、その後、当局と折衝をした過程で「相談」は入れなくてもいいです、とこういうことになりまして省いたわけでございます。生活と保健にすっきりとまとめたわけでございます。

それから、2点目の高齢者事業団は公共的な団体に含まれるかどうか——私どもは、含まれると解釈をしております。したがって、高齢者事業団に管理業務の一部を委託するという事は可能でございます。

3点目のプールの件でございますけれども、広さは、15メートルの8メートルでございますから、120平米の広さでございます。私ども、この広さに定員を50名と設定をしております。

それから、駐車場と車の件でございますけれども、生活・保健センターの至近な高架下を予定をして交渉中でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それではプールの場合は、例えば50名が定員だとすれば、それ

を上回る方が同時利用を願い出て生活・保健センターにやってきた場合は、その後のかたは待っていただくような措置をおとりになるのかどうか、50人以上は、このプールは利用できないのかどうか……。

それから、使用料のところで時間を、個人使用を区切っておられるわけですね。午前中は10時から正午までということで2時間、午後も2時間ごとに区切っておられますが、例えば11時半に来た方は、どういうふうな取り扱いになるのかどうか。時間どおり来る方というのは、そういらっしゃらないと思うんです。ひとつ泳ぎに行こうかということで友達と待ち合わせてまいりますと、時間ちょうどには、そう来られないと思うんですが、そういう場合には係の方はどういうふうに対応してくださるのかどうか。

それから駐車場は、やはり大事だと思うんです。日野市の公共施設の場合は、駐車場がやはり難点といいますか、ウイークポイントになっておりまして、ふるさと博物館も駐車場がゼロだということでございました。

高架下がうまく利用できるようになった場合に、大体何台ぐらいが駐車可能になるのかどうか、見通しがございましたら教えていただきたいと思います。

同じ敷地内には全然とめられないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。定員50人と申し上げましたけれども、あまりイモを洗うように入りまして危険が十分予想される、そうなりますと、しばらく次の時間帯まで待っていただくような措置をとらなければならないと思いますけれども、2割程度、多少のオーバーの分は——そのケース、ケースにもよりますけれども、入っていただいてよろしいと私は思っております。

それから、使用の時間帯ですけれども、プールに来まして泳ぐ。1時間では、ちょっと時間が短いわけです。最初、1時間ごとの時間帯につきましても考えたんですが、2時間にしようということでこの線に落ち着きました。11時半に入られた方は、やはりここに掲げてございます料金をお支払いいただく、こういうことになります。

それから駐車場の件につきましては、他の部局で交渉をしておりますので、はっきりした台数は、まだ私どもつかんでおりません。

それから、このセンターの中、同じ敷地の中に駐車スペースがあるかというお尋ねですけれども、これは業務用でレントゲン車とか、それから、そのほか健康検診の車とか、そういった業務用の車がとまるスペースはございますけれども、ちょっと来館者のための駐車場は無理な状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 駐車場の関係にお答えしたいと思います。

高架下の借用につきまして、現在正式に申請の手続き中でございます。見通しとしては来年4月1日には、それまでには十分許可になるという考え方でおります。高架下すべての場所を駐車場とあわせて資材置き場というような考え方で、ちょうど前の道路部分から高幡街道部分まで4スパン、それをお願いしているという経過でございます。

十分、開設までには間に合うというふうに——駐車場のスペースをどういうふうにとるかというような具体的に、まだ3スパンにするか、2スパンにするか、そこまで具体化しておりませんが、約100台ぐらい程度置けるだろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは、駐車場については近所でもありますので100台程度とめられるということであれば、来館者にとってはそう不便はないと思いますので、その確保に引き続き当たっていただきたいと思います。

それから、プールが、やっぱりひとつ、目玉になると思うんですね。小さい温水プールですが、私は、例えば11時半に来られた方は、12時でもう出なくちゃいけないわけですね。ですから、そこで30分待つか——しかし30分待てば、ここで1時からですから1時間半、結果的には待つことになってしまうわけです。

ですから、何か駐車場のカードのように、とにかく2時間までは300円だということでカードに時間を記載をして入れれば、いつでもそう待つことなく、定員が大体50名前後であればいつでも入れるし、2時間になればその方は出なくちゃいけない。オーバーすればその分の負担が生じてくるということになろうかと思えますけれども、そういうふうなお考えの方が自然だと思うんですね。

これは厚生委員会だと思えますけれども、その辺御検討いただいたらどうかな、と私は、ふと今思いました。そういうことも御検討になった上でこうお決めになったんですか。いかがでございますか。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） そういうことも若干頭の中に、いろいろ検討はいたしました。自動券売機のようなものを置きまして、入ったときの時間が打てるようなことを、そういう器械があればいいということも考えまして、おっしゃるようなことも考えたわけですが、果たして、そういう器械があるかどうかわかりませんので、一応、この時間帯を区切りまして、運用の面で今おっしゃるようなことにつきましては研

究をさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、農業共済における家畜共済事業の円滑な運営を図るため、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正をお願いする点は、第71条第1項及び第7項にございます100分の20という数字を100分の25に改めるものでございます。

改正の理由につきましては、最低共済金額を引き上げることによりまして、家畜共済加入者の事故による損失の補償を充実をいたし、あわせて共済掛金率の安定を図るためでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。

これをもって、議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第91号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、新旧対照表4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。老人福祉手当条例の第3条に掲げます第1号、70歳以上の者に支給する手当3万5,000円を3万7,000円に改正いたします。

それから、2号の70歳未満の者に支給する手当3万円を3万1,500円に改正いたします。

また、その下段でございますように規則で定める所得額を超える場合にあっては、2万円を2万1,000円に改めるものでございます。

また第2項の、前条の規定にかかわらず、東京都の重度心身障害者手当条例に基づきます重度心身障害者手当を受給されている場合には、2万円の現行額を2万1,000円に改正するものでございます。この適用に当たりますは、本文の付則に掲げましたように、10月以降の分の老人福祉手当の額から適用するというところでございます。

続きまして、議案第91号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましても、新旧対照表4ページ、5ページに掲げておりますので御説明申し上げます。

別表の第4条の2の関係でございますけれども、支給対象は略になっておりますが、この内容につきましては20歳以上のもので次の各項に該当するものとしまして、身体障害者であって1級、2級のもの、それから2号では、心身障害者、精神薄弱者であって1度から3度のもの、3号には、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症を有するもの、これが該当対象者でございますけれども、これに対します支給手当、現行1万500円を1万1,000円に引き上げるものでございます。

これにつきましては、それぞれ東京都の条例改正に基づきまして、改正するものでございます。適用につきましては、本文付則に掲げましたように10月分から適用するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） それぞれの支給額のアップ、ただいまの御説明で都の条例が改正になったのに基づくということですが、全額、東京都の財源ということでよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 全額、東京都の負担でございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） この条例90号の、70歳以上の者に支給する手当、それと70歳未満に支給する手当の件でお尋ねをします。

この所得税法に規定する控除対象配偶者及びその扶養家族の有無ということなんですけれども、この所得税法というのに規定する控除対象者ということになると、その額というのはあると思うんですけれども、額は幾らなのかということと、あと一つは、この受給資格者が東京都重度心身障害者手当条例ということでもありますけれども、この重度心身障害者条例というのは、この重度というのは何を指して言うのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、老人福祉手当の所得税法に基づく所得額、付則で定める所得額でございますが、東京都の規則で定めておりますのは、扶養親族数がゼロ人の場合に201万9,000円でございます。1人の場合には240万9,000円、2人の場合に273万9,000円それぞれ定められております。

これは、東京都のマル福と申します65歳から69歳までの老人医療費の助成対象者の制限額と同額でございます。

それから、2番目の御質問にございました東京都の重度障害者手当でございますけれども、重度心身障害者の手当と申しますのは、東京都の規定に基づく手当でございますけれども、支給対象者は心身の障害のある者ということで、1は、重度の精神薄弱で著しい精神状況のために常時複雑な介護を必要とする人、それから2項には、重度の精神薄弱と重度の身体障害者の重複している人、第3号には、重度の肢体不自由者で両上肢、両下肢ともに機能が失われ、座ることが困難な程度以上の障害の者ということでございますので、このような寝たきり者、介護を必要とする寝たきり者を対象にして重度心身障害者手当が毎月4万円支給されているものでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。

これをもって、議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市一般会計補正予算第2号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ5億2,003万円を追加し、歳入歳出予算の総額を318億4,925万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 歳入歳出全般及び第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 御説明申し上げます。

ただいま提案いたしました昭和62年度日野市一般会計補正予算第2号についてでございます。提案の中にもありましたとおり歳入歳出の補正の総額を5億2,003万円と追加いたしまして、歳入歳出の総額を318億4,925万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算補正の款項区分の明細が2ページの第1表のところに掲載してございます。これを参考をお願いしたいと思います。

なお、第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。4ページの上段のところ第2表として記載したとおりでございます。特に向川原市営住宅の建て替えに伴うものでございます。

なお、第3条の地方債についても4ページの下段の方に掲載したとおりでございます。

それでは、個々に8ページ以降順番に従って説明をしていきたいと思っております。特に説明のポイントといたしましては、説明欄を中心に説明をさせていただきます。

民生費の負担金でございますが、ここに記載してあるとおり保育所の措置費の改定に伴う補正でございます。

なお、10ページ、11ページ、土木使用料、これも住宅使用料でございます。向川原市営の建て替えに伴う使用料の改定分の歳入をお願いするものでございます。

特に12ページ以降、21ページまでの間、国庫負担金、国庫補助金、東京都負担金、東京都補助金については、説明欄におおの記載してありますが、単価アップ、あるいは対象者、または事業の確定によるものの歳入でございます。説明欄に細かく記載してありますので、21ページまで省略をさせていただきたいと思えます。

なお、22ページ、23ページ、委託金でございます。衛生費の委託金、公害対策費委託金、これは東京都公害防止条例の、ここに、説明欄に書いてありますが、深夜営業の騒音規制事務が、これが委任事務で、ここで確定したわけでございます。よって、それに伴う当初予算の計上もしてありますが、なお、補正を196万3,000円お願いするものでございます。

24ページ、25ページ、老人保健の特別会計の繰入金でございます。ここに、説明欄に記載のとおり、前年度の精算の繰入金の確定によつての歳入でございます。8,662万1,000円ということでございます。

次の26ページ、27ページ、繰越金でございますが、今回の補正の中で3億2,476万7,000円を補正させていただくものでございます。昭和61年度の繰越額の財源として、ここに充当させていただくわけでございます。3億2,476万7,000円という補正額をお願いするものでございます。

次の28、29、市債でございます。この市債につきましては、向川原市営住宅の集会所の建設を国庫補助、都補助にあわせて、ここに土木費の歳入にするものでございます。集会所建設に伴う市債でございます。

歳出、30ページ、31ページ以降に入らせていただきます。

全体的に、ここで各節で人件費、あるいは関係の補正をお願いしているところでございますが、先ほど条例の中でもお願いしている部分があります。3ヵ月短縮あるいは諸手当、共済費等でございます。

この内訳につきましては、補正予算の104ページ、105ページの中に、一番最後のページでございますが、人件費分として一般会計で給料分2,234万6,000円、諸手当5,415万5,000円、共済費298万円を全体的な節の中での人件費の説明をさせていただきました。

なお、32ページ、33ページ、7の企画調整費の中の8の報償費でございます。金額は18万5,000円でございますが、ここに、具体的に説明欄に記載のとおり、この画家の方から現在総数で約135点、市の方に寄付したい、あるいは市の方にお任せをしたい、とそういう申し出がありますので、その取り扱いについての管理委員会の設置をどうするかというような、委員会の設置をしていきたい、その委員さんの謝礼でございます。

34ページ、35ページ、14の諸費、これは、ここに記載のとおり額は例年より多いわけですが、1億1,725万、おのおの61年度の、おのおのの説明欄に記載のとおり確定部分による返還金でございます。次の37ページまで続いております。

特に38、39、40、41は略させていただきます。42、43も特にございません。50ページ、51ページ、社会福祉費と心身障害者福祉施設費、ちょうど19の負担金の中でございますが、中段のところに「たんぼの家」ということで410万8,000円を補正をお願いしております。これは精神関係の新しい施設として市基準ということで、すべての補助金が確定したものでございます。新設部分ということでございます。

次の52、53、老人福祉、節19の負担金及び補助、及び交付金、ここで補助金の中で在宅ケアサービス事業271万5,000円をお願いするわけですが、在宅ケアサービスについては、在宅者の日常生活上の不自由な方々に対する家事援助事業を始めていきたい。これから来年1月以降、準備とあわせて、実際には1月以降3ヵ月ほど実施していきたいというような内容のものでございます。

続いて62ページ、63ページ、3番の健康管理費でございます。先ほどの条例関係もありますが、生活・保健相談センターに関連した——大変失礼しました。生活・保健センターに関連した予算関係の補正でございます。すべて節の中に、まだその時点の調整ができておりませんので、「相談」ということで大変申しわけないと思います。正式には生活・保健センターというような正式な名称で条例をお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。すべてが、そういった予算でございます。

特に13の委託料の中で、最下段でございますが、休日準夜診療所設計ということで、682万円の委託料をお願いしております。現在の位置のところはかなり老朽化しているということで、本年度予算の中で委託をお願いし、来年に建て替えを進めていきたいというような設計委託の料金でございます。

少し飛びますが、80ページ、81ページでございます。15の工事請負費でございますが、一番下の部分でございます。自転車など駐車場の設置ということで870万5,000円をお願いしてあるわけですが、百草駅、豊田駅の北側に新設していきたい。また百草については、道路の進入路の問題等含んでの問題でございます。

なお、19の負担金、補助についてもこれは、平山駅と多少略させていただきますが、正式には平山城址公園駅というふうな、駅前の自転車の駐輪場設置を進めていきたいというものでございます。

なお、82、83ページ、特に13の650万の委託料でございます。委託料については、建

設省のモデル都市指定を受け、建設省と東京都、あるいは日野市と三者で河川整備構想を取りまとめてきました。これを、基本計画を策定するに当たっての委託料を650万お願いたしたいというものでございます。

あと、88ページ、89ページ、特に変わった部分はありませんが、2の住宅建設費、先ほど住宅建設費のうち13の委託料、あるいは15の工事請負費、歳入の中で申しあげましたとおり向川原市営住宅の集会所関係の建設費でございます。

94ページ、95ページ、2の教育振興費でございます。金額的には、8の報償費と13の委託料でございます。新しい考え方として学童に対する福祉教育副読本を作成したい、作成するというような考え方の中での報償費と、それに関連する経費でございます。

老人に対する思いやりだとか敬愛の心、そういった内容を含んだ読本を作成していきたいというふうに考えております。

なお、96ページ、97ページの教育振興費の中に、同じように福祉教育副読本編集謝礼というふうにあります。これは中学生を対象として作成していきたい、そういう部分でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、簡単に内容を説明いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 83ページ、土木費の関係です。

河川整備構想基本計画策定650万の件なんです。これは、私、前々から申し上げているんですが、基本計画をつくりましょうということですね。それがどうして補正予算の中で、つまりお金が余ったからやりましょうか、というふうな形で出てくるのかということなんです。

日野市内を流れる二つの大きな河川を中心にした市内の水辺の問題を根本的に考えたということだと思えます。これは当然、当初の予算の中で少しでも計上しておいてふやしていくというのであれば、まだわかるわけですけども、補正予算で、こういうところばこっと出てくるというのは、予算組みの性質上ちょっと納得ができないんです。

常に我が日野市の予算というのは、こういう形で、大変重要な問題が補正予算の中で出てくる、しかも突然出てくるということがあられるわけですね。この点について市長は、どういうお考えでいるのか。これは、やること自体が悪い、いいということ言っているのじゃなくて、こういう形で町の基本を決めようというような案が補正予算の中で第

1回目に出てくるということ、こういう出方を、予算組みの仕方を市長はどう考えるか、お考えを聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 河川整備構想基本計画、御報告しておりますとおり6月の時点で、日野市が建設省から河川整備構想の対象市として、モデル都市として指定をされた、このことに伴いまして、目下、検討委員会並びに作業部会、合計しますと8回ぐらい、つまり建設省の京浜工事事務所の方、東京都の河川局の方、それから日野市の関係職員、この人員で委員会を構成して事業を進めております。

つまり6月の時点で御報告したとおり、年度当初には、そういう事業は特にございませんでしたが、国の指導のもとと言いましょいか、日野市としてはモデル都市として指定をされた、こういう中での事業でございますので、御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 自分は悪くない、国が突然言うてくるからいけないんだということですね。国がどういうお考えでいるかということは、それこそ1年前に国が予算組みをしますね。その段階でどういう計画、特に河川についてどういう考え方を持っているかということは十分わかるわけです。その時点で国に働きかけをする、そういう動きをした後にこういうものが出てくるというんであればわかります。そうでなくて、何か突然に我が市がお受けするようになったからというふうなこと、しかもそれを補正予算の中で出してくるという、こういう考え方自体が私は納得ができないわけです。我が市としての根本的な考か方を持った上で、特に予算組みです。補正予算を組んでいくわけですから、もっともっと基本的な問題で我が市の姿勢が問われてしかるべきだと思うんです。

そういうことは、全然市長は反省といいますか、そういう気持ちはございませんか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 反論する気持ちはございませんが、日野市が従来、特に河川に対します環境でございますとか、あるいは親水計画でございますとか、こういうことを重ねてまいっております。それが認められて、今回全国で相当数の市が指定されているわけでありましたが、東京都下では本市が唯一である、こういうことで一つの誇りというふうにも思っておるわけでございまして、これは事業としては、国も来年度の予算を編成をするための事前作業の一貫であろうとは思っておりますけれども、指定を受けた

ことから始まる事業でございますので、年度当初、予想はしていなかったということでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） とすれば、基本計画を策定するという、こういう表現ですが、これ自体がおかしいんじゃないですか。こういうことを来年度あたりから、当初からやってみたい、その前の検討を始めますということであれば、まだ表現的にはわかるけれども、突然、基本計画をつくりますよということです。だからおかしいじゃないか、というのを私申し上げているんです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 今、市長が申し上げましたように、この日野市の河川整備構想、こういうことにつきましては国の指定を受けた、とこういうことでございます。

その前段といたしましては、私の方は当初予算に浅川の二番橋の設計予算を組んでおいたわけでございます。それについて、いろいろ向こうと交渉を進めておりました。その段階で国レベルでは3月ぐらいから、国政レベルでは検討されていたようでございますけれども、実際に私どもの方にこういうことでモデルの市になった、とこういう連絡が6月の初めだと思っておりますけれども、その辺で指示があったわけでございます。そういう意味合いにおきまして補正予算をお願いをする、こういう実情でございます。

これにつきましては、やはり全国で117の市があるわけでございますけれども、いろいろ各市によりまして、河川の整備構想、これは21世紀を目指した河川の整備構想、とこういうことで示唆しているわけでございます。

その内容につきましては、今、市長が申し上げましたように検討委員会を重ねまして、そこでいろいろな構想を練って、それを基本計画としまして、これを国のレベルに上げて、そこでまた建設省の関東地建あるいは建設の本省、とこういう形で基本計画のあれが査定されていく、とこういう意味合いでございます。

御理解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 気持ちは、十分理解します。ただ、今のお話を伺っていてもわかるんですが、当初こんな計画はなかったわけですね、我が市には。もっと別な、もう少ししみみっちいと言うと言いは悪いですけども、小さい分野での話があった、ところが、何かいいものが出てきたから乗っかろうとということで大上段に振りかぶって基本計画策定、とこういうふうな字が出ているわけですね。とこういいき方自体がおかしいだ

ろうということ、私申し上げているんですよ。

初めから我が市が、こういうふうなことでいきますよ、ただ、ことしは金がないから少し延ばしますよだったらわかります。そうじゃなくて、当初なかったものが突然パンと膨れて基本計画なるものによって変わっていくということ、こういうやり方が非常に気に入らないんです。

ぜひ、突然こういうふう膨らんでいくというふうな形ではなくて、当初からきちっとした計画をおつくりになって、その上で、その中で今この計画は、このステップですよというふうな形の説明がとれるような、そういう運営をぜひやってもらいたいし、そういう予算組みであってほしいというふうに要望しておきます。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 1点お聞きしたいと思うんですが、斉藤紅一先生のこれを少しお話ししたいと思うんですけれども。それからまた、質問したいんですが……。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 斉藤紅一先生の方から市の方に、現在、具体的にはパネルで80から120号までの分は35点、80以下が90点ほどですか、そういう中でこれを市の方に寄付したい。具体的には、取り扱いについて、すべて、私も高齢だから市の方にお任せします、とそういう申し出が現在あるわけです。よって、その取り扱いについてどうしたらいいかというようなことを、この委員会を設置して議論をしていただきたいというような考え方の中で、委員会の設置をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 過ぎちゃったことを言うと、よろしくないかもしれませんが、小島善太郎画伯のこともあるんで、我々が見た場合には——斉藤紅一先生はそうじゃないんですけれども、そう著名な画家ではないのではなからうかというのが、あとになると非常に、特に高齢になったり、そういうことを言っちゃ悪いんですけども、お亡くなりになってその品位が出るものだということに私の方も聞いているんで、市内のそういう尊い人のお書きになったというものを、そういう申し出の場合には、市も目先のことでなくて前向きなことで御検討願えるというようなことで、よく御審議願いたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 95ページの百草台小学校大規模改修の件で2点ほど質問しておきたいと思います。

この改修の中には、きのう話題になりました石綿アスベストの除去工事も含まれているようにも思っているんですけども、その点の確認をしておきたいと思います。

それから2点目は、この3,000万の予算のうち、国の補助金が678万5,000円というのが歳入のところに出ておりますが、私、先日、東京都の関係の方から百草台小ほか1校、日野市にこういう関連で補助金がついたというニュースを聞いたことがあるんですけども、都の歳入の方にそれが出ておりませんが、それとの関係はどういうことであるか、もし、おわかりであれば御答弁いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） まず、第1点の石綿の撤去工事のことでございますが、この中には含まれておりません。これは、あくまで百草台小の大規模改修の経費でございます。

それから補助金の方でございますが、これは国の補助金で7分の2の国庫補助分でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） そういたしますと、きのうの発表の中に百草台小の石綿アスベストが指摘されましたけれども、夏休み中にもう撤去してしまったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 御指摘のとおり、これは修繕費の中で処理をして既に終わっております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 了解いたしました。

関連いたしまして、一言御要望しておきたいと思います。

今後、この小中学校の石綿の除去作業などが行われると思います。その工事の金額というのは、修繕費その他でできるような内容のものもあるという中で、業者の問題につきましては、議会にかからないというふうに思っているわけです。

最近のマスコミ報道によりますと、この石綿の除去をする業者が、石綿の有害性につ

いての知識や安全な除去技術というものを知らないという例が、各市で出ているということが言われております。そして石綿の除去作業、それからその石綿の運搬ですね、それから除去した後の廃棄物の処理、こういうことで、また市民の間で大問題になっている地域も出てきているというふうに聞いているわけでございます。

そういう点で、今後、この石綿アスベストの除去作業工事をされる際には、急いでこの業者の選定などをするのではなくて、よくそういう石綿の除去工事についての講習などを受けた業者とか、それから十分なそういう設備、技術を持ったところに工事をお願いするというふうにしていただきまして、ほかの市のような、後で市民の間で公害の問題が、再び問題になるようなことがないようにしていただきたいなと思っておりますので、ひとつ要望しておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市国民健康保健特別会計補正予算第1号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ529万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,008万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、特別会計補正予算書及び説明書によりまして御説明をいたします。

まず、予算書の1ページでございますけれども、議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保健特別会計補正予算第1号の御説明をいたします。

恐れ入りますけれども、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。1目の療養給付費交付金繰越金でございます。これは61年度分の退職被保険者にかかわる国よりの医療費の交付金でございます、その61年度分から62年度分にわたる繰越金でございます。

それから、2目のその他繰越金でございます。これは61年度分の一般被保険者等の繰越分でございます。歳入合計が、当初予算で200万お願いをしております。そういうことで529万8,000円を補正をお願いするものでございます。

それから、次の歳出で、8、9ページは人件費ということで割愛をさせていただきます。

それから10、11ページ、1の疾病予防費でございますけれども、需用費、それから委託料、それぞれ国保、年金の内容、運営状況の情報誌を年2回程度発行したいということで、印刷、製本、それから新聞折り込みを考えてございますので、情報誌の折り込みの委託料でございます。

それから12、13ページの償還金でございますけれども、これは、先ほど歳入で御説明いたしましたように、退職被保険者の医療費の交付金を国に返還する分でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保健特別会計補正予算（第1号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより、議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を一

括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億131万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億9,482万4,000円とするものであります。

議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億6,262万3,000円とするものであります。

以上、2議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

17ページでございます。第1条並びに2条につきましては、ただいま市長から申し上げましたので省略いたします。

24、25ページをお開きをいただきたいと思います。今回の補正の財源でございますけれども、繰越金を予定をしております。1億131万2,000円でございます。

繰越金の内容でございますが、ここに書いてございますように区画整理管理費繰越金以下、万願寺、高幡、豊田南の区画整理の繰越金ということでございます。金額は記載のとおりでございます。

26、27ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、区画整理並びに下水道関係でございますが、人件費関係につきましては3短の関係の人件費でございますので、説明は省略いたします。

まず、この中段でございますが、13の委託料100万円でございますが、当初予算にお

きまして、2,500万円委託料を計上しておりました。この内容といたしましては、権利調査並びにB調査の一部を予定しておりましたが、100万円補正することによりまして区域界の測量も可能になりますので、今回補正をお願いするものでございます。

次、28、29ページでございます。万願寺区画整理費でございます。3目の事業費の区画整理事業業務でございます。これは当初予算におきましては、5億1,449万7,000円の計上でございます。補償費並びに整地工事費の増加が見込まれますので、今回、補正をするものでございます。

30及び31ページをお願いいたします。高幡区画整理費でございます。この中で、事業費の使用料及び賃借料でございますが、これも当初予算におきまして3万7,000平米の整地を予定しておりましたけれども、今回、さらに3万1,973平方メートルの追加をいたします費用でございます。下の立木補償は、これらに関連するものでございます。

次のページ、32、33ページでございます。豊田南区画整理費でございます。この中で、事業費の区画整理事業業務で1,820万円の補正でございますが、この事務につきましては昭和63年度に予定をしておりましたけれども、国の補助金等の関係がございまして、今年度に前倒しをいたしまして実施設計を行うものでございます。

以上が区画整理事業特別会計でございます。

次が議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算第3号でございます。

37ページでございます。第1条につきましては、先ほど市長から説明をしたとおりでございます。

42、43ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正の財源でございますけれども、一般会計からの繰入金を予定しております。

さらに次のページになりますが、44、45ページ、繰越金を3,194万6,000円を予定しております。

50、51ページでございます。歳出の主な内容でございますけれども、管きょの建設費、説明欄にございますように、管きょ埋設実施設計6,100万円でございます。この実施設計の場所といたしましては、浅川処理区の南平五丁目を予定しております。

今回この補正をいただきまして、今年度実施設計をし、後年度の実施に備えるというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号であります。

補正予算額は、資本的収入に7,701万9,000円、資本的支出に8,531万6,000円をそれぞれ追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を25億9,786万2,000円とするものであります。

議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億6,235万円とするものであります。

議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算第1号であります。補正額は歳入歳出それぞれ8,767万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億6,991万5,000円

とするものであります。

以上、3議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（岩沢代吉君） それでは、議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号につきまして御説明いたします。

今回の補正をお願いする内容といたしましては、屋上にご置きます高置水槽の取り替え等の補正でございます。

予算書の55ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の関係でございますが、先ほど提案理由にもございましたように資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

まず収入でございますが、資本的収入を7,701万9,000円を追加し、1億4,713万3,000円とするものでございます。

それから、支出でございますけれども、資本的支出8,531万6,000円を追加し、1億8,952万8,000円とするものでございます。収入、支出のそれぞれの関係で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,409万8,000円に829万7,000円を追加し、4,239万5,000円とし、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする、ということでございます。

それから、第3条でございますけれども、他会計からの補助金でございますが、一般会計からの補助を受ける金額といたしまして、補正前の5億4,848万1,000円に対しまして、補正後、5億7,848万1,000円とするものでございます。

それから第4条でございますけれども、重要な資産の取得及び処分、これは2,000万以上というふうなことで御承認を得るといふ条例第3条に基づくものでございまして、名称といたしましては、高速多項目自動化学分析装置及びデータ処理装置1台でございます。

それから、次の58ページ、59ページ、実施計画でございますけれども、歳入といたしまして、都の一般会計からの支出金3,000万円、それから都の補助金といたしまして、ここにもございますように、がん対策の宝くじ収益金4,701万9,000円、合計7,701万9,000円でございます。

それから支出でございますけれども、款の資本的支出、項の建設改良費でございますけれども、目の改良費、これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、工事請負費の1,500万円、これは高置水槽取り替え工事でございます。現在4.5トンの水槽で

ございますけれども、維持管理につきましては、配慮して今日まで使用してまいりましたけれども、損傷が脚の方にも出てまいりましたので、これを取り替えさせていただきたい、こういうふうなことでございます。

それから、2番の有形固定資産購入費でございますけれども、これは、先ほど申し上げました装置のほかには内視鏡ビデオ情報、こういったものと、それから耳鼻咽喉科医療器械、こういったものでございます。補正額8,531万6,000円。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君） それでは、議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,420万円をお願いするものでございます。特別会計補正予算の説明書の66、67ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。都の支出金で水道事業委託金に1,420万円の増であります。

次に、68、69ページの歳出でございます。水道管理費の浄水費に20万円の増でございます。説明欄の修繕料20万円は、これは三沢の排水場内の高架水槽の窓ガラスが投石により破損されました。それを修理するために補正いたしました。

次に70、71ページをお開き願います。建設改良費の水道改良費1,400万円の増でございます。工事請負費の増額の内訳は、万願寺区画整理利用地域内の工事が非常に順調に伸びてきております。このため、当初予算で排水本管敷設延長を3,730メートル計画いたしましたけれども、これが5,225メートル工事ができるという予定になっております。この工事の量で、増によりまして補正をいたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算第1号についての御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、支払基金交付金及び国庫支出金、東京都の支出金等が精算額が確定いたしましたので補正するものでございます。

まず、78、79ページをお開き願いたいと思いますが、支払基金交付金から61年度の精算交付金といたしまして1,059万8,000円、それから審査支払手数料といたしまして、54万4,000円。

次に80ページ、81ページに掲げましたように国庫支出金でございますが、61年度精算

負担金といたしまして295万6,000円。
82ページ、83ページに繰越金といたしまして、前年度の繰越金が確定いたしましたので7,357万9,000円を歳入として掲げました。

歳出といたしましては、84ページ、85ページに償還金、61年度の都の負担金でございますが、105万6,000円。

それから、86、87ページに一般会計への繰出金でございますが、61年度の精算分として8,662万1,000円、それぞれ計上いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） ちょっと、私、勘違いをしているのかもわかりませんが、病院関係の今回の3ヵ月の短縮の昇給に関しての給与費が、説明資料としてないと思うんです。これ、受託水道についても同じなんですけど、これは何か特に理由があるのか、どういうことなのかちょっとわかりませんので、教えてください。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。ただいまの企業会計、病院、それから水道でございますが、それから農業共済、この各企業につきましては現在の補正はいたしませんで、もしあれば、この後の補正ということでやっております。現在の各会計、企業会計につきましては金額は、これを現状の予算の中でできるという見通しのもとで補正はしなかったということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは、給与の明細書が、普通、補正の場合にはつくんですが、予算——決算でもそうですが、要するに補正しなくても現在の会計のやりくりの中で対応できるということなんですか。

しかし、例えば6ヵ月の昇給延伸を理由に見返り措置で、今回こういう対応が提案をされてきているわけですが、10月昇給の方が7月になる、それから1月の方が10月になるということで、それぞれ、いろんな方が、対象者が病院にも水道部にもいらっしゃると思うんですね。これはお金を分けて、病院と水道の方には補正で捻出した、補正の歳入分については一切充てないということなんですか。ちょっと私わからないんですけども……。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 各会計とも、それぞれ対象者はございます。その中でまず、

農業共済につきましては、金額にいたしまして7万2,000円というような数字でございます。

それから浄水場、水道関係につきましては114万7,829円という数字でございます。それから病院につきましては574万9,987円という数字でございますが、これは、私どもから提示いたしましたんですが、まだ、今言いましたように、その中での給与関係、そうしたことで対応できるということで、これは計上してはありません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 専門的なことは、よくわからないんですが、要するに事業会計、その中のやりくりで昇給分の捻出が可能だということなんですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 事業会計だから確定しないということではありません。というのは、今申し上げた数字でございますが、その数字につきましては、例えば病院といたします。病院におきまして574万ばかり必要なんですが、これらにつきましては給与費、職員の中、それから医者への給与、そうしたものからいたしまして採用したり、また途中で医者がやめました。そして、その間に1ヵ月間ぐらゐの空きがあるとか、あるいは看護婦の退職、採用、これは毎回やっておりますが、そうした中での給与の見直し、それから残額、そうしたものを含めまして、ここでは補正しないということでございます。

ですから、これに対応できるという判断で、今これをやっております。たまたま、それが企業会計だけになったということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それなら、例えば職員の変動等による理由によって増減理由を挙げて幾らだということを出して、給与説明書をつけるべきじゃないんですか。

要するに、昇給を短縮してはこれだけ必要だ、しかし職員が増減があって、その分は見合いがプラス・マイナス、要するにその手持ち分でおさまるということになるなら、その増減関係を示すべきじゃないんですか。給与の説明書で……。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 毎回それでやることも必要だと思いますが、これから、まだ給与改定、あるいはボーナスというものが、予算では計上してあります。それが上下します。そうした中での、そこでの補正というものも出てきます。あるいは減額になるか、あるいは増額になるか、その辺で次の機会にこれを、増減があれば補正していくと

いうことで計上しなかったということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 大体わかりました。

それでは、今回提案をされています3ヵ月の昇給短縮によって、62年度中に必要な人件費というのはトータルで幾らになるのか、今回の補正には4月昇給の方が1月になる分まで全部含まれているのかどうか、来年度にかかる方が、7月の方が4月に上がるといっただけが除かれているのか、その点どうですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御指摘の件でございまして、説明にお伺いしたときの資料で御説明させていただきますが、10月、1月、4月、これが今年度ここで補正する金額でございます。

それから、来年の7月につきましては、これは来年度予算ということでございます。それで現在持っている金額では、全部で5,265万8058円という数字が3短に基づくもので、そのうち4月分までをしますと今年度ここで補正する金額は、4,292万5,616円という数字でございます。

しかしながら、このうち一般会計あるいは特別会計を入れますが、この三つの企業会計を除きますので、この数字は、補正は現在してないということでございます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時5分 休憩

午後10時2分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（これより議案第99号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第99号、市道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、石田15号線の一部が現況廃滅し公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき一部廃止するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 議案第99号の内容につきまして御説明申し上げます。

ただいま提案理由の中にもございましたように、石田の15号線でございます。廃止をお願いする路線でございますが、別紙に、2ページでございますけれども、凡例によりまして図示してあるところでございまして、石田の311番から新井の802番の2までの111メートル、こういうことで廃止をお願いするものでございます。

理由といたしましては、現況が廃滅している、とこういうことでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第99号、市道路線の一部廃止の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結、議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、4億3,000万円で大成プレハブ・横尾工務店建設共同企業体が落札いたしました。

議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、9,000万円で共栄冷機工業株式会社が落札いたしました。

以上、2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、第100号議案から御説明申し上げます。

これは建築工事第2期工事でございます。

最初にお手元の1ページでございますが、契約金額4億3,000万円で指名競争入札で落札いたしました。工期につきましては、契約の翌日から昭和63年5月31日まででございます。

契約の相手方は、大成プレハブ・横尾工務店建設共同企業体でございます。構成員代表者といたしまして、東京都品川区西五反田七丁目23番1号です。大成プレハブ株式会社代表取締役、馬島 卓でございます。

次の2ページでございますが、入札の状況でございます。現説を8月10日に実施いたしまして、入札を8月21日に実施いたしました。その結果、第1回で大成プレハブ・横尾工務店建設共同企業体が4億3,000万円で落札をいたしました。

工事概要につきましては、前回と同じくプレキャストコンクリート造でございます。

4階建て2棟、64戸でございます。

次のページの案内図、それから次は5ページでございますが、ここに配置してあります3号棟、4号棟が今回の第2期工事でございます。32戸ずつで64戸ということでございます。

次の6ページの図面でございますが、これは配置図でございますして、3人が入るのがKN-6でございます。それから4人がKN-7でございます。真ん中にKN-7と広い部屋をとりまして、両端に3人の6をとっております。

それらの次の7ページ、それから8ページ、これは立面図でございます。

それから9ページにおきましては、これらのKN-6と、それからKN-7の平面図でその内容でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次が、議案第101号でございますが、向川原団地市営住宅の第2期工事の給排水衛生設備工事でございます。

契約金額9,000万円で、契約の方法といたしまして指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和63年5月31日まで、これは建築と同じでございます。契約の相手方につきましては、東京都渋谷区宇田川町33番7号です。共栄冷機工業株式会社代表取締役、郡司徳次でございます。

2ページをお開きください。

入札の状況でございますが、現説を8月7日に実施いたしまして、8月の21日の入札でございます。これも第1回の入札で共栄冷機工業株式会社が9,000万円で落札いたしました。

工事内容につきましては3ページにございますとおりで、給水設備、衛生器具設備、排水設備、ガス設備、浄化槽設備等でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結、議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結、議案第103号、町区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について、東京都公営企業管理者である東京都水道局長と締結するものであります。

議案第103号、町区域の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野本町と程久保地域の一部の町区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結につきまして御説明申し上げます。

御承知のように高幡土地区画整理事業につきましては、昨年事業認可をとりまして、事業化に向けて準備を進めておる次第でございます。

本議案につきましては、道路の築造にあわせまして水道管の施設の敷設をしようというものでございます。概算工事費といたしまして2億1,833万7,000円でございます。このうち、日野市の負担分は1億6,359万9,000円でございます。事業の期間でございますが、協定の翌日から昭和68年3月31日までということでございます。

協定の相手方でございますが、東京都千代田区丸の内三丁目8番1号、東京都公営企業管理者、東京都水道局長 菊地俊三でございます。

議案103号でございます。町区域の変更につきまして御説明申し上げます。

日野本町につきましては、昭和57年7月1日、程久保地域につきましては61年7月1日に、おのおの町名地番整理を実施いたしました。道路界の確定等の関係もございました、今回、一部の変更をするものでございます。

3ページの図面によりまして御説明申し上げます。

まず、この図面の右側の日野本町六丁目と七丁目でございますけれども、この中心には2・2・11号線がございます。町名地番整理をする段階では、この道路界が明確になっておりませんので、近いところの筆境で七丁目と六丁目の境を決めておったわけでございます。

その後、日野市が用地買収をし、2・2・11号線の用地も東京都が引き継ぎましたので、この境界がはっきりしたわけでございます。

したがって、この六丁目、七丁目の境の西の部分でございますけれども、点で塗りつぶした部分でございます。これが、従来は七丁目に入っておったものでございます。これを六丁目に編入をするというものでございます。

道路南側の斜線の部分でございますが、これは、六丁目になっていたものを七丁目に変更するというものでございます。

次の4ページでございます。程久保地域でございますが、まず中段からちょっと下の東側でございますけれども、スパナを下げたような形をしたところが点で塗りつぶしてございます。

この用地は、現在、所有地は住宅公団の用地でございます。錯誤によりまして、住宅公団の用地として、程久保として残すべきところを程久保一丁目に入れてしまったということで、今回修正をいたしまして、程久保一丁目から程久保に編入をするものでございます。

さらに北の方の斜線の部分の程久保と書いてある部分でございますが、これは、程久保の町名地番整理をしたときに、程久保の飛び地という形で残ってしまったわけでございます。道路等のアクセスは、いわゆる北側からになっておりまして、将来そのような関係をもって除外をしておきましたけれども、程久保の飛び地ということで郵便等に非常に不便を来しているということで、今回、程久保を程久保八丁目に編入をするというものでございます。

以上2件、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結、議案第103号、町区域の変更の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより報告第3号、昭和61年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第3号、昭和61年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、昭和61年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、御説明申し上げます。

決算書でございますが、4ページ、5ページから入らせてもらいます。昭和61年度取得用地でございますが、右の下段にありますように1万9,688.17平米の面積を取得いたしました。金額については、7億4,875万1,284円でございます。

次が6ページ、7ページでございますが、これは61年度におきます処分でございます。合計いたしまして、6,288.97平米、8億4,587万2,699円でございます。

次に8ページ、9ページでございます。これは決算報告書でございます。収入でございます。事業収益、借入金、事業外収益、合計、合わせまして18億1,220万9,896円でございます。

次が10ページ、11ページで、これは支出でございます。トータルいたしまして、19億1,104万3,504円でございます。

次が12ページでございますが、損益計算書でございます。

続きまして13ページから15ページにかけましては、収入と支出の明細でございます。

次が16ページ、17ページでございますが、公社事業会計の貸借対照表の、これはバランスシートでございます。あと18ページ、19ページにつきましては、公有地用地の明細書を添付してあります。

以上、雑駁でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） この土地の取得の件であります。

この場所は、南平の丘陵地の自然公園の土地でありますけれども、特に私は、やはり開発公社なりが、この土地を入手するということについては、やはりこの土地を有効に利用するという気持ちはわかるんですけれども、ある程度、都市計画事業として認可を受けて、それから買うのが私は筋じゃないかと思うわけであります。

そのあたり、今回の場合には事業認可を受ける前に土地を買ったように、私記憶しておりますわけですが、そのような形においては、やはり実際、補助金を取ると言っても取れなかったように私聞いておるんですが、そのあたり、どうしてその土地を先に入手したのか、このあたりをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。土地開発公社につきましては、一般会計で土地を、予算の手当てがつかない、こういったものを前もって取得をしておきまして、それで一般会計で引き取る、いわゆる一般会計等の財政補完をするような役目があるわけでございます。

本件につきましては、公社で買っておきまして、計画決定並びに事業認可を得まして国等々の補助金を得まして、一般会計で取得するというところでございます。土地は、売り進み、買い進み、いろいろあるわけでございます。その時期にあわせて取得をするということでございますので、公社の活用というものがここで十分生きてくるわけでございます。

そういう経過のもとに取得をしたというものでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私が言っておるのは、要するに、確かにこの日野市の土地開発公社を利用するということは、わかるわけです。わかるんですけれども、やはり予算としては、そんなに安い金額ではないわけですね。こういうものを取得して、そしてそれを利用するということについては、やはり長期的な計画なり立てておって、そしてこういう形でつくりたいんだという形で、まず事業認可を東京都なり国に出して、それから

認められた時点で買って遅くないんじゃないかと思うんです。

そのあたりを……………。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。先ほどもお答えの中で申し上げましたけれども、確かに天野議員さんが言われますように、都市計画決定、事業認可をとりまして用地買収をするという方法も確かにございます。しかし、土地によりましては売り進みというような状況の土地もあるわけでございます。そういうような土地につきましては、計画決定、事業認可を待ってはいは用地取得できないということで、公社会計を使いまして先行取得をしているということでございます。

それから、財政的にも公社で取得をいたしますと、さっき申し上げましたように補助金の取得でありますとか、起債とか、そういうものは十分活用できるということでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私が今申し上げておるのは、確かに今、都市整備部長がおっしゃっていることはわかるんですよ。けれども、道路とか公園というものについては、この都市計画事業の中で一番補助金の対象になるわけです。それを十二分に日野市に持ってくることが、今後、私、日野市における都市計画事業で、一番重要な課題じゃないか、とこういうふうに考えておるものですから、あえて、こういう質問をしているわけであります。

そういう面で、仕事の内容としては、やはりこの事業決定をしっかりと認可をいただく、そこから始めないことには、幾ら日野市に予算があるといっても、ちょっとまずいんじゃないかと思うわけであります。

そのあたりを説明できましたら、してください。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 日野市の土地開発公社と申しますのは、いわゆる市から見ますと第三者でございます。土地開発公社が取得した土地を市の一般会計で引き取る場合、いわゆる民間で持っていた土地と同じく補助金なり起債が仰げるということでございます。

本年度の一般会計の中にも、この用地取得費がのっております。現在、国に対しましても補助金の獲得と申しますか、交付を受けるよう強力に運動をしております。かなり目鼻がついた段階でございます。その辺を加味いたしまして事業の執行も考えていき

い、そういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 実は私も、このようなことをあえて質問しているということは——私も、一般質問でこの面については、もっと追求したいと思っております。そういう面で、実際、日野市の場合には、今回この南平丘陵地の自然公園については、後から補助金をもらいに行っているんです。そういう状況ではいけないんじゃないか、と私は言っているわけであります。

実際、日野市に予算がないから、仲田の緑地の一部を売って体育館の費用に充てたいというのが、日野市の考え方であります。そういう面において私は、補助金を十分取れるところはいただいて、そして日野市の箱もの、また日野市で必要としているものをつくるのが、日野市の市長を初め皆さんの役割じゃないかと思っているわけであります。

そういう面で、これから私も、こういう面については、あくまでも追及していきたいと思っております。そういう面で、ぜひ補助金を取れるものは取れるように努力していただきたい、このように要望しておきます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第3号、昭和61年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより請願第62-26号、日野市三沢地区区内における旧程久保川改修工事促進についての請願、請願第62-27号、私道の公道移管と公図作成に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-26号、請願第62-27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第62-28号、平山西地区へ総合文化センターをつくってくださいますの請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです

請願第62-28号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第62-29号、多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンション建設阻止に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-29号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第62-30号、老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-30号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時31分 散会

9月9日 水曜日 (第3日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第24号)

9月9日 水曜日 (第3日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	田野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

23番 黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫曄子君

議事日程

昭和62年9月9日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時10分 開議

○副議長（中山基昭君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

本日、議長所用のため、かわりまして、その任を務めさせていただきます。特段の御協力をよろしくお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、市制施行25周年を機に文化・体育行政の充実をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（奥住日出男君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

8月1日発行の広報「日野」に、来年は市制施行25周年である。こんなテーマでもって、森田市長の記事が載っておりました。人生に例えるならば、成年時代に入ったのかと、こんなことを考えながら、読ませていただきました。私も市民の1人として、その時を意義深く迎えたい、こんなふうに考えておるわけでございます。しかしながら、市長のお言葉にもありますように、日野市はまだまだ発展途上にある町でございます。

現状を見れば今さら申すまでもなく、町づくりの面でとらえるならば、都市基盤整備の問題をはじめ、多くの課題が山積をしております。反面、市民のニーズは価値観の多様化に伴って、多岐にわたってきていることも事実でございます。このように、意義ある25周年も、新しい時代に向かっての一里塚に過ぎない、こんなふうに言えるかと思えます。地方自治体を取り巻く環境が大変厳しい中で、誤りのない町づくりを進めていくために、何を優先すべきなのか、しっかりとした骨子をつくる、文字通り節目のある年にしていただきたい、こんなふうに願っておるわけでございます。

さて、私今回この町をもっともっと大切にしていきたい。さらにはこの町をもっともっと全国にPRすべきではないか、こんな願いから市制施行25周年を機に文化・体育行政の一層の充実をと、こういうふうに題しまして、一般質問をさせていただくわけでございますけれども、文化活動も体育活動も日常生活に根ざしたものでありまして、心の豊かさを育てる、こういう上では大変大きな役割を果たしてきております。どうか、前向きな御答弁を、冒頭お願いしておきたいと思えます。

それでは文化行政について、質問させていただきたいと思えます。冒頭申し上げましたように、この広報「日野」の記事の中で、森田市長は25周年の成年期に当たるこの日野の町、この特色として、何点か上げておるわけでございますけれども、その中に、住

民の自治意識と文化志向の高い町である、こんなことが言えるのではないかというふうに述べられております。この背景にあるものを私なりに整理をいたしますと、生活水準が向上してきた、物質的にある程度豊かになってきたわけでございますけれども、同時に多少余暇時間もふえてきた。こうなると人々の心理というのは、心の豊かさを求めて、さらには何か社会のために役立ちたい、みずからの生活を一層エンジョイしたい、こんな気持ちになるわけでございますけれども、このことが文化志向であるというふうに思いますし、ちょうど今がその時代ではないか、こんなふうにもとらえることができるのではないか、こんなふうに思うわけでございます。このような市民の文化志向にかんがみまして、活動の場として整備されたのが市民会館であり、現在市役所のそばに建設中の「ふるさと博物館」などである、市長は結んでおるわけでございます。大変結構であると思いますし、それなりに意義があるというふうに感じておるわけでございます。

しかしながら、文化活動の範囲というのは大変広うございまして、市民のニーズも多様化してきております。限られた財源の中で、あれもやってほしい、これもやってほしいということは、とうてい無理でございます。ただ多くの市民が心をつにして楽しむこんな文化活動も、推進していく必要があるのではないかというふうに、考えるわけでございます。

そこで質問でございますけれども、年に1回、市民祭りの実施はできないかと、こういうことでございます。高度経済成長にブレーキがかかりまして、社会経済情勢が質的に変化をしてきました。これに伴いまして、市民文化の原点とも言うべき祭りが各地で見直され、大変今盛んになってきております。これは御案内のとおりでございます。なぜ祭りブームが起こったか。これは高度経済成長期の遺産としてよく言われることに、個人主義が生まれたというふうに言われております。他人の事には余り口出さない。みずからを成長させる上では、欧米によく見られますように、大変それなりに結構な事ではないかと思うんですけれども、個人主義というのはあまり行き過ぎますと、どうもギスギスしてしょうがない。何か結果としてそこに虚しさが出てくる。人間というのはそうなりますと、当然のようにどっかに安らぎを求めようようになってくる。ちょうど祭りが見直されたのが、この時期でございます。多くの人々が本能的に共同体験をしてきた祭りの心を思い起こして、懐かしい連帯の記憶がよみがえったのではないか、こんなふうにも感じとることができると思います。

市民祭りの実施は市民が心の触れ合いを通じて、豊かな人間性を回復して、生きがい満ちた生活を営んでいく上で、大変大きな役割を果たすものと確信をしておるわけで

ございます。前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

次に体育行政について質問をさせていただきたいと思います。体育というのも文化活動と同様、人口の高齢化、あるいは自由時間の増大等背景として、勤労者、高齢者、家庭婦人、青少年など、市民の間には、心身の健康のためのスポーツ活動が大変盛んになってきていることは、御承知のとおりでございます。これらのニーズにこたえる形でことしの5月に、市民の森スポーツ公園内に、陸上競技場が完成し、続いて少年野球場等ゲートボール場を兼ね備えた東光寺グラウンド、相次いで完成を見たわけでございます。大変喜ばしいことであると思っておるわけでございます。これからは、前回私が一般質問いたしましたけれども、本格的な市民球場、さらには総合体育館、こういった本格的な施設の建設整備に取り組んでいただきたい、重ねてお願いをしておきたいと思えます。

さて、今回私の質問内容は冒頭に申し上げましたように、この町をもっともっとPRをしたい、そのために何をなすべきなのか。こういうことであるわけでございますけれども、具体的には主要な大会を市として後援できないか、いわゆる後押しです。これができないかということでございます。スポーツ関係者にとっていろんな団体が後押しをしてくれる、これほど力強いものはないわけでございます。過去も含めて市内の関係団体、あるいは関係者に年に何回か大きな大会の受け入れ要請、こういったものがかなり来ていると、聞いております。しかしながら、競技施設、あるいは宿泊施設等々の関係から、断らざるを得ないことも多くあるとも、聞いております。まことに残念なことであると思えます。

競技施設、宿泊施設がそう簡単にできるものではありませんけれども、市が後援をするということは、私はある程度可能ではないか、結果としてこれが外部にPRできる、こんなふうにもなるわけでございます。ちなみに私が現在情報として受けている大会が2つございます。1点は来月の1日から4日まで、場所の関係で日野自動車の体育館に決まったわけでございますけれども、第31回の全日本社会人ボクシング選手権大会というのが開催されます。これはオリンピック代表も含めて、100名近くの方が日野に集まってきます。この記事については、担当課をお願いをしまして、今月の15日発行予定の広報「日野」に載せてもらうことになっておりますけれども、これが1点。もう一つは再来年——これもボクシング関係でございますけれども、関東高等学校の選手権大会、これを日野で受け入れていただきたい、こんな要請も来ており、この選手は約150名くらいになる。こんなふうに関係者から聞いております。

関係者は今、会場、宿泊施設等々について苦慮しているというふうに承っております

けれども、まあ市として何とか後押しをしていただけないかな、こんなような相談も私のところにまいておるのが現状でございます。この近隣の市町村でも、大きな大会が年々開催をされております。どういうわけか日野市では、一つの施設の関係もございましょうけれども、なかなかそういった大会が行われたい。昨年でしたか、日野市に、かの有名な中国の世界卓球チャンピオン、女子ですけれども、曹燕華という大選手が参りました。2年連続世界チャンピオンになった有名な選手です。南平体育館でこの競技が行われたわけでございます。教育委員会の方も後援をしていただいて、競技そのものは大変盛大に行われたわけですけれども、何か終わってみて、虚しい気持ちになったのは私1人ではないと。終わった後、市役所の食堂でパーティが行われました。参加したのは、ほんの一握りの方、薄暗い部屋でもって、あの有名な曹燕華選手を囲んでパーティをする歓迎パーティ、非常に寂しい思いがしたわけです。これではいけない、何とかもう少し力を入れていただいて、本当にスポーツ人口が多い日野市をさらにさらに全国的に有名にするには、もう後援をしていただく、さらには競技施設をつくっていただく、これしかないのではないかというふうに、その時痛切に感じたものです。心なしか曹燕華選手も寂しそうに、パーティの席を立って行きましたけれども。中国人というのは額にしわは——縦には寄せない、横に寄せると言われて、非常に笑顔な国民でございますけれども、なかなか楽しくその場は過ごしたわけですけれども、あれだけの選手を迎えるにしては余りにも失礼ではなかったかな、こんなふう感じたわけでございます。どうかひとつ、前向きに御答弁をお願いしたいと思います。以上2点について、質問をいたします。

○副議長（中山基昭君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 企画財政部長でございます。1点目の市民祭りの関係について、お答えしたいと思います。

今お話の中にありましたように、来年25周年を迎えるわけでございます。まあ企画を中心として、庁内の中でも何回か、まだ何回かというところまでいっておりませんが、一つは実行委員会の設置についての市民等を含んだ委員会を発足するような検討も進めてまいりました。当然先ほどお話の中にありましたとおり、地域の活性化と新しい意見を求め、様々なイベント、それに対する25周年の事業促進という考え方で、検討を進めてきた経緯があるわけでございます。当然今までの20年の記念事業はもちろんのこと、そういったものを含んで、現在各部課の来年度の考え方を取りまとめているのが、実態

でございます。そういう経過を踏まえまして、近いうちに庁内組織の中で、実行委員会を一つは発足していきたいというふうに、現在考えております。当然事業につきましては、63年度の新年度予算の中にも反映していくわけでございますが、ただいま御提言のあった市民祭りについて、どう対応するかという問題を抱えているわけでございます。今後実行委員会の中で、どういう市民祭りがいいのか、具体的に各関係部署の協力と合わせまして、この市民祭りを開催するについては、かなりの関係機関の協力を積極的に求めないと、実現できないだろうというふうに、私自身が考えております。そういう意味で今御提言のことを十分に受けとめまして、実行委員会の設置の中で検討し、反映していきたいという考え方を、持っているわけでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 教育次長です。お答えをいたします。

第2点目の主要な大会を後援できないかという御質問でございますが、現在の日野市の、日野市が持っております施設の範囲内でございますと、大きな大会を実施する場合には、いろいろまだ条件が十分に整っていない面が確かにございます。しかし、まあ競技種目等によっては可能な場合もございますので、市の施設を使つてのそうした大きな大会等を今後できるような形に、施設整備の充実にも努めていきたいというふうに、考えております。

ただいま御指摘がありましたように、非常にそういう参加の範囲の広い広域的な各種の競技会などが、市内の各種の施設を用いて開催されるような場合には、その内容によって積極的に、まあ後援することを今後検討していきたいというふうに、考えております。そのことは日野市のPRにも当然なるでしょうし、また地域のスポーツ振興にも役立つというふうに考えております。

従来地方公共団体が関係して開催をするような競技会については、事前によく情報等も入つてよくわかるわけですが、なかなか各種の団体がやる場合に、十分にこちらでも実態把握できていないというようなこともあって、今までそういった大会を後援する等の措置はとってございませんけれども、今後はそういった点については、積極的に対応するように努力をしたいというふうに、考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） ありがとうございます。再質問させていただくわけでございますけれども、ただいま企画財政部長から実行委員会を編成して検討していきたいという祭りのことでございますけれども、私がお願いをしているのは、25周年のイベント

ではなくて、毎年やっていただきたいということでございます。なぜこういう質問になったかと言いますと、大変今、日野市の中でも7月から9月にかけて各町会、あるいは団体が主催をして、祭りが実行されております。御案内のようにこの15日、16日の八坂神社の祭りをはじめ、多くが挙行される予定になっておるわけでございますけれども、どうしても一つのそういう町会、あるいは団体になりますと、道路の許可の問題とか、あるいは時間帯の規制とかいろいろ制約がされるわけです。結果的として、市民の期待と裏腹に何となく寂しい祭りに終始していないかなと、こんな感じもするわけでございます。どんどん、どんどん広げて大きくやればよいということではないんですけれども、もう少しこう皆が楽しむようなことはできないかな、こんなことから年に1回——八王子祭りをまねするわけじゃないんですけれども、日野でももうそろそろそういう時期に来たんじゃないかなというふうに考えまして、こういう質問になったわけでございます。この点について市長はどうお考えになっているのか、市長の方からも御答弁をお願いしたいと思います。

それから教育次長の方から、まあ前向きに検討したいということでございますので、大変ありがたいと思うわけでございます。ただですね、私どもこういういろんな関係者からこういった大会を受け入れていただけないかな、というような要請が来ているんだけれども、というニュースは耳にするんですが、当局としてはこういう情報があるのかどうか、他市からですね。こんなことを市で受け入れてもらえないかなと、こういう打診があるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいということと、例えばことしは無理ですけども、来年、再来年いろいろこういう要請が来たときに、前向きに検討する、どんな形でもって検討していただけるのか、そういった連絡もきちっと整備してですね、何かあったら教育委員会の方に情報として入れてほしいと、そこでまあ相談しましょうと、こんなようなシステムをつくっていただけるのかどうか、その辺もあわせてもう一度御回答お願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいま奥住議員さんから提言の趣旨は、私も全く同感でございますので、具体的にどういう行事が行われたということとあわせて、積極的な取り組みを進めるべきであると、こう考えております。

まあ戦後高度成長に成功して、労働問題あるいは余暇活動、余暇活用、こういうことで新しい意識が生まれ、地域社会に期待をされるところがだんだん大きくなっております。また地域社会こそ、市民生活に提供できる文化や、スポーツとの場、並びに機会、

それらを積極的に取り組むのが新しい時代の自治体行政といいますか、住民自治の仕事になってまいっております。日野市はちょうど市制施行25周年を迎える、つまり成年期の町ということになるわけでありますが、この間今日の都市化はいろんな短い期間の間に都市化をして、そうしてまだ固有のこの住民自治の姿が模索されながら、結集をし得ていない。こういう段階にあると思います。ちょうど時代背景の状況でもございます私どもが、いわゆる余暇の活用、市民生活の中にスポーツや文化が当然入ってくる。こういう新しい自治の時代に入っておりますので、それらに積極的にこたえていくのが、大きな仕事だというふうに考えております。

▲ ようやく文化の拠点としての市民会館とか、あるいはスポーツの拠点としてのスポーツ公園でありますとか、こういう場所が今できたわけでございますので、これに機会を積極的に取り入れていく。そうして大会でありますとか、いろんな形のイベントを企画していく、こういうことが行政の役割として新しく加わった感じがいたします。ただ、行政自身もまだそのあたりのところに不得手な面もございますし、むしろ積極的な住民運動に伴って、そうして共催をするとか、あるいは後援をするとか、そういう形でいい運動がますます発展できるようにやっていきたいと、このように考えております。具体的に御指摘のありましたスポーツ団体の大会を開くというふうな情報につきましては、積極的に受け入れて、日野市のPR、あるいは地域の活性化のために大いに連帯を行動していきたい、このように考えますので、幅広い情報の提供をお願いしたいと思っております。

● まあ地元には既存の団体としては、体育協会もございますし、文化団体もあるわけでございますので、これらをもっと集合いたしまして、新しい息吹を新たに育てていきたい、このように考えます。抽象的ではございますが、具体的な提言があれば積極的に受け入れたい。また行政としても進んでそのような機会をつくっていかうと、こういう考えでございます。

○副議長（中山基昭君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） はい、ありがとうございます。今市長の方から前向きに検討していただけるということで、大変期待をしたいと思うわけでございます。具体的に何かあったら提言をしてほしいということでございますので、私なりにこんなふうにしたらどうかということは今、特にスポーツの方で考えているのがございます。例えば日野にはまだ総合体育館が——まあ南平にあるわけですけども、今構想中の例のあの仲田の緑地に検討されております、ああいったものはないわけでございます。できれば

そういうものを早く整備されてくればいいわけですが、残念ながら今はない。そうしますと、どうしても企業の体育館を借りるとか、あるいは学校なんかを使うとか、こういうふうになるわけですが、やはり市民に見てもらおうというような感じから、アーケードみたいなものをつくって、何とか大会と、こんなものも一つの案ではないかなと、そういうものをつくっていただければ、何となくあれ見てみようかな、のぞいてみようかなと、こんな感じにもなる。こんなことも一つ御検討をしてみたらどうかと、こんなふうに思うわけでございます。

それと、祭りの方については積極的に進めていきたいということですから、ぜひひとつ25周年を期にですね、来年からそういった市民の祭りを実行していただきたい、こんなふうをお願いをしたいというふうに、思います。御案内のように、まあいろんな文化活動に市民の方々が臨んで、また参加をしてきておる。市民というのはまあ心の豊かさ、潤い、ゆとり、生きがい、こんなものを求めながら、そういう文化志向になってきているんじゃないか、これも一つのあかしではないかというふうに思うわけでございますけれども、ちょうど私、議会のあの図書館でもって、20周年のときの文化祭の歩みというんですか、この本ちょっと小冊子ですが、それを見つけて読んでみましたら、その中に8年前に中央教育審議会が地域社会と文化についてという答申が出された。その中で結びとしてですね、文化活動の重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は文化活動の場を整備し、その他いろいろな施策を行うよう要請しますという、こんなふうにも結んでおるわけでございます。一方その中の記事として、別な記事が載っておったんですけれども、昭和57年に文化勲章を受けた受賞者の1人が、「文化とは楽しませるものである」、こんなふうに言っている。私はさらにそれに付け加えるのであれば、楽しませるものと同時に楽しむもの、こんなふうにも付け加えてみたい。これが今の時代ではないか、こんなふうにも思うわけでございます。祭りもスポーツも日常生活を営む上では切っても切れないほど、市民の間に浸透してきておる。こんなこといまさら私が声を大にして言う必要ないんですけれども、これを通じて地域住民の連帯感がどんどん、どんどん育ってきている。これは結果として生きがいのある地域社会の建設になっているんじゃないかと、こんなふうにも言えると思います。したがって、現在文化活動、あるいはスポーツ活動が果たしている役割、これはもうはかり知れないほど大きなものがあるわけでございます。ただいま関係部長、あるいは市長の方から、前向きにしかも積極的に検討し、進めていきたいというお答えがございましたので、これ以上質問は愚になりますので、やめますけれども、今回のこの祭りの件、さらにはスポーツの件が実現すること

を願い、また期待しつつ、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君） これをもって1の1、市制施行25周年を機に文化・体育行政の充実を、の質問を終わります。

続きまして2の1、社教センター前の溢水は防げぬかの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員 登壇〕

○28番（名古屋史郎君） ただいま文化の香り高い質問が展開されました。私の場合は表題からご察しいただけるように、窓口でも聞けばよさそうな表題になっていると思います。（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）日野社会教育センターというんでしょうか、の前の溢水は防げぬかと題して、質問させていただきます。

御承知のように大体通られた方は見られていると思いますが、まあ降雨の激しい時に大変な溢水状況があるわけです。で、あの溢水というのは広辞苑で調べてみたところ、水の自然力をほしいまにさせる状態のことを溢水というんだそうです。で、あの場合には溢水なのか、増水なのか、洪水なのか、どこの部分に入るのかなという疑問を持っているわけです。しかしまあ溢水と呼ぶ呼び方がいいのかなという、——というのは水の自然力というところが問題なわけであります。これから伺っていく状況も全くの自然力なのか、自然でない下水の計画とか、雨水、排水計画とかいうのは、自然を大分コントロールするというか、その作業ですから、そういう場所ですから、ここは、溢水の起こるはずがない場所なわけです。自然のところじゃないわけですから、人工の加わったところですから、まあ増水と呼ぶのが本当なのかなと。しかしまあここで私が問題にしたいのは、溢水だ増水だという言葉の定義の問題じゃないわけなんです。（「マンホールのふたがあいたんでしょ」と呼ぶ者あり）私あの近くに住んで二十数年になりますか、その昔は気がつかないというか、なかった状況であることは確かなんです。で、先ほど窓口で伺えばいいような問題だということを言いましたが、まあ実は窓口でも若干聞いてみたわけであります。それから御近所にお住まいの公明党の議員さん、あるいは窓口の土木の職員さん、都市整備部の職員さん、さらには関係直接ありませんけれど、生活環境部長さん、現在の。いろんな方に「あそこは大変なんだよ」という話をすると、「そうですね」と。で、それらの人から出る話は、あの「あれ、何とかなるんじゃないの、確かどこかで聞いたよ、何とかなるということ聞いた」と。ところが何ともなっていないわけです。（「困るね」と呼ぶ者あり）特に、あの結城さんは最近ここに座ら

れていませんが、私も何か結城さんが何かおっしゃったような気もするんで、結城さんに伺って見たわけです。そうしたら、お休みになる前に「そう言えば言ったような気もする」と言うんです。すると言った内容というのはと聞くと、あのあそこは3丁目なんですね、多摩平。で、御承知のように6丁目に溢水というか、大変な場所が見事解消されて、6丁目の溢水はなくなったわけですが、あそこへつなぐというようなことを言ったかもしれない。言ったとすれば、それでしょうと。そうするとさっき申し上げたいいろいろな方々は、その手立てが取られるということ、聞いていたようなんですね。で、早速下水道課長に伺って見たら、「とんでもない。場所が違います、第一」。「大変な距離です」と。そんなとんでもない話だと、こういうわけなんですね。そういう状況で、私は何と申しますか、何となく都市整備部長、それから建設部長、それから市長に伺いたいというふうに通告しておいてよかったなと思ったわけです。

というのは、溢水とか増水状況を心配する主管というか、かた苦しく申すと、どこなんだろうな、どこが一番心配しているんだろうなということで、どちらからでも結構ですから、お答えをいただきたいと思います。都市整備部なのか、都道と市道の交差するところですから、あそこは都道だからというお答えはないんじゃないかという気はするんです。

それであその場所が、どんな場所かということは、まあ私が今さら申し上げるまでもない、都道停車場線というんですか、正式には。それと市道が交差しているわけです。病院があり、公園があり、社会教育センターあり、市の支所があり、出張所ですか、ある。交通量も大変多い、いわゆる幹線だと思います。そういう状況で集中豪雨のときは、ひどいときはバスがストップします。乗用車は水没して動けなくなって、しばらくしてから引いてから何とかという状況がたびたび起こります。そういう状況で、先ほどの文化の話とは大変かけ離れた話で、まあ大変恐縮なんですけれども、そういう状況で置かれているということは、さっき私ちょっと申し上げたように、主管課のあれがはっきりしていないのかなという気持ちもしないでもない。まあそこらも含めて伺いたいことは、確かあの場所は2～3軒の民家というか、一般の家庭以外はいわゆる団地ですね。高層と申しますか、4階建です。ですから直接的に床上浸水したり、床下浸水したりといったような被害はないようです。したがって6丁目のときのように苦情は、直接的な苦情は舞い込んでこないんじゃないかと思えます。6丁目のときは大変ひどかったですね。腰までつかるような——状況を見に来てくれと言われて行って驚いて、まあおおげさに言えば泳ぐような状況でした。その状況ほどではないようであります。ひざ上といいま

すか、の状況ですから、6丁目に比べればいわゆる浸水被害というか、一般の家庭へ水が流れ込んで、衛生上もよくないと、そういう状況はないと思います。交通渋滞というか、交通ストップというか、状況。それから公園に流れ込んだり、社教センターのフェンスを洗ったり、大変な状況にあることは間違いないわけです。

伺いたいのは、一般的にあの苦情が、あの場所の溢水状況は大変困るといったような苦情が現在あるのかどうか。雨がばあーと降り始めると、カメラを持ってパッと飛び出して来る人がいるのをよく見かけるわけです。あの場所のですね。ですから何か言って来ているのかなーと、言ってくるからどうこうということじゃないんですけども、何回かその人を見てますので、言ってきているはずだろうと思うんだが、どこでそれを受けているのかなという感じですね。

それから、今私がるる申し上げたような状況を把握していらっしゃるかどうか。いつごろからこういう状況だということを把握していらっしゃるのかということ伺いたいわけです。若干の手当てをされているようですから、数年前ですか、都道を横切る形で、ちょっとこう手を入られたような状況も見てますので、いつごろからああいう状況だということを確認というか、されているのか。

それからいわゆるかなり昔はなかった状況が出てきているということで、構造的に、要するに簡単に言えばたくさん降る雨がのみ切れないから、あふれるんだと、こういうことになるわけで、数量的に数字的にどういう設計になっていて、どの地域の水がどうということになれば、どうだという計算になっているはずなんだが、どうだと、こういう答えを数字的なもので、口径というんですか、そういったことです。

それから今度は数字的でなく、何というんですか、感覚的にですね、どうあの状況を感じていらっしゃるのか、市長なり、都市整備部長なり、建設部長がどう感じていらっしゃるのか。これはもっと具体的に言うと、「当たり前ですよ」と、「あのくらいはね。いっぱい雨が降るからたまるんです」と。「当たり前ですよ、よそこにもいっぱいありますよ。何を騒ぐんですか」といったような、感想か。それとも「困ったことだ、何とかしなきゃいかん」、こういうふうに感じていらっしゃるのか、感じていいですから、それをおっしゃっていただきたいと思います。同時に参考までにどう感じていらっしゃるかというほかに、あの程度のことはこういう場所も、こういう場所もあるんですけど、困っているんですけどいったようなことを率直に聞かしていただければ、勉強になりますから、それはそれで伺いたいと思います。

以上、勝手に言うだけではあれですから、お答えをいただいて、それからまた伺い

たいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えをいたします。

まず、4点のお答えの前に、多摩平の雨水、排水がどうなっているかということ、第3点目の排水の数字的なものというものを含めまして、まずお答えをいたしたいと思います。多摩平の団地につきましては、公団施行によりまして、区画整理事業を行いました。そのときにこの雨水管を埋設したということでございます。その後多摩平6丁目をはじめといたしまして、ただいま御指摘のございました、社会教育センターの前の浸水の溢水の問題が出たわけでございます。多摩平6丁目につきましては、五小の西側からのバイパスを埋設したり、あるいは公園を切り下げまして、調整池の役割を果たすような、そういう対策をしたわけでございます。それでも予期した効果が出ませんで、昭和56年から59年にかけて、黒川都市下水路として、まあ整備をいたしました。この効果がありまして、現在6丁目の浸水につきましては解消されたということでございます。これらの原因を考えると、この排水の計算式が一つ問題になるわけでございます。この排水の計算式には現在2通りございまして、実験式と合理式がございまして。当時の排水の計算につきましては、実験式を用いまして、管の大きさ、勾配等を決めたわけでございます。最近になりましては合理式を用いまして、流出量の計算、その他設計をするということになっております。黒川都市下水路につきましては、その後段に申し上げました合理式を用いまして、算出をしております。

この2つの式の差でございまして、簡単に申し上げますと、流出量にいたしまして2分の1から4分の1のこの差が生じるわけでございます。したがってこの差の部分が浸水なり、溢水という状況になってあらわれるということでございます。

それから2番目の浸水の原因でございまして、多摩平の浸水の地域を調査いたしますと、道路勾配が急な箇所が比較的多いということでございます。道路勾配が急だということは、道路上に落ちております落ち葉とかあるいはごみなどによりまして、路面の水を升から排水管に取るわけでございますけれども、この集水升の目詰まりが生じるわけでございます。これらがずっと重なりまして、一点に水が集まるということでございます。したがって、基本的には既設管の流下能力の不足は明らかではありませんけれども、浸水の主たる原因はごみ等による集水施設の阻害から、既設管が有効に機能しないということでございます。今後の対策といたしまして考えられますのは、2点ご

ざいます。一つは先ほど申し上げましたように、合理式を用いました計算によります抜本的な排水管の布設でございます。2点目は先ほど申し上げましたように、路面等の現在の施設の維持管理の徹底でございます。こういったものを今後進めていかないと、解決にはならないというふうに考えております。

それでは具体的に御質問のございました点につきまして、お答えをいたします。まず第1点の苦情の問題でございますが、私も都市整備部になりましてわずかではございますけれども、浸水の苦情は直接伺っておりません。また部下の方からもこの報告は受けておりません。

それから状況の把握でございまして、過去に年数回多摩平の社会教育センター前の浸水は溢水はありましたけれども、ことしほどの回数はなかったというふうに考えております。まあここ——先般9月の7日でございまして、早朝にも集中豪雨がございまして、溢水をしたという状況でございまして。

それから4点目のこの状況をどう把握しているか、感じているかということでございまして、これは先ほど申し上げましたけれども、抜本的な改善を検討すると同時に、当面集水升等にスムーズに流れるような、そういう管理が必要ではないか、というふうに考えております。

抜本的な対策につきましては、この区域の日野都市計画下水道日野市公共下水道の雨水の排水の区域は、豊田排水区になっております。この集水面積は185ヘクタールでございまして。上流の基点はただいま問題になっております日野社会教育センターの付近からスタートいたしまして、団地内を通りまして、2・2・5号線、現在日野市が道路の用地買収建設をやっております2・2・5号線の下に来まして、それから浅川に放流をすると、そういう計画になっているわけでございまして。2・2・5号線の用地買収がまだ終わっておりませんが、この道路をつくるときにはこの部分の排水管の埋設はする予定でございまして。したがって、まだ上流への年次計画ははっきりいたしませんけれども、全般的な計画の中で、極力上部に延伸するように努力をいたしたいというふうに、考えている次第でございまして。以上でございまして。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） あ、今のお答えは大変まあ矛盾していると思うんですね。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）抜本的な対策を立てなければならない。立てるとは言っていないんですね。立てなければならない。それから普段の路面の維持管理が主だと。要するに簡単に言えばごみがたまるからだと、ごみがたまらなければ溢水はしないんだといっ

たように聞こえるんですけども、私窓口でもある方が、ごみが8割ですと、水は2割ですと、こういうことを言われた方がいるんです。私は違うんじゃないかと、ごみはじゃ常時、原因になるごみが常時あるのかと聞いたら、わきの職員が流れる——降る雨の量にもよるんですけどもねと、こういうふうになったわけですね。ですから、ごみが除かれれば溢水しないんだというんだしたら、ごみを除く対策、ごみが寄らないような対策だけとれば、抜本的な対策をとる必要はないんですよ。何ということないんだということになるわけですよ。ところが抜本的な対策をとるということは、先ほど私何ということですか、流量ということですか、のむ量ですね、管が、古い区画整理ですか、のときの管だといったことで、どうも伺っていると根本的に公団ができた時点、それから現在大変状況が違っているから、こういう計画の見直しをして、こうしなければ、根本的には直らないんだと思いますという御返事があったと思ったら、そうでもない。抜本的に2・2・5の完成に向けてどうこうといったようなことで、そうしますということでも何でもないわけですね。抜本的にやらなきゃいけない。ごみをなくするような努力をなきゃいけないというようなことで、ごみに姿勢が傾いていらっしやるようで、大変簡単に考えていらっしやるようですが。そうであるとすれば、抜本的にはきょう、あしたにはできないわけですから、維持管理を徹底する方策はですね、——雨というのはどのくらいの量、どのくらいの時間、降りますよという予告はないわけですから、それにどう対応するのか。あまり近代的でなく、見張り小屋でも建てておくしかないんじゃないかと思うんですが、私はそう申し上げるのは雨の量が計算式以上に集まってしまうような構造になっているから、あわせてごみも来る。たくさん雨も来る。したがって、溢水するんだというふうに信じているわけですが、その辺もう一回、都市整備部長にそうじゃないんだと、ごみが多いんだということなのかね。大変な次元の低い論争で申し訳ないんですけども、そうでないと抜本的にこういう対策取りますという御返事が出てこないんだと思うんです。あそこあたりしようがないんですよと、ごみでも取っておけば年に何回かですよと。それではちょっとお答えにならないんじゃないかというふうに思うんで、もう一度、当面どういうふうになさるおつもりなのか、抜本的と、路面の維持管理とそこのあたりをもう一回ちょっと……。

参考までにちょっと申し上げますと、かつて市川資信議員は高幡の都道の状況をですね、激しく何と言うんですか聞かれまして、さっきちょっと伺ったら、そう言っていたら7年かかったそうです。ようやく御不動さんの前の溢水というんですか、増水はなくなる方向だそうなので、私は市の意欲で、何とかしなきゃいけない、こういうふうにする

るんだと、こういうそれが出るかと思ったんですが、その辺もう一度くどいようですけれども、お答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えいたします。

まあ端的に結論申し上げますと、抜本的には下水道計画に整合した整備を推進するというところでございます。これは現代の市の雨水の計画によりますと、豊田排水区185ヘクタールの区域に入っているというところでございます。この排水区の排水につきましては、2・2・5号線の下にも埋設されるわけで、この管の埋設については、計画を予定していると、今後その上下に延伸していくことにより、この計画は完成すると、そういうものでございます。

それから2点目の集水升の管理の徹底ということで、当面の管理がこれに当たるわけでございます。この件につきましては、具体的には都道、それから住都公団、それから市の建設部、こういったものが当面の管理に当たっているわけでございます。公団の管理担当者を集めまして、今後の具体的な管理上の対策を立てていくというところでございます。

頻繁に起こりますこの溢水でございますけれども、この管理をやることによりまして、かなり効果があるというふうに見ております。9月の7日の早朝の集中豪雨につきましても、私ども下水道課が夜中でございますけれども、集中豪雨のさなか現地調査をし、升からの流入と申しますか、そういう状況の把握等もしておりますので、当面維持管理を徹底させることによりまして、この溢水はかなり減少するというふうに、考えております。根本的には観測網の能力をふやさなきゃいけないというところでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 根本的には管のそれをふやさなきゃならないということをはっきりおっしゃったので、くどいようですけれども、都道の高幡不動のところは7年かかったそうですが、年次的に、どういう計画になっているかを伺いたいと思います。予算なり、話の相手は大体聞きましたけれども、7年先なのか、10年先なのか、そのあたりですね、それを伺いたいと思うんです。

それから当面の維持管理というのは、私も見てまいりましたけれども、とられているときもあるわけです。大変な御苦勞なさっている状況も見られるわけです。ところがさっき言ったように、予告というか、予定されませんからね、そうきびきびと対応できないわ

けですよ。ですから対策はこれまでもとられてきたんだろうと思うんですが、今のお話だとまたこれまでとは違った対策を立てられるかのようにうかがったのですが、そういうふうに立て直すというか、そういう対策、当面对策を取りますというふうに理解して、それによってかなり減りますと、そして1問で伺ったように抜本的なあれは来年こうして、再来年こうしてという、その返事を伺えば安心できると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします、都市整備部長です。

まず1点目の年次計画でございますけれども、現時点ではまだ具体的に公表できる段階ではございません。

2点目の管理の問題でございますけれども、これはさっき申し上げましたように、関係者を集めまして、協議をするわけでございますけれども、考えられることは、今の管、現在ある管そのものが、全く能力がないということではございません。集中豪雨があったときに、現地に行きまして、集水升のごみをとりますと、一挙に吸い込んでしまうということでもございますので、そういう管理の徹底。それからあと一つは集水升をさらにふやすとか、能力を増すとか、そういうような手当ても考えられるわけでございます。そのほかにもあそこの社会教育センターのあの部分にできるだけ水が来ないような、もっと遠くの段階で排水管に浸透させる、入れるということもあるわけでございます。いろいろ範囲を広げまして検討し、具体的な策を講じていきたいというふうに、考えております。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 南方地域へ行ってらっしゃった元日本軍人さんが、「恥ずかしながら」といった言葉を残されましたけれど、私も実際はこの問題を取り上げるのは、恥ずかしながらという妙な気持ちがあるわけです。さっきお答えがなかったんですが、いつごろから、こういう状況だったということ把握されているかということ。それから当面の対策を雨がっぱを来て一生懸命やっていらっしゃるのを見ましたんで、そこところ、さらに当面の対策を差し当たりできることはいろいろやりますというふううにうかがったので、大変まあ安心なんですけれども。問題は私はいつごろからそうなったのかということが問題であって、それはどうしてなのか、それにはどう対策をしなきゃならないのかということをお願いしたいわけで、その認識が、都市整備部長さん新しいから、お答えがなかったのかどうか。建設部長さんにでも伺えば、ありがたいと思いますが、

以上重ねてもう一度お願いします。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 建設部長でございます。

今の御質問につきまして、お答えしたいと思います。私も近くに住んでおりました関係では、その当時はちょっといち早く——私もその排水升の件はさわったこともございますし、清掃したこともあるんでございます。ですから私の承知している限りでは、五十二、三年か、四年ころじゃないかと、こういう記憶をしております。

それから当面の対策ということで都市整備の方から部長からも、お話申し上げましたけれども、私どもが道路の維持管理と、こういうような立場で今現在、担当が検討し、またこれから進めようと、こういうような点を二、三申し上げたいと思います。まず道路のあそこ一帯をですね、今実態調査をいたしました。そういたしますと、排水溝に入る排水升でございますけれども、これがコンクリートのふたになっているように、箇所があるわけでございますけれども、これを金網化にしていくと、こういうグレーチングと。それから側溝のL型側溝がございますけれども、これをU字溝に直していきたい。それから集水升の手前に、排水のごみの金網が設けてありますけれども、それを増設していきたい。もう少し上流に分散していけば、多少違ってくるんじゃないかと、そんなような検討もしているわけでございます。

それから、それにつきましてはもちろん今までも集水升の面の、金網の清掃については、市の土木課の職員が重点的にパトロールしてやっているわけでございます。こういうことでやっておるわけでございます。今都市整備部の方からも話がございましたように、これからの問題といたしましては、東京都あるいは住宅都市整備公団、日野市、この辺で、いろいろあれについての溢水対策を話し合っていきたいと思っております。まず第一に考えられますのは、第四団地の中からも相当な雨量があると、こういうことも実際にございますので、その辺の公団との話し合いの中で、そういう話題を提供していきたい。それからこの溢水につきましては逸散水という感じが出てきますので、多少時間のズレがあれば、ある程度の溢水も防げる、こういうことも申し上げられると思いますので、その辺の時間差のことにつきましても、技術的な形でこれから検討していきたいと、こういう考え方でございます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） いろいろお答えがありまして、当面前向きのいろいろな——当面の対策をとっていただくと、それから年次的な計画はちょっと心もとない御返事で

したけれども、立てていただきたく、心からお願いを申し上げます。これらの状況を踏まえて、市長の方から所感があれば伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の地点の状況は私もよく承知をしております。この集中——4車線になるわけでありますが、その低い場所になるものですから、その道路を伝わって、集まる雨が一時溢水状態をつくり出す。つまり集まる雨の量と、それから排出する量の差がたまってしまうと、まあこういう状況です。そして、割合短時間の間にその状況が水を引くものですから、つい今までの対策が不徹底である。こういうことがいつも目にとまっているというふうに思うわけであります。

今部長がお答えをしておりますとおり、多摩平の雨水、排水の設計というのが、恐らく現在のような都市の密度が高まるというふうには計算されていない。つまり、よく言われるところの時間50ミリ程度のごく平均的な対応であったと、それが今日状況が変わって、年間にそうたびたびではないわけでありますが、集中豪雨の際にそういう状況をつくり出すということですので、計算的なこともやらなければなりませんし、将来の恒久対策、それから当面对策、これらに分けて、なるべく早く状況の解決に近い状態をつくり出すというふうに、進めてまいりたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 大変ありがとうございました。市長以下関係部署で、ぜひ鋭意取り組んでいただくことを心からお願いして、質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって2の1、社教センター前の溢水は防げぬかの質問を終わります。

会議の休憩について、お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時9分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問3の1、都市再開発と多摩平団地の建てかえについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それではただいまより、一般質問を行わせていただきます。私の質問の案件は都市再開発と多摩平団地の建てかえについてでございます。4つに分かれておりまして、最初は都市再開発についての市の見解を問うということでございます。

皆様方も御存じのように、最近の地価の高騰、これは大きな社会問題になってきております。最近の東京都内の中心を調べてみましても、地価の高騰は一部の地域でも1坪1億2,000万円もするという、こういう異常な事態がございます。またこれは業務地域だけ、あるいは商業地域だけでなく、住宅地にまで及ぼしている。そして世田谷や目黒では、1年で2倍、3倍にも値上がりしている。それが、今三多摩にも大きな影響を及ぼし始めてきております。今日のこういう都心部の土地の高騰の原因が、大手のデベロッパーによる投機的な土地の買い占め、あるいはまた底地買い、これも一般新聞にも報道されておりますので、「赤旗」だけではございません。そういうところで、ここにまた融資をしている金融機関、ここにも大きな問題があることは明らかでもあるわけです。1983年の初頭に中曽根首相が、東京の山手線の内側はすべて5階建以上の建物が建てられるように規制を緩和せよ、こういう発言が直接建設省幹部にしたことから、これ大きく方向が変わりまして、この問題では本当に大企業が国と、公立の公、国公有地の活用、こういうことにも手を伸ばし始めているわけでございます。この国とあわせまして東京都の方も、鈴木都知事が第2次マイタウン計画を発表する中で、東京都を、財界や、また大資本なども協力しながら、世界の中心都市、国際ビジネス都市、こういうものを東京につくろうということで、どんどん新しい提言を発表しております。

私どもは1,200万都民のために、住みやすい東京をつくること、このことを望んでいらっしゃるわけですが、大型のプロジェクトチームがどんどんこういうところにも入り込んで、大手の企業や鉄鋼会社、大会社がもうかるような、そういう開発が今行われようとしているわけでございます。首都改造計画を実現するまでには、東京の区部の中でも23区内で2000年までに、あと霞ヶ関ビル330棟分にあたる事務所をつくっていききたい、こういうことを言っているわけです。そして大企業はこれを擁護し、再開発というこういう名前のもとにどんどん開発が進められて、大資本の三井資本中心の大川端計画、住友中心の汐留、六本木計画、第一勧銀と日本製鋼による大崎東口計画、いろいろこうしたものが進められてきております。

そして私は前にも一般質問で国内での産業空洞化の問題を取り上げましたが、東京都内では今度は大企業中心の開発計画は、最近では日米の他国籍企業、こういうものの位

置づけのもとに、この都内でもアメリカなどからの他国籍企業が東京に進出してくる、こういう受け入れ態勢をつくる、こういうことまで進んできているわけです。私どもこうしたことが進められますと、東京都民にかかるしわ寄せ、このことは大変大きな問題がございます。

政府の首都改造計画ですと、2000年までに事務所、事業、従業員が170万人ふえる、こういうふうに計画されております。東京都が革新都政時代に計画、計算いたしましたこの事務所に働く人が10万人ふえると、下水道、上水道、ごみ処理などにかかる費用だけでも、公共投資が2,100億円かかる、こういうふうに発表されております。そして、170万人ふえますと、3兆6,000億円の公共投資が必要だというふうに言われております。もうあの55年当時の価格ですから、今に直しますともう膨大な金額にもなるわけです。私どもはこういう立場でこの三多摩にも影響し始めてきております再開発のこの問題を、日野市はまだそこまで進んでいないとも思いますけれども、この日野市の中で南口の再開発、こういう問題もございますので、都市再開発についての市の見解をお尋ねいたします。

2番目に豊田駅北口駅前ビル、住宅都市整備公団所有、この建設と南口の再開発との関連についてお尋ねいたします。この問題では6月の議会に、このことだけにしぼりまして、一般質問を行いました。その後いろんな調査や、あるいはまた実際にお話しなどを伺ってまいりますと、例えば1日豊田の北口を利用する方、私は先般6月のときにはかなりちょっと古い資料だったものですから、この資料もちゃんとしたところから、日野市が出した統計資料でやったんですけれども、その後駅長さんなどにもお会いしたりしまして聞きますと、1日6万人の乗降客がございます。そして駅の建てかえ問題、50メートルのコンコースをつくる問題なども新しく出てまいりましたし、駅長さん自身もこの駅ビルの工事に伴いますと、いろんな振動、あるいは乗客、こういう方たちの迷惑など、非常に困った問題だというふうにお話しなさっておりました。

それから都市整備公団は会計検査院の指摘があったから、ここを建て直すんだと、このように言っていたわけでございますが、私どものいろんな話しの中では、この豊田の駅前の北口を指摘したのではなくて、都市整備公団が持っている建物、そういう全体の高度利用、開発、こういうことだということが、明らかになったわけです。私どもそういう中では、多摩平自治会の主催によります住民の方たちのお話し合いの中でも、住都公団の3名の職員、あるいはまた市の代表の方3名、そして自治会側からも50名近い方が参加いたしまして、このお話しを聞きました。多くの方がここに建て直す必要はない

んじゃないか、もっと修理をして、長期的な（「町の発展を思え」と呼ぶ者あり）発展を考えればいいんじゃないかという、こういう発言がございました。多摩平はこの後、建てかえ問題についての質問もございます。こういういろんな問題がからんでいるこの駅前建てかえの問題でございます。そのことについて、その後住都公団の動きはどういう方向になっているのか、そして南口の再開発との関係はないというふうに、私の質問では都市整備部長がおっしゃいましたけれども、その後の私どもの調査では、これは南口の再開発、北口の再開発、そして多摩平団地の建てかえ、こういうものが一緒になっての私は一つの問題だというふうに考えております。そういう点で、もう一回改めて南口再開発との関係はないのかどうか。そして3点目には南口の再開発の進行状況、今、区画整理、あるいはまた再開発がどの程度進んでいるのか、その3点についてお尋ねをいたします。

次に、住宅都市整備公団の多摩平団地建てかえについてでございます。去る7月の30日、参議院の建設委員会で、日本共産党の上田耕一郎参議院議員が住都公団が賃貸住宅建てかえで、東京の3団地だけでも100億円以上のもうけをする、建てかえによって、そのことを明らかにしました。住都公団は30年代に建てた建物を全面的に建てかえ、そしてここをもっと分譲や、あるいは高層の建物に建てかえて、そこに再び戻って来られないような高い家賃によって、追い出しを図ろうとしているわけでございます。ここに住んでいる人たちにとっては、これは笑いごとではないわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）上田議員が明らかにした公団の計算でも、今三多摩では武蔵野の緑町、武蔵野の桜堤、保谷の東伏見、この三つの団地が来年度からいよいよ建てかえの問題で、話が進められている。公団はこれを隠しておりますけれども、多摩自治協の対公団交渉、この中では東京都の公団の方が明らかにしているわけです。しかし上田議員の質問の中には、このことを隠して公団総裁はまだ決まっておられませんと、このようにおっしゃっておりましたけれども、この3つの団地が明らかになって、この3つの団地だけでも10年目には117億の利益を公団の方に入っていく。このことが明らかになっているわけです。私どもは、この多摩平団地、昭和33年にできてから、本当に地域の皆さんと一緒に日野市とも協力しながら、町づくりを進め、住みやすい団地をつくり、皆様と御一緒に本当にこの日野市の中でいい団地をつくるために、古い団地でございますけれども、緑の多い、住みやすい、ここで子供を育て、結婚させ、第2のふるさとと言われる多摩平をつくってきたわけです。このことについて私は、ぜひ今、多分市の方にお聞きしても、住宅公団は何も言ってきておりませんよとおっしゃるかもしれませんが、まず1問

目としては住宅都市整備公団の方から、多摩平の建てかえについてお話が今あるかどうか、その点をまず最初にお尋ねいたします。（「来るわけないね」と呼ぶ者あり）

それから4番目でございます。これは3つの、今前半に質問いたしました総括的なことともなるかと思いますが、住民参加の町づくりをどのように進めているかということでございます。今までの住民参加の町づくり、革新的なところだと本当に御一緒にどういふ町をつくっていくか、こういうことが市も一緒に話し合いが進められておりましたけれども、なかなか今保守の市政に変わったところでは、いろいろとこの住民参加の町をどのようにつくっていくかということで、問題が出てきております。日野市としても、これからのいろんな町づくりをどのように住民参加でつくっていくか、そのことをお尋ねいたします。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えいたします。

まず1点めの都市再開発についての見解を問うということでございます。日野市をみますと、3極になっております。日野駅、豊田駅、高幡不動駅でございます。これらの駅を中心といたしまして、日野市の全域の商業の活性化を図るべきというふうに考えまして、基盤整備等に取り組んでいるということでございます。商業の活性化を図るためには、立川及び八王子等に流出しております50%にも及ぶ買い物客、あるいは他市に流れているところのヤング、こういったものに魅力ある町づくりをすることが、絶対条件ではないかというふうに考えております。このような魅力ある町づくりをする手段といたしまして、多く使われておりますのが、細分化されている土地の総合化を図りまして、不燃化構造物による、共同ビル化であります。これによりまして、街区内に有効なオープンスペースを生み出しまして、快適な都市空間、及び生活環境をつくり出すものであります。このような共同ビル化による新しい町をつくり出すための手法といたしましては、法律によりますところの法定再開発、あるいは特定街区、総合設計などがあるわけでございます。これらの手法には一長一短ありますので、地域の状況を十分勘案いたしまして、この手法を定めていくということでございます。

またこの手法を決定するには住民の意向を聞くというのは大前提であるわけでございます。こういったことを理念にいたしまして、市内の再開発を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の豊田駅北口駅前ビル建設と南口の再開発との関係等でございます。先般の6

月の議会で、私から南口の再開発には直接関係がないと申し上げたわけですが、若干説明が不十分であったようでございます。駅周辺の再開発を考えた場合には、駅周辺に建物が1棟できることは、これは狭い意味で考えますれば、必ず影響があるわけでございます。広く考えますれば、今問題になっておりますこの駅ビルが直接的には関係がないというふうな立場に立ちまして、お答えをしたわけでございます。現在この駅ビルの――失礼いたしました、北口の住都公団のビルの件につきましては、地元商店会、及び地元自治会、公団、日野市、まあ四者で話し合いを進めております。まだ話し合いが完結というところまではいっておりません。そのような中で現在日野市は改めて計画の再検討に入っております。その検討の結果、公団にしかるべく申し入れ等もいたしたいというふうに考えている次第でございます。

それから3点目の多摩平団地の建てかえの件でございます。これは日野市にはそのような話は来ておりません。ことし8月の12日の日経新聞に、公団の全国の建てかえの記事が載っております。これは公団の発表によりますと、全国で20団体、7,400戸の建てかえをしたいという、掲載記事でございます。多摩平団地につきましてはこの中には入っていないというふうに、理解をしているものでございます。

それから4点目の住民参加の町づくりでございます。これはひとつ区画整理にとって申し上げますと、市から直接市民参加を呼びかけ、意見を聞きながら進める。それからあと一つは、間接的に審議会とかあるいはそういうものをつくりまして、意見を聞きながらまとめる。そういう2つの方法が現実にとられているわけでございます。区画整理の事業の前段では、市がある程度の案を持ちまして、住民説明会を全体、あるいは自治会ごとに開きまして、住民の意見をまとめ、それで計画に積み上げいくということでございます。ちょっと前後しましたけれども、豊田の土地区画整理につきましては、その説明会の前には地域の代表、各界から集まっておきまして、南口の升整備がどうあるべきかというような検討もなされているわけでございます。

都市計画の事業を進める上で、事業の難易という言葉は実際ないわけですが、けれども、その事業の内容によりまして、例えば再開発と区画整理を加えた場合、再開発の場合には区画整理よりさらに住民の意見を聞かないと事業がまとまらないということでございます。その事業によりまして、住民参加の程度をそろえまして、事業に取り組んでいるということでございます。

それからちょっと申し落としましたが、豊田の南口の再開発がどうなっているかということですが、これは駅広を中心にしたしまして、隣接の街区を中心にして現

在今考えています。今付近の方に勉強会をするように申し入れまして、その辺の話し合いを進めているという段階でございます。勉強会の結果、視察あるいはそういうものを重ねていきまして、どういう手法でいくかということが結論として出てくるということでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは再質問いたします。

最初の都市再開発の問題については、ぜひ住民の方との徹底的な話し合い、こういうものを進めていただきたいと思います。都市再開発事業のモデルと、言われた千葉県の柏市の東地区の再開発は10年たって、実態調査をみますと、テナントとなったそごうとか、こういう大店舗だけは非常に繁栄しているけれども、一方昔からの商店の方たちが入った、方たちはもう変わったり、あるいはまた商店会が非常にさびれたということで、これは非常に大きな問題にもなってきております。今区画整理、あるいはまた再開発ということで駅前の問題では、これは私は南口だけの問題だけではなくて、これから北口との関係も出てくると思いますので、ぜひこの点は十分時間をかけて、だれのための都市再開発なのかということ、大企業や大資本がもうかるためのこういう再開発でないということをおっしゃるとは思いますけれども、その点をぜひ私は強調してまいりたいと思います。

それから豊田の駅の北口のビルの問題では、私どものいろんな住民の方たちの意見なども、市の方が取り入れてくださって、公団との話し合いが今計画、再検討ということで進められているという答弁をお聞きいたしました。これについても一方的に私ども住民には何ら話もなく、都市計画をいたしますという掲示板が示されたという、こういうことから、問題は大きくなってきているわけです。私はぜひこういう点でも豊田の北口、このことについては、この駅ビルの話の中から私の私案だということで、市の方からも私案が示されてきておりますけれども、私は今担当の方から、住宅都市整備公団が多摩平団地の建てかえはまだ話がないというふうにおっしゃっている。多分そうだろうと思います。しかし、公団の方からのいろんな情報によりますと、早い時期に多摩平の建てかえがあるのではないかということ、私は感じるわけです。そういう点で、国の方や都市整備公団の方は予算がつかないと、決定いたしましたということをおっしゃらないのが、この間の上田耕一郎参議院議員の質問の中でも、明らかになってきておりますので、予算がつく、つかないの前から、私はぜひ都市整備公団と一緒に多摩平の団地をどのように御一緒につくっていくのか、もしやるんだったら、どういうふうな方向で

やるのかという町づくりなども含めて、一緒に考えていくことが必要ではないかというふうに思います。追い出しにつながるこういう多摩平の建てかえ問題は、今多摩平の中では大きな問題となって、お年寄りももちろんそうですけれども、40代、50代の方は今後年金暮らしになったら、もう戻って来られないということで、これはもう国が進めるこういう今の民活、こういうことから公団の縮小、民営化、民営化はできましたけれども、縮小のことからこういうふうに出てきているわけです。ですから、ぜひ御一緒にこの問題を市の方が十分——もし話があった場合には、団地の中心となる自治会が中心になるとは思いますけれども、ぜひ話し合いに加わって、市が指導のもとで、いろいろとこれからの多摩平の町づくりを考えていただきたい、このことをお聞きしたいというふうに、思います。

それから住民参加の町づくりもそうですけれども、革新の都政から保守の都政に変わり、そして神奈川も変わりました。いろいろとそういう変わってから、大企業本位のそういうところへの変化が来ておりますので、ぜひこれも住民参加を貫いていただきたいというふうに思います。（「政治の流れだ」と呼ぶ者あり）今の質問についてお答えを願います。（「多摩平はよくなる、それじゃ。」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

多摩平団地の建てかえでございますけれども、先ほど申し上げましたように、公団からはまだ何にもございません。ただ客観的に見まして現在の住宅の質の向上から見ますと、今の団地のままでいいのかどうかかなり疑問が残るところでございます。公団の方から問題通知がありますれば、地元自治会、並びに住民の方と話し合いを十分に持って、進めるように考えておる次第でございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 3番目の住宅都市整備公団の建てかえ問題について、またちょっとお話をさせていただきますと、30年代に建てられた団地が、東京23区三多摩合わせて、43団地あるんです。31年から建てられて、39年までこの団地をこれからどんどん建てかえて、公団はもうけていこうと、こういうことが明らかになっているわけですね。同じところにまた戻って来られればいいわけです。ところが今2万円くらいの家賃が2DK、10年後には十二、三万になる、こういうことから、本当に私たちが一緒にこの地域をつくってきたわけですね。多摩平という長い歴史があるわけです。ここに「戦後の東京の歴史と住民運動」という本がございます。私これはだれが書いたかということは署名が

書いてありませんけれども、私は——これ書いた方は私の友人ですので、わかるわけですが、多摩平団地がつくられたときから、どういうふうな町がどうなってそして多摩平自治会を中心にどういうふうな町がつくられたかということが、こう書いてあるわけですが、そういう意味で本当に皆さんと一緒にやってきたこのいい町が、本当に失われていくかどうかというそういうときに、ぜひ革新の自治体として、住民参加でどのような町をつくっていくか、このことが私は重要だと思うんです。ぜひ市長にも最後にお尋ねいたしますが、きょう質問いたしましたこの4つの問題について、市長の方から公団がいろいろ示してきた場合にも、公団側の言いなりになるような、こういう町づくりではなくて、住民と市が主導のもとにこの町づくりを進めていく、このことが私はぜひ必要だというふうに思いますので、公団の——公団法を見ましても、最終的には長の意見を聞く、このことが公団法によっても義務づけられているわけです。ですから、私はぜひこの場で市長の方から、はっきりとした答弁をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近ごろ四全総でありますとか、あるいは東京の都市改造計画でありますとか、円高に伴う内需拡大政策と、いろいろ都市集中の傾向の情報化、国際化を目指す、そういう企業活動が都市に集中してくるという傾向が感じられます。それに伴って異常な、場所によりましては土地の異常高騰が発生している。これがだんだん周辺に波及をして、大きな社会問題化し、政治問題化している、こういう状況の中の日野市ということになるわけでありまして、日野市も10月1日より土地取引の監視区域になる、こういうことになりました。そういうまた事務をしくという仕事がふえております。その中の多摩平の公団住宅のことについての質問、あるいは御意見の提起ということなんですが、基本的にいって私は自治体の主人公は住民である、その地域の住民である、細かく町の区域をいっても大体そういうことだと思えます。

そこで、住民の意見が尊重され、なるべくならば、住民の意思によって町の環境が整えられていくということが、一番望ましいというふうに考えます。日本住宅公団、今日の住宅都市整備公団が昭和33年以降、多摩平団地を開発して、日野市の大きな都市化への1ページをつくったわけでありまして、二十数年、三十年近くたちまして、経済情勢、ないしは住居環境、住居要件がかなり変わってまいったと思います。一面には当時の設計では狭いという、1戸の建物が住居空間として狭いという変化も生じております。それから土地がかなり潤沢に利用されて、平屋でありますとか、テラスでありますとか、

そういう住宅部分もあるわけでありまして。多分都市整備公団にしても、何らか意見が、あるいは検討は加えられているに違いないという感じはいたします。しかし公式な情報として、いわゆる住宅団地の部分をどうこうしようという話はまだ聞いておりませんし、まあ情報が那邊にあるか、まだつかみかねております。今度はひとつ進んでそういう際には早く町に、早く市に連絡をとるようにと、求めておこうと思っております。

今多摩平地域で、一面には多少の老朽化、あるいは1戸の狭い感じ、もう一つは、まあ住んでいる方がかなり高齢化をいたしまして、よく言われるところの人口が多少減る、あるいは活力が鈍くなる、こういうことに対する何らかの対応は考える必要があるというふうに思います。ただ、商業振興だけを考えて云々するよりも、やっぱりその背景になる人口構造、場所によってはある程度の人口を迎えていくという施策が、今日、日野市では可能になってきた、学校の教室があいたとか、ある程度の都市計画も進みつつあります。そういうことが、地域の指定を多少変更する都市計画上の課題になってまいっています。多摩平の部分に関しますと、今公団に注文いたしておりますのは、駅の北口駅前ビルの問題と、それから高島屋が撤退をして、その後京王ストアですが、入ってくる。このことが情報としてこれ聞いておりますので、でき得るならばこの際、多摩平の北口の向かって左側の、つまり高島屋側から、駅の間、この建物がもう、直すならばあそこをひとつ直してほしい、そしてバスの運行でありますとか、あるいは車の駐車場でありますとか、そういうものを含めたもう一遍再開発というほどのことでなくとも、そういう一つの構造の中で、しかも事業化できるそういう方法があるはずでありますので、そういうことをひとつ御相談しようではありませんかということ提起をいたしております。

それからまあ駅前ビルのことにつきましては、南口とはかなり関係が生じますので、将来の南北交通の関係を考えましても、既成事実は望ましくないということを感じております。そういうことを今協議中であるということです。

もう一遍言いますと、住民の方を無視した建てかえ計画が進められるとは思いませんが、なるべく早く情報を市に伝えて、そして住民の方と一緒によりよい環境、よりよいまた自分たちのふるさととなる町づくりをしていく、こういうことを基本的に進めていきたい、こういうふうに考えております。おおむね以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ただいまの市長の御答弁いただきまして、やはり最後のとこ

ろで、最初と最後のところを私やはり森田市長だなということを感じたわけでありませうけれども、自治体の主人公はその地域の住民であるという、このところが私本当に大事だと思うんです。そこに住む本当に中心の方が住民であるということと、住民——建てかえの問題でも住民無視では進めないと思うけれども、なるべく早く市の方に伝えてもらって、よりよい町づくりを御一緒に進めていきたい、私このことをやはり記録にとどめておくことが必要だというふうに考えているわけです。駅ビルの問題でもやはりいろいろと市民の方から意見が出されたので、市の方でもそれに当たっていただくことができましたし、それから高島屋の撤退問題でも、私どもも承知しておりまして、住民の方からは駅ビルを建てるのであれば、特に公団の方は活性化を図りたいということも主なものの中にあるものですから、それなら商店街を——高島屋通りのあの商店街を建てかえて、そしてあそこをもっと商店が活性化するようにやったらどうかという、そういうことも住民自身の方からも公団の方にも話をしているところでございます。私はぜひ今日質問した意味は、ぜひ住民参加で、これからのいろんな町づくり、あるいはまた再開発の問題をやっていただきたいという、そういう立場でお話しし、また質問もいたしましたので、ぜひこれからも住民の要求実現のそういう先頭に市自身も立っていただきますように、心からお願いをいたしまして、この質問を終わります、ありがとうございます。

○副議長（中山基昭君） これをもって3の1、都市再開発と多摩平団地の建てかえについての質問を終わります。

続きまして一般質問4の1、下水道整備に伴い、衛生公社の役割を快適な生活環境実現のため、環境衛生行政の推進役に！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（小山良悟君） 通告に従って、質問させていただきます。

鈴木美奈子議員が全幅の信頼を寄せている森田市長に、私も信頼感を持ちつつ、希望を持って、質問したいというふうに、思います。（「全面的に信頼しなさい」と呼ぶ者あり）

この衛生公社の役割といえますか、の件ですが、この問題は私は実はことしの3月の、62年度の一般会計予算委員会で、この下水道の普及に伴っての減車が行われたという、バキュームカーのですね、減車が行われたということと、そしてそのショウがなされたという事実をまあ初めて知ったわけでありませうけれども、そのときからこの問題ちょっと関心を持ったわけでありませう。

下水道の整備もやっと軌道に乗り始めたということで、昭和67年には大体半分、多摩平の既存の下水道も含めまして、大体半分普及する予定ですね、あくまでまあ見込みですけれども。そして昭和76年には100%完成という予定で事業が行われているわけでありまして、そうしますと、それに合わせてこれまでの衛生公社の役割、こういったものを見つめ直さなきゃいけない。しかも市民にとって効率のいい、しかも効果的な変換、転換をさせていかなきゃならない。まあこういうふうに考えるわけでありまして、そういう観点からこの問題を取り上げたわけでありまして。

この問題について、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」法令集、こういう特別措置法があるということも、この予算議会で存在を知ったわけでありまして、この法律は昭和50年に三木内閣時代に制定された法律でありますけれども、どういうわけか、この法律を活用、実際に適用した自治体はないということのようであります。しかし、その辺の理由が何だろうか私もよくわかりませんが、この法律の目的はちょっと読んでみますと、「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について」、この一般廃棄物処理業等というのは、いわゆるし尿処理業者も入っておるわけでありまして、「その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」という法律であります。

この衛生公社の仕事でありますけれども、この仕事の性格からいって、例えば下水道が普及してきたから、単に減車していけばいいという形、合理化図れというだけで、突き放すわけにいかない部分があるわけでありまして、最終の完成するまで、例えば衛生車1台でも、営業を維持していかなきゃならないという性質を帯びているわけでありまして、これは、委託しているわけですが、行政の役割をかわってやっていただいているわけでありまして、その辺のところを単に減車だけの、そして補償金を払っていくという形の策だけでいいのだろうかということに疑問を持つわけでありまして、むしろその衛生公社の性格と申しますか、そういったものを考えますと、今後ますます市民が望む環境衛生行政の充実の方向に役割を果たしていくということの方が効果的ではないか、市民もよろしいし、市側もそういった業務が委託業務でいけるわけでありまして、そしてまた業者も公社も合理的に事業転換ができると、こういうふうに考えるわけでありまして。

まあこの法律をちょっと、もう少し触れますと、この制定の趣旨でありますけれども、ちょっ

とこういうものを読むというのは、退屈至極ですけれども、ちょっと読ませてください。「下水道の整備並びに海洋汚染防止法に基づくし尿及びし尿浄化槽汚での海洋投入処分に対する規制の強化は、環境の保全上緊急かつ重要な施策であるが、国及び地方公共団体におけるこのような施策の推進に伴い、市町村長の許可、または市町村の委託を受けてし尿の処理を業とする者及び市町村長の許可を受けてし尿浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。」まあ日野市がその方向に今なりつつあるわけです。「しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行われなければならない。また、海洋投入処分に対する規制の強化が実施されるときも同様である。」

「このような事情にかんがみ、この際、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができることとし、また、転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めることとすることにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨のもとに本法が制定されたものである」というふうに、制定の趣旨が書かれておりますけれども、極めて当然のことだと思いますし、本当にこれはここに趣旨が述べられたとおりの考え方に立って、取り組んでいかなければならない問題ではないかというふうに思うわけであります。この法律で言いますと、合理化、事業転換に関する事業の合理化計画というものを、業者も策定して、日野市に認定を求める。そして市もこの事業合理化の事業計画を策定して、都にはその認定を求めて、国や、都からの金融措置を講じていただく、という極めて結構な趣旨の法律なんですけれども、現実にはまだこの法律が活用されていない。問い合わせはあるけれども、まだ活用されていないということでありますけれども、まあ私は業者も市もこの問題についてやはりきちっとした方向転換の事業計画というものを定めるべきではないかというふうにも、思うわけでありますし、まして金融上の措置を講じてくれるということであるならば、むしろ積極的に活用してもいいんじゃないかというふうにも思うのですが、まあなぜというか、これまで日野市もこの法律ですね、を活用というか、適用というかを求めて、

検討をされたことがあるかどうか。また今後それに取り組む考えがあるかどうかということ、まず質問の第1点としてお伺いしたいと思います。

それからこの日野市の今後の下水道の普及にあわせての対応になるかと思えますけれども、この問題について、この法律の適用云々は別としまして、日野市独自でそういう衛生公社の役割というものについての長期的な考え方を、持っていられるかどうか、そのこともお伺いしたいというふうに思います。

で、3番目にはじゃ、具体的に環境衛生行政の役割を果たしていただくというためには、どのような役割があるか。まあ代替業務でありますけれども、ちょっと上げてみますと、公共下水道の環境、清掃維持管理とか、道路、公園清掃維持管理、用排水路清掃業務とかですね、先ほども名古屋議員の質問にもありましたけれども、抜本的な溢水の問題は、抜本的な取り組みはこれからだということでもありますけれども、そういうことであれば時間もかかるわけですが、当面の維持管理としては、そういった清掃といえますか、用排水路の清掃ですね、そういったものの役割、本当に大事じゃないかと思えますし、そういったもう態勢を整えて、機動的に、常に先取りして、対応できるような態勢をつくるべきではないか、そういう意味での役割も十分果たせるんじゃないかなというふうに思うわけですね。まあ公衆便所の清掃管理とか、道路、側溝、清掃、消毒、この側溝の清掃とか、そういったもの、自治会の皆さんにお願いしているのが、実態でありますけれども、まあ、私どもによく要望があるのが、この側溝がごみがいっぱいたまってしまうとどうにもならないとか、そういうふうな何とかしてくれないかというふうなこともよくあります。水路の底にもごみが付着して、ヘドロみたいにたまって住民の清掃だけではもう限界があるというふうな、そういうこともたびたび言われるわけです。そのたびに市の方にも要請をお願いしているわけでもありますけれども、こういったことも常日ごろから先取りして、パトロール隊が回り、そして清掃隊が回るというふうな態勢をつくるのが、住民サービスにも大きく貢献するんじゃないかというふうに思うわけであります。またそれから河川とか、空き地などの雑草を刈る業務とかですね、あるいは事業系の排出ごみ、まあ公共施設の屋内外排水管、高圧線上清掃業務とか、まあいろいろあるわけです。この事業系の排出ごみなんというのも、実は私も事業やっているわけですが、本当に困ることが多いわけであります。事業から出るごみは、市じゃ持っていきたくないということですね。私どもがトラックで持ち込んだりしておりますけれども、前はそのごみすら受け取ってくれないことが多かったわけですが、埋め立てをやっているところへ持って行って、埋めてもらうというふうなこともしているわけでもあります。

れども、そういう事業系の排出ごみなどもその収集態勢というものをとっていただくと、大変ありがたいというふうに思うわけであります。

その他いろいろ役割はあろうかと思えますけれども、このような例を今上げたわけがありますが、このような役割をこの今までのし尿の業務にかわって、順次態勢を整えて転換をしていくということが、先ほど申しましたように、市の方もこれを委託業務によってできるということで、最小限のコストで実現できるのではないか。そしてまた市民の方もこういう態勢が、衛生管理の機動隊が市にそういう態勢ができたということになりますと、非常に住民も楽ですし、また常にきれいな環境にいられるということで、市民にとっても大変ありがたい役割ということになるのではないか、あわせて業者の方も何とか生き延びられるという、三者のそれぞれの立場が、利益が一致するのではないかというふうに思うわけであります。そういったことで、こういった代替業務を市としても、前向きに取り組んでみる考えがないかどうか。まあ一番、二番、三番、3つに分けて質問しましたけれども、一つにまとめて答弁されて結構でございます。事務的な質問というのはさほどないので部長でなくても、できればこういう問題は特に市長に理解を求めたいわけでありますので、清掃部長の方からも答弁いただいて結構ですが、あわせて市長の方からもぜひこの問題についての考えを示していただきたいというふうに思います。お願いします。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 清掃部長でございます。ただいま3点ほど御質問いただきましたので、これをまとめたような形で、それでは答弁させていただきたいと思います。

先ほど議員さんが申されましたとおり、下水道の関連の特別措置法でございますけれども、この法律が昭和50年に施行され、60年に一部改正がされているわけでございます。この50年から法律ができたわけでございますけれども、これに基づきますいわゆる合理化、事業計画でございますけれども、この60年の一部改正の時点でも、これを実施しているところはございません。また現在までのことも都に確認しましたところ、検討している団体は幾つかあるようであるけれども、全国的に見てまだ合理化計画を作成した団体はないということでございます。

この合理化事業計画でございますけれども、非常に作成が困難であるという点で、恐らくどの団体もして、行っていないのが現状でございます。都下の26市を見ましても、合理化事業計画の作成には至っておりませんけれども、この特別措置法の法の趣旨に従って、何らかの方策で、対応策を図っているのが現状でございます。市のこれからの、今

後の取り組みでございますけれども、法の趣旨を十分に踏まえて、他の自治体等の動向を十分に把握した上で、適切な対応を図ってまいりたい、このように考えております。

代替業務でございますけれども、業者との協議の中で、市といたしましても対応できるものがあるかどうか、最善の努力をしていく考えでございます。すでに既存の業務についてはそれぞれ各課で、所管の課で責任をもって対処しておりますので、また新規の事業につきましても、ただいま御提議をいただきましたけれども、新しい事業につきましても、今後十分に検討を要する課題であろうと、このように考えております。まあ代替業務の確保は大変大きな問題であると、考えております。したがって、法の趣旨を十分に踏まえて、先ほど申し上げましたけれども、他の自治体の動向を十分に把握しながら、適切な対応に努力したいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公共下水道が普及するに伴いまして、今まで大切な役目を委託の形で受け持ってもらっています衛生公社、あるいはその他の同系の事業所が仕事が縮小されると、それに対して何か代替措置を起こすべきであるという御意見、またそれらに対します提言には、私も関心もございまして、また原則的には賛成できるわけでありまして、

環境衛生、——衛生公社の、衛生公社関係の従業員の方から、むしろ雇用不安の立場で、そのような将来の心配をここ数年、何回か、直接聞いております。その際には、的確なまだ答えはできないわけでありましてけれども、当分の間はまだ個人浄化槽でございますとか、そういう関係の管理業務が、相当継続いたしますので、そんなに不安がないんじゃないかと、また下水道事業がいよいよ稼働するようになりまして、処理場そのものに委託で出されるべき仕事が多くあるはずでございますから、それを必ず発展をすることになる、このような大まかな答えをして、一応の安心を求めています。

だんだん年次が進むにつれまして、確かに今までの水処理関係のいわゆるくみ取り関係の仕事が少なくなってまいりますから、それに対します一般的ないうならば、営業補償的配慮は必要である。このように考えております。今お話がありましたような仕事も一つの方法だと思っておりますし、事業の方も——事業者も、あるいは雇用される方々にも不安のないようにやっていきたい、このように考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 私はこの問題は初めに、衛生公社が——まあその他の小さい業

者もあるわけですが、業者ありきという発想ですね、取り組むということではなくて、環境衛生行政が初めにある、そのためにはどういうふうな態勢で取り組んだらいいだろうかという考え方に立って、進めてもらいたいというふうに思うわけです。環境行政の指針と言いますか、というものをぜひ立てていただいて、その上でその役割というものをちょうどこういう衛生公社とか、その他の業者、関係する業者の皆さんの活用がその計画に沿って、できるのではないかというふうに考えるわけであります。

そして単に業者に補償で対応するというのではなくて、1台減車で2,000万の補償かとか、たしかそのぐらいの金額聞いておるんですけれども、そういう金額の補償というふうな形だけではなくて、その補償金額に見合うというか、という形の代替業務契約というふうなものをしてですね、この業者にそういった役割を果たしてもらおうということの方が合理的ではないかというふうにも思うわけです。単に1台減車されたから、幾ら補償しますというふうな形だけで考えないで、もう少し幅の広い考え方をもって、ぜひ対応していただいて、この環境衛生というふうなものを、この日野市のピカ一の行政だというふうな評判を受けるように、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを強く要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって4の1、下水道整備に伴い、衛生公社の役割を快適な生活環境の実現のため、環境衛生行政の推進役に！の質問を終わります。

一般質問4の2、大学生の教育実習不合理さを市議会から訴える！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君） この問題は先般私の近所にお住まいの大学生のお母さんから相談がありまして、自分の子供が、今大学で教職課程を学んでいる。それで、教育実習をしなきゃいけないので、まあ大学側では地元の出身中学校にお願いするのが、通常の形なので、新中学校に行ってお願ひしてきなさいという指導を受けたので、七生中学校の方にお願ひに行った。ところが、中学校側ではもう受け入れ態勢が満杯だということで、できない、受け入れられない、こういうことです。再び大学側にその旨を伝えたら、地元の教育委員会にですね、——こういう言い方はいいか悪いかわかりませんが、顔の立つ人に頼んでもう一度お願ひしてみなさい。（「小山議員だ」と呼ぶ者あり）こう言われた。すぐ私に来ればいいんですけれども、私じゃなくて、あるそういう教育関係の役割を果たしている方のところに行った。その方も中学校側にお願ひに行ったけれども、やはりできないものはできない。ということで、まあ困った。途方に暮れて、思い余って、私のところに来たということでもありますけれども、もちろん相談受けたからといっ

て、私がそれを解決するほどの力というのではないわけですが、しかしいろいろ当たっているうちに、この生徒の大学生の立場、またその親御さんの立場になると本当にこれは腹の立つ話だなというふうに思うわけでありまして、この問題については、国政レベルの問題で、むしろ国会に打って出て、衆議院で中曽根内閣の文部行政に注文をつけたいところでもありますけれども、「しなさい！」と呼ぶ者あり）残念ながら今そういう立場じゃありませんので、しかし方法がないというわけじゃない。この日野市議会の場合からですね、この問題の改善に少しでも役割を果たせればということで、特に日野市教育委員会、教育長の御協力をいただきながら、この問題提起をしてこういったことで、いわゆる大人の世界、行政の不合理性に翻弄されている大学生を救わなければならない、こういう義憤からこの問題を取り上げたわけでもあります。

まあこの問題についてはもちろん市の教育委員会にも、相談したわけでもあります。しかし、市の教育委員会の担当の方も一生懸命東京都にもかなりかみついていただきましたし、文部省側にもいろいろ働きかけをしていただきました。もちろん私自身もやったわけでもあります。直接東京都、あるいは文部省にもですね、文部省の免許係というところにもいろいろ意見をしたわけでもありますけれども、現実には問題解決されていないわけでもありますので、ぜひこの問題について市の教育委員会にも大きな役割を果たしていただきたいということを強く願って質問を、質問というか質問の形をとりながら、私の主張を申し上げていきたいというふうに、思うわけでもあります。

原則としては大学側が教育実習をできる範囲内で、教職課程の履修する大学生の数をコントロールすれば、問題ないわけでもあります。ところが現実にはそういうふうな形じゃなく、無節操といいますか、希望する学生は教職課程を取らせるといふようなのが現状のようでありまして、大学ではどんどん希望者に受けさせる。と、一方で受け入れの側ですね、基本的には大学がその私立大学であれば、この私立の中学、高校系列のそういう学校持っているんで、そこの系列に送り込むということの態勢とれるわけでもあります。ただまあ公立大学でも、公立の小学校、中学校にも協力をいただいてやる態勢ではあるわけですが、しかし大学側では野放しといふか、希望する方にみんなそういうふうにとらしておいてですね、今度は受け入れする地方自治体の教育委員会の方は、枠をはめちゃう。例えば東京都は昭和49年、——昭和48年に「東京都公立学校教育実習取り扱い要綱」というものを要綱制定しまして、これをもとにして歯止めをかけているわけです。この要綱がこれに、がんと言っちゃ——その大学生から言わせればこの要綱ががんになっていふふうに言いたくなると思うんですが、これが盾になって日野市の教育

委員会もどうすることもできない。こういう——その大学生の立場は理解しつつも行政としてはそれ以上踏み込んでやる立場にないといえますか、できないというふうなことで、恐らく教育長もこの問題についてはジレンマに立たされたのではないかというふうに察するわけでありませう。

この教職課程を受けて、教員の免許を持ちながら、実際に教職員の採用試験に応じない、——応じないというか、受けていない、その学生の数が実に多いんですね。概算で大ざっぱな乱暴なとらえ方をしますと、7割の人が受けていない。教職課程をとってですね。採用試験を受けていない。もちろん、競争率も非常に激しいわけです。昭和60年は小学校、中学校です、合格率が全体では27.6%、61年は20.9%、もう2割ですね、合格率は。大変厳しい状況にあるわけです。受け入れ側が非常に厳しい状況にあるわけですから、供給側もその辺のところを実情に合わせて、この教職課程を履修する学生を何らかの形でふるいにかけるなりして、この矛盾が出てこないような形にすべきではないか。そうしないと、そういうことを知らないで、教職課程を受けてきて、いざ教育実習の段になったら、どこにも枠がいっぱいで受けることができない。宙ぶらりんになる。そういう学生がたくさんいるという、こういう現実ですね。これだれが悪い。大学生に罪がないわけです。これはやはり行政の不合理といえますか、三者が文部省も、東京都も、大学側もばらばらの対応というんですか、三位一体になっていないわけですから、この辺に矛盾が出てきているのではないかというふうに、思うわけです。

ですから、この実態を東京都は東京都で別にこれ不合理と思っていない。文部省も文部省で不合理と思っていない、というふうに言っているようですけども、それぞれの立場に立てば、例えば東京都はこういう要綱をつくりまして、これでこれに沿ってやっていますから、何も不合理はございませんということで片づけるかもしれないけれども、大学生側から見れば、これはもう本当にこんな不合理どこにあるか、この憤り、一体どこに持っていったらいいかということなるわけです。そこで、私は今現実に解決していないその大学生おるわけですね。この大学生は本当に教員を目指してやっているわけです。真剣に目指してやっているのに、そして一生懸命勉強してきたのに、そういう行政の不合理性に翻弄されちゃっているということです、かわいそうな話です。

で、まあ最近の風潮として、何か資格でもということ、教員の資格でもっておけば何かのときに有利だろうというふうな発想で、受ける人もいるわけですね。たまたまそういう人の中には、もう教育実習も簡単に受けられてというふうな形の人もあるわけです。本当に教員になりたいという人が、ワクがいっぱいだということではみ出ちゃった

ら、もうおしまい。できないというこの現実ですね。ですから、この辺のところ、単に資格を取るといっただけの教職、教員の資格なら、むしろ歯止めをかけて、何らかの形で、やっぱりこれを制約する必要があるんじゃないか。またそういうことを文部省も大学側に強烈に指導しなきゃいけないんじゃないか、指導する立場にあるわけですから、そのことを私は強く主張したいわけです。そして東京都もですね、この要綱をつくったから、これにのっとってもうやらざるを得ないんだという形で片づけないで、現実そういう大学生がいるんだということを認識して、東京都としても国に対して、文部省に対しても、この国と地方との連携プレーというものを確立しようじゃないかという形の中で、この問題解決に取り組んでもらいたいというふうに思うわけでありませう。

いろいろな問題の中から見れば、この問題小さい問題だというふうに思うかもしれませんが、しかし事、その何と申しますか、この若いですね、前途あるその若い学生の問題だけに簡単に片づけられる問題ではないなというふうに思うわけで、もっと教育行政関係者はこの問題を真剣に受け止めて、我が子が今困っているんだという、そういう立場に立ってですね、問題解決に取り組んでもらいたいということを、声を大にして叫びたいわけでありませう。

そこで、このいろいろ質問の項目をお願いしておったんですけれども、まあ話の中では私自身が消化してしまいましたので、教育長にこの問題については、私もこの市議会の場からとりあえず問題解決に向けて立ち上がったということで、教育長はこの教育行政の、日野市の教育行政のまあ最高責任者として、この問題解決に役割を果たす決意があるかどうか、その辺のところをぜひ伺いしたい。私は教育長の強い決意をいただければ、もう何も後は申し上げません。これで終わりにしたいと思いますので、教育長の決意いかんによって、一般質問の結末が違ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君の質問についての教育長の決意を求めます。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

ただいま小山議員さんの方で調査されたとおりの実態になっておりまして、確かにその方向でせっきく単位をとり、努力してきたお子さんが、実習ができないということで、免許証を手に入れられないという、そういうケースが出てきていると。まあ基本的にはこれは大学側の一番根本的な責任があるわけでございますけれど、教員要請を主たる目的としております学芸大学、あるいは教育大学系の大学でも、将来の児童生徒数の推移を見て、逆に教職コースを減らして、ほかの方向に学生を一応導いていると、こんなよ

うな実態の中で、確かにたくさんの矛盾を含んでいる。ということは言えるわけです。根本的にはこれはやっぱり国サイドの問題であって、さらに任命権者である都道府県教育委員会の対応ですから、市の教育委員会が逆立ちしても、解決できるような問題ではございませんけれど、この問題を通しまして、担当の指導室の方でも文部省、あるいは東京都等も連絡をとり、それからこの学生を受け入れている大学、こちらにも連絡をとりながら、何か解決できる方法はないかという形での努力はしてきたわけでございますけれど、結果的には発行されている免許証と、それから実際に教壇に立って、教師という形で教職につく、これとの非常に大きなアンバランスの中で、実際問題としての解決というものは、なかなか見出せない。最終的にはこの学生につきましては、昭和何年大学卒業見込みという形の中で、卒業見込みのまま来年度の教員試験を受けていただく。受けていただいた上で、——7月ごろには来年度の試験がございますし、11月には面接があるわけですから、試験はこれは卒業見込みという形、それから免許を取得見込みと、あくまでも見込みという形の中で、試験を受けていただいて、受かった時点で、その後の卒業までの期間の中で、そこまで本人自身が真剣に教職を目指している学生であるならば、採用試験に受かった時点で、教育実習の学校を紹介できるのではないかと、現実としてはそのような状況に今までのところ推移していると、強いて言えば教育長の決意と言われましても、特別の決意も出せないんですけれど、今お話ししましたような形で、該当者の学生との対応はしていきたいと考えています。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 一つは答弁の中で、実習をしないで、卒業見込みという形の中で、教員の採用試験を受けて、合格したならば実習を受けさせるという方法で切り抜けるのも一つの方法というような話ですが、もちろんそれも一つの方法です。最終的にはそれしか残されていないということになるわけですが、しかしそれでは抜本的な問題解決にはならないわけですよ。先ほども言ったように、もう競争率が採用試験の競争率が、合格率がですね、20%ぐらいしかなくなっていないわけで。1回です、当選すりゃ——当選じゃない、合格すりゃこれは問題ないですけども、まあ浪人といひますか、2年、3年かけてもとにかく挑戦しようという学生もたくさんいると思うんです。そういう学生はいつまでも卒業できないわけです。教育実習の課程を受けていないとですね。そうすると、やはりその辺に抜本的な対応、解決策じゃないなというふうに思えるわけで、やはり教職課程を受けるなら、実習も受けられるという態勢をつくるのが抜本的な問題解決だろうと思うんです。だからそういう意味でこの問題解決の方向を誤

らないで取り組んでいかなきゃならないと思うんです。今教育長が決意と言われても、日野市教育委員会が逆立ちしたって解決できる問題じゃないというふうな意味合いのことをおっしゃっておりますけれども、私が言っているのは確かにそうです。私も先ほど一番最初言いましたように、これは国政レベルの問題で、日野市議会議員の私がここで言ったところで、問題解決するわけじゃないのは十分承知しているんですよ。しかし、物事を解決するには、本当に何というか、小さな問題提起、そのことからだんだん大きな流れをつくって行って、目的を果たすというか、ということもあるわけで、教育長も今回、例えば日野市議会で東京都の方に、都の教育長の方に行かれてですね、日野市議会でこの問題は取り上げられたと、その問題、その話を聞いていて、教育行政担当責任者として非常にもっともだと、これ何とかしてやらなくちゃいけないという気持ちがあるんで、都の方も一つこの問題について、真剣に取り組んでほしい。文部省にも行かれたらどうですか、教育長。

そのくらいの行動力といいますか、熱意を持ってもらいたいわけです。そのことから問題解決の第一歩が始まるんですよ。立場にいないからとか、ないからとかどうという形で言う。もう共産党の日ごろのあれ、見習いなさいよ、ひとつ教育長。てんでお門違いのところでも、もう本当に懲りもせず、この行くというか、大変あれ見上げたものです。考え方の相違はあるにしても。そういう問題解決に取り組む執念というのは、これはもう見上げたものです、共産党。だからそのくらい気持ちを持って、せっかく私がここで時間をさいてこの、やったわけですから、ここの席から動かないでいるんじゃないから、ぜひ東京都にも行ってほしいし、文部省にも行っていただいて、一つこのことについてですね、こういうことが市議会で取り上げた、話を聞いていってもっともだ、そういう大学生を救ってやらなくちゃいかんということで、東京都も考えてほしい、文部省も考えてほしいという形で、ぜひやっていただきたい。そのことを強く要請して終わりたいと思いますが、先ほどから不規則発言で、自民党の行政を徹底的にたたけという不規則発言ありましたけれども、私も自民党の応援団でございます。自民党の政治を基本的には支持している立場でありますけれども、そういう立場にあるものでも、自由に是は是、非は非と言えるのが、自民党政治のいいところであるわけでありまして。私はあくまで体制内改革で、この是は是、非は非ということで、取り組んでまいりたいというふうに、まあ思っているわけで、決して革命を起こそうなんということは思っているわけじゃございません。極めて健全なものの考え方で問題解決に当たっていきたい、こういうふうに思いますので、一つ教育長も公正中立の立場で、——これは一大学生です、今私の近

所のね、大学生ひとりの問題じゃないんですよ。ややもすると、私どもがこういう問題提起すると、その一人の大学生だけだからなんでしょうということで、奔走していただくのは大変ありがたいわけですが、それだけでは本当の解決にはならないわけで、そういう大学生がほかにたくさんいる。そういう大学生を救うために、この問題解決に第一歩をこれを機会に踏み出そうじゃないかというのが、私の一般質問の趣旨でございます。よろしく御理解のほどお願いします。以上で終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって4の2、大学生の教育実習不合理さを市議会から訴える！の質問を終わります。

会議の休憩についてお諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問5の1、居住環境の最近の混乱に対する対応を問うの通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（山口達夫君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

居住環境、最近の地価高騰によりまして、いろいろな問題が出ているように、私は思うわけですが、3月ですね、議会で建設委員会に所属させていただきました。早速出てきた請願の中、現地調査等、いろいろ慎重審議させていただく中で感じましたのに、一つはマンション等の建設にからむ問題、そしてもう一つは、すでになされている土地開発の残地といいますか、未利用地といいますか、そこが新たに開発されていくというそれから自然保護といいますか、緑を保全するというような請願がございました。私はこれは根が1つであると、こう考えまして、極めてまだまだ端緒に過ぎない問題でありますけれども、今後ともこれが大きく日野市の中に問題になってくる可能性があるところ考えまして、市のお考えをお伺いしたいところ思うわけであります。

と言いますのは、先ほど鈴木美奈子議員の方から御質問ございましたように、非常に土地が狂乱といいますか、高騰しております、私が日野の中の土地の情報を聞いた範囲でも、豊田とか多摩平といいますと、坪200万を超え、300万を超えて実際に取り引き

されているんですね。1年半ほど前でしたら、せいぜい100万いかなかったところでも、今は200万を超えていると。2倍を超えるような状況になってきているわけでありまして。その主な原因といたしましては、やはり日本の経済の高度化と申しますか、アメリカに次いで大きな経済力を持った日本が、世界経済の中に組み込まれていっている。そのために、東京がニューヨークに次ぐ、大きな経済的首都、首府、そういった役割を担うようになってきた。そこで、日本のみならず外国からも、オフィスビルと申しますか、スペースを求めようようになってきたからであります。これが各種いろいろな調査によりましても、大変な量でございまして、今現在持っている供給量ではとても済まない。なお、この大きさについては臨海部にいろいろな形での再開発をしても足りないのではないかと、このような予測がなされているわけでありまして。そう申しますと、この大きな世界経済の中で果たす東京の役割という観点から申しますと、どうしてもここでなけりゃならない。ほかでは大体できないということですので、値段が上がっていくという現象が起きているわけでありまして。需要と供給の原則が基本でございまして。そう申しますと、そこから出てきた対価と申しますか、買いかえの需要というものが、まずは高級住宅街の杉並とか世田谷へ、そしてさらにそれが2次的波及を示して、今三多摩西部にまで及んでいるわけでありまして。このような中で、日野市の土地も好むと好まざるとによらずに、高い値段になってきているわけですね。私は先ほど行政報告を昨日来、見させていただきました中に、中高層建築についての住みよい町づくり要綱による事前協議、これが48件ある中で、日野市の住民と申しますか、市民がかかわったのが、わずかに半分程度ですね。五十数%しかないわけですね。それからほかは全部日野市外であるということを見ますと、これは由々しき事態になってきているなということを感じます。つまり今大きなお金をもってこの日野の土地を買った方はそこに住むというよりも、むしろ高度利用を図ると、こういうような考え方になっているのではないかと、こう推測がつくわけですね。

そこで、このような高い土地を一般の市民が、主人がどのようにして買うことができるかということになりますと、かなり問題がある。普通可処分所得の6倍ぐらいいが、購入できる金額と言われてます。平均的サラリーマンで400万の可処分所得があるとすれば、6倍としましても2,400万にしかならないわけですね。そう申しますと、200万の土地だと24坪しかない。こういう状態になりますと、これはこの日野の町というのがどのような形にこれから推移するのか、かなり不安になってくるわけですね。そういう形の中から、今開発業者がねらっているのが、すでに開発された残りの残地であります。これは

当時建築ができないようながけ地であったり、あるいは不適地であったものでありますが、今建築技術の非常な進歩と、そして土地の高騰という面から考えまして、何とか開発しても合うようになってきた。私はここで御質問したいわけですが、これを日野市の残り少ない緑の一つと考えて、保全する方向で市はお考えになるのか。それともせんだっての請願の中の例にございましたが、開発を許すことによって付近住民の道路の整備であるとか、あるいはその他諸々の利便を確保するとそういう方向でいこうと考えられるのか。市の基本的な態度を知りたいわけでありませう。

そしてまた、もう一つは多摩平の5丁目、6丁目にマンションが建つという請願がございましたけれども、これも購入された方は日野市の方ではございませんし、またそこにお住みになる予定はないということです。高いお金でこの日野の土地を買って、それを高度利用するという考え方に立って、マンションをおつくりになるということです。ところがその付近の住民の方々は、いや日野市のこの多摩平というところはまさに長くコミュニティーが形成され、住みよい町がつくられているんだ、ここでこのようなものをつくられては困ると、こういうぐあいに反対請願に及んでいるわけです。私は今大きな道路のわきに、第2種住専という用途区域がつくられておりますが、ある目的をもって、この用途区域は定められているだろうと。先ほどのマンションにつきましても、その用途区域の制限の中には十分入っている計画でございます。

そこで、用途区域というのは、この2種住専というものが、大きな通りのわき20メートルについては、2種住専と決められているその根拠といえますか、どのような制度目的といえますか、ございますか、その辺をお聞きいたしたいと思っております。

一方で高度利用しようというそういう要求とまた他方で住みよい環境を維持しようという要求のぶつかり合いでございますが、私はこれは住み分けを図る方がいいのか、それとも混然一体の町づくりをやっていく中で、生き生き——まあ、言わば大きなビルの隣に赤ちょうちんがあるような、そんな雑多な中にも活力のある町を求めるのか、今後の10年、20年を考えたときに、どのような方向で町をつくっていったらいいのかということにも、かかわるのではないかなという気がいたしているわけでありませう。まずその2点について、お伺いさせていただきます。

○副議長（中山基昭君） 山口達夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えいたします。

まず第1点目の開発行為をしたところの未利用地の保全の問題でございますが、開発行為をする場合には、公共用地——まあ道路、公園、その他未利用地を含めまして、開

発業者とそれから日野市と完成後の管理の協定を結ぶわけでございます。その中で過去におきましては、未利用地につきましては開発業者の管理ということで、双方協議いたしまして、現在に至っている部分がかかなりあるわけでございます。これらの土地にかかる問題でございますけれども、市街化区域の中の未利用地でありますれば、建築基準法等の要件が具備すれば、仮に勾配が、土地に勾配がございまして、技術的に住宅等の活用が可能であるということになるわけでございます。日野市以外の特に近隣の市で、こういう問題が大きくクローズアップされまして、無償で市が管理するということより、有償でなければ市が取得できない、環境の保全ができないというような事態まで起きているわけでございます。本市といたしまして、これらの問題の取り組みといたしましては、市が取得をいたしますと、管理上の経費の問題、いわゆる財政負担の問題がありますけれども、環境保全という立場から考えますと、市が底地権を受け、管理をすることが妥当であろうという立場に立っております。今後そういう立場で市内の調整を進めるとともに、具体的な作業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 第2点めの2専の問題でございます。これは正式には用途地域の中で、第2種住居専用地域という名称になるわけでございます。これらの指定の基準を簡単に申し上げますと、これは東京都の指定基準でございますから、区内のことも若干入ってまいりますけれども、内容を申し上げますと、指定すべき区域の中に、4つございます。1つは概ね環状7号線の内側で、住環境の保護を図りつつ、住宅を中高層化する区域、これはいわゆる環7の内側でございます。

○ それから2番目といたしまして、土地区画整理事業、その他の市街地開発事業等により、道路、下水道、公園等の整備された区域で、住環境の保護を図りつつ、住宅を中高層化する区域と。

○ 3番目といたしまして、第1種住居専用地域を貫通する幹線道路または交通量の多い道路沿いで、特に後背地の良好な住環境を保護すべき区域と。

○ 4番目といたしまして、低層住宅地であっても、その市街地の用途構成から第一種住居専用地域指定に適しない区域と、こういった以上申し上げました4つの項目の中に、該当する地域を第2種住居専用地域に指定をしておるということでございます。

○ 今回東京都を中心にいたしまして、市内の用途地域の見直しをするわけでございますけれども、これらが基準になるというふうに御理解をいただければよろしいじゃないかと思えます。

○ それで、議員さんの質問の中にもいわゆる請願等で顕著に出ておりますのは、建物用

途の問題、それから高さの問題でございます。第1種住居専用につきましては、用途地域、都市計画法、それから建築基準法によりまして、土地利用の制限がされております。しかしながら、高さにつきましては、10メートル未満でございます。10メートル以下に納めなさいということでございます。したがって、住宅をつくる場合には3階建の建物であれば、法的には可能だということになるわけでございます。第2種住居専用になりますと、建物の用途につきましては、そう拡大はされておられません。細かいことになりますから、説明はいたしませんけれども、日野市が発行しております都市計画図の中に記載されてあります表を見ていただければわかりますけれども、現在市内で起きている用途のトラブルにはなっていないのではないかというふうに考えます。問題は——失礼いたしました、建物以外の住宅以外の用途のトラブルはあまりない。要するに出ておりますのは高さの問題と、いわゆる集合住宅の問題だというふうに理解をしております。この第2種住居専用地域の法的な規制は、高さ制限はございません。ただ北側斜線というのがございまして、この斜線の内側に入る高さであれば、よろしいと、つくってよろしいということになるわけでございます。まあこれを簡単に申し上げますと広い敷地の第2種住居専用地域で、南の方に寄せてつくれば、3階、4階、5階が可能だ、北の方に境につけてつくれば、4階は可能だ、まあそのようなことが言えるわけでございます。それからこの規制のほかに、北側関係では日陰規制の問題がございます。この日陰規制は日照権の問題が中心になりまして、現在行われているわけでございますけれども、第1種住居専用地域におきます、日陰の日照の確保、この大体の基準と申しますのは、冬至日で1階の居室に一定の時間の日照が当たる、確保されるということになっております。第2種住居専用以上になりますと、2階——北側の建物の2階の居室に冬至日一定の日照が確保されると。そういうことになるわけでございます。

そういう法規制の中で、現在中高層の建築がなされてきているということでございます。これらの住民からの、いろいろ周辺住民からの要望に対する市の指導の姿勢と申しますか、考え方でございますが、ただいま申し上げましたように、法律上は1専でありまして、10メートル未満、いわゆる3階建の建物は可能でございます。それから2専になりますれば、さらに高い建物ができるということでございます。法的にはそういう状況ではありますけれども、今までの周辺の住環境の経過、それからこれからも望むべきいわゆる住宅環境、こういったものから、要望が出てくるわけでございますので、その辺十分踏まえまして、事業者に要望をしていくと。ただこれもあくまでも話し合いでございますので、最終的には話し合いの結果と申しますか、市が強制的に一定の段階

でまとめるということは、不可能でございますけれども、そういう行政指導をやっていく。

それからあと一つは、付近住民と事業者と、連絡等を密にしまして、話し合いをし、住民の意見を入れていくという方法もあろうかと思えます。そのほか、根本的には今の2専の中の高さの問題とか用途というのは、非常に私は変えにくいというふうに考えております。残される手は建築協定、及び地区計画制度であるというふうに考えております。この建築協定につきましては、建築基準法によりまして、100%の同意をもちまして、建物の高さ、用途、それから隣地境界からの後退距離、塀の構造の問題、こういったものを約束するものでございます。これ100%同意をとりませんと、できないということでございます。地区計画は都市計画法に基づきまして、ただいま申し上げましたような建築協定のような内容を、都市計画決定をするということでございます。例え1街区でもその辺の話し合いがまとまれば、地区計画の制度を活用していきたいというふうに考えております。

まあ、今までも市内の開発行為で整備された区域で、建築協定がなされていない区域で、この地区協定の話をも市の方からも持ち込みまして、いろいろ協議した経過もございます。ただ実際問題としてそういう制度はよろしいわけでございますけれども、1街区という小さい範囲にとどめましても、その地区に街区にお住まいの将来の土地利用計画が、さまざまでございます。したがって、当面自分の家の近くの中高層でありますとか、その住宅にそぐわないような用途に反対であるけれども、そういう将来にみずから規制をするような協定、地区計画というものが、なかなか入りづらい、そういう実態もあるわけでございます。しかしながら、そういうことで市が消極的な姿勢をとっていたのでは、町はよくなるわけではありますので、今後この残された手の地区計画を積極的にPRをし、導入の努力をいたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 第1点目の問題でございますけれども、ある判例がございまして、がけ地を——これはたしか下がお寺だったと思いましたが、がけ地を所有権放棄すると、こういう裁判が起きたことがあります。不動産については、所有権のないものについては国有地になるわけですので、所有権放棄すればこれは国有地だということで、国が管理すればいいんだと、こういう立論で訴訟が起きたわけですが、これは最終的には途中は所有権放棄できないんだという形で決着がついたかと思えます。それほどかよようががけ地というのは管理が大変で、これにかかる費用というのは莫大な

ものです。今残された未利用地でも、そういう部分が多々あろうかと思えます。付近住民からすれば、くずれてくるじゃないかと。もし、万が一の、地震等、大地震が来たらどうするんだ。関東大震災、大正12年の9月の1日に起きて、今も9月1日の前後に総合防災訓練をやっておるわけですけども、これやはり人が訓練すると同時に、地域のそういう危ない場所もなくすという努力も大切なんではないかと思うわけです。

そういう意味で未利用地をどっちかにしたい、もしその開発業者がこれを、未利用地を崩れないようにするのは大変であると言えば、費用はかかるけれどもぜひ先ほど前田部長の方から話ございましたけれども、市の方で引き取っていただきたい。そして統計的にいきますと、この太平洋プレートが、日本海プレートというんですか、日本というのは、日本海と太平洋のこのプレートの上に乗っているんだと、こちらからはまた一つのプレートが来て、プレートが潜り込むときに地震が起きるんだという、科学的にかなりの信じられるといえますか、賛同の多い学説が今出ているわけで、まず間違いなく地震は来るだろうと、こう言われているわけです。ですから私は市民の生命と財産に関することですから、こういった部分については、今のこの時期にぜひ手を入れていただきたい。これから先にいきますと、建築技術がますます進歩しますと、もう未利用地ではなくて、開発適地が変わってくるわけですので、今こそ安いお金で手に入れる最後のチャンスではないか。そしてまた市民にとっても、危ないままで放置されないという安心感が持てるんじゃないか。こういうことで、先ほどのお話、大変すばらしいと思いますので、ぜひ具体的な推進をみるように、お願い申し上げます。

第二点ですが、建築協定または地区計画の導入によって、このような混乱というのは根本的には避け得るんだというお話でございました。今までの日野市の地区計画の導入については、区画整理の進行とともにやっているのがほとんどでして、既存の市街地に地区計画を導入するというのは、あまり例がないんじゃないかと思えます。そこで、もし地区計画を導入するとしますと、これはまた職員もいますし、なかなか大変な手間がかかろうかと思いますが、何とかそのような方向で市は考えているんだということを、広報を通じるなり、あるいは回覧板ですらね、回すなりしまして、具体的な紛争が起きてからでは、やはりどうしても近隣関係というのはスムーズにいかない。その前に法律はこうだけれども、皆さんがこういう御理解をするならば、可能なんだよということで、十分な市民の理解を得られるようにしていただきたい、これは要望させていただきます。

そして、一人一人の市民の意思がどうであるかということをもとめていく作業も、大変大事でありますし、またぜひそうならねばならないと思うのですが、今一方でやはり

市というものは、いろいろな情報もたらされるわけで、遠い将来を見据えて、こうあらねばならないという確信もあるのではないかと思うのです。その意味で市民の考え方に対して、市は、「いやそれとはちょっと違うんだよ」というようなときには、ぜひ市のサイドから直接に働きかけるような、そのような対応をお願いしまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって5の1、居住環境の最近の混乱に対する対応を問うの質問を終わります。

引き続きまして、一般質問5の2、商業環境の最近の低迷を脱するための行政的対応を問うの通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

○5番（山口達夫君） それでは、通告に従いまして、商業環境の最近の低迷を脱する行政的対応について問うということで、質問させていただきます。

これも、先ほど鈴木美奈子議員が質問なさったことと、ほとんど内容的に私、同じことを御質問したいと思っておりましたものですから、重複部分は避けて、幾つかについてだけ御質問させていただきます。

豊田の北口、多摩平の商店街はつい数ヵ月前まで、7つの商店街に分かれておりました。去る6月に、商店街に連合会が結成されました。それは今この多摩平が非常に商店街として低迷を始めている。そしてまた、商店街同士がいろんな形でつき合いを深くすることで、地域活性化もしようじゃないか。我々は応分の負担もしようではないか、応分の努力もしようではないか、また一つぜひ市と密接なコンタクトをしまして、商業環境もよりよいものへと転換してほしいということで、連合会結成に至ったわけがあります。これにはお忙しい中、森田市長にも御出席を式典にちょうだいしまして、ごあいさつもいただいたわけがあります。そこで、それからもうほんのわずかの期間でございしますが、高島屋ストアがここで撤退をする。京王ストアが出店されるという情報もたらされました。そしてこの状況については商店街に商工会から一部商店街に、連絡があったわけではありますが、商店会長の意見を取りまとめて、この問題を解決するといえますか、検討するという形で、日野市商店連合会ということに下駄が預けられたような形を今とっているようでございますが、実はまだまだ十分商店会の会員に周知されているわけでもございませんし、またすべての商店会にこれがかかったわけでもございません。そこで私先ほどの理事者の御答弁の中で、市民の意見というのを大事にしたいというお話がございました。大変素晴らしいことだと思いますが、市民というのは公団に住んでおられる方だけが、市民ではなくて、やはり法人市民といえますか、（「そうだ」と呼

ぶ者あり) 商店街を形成している商店各自も立派な市民でございます。その意味で、商店会の意見、そういったものを市が独自に調査し、あるいは連絡を持ち、この問題について市として積極的に何らかの役割を果たそうという考えがあるかどうか。そこについて、お尋ねいたします。

第2点ですが、豊田の北口駅前に、公団がビルを建てるというお話がございました。今その用地の前に看板が出ているわけですが、私どもも公団住民と同じように説明会を希望いたしまして、公団の説明を受けたわけですが、それ以降公団からは直接のお話はございませんが、先ほど理事者側のお話を聞きますと、これは預かりになったと。といいますか、市が改めて公団に通知するまでは、これはストップなんだと、こういうお話しでした。これを聞いて私初めて状況がわかったわけですが、先ほどの市民の意見を大事にするという立場から、一体この一番影響の大きい北口商店街にはどのような接触をなさって、こういう結論を出されたのか。事前のその辺の御連絡、あるいは意見聴取等々については、どのようなことであったかを、お伺いしたいと思います。3点目ですけれども、南口の再開発の問題であります。南口の再開発も市長の言われますように、日野市の三大核の一つとして、十分に玄関としての役割を果たすことに持っていきたいんだと。こういうお話、私大変すばらしいなと、こう思うわけですが、そのために具体的にどういう手順によって、その再開発をなさろうと考えておられるか。つまり住民側によりますと、今、再開発反対運動というのものもあるわけですが、それがすべてではありません。再開発を望む市民もいるわけがあります。そこで、市としては、こういうある意味ではその2つの極に分かれ、あるいは真ん中の人たちもいると思いますが、どのような形で市の展望なり、考え方なりをこの方々に伝え、そしてすばらしい町づくりにしたいんだということに持っていかれようとするのか。その辺のところ、具体的に手順といいますかをお伺いしたいと思います。以上です。

○副議長(中山基昭君) 山口達夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長(坂本金雄君) 生活環境部長、第1点目について、お答えをいたします。

御質問の中にごございました多摩平周辺7商店会が、連合組織をつくったというお話がございましたけれども、ぱっとしない商業環境の中にありまして、こういった連合の動きにつきましては、私ども産業経済課でも注目をもって見つめ、さらにできる限りの御支援を申し上げたい、このように考えております。高島屋ストアが撤退をいたしまして、その後に京王ストアが入るという件につきましては、今年の8月24日に、商工会主催に

よる出店説明会が開催されております。この出店説明会には多摩平一番街商店会、多摩平名店会、多摩平商店連合会、多摩平一丁目商店会、豊田商店会、いわゆる日野商連と言われております商連に加盟している商店街からは、ただいま申し上げました5つの商店会が参加をし、さらに商連には入っていない二丁目商店会、中通り商店会、西通り商店会。ただいま申し上げましたあわせて8つの商店会から、1ないし2名の代表者が参加をいたしました。さらに商連の正副会長、商工会長、商工会事務局長、こういった人たちが説明を受けております。京王ストア側から3人見えておるそうでございますけれども、商連非加盟の商店会にも呼びかけて、漏れのないような周知徹底を図る、商工会に問い合わせました結果、そういう返事が戻ってまいりました。

多摩平北口商店連合会としては、参加をしておりますが、ただいま申し上げた商店会の中の構成メンバーは、この連合会に加入をしているので、御了解をいただきたいと、こういうことでございました。

商店街の活性化につきましては、個別商店の経営努力はもちろんでございますけれども、それでは点々の効果しかございません。商店会全体で面的な活性化について真剣に研究をする努力、そして御質問の中にもございましたような応分の負担、こういったことを含めて商店街側からの積極的なアクションがまず何より必要かと思えます。私どもはこのアクションに対しまして、産業経済課を窓口にいたしまして、市の各部局とのパイプ役をいたす計画でおりますし、今後基本計画の中の年次計画におきましても、商業振興策を七つほど予定をいたしております。さらに規模の大きい東京都、あるいは国の助成策につきましても、その都度情報を提供いたしまして、完全な支援態勢を築いていく所存でございます。

○副議長（中山基昭君） 山口達夫君。（「まだあったかな」と呼ぶ者あり）
都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えいたします。

○2点目の豊田駅北口の住宅都市整備公団のビルの建設の件でございますが、この件につきましては先ほどもお話ししたけれども、四者で話し合いを進めてきたわけでございます。市は市なりに内部の検討をさらに進めてきたわけでございますけれども、将来への問題も懸念するところもございますので、先ほど申し上げましたように、計画の見直しをしておるということでございます。この話を地元商店街に通したかということでございますけれども、私事務段階での把握では、8月27日だったと思っておりますけれども、豊田駅北口の商店会の会長さん以下六、七名の方が参りまして、連合会の結成のこと、

それから今後この地域の商業振興につきまして、市との協議の問題、こういったことを話し合われたわけでございます。これは市長も会いまして、私も同席をしたということでございます。その中で市長の方から、ただいま申し上げたことを地元商店会の連合会にはお伝えをしたということでございます。まあその後、きょうの鈴木美奈子議員さんの一般質問に答えたと、そういう形でございます。

それから3点目の豊田駅南口の再開発の手順でございますけれども、現在豊田駅南の——失礼いたしました、豊田南の区画整理の駅広中心の、土地換地の想定をこういたしますと、駅広近くの街区にかなり小さい区画の宅地がはりつくと、そういうことが予想されるわけでございます。日野駅の周辺につきましても、そういう傾向があるわけでございますけれども、一層進んだ形での小宅地が存在するようになる。こういうような面積も小さい土地に建物をつくりますと、いわゆる鉛筆ビル、ペンシルビルというような、そういう形での町並みになるわけでございます。したがって、その辺の実情を私の方から、市の方から、地域の皆さんに説明を今までもしてきております。

これは広い方での再開発ということになるわけでございますけれども、まあ再開発法でいくか、あるいは特定街区でいくか、総合設計でいくか、まだわかりませんが、いずれにしても今のままの土地利用の仕方では将来の町づくりに悔いを残すということでございます。先般一定の区域を指定いたしまして、権利者等の意識調査もいたしました。ここでちょっと資料持っておりませんが、今後積極的に町づくりについて勉強していこうと、そういう強い意欲がその結果として出ているわけでございます。今後現地での勉強会、それから先進地の視察、そういったものを行いまして、権利者等の意識を高めまして、あるべき町づくりに向けて進めてまいりたい、そう考えている次第でございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 順次再質問をさせていただきます。

先ほどの高島屋ストアの撤退の件ですけれども、いかがでしょうか、これ今先ほどの話では商工会に問い合わせたところこうであるというお話ございましたけれども、私実際に中の商店街の会員にいろいろお会いしましたところ、多少不安を感じているところがあるわけですね。果たして内容はどうなんだろうかということが、十分に知らされていない。そこで、商店会長というのは、まあ本来組織の長ですので、上部についてはこう執行できるんですけれども、上部でない部分については決定機関があってそれを執行するのが、組織の常でございます。ところが、説明会に出席した上でのいろんなお話を聞

いておりますと、そういう手続きをどうも取っておられないようだ。そこで会員がいろいろ不安に感じている面があるのではないかなと思うのですが、商工会の説明と報告はそれはそれとしてですね、それとは別に日野市の方で、しかるべき場をセットしてですね、商店会にも会員が説明を受けられるような場を持つとか、あるいは協議に参加するとか、そのようなことはお考えになりませんか。あるいはその方向で検討ができるかどうか、一つお聞きしたいと思います。

これには本来公団が貸し主ですので、公団も関係しなければいけないのですが、今までの御説明を聞きますと、どうも出店予定者である京王ストアだけの説明になっているということで、建物がどう変わるのかどうかは出店予定者では本来責任の範囲ではございませんので、やはり公団の説明も聞かなければいけないと思うわけですが、その辺のところ、場合によりましたら商店連合会の方で、そのような説明会を持ちたいと言ったときに日野市の参加がいただけるものかどうか。その幾つかのありようについて、可能の範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

それから第2点ですが、先ほどの北口のビルの問題ですけれども、私も多摩平の自治会にはお祭等でいろいろ賛助さしていただいたこともございますので、その自治会ニュースなどを見ますと、自治会の方々の主張の要旨も載っておりました。それを見ますと、一つには広々としたあの場所がなくなるのはどうだろうか、乗降客の多い中で、十分な交通の確保はできるのだろうか等々ございましたが、私それはそれで一つの御意見として十分拝聴するつもりでございますけれども、商店会もそれに全く反するわけではないんですが、建物が建つということになりますと、よりよいものをという前に、これ生活のできるかできないかの問題にからんでしまうわけですね。その意味でビルが建つというものは、基本的には、そこが商業ビルである以上、商店街と密接な関係を持っていただかねばいけない、こういうぐあいに私は理解しているわけでありまして。ですから、今回は取りやめということで、というか一時見直しということで市長の御判断が出たようでありますけれども、もし逆の方向だったら一体どうなるだろうか。よしよしどんどん推進したらという結論ですと、これ我々はやはり商業者としてそれではちょっと困るよと、こういうふうになるわけでありまして。どちらに出るかというのは、これ市長の判断ですけれども、少なくともその判断なさる前に、最も利害関係の強い市民である商店街にも一声かけていただきたかったなと、こう考えるわけです。

ぜひ今後いろいろな御計画をなさるときに、どんな方法でも私は結構だと思いますが、そのような御努力をなさることを強く要望いたしまして、2点については結構ござい

ます。

第3点の南口の問題ですけれども、例えば大工さんが施主のところに行って建物を建てる場合でもですね、これ遠いところでやりとりはできないんであって、とにかくその施主のところに行きまして、靴をぬいて、中に入って、自分の人柄などを見せまして、私はこういう家、施主のためによいと思うんですけれどもどうでしょうか。こういう本当に突っ込んだ話があって初めて着工できるといいますか、お互いの信頼関係が結ばれて、できるのではないかなと、このように考えたわけなんです。今、日野市の方に、具体的な話といたしますか、突っ込んだ信頼関係を当事者との間で持つための人員といたしますか、何人ぐらいの方をこの再開発に投入されておられるか。そしてどのくらいの期間をめどとしてお考えになっておられるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思ます。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長、お答えを申し上げます。

進出をいたします京王ストアにつきましましては、その売り場面積が1,010平方メートルという出店計画になっております。したがいまして、1,500平米未満でございますので、第2種の大型店舗、担当の行政庁は東京都ということになります。御案内のとおりあの建物自体は、住宅都市整備公団のものでございます。34年に建てられたという話でございますけれども、その当時にはもちろん現在の大店法という法律がございません。したがいまして建物設置者の届け出などもなかったと判断しているわけですけれども、現在は建物設置者がまず3条申請を行います。1,500平米未満でも500平米を越えていますので、第2種の届け出が必要でございますけれども、すでに建物がございまして、この届け出は省略をする形になります。そしてその次の段階といたしまして、京王が撤退し、——失礼しました、京王が進出をしてくるその出店計画について、周辺の商店会に十分計画が周知徹底されているかどうか、このことが問題になってまいります。この周知徹底がされているかどうかという確認を、三者協という会議で周知がされていると、周知の事実があったということを確認してございます。そうなりますと、この次にはその店舗の中に入ります京王ストアが5条の申請を出して、商調協にかけるわけでございますけれども、正式商調協にかけるわけでございますけれども、この周知がされているという確認がされておりますので、市として日野市といたしまして、市が主催をする計画の説明会というのは、今のところ考えておりません。商工会がどのような方法でやったのか、もう少し詳しく聞き取りをいたしまして、その欠けている分については市が何らかの補

いをやっていきたいと、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 都市整備部長、お答えをいたします。

豊田駅南口の再開発に携わる職員の問題でございますけれども、現在2名の職員が担当をしております。再開発の事業につきましては、土地区画整理事業との統合が非常に大事であり、この作業内容といいますのは、区画整理事業の換地、これにかなりかかわるわけでございます。そうしますと、この再開発事業を進めるスタッフというのは、当初比較的職員が必要と、そういう形になるわけでございます。形が固まってきましたればいいわけですが、その形をつくるまでが半分以上の仕事だろうというふうに、見ております、そういう状況です。

○副議長（中山基昭君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 第1点目の商調協にかけるというお話なんですけれども、周知徹底されたという点が商工会で確認されているということでございますので、ぜひその辺について先ほど見直したいというお話ございましたが、十分な調査と検討をしていたきたいと思います。

1点だけ申し上げますと、私が入会しておりますのは、豊田の——多摩平1丁目商店街でございますけれども、この1丁目商店街は案内状が来ましたが、住所も違っているというような、大変不備な案内状が来まして、返送いたしております。中身は見えておりません。先ほどの話ですと、商店会長が出たようなお話が商工会から伝わっているようでございますけれども、全くの事実誤認ではないかなという気がいたします。そのほか、商店連合会に——西商連ですか、に入っていない、仲通り、西通り等につきましても、種々の異議もあろうかというふうに聞いておりますので、一つ市としてですね、やはり商店振興の立場から、十分な、商工会にお任せというのではなくて、日野市の一翼を担う商店連合会として、育てていきたいというお話でございますので、一つぜひ何らかの形でその調査とまた別な補いですかを、御検討いただきたいと思います。お答えは結構でございます。

3点目の南口の件ですけれども、建設委員会で5月の18日でしたでしょうか、視察で岡山に行かせていただきました。岡山は「ドレミの町」という再開発の成功例です。私もそこに行って再開発の担当者といろんなお話を聞かせていただいたわけですが、その中で大変びっくりしたことは、これを実現するために、市の職員が6名でしたかね、張りつきで——タイムレコードだけは、市のタイムレコードを打って、あとは商

店会に行って、張りつきでずっと説得し、またそういう環境をつくり上げてきたと、こういうお話なんですね。そのときに建設委員会の面々は、「あ、これでは豊田の町は再開発は難しいかな」と、そんなまあ感想を持ったわけなんですね。で、今のお話ですと2名の職員が担当なさっているだけということになりますと、私はやはり「ドレミの町」に比べれば、多摩平——豊田の南口というのは、そんなに大きくございませんので、そこまでの人員がいるかどうかわかりませんが、少なくとも2名ですと、1名だけで、ある商店主のところに行ってお話してますと、これ誤解を招きやすいわけですね、何か裏取り引きがあるんじゃないだろうとかかですね、いろんな形で誤解がある。だから1名だけで行かせるわけにいかないという、そういう可能性が高いわけですね、そうなると2名行くとなりますと、留守部隊がいなくなっちゃうんですね。ですから、私この2名ではなかなかやり切れないんじゃないかなと、こういう気がするわけです。そして職員の増員については、定員の関係がございますので、ぜひまあスクラップ・アンド・ビルドですので、スクラップするところはスクラップしていただいてこちらの方に回していただきたい。こう要望させていただきます。

それと、実は再開発が成功するポイントは何だろうかと、こう私常々こう私なりに考えるんですけども、それはこれだけいい町ができるからどうだというのは、もちろん市の立場とすれば、当然なんですけども、反面あなた方にとってもプラスなんですよという部分がなければ、なかなか乗ってこないんじゃないかなと思うんですね。それで先ほど申しました「ドレミの町」の設計をした再開発業者と私、一度お会いしましてね、内容をお聞きしました。そうしましたら、再開発は大変難しいから覚悟してやったらいかかかというお話があったわけなんですけども、まず第一に、権利書がどのくらいの値段で売れるかで決まるんだと、こういうお話なんですね。権利書を高く売れない限り、土地を提供しても、それに見合うだけの床面積を所有者は持てないというわけなんです。例えばもうこれだけ値段が上がっていますので、仮にですけども、駅前広場に近接する土地を坪で1,400万としますね。そうしますと、10坪持っているものは1億4,000万の資産価値を持っていると。こうなりますと、1億4,000万分の価値ある建物をどうやって渡すことができるかということなんですね。これにはよほど高く権利書売ってですね、建物の代金を回収しなければいけないわけですね。そうしますと、高く売れるポイントは何かという、そこの南口にどれだけの人口を用意しているかということになるんじゃないでしょうか。ところが、区画整理再開発を始めて、計画人口の8,000人まで持って行くまでに、どのくらいの期間がかかるかという、これは一朝

一夕、1年、2年でできることではないわけですね。そうするとその間というのは、権利書が高く売れる見込みというのはなかなかつかないことになる。だから私はこの区画整理の中で再開発をやろうとすれば、どうしても昼間人口をこの南口に持ってくる工夫をしていただきたい。南口の区画整理は広いわけですので、田んぼの中とかですね、歩いて300メートル、500メートルの範囲の中ですね、市で場所を買い求めになって、そこに高いインテリジェント・ビルなり昼間人口を擁する何かの施設なり、工夫をなさって、これがあるから、あなた方これだけで売れますよ、やっていますよという、そういう市の努力を、お金を投じていただくわけにはいかないでしょうか。私は市民が、やはりおれたちもこれに乗れば、うん、何とかいけそうだなと思う前提としては、市がどれだけの熱意とお金をそこにつぎ込んだか、ということできまるんじゃないか。ぜひそういう意味で、人員とお金について、この日野の三大核の一つをつくるということであれば、惜しむことなくつぎ込んでいただきたい、かように要望しまして、質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって5の2、商業環境の最近の低迷を脱するための行政対応を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

午後4時15分 散会

... (faint, mostly illegible text) ...

○(中山) 諸君 (中山) 諸君 (中山) 諸君

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

9月10日 木曜日 (第4日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第25号)

9月10日 木曜日 (第4日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

昭和62年9月10日(木)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第1.一般質問を行います。

一般質問6の1、万願寺第二地区区画整理について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔4番議員登壇〕

○4番（土方尚功君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、万願寺第二地区区画整理について問う、ということで、通告をいたしました。既に第1回の定例会におきまして、市長の所信表明の中にも、基本構想の柱に沿って、自然と調和する安全・快適なまちづくりとして、西平山を含めて、第二万願寺地区の事業化に取り組みます、というような表明もございまして、既に61年の11月から年度末にかけて、区画整理、A調査というようなことで、119ヘクタール、約500万をかけまして、現況把握を主とした基礎的調査が行われ、施策の成果の中にも、整備基本構想の検討を行った、というようなことで、報告もあります。

そして、62年度につきましては、特別会計の中に、委託料として調査費2,500万、そして、今回の補正でも100万の追加が出てまいりまして、2,600万、B調査の一部を含めて、区画——区域の境といいますか、区域境の測量までいける、というようなことでのお話もありました。そういう中、見通しが立ってきましたので、今後の方向につきまして、中心に、御質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、非常にスムーズに進んだような状況というのは、やはり枕といいますか、それぞれ国会レベルやイデオロギーを持ち込んだことのない、要するに枕部分を外して質問に集中をさせてきた、というような、私は、傾向であった。それに私も従いまして、極力短い中で、内容のある御回答をいただきまして、スムーズに進ませたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどを、お願いしたいと思います。

まず、第1点といたしまして、第二地区にかかります事業計画の決定時期は、いつごろになるのか。

2番目といたしまして、現計画面積といいますか、119ヘクタールで進める方向であるのか。そして、地元への対応の仕方はどのようにしていくのか。また、モノレール、

都市計画道路2・2・11、あるいは1・3・1、2・2・10、こういった路線と下水道等の問題、ここら辺の整合性についての内容。それから遺跡調査の方法、対応等をどのように考えて進めていくのか。また、今、進めております万願寺の地区での問題点等、これから反映させる部分、というようなことがあるかどうか。

まず、この点について、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

御質問のありました項目にならしまして、お答えを申し上げます。

まず、第1番目の事業計画の決定の時期はいつごろか、ということでございます。ただいま、お話もありましたけれども、万願寺の第二地区の事業計画の決定につきましては、現在、昭和64年度を目標にいたしまして、準備をしております。昭和61年度から調査等に入っているわけでございます。

2点目の、現計画面積で進める方向か、ということでございますが、現在、計画しております区域は、万願寺土地区画整理事業の計画決定がしてある、その中で、現在、万願寺土地区画整理をやっておりますが、その残りの部分の一部ということになるわけでございます。具体的に申し上げますと、中央高速道路の北側、それから東側につきましては、都道で切りまして、第四小学校の部分については、除外をする考えでございます。

さらに、北側でございますが、これは計画決定がしております国道20号線、甲州街道でございます。

さらに、西の部分でございますけれども、これは川崎街道で、現在、考えております。面積にいたしますと、約47ヘクタールでございます。

地元への対応の仕方でございますけれども、昭和61年度から62年度にかけて、基本調査、並びにB調査等を行っております。今年度中に完了する予定でございますので、説明会につきましては、今年度末ごろを予定している状況でございます。

それから、この予定しております47ヘクタールの区域内の、モノレールの関係でございますけれども、これは、東京都が事業主体になりまして、昭和72年までに完成をさせるということで、準備を進めているものでございます。立川駅から以南、多摩センターまでの区間の工事につきまして、現在の東京都の計画は、昭和65年から72年にかけて工事をしたい、ということになっております。この事業に整合するように、準備をしておりますつもりでございます。

第5点目の遺跡調査の方法、それから対応はどうか、ということでございます。万願

寺第二地区の47ヘクタールの中で、いわゆる包蔵地に指定されている面積は、約2.2ヘクタールでございます。これらの土地につきま、調査等の方法につきましては、今まで万願寺でやっております方法で対応をしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 1点、施行中で問題点はないか、ということが一つ抜けていたんじゃないかと思ます。それは後からで結構です。

若干、今お話がありまして、そのまま、では私の方で質問を続けさせていただきますが、1点目の、64年度を目標というようなこと、それから地元については、説明会、それに伴ってB調査が終了して説明会をしている。この辺は理解をいたします。

そういう中、初めて面積の問題が、47ヘクタールというようなことで出てまいりまして、今のお話によりますと、高速道路の北側で四小に近い、都道から四小にかけたところは除かれる。それから、中央道より南側については当然ない、というようなことですが、ほかの地域については、順次して、要するに計画を進めていく、というようなことの理解でよろしいかどうか。

あと、モノレール等の関係に入りますけれども、前のモノレールの説明会においても、この地域については区画整理でやっていきます、というようなことで、出てまいりました。

また、あわせて、先日多摩川沿い都市整備構想というようなことで、都営住宅等を含め、仲田小の北側にかけては、区画整理でモノレールの用地等も出てくる、というようなことは、理解をしておりますけれども、区域を外れます、こういう中で、2・2・2については、完全に区域内に入りますけれども、2・2・10ですね、先日、甲州街道までは出てまいりまして、これが今度の計画の中に含まれてきますから、高速道路までは出ていきます。それより以南、それから1期で途中まで来ます1・3・1が1・3・2につなげる、ここら辺の用地確保の問題等もあわせて、それから特に2・2・10の場合に、先日、谷議員からも、塩野適齋の建物の件が出ていましたけれども、この区域がちょうど区画整理部分に入ってくるということですし、たまたま多摩川沿い構想の中で、あわせて谷議員がおっしゃっていたと思うんですけども、そういう保存の問題等もあります。

それは別として、とりあえずほかのところの接合といいますか、そういう考え方を若干伺っておきたい、というふうに思ます。

遺跡の関係は、現状というようなことですが、ある程度学術的な傾向が判断できた場合、もう少し簡単な、あるいは簡略といえますか、そして経済的な方法が考えられないかどうか。そして、先日、市長会の方からも、東京都の予算編成に対する要望事項の中に、埋蔵文化財の対策の充実というようなことで、同じような趣旨で申し出もしているようですけれども、市側として、そこら辺が、特に考えられるもの。かつて谷議員あるいは夏井議員を初め、こちらの問題については、PRを十分にさせていただくように、というようなことで申し出もありまして、対応されているように思いますけれども、そのときも最低の経費で最大の効果が発揮できるよう、進めていきます。スピーディー、確実にということで、委託化あるいは空中撮影、こんな事例も出ていましたけれども、そこら辺、特にまた新しいものがあれば、お話しをいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

全体にかかる47ヘクタールの事業費で、どの程度出てくるのか。あるいは、対象として、何軒程度の、説明会向けに、今、現状でも把握ができていれば、お話しをいただきたい、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

最初の御質問での答弁漏れでございますけれども、現在、万願寺土地区画整理を行っております事業の進捗の中での問題点、ということでございますが、現在のところ、おかげさまで権利者等の御協力をいただきまして、順調に進んでおります。

再質問の内容につきまして、まず、お答えをいたします。

万願寺土地区画整理の計画決定で、残る119ヘクタール、その中で47ヘクタールが第二期として事業化したい、ということをお申し上げたわけでございます。残る市域の今後の整備をどうするか、という御質問でございます。

区画整理事業を実施するというので、区域を定めるときに、その区域の整備課題というものを整理するわけでございます。この整備課題の中には、万願寺で申し上げますと、道路の関係が、まずございます。これは、都市計画道路2・2・2号線、このルートをつないでいかなければならない、そういうことがございます。これは、全線開通することによりまして、日野橋から高幡橋に直接つながりまして、交通のいわゆる流れがよくなる、そういうことでございます。

それから、2・2・11号線でございます。これは、先ほど申し上げましたけれども、

多摩都市モノレールのルートでございます。道路整備をすると同時に、ルートの、いわゆる道路空間の確保をする、ということでございます。モノレール導入空間の確保をする、ということでございます。

下水道の関係でございます。御承知のように、2・2・11号線につきましては、多摩川中央幹線が敷設をされる予定でございます。この道路をつくることによりまして、一部東町地域の2・2・11、これはモノレール関連になりますけれども、これも整備いたしますと、まず、中央線のところまで道路がつながっていく、ということで、そういう効果があるわけでございます。

それから、下水道と関係あるわけでございますけれども、現在、排水関係でかなり問題がある区域もございまして、こういった排水も順調に取れていく、ということでございます。

道路と並びまして、先ほど触れましたけれども、モノレールの導入空間の確保がなされている。

それから、これはどこの地域にも該当するわけでございますけれども、区画街路の整備、いわゆる生活道路の整備がなされる。そういうようなことを勘案いたしまして、区域を定めた、ということでございます。

それで、この区域外の問題でございますけれども、ただいま申し上げました、この課題から考えますと、もちろん該当する区域、該当が希薄な区域があるわけでございます。

現在、考えておりますのは、四小を中心といたしました、この区域につきましては、現在の万願寺土地区画整理、それから第2期の区画整理事業をやることによりまして、排水の問題は解決をする。道路関係につきましては、一般の道路事業で今後整備をいたしたい、というふうに考えております。

中央高速南、それから万願寺土地区画整理の、現在実施しております2・2・2号線の西の部分でございます。この地域につきましては、都市計画道路等があるわけでございますけれども、現在の第2期の計画からは、除外されておりますけれども、今後、どういう方法で整備をしていくか。さらに検討を続けていきたい、というふうに考えております。

その中で、具体的に1・3・1号線の御質問が、3番目にございました。1・3・1号線につきましては、万願寺土地区画整理の2・2・2号線の西側でとまり、それから神明上の土地区画整理の事業区域で、その間が約900メートルでございますけれども、未整備の区間でございます。この区間につきましては、現在、建設省は、直接買収でこ

の接続をいたしたい、ということで方針が決まっております。一部地元へのアプローチもしている段階でございます。

第5点目の、事業費の問題でございますが、まだ事業計画の作成をしている段階でございますので、正確な数字は出ませんが、おおよそ186億円ぐらい、そのような数字が出ている状況でございます。

最後の、説明会でございますけれども、まだ具体的に手法は決まっておりませんけれども、全体を対象にした説明会。それから、さらには自治会とか地区を切りまして、部落座談会のような形で進める、ということになろうかと思っております。まだ、その辺の具体的な計画は決まっておりません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 遺跡調査にかかわる分について、お答えをしたいと思います。

現在に行われております万願寺の土地区画整理事業に当たって、実際に調査をいたしますのは、道路、用水路は、調査対象として行っているわけでございますが、その他の公共用地、民地については、工事の内容によって、事前調査、あるいは工事立ち会いというような形で、処理をしていっているわけでございます。

判断基準というのは、地下の遺構を破壊するおそれがあるかないか、あるいは工事の規模等によって決定をするという形で、実際に行ってきております。いろいろ重層遺構があったり、いろんなことで予定よりも時間のかかったりする部分も、部分的にはございますけれども、全体としては比較的順調に進んでいる、というふうに考えております。

調査に当たって、能率を高めるために、表土をはぐ場合には、いろいろ機械類も使っておりますし、後の図面化、整理その他では、モニタリングカメラを使うとか、あるいは、遺跡データーシステムといわれております、コンピューターのシステムを使ったりして、その点の効率化、時間の短縮、そういったものも今までも図ってきておりますので、さらに一層そういった点については、追究をして、能率的にそういった調査が完了するようにしたい、というふうに考えております。

先ほど、都市整備部長の方からもお答えがありましたように、第二地区に関しては、現在包蔵地としてかかっておりますのは、2ヘクタール前後ですが、中央高速道路のちょうど北側の部分が包蔵地に含まれている、という形でございますので、現在の段階で言いますと、包蔵地にかかっていない部分の方が、非常に広いわけでございます。

ただ、この地域は神明上北遺跡に隣接をしている、ということもございますので、実際に工事が始まった段階で、遺跡等が出れば当然調査に入る、という形になると思いますけれども、現在はそういうような段階で、発掘調査を進める方としては、効率的な調査をさらに一層進めるようにしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） それぞれ御回答いただきまして、ありがとうございました。この中で、これから進めることですから、やはり地元もモノレールの問題やら、道路が早くできてほしい。特に万願寺は、現状が、大分完成道路等もできてきた中で、住民にとっても早く始まった以上完成をしてほしい、というような願いが、相当出てきていますし、今、施行中、問題点がないか、というようなことの質問の中には、順調に工事そのものも進んでいる、というようなことで、私の方も、細かい問題はやはりあろうかと思えますけれども、大きな問題もなく進んでいる、非常に今、喜んでいるわけですから、今後、こちらの2期の関係につきましても、地元で十分説明をいただきまして、理解を得るとともに、行政としてもぜひとも事業が早く進むように、全力を尽くしていただきたい、こう思うわけです。

そういう中、市長が先日の行政報告の中に、多摩川沿いの都市整備構想の中に、甲州街道を、たまたまほかの議員さんですか、甲州街道の東側はどうか、というような質問もありました。確かに多摩川沿いというようなことで、私も注目はしていたんですが、特に問題としたい点としては、万願荘はもともと万願寺の区域から外れていたわけですが、それとあわせて、今の説明の中で、四小の周辺が全部抜けてくる。これについては、回答の中で、生活道路の整備というような形でやっていきたい、というようなことがありましたけれども、特にこの地域は、吸い込み等を使っていたり、道路そのものも昨年ですか、いろいろ私道の負担等で、舗装等もできた部分もありますけれども、総体的に、非常に整備がおくれている地域でございますので、ぜひとも生活道路の整備というようなことで、区画整理とは別に、万願荘は特にそういった区域、それと四小につながる区域も、当然同じような区域でございますので、力を注いでいただきたい、というふうに思います。

大きくは、万願寺の二期と当然違いますけれども、今度の構想の中で、東町の地域、ここら辺のことを、構想が出たからすぐできるというものではない、という理解はしていますけれども、どの程度整合させて、あるいは全体的に、2・2・11等を含めて、市

長もそこら辺の決意等がありましたら、お伺いをして終わりにしたいと思います。もしありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、日野市といたしましては、比較的東の方の、既にございます日野都市計画、その中の骨格的な道路でありますとか、また、道路に伴って下水道の敷設の促進でありますとか、そういう方向で、都市整備事業に取り組んでおることは、御承知のとおりでございます。

そして、今日、直接、道路用地を買収するということが、非常に難しくなっておりますので、やはりちょっと期間は要するわけではございますけれども、区画整理方式によって、地権者の御理解をいただきながら、用地部分をつくり出していく。そうして、環境の整備をあわせて行い、将来の都市化に向けての条件づくりをしていくという方式を、日野市としては、とっておるわけございまして、今、直接には認可を経て三つの区画整理事業、それから、今後、認可を取りつけて行うべきものが、やはり3地域、こういうことになってまいっております。日野市の場合、区画整理の経験が、よく市民の方々にも普及、理解されておりまして、割合順調に進みつつあることは、大変ありがたいことだと思っております。

特に、東の方に関しましては、雨水関係の処理、ないしは下水道幹線をつくるためにも、どうしても道路とあわせて行わなければなりませんので、区画整理事業に依存するということは、ちょっと事業としては時間を要する、ということもございまして、これこそ本格的な都市整備の手法である、ということで取り組んでまいるように、努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） ありがとうございます。

いずれにしても、市にとって大きな事業でございますし、地域の発展というようなことでは、やらざるを得ない部分でございます。そういう中、限られた財源でございますし、国や東京都への働きかけを十分いただきまして、ぜひとも効率よい事業を進めていただくよう、そして問題等があれば、また地域と十分話し合いの中で、それぞれ事業が進むようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって6の1、万願寺第二地区区画整理について問うの

質問を終わります。

一般質問7の1、西平山地区中央線新駅問題の早期解決をの通告質問者、篠野行雄君の質問を許します。

〔17番議員登壇〕

○17番（篠野行雄君）　今回は、皆さん、非常に時間を短くやろうという努力をなされておるようでありますので、私もできるだけ切り詰めてやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先日、三議連という組織があるわけですが、これは26市の保守系の議員さんの集まりであります。組織でありますけれども、我々の同僚である石坂議員が、たまたま副会長ということで、今回の総会には、大勢の同僚とともに参加したわけであります。

そこで、研修があったわけです。タイトルは「エイズについて」ということなんですけれども、講演者は、松井さんという女性の都議會議員で、エイズ問題がこんなに大きな話題になる前から、この問題に取り組んでいられた方だそうであります。この問題は、別にきょうの一般質問には関係ないわけですが、今言われた、土方議員じゃないですけど、枕で、こういうことを言われました。

議員としての一番の条件は、1に宣伝、2に心臓、3が頑張りでしたね。4と5がなくて、6が実力だ、こういうようなことを言われたわけです。なるほどなと思って、私、感心して聞いていたわけですけども、今の世の中で、むしろこれは議員としての資格というよりも、議員として選挙を勝ち抜いて生き残っていくには、こういうことが必要であろうという、こういうような解釈をしていいと思うんですけども、それはそれとして、物の本質の一端をついている言葉ではないかと、私は感心して聞いていたわけですけども、一方に、我々政治家のはしくれとして、ちょっとおこがましい言い方ですが、政治は、もちろん実行ということが第一だと思うんですけども、では何を実行するか、という問題があると、私はある機会に話を聞いたことがあるんですけど、政治家としての第一の条件は、見識、識見だ、とこういうことを聞いたことがあるんです。確かにそういうことが言えるかもしれない、と私は思っております。

識見ということはどういうことかという、これから世の中はどうなっていくであろうか、どうなるべきであろうか、とこういうことで、その実現に向かって努力しなければ、ということだと思えます。

よく、数年前までは不確実性の時代だ、とこういうことがよく言われていたんですが、ここへ来て、ようやく、やがて来るべき21世紀はどのような時代になるであろうか、とい

うようなことが、ほぼ共通の見方が出てくるようになりました。よく言われていることですけれども、一つは、高齢化社会到来ということ、それから情報化時代だということと、国際化の時代であろう、とこういうことが言われております。高齢化社会の問題については、この議会でもいろいろ取り上げられております。

よく言われることですが、政治の目標は、皆さんに長生きしてもらおうことだ、ということが言われております。一国の政治がいいか悪いか——他国に比較してです——ということとは、数字的にいわゆる高齢者比率がどうなっているか、ということ。それから失業率がどうなっているであろうか、ということ。それから物価がどうであろうか、安定しているかどうかであろうか、というようなことでわかるんだ、ということを知ったことがありますけれども、現在の日本は、この三つでほぼ合格点、現在の政治は合格点ではないか、と私は思っております。

情報化時代時代ということは、今、よく軽薄短小という言葉がありますけれども、重工業から、コンピューターを中心とする原子産業の発達によって、そういう産業が伸びるであろう。あるいは、生活の隅々までそういう情報化の影響が出てくるであろう、ということだろうと思うんです。

いま一つ、国際化ということが言われております。昔、米国がくしゃみをする日本が風邪を引く、というようなことが言われていたわけですが、今の日本の経済の実力からいけば、今や立場は逆転しているのではないか、というようなことも言われております。

昨日、山口議員がちょっと地価の問題について触れたわけですが、今の地価が狂乱状態になっている原因は何かというと、一番の問題は、東京が国際社会の中心になろうとしている、オフィスビルの需要が非常に激増をしている、これが発端だ、とこういうことを言われております。よく、最近、この問題が新聞紙上に出ない日はないくらいであります。地上げ屋とか、いろいろ問題が発生しているわけです。

そして、今、いわゆる財テクということが言われておりますけれども、1,000億ドルに及ぶ貿易収支の黒字が、どこへ行っているか。先行き、経済が不透明なために、設備投資がほとんどなされていない。大半は、对外投资に向かっている。いま一つは、株式あるいは土地に投資している、とこういうことが言われていると思います。

都心の再開発、それに伴う資金というのは、これは相当莫大な資金でありますけれども、これはみんな銀行がこぞって貸し出し先を求めている、とこういう事情で、幾ら高くても構わない、採算を無視して買い進むんだ、とこういうような事情があるわけであり

ます。

いま一つは、税制上、都心の土地を高値に買えば、莫大な譲渡所得を取られるわけですが、買いかえれば税金はただで済む。税金を払うのはばかばかしいから、どこかへ買いかえしよう、というような傾向があるわけであります。それが郊外か、あるいはどんどん遠くへ波及して、地価もつり上げているというのが現状である、と思うわけであります。

それがためには、今、短期的には銀行融資を引き締めろとか、あるいは税制を、買いかえの特例を、何とかいまま少し改善しなければならないとか、あるいは、地価の監視区域を設ける、行政的に手段を講じる、というような対策が講じられており、講じられなければならないと思うわけでありますけれども、土地というのも一つの商品である以上、これは基本的には、長期的には需要と供給の関係によって、相場というのは、地価というのは、左右されるわけです。

日本の国土の面積が、これは皆さん御存じかと思えますけれども、37.8万平方キロだそうです。米国の約25分の1。それで、地価の、今、総額を調べてみると、どういうことになっているか。日本の現地価の総額を統計的に調べてみると、米国の約2倍だということが言われております。言いかえますと、単位当たりの地価は、米国の約50倍だということが言われております。日本の国土の約7割弱が山林、傾斜地だ。平地は、その残りの3割。そのうちの半分が農地だそうです。そして、河川・水路が3%弱。道路が3%弱。住宅地というのは、たった3%にすぎないそうです。長期的に対策を考えるときには、どうしても需要と供給との関係で地価が決まる以上、どうしても供給を促進しなければならない、ということが言われております。いわゆる農地の宅地並み課税の問題もあります。

その意味で、区画整理事業、宅地の供給を促進するための区画整理事業というのは、非常にこれからの重要な課題であると思えます。これからの日本の政治の一番の課題は、土地問題をいかに解決するかということにかかっている、といっても過言でないと思うわけであります。幸い日野市は、先輩の努力で、区画整理については先進地だといえると思えます。平山台、あるいは多摩平、神明上、吹上、四谷下ですか、相当の面積が既に区画整理が実現しております。また、これからも、御承知のように、万願寺が工事中でありますし、豊田南口あるいは高幡が、事業化されております。さらに、今、土方議員が言われるような万願寺の第2期、あるいは西平山の区画整理も、近々着工されるような感じであります。

西平山の区画整理の問題ですが、私、地域の問題として、3月議会で質問したことがあります。そのときに、都市整備部長の答弁に、63年度に事業決定するんだ。続いて事業認可をとって工事着工、とこういう予定だというような答弁が、あったわけでありませぬ。最近、担当者に聞いてみると、64年度に都市計画決定、続いて事業認可をとるんだ、というようなことが言われております。区域には、対象区域が多少2・2・6まで広がった、というような事情もあると思えますけれども、まず、この見通しはどうなっているのか、というようなことをお伺いしたいと思います。

そして、これも私が一般質問で聞いたことがあるんですが、事業の大体いつごろ完成の予定だ、ということですが、たしか昭和78年ですか、80年、64年着工というと、16年ぐらい工事期間がかかる、こういような回答があったわけですが、いかにも長過ぎる。今の万願寺の第1期が、56年着工で68年が終了予定、12年です。最近始まった豊田の南口が、昨年着工、69年完成予定。高幡も同じです。というと、工事期間は8年ということになっておるわけでありませぬけれども、どうしてそんなに長期間、あの区域についてはかかるんであろうか、いかにも長過ぎるのではないか、というようなことが言えると思えます。この辺の事情はどうなのか。

それから、環境アセスの問題があるわけでありませぬ。現在、62年ですから、64年に都市計画決定としても、あと2年を余すのみでありますけれども、環境アセスというのは、始めてもおよそ2年ぐらいかかるんじゃないか、というようなことが言われております。その辺の問題はどうなっているのであろうか、ということ。

それから、あの地域は、次の質問としては、土方議員も触れられましたけれども、埋蔵文化財の包蔵地が大部分を占めているわけでありませぬ。住宅公団による区画整理といういようなことが、一時考えられ、いろいろ調査もしたわけでありませぬけれども、そのときに、大体埋蔵文化財の調査費だけで工事費ぐらいかかるんだ、といういようなことが出ておりました。調査費は、とにかく埋蔵文化財だけは掘ってみなければわからない、というのが実際でありませぬ、見通しは非常に立てにくいという事情がありますが、その辺はどうなんであらうか。何か対策を考えているのであらうか、ということでありませぬ。

次に、あの地域で問題になるのが、1・3・1の国道の問題でありませぬ。数年前、1・3・1国道について、何とか改善されないか、といういような請願が出されて採択された、といういような経過があるわけでありませぬ。これについては、一時、非常にあの地域で反対運動が強かったわけでありませぬ。しかし、住民の理解もある程度得られて、今では絶対反対、といういような線はなくなったようでありませぬが、これについても対策はどうな

んであろうか、ということであります。

いま一つ、私、きょうの質問事項であります、新駅の問題があるわけでありまして。交通対策特別委員会というのが、この議会にあるわけで、私もそれに所属しているわけですが、現状の課題は、一つは、日野駅の例のガード下の問題、それから循環バスの問題、あるいは西平山の駅の問題があるわけでありまして。幸い、皆さんの絶大なる御協力のおかげで、聞いてみると、ほぼ日野駅の問題については解決した、というのが現状のようでありますけれども、西平山の新駅の問題がまだ全然、手がかりも得られていないというのが、現状のようであります。国鉄のJR化、民営化という事情はあるにしろ、もう残された期間は、幾らもないわけでありまして。

まず区画整理は、都市計画決定をとらなければならないわけでございますけれども、都市計画決定自体は、一つは、区域をどのぐらいにするか、ということですね。それから、事業者をどうするか。その中の都市計画施設をどうするか、というこの三つが主なる内容であるそうであります。区域は、ほぼ今回、東側2・2・6路線まで一応やるんだ、ということが結論のようであります。

都市計画施設、これは都市計画道路あるいは都市計画公園を指すものだろう、と思えますけれども、今申し上げた1・3・1、あるいは豊田団地を抜ける、あれは2・1・8だったでしょうか、それから帝人中央研究所の東側の2・2・3路線、これが関係してくるわけでありまして。

いま一つ、何か東西に1本都市計画道路を取り入れる、というようなことも考えられているようですけれども、これについても、さほど心配することはないわけでありまして、事業主体についても、市施行ということは決定されておりますから、64年度に予定されている都市計画決定については、新駅の問題は、直接には関係してこないわけでありまして。

続いて考えられる事業決定です。これは、新駅の問題が大きく関係しているわけでありまして。事業決定の内容は、おおよそどういうことを決定するのか、ということでありましてけれども、一つは、減歩率の問題があります。それから、事業費の問題が出てくるわけでありまして。総事業費は大体どのぐらいにかかるであろうか、とこれをまず決めなければならないわけでありまして。約260億だ、とこういようなことが言われているわけですが、これも事業計画として決定しなければならないわけでありまして。

いま一つは、その財源を、果たしてどこへ求めるか、こういうことが課題になってくるわけでございます。国あり、都あり、あるいは市の負担も考えられる。あとは、保留

地減歩によって賄うわけですけれども、それを計画しなければならない。

さらに、事業年度をどう取るか、とこういうことも、事業計画として決定しなければならないわけでありまして、最終的には市街化予想図、先ほどの都市計画決定では、都市計画施設についてだけで、用が足りたわけですけれども、事業決定ではそうはいかない。すべての路線、街路について、おおよその予定を立てなければならない、という事情があるわけでありまして。これについては、新駅が果たしてできるのか、できないかということによって、大きく変わってくるわけでありまして。

さらに、事業認可をとって、工事を着工しますと、すぐに仮換地の作業に入らなければならないわけですね。1年、遅くとも3年後には仮換地を決定しなければならない、ということが言われているわけですけれども、そのためには、2年やそらの作業が必要なわけでありまして。この仮換地こそ、駅がそこへできる、できないによって、全然違ってくるわけでありまして。御承知のとおり、仮換地というのは、区画整理前の評価を求め、それから区画整理後の評価を求め、決定がわからなければ、換地計画は全然成立しないわけでありまして。その辺、どうしてもその時点までには、新駅がどうなるか、できるかできないか、ということを決めなければならないわけでありまして。

果たして新駅の問題というのは、相当大きな問題でありまして、もちろん忍びでどうこうできる問題でなくて、国鉄の了解を得なければできない問題であります。その辺の見通しがどうなっているであろうか、ということ。

以上について、一応御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

区画整理事業の見通しでございますけれども、現在、西平山の土地区画整理事業の予定の面積でございますけれども、およそ92ヘクタールを予定しております。区域にいたしましては、ただいま御質問の中にごさいましたように、都道2・2・6号線から西側ということでございます。

現在、いろいろ準備をしております、本年の10月中下旬に、地元説明会を開く予定でございます。その後のスケジュールでございますけれども、都市計画決定を昭和64年度、それから事業計画の決定、これは事業認可でございますけれども、同じく64年度中に実施いたしたい、というふうに考えております。

御質問の中で、63年度から64年度に延びた、という話がございましたけれども、当初、63年度といえますのは、いまだし区域を小さく考えていたわけでございます。その後、

区域を少し東側に拡大をいたしましたので、若干事業年次がずれてきている、ということでございます。

完成の、次は時期でございますけれども、これから事業の概要等、さらに詰めていかないと、年次は何とも言えませんけれども、通常、区画整理事業の場合には、事業認可をとるときには、大体8年ぐらいを事業の期間として設定をし、進めることになるわけでございます。鋭意、その期間内に事業が終わりますように、努力をするわけでございますけれども、いろいろその間の事情によりまして、延伸はある、ということでございます。

第3点目の環境アセスメントの件でございます。これは、都条例によりまして、区画整理事業につきましても、40ヘクタール以上につきましても、アセスの調査をする、ということでございます。これも事前の評価から始まりまして、最後の事務の完結するまでには、1年半ないし2年かかる、ということでございます。

4点目の埋蔵文化財の関係でございます。確かに西平山地区のこの区域につきましても、埋蔵文化財、いわゆる包蔵地がかなりございますし、貴重な遺跡もある、というふうに聞いております。これらをスムーズに進める方法、という御質問の趣旨でございますけれども、現時点では、なかなか効果的なものはない、というふうに考えております。現在、万願寺土地区画整理の中でやっている方法を踏襲する、というふうに考えている次第でございます。

5点目の1・3・1号線でございます。この件につきましても、道路の管理者をどこにするか、ということに、根本的にはなるわけでございます。万願寺土地区画整理区域内の1・3・1号線につきましても、国道扱いということから考えますれば、国が施行者になる、というふうに考えております。道路の幅員を、現状の幅員からさらに拡幅いたしまして、周辺への影響をなくすとか、あるいは周辺の土地利用を考えまして、付近住民等への影響を極力ないような、そういう手法を考えていきたい、というふうに考えております。

最後、駅の問題でございますが、市の方針といたしましては、前々からお話ししておりますように、豊田駅から八王子駅の区間が非常に長い。その中間の西平山に駅をつくりましますと、非常にその周辺の住民の方の利便が高まる。そういうようなことから、駅をつくるという方針を立てまして、現在、取り組んでいるわけでございます。これを進める上での、いろいろ問題点を解決しなければならないわけでございます。

一つは、この中間につくる駅が、技術的に可能かどうか、そういうことが一つあるわ

けでございます。

あとは、技術的に可能だということになりますと、この駅を区画整理の実施期間内でやるのか、区画整理を済ませて駅をつくるのか、そういうことになるわけでございます。これらの方針を定めるには、区画整理事業を円滑に進めるにはどうか。あるいは財政負担の問題、これは、いわゆる請願駅というような形になりまして、国鉄から民間の企業に移りましても、その考え方は多分変わらないだろう、そういうふうに考えております。いわゆる駅施設の負担の問題、それから場合によりますと、その後、一定期間内の維持管理費の負担、こういったものがありますので、十分これらも検討しなければいけない。そういうようなことを検討いたしまして、方針を出さなければいけない。そういうことでございます。

都市計画決定、事業認可をとる段階では、当然これは完全に消化されなければ、解決しなければならぬ問題でありますけれども、先ほど申し上げましたように、地元説明会を10月に予定をしております。ある程度の方向は、10月の地元説明会の中で、明らかにしていかなければならない、というふうに考えまして、そのある程度の方向づけは、この説明会までには出したい、というふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 西平山地区の埋蔵文化財の調査のことでございますが、ただいま都市整備部長からお答えがありましたけれども、基本的には万願寺の区画整理事業内で行われております、発掘調査の方式を進めることになろうかと思っておりますが、先ほど申しましたように、万願寺の区画整理に当たっては、調査の効率的な進行ということと、機械化その他も図って、あるいは作業の委託というようなことも、図ってきておりますので、さらにその辺を追求をして、より効率的な調査ができるような形にしたい、というふうに思っております。

豊田南の区画整理も始まるわけで、調査の範囲が大変広がってくる、ということもございまして、効率的な調査を行うためには、果たして単一の調査団だけで対応できるかどうか、という心配もございまして、その辺のこともあわせて、今後、検討をして、埋蔵文化財の発掘調査が順調に、しかも効率的に進むような方式を検討したい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（篠野行雄君） 何点か、再質問させていただきます。

一つは、事業期間をどのぐらいに見るか、という問題でありますけれども、ちょっとはっきりしない点がありますけれども、今の部長の答弁によれば、通常、区画整理の事業期間は8年ぐらいを見ているんだ。おおよそその辺におさめたい、こういうような答弁であったと、私は聞きましたけれども、その点をいま1回確認したいと思います。

面積的に、あそこは今の答弁の92ヘクタールでしたか、豊田南口が、たしか90ヘクタール内外でしたね。ほぼ同一面積で、条件もそんなに違わないと思いますから、ぜひその辺に目標を置くように、ひとつやってもらいたい。いかにも十何年、16年ですか、80年としますと——以前、そういう確かに説明を受けたことがあるわけです。我々は、完成時分には、当然もうこの世にはいないということになりますので、いかにも寂しい限りでありますので、できれば8年ないし10年ぐらいで完成するような目標で、ひとつ、これは過去の例を見ても、目標どおりには必ず完成しないのは、これは当然でありますけれども、目標は目標でありますから、その辺にひとつおさめていただきたい、ということです。

環境アセスの問題ですが、44年事業認可という都市計画決定というのと、あと2年足らずですね。果たして1年半、2年、環境アセスにかかるというのと、すぐにも環境アセスを始めなければ、時間的に間に合わないんじゃないか、ということだと思っておりますけれども、その辺をいまちょっと具体的に、いつごろ環境アセスにかかるんだ、というようなことを、説明していただきたいと思います。

埋蔵文化財、1・3・1については、別に再質問いたしません。

問題の、新駅ですけれども、今の部長の答弁を聞いていると、まだ新駅を区画整理期間中にやるのか、あるいは区画整理後に持ち越すんだか、その辺、最終決定していないというように、私には聞こえたわけですが、その辺、確認したいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいまの質問の事務的な部分は、後で都市整備部長からお答えをすることといたしまして、私は、大局的な事柄をとらえて、一応考え方、並びにこれからの方向を、お答えしておきたいと思います。

西平山区画整理は、御承知のとおり、過去東京都住宅局による計画、あるいは住宅都市整備公団に事業委託をする計画、いろいろな変遷をとげてまいっております。

つまり、なかなか日野市の現能力では、一気に実施しがたい、というようなことで、多少他力本願を考えたのが、過去の例でございました。そして、そのそれらの期間は、

自分の住宅政策を施行するということとあわせて、区画整理をすることになる。つまり、住宅局の場合は、都営住宅をある地域に一定の数量を建てながら、ということになりますし、都市整備公団の場合も、みずからの事業として、約、必要な面積を用地買収をして、そこに住宅を建てるということにあわせて都市整備を行う。こういうことであつたわけでありませう。

結論といたしましては、地主さんの同意が得られない。つまり、それぞれの住宅政策は成り立ちがたいということで、御破算になりました。その結果、市が施行する、という決意をした経過でございます。

そこで、新しく事業に取り組むわけでありませうので、範囲にいたしましても、1・3・1を全開通させる、こういう範囲の考え方、それから、いずれ都市化します場合に、特に豊田の小学校を母体といたします西の方に、小学校が必要であります。その用地のことも、かねがね取り組んでまいりましたが、区画整理を行いますからには、その事業の中で学校用地を確保していく、ということを目途といたしております。予定といたしましては、旧国鉄の平屋社宅の部分、これを主なる地籍あるいは場所と考えて、区画整理で用地を確保したい。こういう要素が極めて大切なことだ、というふうに思っております。

あわせて、中央線のいわゆる西豊田駅、この構想をはめることによって、この地域の将来の大きな展望が開けますということと、地域の方々により一層まちづくりに関心を注いでいただくという、1・3・1、それから校地、並びに新駅、こういう3要素を内容とするために、つまり部分の区画整理ではなくて、広域に区画整理の施行を考えたということが、ちょっと時間がかかった理由であります。

そこで、新駅のことが、今、質問の課題になっておるわけでありませうが、この間、新しいJR東日本本社長から、回答を得ております。その回答というのは、まだ極めて原則的といいましようか、基本的なこととございまして、つまり、駅を設置するという意思決定は、まだまだ大分先になる、と言わざるを得ませぬ。しかし、窓口を示して、これから協議をする、ということになりましたので、一歩手がかりが生まれた、というふうに考えております。

その際、区画整理の中で、駅前広場は予定しなければならない、と思っております。駅前広場を設定することの、その位置などを国鉄とも打ち合わせをいたしまして、その範囲の、つまり駅前広場を通る区画整理事業になる、と思っております。

そうして、これから必要なことは、全行政機関を挙げてということはもちろんござ

いますが、地域住民の方々に大きな運動を展開していただく。このことを行政側とあわせて、大きな署名運動でありますとか、あるいは陳情運動でありますとか、そういうことをいろいろな形で行いながら、JR当局に、単なる守りの経営ではなくて、まちづくりの経営に参加をしてもらい、そういう努力が非常に重要だ、ということを感じております。そういうことをあわせて、区画整理事業の推進の中で、なるべく早く方向づけたい。これは、これからの運動にかかわるところが大きい、と思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

まず、第1点目の、事業の実施期間の問題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、これはいまま少し事業計画等を詰めないと、わかりませんが、東京都の認可を当然受けるわけでございます。その認可の指導の中で、できるだけ事業の期間は短く、ということが大前提になっております。私ども、この面積を考えた場合に、大体8年前後が妥当ではないか。そういう形に、まずなるのではないかと、ということで、8年を申し上げたわけでございます。当然のことながら、この8年の中で事業の完成を見る、という努力は、もちろんするわけでございます。

2点目の、環境アセスメントの件でございますが、先ほど申し上げましたように、事業決定並びに事業認可を、昭和64年度に考えているわけでございます。その事業認可をとるまでには、当然完了をさせるということで、今、準備を進めている、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） この新駅の問題は、平山地域にとっては、平山への地区センターの問題と、この問題は、市長の選挙戦の最大の公約だったわけでありまして。地区センターについては、いろいろ地価の狂乱状況の中で、非常に難しいことではありますけれども、それなりの努力は、していただいております。

ただ、新駅の問題は、一つは時間との競争なんです。先ほどから、るる申し上げているように、これはあの区画整理事業の核となる問題なんです。新駅をつくることを前提としてやるか、あるいは、そうでないかによって、全然性格が違ってくるわけです。技術的にも、さっき申し上げたように、都市計画決定はこの問題を解決しなくても何とかなるだろう。事業認可も、まあ、無理すれば何とか新駅の問題を除外してもできるだろう。

ただし、換地計画は、全然これが、右にするか、左にするかによっても、大きく狂ってくるわけです。もっとわかりやすく申し上げますと、仮に、それではまず、どうもこれは今の国鉄の裁定のように長期間を要するから先送りしましょう、ということで、区画整理をスタートするわけですね。それを駅の、これは見通しが立たない以上、確定しない以上、それを換地計画の中に盛り込むわけにいかないわけです。と、私は思うわけです。

とすると、それを駅を前提にしないで、設置を前提にしないで換地計画をした。さあ、その後で、新駅が数年後に見通しが出てきましたでは、これは全然、換地自体を、全面的に換地計画を変更しなければならない、ということになるわけです。

事業計画だって、万願寺の例を見ても、事業計画の変更というのは、何回かあるようです。だから、これは小さな問題ならそれはそれでいいんですが、ただ基本的な問題を解決しないで、西平山の区画整理自体がスタートすることは、どうも無理じゃないか、というような、私は、感じはするわけですが、でもね。

市長に、いま1回、そこら辺どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 申すまでもなく、新駅を誘致する、という固い決意で、この区画整理事業を組む、ということであります。したがって、市街地予想図も、道路等はもちろん駅を設定を、ということをお前提にして計画を立てる、こういうことでございます。

もう一つの、駅を誘致ということは、これは場所は予定して、そういう用地あるいは市街化予想の、図面上にももちろんあります、そういうことでやらなければなりませんし、それから、新駅を誘致する運動そのものも、もちろん同時にやるということで促進を図ろう、とそういう考え方でございます。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 市長の発言にありましたように、これは市独自なり、住民なり、関係者の協力が必要だ、ということは理解できます。あそこに駅ができるということは、区画整理の核であり、地域にとっても大きなメリットがあるわけでありまして。私だけでなく、地域の住民がこの旨、全面的に協力することは、もちろんであります。ぜひ早急に新駅の着工の見通しがたつように、ひとつ最大限の努力を果たしていただきたい、とこう思います。

くどいようですが、今の市長の説明では、もちろん新駅ができることを前提にして、

いろいろの計画を立てるんだ、と、こういうように私は解釈をしたわけですが、これは非常に難しい問題であって、では新駅ができることを想定して、いろいろの市街化予想図もつくるんだ。あるいは、具体的に減歩をそのような、換地用の土地の評価も、それにのっかってやるんだといった、さあ、できませんでした、ではどうにもならないわけですよ。全然、むちゃくちゃになってしまうわけですよ。

さっき申し上げたように、その辺の事情がありますが、ぜひ早期に、ひとつ国鉄との交渉に入っていただきたい。

そのことをお願いしまして、この一般質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって7の1、西平山地区中央線新駅問題の早期解決をの質問を終わります。

一般質問7の2、平山中学校食堂及び平山小ナイター設備についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○17番（旗野行雄君） まず、学校食堂の問題ですけれども、本年度は四中が工事中であります。58年の大坂上中から始まって、この施設は既に一中、三沢中、七生中、二中等が完成しまして、今残されているのは、三中と平山中ということになっています。

なにか他市の状況を調べてみますと、学校食堂については、そんなに例がないわけがあります。しかしながら、もうスタートした事業でありますから、これについては、中学については、全校にぜひ早期にこの施設を完成する以外には、ないわけです。

三中の学校食堂の問題については、3月議会で、たしか宮沢議員が細かく質問されました。それによりますと、ことし調査費がたしかついておりまして、ことしの補正か、あるいは63年度当初予算で基本計画、あるいは実施計画をつくるんだ。そして、六十三、四年度の予算で、64年12月完成の見通しである、というような、たしか理事者の答弁だったと思うわけでありまして。

教育施設については、ほぼ学童数の減少があって、これからはそんな問題、五小の建てかえの問題はあるわけでありまして、そんなに大きな課題は、ないわけでありまして、残された問題の一つが、学校食堂の問題だと思っておりますが、まず、三中の学校食堂の対応の今の現状と見通しについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えいたします。

三中の給食の実施の日程でございますが、昭和62年度、今年度基本計画を立てておりまして、63年に実施設計、63、64で工事を実施するという形で、現在考えております。

したがいまして、実際の給食開始は65年度になろうか、というふうに思っております。
以上が計画でございます。

○議長（黒川重憲君） 簗野行雄君。

○17番（簗野行雄君） 平山中については、昭和56年、今から6年前に開校すると同時に、中学としては、日野市では初めて、学校給食を始めさせていただきました。その後、6年たっておるわけであります。現在、学校食堂については、そのような事情もありまして、一番後回しになる、これはやむを得ないかと思いますが、今、教育次長の答弁にもありましたように、まず、これに着手するには、調査費をつける。それから基本計画あるいは実施計画を立てる。そして工事着工だ、というような段取りになると思えますけれども、できれば64年度、三中の工事が終わるとすると、65年度あたりには、果たして平山中の学校食堂については見通しはどうか、できるのか、ということをお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えをいたします。

御指摘ございましたように、平山中学校で真っ先に中学校給食が始まったわけですが、この段階では、食堂方式をとるということが、まだ決定されておりませんでしたので、小学校の場合と同様の給食を、市で出発をして、大坂上中から食堂方式をとるようになってきたわけでございます。

現在、中学校の給食をずっと進めているわけですが、まだ2校残っておりますので、まずこれを、この2校での給食を実施をして、それから平山中の食堂の工事にかかる、という考え方でございますので、先ほどお答えしたように、三中が65年度から給食が実施できる予定でございますので、それ以後、できるだけ早い時期に、平山中についても食堂が建設できるように努力をしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 簗野行雄君。

○17番（簗野行雄君） 今までの経過からして、学校食堂については、1年1校だというような経過があるようであります。余り私も無理は言いたくないんですけども、64年度に三中が完成するとすると、せめて続いて65年工事、たしか平山中については既に給食が開始されているわけですから、学校食堂だけの問題で、単年度執行が可能だ、というようなことも聞いておりますので、65年度には工事着工、完成、というようなことが可能なのか。

そして、今、繰り返して申し上げますけれども、そのためには事前に調査もしなければならぬ。基本計画あるいは実施計画も立てなければならぬ。65年度工事着工とすると、少なくとも来年度予算あたりには、調査費を計上していただけないか。こういうような気がするわけでありませうけれども、その辺について、申しわけないけれども、再度、回答をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 答えをいたします。

65年度までの間には、先ほども、ちょっと議員さんも御指摘ございましたけれども、五小の建てかえというような大きな事業も、一応予定がされておりますので、平山中の食堂についても、食堂は平山中だけが残ることになりますので、私どもとしてはできるだけ早く実現するようにしたい、とは考えております。

したがいまして、今御指摘の点についても、そう努力をしていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） この問題については、PTAの方からも私は相談を受けているわけです。何とかひとつ、見通しだけははっきりさせてもらえないか、というようなことでありまして、今申し上げたように、遅くとも65年には何とかしてくれないか、というのが父兄の願望のようであります。

市長、どうでしょうか、その辺、可能性なり見通しについては、いかがでしょうか。

（「もちろん自校方式ね」）と呼ぶ者あり

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 場所に支障がなく、工事にも早くかけられる、というような状況があれば、そう困難な問題ではないのではなかろうか、とこう思っております。教育委員会の方に、そのあたりのところを十分調査してもらって、早く取り組むようお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 詳しく調べたわけではありませんけれども、場所的には、相当、あの校地面積は1万900平米あるわけです。そして、場所的には、面積的には十分学校食堂の建設の余地は残されているわけです。あとは、財政的な問題になるわけですし、今の四中あるいは三中の予算、工事費がたしか4億内外だと思えます。平山中について

は、既に学校給食をやっているわけですから、それほどの予算は必要ないかと思われるわけです。

できるだけ早急に、市長、調査に入っていただきたい。調査費をつけていただきたい。そのことを要望しておきます。

いま一つ、私が一般質問で通告した問題の中に、ナイター施設の問題があるわけです。ナイター施設については、今、一中、二中、それから七生中の3校に設置されているわけですが、なにか聞くところによると、当面の計画は、今度は東部地域へ一つ、というように考えていただけるようです。三沢中あるいは三中になるかと思います。

日野市で一番がおくれているか、というと、もちろん下水道事業があるわけですが、これについてはほぼ見通しも立ってきたわけですが、いま一つ、運動施設が非常に他市に比べて足りないのではないか、ということが言われておるし、事実そうだと思います。幸い陸上競技場も完成した。あるいは、東光寺の河川敷のグラウンドもようやくできた、ということで、大きな前進は見られるわけですが、まだまだ施設が足りない。まして我々の地域、旧七生地区といってもいいでしょうか、南平体育館はありますけれども、非常に運動施設が足りなくて困っているわけです。少年野球とか、軟式野球とか、あるいはソフトボールとか、あるいはサッカーとか、使う施設がなくて、その手当てに苦しんでいる、というのが現状だと思います。

今、地価の動向を見ても、新しくひとつ運動場を買収してつくるんだ、ということは、これは非常に財政的にも難しい問題でありますから、少しでもこういう運動施設をふやすには、現状の施設を何とか改良して、もっと使えるようにする。手っ取り早く言えば、学校の校庭等をもっと開放するなり、ナイター施設を設けて、夜間も利用するようにする。これが一番可能な手段ではないかと、私、思うわけであります。

校庭開放については、全中学実施しているわけでありましてけれども、小学校については、校庭開放はまだ、全部は開放されておられません。学校開放をしている学校が7校、あと自主管理で開放している学校が4校、11校あるわけでありまして。あとの9校については、まだ開放されていません。

体育館についても、10校でしょうか、自主管理を含めてね、開放しているところが。ナイター施設については、先ほど申し上げたような事情でありますけれども、調べてみると、平山小については、まだ校庭開放も済んでいないわけでありまして。我々の地域が、あそこに浅川がたまたまありまして、浅川の河川敷に幾つかの、これは自分たちでならして、少年野球が使っていたグラウンドがあったわけです。滝合小の前に、たしか3年

ぐらいあったんですけども、建設省の河川工事によって、全部使えなくなりました。今も、平山橋の下流に、河川敷を利用して、何面か野球場があるわけですが、建設省の計画によると、近々これもあそこの河川の工事が、平山橋の下流についても実施するようなことが言われておりますので、あれも恐らく将来なくなってしまうのではないかと、思います。何とか市の施設をもっと、平山地域に一つ、区画整理でもすれば、中へ何かそういう施設が、あるいは取れるかもしれませんが、そうでない以上、どこか買収して、ひとつグラウンドをつくって、というようなことは、財政面を考えるなり、今の地価の動向を考えると、ちょっと無理のような気がしますけれども、東光寺のグラウンドにしろ、陸上競技場にしろ、非常に端と端で離れておるわけでありまして、地域にとっては非常に使いづらいわけでありまして。何か、どこかないか、ということをおも、我々も頼まれることがあるわけですが、非常に苦勞しているわけでありまして。ぜひ、校庭開放なり、できればナイター施設を早く完備してもらいたい。

ナイター施設の見通しについて、どうなっているのか。また、校庭開放についての、将来の計画はどうなっているのか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えをいたします。

今、御指摘いただいたように、ナイター設備については、学校開放事業の一環として、グラウンド照明設備等をつけて、夜間でも一般の方に使っていただけるように、今までずっと整備を進めてきたところでございます。これに対するニーズも非常に強いものですから、今後も整備を継続していきたい、というふうに考えております。

第1段階として、まず市内に、東西南北に1校ずつつくろうということで、まず第1段階が出発したわけで、現在、3校まで整備が終わってきて、これから、先ほど議員さんも御指摘ございましたように、市の東部に当たる三沢中ないし三中のどちらかを使って、まずナイター設備をつくる、ということで考えているわけですが、それが終わった次の段階で、地域的な条件その他から考えて、今御指摘がございました平山中もしくは平山小、校庭の関係その他から言うと、あるいは平山小の方が適しているかもしれませんが、校庭の広さ、あるいは周辺の環境、そういったことも検討した上で、いずれかに設置をするようにしたい、というふうに考えております。これは、できるだけ早い時期にそういうような形に持っていきたい、というふうに考えております。

平山小の校庭開放については、確かにまだやっておりますが、幼稚園が移転をした後、校庭整備が完了しましたので、今、学校側と、開放に向けて協議を重ねております

ので、近々、平山小の校庭開放については実現する、というふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 私も、余り無理は申し上げたくないんですけども、七生中、平山中の学校食堂については、ぜひ、昭和65年度に着工・完成ということを目標に、ひとつ、調査なり計画を立てていただきたい。

平山小の校庭なり運動施設の問題についても、今、答弁なされたような、でありますので、その辺も、ひとつ早期に実現していただきたい、ということ要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって7の2、平山中学校食堂及び平山小ナイター設備についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問8の1、日野市内の農業と農地宅地並課税についての通告質問者、川嶋 博君の質問を許します。

〔11番議員登壇〕

○11番（川嶋 博君） それでは、日野市内の農業と農地宅地並課税についての一般質問を行います。

私が子供のころ、日野市は、南西から東部にかけてまして、豊かな水に恵まれ、水田が広がり、至るところに掘り抜き井戸、小川が流れ、春にはレンゲ草など咲き乱れ、桜の花などが咲き、空にはヒバリ、大地の畑にはスイカやナス、トマト、カボチャなど、野菜の豊作に恵まれ、住む人もおおらかであると気持ちが大きく、せこせこしない、一口に言って、のどかな時代であったように、覚えております。

そして、戦後、日野市の農業の動向を見ても、都市化の進展、産業構造の変化などで、昭和30年代より農家戸数、経営農地面積も大幅な減少をしております。62年の1月の関東農政局のデータによりますと、昭和50年と60年の比較であります。が、専業農家数は61

戸に対し、60%の37戸になっております。第一次兼業、第二次兼業がありますが、農家総数でも738戸から638戸に、少なくなっております。

稲作については、昭和50年度に174ヘクタールが、108ヘクタールに減少しております。畑についても同様で、168ヘクタールから116ヘクタールに少なくなっております。

日野市のように、都市化の中にある農業としては、今、各方面より見直されているのが現状であります。小規模、個人経営である中で、稲作では減反政策があり、畑作では野菜づくり、効率化、省力化がおこなわれているため、朝から晩まで汗を流し、一生懸命働いていても、経営的にも成り立たないのが現状ではないでしょうか。

日野市の農政については、全体的な土地利用計画を位置づけ、農業近代化の施設、土地の改良事業など積極的に導入し、現在残っている自然体系を保存しながら、基盤整備を進めると同時に、農業経営の近代化を指導育成するのが、急務ではないでしょうか。日野市内の農家では、従来より夏季、そして冬場の野菜不足の時期に、新鮮野菜を供給し、市民が健康で快適に住むことができるために、努力してきたのではないのでしょうか。

御承知のとおり、現在、都市を中心として急激な地価高騰をしております。その地価対策と内需拡大の必要性から、農地の宅地化促進を図る目的に、政府自治省は、また一部の学者から、市街化区域内の農地に対し、宅地並み課税を課すべきだ、と意見が出されているのが現状であります。皆さんも御承知のとおり、農地宅地並み課税は、昭和57年度の地方税法の改正で、3.3平方メートル当たり評価額が3万円以上の3大都市、東京、名古屋、大阪の指定市の市街化区域内農地のすべてに課税されることになりました。

しかし、面積が990平方メートル以上で、10年間営農を継続することが適当と認められる農地は、宅地並み課税が免除される法律であります。

それで、宅地課税と農地課税との差は、どのくらいあるかと申しますと、平均して35分の1、東京23区内では、宅地に対し57分の1の安さで、宅地並み課税が免除されている、といわれております。

日野市内で、過去に、農地宅地並み課税が免除されている農地にアパートをつくったり、駐車場があるか否か聞いたことがありますが、税の公平負担から、きちっと区別しなければならないと思います。先進国の首都の公園の面積は、東京23区の農地に匹敵する、とか言われております。日本の都市では、公園の面積が少ないといわれておりますが、政府の考えとして、都心の地価が高騰するから、その対応のため農地の宅地化を促進して、農地に宅地並み課税を促進したい考えであります。私は、課税するだけでは、決してそのように、現在の宅地がどんどん下がる、というようなことはないと思います。

緑がなくなり、災害時の対応はどのようになるか、はかり知れないものがあると思います。

そして、ここで質問に入りたいと思います。

地価の高い地に、生産性の悪い農業を続ける、という点もありますが、今までどおり長期営農継続農地に対し、このままの制度を堅持する気持ちがあるか、森田市長にただしたいと思います。

以上。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、日野市内の農業と農地宅地並み課税について、というふうな御質問のお答えをいたします。

まず、農地の宅地並み課税の目的は、住宅政策の促進として農地の宅地化を図る、ということございまして、一方では、環境保全の立場として、都市農業の保護上、長期営農継続農地制度を設置してございます。

まず、市街化区域内の現在の政府の考え方としては、健全な都市農業は現在守っていくけれども、同時にそれ以外の、要するに課税を対象とした農地ですね、要するに、耕作のところでございますけれども、これのものは、これから見直しをしていくんだ、というふうな、新聞紙上でも報道をされてございます。

そういうことで、宅地化の促進策としまして、宅地並み課税の実施の議論もありますけれども、今申し上げましたように、国土庁等では、市街化区域の有効活用というんですか、これを具体的検討するために、9月にも学識経験者等で構成されます研究会を設置するというのを、聞き及んでございます。そういうことで、国土庁では、1年程度で改革案をまとめて、関係法規の改正作業に入る、ということでございます。

農業政策を推進する一方、地価の高騰等を理由に、即宅地並み課税のみに結びつけることは、早急でございます。けれども、先ほど申し上げましたように、現行の農業政策として、農地については、昭和57年度から長期営農継続農地の制度が発足しまして、第1回の認定確認を、ここで5年を経過している状況でございます。昭和57年度の市街化区域内の農地への宅地並み課税に伴って創設されました、長期営農継続農地制度については、ただいま申し上げましたように、5年を経過している中で、長期営農継続の認定をさらに行いまして、そして、その後、宅地並み課税を猶予する、ということでございます。

そこで、全国的にそういうふうな、要するに、長期営農継続農地を取り消しをしたも

のが、約19%でございます。市内の場合は、認定した後、取り消しをしたものが、0.8%程度でございます。これらの農地の認定の取り消しをしています、これからも、いわゆる見せかけ農地ですか、こういうことも、さまざまございます。そういうことで、やはり今の制度を活用するというこのことの中では、その制度を活用する人たちの深い認識の対応が、強く望まれるものでございます。

私の方からは、以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 課税を担当いたします市民部部長の答弁は、お聞きのとおりでございます。

つまり、私どもといたしましては、都市に農地が存在する、このことを高く評価をして、なるべく営農意欲を高め、急速な農地の宅地化は防止したい、という観点から、宅地並み課税を早くより全廃をし、といいますか、還元をする形で負担をなくし、それから、先ほどの57年以來は長期営農継続農地制度によりまして、いわゆる該当を希望する方は、そういう処遇になっておるわけでありまして、日野市の場合は、非常にそれが効を奏している、というふうに考えております。

近ごろ、宅地供給を促進する意味と、何となく農地の課税に対する、課税が非常に低い状態ですから、感情的にそのことを指摘されがちな面も、ないわけではありません。

そこで、我々の自治体といたしましては、むしろそのことを厳正に区分けをして、長期営農継続農地の存続を明確にするとともに、いわゆる課税を免れるための見せかけ農地につきましては、やはり正しい措置をとっていくということが、これからの一応、当面の課題である、このように考えております。

御質問に対します結論としては、十分管理をされ、生産を上げておる農地につきましては、従来の宅地並み課税を課する、という考えはないことを、お答えをしておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） ただいまの市民部部長の答弁内容、わかりました。

そして、農地の宅地並み課税については、政府の方で決定をする、ということになりますので、日野市もそれに関係がございしますが、森田市長として、その気持ちを続けていただいて、いつまでも営農ができるように、これからも保っていただきたいと思えます。

以上で、この1問の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の1、日野市内の農業と農地宅地並課税についての質問を終わります。

一般質問8の2、地価高騰に対する評価額の問題と住宅政策についての通告質問者、川嶋 博君の質問を許します。

○11番（川嶋 博君） ただいまお許しができました、地価高騰に対する評価額の問題と住宅政策についての質問に入らせていただきます。

最近の、大都市を中心とした地価の上昇は、新聞や折り込み広告などでわかるように、極めて深刻な状態であります。この1年間で、東京23区の商業地、住宅地は、50%から100%以上という高騰をしている、とも言われております。この原因は、大都市における絶対的な土地の供給不足、事務所ビルなどの用地の欠乏、金融緩和による民間資金のダブつきなどであるといわれております。

また、地価高騰の原因の一つに、宅地買いかえ特例制度がありまして、例えば、都心で住んでいる方が、土地を1億ないし2億で売却し、そのお金を持った方が、日野市内に住みたいと土地家屋を求めた場合、売った代金、金額を、新しい土地、住宅の購入に充てることを条件に、もとの住宅宅地を売却益にかかる譲渡税を免除する制度でありますから、億単位でお金を持って宅地買いかえ特例制度を活用して、ぜいたくしてでも代替地を購入するため、市内全体的に地価を暴騰させる要因ではないでしょうか。

さて、土地など固定資産税の評価額の問題であります。地価が上昇すれば、理屈抜きで、一方的に固定資産税が増税になってしまう点であります。固定資産税は、土地や家屋などの評価額に課税されるものでありますから、実際に居住している住宅用地に限って、負担軽減のため課税標準額を評価額の2分の1に、さらに200平米以下の住宅用地については、評価額の4分の1の課税標準額にする特例措置がとられておりますが、いずれにしても、評価額が値上がりすれば、スライドして増税になることは、変わりありません。そこで、質問に入りたいと思います。

63年度は、3年に一度の固定資産税の評価がえの年ですが、日野市内の地価50%は100%以上値上がりしている現状、私は、市民生活から見て、評価額は変えないで行うべきだ、と主張いたしますが、森田市長は、地価値上がりで来年度は大きく増税になると考えているのだ、と心配している市民が多くいると思いますが、市長の考え方をただしたいと思います。

その2点目といたしまして、市民の中には、財政的な理由で住宅を求めるのに、なかなか困難であります。そのような方々に対応する、市の住宅政策をただしたいと思いま

す。

以上の2点をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、地価高騰に対する評価額の問題と、住宅政策について、というふうな御質問に対して、お答えをいたします。

まず、私の方から、前半の、税務上のような傾向にあるのか、関心があるところでございますので、そちらの方を重点としてお答えいたしたいと思えます。

ただいま川嶋議員の方からもお話ありましたように、昭和63年、来年の1月1日を期しまして、固定資産の評価の基準年度でございます。それに伴いまして、土地とか家屋の評価替えが行われるものでございます。

特に、最近、東京を中心とした地価の異常な高騰が、日々新聞等に報道されているところでございまして、今、私の手元にも、新聞の切り抜きで、固定資産税の評価替えで都が異常地価で猶予措置を、ということと、それから固定資産税の同じく評価替えで、都が異常上昇分のカットという、それから関連をしますけれども、そういうふうな関連で、都市計画税の引き上げを検討するとの、そういうふうな新聞の切り抜きを持ってございます。

ただいま申し上げましたように、評価替えは3年ごとに行われまして、前回、60年度ですか、評価替えの基準としてあったんですけども、評価替え、特に土地ですけれども、地価上昇の調査時期、これが、前回の調査時点から、今回の評価替え、この年度の前々年度、前々年までですね。つまり58年7月から61年7月までの地価上昇率を基本として、評価替えに反映させるという、今回の評価の改正の内容でございます。

土地の評価替えについては、ただいま申し上げましたように、昭和58年7月から61年の7月までの上昇率を、国土庁の公示価格、それから相続税価格、東京都調査価格、売買実例価格、土地精通者価格を参考として、決めるものでございます。過去の評価替えの上昇率も、これらの上昇率に比例した率を基本としているわけでございまして、当市における過去の土地の評価替え、全宅地の上昇率を申し上げますと、まず、48年の評価替えでは、89%でございました。それから3年たちまして、51年度の評価替えでは30%、54年の評価替えでは17%、57年度では28%、そして前回の、3年前の60年度では、20%でございました。

評価替えの際の上昇率の基本となる、公示価格の上昇率を見ますと、住宅地域では58年度から61年度まで10.9%、住宅地域ではです、10.9%。それから商業地域では18%。

それから工業地域では9.4%。全用途平均では12.1%の上昇率でございます。これは、日野の場合でございますけれども。

今回、要するに63年度基準の評価替えは、ただいま申し上げましたとおりでございますして、58年7月から61年7月までの地価上昇率を反映させて、最近の異常な高騰は、ここでは反映をしない、ということでございます。

現在、事務作業中でございますして、東京都と調整段階であります。9月の末に、今月末に中央固定資産評価審査会、これは自治省にございますけれども、具体的方向づけがなされまして、10月中には東京都の助言とか指導を受けまして、上昇率の方向づけがされる、ということになってございます。前回の評価替え、60年度でございますけれども、20%を下回ることは、確実でございます。

60年度の基準の評価替えが、先ほど言いましたように20%を下回る率については、公示価格の上昇率が12%というふうに、先ほど申しましたように、判断してございます。この12%を、48年度から比較しますと、最低の伸び率ということでございます。

それから、例えば、12%を今回の評価替えにあれしますと、まず、課税の方法として、63年度、基準年度ですけれども、これを100円に置きかえますと、110円ということになります。それから、64年度ですが、これは3年間ですから、64年度が112円。65年が同じく、これは12%ですから、112円という、こういうふうな、3年間、税額を決定するものでございます。ただいま申し上げましたのは、100円を基準としてお話を申し上げたわけです。

そういうことで、例えば、200平米の小規模住宅の用地、土地ですね、これを12%で、例えばした場合に、固定資産税、都市計画税がどのくらいになるのか、ということでございます。

まず、固定資産税では、ただいま言いましたように、約60坪程度の住宅に対しては、税額が2万630円に、年額なります。今までのあれが2万630円ということでございます。それに12%上昇した場合には、2万3,110円ということで、前年よりも固定資産の場合には2,480円の増税ということですよ。

それから都市計画税、あわせて都市計画税も課税をいたしますので、都市計画税が2,120円程度増税されます。そういうことで、固定資産税、都市計画税合わせまして、評価替えによる12%を想定した場合は、4,600円の固定資産、都市計画税が、年額増税をする、というふうに相なります。

私の方からは、以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） では、同じ質問の要旨の中の、住宅政策につきましてでございます。お答えいたします。

御存じのように、住宅政策、公営住宅といたしまして、公営企業法に基づきまして、住宅のお困りの方に対しましての政策を、とってきたわけでございます。昭和31年から木造建築を始めまして、現在、建てかえ前の段階までいきますと、420戸というような数字で、それぞれの団地あるいは地域に、住宅を建設してまいりました。

それで、今後の住宅政策としては、一応計画ラインにのっておりますのは、65年度までが一つのっております。そして、それから後につきましては、今申し上げましたように、古いのは昭和31年というようなところから出発しておりますので、耐用年数、そうしたものが来ておりますので、これを徐々に建てかえながら、高層化していきたい、ということでの住宅政策を進めてきた。それは、高層化によりまして、戸数がふえるということでございます。そうした方向での考えを持っております。

それでは、具体的に入りますが、現在の計画につきましては、御存じのように、向川原市営住宅におきまして、昨年度から第1期工事48戸がスタートをいたしまして、5月に完成を見ました。そして、臨時議会においてお認めいただきました第2期工事の64戸でございますが、これが62年から63年にわたりまして、第2期工事で計画を進め、また、実施中であります。

第3期につきましては、やはりその向川原でございますが、同じ数でございます、64戸。63年から64年にかけて、実施して——計画していきます。

それから、第4期でこれを完成していきますが、ここは88戸でございます。そのうち64戸を第2種として、日野市で初めてでございますが、第2種をここで建設をしていく。これが64年から65年にかけてのことです。

合計いたしまして、264戸、高層化して建てていく。現在、建てかえ前の数字でございますと、133という数字でございますから、倍の人が入れる、というような形のものでございます。

それと、もう一つ同じ計画に入っておりますが、川原付が、現在、3棟建てまして、1棟間に残っております。これを64年、65年におきまして、24戸でございますが、これを計画しております。これが、公営住宅に基づく、現在、都の方に申請して、そして実施をしつつある計画のものでございます。

以上、そのほかにつきましては、逐次また耐用年数、これらのものを変えて、高層化

していきたい、というようなことをございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） ただいまの答弁、住宅政策などについても、ただいまの市の考え、評価いたします。

しかし、現状においては、国有地の民間への高値競争入札が行われたり、大都市狂乱地価の原因にもつながっているのではないかと、思います。財産相続などによって、国への増収が4兆円にもなったとも言われております。続いて、東京都についても、税収の伸びが17%も補正されたとか言われております。新聞等の株価を見ても、製造業が低迷をし、銀行や金融業、不動産関係が、景気がよい時代になってまいりました。収入や所得がふえたわけでもないのに、土地評価が上がったために税金が重くなり、弱い立場のサラリーマンや年金生活者が安心して生活ができる社会をつくるのが、必要ではないでしょうか。我々に対する課題といたしましては、土地対策、住宅対策、公営住宅対策が重要な問題であります。

以上、この問題を提起いたしまして、第2問目の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の2、地価高騰に対する評価額の問題と住宅政策についての質問を終わります。

一般質問8の3、旭が丘、西平山地区に図書館の早期建設を問うの通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○11番（川嶋 博君） 旭が丘、平山地区に図書館の早期建設を問う、この質問に入らせていただきます。

日野市の図書館行政は、日本じゅうから見て、実績では高く評価されていると思います。他市から行政視察等で日野市を訪れ、研修されているのが、証明できると思います。また、市民の皆さんも、多くの方々が図書館を利用され、生活文化に生かされていると思います。

現状の図書館の配置を見ますと、日野市の南部には平山図書館、東部には高幡図書館、百草台児童図書館、日野本町には日野図書館、多摩平には社会教育センター図書館と多摩平児童図書館、豊田には中央図書館があります。8月21日の文教委員会で審議され、全会一致で採択されました旭が丘図書館誘致に関する請願のように、市内の西部——旭が丘、西平山地区に図書館の建設が必要である、と思います。

そのほか、旭が丘には、千代田自工の跡地には600戸もの住宅及び工場が、現在、建設の進行であります。今後、近隣の住民がふえる関係もあり、旭が丘中央公園内に地区

センターがあります。管理室、物置等、建設当初よりも使われていない部屋があります。都市整備公団が進める住宅や工場誘致に対する地元対策を合わせ、地区センターを改造して、その中に図書館の設置を提案いたしますが、この点について、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えいたします。

現在、図書館協議会の方で、将来の図書館サービスをどういう形で進めていくか、ということで調査・研究を進めており、御討議をいただいているわけですが、まだ最終報告が出るに至っておりませんので、全体的な計画が、図書館側としてきちっと定まる、という段階には至っておりません。しかし、その討議の過程の中で、現在、移動図書館によってサービスを実施している地域については、順次分館をつくるという方向が、大筋としては出されてきております。これは、昭和60年に実施をしました調査に基づいても、そういった方向が出されてきているわけです。

今、御指摘のございました旭が丘、西平山地域も、そういう意味では、将来、分館の設置を要する地域に含まれてくる、というふうに考えておりますが、まだ分館計画の内容などについての検討が、十分煮詰まっておりますので、具体的な日程、あるいは具体的な立地の問題などについては、明らかにできる状況にはなっておりませんが、今後も引き続き検討を重ねていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） 提案の中には、旭が丘の中央公園の中に地区センターがございしますが、そこの中に建設をしよう、という提案ですから、公園の中にそういう建設するのにかかわりあると思いますので、建設部長の答弁をお願いしたいと思います。

さらに、文教委員会で採択されました図書館の関係ですが、教育長にもちょっと質問したいと思います。教育長として、図書館の建設はどのように考えているか、答弁をお願いしたいと思います。

以上。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 旭が丘の中央公園の関連につきましての御質問にお答えしたいと思います。

まず、旭が丘の中央公園といえますと、都市公園法によります近隣公園、これに位置

づけされておるわけでございます。面積は2万6,000平米でございます、44年の3月に供用開始をしております。

公園と申しますのは、口はばったいのですけれども、都市公園は、本来、緑とオープンスペースを基礎として利用されている、とこういうことでございます。それにつきまして、おのずからいろいろな施設についての制約がございます。一口に、公有施設といっているわけでございますけれども、これについて、いろいろ近隣公園の中でも、許されるものとそうでないものと、こんなようなことが個条書きに列挙されております。

建物関係につきましては、これは建築基準法の関係でございますけれども、これにつきましては、公園面積の100分の2以内ならばできる、とこういう取り決めがございます。

その中に、さらに細分化されまして、制限条項があるわけでございます。例えば、施行令の中には、公園を管理するもの、管理的なものの建築についてはよろしい。それから、いわゆる都市公園の効用を全うする施設ということで、集会所等がこの中にはできる、とこういうことでございます。そのような、いろんな管理面に対します制約がございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

日野の図書館行政につきましては、今、川嶋議員さんから御指摘のように、全国的に先進市として、非常に名前が行き渡っている。多摩地区の各市でも、日野市を一つの模範にしなから、次々に立派な図書館が建てられてきている。そういう中で、今後の日野の図書館行政というもの、これにつきましては、今回、専門的な立場で図書館行政に取り組んでおりました図書館長が、教育次長ということで、教育委員会の方へ移ってまいられましたので、十分次長とも打ち合わせをしながら、さらに優れたものにしていくように努力してまいりたい、と思っているんです。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） ただいまの答弁では、公園の中につくるについては、公園法があり、図書館を新しくつくることについては、今、分館計画はない。今後の計画を煮詰めていく。このようなことだと思います。

そこで、市長にお伺いいたします。ただいまの答弁の中で、なかなか問題が山積みしてあるので、そうすぐにはいかない。この問題については、旭が丘には64ブロックも

ありますし、スペースもある。これについて、西部会館をつくって、この中に図書館を設置をする、このような考えがあるかないか、市長の答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 6月の議会におきまして、旭が丘地域から六千数百名という署名に基づく、いわゆる旭が丘地域に図書館をという大きな運動がある、ということ承知いたしました。それが採択されたということでございますので、どういう審議過程を経て採択になったか、そのことをかなり私も詳しく聞いてみておるわけでありまして。

将来、大きな地域ですから、また配置計画というものが、おのずからできてくると思っておりますが、当面、どういうことが可能であろうか、ということから考えてみました。ことし、児童館を建てることになっておりますので、また、地域の方々から、児童館の経営の中に、経営の中というよりも運営の中に、地域のお母さんたちが進んで参加のできる、そういう運営をやってほしい、という御意見も聞いております。一つの新しい児童館運動である、ということも感じられます。

そこで、その児童館の組織の中といいましょうか、場所の中に、子供用の図書館は、つまり図書館が、図書をそちらにある程度置くことによって、可能ではなかろうか。図書館運動のいわゆる発端は、そういうことではなかろうか、というふうに考え至っておりますのが、現状でございます。

今後、全体計画の中から、配置等についても、また検討されることになるわけだと思っておりますが、今までの考え方は、地域図書館というよりも、駅に近いところに、なるべく貸し出しの利便を図る、そういうことから発想しておりますので、そういうこともまたあわせ考えることだ、とこのように思っておりますので、はっきりした結論を申し上げる段階に至っておりませんが、児童館には一つの地域のお母さん方の努力をかりて、そういう新しい運営をするということは、適当ではなかろうか、とこう思っております。

今、答えられるのは、その範囲でございます。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） 市長の考えもわかりました。市長も、一口にまとめますと、積極的に西部地区に図書館を建設をしたい、このように思っていると思います。（「やらないと言っているんだよ」と呼ぶ者あり）

以上をもって質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の3、旭が丘、西平山地区に図書館の早期建設を問うの質問を終わります。

一般質問9の1、40人学級実施の現状と早期完全達成についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、議長の許可がございました一般質問、通告順に発言をさせていただきたいと思えます。

40人学級実施の現状と早期完全達成についてでございます。

今の教育の問題を考えますと、学力の問題、塾の問題、受験地獄の問題、学校給食の問題、また、地域の教育力の問題、正しい道德教育の問題、いじめ、体罰、非行、そういう問題があります。さらに、教育費、学費が上がってきた、こういうたくさんの解決を迫られている問題が、あるわけでございます。本日は、それらのことを解決する、最も基本的な土台になると思われる40人学級のことについて、一般質問をさせていただき次第でございます。

ことしは、ちょうど、あの侵略戦争に協力をした、軍国主義教育の反省の上によってでき上がりました教育基本法、これが制定されてより、ちょうど40周年になっているわけでございます。

しかし、今日の文教行政が、自民党の手によって取り行われているために、大変な事態になっております。一言で言えば、非科学的、非系統的な詰め込み教育が、強制をされている、というふうに言うことが言えると思えます。そして、それに受験競争の激化、これが拍車をかけているわけです。

軍事費は、中曽根内閣になって36%もふえましたけれども、教育費はマイナスになっているというような、言うなれば劣悪な教育条件の中で、父母や子供たち、先生たちの努力にもかかわらず、小学3年生、4年生から、いわゆる落ちこぼれ、こういう問題が顕著になってきております。そういうところから、小学校から塾に通う、あるいは非行が発生をする、学校嫌いがふえてくる。そういうことが起こってきております。

自民党の文教行政、これがこういうことの引き金になっている、というふうに見ても、間違いはないと思えます。これらの問題を解決をして、すべての子供に基礎的な学力を保障する。いわゆる落ちこぼれを出さない。そういう教育を実現することが、今日の教育改革の第一義的な課題である、というふうに私は考えます。そして、40人学級の実現、さらには35人学級の実現が、その最大の保障になっていくんだ、というふうに思いまして、その立場から質問するわけでございます。

一般質問のあり方につきまして、先ほど、自由市民会議の議員さんから、発言があり

ました。前置きが長いのはよくないかのような発言、あるいはまた、イデオロギー問題を持ち出すのはよくないかのような、御意見でございました。私は、一般質問を始めるに当たって、このことに私自身の考え方を、ひとつ申し上げておかなければいけない、と思うわけでございます。

もともと、日野の市議会は、会派によって構成をされております。会派というものは、議会内のポストをふやすために野合している集団ではない、というふうに考えたいわけでございます。会派ごとに政策を展開をして、議会内において論争をしていく、論戦をする、そういう中で、市民の意見が議会に反映をされ、かつ議会も、議会制民主主義に基づいて充実、発展をしていく、というふうに思うわけでございます。

また、イデオロギーということについても、私は、言葉の誤解があったのではないかと、いうふうに思うわけでございます。イデオロギーというのは、私はその当時の経済状況とか、そういうものを反映して、政治とか社会問題、あるいは芸術、さまざまところに、いわゆるイデオロギー、簡単に言えば思想傾向というものが、それぞれ人間の中、集団の中に出てくるもの、というふうに思っております。

したがって、先ほどの自由市民会議の方が言われた、一般質問を短くすることがいかにも議会運営に協力するかのとき、この考え方、これも一つの私は、今の行革の中での背景を反映した一つのイデオロギー、思想傾向である、とこういうふうに見るわけでございます。そういう点で、もちろん議会運営について、いろんな意見を出し合うことは当然でございますけれども、何か特別の（「短い方がいいと思うものがあって、いいんだよ」と呼ぶ者あり）意見を出すことを、イデオロギーを持ち込む、というふうに用いられた点については、誤解ではないかと思えます。一般質問の席においても、各議員なり会派の政策やイデオロギーを大いに出し合って、論議をしていく。これが私は大事なことだ、というふうに思うわけでございます。

むしろ一般質問は、裁判所の証人や原告、被告などに対して、弁護士その他が尋問するような一問一答よりは、むしろ前置きをしたり、格調高い論戦をするということが、本会議らしい、ふさわしいあり方ではないか、と思えますので、先ほどの発言に対して、私も一議員として、見解を申し上げた次第でございます。（「格調高いというのはね、人をけなしちゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり）

それから、不規則発言がありますので、もう一言、私、発言を申し添えたいと思えます。

今、市政の中に、国政の問題が非常に反映をしているわけです。ですから、国政の問

題も非常に必要になってきます。きのうなども、自由市民会議のまた別の議員さんが、あれほど国政の問題を取り上げて、大きな声で叫ばれたではございませんか。こういうことは、私は、地方議会にとって必要なことと思うわけでございます。

さて、日野市の40人学級の問題でございます。今、学年進行によって、40人学級が小学1年、2年と進んでまいりました。このことによって、現場の先生、それから父母、児童などが、たとえようもないほどにいろいろの効果が出ている、ということが言われております。

例えば、先生たちの体験として、詳しく聞いたわけではございませんけれども、今までの45人学級に比べると、三十五、六人になると、子供たちが前を向いて話をするときに、全部、目の中に入ってくる。1回で入ってしまう。そういうことで、目から外れるような子供たちがいないということが、子供たちが授業にのってくるというようなことがぱっとわかる、ということでございます。そして、例えば、授業に子供たちがのってくると、いろいろ発言したくて、つぶやくそうでございます。しかし、児童数が多いと、このつぶやきが騒ぎになってしまう。しかし、児童数が少ないと、そのつぶやきも一つ一つが教師のところにも届きまして、子供たちとよく反響し合いながら、授業を進めていくことができる。（「議員が30人でも、これだけうるさいぞ」と呼ぶ者あり）実感としては、そういうのを感じておられる、という話も聞いたわけでございます。

また、子供たちは、授業がわかり始めると、発言をしたい、回答をしたい、ということになってくるわけでございます。45人学級では、手を挙げても指される回数が少ないわけでございますけれども、30名台になると、指される回数も多くなって、子供たちもさらに発言したことによって伸びていく。そういう雰囲気もできてきた、ということでございます。

また、先ほど、つぶやきということが騒ぎに見える、ということを行いましたけれども、そういうことで、いわゆる45人学級に比べると、しかる回数といえますか、しかり方の内容が非常に変わってくる。そういうこともおっしゃっております。現実の話だと思えます。

そして、現在、先生たちがおっしゃっていることは、諸外国のことなども御存じだと思いますけれども、やっぱり35人ぐらいでもまだ多い。本当に行き届いた教育をするためには、25人、（「もう学校なんかやめちまえ」と呼ぶ者あり）このぐらいまで、あることが欲しいという先生もいらっしゃいます。もちろん先生方も、たとえ45人であっても、行き届いた教育をするために努力をし、日夜励んでいただくことは、願うところだ

し、先生方もそういう努力をしていらっしゃる、確信をしているものでございます。
（「偏向教育はだめだぞ」と呼ぶ者あり）

また、父母の側から見ますと、45人学級のときには、児童数の移動によって奇妙なところでクラス分け、というようなことが、ちよくちよく起ころうとする。そういうところから来る子供たちの落ち着きのなさ、そういうものがあつたわけでございますけれども、40人学級になると、そういう点でも安定したクラスの運営、1年生から6年生まで、中学は1年生から3年生までという、子供たちの関係においても、プラスの点が出てきている。また、授業参観に来た父母の皆さんも、非常に喜んでいらっしゃるということでございます。

そのようなわけで、日野市で学年進行によって40人学級が実現をしてきている、このことだけでも、教師、児童、父母、この三者がともに喜んでいるわけでございます。このような貴重な内容でございますが、これを一気に、小学校は6年生まで、中学校は3年生までやってしまうことが、今、必要なことではないか、というふうに思います。私は、そういう立場から、今回の一般質問を行うわけでございます。

国会の場でも、衆議院におきまして、1974年に既に40人学級をやろう、ということを確認をしているわけでございます。そして、さらに1978年にも、再確認をされております。ところが、臨教審路線になりまして、1992年までその計画が伸ばされてきているわけでございます。

しかし、今の日本全体の児童数の状況などを見ても、毎年毎年、今の45人学級でいくならば、教職員の数が1万2,000人も不要になっていく。こういうような傾向が出てきております。したがって、そういう先生たちをとどめておくならば、すぐ今の予算の範囲内でも、全国的に40人学級を実現する、このことができるわけでございます。ですから、自民党政府にその気があれば、すぐ実現をする。やる気がないから、1992年まで伸ばされる、という状況にあるわけでございます。

外国の例も、何度も紹介されておりますけれども、御紹介しますと、アメリカです。文部省の「教育指標の国際比較より」という資料がございました。インジアナ州の例、州の規則になっているそうです。小学校は1年から3年は30人、4年生から8年生、8学年、これは34人。第9学年から第12学年は28人。こういうふうになっております。

イギリス。初等学校は40人以下。中等学校は30人以下。

フランス。小学校第1学年は25人。第2、第5学年は30人。中等学校、第1から4学年までは指導基準は24人。前期においては、法定で16人以上30人以下、と定めてある。

中等学校第1、2学年40人。後期にあっては、第3学年35人。こういうふうになっているのでございます。

西ドイツ。モルトライン、レストハーレン州の例というのが、紹介されております。第1、4学年は、基準は23人。最高の基準は30人まで。第5、9学年は28人。最高は35人。第10学年は32人。最高基準が40人。第11、13学年は、基準が22人。そして最高基準は25人。

ソ連。第1、8学年が40人。現在、30人に改善中。（「うまい、うまい。いいぞ」と呼ぶ者あり）第9、10学年は35人。現在、25人に改善中。既に改善中でございます。

こういうのが、文部省の資料で出されているわけでございます。

中曽根首相もアメリカに行って、20人以下のクラスを見て「これでは非行が出るはずはない」と言って帰ってきた、という話ですが、日本国内における教育行政は、現状のとおり大変、まだまだおくれた状況にあるわけでございます。

きょうは、教育内容の点には余り触れませんが、落ちこぼれの問題がございます。これは、もちろん先生方の努力によって、相当な解決もできるんでしょうけれども、学級数を減らしたから落ちこぼれがでなくなるというばかりは、言えない点もございます。それは、先ほど挙げました文部省の、自民党流の学習指導要領の改定がございました。ここで、私どもびっくりするようなふうに、学習事項が詰め込みになっているわけでございます。

九九、46年3月までは小学3年だったものが、小学2年になった。

不等号、不等号というのはどういうものか、すぐにはわからないような、私も年齢になっておりますが、これが中学1年だったものが、小学2年になった。

関数、これも難しいです。中学1年だったものが、小学3年です。これは批判があって、55年度から省かれたということでございます。

図形の合同、中学1年が小学4年。

集合、これも現在省かれているそうですが、高校1年で教えていたものを、小学4年で教える。

文字の式、中学1年からだったものを、小学5年から用いている。

負の数、中学1年を小学6年。

確率、高校1年を小学6年で教え始めております。

また、漢字の数です。これが、小学1年で46だったものが76に、30字ふえた。こういうふうにしたしまして、小学6年間では、46年3月まで881字だったものが、996字にな

りまして、プラス115字覚えなければいけない。

このような詰め込み教育、こういう点も、落ちこぼれの一つの原因になり、落ちこぼれそのものが、今の教育行政の中でつくられたものである、という側面もあるわけでございます。

私は、また日本共産党も、こういう中で、さまざまな教育に当たっての政策を、提言をいたしてまいりました。きょうは、それらすべてには触れられませんので、一言だけ触れたいと思います。

それは、小、中学校においては、基礎的な学力に絞って教えていく。そういう点を重視しているのが、共産党の提言でございます。

そして、二つ目には、国語や算数、こういう授業には相当な時間をかける。

そして、学力について差が出た場合、三つ目といたしまして、補充の授業に十分先生たちができるような状況に持っていく。それらのためにも、早く40人学級を実施して、さらに早い時期に、35人学級に移っていこう。これが、共産党の教育に対する提言の一部でございます。

そしてまた、先ほどのイデオロギー問題ではございませんけれども、共産党の教育というと、共産党が政権をとると赤い教育をするのではないか、こういうようなことが一部で言われております。全くの、これはデマ宣伝でございます。私たちは、子供たちの道徳教育についても、民主主義に基づいた、民主的な道徳教育の詳細なる提言も、しているわけでございます。

また、先生たちに対しても、教育者としての自覚を高めるような方向での、政策の提言もいたしております。また、一切の暴力を否定する暴力、いじめを学校からなくするための提言も、るる、繰り返し行ってきているわけでございます。それもそのはずで、日本共産党の綱領には、教育基本法を守り発展させよう、ということをうたっております。政党の中で、これほど明確に教育の方向を打ち出している党は、ほかには見当たらないのではないのでしょうか。

また、憲法に、教育権の保障、これをうたい込むように、憲法作成当時に提言をしたのも、日本共産党でございました。そういう点を、ぜひ市民の皆さん、また議会関係の皆さん、職員の皆さん、よく御承知いただきたい、と思うわけでございます。ですから、今、こういう教育の現状の中で、臨教審路線などが打ち出しました方向は、すべてすべてが逆の方向になっております。

例えば、一般質問もあるような感じでございますので、これも一言だけ、私、触れた

いと思います。例えば「君が代」の問題がございます。「君が代」というのは、いろいろの意見が国民のなかにあるばかりではなく、その歴史的に、現在の憲法にそぐわない、ということが明確でございます。昭和10年代の小学校の修身の教科書、国歌というものについては、こう述べてあったわけでございます。御記憶の方もあると思います。

「君が代は千代に八千代に……」という、この歌詞についてです。「君が代」の歌は、「我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も万年も、いや、いつまでもいつまでも續いてお榮えになるやうに。」といふ意味で、まことにおめでたい歌であります。私たち臣民が「君が代」を歌ふときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御榮を祈り奉る心で一ぱいになります。

このように、戦後の憲法で、最大限に特徴として明らかになっている主権在民、これにそぐわないものになっているわけであります。これを強制をする、このことが間違いであることは、明らかであります。

また、「日の丸」の問題があります。「日の丸」は、その成り立ちの歴史についても、いろいろの史実があるわけでございます。私は、いつかも申し上げましたが、鹿児島県で育ちました。戦争中、先輩たちが、よく言ったものです。「日の丸」は島津藩の旗である、こういう説もあります。その成り立ちから言っても、またデザインにしても、主権在民とか、天皇制を意味するものではないわけです。しかし、戦争中に「日の丸」を先頭に、進軍ラッパが鳴ったために、いろいろ戦争の忌まわしい思い出がある。また、現在、「日の丸」を掲げて、憲法改悪や天皇制復活を叫ぶ運動にもなっている。そういうところから、国論が分かれています。特に先生たちの間では、意見が分かれていますわけでございます。

このようなものを、政府や一政党の一方的な方針で押しつけること自体が、大変な違法行為ではないでしょうか。（「押しつけられているとは思わないよ。共産党は押しつけられていると思っているけど、我々は思っちゃいないよ」と呼ぶ者あり）こういうことは、押しつけるものではなく、議論すべきテーマの問題であるというふうに、私は一言発言をしておきたいと思うわけでございます。（「野坂参三もちゃんと本会議の演説で言っているんだよ、「日の丸」は日本の象徴だよ」「共産主義の象徴じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

1984年8月、臨教審が発足いたしまして、第4次答申まで出ました。いろいろの不規則発言もありますので、すべてこれに反論していきたいと思いますが、本日、その場でもないと思いますので、この点については別の機会に論議をいたしたいと思います。

それでは、具体的な質問に入ります。

第1点は、私も申し上げましたけれども、教育委員会として、学年進級40人学級の現状につきまして、どういうふうに行政当局としては評価をしていらっしゃるか、一言、お聞かせをいただきたい。

第2点については、40人学級の完全実施については、大体どういう展望を教育委員会としてはお考えか、という点でございます。これは、第3点ともダブるかと思いますが、市独自のやり方、あるいは東京都に要望などをいたしまして、来年度から完全実施に踏み切る、こういうことはできないであろうか、こういう点でございます。

現在の児童数などを割り出して、いろいろ個人的に試算をいたしてみますと、小学校で十五、六クラスぐらいふえるのではないか。中学校では20クラスから22クラスぐらいふえるのではないか、というふうに、私は感じております。そういう点から見ますと、今、教室という、設備という点では、そういう客観的な条件が、日野市内にはでき上がっている、というふうに見ているわけでございます。

ですから、今の児童数も減っていく傾向、そういう点も見ながら、いろいろのやりくりをし、かつ日野市独自の手を打てば、私は完全実施が可能ではないか、こういうふうに考えるわけでございます。もちろんそういうためには、市民の、世論の喚起と申しますか、市民の協力も必要だと思えます。そういう点などもあわせまして、教育委員会の答弁をいただきたい。この点については、市長からも、お考えがあれば御答弁を聞かせていただきたい、と思えます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

今、竹ノ上議員さんの方からお尋ねの、40人学級になったメリットという点から、教育委員会はどんなぐあいに評価しているか。確かに小学校の1年生並びに2年生は、現在、40人学級で授業を進めております。

45人学級の時代と比べた時点で申し上げれば、例えば、今まで44人の児童数のいる学校ですと、1クラス編成というのが、40人学級のために、22名のクラスが二つに分かれて授業ができる。そういう状況の中で、教室の中におけるところのゆとり、これは空間的にも、それから時間的にも、確かに大きくなっております。したがって、先生方については、余裕を持って個々の児童と対応しやすくなってきている、ということは、確かに大きなメリットであろうと思えます。

もう一つ、先生方は学級経営という形で、いろいろ事務的なお仕事もなさいます。当然、児童の書いた作文を読んだり、採点をしたり、その他もろもろ行われるわけでございますけれど、44人のクラスを持っているのと、22人のクラスを持っているのでは、これも確かに、わきに一言添削を添えてやるとか、その他そういう面からの、より適切な手だて、こういうものが、40人学級になったおかげでできている、ということも言えるんじゃないかと思います。（「悪くなる、というのは」と呼ぶ者あり）

悪くなるという点を、もし言えば、少し先生方が、学級の人数が少なくなったことによって過保護になるといいますか、過干渉、先生の方が子供にかかわる時間が多くなりますから、子供のそういう面での対応、これは、やはり新しい学級組織の中で、新しい指導法というものを十分研究して、子供たちの自主性、創造性、そういうものを損なわないような、そういう形の勉強の仕方、こういうものも研究していかななくてはいけない。そんなことは思っております。

全体的に言えば、これはもう少ない方が、個々の子供に対しての手だては、より厚くかかわることが出来ますから、確かに45人学級より40人学級、40人学級より35人学級というのは、これは、その方がより望ましい、ということはあると思います。

さて、40人学級の問題につきまして、61年の12月議会でも、市議会としての40人学級の即時実施の意見書を採択していただいている。そういう状況を一応受けまして、私も26市の教育長会等では、できるだけ40人学級が早期に実現できるような方向で、教育長会に、歩調をそろえたいということは、再三申し上げております。他市の教育長さん方も、その点については、全く同様のお考えです。市長会の方にも、一応教育長会から問題を上げまして、63年度の東京都の予算編成、これに対する要望事項、この中にも、教育関係の大きな柱として、40人学級の早期実現ということが、26市の市長会の対都要望事項の柱の一つに取り上げられて、東京都の方にも要求が提出されている。そういう状況でございます。

私、実は、昨年12月の議会を受けまして、今、もし日野市で40人学級というものを実施する、というようなことになったと仮定したときに、どの程度、学級数がふえるのだろうか。これ、施設の問題も当然出てくるわけですから、全体的に調査をいたしました。

小学校では、関係する学校は8校、12学級、クラスがで新しく必要になってくる。ということは、来年になれば、学年進行で1年、2年、3年までは、少なくとも、もう40人学級ができてしまっているわけですから、4年生から上のことを考えればいいわけな

んで、八つの学校、12学級、小学校では学級が必要になってくる。

中学は、まだ、どこの学校も、どの学年も40人学級に入っておりませんから、計画では、64年から中学は学年進行で対応したい、ということになっておりますので、中学校については、各学校全部、もし40人学級にしたとしたらば、対応が必要になってき、その学級数も21学級、学級をふやさなくてはならない。こういう状況が、中学の場合には生じてまいります。

私、議会の意見書を持って、東京都の教育委員会にも、直接出かけて行きました。それから、学務部長ともひざ詰め談判で、何とか東京都全体、挙げてこの問題について解決していただける方向はないのか、ということについて、お話を十分してまいりました。学務部長といえますか、学級編成の一番中心の方ですから、それのお答えといえますか、話では、都議会でも各党から、40人学級の問題については強く意見が出されている。知事並びに教育長は、都議会の中でどのように答えているか、ということについては、学級編成基準というのは、国の政令によって毎年定められてきている。単に学級の問題だけでなく、義務教育費国庫負担法との連動といえますか、それと連動している。これは2分の1、教育の人件費を国が持つという、そういう財政負担法とも連動している。東京都だけで独自に40人学級を実施するということは、難しいんだ。とにかく国に対して、東京都からも、1年も早く40人学級にさせていただきたい、という強い申し入れはしている。こういうのが東京都の考え方ということになってくるわけなんです。

日野市単独で、それでは40人学級ができないものか、どうなのか、ということになりますと、学級認可の権限というものは、これは東京都が持っているわけです。したがって、学級を認可してもらえないということは、これは教員の派遣をしていただく、ということが難しい。強いて言えば、市独自でやれる方法としては、これは、ちょうど産休や育休の先生が出たときに、代替の先生を配置して、そのクラスの面倒を見ていただく。その産休、育休にかわる先生、その方の人件費を、市の独自予算で、独自負担で持つか持たないか、ということに最終的には帰着してくる。ただ、これは学年進行で——今のままでいけば学年進行で年々対象学級数は減ってくるわけですから、66年度になれば、最終的にはゼロになる、ということと言えるわけですが、小学校だけで言えば、12学級、12名の先生の人件費、これを東京都あるいは国にかわって、日野市が単独に負担する、そういうあれがあるかどうかという問題、これとも絡んでまいりますし、さらに、基本的には東京都ともさらに折衝を続けて、できれば全都的に40人学級というものが、少なくとも、せめて小学校だけでもいいから、とにかくまとめられるような方向に持っ

ていかれないかどうか。その点についての努力は、引き続いてやってまいりたい、こう考えております。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 市長からも答弁をと思いましたが、もしあれば、再質問の後にお願いしたいと思います。

御答弁、ありがとうございました。

しかし、まだまだ、私は教育長の姿勢が、きのうの、どなたかの質問ではございませんが、まだまだ認識は弱いように思うんです。45人学級よりも40人学級になった方が、それはいいですよ、というような答弁ではありませんでしたけれども、何かそういう程度だな、という点も含まれているような気持ちがあるようなふうに、取れないでもなかったんです。

私は、この40人学級、日本共産党は、国全体の問題では、ことしから40人学級を実現して、1990年からは35人学級を実現する、という政策を提起いたしておりますけれども、40人になる、35人になるという、この中には、深い深いもろもろの教育効果の問題があると思うんです。ですから、単に、人数が減ったということだけでいいでしょう、という程度であったり、あるいは、子供たちにちょっと干渉し過ぎるような点があるとか、まあ教育長はおっしゃいませんでしたけれども、もっと五、六十人の方が活気があっていいよとか、そういう声も一部にあるようですけれども、そういうことでは、私は困ると思うわけでございます。

先ほど、るる申し上げましたように、すべての子供に行き届いて、学力を行き届いた状況にできるような教育条件、こういう点で、深い深い意味があるわけですので、私は、その点の認識は、現場の先生たちからも、よく効果の新たに出てきた面を、深くくみ取っていただいて、今後、より一層の認識と決意を深めていただきたい、というふうに思います。

先生たちも、児童数が減っていくという中では、いろいろの教育実践上の指導力も高まっていくでしょうし、あきらめを持たないで、すべての子供に責任を持つという点で、使命感も高まっていくでしょうし、そういう中では、おのずから教員としての知識とか見識も、深まっていくでしょうし、あらゆる点で、私はこの40人学級、そして35人学級というのは、すばらしいものがある。日本の将来の発展にとって、最大の宝になる、私は、ことである、というふうに思うわけでございます。その点を、特に答弁は要りませ

んけれども、教育長に強く、また教育委員会に、お願いをするわけでございます。

それから、今、臨教審等では、6・3・3・4制について、これを崩す、解体する、というような方向が出されております。しかし、御承知のように、戦後の私たちの経験では、戦争中は大変でした。小学校、尋常小学校、国民小学校、こういうものを卒業して、高等科に行く人は、もうそこでおしまい。そして、実業学校に行く人もおしまい。あと、高等女学校、中学校の一部が、旧制高校、大学へ進める、というような形で、早い時点で国民の能力が差別されてしまう、という状況があったわけでございます。

しかし、戦後になりまして、9年間の義務教育の無償制度とともに、6・3・3・4制、これが実現されて、今では9割以上の子供たちが高校に行っております。4割以上の青年が、大学に進学できる状況になったわけでございます。ですから、今求められているのは、私は、そういう制度をいじるのではなくて、本当に小学校のときから、子供たちに行き届いた教育をして、大きくなってからも能力が発展する子供たちも多いわけです。どの子でも高等学校に行ける、そして、望む者は大学にも行ける、そういうところに大きな力を注ぐというのが、私は教育行政のあり方だと思います。

現状の自民党並びに文部省の教育行政は、きのうも自由市民会議の方がおっしゃったように、教職員を真面目に目指す人の、希望もかなえられないような状況であります。しかし、40人学級、35人学級が実現していけば、そういう点でも、子供たちの教育に生涯をかける、そういう青年が、生きがいを持って学んでいける世の中も、できるわけありますので、私は、そういう点からも、今、40人学級、このことに教育行政で力を入れるべき時期であるな、というふうに思いますので、強く望み、また一般質問を申し上げた次第です。

もう一つ、見逃してはいけない問題がございます。40人学級を既に実施している児童減少地区の、国分寺市、そのほかの、全学年40人学級にしたところがございます。そして、こういう子供たちが、行き届いた教育を受けて、既に問題になっているそうですけれども、高校受験の際に、大変な差が、市の40人学級か45人学級かによって、生じてしまっている、という問題がございます。この問題に、殊のほか目くじら立てるといいますか、ことがいかどうかという点には、個人的に私、疑問はありますけれども、現実の問題として、父母の立場に立ち、いろいろの小中学校の先生たちの立場から見ますと、この格差というものは、もう許されない時代にまたなってきたと、思うわけでございます。

そういう点からも、日野市の子供たちの将来を思う際に、あらゆる努力を払って、小

中学校を早く40人学級にしてしまうということが、私は、日野市民のためにも、日野市が尽くすべき責務である、というふうに思うわけでございます。

そういう点で、この点は、もしあれば教育長から、あるいは、なければ、市長から一言、御答弁をいただきたい。そういうふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 議会の始まる数日前でございましたが、日野市教育委員の皆さんと、直接お話をする機会を持ちました。その際、教育委員の皆さんから、今日の一番教育行政の焦点になる課題は、やはり40人学級の編成を何よりも早く手をつけることである。したがって、東京都教育行政当局にお願いをするとともに、日野市で何か独自のことも考えるべきではないか、こういうお話を伺いました。

そこで、先ほど教育長も答弁をしておりますとおり、何か日野市で可能な方法があれば、ひとつ、やろうではないか、という気持ちが生まれつつあります。10年前までは、まさにプレハブ教室をいかに解消するか、ということが教育行政の焦点であった時代はございましたが、今日では、特に小学校では余裕を生じておりますので、一番急がれる問題の最たるものである、というふうに思っております。

中学校も、当然、早く実現することが望ましいわけではありますが、教室の余裕がまだ十分には生まれず、ということでもありますので、これも年数の問題として、今後なるべく早く着手すべき課題である、というふうに認識をいたしております。そのような努力を、教育行政当局と力を合わせて遂行してまいりたい、と考えております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 既に日野市民の間でも、何とかして世論の力の応援という形で行いまして、40人学級を全小中学校で実施してほしい、という運動も、各地で起こっているようでございます。当然のことでありまして、教育の機会均等という点からも、ある地域は40人学級が実現し、ある市はまだだということは、この精神に反するわけです。

さらに、先ほど申し上げました高校進学においても、多大な利益や不公平も受ける、こういうことになるわけでございます。私ども、そういう住民運動とともに、何としても市あるいは東京都にも要望して、40人学級を実現したい。一刻も早く実現をしたい。このように、今後とも頑張ってまいりたいと思います。

最後に、短い文章ですので、私、教育基本法制定40周年という年に当たりまして、一般質問の最後に、教育基本法の前文、一部朗読をして終わりたいと思います。こうなっ

ております。

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の現実化は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を、普及徹底しなければならない。

と書いてあります。私も、これを全面的に実現させなければいけない、というふうに感じる次第でございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって9の1、40人学級実施の現状と早期完全達成についての質問を終わります。

一般質問9の2、川崎街道の交通安全対策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、川崎街道の交通安全対策について、質問申し上げます。

川崎街道の交通安全、このことについては、今まで市民の皆さん、あるいはまた市当局、東京都当局等の、さまざまな努力を積み上げてきております。私たち共産党市議団も、しばしば東京都や出先機関等にも伺いまして、交通安全対策等について申し入れを行い、また、その実現のために、少しばかりはお役に立ってきたもの、というふうに考えております。

しかし、川崎街道は、諸条件の厳しい環境の中でありまして、なかなか改善が進まないわけでございます。そういう中で、いろいろと知恵を働かせていただきまして、用水路にふたをかけたり、ガードレールの形を研究したり、同じ道路の幅でありながらも、交差点のやり方を改善したりいたしまして、若干の改善が見られてきております。この点については、市当局等に対して、私も感謝している次第でございます。

今後の問題についてでございます。現状の中で、問題になっている点は、大きく言えば三つほどあると思うわけでございます。

その第1は、渋滞の問題でございます。これは、甲州街道への出入口の渋滞、また、七生交差点、高幡不動踏切のことから影響してくる渋滞、そしてまた、多摩動物園あるいは諸大学等のことによる影響の渋滞の問題、そしてまた、野猿街道との結合部分における渋滞の問題、これらのことが、現在、起こっております。

第2点は、狭いということでございます。特に、狭いということが、かねがね市民からも指摘されてきたのは、高幡不動尊周辺の川崎街道沿いでございます。日野市内を通る川崎街道は、全体的にも狭うございますけれども、あの部分が、特に狭い状況で、交通上の不安、そういうものを引き起こしております。

それから、もう一つは、川崎街道日野市内では、用水路が横断しておりますために、用水路の上が橋になっております。この橋が狭い、という問題があったわけでございます。若干の手直しはしていただきました。

三つ目としては、交差点の交通問題が、やはりございます。それは、最近できました高速道下の交差点の信号の問題が、一つございます。これは、赤が二つつないでおりますために、赤でストップする方、それを走っていく方、両方の型がございまして、混乱をしている、という点があるわけでございます。

また、郵便局のところの交差点も、いろいろと問題がございまして。これは、人間のための交通信号という点があることと、それと、一方通行が若干不整理な状況になっているという点でも、混乱が起きているわけでございます。それは、川崎街道、甲州街道沿いから来ますと、右折は可ですが、一定時間、左折は制限をされております。また、郵便局方向から直進は進入できますが、今申し上げましたように、左折ができない。こういうところから来る、通行人と車との混乱も起こっております。

もう一つは、それほど大きな問題ではございませんけれども、西武住宅の入口と、八小地域からの道路が交差点になっておりますけれども、これが十文字ではなく、変形になっておりますために、若干の交通混乱が生じております。こういう交差点問題も、いろいろ住民の間で、話題になっているわけでございます。

私は、今回の一般質問を通じて、こういう問題を抜本的に解決をしていただきたいし、また、当面、すぐ解決できるものは、すぐに手を打っていただきたい。そういうことから、質問をいたしている次第でございます。

交通渋滞の問題を考えると、これは非常に大変な問題でございます。日野市の道路計画を見ましても、川崎街道の交通渋滞を解決するに足る、道路の計画というものが、展望として、まだまだはっきりしない、という感じがございます。

例えば、1・3・4、この道路の見通し、それから万願寺地区は1・3・1が現実的な線となっておりますが、これと付随する2・2・2、2・2・10、これの見通しなどを考えましても、なかなか川崎街道の交通渋滞解決にはほど遠い、ということ予測できるわけでございます。

さらに、川崎街道から下りまして、多摩動物園通り、これが程久保の方に行きまして、1・2・1という道路が予定をされ、野猿街道と通じることになっております。これについても、すぐにどうなるかというような点で、まだ私ども、その見通しを正確にはつかんでいないわけでございます。これらを考えますと、確かに交通渋滞をどうすれば解決できるか、という点は、厳しい問題でございます。

そういう点から、すぐにできる小さな手だてということなどについて、いろいろと苦勞をしていただかなければいけないという点があるのではないかと、とも考えております。

そこで、質問をいたします。第1点は、当面、すぐに手を打つことができる、というふうに市も考えて予定をしている、そういうところがあれば、教えていただきたい。また、計画をしていただきたい、という点でございます。

第2点につきましては、長期計画に関する市当局の考え方でございます。私どもも、東京都に陳情などに行っておりますけれども、確かに先ほど不規則発言もございましたように、国道も含め、特に都道では、川崎街道のような渋滞の程度が、相当全都的にたくさん、まだ残っている。したがって、優先第1位、第2位というようなぐあいには、まだ川崎街道を位置づけておりません、ということでございます。

しかし、日野市としては、私はさまざまな形で東京都等に働きかけて、この計画を進展をさせていくということが必要ではないか、というふうに思うわけでございます。そういう点で、確実な動きなどがあれば教えていただきたいし、なければ、促進をしていただきたいものと思うわけでございます。

次は、今申し上げました点でございますけれども、東京都に対して、その位置づけを高めるというための、市当局の働きかけという点を、今後、されるべきではないか、というふうに思うわけでございます。ただいらずらに道路幅を広げればいい、というふうには、私も考えておりません。さまざまなことを、総合的に考えた計画でなければいけないと思いますので、そういう点については、住民参加も踏まえまして、慎重なる計画のもとに東京都に働きかけていただきたい、と思うわけですが、その点の努力方について、御答弁いただきたいと思う次第です。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

川崎街道を中心にいたしましての、都市計画道路の進捗状況、ということの御質問でございます。

まず、都市計画道路2・2・2号線でございます。これは、先ほど土方議員さんの質問でも、お答えをいたしましたけれども、万願寺土地区画整理事業の区域内につきましては、区画整理事業で完了をさせる。

さらに、中央高速道路から北側につきましても、第二万願寺の区画整理事業、それから、これから準備しております東町地区の区画整理事業、こういったもので、日野橋につながる。要するに、日野橋から高幡橋まで、都市計画道路として整備をされる、そういうことでございます。

2・2・10号線でございますけれども、これは甲州街道まで、東町から、東京都の施行によりまして、整備がされつつあるわけでございます。第二万願寺の区画整理の中にも、南の部分が入っております。現在、中央高速道路まで含んでおりますけれども、そこまで2・2・10号線がつながってくる、ということになります。

それから、2・2・12号線、これは平山から高幡を經由いたしまして、百草に通ずる、いわゆる浅川右岸の七生地域の幹線道路でございます。この点につきましては、多摩ニュータウン協議会並びに市の方からも、東京都に整備の働きかけを、強く行っているところでございます。この路線の中で、ある程度動きが出てまいりましたものは、高幡交差点から高幡橋の南詰めの交差点、約800メートルでございますけれども、この調査費が、昭和62年度に東京都の予算で計上されております。市といたしまして、今後、この予算の執行についての、さらにお願いと、それから地元関係者の協力をお願い、こういったものについて、特段の努力をしてみたい、というふうに考えております。

さらには、動物園の、こちらから見ますと、ちょっと先になるわけでございますけれども、モノレールのルートで、1・2・1号線という道路がございます。これは2・2・11号線から分岐いたしまして、多摩センターに通ずるモノレールの路線でございます。この用地買収につきましては、16メートルでスタートし、一部用地買収が済んでいるわけでございますけれども、モノレールの導入ということで、拡幅を予定しております。これも、モノレールの関係もございますので、モノレールが、予定では昭和72年完成でございますから、その以前には完成するのではないかと、いうふうに考えております。

いずれにいたしましても、市の施行の部分、それから東京都がみずからやってもらわなければならない部分、あるわけでございます。全市的、ほかにも都道の早期整備の必要な箇所も、あるわけでございます。あわせまして、強く要望してみたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 建設部所管の関係の御質問につきまして、お答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の、用水路上の橋の問題でございますが。現在、オリエントから高幡橋にかかります橋には、間には、用水路にまたがる橋が4カ所あるわけでございます。やはり道路上で、ちょっとくびれている。こういうことで、その橋の部分が狭くなっている。これにつきましては、私どもの方で、東京都の方に拡幅していただくように、強く要請していきたいと考えております。

郵便局の北側の水路の関係でございますけれども、これにつきましては、上流部分につきましては、今年度、工事費も計上されておりますし、これから工事の施行について、今、進めているところでございます。そういたしますと、そこに、いわゆる橋脚の柵、この辺も取り除かれる、とこういうことになろうかと思っております。

郵便局の北側の水路につきましては、今回、測量、それから設計の補正予算をお願いしているところでございます。これによりまして、これに取り組んでいきたい、かように考えているところでございます。

以上でございます。

それから、その他の都道の道路関係につきましても、私どもの方で都ともいろいろ協議いたしまして、進めていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。再質問を1点と、要望を申し上げたいと思います。

今、都市整備部長の答弁を聞きますと、1・3・4、1・3・1、2・2・2、2・2・10、1・2・1、こういう道路計画があり、それぞれ関係機関にも働きかけをしている、ということでございました。

ところが、これらを見ても、川崎街道からその道路を伝わって出ていくという便利さは、あるいは生じてくるわけでございます。しかし、その便利さよりも、この道路を通じて、川崎街道を利用して甲州街道に出る、あるいは八王子方面に、2・2・11を通じて出ていく。野猿街道に行くということで、私の予測では、逆に川崎街道に流入をしてきてしまうという、車の台数の方が、将来、多くなるのではないか、という懸念があるわけでございます。

そういう点からいたしまして、今、答弁いただきました点については、強く市の働きかけを関係機関にさせていただいて、改善方をお願いをしていただきたい。

あわせて、そういう私の予測もございますので、川崎街道そのものの改善に、大きく力を入れていただきたい、と思うわけでございます。

再質問といたしましては、先ほどの昭和62年度、調査費がついたという高幡十字路、高幡橋間のことについてでございます。この調査いかによると思いますが、私、かねがね主張いたしておりますとおり、高幡不動駅から川崎街道への抜け道の道路を優先して、この調査などと結合してつくっていく。これを心棒にしながら、区画整理の運動を展開をしていく。こういうようなことの、少しでも展望につながるような方向には行けないだろうか。その点で、わかることがあれば、御答弁をいただきたいと思います。

次は、要望を、具体的な点でいたしておきたいと思います。それは、今、建設部長から答弁がございました。これらの点を、関連地主さんたちともよく話し合いをしていただきまして、進めていただきたいと思います。そして、民有地にかかわる点についても、もしこれが御協力いただけるものなら、難しい場所ではございますけれども、用水路の橋についても、さらにもう少し、5センチでも10センチでも、ひとつ、改善方をお願いしておきたいと思う次第です。

それから、信号機の扱いでございますが、高幡不動方向から市役所に、例えば行く場合を考えていただきたいと思います。この場合、車で行くときに、川辺堀之内を通りまして、ゴルフ練習場の狭い道路を通りまして、市役所に進入していく方法もございまして、ところが、ゴルフ練習場の付近の道路は、御承知のように、現在、狭い状況になっております。ここらの交通規制は、いろいろ住民の意見もありますけれども、ここを行き交う際に、タクシーにしろ、自家用車にしろ、大変な苦勞があるわけでございます。

そういう点で、今申し上げました郵便局の交通制限、朝夕でございますが、それらの点と、信号のあり方、左折、右折のあり方、川辺堀之内の方の通路の問題等を、総合的に考えた改善案を、ひとつ、例えば警察署、日野市等がよく研究されまして、考えていただけないか、という点でございます。そういたしますならば、これから市役所、市民会館にふえてくる車の出入り等が、より一層安全な中で、住民に利便を来すのではないか、と思う次第でございますので、それらの点についても、ぜひ、よく研究をして、少しでも改善をしていただきたい、というふうに要望しておきたいと思います。（「そんなことより、一番橋の道路を早くつくらせろ」と呼ぶ者あり）

日野市内、渋滞の問題はいっぱいございますが、今回は川崎街道について質問を申し

上げました。

再質問について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

高幡不動のお不動様の前の都道、これが、今調査をしようというところでございますけれども、この道路を迂回するような、バイパス的な道路が考えられないか、とそういう御質問ではないかと思っておりますけれども、今回行方ところの東京都の調査の中で、十分東京都とも協議をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） これをもって9の2、川崎街道の交通安全対策についての質問を終わります。

一般質問9の3、湯沢福祉センターの駐車場対策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 三つ目の、湯沢福祉センターの駐車場対策について、一般質問をさせていただきます。

湯沢福祉センターができ上がった、いきさつというものがあるわけでございます。湯沢会館は、当初、あの場所に公団の敷地がございまして、幼児教室等がプレハブで運営をされておりました。

そういう中で、幼児教室関係者を中心といたしまして、百草団地自治会、高幡台団地自治会の皆さんが、市や公団に働きかけまして、もっと立派な設備をあそこにつくってほしい。そして、住民が管理して運営できるような設備にしてほしい。こういうようなところから、運動が始まったわけでございます。当時、市議会等へも働きかけがありました。そういう中で、市、公団と話し合いがまとまりまして、湯沢福祉センターとなつてまいりました。

当時、あの付近の住民からの願いよりも、スケールが大きくなりまして、都などの補助金をもらう関係から、福祉という名前を入れて、福祉センターというようなくあいに、発展をしてきたわけでございます。この点については、付近住民は、よかった点と、困った点と、あったわけですが、話し合いの中で、今のようなくあいに建設が進み、利用されるようになってきたのでございます。

ですから、湯沢会館が建設された当時には、私ども住民の方からは、駐車場は今の程度でよろしい、ということ、要望の中でも申し上げていたわけでございます。当時は、車の利用者も少なかったわけです。湯沢会館が日野市で初めて立派なホールというもの

ができ上がったということで、あそこで演劇でもする場合に、演劇の道具を運ぶトラックが1台ぐらい入って、あと一、二台とまれればいいんだ、という当時の自治会関係者の要望だったわけでございます。

しかし、現状は現状でございまして、近所の住民だけが利用するにとどまらず、日野市全体の住民が活発に利用するような状況になってまいりました。そういう点で、建設当時と違いまして、駐車場対策が、また頭痛の種になってきているのが現状、こういういきさつにあるわけでございます。

具体的な質問を申し上げます。一つは、現在の利用状況についてでございますけれども、百草、高幡、三沢、あの近隣の方々、というよりも、全市的な利用というのは、どのくらいの割合を占めるようになってきているか。その際、駐車場等については、住民からどういう声が出ているか。もし、市当局でわかる点があれば、第1点、お答えいただきたいと思えます。

第2番目でございますが、駐車場対策について、すぐ手を打ってほしいという点で、以前にも申し上げたことがございますけれども、このことが可能かどうか、御答弁いただきたいと思えます。

一つは、公団に働きかけていただきたい、ということでございます。これは住都公団のことでございます。高幡台団地自治会、百草団地自治会が、外周道路を市に公団が移管するに際しまして、公団と話し合いをいたしました。そういう話し合いの中で、湯沢会館の下にあります公団用地斜面がございまして、ここに一時駐車しておりましたが、ここを駐車させないようになったわけでございます。しかし、現状の中で、安全対策を施せば、数台の駐車ができる、ということも、いろいろ住民は考えているわけでございます。そういう点を、近隣自治会とも、あるいは公団とも話し合っていて、安全性も考えた上で、可能かどうか。

それからまた、もう一つは、七生福祉園が隣地にございまして、現在も、一部は、あの敷地を利用いたしまして、駐車をさせていただいておりますけれども、これを公式に、七生福祉園、東京都と話し合いをしていただいて、敷地の中に空間があった場合は、仮にいろいろの行事の際、駐車できるように、公然とそういうことができないものかどうか。

もう1点は、これも既に行っている部分もあると思えますけれども、教育委員会と話をさせていただきまして、第六幼稚園の敷地を、園児がいない際に、園庭が壊れない程度に、これも話し合っ、何らかの活用の仕方というものが、公式にできないものだろうかど

うか、という点でございます。

それぞれ、今申し上げました相手方には、それぞれのまた理由があるし、第六幼稚園も園庭を広げたい、という要望も持っているわけでございますので、うまくいくかどうかはわかりませんが、すぐ手を打てる問題としては、そういうことが発想できるわけでございますので、御答弁をいただきたいと思っております。

次の点は、長期の見通しでございます。湯沢福祉センターの周辺には、公有地がございます。また、民有地もあると聞いておりますので、そういう面積がたくさんあるのではないかと。市当局もつかんでおられると思っておりますので、どのくらいの面積があるか程度で結構ですが、お教えいただきたいと思っております。

そして、あの付近は、緑地でもございますので、早いところ、あの付近は緑地として今後確保もしていただく、ということも含めまして、駐車場と関連して、そういう長期的な見方がもしあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、時間が余りございませんけれども、湯沢会館前に、バスの停車の問題がございます。これもしばしば私も、京王帝都とも話し合いをしましてまいりました。しかし、現在は不可能という状況になっておりますが、七生福祉園の方々の歩行の問題、湯沢会館の利用、ということを考えて、当面、駐車場がそんなにできない場合、バスでおいに来てください、ということをして市が宣伝できるようにするためには、あそこに一定の時間、駐車ということ、バスの停車ということも考えていいのではないかと、思っております。そういう点について、京王帝都側と交渉していただけるかどうか、です。

以上、4点ほどでしょうか、質問を申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 湯沢会館、湯沢福祉センターの駐車場について、という御質問でございますけれども、湯沢会館の利用者は、ほとんどが高幡台団地または百草台団地の住民ではないかと、思っておりますけれども、年間に約4万人の方が、現在利用されております。そういうことでございますので、福祉全体の分布ということについて、詳細な資料を、現在持っておりませんが、そういう状態じゃないかと、思っております。

そして、現在の湯沢福祉センターには、駐車場は特にありませんので、そういう点では、御不便をおかけしているのではないかと、思っております。

現状としましては、センター、幼稚園の入口のところに数台分、それから七生福祉園の一部を利用しております。住宅公団に確認したところでございますけれども、センター

近隣には、公共の駐車場の設置を今のところ考えていない、こういうことでございます。

今後の対策として、傾斜地の利用、または七生福祉園の活用をもう少し考えたらどうだ。また、六幼の活用もどうか、という御質問でございますけれども、それぞれの利用をされていると思いますので、先日ちょっと伺ったときには、六幼は、今後は研究会で六幼の中の、第六幼稚園の中の敷地を使っておられたようでございますので、それぞれの制約もありませんけれども、今後の対策としまして、公団用地または民有地を含めて、対象地等を協議会、または関係の部課と協議してまいりたい、と思っております。

また、最近、公団の緑地ののりを市へ移管する、という話も聞いているようでございますので、この辺のところについても検討させていただきたい、と思っております。

センター、近隣の民有地、公有地などの現状はどうか、ということでございますが、今後の長期的な駐車場の設置等の状況の中で、これを参考に示せということでございますけれども、まず、湯沢福祉センターは、三方はほとんど、ほぼ公団用地に囲まれております。センターに隣接して第六幼稚園があって、さらにその隣に民有地が8,175平米ほどございます。

また、湯沢福祉センターと第六幼稚園の道路をはさんだ向かい側のところ、つまり七生福祉園へ通ずる道の左側に、民有地が656平米ほどございますけれども、これはちょっと低くなっておりますので、駐車場には向かないんじゃないか、とこう考えております。

センターの斜めの前に、市道落合立川線と百草1号線とに挟まれたところは、民有地でございますけれども、角のところに694平米ほどございます。また、その両側にも民有地がございますので、そこら辺のところも、今後いろいろと検討してまいりたい、とこう考えております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、最後に、要望を申し上げておきます。

今の部長の答弁では、あたかも高幡台団地と百草台団地と聞こえましたが、百草団地のことだと思いますけれどね。百草台団地、というのはございませんのでね。百草団地だけでほとんどつかっているように、答弁でしたが、そうではないんです。今、現状としては、市の公式行事も使っておりますし、全市的な団体がかなりの程度、利用をされているわけでございます。

近所の住民は、なるべく歩いていくようにいたしておりますので、駐車場の要望として、強いものはないんです。私を取り上げたのは、全市的に利用している市民の皆さん

が、あそこは非常に危険である。そして、路上駐車をされるわけです。それがまた、交通の安全に、多大な危害を加えている状況にあるわけです。

そういう点から、近隣住民としては、そういう交通安全の上から、ちゃんとした駐車場が欲しい、という要望でありますし、湯沢会館利用者からは、全市的に利用している方々から、交通が不便な場所で、どうしても車で行かなければいけない、そういう立場から駐車場が欲しい、とこういうことになっておりますので、そういう点を深く、部長は認識をしていただき、関係部長、あるいは教育長、市長とも協議していただいて、早急に手を打っていただきたい、と思うわけであります。

公団が、駐車場をつくることなんかを、考えるはずはないわけです。公団の方は、また住民の方の駐車場も大変不足しております、その方で頭はいっぱいでしょうし、湯沢会館のために駐車場をつくる考えは、恐らく持つはずもない、こういうふうに思うんです。

そういう点で、ただ聞くだけではなく、公団に土地を提供しろとか、貸してくれとか、いろんなそういう立場で、市当局に働きかけていただきたい、というのが私の一般質問の立場でございます。

現在は、湯沢会館の職員も、駐車する場所がないわけでございますので、日野市内の近場に住んだ職員があそこに勤める場合は、歩いていらっしゃるんですけども、遠くの職員が湯沢会館等に勤務する場合は駐車場がなくなる、ということにもなってまいります。

また、結局、こういう苦情は、湯沢会館の窓口に行くことになると思いますので、あそこに転動してくる市の職員の方は、いつも悩んでおられる、というふうに日々聞いております。そういうことでもありますので、そういう立場から駐車場が必要、という質問でございます。一刻も早く、当初5台でもいいですし、3台でもいいですから、そういう点で、市が大いに努力をしていただいて、私の要望、また、これはイコール市民の要望ですけども、実現をしていただくように、強くお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって9の3、湯沢福祉センターの駐車場対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後4時2分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、非核・平和の施策をいっそう前進させるための通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） 非核・平和の施策をいっそう前進させるために、という表題で、一般質問を行います。

私は、この質問の具体的な論議に入る前に、一言指摘しておきたい点がございませう。

去る6月議会に、ある議員でございましたが、マル優の廃止問題にかかわって、私の名前を挙げて、マル優廃止反対が、あたかも庶民への減税、そして大金持ちへの増税になるかのような発言がございました。これは、全く見当違いというものでございまして、そのような発言を行った議員も含めて、例えば3月の議会では、売上税導入に反対しマル優制度の存続を求める意見書を、この議会で決めて、政府に提出しておるわけですが、その内容に、次のように述べております。

「マル優制度廃止は、庶民のささやかな貯蓄にも一律課税をしようとするもので、その影響は、計りしれないものがあります」というふうに述べております。庶民のささやかな貯蓄にも一律の課税をしようとするものだ、というふうに述べておるわけですから、この意見書も含めて、すべての、30名の議員が賛成をして、意見書を提出したわけであります。もし、この意見書に反する、ということをお主張するならば、みずからの決定を覆してしまう、ということにもなるわけでございますので、指摘しておきたいと思ひます。

さて、非核、平和の世論というのは、市民はもちろんでございますが、東京都民、さらには日本の国民、そして世界的な大きな世論のうねりとなって、今、高まりつつあるわけでございます。非核、平和の問題につきましては、ことしの3月の議会に、我が市議団の中谷好幸議員が、詳しく質問を行いました際、戦後の国際的な侵略戦争への反省も含めた核兵器廃絶、平和のさまざまな運動の歴史などを紹介いたしました。私は、こうした論議の上に立ちまして、最近の動きなどを紹介しつつ、質問を行ってまいりたいと思ひます。

ことしの8月には、長崎で原水爆禁止世界大会が行われました。内外の参加者は、これまでになく多数を集集しての盛り上がった大会だ、と伝えられております。この大会をまつまでもなく、最近の核兵器を廃絶しようという世論の高まりと、あくまでも核抑止論に代表される、核兵器の使用も辞さないという勢力との闘い、大きく展開されてまいってきているものであります。

核兵器廃絶を中心課題に据えつつ、新しい前進が幾つか示されておりますが、その中でも、特徴的なことに、国際政治の間で、政府間の平和の問題に関する交渉で、この核兵器廃絶の世論の高まりが、大きな影響を及ぼしているということは、何人も否定できないことではないか、と思うわけであります。

ことし、中曽根首相も参加いたしました先進国首脳会議、いわゆるサミットであります。ベネチアで行われました。そして、東西関係に関する声明を発表し、この中で、平和を維持するために、核抑止力が引き続き重要だ、と主張しているのであります。核兵器は、平和のために有用であり、必要だ、というわけでありましょう。この核抑止論の理論というのは、まさに人類の生存にとって、危険で有害なものといわなければなりません。これについては、既に多くの論議が、なされてまいってきているところであります。

私は、この核抑止論の主張は、今、世界的に盛り上がりつつ、核兵器の廃絶を求める国際的な世論の高まりをおそれたものではないか、と判断するわけであります。核兵器の廃絶を求める世論が高まれば高まるほど、核兵器にしがみついた勢力は、必死になってその理論と、その勢力を守ろうとするわけであります。

ですから、宇宙へまで広めたアメリカのレーガン大統領が主張する核戦略構想なるものが、一方で進められようとしているわけでありますが、こうした宇宙にまで悪影響をを広げようとする、一方の好核勢力に対し、私たちは断固とした姿勢で、核兵器の廃絶運動を進めていかなければならない、と考える次第であります。

原水爆禁止世界大会が国際会議を行い、そこで宣言文を発表いたしました。採択された文書でございますが、この中から一、二、今日の世界の核兵器をなくす運動とあわせて、両勢力の激しい論争、闘いの一端がうかがえると思うのでありますので、紹介を試みたいと思います。

一つは、平和勢力、核兵器の廃絶を求める勢力が、その中心に核兵器の完全禁止、完全廃絶を正面に据えて闘うということが、最も重要なことである、と述べております。

さらに、それを進めるためにも、さまざまな分野での闘いが出てくるわけでございます。

すが、例えば、こういうふうにも述べております。核兵器の速やかな廃絶の課題と結合して、短射程を含む中距離核ミサイルの全廃、核兵器実験の前面禁止、核兵器の使用禁止等々を掲げた上に、核兵器の配備反対、核兵器積載艦船、航空機の寄航反対、核基地、核部隊の撤去、非核兵器地帯の設置、宇宙空間の軍事化反対、などを掲げておるわけです。そして、これらの課題を速やかに実現させるためにも、あらゆる運動の面で、平和勢力がイニシアチブを発揮することが大切だ、と述べております。

その一つに、非核の政府を求める運動は、重要な意義を持つイニシアチブである、と訴えております。日本の国内だけではなくて、世界の国際的な共同行動を進めるという点も、重視しなければならないとし、ことしの10月24日、第14回国連軍縮総会週間の始まる、その初日に、平和の波の運動を、全世界に起こしていこうではないか、と提起を行っているわけでございます。

今、世界の150カ国以上に広がり、27の国際組織、約200の各国の組織が支持をして、推進しております。広島・長崎からのアピール、署名運動というのが、展開されております。これを支持する署名運動が、仮に10億の署名を国際的に実現するならば、世界の世論を急速に動かし、核兵器廃絶の実現に向かう状況を大きく変える力となるであろう、と述べておるわけであります。この署名だけに関して申し上げますならば、国内における取り組みも大きく前進をしておることが、報告されているわけでございます。

例えば、人口の過半数の署名獲得を目指そう、という運動も行われておまして、和歌山県や京都府では、県民、府民の人口の過半数の署名を集めることができた、と報告されております。北海道から南は沖縄まで、全国の各県等におきまして、取り組みが進められ、81以上の地方自治体で、人口過半数を達成したと伝えられておるわけでございます。こうした大きな世論の広がりには、それぞれ地方自治体の行政を動かし、あるいは政府をも揺り動かそうという、そういうエネルギーとなって発展することは、間違いなものでありましょう。私は、こうした最近の動き、運動の発展を見るにつけて、ますます核兵器の廃絶を求める運動が、大きく、深く前進していくものと、強く確信をするものでございます。

ことしの7月1日の広報には、森田市長が、みずから述べておることではございますが、国際非核自治体デーということで、市長の考えが市民に訴えられております。7月1日は、数年来、この日を国際非核自治体デーとして、非核平和運動を世界の自治体連体によって発展させようとの、国際的な自治体間組織が生まれつつある、としております。

第1回の会議は、英国のマンチェスター市が、第2回は、スペインのコルパド市が、

第3回はイタリアのヘルジア市が開催市となっております。当市は、この国際会議に出席していませんが、招請状を受けているので、非核平和宣言都市の連体を強めるため、この運動に加盟する立場をとっている、というわけであります。国際的な連体を強めて、それぞれの自治体で進めております非核の政策や施策を、互いに取り入れつつ、学びつつ、そしてともに前進しよう、というものでありましょう。

日野市に振り返って考えてみますと、市議会で、昭和57年6月、非核宣言を求める請願の採択が行われました。同じ年の10月に、核兵器廃絶平和都市宣言が市長から提案され、議会で全会一致議決しております。日野市の平和都市宣言は、国内では早い方でしたが、その後、宣言自治体がふえ続け、昨年は国際平和年のこともあり、全国の都道府県及び市町村のうち、約1,000の自治体、33%を数えるまでにふえ続けている、と述べております。

これが、8月の時点になってまいりますと、1,140以上の区市町村、自治体での非核宣言が行われている。そこで住む人口は、57%を超えてまいったわけであります。日本の人口の過半数以上が、核兵器の廃絶を求め、平和を求める意思を、明らかにしてまいってきているわけであります。こうした非核自治体宣言の発展は、先ほど来、申し上げておりますように、国内だけにとどまらずに、世界に広まってまいってきているわけであります。

1985年の9月、一昨年の9月には、世界の17国2,728の非核自治体宣言があったそうでありまして。1年後の昨年の10月には、世界の24カ国、約3,600の自治体に、非核宣言が広まってまいりました。そして、この24カ国のうち、日本、ニュージーランド、オーストラリア、イギリス、アイルランドでは、人口の過半数が非核自治体宣言に住んでいる、ということになってまいったわけであります。

2回にわたって、直接原子爆弾の投下を受けて、広島や長崎の市民が一瞬にして殺りくされてしまう。あるいは、アメリカのビキニ環礁における水爆実験による、漁船第五福龍丸の乗組員が被爆を受けて死亡する。こういう世界に類のない被害を受けた日本の国民であるならば、だれ一人として、核兵器の廃絶や原水爆の実験、あるいは核戦争を阻止しよう、やめさせよう、という願いを持つことは当然のことであり、それに反対する人はいない、と思わざるを得ないわけであります。

しかしながら、現実の日本の政治の実態を見るならば、これほど多くの国民や住民が望んでいるにもかかわらず、歴代の自民党政府、現在の中曽根内閣が、核兵器の廃絶や核戦争の阻止を中心議題とする国際的な会議で、積極的な役割を果たしているとは、と

とも言えないのであります。それどころか、先ほどの竹ノ上議員の一般質問でも指摘されましたように、軍事予算の年々増加を計上するものの、教育予算や福祉予算など一向にふやさないという、この現実を見るならば、私たちは強い怒りを持たざるを得ないわけであります。

私は、核兵器の廃絶を願う国民の、本当にその気持ちを代弁する政府であるならば、国是という非核三原則が、実際の効力を持って、国の政治の中に生かされていかなければならない、と思うわけであります。しかるに、いろんな面から指摘されておりますように、アメリカの核艦載可能の艦隊の入港であるとか、あるいは積載可能の航空機の日本基地内での発着陸が繰り返されております。アメリカの国防長官が打ちました電報が暴露され、日本への持ち込みが公然の事実のように行われていることも、指摘されてまいってきているところでございます。

こうした日本の政府の、実際の平和に対する施策を考えてみるならば、私は、地方自治体の非核平和の施策が、一層充実発展させて、政府をも動かすような力に発展させていかなければならない、と考える次第であります。もちろんこれは行政当局だけに望んで、すべてそれですとするものではないわけでありまして、さまざまな住民の運動の高まりとあわせて、地方自治体の施策が進んでいくものと、考えるわけでございます。

私は、この一般質問を行う上で、幾らかの世界の各自治体の、さまざまな非核平和施策や運動の調査を行ってみました。実に多面的な運動が行われている、ということもわかったわけではあります。まず、世界的に最も有名なものが、ニュージーランド政府の行っております、ニュージーランドの非核地帯・軍縮・軍備管理法のもとにおける、非核平和の施策であります。

この第1条には、1985年、ニュージーランド非核地帯・軍縮・軍備管理法と呼ぶ、というふうに述べているわけでございます。その全部は御紹介できませんが、一部御紹介いたしますと、その第4条には、「ニュージーランドの非核地帯」という条項がございます。ここにニュージーランド非核地帯が設置され、次により構成される。

- a. ニュージーランド領域線内のすべての陸地、領土及び内陸水。
- b. ニュージーランド内水。
- c. ニュージーランド領海。
- d. aからb. cの各号に指定された地域の上空域。

というふうに指定されているわけでございます。

いわゆる全土が非核地帯に指定されている、ということになるわけでありまして、です

から、アメリカの艦隊がニュージーランドに寄港できないという事態が、以後、続いているわけでございます。

さらに、大ロンドン市議会の非核政策というのがございますが、これによりますと、一つに、核の脅威に対抗する措置というのが、ございます。大ロンドン市議会の、この非核政策は、実に細かいところまで考えておるわけでありまして、例えば、こういうものがございます。

ロンドンを非核地帯に、「大ロンドン市議会は、ロンドンと平和のために働く」というスローガンを、市すべての公用車（車、電車等）というふうに書かれてありますが、公用車に掲示する、というわけでありまして、また、非核地帯の旗を作成する。自動車用ステッカーを配布する。これは、市民に配布するということでありましょう。大ロンドン市議会の非核政策について、定期的な新聞発表を行う、というわけでございます。

そして、非核地帯の実施ということで、細かく述べておりますが、ここでも、やはり非核地帯を設置するんだ、ということが述べられておるわけでありまして、1983年を平和の年に制定することについて、という項目がございまして、大ロンドン市議会の決定によって、1983年は正式に平和の年と決定された、というわけでありまして。

さらに、市長の、広報で述べられておりました、第1回の非核自治体国際会議大会の決議がございまして、何項目にわたっての内容を含んでおります。

さらに、第2回目の非核自治体国際会議の決議では、決議が15本ございまして、具体的な内容を盛り込んでおるわけでございます。恐らく、こうした内容なども、日野市に送付され、市長も目を通されていることと思っております。この決議の最後には、我々はこれらの地域の地方自治体が、それらの提案を積極的に支援し、推進することを主張する。そのことは、核兵器のない世界を実現するという目的をのべたものであり、その目的のために貢献する、目的を実現させるために貢献する、というようなことも述べられておるわけでございます。

もう一つ御紹介申し上げることに、CND——英国の核軍縮キャンペーンというのがございまして、地方自治体の非核地帯宣言の促進方針というのが、つくられております。この中で、幾つか参考になる点があるのではないかと、思われることを御紹介いたしますと、一つに、地方議会が非核地帯宣言をした後も具体的な運動を続け、市民に宣言の意味と核兵器の脅威を理解させる必要がある、と述べております。

この運動に反対する議員を訪問して徹底的に説得し、かつ全職員に宣言を支持するよう要請状を書く、ということも行っております。非核地帯宣言の方針に反対する議員に

は、訪問して説得する、というようなことも、英国では行っていることになるわけであります。

さらに、具体的な項目ということで、その一つに、反核平和教育を挙げております。この反核平和教育の中で、学校や図書館で映画会や展示会を催す、ということがございます。これは、既に日本でもやっておるところもあるわけがございますが、学生のために、平和研究基金を設置する、というのもございます。「平和劇場」と平和教育グループを連携させ、「平和アイデア集」をつくる。学校に平和グループが使用できる施設や部屋などをつくる。平和教育助言者を任命する、というものでございます。

「一般の教育と宣伝」という項目には、例えば、平和週間を行って、特別行事を企画するという内容。反核平和運動の旗をつくる。非核地帯宣言都市では、「あなたは今非核地帯に入ろうとしている」という道路標識をつくる、ということがございます。

これは、日野市の緑と清流を取り戻そうという看板を、中央線などの日野市域に入ったところに、かつて掲げたという経過もございますが、こういったことなどが、英国などでも、道路の境界の境に設置されて、通行人あるいは市民に、その呼びかけを行う、というようなことが記されておるわけがございます。

その他、細かい点などは幾つかありますが、省略いたします。

このようにいたしまして、世界の諸国における細かい、具体的な施策の項目や指針を明らかにいたしまして、取り組みが行われていることが、よくうかがえるわけがございます。

こうした世界の非核自治体の運動の前進を勝ち取る上で、私は、日野市での非核、平和の施策は、これまで行ってきたことや、議会でたびたび市長が説明を行ってきた考え方を振り返ってみますと、決して遜色のない現在の到達点ではないか、というふうに判断するわけがございます。

しかしながら、平和非核の施策というのは、限界というものは、まだないと思うわけであります。一般会計総予算に占める割合も、まだまだ小さいものでありますし、具体的な施策という点では、市民が本当に核兵器の廃絶、平和都市宣言の意味を十二分に理解し、それを運動化していくという点でも、行政の働きという点は、まだまだ余地はあるのではないかと、思うわけがございます。こうしたことを考えてまいりまして、私は、幾つかの具体的な提案を行ってみたいと思うわけであります。

市長は、就任以来、憲法を市政に生かし、緑と清流を取り戻そう、というスローガンを掲げてまいりました。福祉の風土づくり、ということも言われているわけであります

し、それは何よりも住民自治を発展させる、という理念に基づくものでもあるのではないか、と考えるわけでございます。

憲法の前文には、日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した、と述べております。この決意に立って、憲法の理念が生かされるべくものでもありますし、日本国民は等しく願っているところでございます。

地方自治法の第2条には、次のようなくだりがございます。2条の第2項になりますか。その2項の一つに、地方公共の秩序を維持し住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する、という条項がございます。

地方公共の秩序を維持し住民及び滞在者の安全、健康という、この項目こそ、私は平和の施策を進める最も根本をなすものではないか、と考えるわけでございます。こうしたことの上に立って、森田市長が市政の執行を担い、平和の、そして核兵器の廃絶を願うの施策を展開されてきたものと、考えるわけでございます。そのことで、宣言塔の設置が行われてまいりました。あるいは、被爆者団体への助成金の支給も行われてまいりましたし、長崎・広島平和祈念祭への市民の参加の際の助成も行われてまいりました。その他、幾つかあるわけでございます。

私は、60年の第1回の定例議会で、ちょうどその年は国際青年年の年でもございましたので、それに関連する質問を行いました。そして、その中で、平和の使者ということで、青年の、国内、国際交流を促進させるようなことを行ってはどうか、と提起を行ったわけでございます。翌年の61年度の予算には、青少年海外派遣事業として、195万円の費用が執行されるようになったわけであります。今年度も、引き続いて予算が計上されてまいりました。これも、私は、平和を基本として海外の人たちとの友好、親善を促進していくという役割の一端を担うもの、と考える次第でございます。

こうしたことで、一つ一つ地方自治の理念、憲法の理念に基づく施策が花を咲かせてまいってきているわけでございますが、これからはどうするか、という問題になるわけでありまして。平和の施策は、教科書というのは、まだないと思うわけでありまして。手探りの状況で、それぞれの自治体や住民が、最も有効、実効ある施策を求めて運動を展開し、また、施策も実施させるということではないか、と思うわけでございます。

そういうことから、私も、ただ市長に、市の執行者にのみ、次に提起することを要求する、ということだけではなくて、議会でも一緒に考えていく。市民もまた、さまざま

な運動を行いつつ、これらの施策が前進できるように考える、研究する、あるいは運動を進める、ということと同時に進んでいかなければならない、と考えております。こうしたことを前提に、次の点の提案を行ってまいります。

一つは、日野市で行っております、核兵器廃絶平和都市宣言とのかかわりで、その実効ある施策として、非核三原則の条例化を求める、という点であります。先ほど触れましたように、中曽根内閣は、非核三原則は国是だというだけで、その実効ある、裏づけとなる施策はまだ行われていない、というのが実情であります。

こうしたことから、地方自治体で非核三原則を条例化し、核兵器をつくらない、持ち込ませない、使わないという、この三原則を、本当にこの日野の中での実効あるものにしていかなければならない、と思うわけであります。

もう一つ、私は、これと同じような意味で、非核兵器地帯をどうこの日野の中に実行あらしめるか、という点であります。非核兵器地帯ということになりますと、先ほど引用いたしましたニュージーランドの例で申し上げますと、国内の、例えば道路などでの核兵器に関する運搬などは一切できない、ということになりますし、もちろんつくるなというようなことも、できないわけであります。川を使つての核兵器の運搬等もできなくなります。さらに大事な点で、港での核兵器の積載艦の寄港ももちろんできない。さらに、上空における核兵器積載の航空機の飛行もできない、ということになっているわけであります。

私は、米軍の横田基地に発着いたします米軍の飛行機は、一体、核兵器を積んでいるのか、積んでいないのか。横田基地には核兵器が貯蔵されている、という報道も、これまでしばしばあるわけでございますが、本当に実効あるものにするためには、こうした宣言の裏づけとなるものを確立して、それを、ただ米軍の横田基地の司令官に通告するとか、アメリカ大使館、レーガン大統領あてに日野市の立場を明らかにする、ということが必要ではないかと思うわけであります。

さまざまところで、また、ときに、引用されておりますが、神戸方式といわれる核兵器積載艦艇の入港拒否の問題は、有名であります。昭和50年3月の神戸市会におきまして、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議が、議決されました。これは、要するに、核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否する、というものでございます。

これを受けて、市当局は、次のような態度表明を行ったわけであります。この市会での決議を受けまして、市の当局は、同じ年の4月に、外務省に決議を説明したというわけであります。各艦艇が神戸港に入港を希望する場合には、当該国大使館より外務省に

口上書が提出され、外務省は港湾管理者に対し、口上書の資料を添付して、寄港に対する協力要請文を送付する、ということになっているそうでありますが、この場合、上記口上書に核兵器を積載していないことが明記されていれば、係船申請書の添付書類に、大使館または領事館の証明書の添付を省略するが、明記されていない場合には、別途証明書の添付を義務づけていく、というわけであります。証明書の添付がない場合は、係留を許可しない、ということになってまいりまして、それ以来、アメリカの艦艇は、1 そも神戸港には入港していないという事実が、今日まで続いているわけであります。核を積載していないという証明書が書けない、というわけでありますから、積載しているといわれても、やむを得ないのではないか、と思うわけでございます。

こうして、アメリカの艦隊が、日本の数多くの港に入港し、また、出航するということを繰り返しているわけであります。この上ない危険な事態が続いている、といっても差し支えないわけであります。こういうことが、どうして上空に及ばないか、ということでもあります。ニュージーランドは、政府がそのことをはっきりと明確に表明しているわけでありますから、もちろんアメリカの軍用機は、ニュージーランド領空上空には、飛行できないでありましょう。

そういうことにヒントを得まして、一つの自治体が宣言の裏づけとして、非核兵器地帯、非核三原則を実効あるものにするということが、これからの新しい一つの研究テーマになり、課題になってくるのではないか、と考えるわけであります。

二つ目に、先ほどもちょっと御紹介いたしました、平和基金の創設であります。私は、今後、市民の中から、さまざまな平和に関する運動が展開されてくるだろう、と予想しておりますが、その際、市側も十分対応できるものの一つとして、平和基金を設けて、市民の要望に対応する、こたえるということが必要ではないか、と考える次第でございます。

さらに3点目、平和週間の創設であります。「緑と清流を取り戻そう」というスローガンで、市長が苗木の配布などを行うことであるとか、緑に関するさまざまな行事などを行う、緑の月間というのを設けていることは、御承知のとおりであります。

私は、平和の週間を設けて、例えば8月の何日間という日にちを設定いたしまして、平和の問題についての、市民とともに改めて考える。あるいは、平和の問題を大きくアピールする、さまざまな行事を展開するということなどを、市民とともに進めていくことが必要だと思っております。

8月の6日、広島に原爆が投下されたその時刻に黙禱を捧げるとか、9日には長崎に

投下された時刻に合わせて黙禱を捧げる、というようなことなどが、各地で、あるいはさまざまな団体で行われているであります。これをさらに集会に広げて、さらにそれが市民の合意を得て、大きな盛り上がりを見るならば、月間にまで広げてもよろしいでしょうし、そのことがまた3ヵ月、あるいは4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月、というふうに広まっていくということも、予想されるわけであります。

4点目の提案というよりも、これはお聞きしたいわけではありますが、2年前に市長が、レッドランズの市長あてに平和の手紙を送りました。返事が来た、という御返事を伺っていないわけであります。このレッドランズへの手紙が、どういうふうに向こうで、レッドランズ市で受けとめられているのか。検討されて、今にも返事を出そうという状況になっているのかどうか。あるいは、レッドランズ市でも、核兵器の廃絶平和都市宣言を行おうではないかという、そういう市民の世論が盛り上がって、その準備が行われているのかどうか、というようなことなど、いろいろ考えられるわけでございます。まさか、日野の市長の出した手紙が、忘れられているなどというようなことは、私はないと考える次第でございます。市長の方で、詳しい情報等を得ておりましたら、ぜひお知らせをしていただきたいと思うわけでございますし、レッドランズ市が日野市と同じように、平和を願う市であってほしいという働きかけを続けていただきたい、と思うわけであります。

このことに関係いたしまして、3月の議会で、中谷議員の質問で、アメリカのレーガン大統領とソビエトのゴルバチョフ書記長に、核兵器廃絶を願う手紙を出したらどうか、という質問を行いました。市長は、検討する、という答弁を行ったと思います。その後の検討結果、どう結論を導き出されたか、お伺いしたいと思うわけでございます。

5点目の御質問は、被爆者の問題であります。今、全国には、被爆を受けて苦しんでおられる方は、37万人以上に達しているといわれております。被爆の影響というのは、2世、3世にまであらわれるといわれているわけではありますが、この37万人というのは、国民300人に1人の割合であります。被爆から42年、被爆者は高齢化し、がんや内臓疾患がふえ、老後の生活と健康の不安が高まっていることは、容易に想像できることでございます。この被爆者に対する、日本政府は、国民は戦争の被害を等しくし受認すべきものだ、とする原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見が、1980年12月に答申されたことは、まだ御記憶にあることでございます。

この被爆者でつくっております日本被爆者団体協議会は、原爆被害者調査で明らかになりました、被爆者の実情と願いを、全国的に広めるという運動を繰り返して行ってま

いってきているわけでございます。先ほど私が少し触れました、日野の施策の中の一つに、被爆者団体への援護の手が差し伸べられている、ということを申し上げました。それにとどまらないで、もっともっと援護の手を差し伸べていかなければならない、と思うわけでございますが、例えば、厚生省が発表いたしました被爆者への健康や生活などについての調査が、発表されました。この調査は、昭和60年度の原爆被爆者実態調査というものでございますが、6月に発表されているものでございます。詳しい内容は省きますが、7割の方々健康に不安だ、ということをおっしゃっておられることや、年取が低く、生活保護の保護率が非常に高い、という実態が報告されているわけでございます。こうしたことを考えてみまして、被爆者への援護の手を差し伸べるべく、施策の内容充実を求めたいわけでございます。

○その一つに、今、各地で行われております、被爆者への見舞い金の支給でございます。この近くでは、三鷹市が条例を制定して、被爆者への援護の手を差し伸べております。大いに参考にされて、日野市でも実施していただきたい、と要望する次第でございます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

質問を続けてください。

○19番（板垣正男君） その二つ目に、被爆者一般疾病医療機関という病院の指定がございしますが、日野市内では8カ所指定されております。ここで、被爆者が健康診断、あるいは一般の疾病と申しますか、要するに体がぐあいが悪くなったら、そこに行って診察してもらい、あるいは必要な治療を受ける、ということになるわけですが、その指定機関が少ない、ということがあるようでございます。

例えば、多摩市などは27カ所の指定がございしますが、日野市の8カ所というのは、どういう事情でこういうことになっているのか。もう少し被爆者などの実情を聞き、医師会との協議を進めて、指定機関の増加を図っていくことも重要ではないか、と思うわけでございます。

3点目に、健康診断指定病院というのがございします。これ、日野は市立病院がたしか指定されておると思いますが、ここ1カ所でございます。交通等の不便で、他市に行くとか、あるいは都内の病院まで行く、というようなことなどが行われているようであり

ますが、年2回から4回の健康診断が受けられる病院を、あるいは医療機関を、もう少しふやしていただけないか、こういう要望がございます。ひとつ、検討をいただきたいと思うわけでございます。

最後になりましたが、被爆者の海外への派遣と申しますか、被爆者が被爆の実情を多くの方々にお話しして、被爆を受けた苦しみを多くの方々に話をされて、本当に核兵器というのがどんな恐ろしいものかということをお話ししたい、こういう願いを強く持っているようであります。これは、国内でもいろいろ活躍されている方々も多いものでありますけれど、海外にも最近はお出かけまして、そこでの被爆の実情をお話しする、ということが行われておるわけでございます。日野在住の被爆者、あるいは被爆者団体等で、海外でのこうした被爆の実情を語りたいという、そういう希望や意欲があるならば、何らかの助成の手を伸べる必要があるのではないか、と思うわけでございます。ぜひ、そのこともお考えいただければ幸いです。

例えば、姉妹都市であるレッドランズ市に行きまして、被爆というのは、こういう恐ろしいものなんだ、戦後42年たった今日でも、このように人体をむしばんでいるんだ、ということ、詳しく直接お話しすることができるならば、レッドランズ市長を初め市民が、核兵器の問題や被爆の問題ということについての認識を、また一段と深めることができるのではないか、と考える次第でございます。

以上、御提案を申し上げた点について、回答をいただきたいと思っております。

- 議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） 今、御提案されました件、項目にしましては6項目、大きなものがあるんですが、さらにその中の小さい項目もあります。合わせますと10項目からの、と思っておりますが、事は非常に重要なことでございます。それから、認識的には、核の廃絶、こうしたことについては、既に市議会でも十分認識しての平和都市宣言をしております。そうした中で、答えになるかどうか、ちょっとわかりませんが、一応お答えいたしまして、その後、市長にお願いいたします。

1点目の、非核の三原則の上陸ということでございます。これらにつきましての検討、新しい本当の提案でございますので、これらについてのまた提案は、それぞれ検討していきたいと思っております。

それから、2番目が、その間でございますが、平和基金の設置ということでございます。これにつきましては、品川で56年に1億円の基金で、これをこしらえております。そうしたものを含めまして、本市におきましても、事務的な検討にはちょっと入ってお

りますので、また、これらについての問題は検討させてもらいたいと思います。

3番目の、平和週間の創設、ということでございますが、これは御承知のように、57年に平和都市宣言ができてから、日野市におきましては、平和月間といたしまして、終戦記念日を中心にいたしました、あるいは長崎、広島、それらの日がありますので、8月を平和月間としてとらえておりまして、それらに基づきいろいろの事業を行ってきております。例えば、懸垂幕、あるいは反核平和のフィルムだとか、それから戦争体験記を出すとか、そういうふうなことを年次でやってきております。

今年度におきましては、これは早く設置しましたんですが、平和の絵として「独語」、北口の玄関のところに絵を掲げております。それから、被爆されました広島の、ここで建てかえるそうなので、それに基づきます、被爆されました石を展示していくというように、その実績はしてきております。

4番目の、平和の提案、これにつきましては、また市長の方からお答え願いたいと思います。

あと、福祉的な関係で、援護でございますが、三鷹ではこれを被爆者に対する条例化をしている。それから疾病の病院が日野市で8カ所で少ないから、これをもう少し拡大してもらいたいという提案、それから被爆者の健康管理をしていく、というようなことでございます。これらにつきましては、また担当部局とも相談しながら、検討させてもらいたい。

海外に被爆者の派遣ということも、これは大きな問題でございますので、提案として、ひとつ受けとめておきたいと思います。

以上、私からのお話は、ほとんどが提案を、一応今後の課題としてやっていきたいということで、回答になるかどうか分かりませんが、あとは市長にお任せいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 本市は、幸いに57年10月当時の議会におかれまして、核兵器廃絶平和都市宣言の議決をしていただいております。極めて光栄なことだ、というふうに存じております。

それに基づきまして、非核自治体平和運動、このことに国内でもかかわってまいりまして、今、宣言都市協議会のメンバーでございます。ことしも、8月5日の広島市で行われました、その自治体協議会に、出席してまいりました。そのときのアピールも、ちょっと手元に持っておりませんが、自治体に呼びかけを行っております。ことしは、特に参加市がふえまして、協議会の加盟市、並びに今後、関心を持って、協議会の後で大会と

いうのを行いましたところ、そこには百数十市から代表者が出席をされた、という実績がございます。

私は、その会の中で、非核国際平和都市運動というのものもあるわけでございまして、ことしは、第4回目、オーストラリアの環太平洋の範囲でやろう、という提言がございましたが、都合によって、実施が、今年は見送られております。その国際非核都市会議を日本で行うべきではなからうか、日本で開催をしよう、という提言も行いまして、今後、検討をされることになっております。

御質問の中に、特にレッドランズ市に対する手紙を送った、その反応、あるいは米ソの代表に手紙を送る提言があったが、それはどうしたか、とこういうことについて、ちょっとお答えをしておきたいと思えます。

レッドランズ市の反応は、その後、あちらを訪れた方々から、かなり詳しく聞いております。例えば、市長御自身もそのことについて、深く関心をもっておられる。こういうこともございます。

それから、ホームスティで泊まった家で、そのことが承知されていて、つまり、日本の日野市からそのような手紙が送られているということを、市民としてよく知っている、というお話も聞いております。いろいろと論議を（「手紙の内容を見せてください」と呼ぶ者あり）話されておる、ということでございます。

つまり、アメリカの立場として、まだ一つの自治体が意思決定をして、それを表明するところまで行っていない、こういふことではございますが、論議は大いにされている、とこういふふうに承知しておりますので、反応はある程度進みつつある、とこういふふうに思っております。

米ソの代表に文書を送るということは、自治体としてどれだけ有効か、ということもございますが、私は、むしろ日野市の平和教育の中で、子供が手紙を出すとか、そういう形をとったらいかが、ということを感じております。日野市民がニュージーランドのロギン首相に手紙を出して、そうして返事があったということが、現実でございます。むしろ市民あるいは子供たち、純粋な立場からの提言を、ひとつ、今後努力してみたい、とこういふふうに考えております。

平和予算、あるいは平和行事、いろいろ考えられるわけではありますが、一番大切なことは、私は、やっぱり子供たちに対する平和教育、これは、基本は、人を大切にすること。つまり、人間尊重の理念をしっかりと身に着ける、ということから始まるはずでございますから、そのような教育をしっかりとやっていただく。それに伴って、行政からの平和

行事を組んでいくことが適当とっております。

過去の議場で、基金の制定ということも、一ノ瀬議員さんから求められて、検討するというのを答えておりますので、何らかの方法で実現を図るようにしたい、とこう考えております。いろいろと行事、あるいは事業は考えられますので、今後、より一層効果のある方法で考えていきたい、このように思っております。

ただ、例えば、神戸市は港を自分みずから経営しております。そういう立場からは、一つの実効のある、効果がある手段が打ち出せるわけではありますが、そういう手だてを持たない立場といたしましては、やはり市民の意識こそ一番根底になる、大切なことと考えますので、そのような努力といえますか、息の長い、基本的なことから始めていくのが適切である、というふうに考えるわけであります。

被爆者団体、これは、なかなか表に名前を挙げて出しにくい立場があることを、よく理解しておりますので、余り立ち入ったことにはならないように、しかも心のこもることを今後も続けていきたい、このように考えております。

表に見えることは、例えば、宣言塔でありますとか、大分進んでおりますので、もっとこれからは、やっぱり教育に関する——心に訴え、残る方法を講じていきたい、とこのように考えておるところでございます。

あと、部長もいろいろと答えておりますので、今後、趣旨を十分尊重しながら取り組んでまいりたい、とこう思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ただいまの総務部長、市長、答弁がございました。これまでの施策の延長と、新しい提起なども、お答えしていただいたわけですが、私が提起いたすのは、平和週間に関しまして、現在、月間を行っている、ということでございますが、平和月間、1ヵ月間の期間でございます。これは、もちろん広島や長崎への平和祈念の参加を初めといたしまして、市民の自主的な取り組みなどを含めたことにもなるわけですが、週間でなければいけないということは、もちろんないわけですから、月間をさらに充実させていくことを、私たちもいろいろ提起をしてまいりたいと考えております。

例えば、反核コンサートなどは、全国各地でいろいろと行われておりますが、こうしたことも、この期間に入るかどうかは別にいたしましても、検討を行っていくことも、その一つではないかと思えます。

さらには、市民会館という立派な会館もありますので、反核、ことしは講談が行われますが、演劇等も含めた、こうした催し物も必要かと思えますし、また、講演会等も計画されるように、提案をしておきたいと思えます。

1点目の質問で、若干、私の考えをお話ししておきたいと思うんですが、日野市核兵器廃絶平和都市宣言の、この宣言文の中には、日野市は、核兵器が地球上から姿を消す日まで、その廃絶を叫び、平和市民生活の基本であるとの理念のもとに、ここに日野市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言する、というふうになっております。この宣言を、どう実効あるものにするかということで、今行われていることは、もちろんその一つ一つでございます。

市長は、教育は大切だ、という今後の方向を明らかにいたしましたけれど、それと並んで、私は核兵器に関する一切の、日野市の地域の、関係する場所や所などを含めて、上空も含めてですね、日野市には入らないという、そういうことをなにかの形でやはり明らかにするというのが、私はこれからの一つの大きな課題ではないか、と考えております。

非核三原則の法制化ということを、長年来、自民党歴代政府に、私たちは要求してまいってきているわけでありますが、一向に法制化をする気配は、感じられません。そういうことから、地方自治体が、その地方自治体の、もちろん範囲内でございますが、非核三原則を本当に実効あるものにするという点でも、条例化への一步踏み込んだ検討が必要ではないか、と考えるものでございます。そうした意味で、この質問を行ったものでありますだけに、今後の一層の研究と検討をお願い申し上げたいと思えます。

被爆者に対する援護の手は、もちろん心温まるものではございません。十分被爆者の意見なども聞いて、今後、対応していただきたいと思えます。

最後に、私は、先ほど来申し上げましたように、市民や全国の地方自治体で非核宣言が行われる中で、自民党が、中曽根総理が総裁であります自民党は、非核都市宣言は日本の平和に有害です、というパンフレットを発行いたしました。非核宣言を行わないように、通達を出していたことが明るみになりました。もちろん国会でも論議があったわけでございますし、国民から厳しい批判が上がったことも、御承知のとおりであります。しかし、自民党が、幾らこうしたパンフレットを発行しようとも、全国の国民は核兵器の廃絶と平和を願っているものであり、地方自治体がますますこの非核宣言を広め、政府にその影響を及ぼすであろうことを、私は最後に強調いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって10の1、非核・平和の施策をいっそう前進させるための質問を終わります。

一般質問10の2、再び問う、桑園跡地に構想されているプール付総合体育館の建設はいつになるかの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 過去に一度、私は一般質問でも取り上げまして、桑園跡地に構想されております、プールを配置いたしました総合体育館の建設年度はいつになるか、ということで質問を行ってまいったことがあるわけでありませう。

その際、明確な年度はもっと先にしてほしい、という答弁でございました。最近、日野本町北地区整備計画策定調査報告書もできてまいりまして、多摩川沿いの都市整備に関する構想も、具体化しつつあるわけでございます。今回の市政行政報告の中でも、市長が冒頭にその構想を明らかにいたしました。質問を繰り返しません、中でも桑園跡地の大蔵省からの購入、そしてプール付の総合体育館の建設が、一体いつごろになるのか、という点だけをお聞きいたしますので、ひとつ、端的にお答えしていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 桑園跡留保地、市民の森スポーツ公園の、道路を経た北側になる3.4ヘクタールのことでありますが、先般、多摩川沿い都市計画基本構想でも申し述べておきましたとおり、東町地域に区画整理手法をおろしたい、地元でもかなり了解をされている。むしろ進んで求められておる、こういう事情もございます。

それから、2・2・11の、つまり東側部分、伴いましてのモノレールコースになります2・2・11の1、これらの道路をつくりますのに、いわゆる買収方式ではもうほとんど不可能でございますから、やはり区画整理方式によることが、正しいと思っております。

あわせまして、留保地3.4ヘクタールも、区画整理事業の区域に入れるかどうか、このことの今、検討を進めておるところでございます。関東財務局、御当局では、区画整理に編入することは承認できる、とこういうふうにも伺っておりますのと、都市整備公団の関係もございますので、ちょっとまだ、区域に入れるかどうかの検討中ということで、御理解をいただきたいわけでありませう。

先般、発表といいまししょうか、一つの考え方を申し述べた方式によれば、年次を組むことは不可能ではございませんが、今、区画整理区域の検討しておる、ということでございますので、現在のところ、その年次を明らかにすることができない、こういう事情

でございますので、御了承をしておいていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 国は、桑園跡地の払い下げの条件といたしまして、望ましい都市像ということ、条件につけてあったわけでございます。望ましい都市像というのは、2・2・11の建設、2・2・10の建設、今回、多摩川沿い都市整備構想の中に浮かび上がってまいりました、東町地域の区画整理事業などが、明確になったという時点、あるいは、なるということ为前提にして、その望ましい都市像ということ想定する、ということになるかどうかです。

区画整理区域に、3.4ヘクタールの留保地を含めることは可能だということは、一層望ましい都市像に近づくということの意味なのかどうか。その辺を、市側はどうお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御当局の見解は、そのとおりであります。我々もまた、そのように考えております。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 道路の計画は、ある程度国の方も想定したことはないかと思えます。しかし、区画整理というのは、最近、浮上してきた構想でありますから、区画整理を含めなければ、望ましい都市像という条件ではないのではないか、というふうに、私は判断するものでございます。

しかし、市側が、この際、区画整理事業を進めたい、という考えもあるわけですから、これをこの留保地に絡めるかどうか。その検討中だということでございます。なかなか財政との兼ね合いもあるわけでありまして、区画整理事業を行う上での、いわば非常なポイントにもなる地域でもあります。この留保地の活用が、どう今後、展開されるかということも、付近住民並びに関係する市民の皆さん方、深い関心を持っているところでございますが、おおよその見当期間、例えば、年内ぐらいにはめどをつけたいとか、あるいは、来年の3月ぐらいまでには、明らかにできるのではないかとか、さらには、まだまだ、この先1年、2年、経過しなければ、建設の年度そのものも明らかにできない、ということなのかです。

私が、先般お伺いした際にも、もうしばらくお待ちください、ということでしたから、もうしばらく待ったわけでありまして、期限がない待ち方というのは、なかなか気になるものでありまして、市長、おおよそどの程度で、この区画整理、含めるかどうかの方向

を見出せることができるか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 留保地を入れるがいいか、入れない方がいいか、ということの見当は、年内ぐらいには定めたい、このように考えております。

かつて、一つの案として、議会にも表明しました方式で考えるならば、割合、年次を明らかにすることも可能でございますが、もうちょっと検討をしたい、と思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） わかりました。市長も、いろいろと関係する構想等もあるわけでありますから、それらの関連で、建設年度も明らかにするというのは、いわば当然かと思えます。

しかし、住民は、プールのついた体育館の建設を望む声が非常に強い、ということであります。あの桑園の周辺の住民に伺っただけでも、大変強い要望があるわけでありまして、体育関係の方々、また、体育とは直接関係ない一般の市民の方々にも、その声を私は伺っております。だからこそ、再度この問題を取り上げたわけでございます。決して新聞に書く都合があるから云々、というような質問を行ったわけでは、ないわけでございます。大いに市民の要望にこたえて、議会で論議を行い、施策を前進させる、そのことをまた市民に、私は大いに御報告もする。こういうことを、今後も行っていきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって10の2、再び問う、桑園跡地に構想されているプール付総合体育館の建設はいつになるかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集を願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時30分 散会

9月11日 金曜日 (第5日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第26号)

9月11日 金曜日 (第5日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

23番 黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 村上紀子君

議事日程

昭和62年9月11日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時9分 開議

○副議長（中山基昭君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日、議長所用のため、かわりましてその任務を務めてまいります。よろしく御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問11の1、京王線百草園駅付近（特に線路北東地域）の基盤整備の計画の有無についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔27番議員登壇〕

○27番（石坂勝雄君） おはようございます。ただいま議長からお許しを得ましたので、京王線の百草の駅の、細かく言えば駅前と、それから京王線路のいわゆる北東の地域に対する市の基盤整備の計画の有無についての質問をしたいと思いますが、その前に、私、議員に当選していま少しで10年ばかりになるのですが、あの地域の変遷ということ、旧七生地区と日野とが合併した33年、特に市制をしいた38年後、40年代からの変遷というのは高度経済成長の中で目に余るといえるのですか、びっくりするような変貌を遂げております。

そういう中で、特に百草駅の北東の地域というのは駅前はもちろん、百草の駅の踏切のところは、少し雨が降ると、昨日も名古屋議員からお話があったように氾濫をする、それからちょっと北へ行って程久保川がまた少しの豪雨でもって氾濫するという、こういうことを繰り返してきたのが20年代、30年代、特に人口が急増してきた40年の初期ではなかろうかと思えます。それまでは、まだ水田に水を張るという時代は、まだまだ鉄砲水が出てきても、一時そこで貯水槽のような任に当たれたのですが、その後宅地化の様相を呈してきてからは、一散に上流から程久保川にも鉄砲水が来る。それから百草の駅周辺には、構造上の欠陥もあったようですが、すぐ駅前が浸水してひざくらいの水になるということがしばしばでした。

そういう点では、ごく最近になって、程久保川というのはもう数年前に全部河川の改修が、市当局初め都、国の努力によって完了した、こういうことで非常に住宅地としては住みよい環境になってきた。それから百草駅の周辺の鉄砲水による浸水も、今年初めくらいに程久保川に向かっての水路が管の敷設によって——きょうも私、二、三件いろいろな意見を聞いてまいったが、ことしは豪雨というのが少ないせいか、そう今までのような浸水されたり、駅前を長靴でなければ歩けない、こういうことはなくなったと

いうことで、非常に喜んでいる、こういうことで、まずいい方の話を先に申し上げておきます。

それから百草の駅も、輸送力の増強の中で、我々が子供のときには2両だったのが4両になり、6両になり、8両になって、将来10両編成ということで、駅舎も北口から入っている通路もできて、地下を歩いていわゆる新宿行きなり八王子行きの方に乗れるというホームができて上がりました。

ただ私はこういうことに対しては、これは恐らく百草の駅の改修に対しては、京王電鉄が乗降客のサービスということでおやりになった、また輸送力増強の、ごく最近にもう10両編成にするというような、ホームの完成ができています。

ただまだそういう中で、この地帯がようやく2種の住居地域としての、都市計画の中の用途地域で、住居地域としての形態、それにまだ供用、全部は開始されませんが、この地域は多くが多摩ニュータウンに下水道が行くということで、ほかの地区より早く供用が、順調に行けば来年の4月いっぱいぐらいに開始になるのではなかろうか、こういうことで、下水道の敷設もほぼ敷設の山は越えたということでございます。そういう面では非常に住宅地としての住む環境は整備されつつ、整備された、つつでなくて、されたということ、私、喜んでいる一人であります。

しかし百草の駅から見れば、平山の駅も狭いとは言っても、バスが発着できるぐらいの駅前広場があります。南平と百草の駅だけは、まったく御主人なり友人を迎えにいて、車をとめておくところすらない、すぐ後からつかえて大騒ぎだと、こういう中で、何か、どうかして少しでも、たとえ150平米でもいいから駅前広場というか、そういう車が送り迎えるのできるような、駅前広場と言わなくても、駅前の駐車できる地帯が欲しいのではなかろうか、またこれが恐らく地域住民の願望ではないかと私は思います。

そういういろいろなことで、私、都市計画の人なりに、こういうことのいろいろな助言なり指導を聞いてみますと、どうしても百草の駅の南側なり——百草の駅の場合には北側というのは人口が密集していて、駅前の広場をつくるというのは無理だ、南側に対しては京王電鉄が持っている用地もそう大きくはありませんが、1000平米というか700平米ぐらいの用地はあると思います。それから線下補償の、下の私有地ではありますが、用地もあります。こういう中で、この駅前広場のようなものが狭くてもできないものか、こういうことを私も——私が考えるのではなくて、地域住民の人も多く願望しているのではなかろうか、こう思います。

それからその次に北側に目を転じますと、北なり東というのは、多摩川と浅川の特に

合流点があぶらめんというところではありますが、それに向かって程久保川が浅川に、流末が合流している。このいわゆるへんぴな地帯というか、一番沖側から開発されてきたというのがあの地帯なんです。

そういう面でいけば、駅を起点にして高幡の駅舎の東の踏切が渋滞するように、何かやはり都道137号線に並行したような形で道路計画が1本持たれて、先にできていてそういう住宅が開発されてきたということならいいが、昭和40年代にいわゆる土地の安いところから開発されたということで、駅舎なり駅からその住宅地までつなげる道路というのは、非常に何か大変です。

例えば市においても、新井橋から聖蹟桜ヶ丘の方に向かっての京王線の北東地域に対する道路にしても、ないとは言いませんが、6メートルの道路がまだまだ確保されていない、こういうことであります。そういう中で、私は今回、実は東京都が来年63年に都市計画のいろいろな見直しが行われる、こういうことで、恐らく高度経済成長の時代に1回やって、ところが今度のまた経済の変貌の中で、国際化社会なり情報化時代なり、それから高齢化社会の中で、いわゆる住宅の整備もしなければならぬということで、都市計画がまた見直しをされるという中で、私が非常に心配するのは、部分的にはよくなっているが、これを結ぶところがなかなかできてこない、こういうのが現状じゃないかと思うのです。

一つ例を挙げれば、金田に区画整理をやって、その金田の区画整理をした地帯はよく整備された。こういうことのようなんですが、また一面、今お話が出ている百草の駅のすぐ北側の農住構想の中でまた整備をしよう、こういうお話も出ているのですが、こういう地点を結ぶ道路が、今、日野の市道があるのですが、4メートルの道路がやっとだということで、最低でも道路と称されるのは6メートル必要じゃなからうか、こう思います。こういう、点が整備されても、道路という線で結んでやらなければ、生活道路の利便というか、いわゆるこれからの車社会の対応というのはできないのじゃないか、こう思うので、後を追いかけていくというような姿で市でも大変だと思うのです。特に土地の狂乱の中で、私は大変だと思うのですが、そういうことの中でこの地域に、私は残念だと思うのですが、都市計画路線が1本もない。先般多摩川沿岸の道路の整備というのは、2・2・10なり2・2・11の問題の、通称立日橋が開通ということの問題もあるかもしれませんが、たまたまあのところはまだ路線だけでも引かれているから、そういう整備計画なりが立てられるということですが、この地帯というのはいわゆる都市計画路線なるものも、都道137号線以外は、あとは動物園へ行く2・2・11以外はないと

というのが現状なんです。

そういう点で、昭和46年から地方税法の改正で都市計画税は払っておるのですが、私はもっと前から市の条例か何かで都市計画税のようなものは払っておったのではなからうか。こういう中で旧日野地区というのですか、日野地区は神明上なり万願寺地区なりの区画整理、今度初めて豊田の南なり、高幡地区の区画整理の計画が実行に移されていますが、今、私が言っている百草駅の北東部の地帯というのは、部分的にはできるかもしれませんが、全体の、市が区画整理を計画してもらいたいと思うのですが、かなり人口が密集してきている中で、移転とか補償の問題の方がむしろかさんで大変ではなからうか、こういう中で何かいい方式なことはないかどうか。

特にまた私、この地帯のいわゆる公共的な建物を申し上げますと、三沢の地帯には、百草駅からちょっと北西になる地帯には、三沢都営がございます。それから今度通称第二関戸橋という、日野の1・3・4の道路が通って、第二関戸橋がかかるところのすぐ近くには、10年来遺跡調査をやっている都の住宅局の用地もございます。それから北の地帯には療護園ですか、東京都の日野療護園、その隣には千代田区の、前は鍊成園と言ったのですが、千代田区のそういう用地があります。

そういう点でいけば、特に千代田区の用地というのは、千代田区でお持ちになっているのを我々が云々ということもございませませんが、戦時中麴町といった時代、戦後千代田区といった時代に、小中学校の生徒の憩いの場というのには、昭和20年代なり30年代まではやや適していたかもしらぬけれども、今の多摩川の水質だとか、あの周りの住宅環境を見て、あそこが特に小中学校の生徒の憩いの場としては、そう適當の場所ではないのではなからうか。こういう点は市当局が、何らかの形で千代田区の区長さんなり幹部の方にお話があって、何かの形でこういう地帯の、特に1・3・4の通称第二関戸橋と称される、住民の50世帯近い人が路線にかかるという、何かのような住宅の替え地用地なりに充て得ることができないのか。

それからもう一つは、今、遺跡調査をされている都営住宅の用地を、どうしても都営住宅をおつくりになるなら、これに伴って少なくとも地域の基盤整備に何か都で大きく貢献してもらえないのか、こういうふうに思うのです。

ちょっと私、ほかのことの面に転じているのですが、神明上だとか、今やっている万願寺の地域には、古い町の時代の町営住宅が万願寺地区に、たしか都議会議員のお近くにあるようなのですが、都営住宅というのは、神明上にしても万願寺の区画整理地域にもないのではないかと、そういう点ではいわゆる都に対する貢献も、旧七生地区というか、

南平の都営住宅もあるし、三沢にも都営もあるし、落川にも都営用地があるということ、かなり都に貢献をしているのではなからうか。こういうことで、都ももっとこの地帯の基盤整備に顔を向けてもいいのではなからうか、こういうようなことを私は感じているのです。

それで冒頭にもよかったことを私ほめたというか、感謝を申し上げたとともに、今後の行き方で、やはり市だけではできないということ、私も強く感じています。特に今の土地、公共用地の取得といえども、私権を制限するようなことは、口では簡単に言うけれども、なかなか法的な措置というのは難しいのではなからうか。そういう中で、どうしても都なり市なりがタイアップして、地域の権利者というか、所有者に理解をしていただくにはどうするか、こういうことが大切ではないか、こう思います。

前置きが長くなりましたが、このくらいに前置きをしておきまして、そういうことの中で、第1点に、通告しておいたことより少し違いますが、質問してまいりたいと思うのです。一番先に百草の駅の、私さきにも言ったように、駅前に地区計画か何か持って、駅前の広場というか、少なくとも150平米でもいいから車の駐発車ができるような、そういう地区協議会を持って市が計画をお考えになれないかどうか。

それからまた、この地域の容積率等が悪いそうです。恐らく今度の見直しで近郷商業地域になれば容積率もよくなると思うのですが、土地の高騰の中で、少しでも容積率も上げて、効率をよくしてやって、公共の広場を出すということの計画があるかどうか、この点について、第1点にお聞きしたいと思います。

第2点は、高幡の区画整理が行われるのですが、高幡の区画整理の計画区域と、今終えている、組合施行でやった金田の区画整理の地域を結ぶ、南北の道路は恐らくできるのではなからうか、ところが東西の道路は私、計画をまだ聞いていないわけです。南北の道路というのは、第八小学校のそばに下水道の計画がありまして、あそこに8メートルの道路をつくられる。来年度の予算かなにかで、今、新井橋へ行く道路の一番浅川寄りには用地買収を終えて、来年着工するというようなお話を、そういう予算を担当としては要求されているというような話を聞いております。しかし第八小学校のところから行くところまでの買収はまだ終えていないけれども、恐らくこれはできると思うのです。しかし高幡の区画整理からですから、いわゆる金田を結ぶとか、金田から例えば今言う通り、通称第二関戸橋という、こういうところを結ぶ路線というのは、我々では、今の現状にある道路を拡幅するかなにかしない限りは、結ばれていくというのは非常に難しいのではないかと。こういうことで、そういう計画の、市道を拡幅したり、新設するお考

えができていますかどうか、こういうことを2点目にお聞きしたいと思うのです。

3点目は、今まででも申し上げたように、日野の1・3・4、通称第二関戸橋に、どうしてもこれが、いわゆる多摩市との境にできますので、多摩との人的交流、面的交流にしても、一応あそこで遮断されるのです。道路の隧道かなにかによって交流をしなければならぬ、恐らくそういう形の構造の道路はできると思うのですが、この道路ができるには早くても7、8年はかかるのではなからうか。しかし今から市がいろいろな取り付け道路等を計画していかないと、特にさっき申し上げた、あの近くに10年来遺跡調査をやっている都営住宅用地がありますので、こういうものを考えての、地域住民にしてもあそこに地区センターをつくってもらいたいとか、道路を拡幅してもらいたいとか、いろいろな要求が出ていると思うのですが、早く市が住民の意思を吸い上げたり、都と折衝して、こういう多摩との人的交流なり、線的な道路の行き来ができるような、こういう点の確立が必要ではないか。そうでないと、私感ずるのは、立日橋が来年でなくて延びたというようなお話も聞いているのですが、立日橋が開通してきて、2・2・10なり2・2・11の周辺の整備ができないと混乱を来すというように、むしろかなり前からやっても、実際には一緒になるのではなからうか、こう思うので、こういう地区の、特に通称第二関戸橋と称される日野分、多摩分を含めての道路の整備計画等の御計画があるかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それからその次に私、申し上げたいのは、先ほどもちょっと申し上げた、先般の議会で1・3・4の道路に係る居住者の移転先というような問題で、都に向かって、土地の高騰の中で十分配慮してくれという議会の議決をして、都へ送ってあるのです。都でも十分お考えになったと思うのですが、市としても、市民の一人としてこういう用地を、先ほど言った人の所有、特に私有権の尊重されている今の憲法下で、千代田区の用地といえども、例えばまったく私有権と同じ考えがあるのではなからうかと思うので、無理にということではなくて、やはり自治体というような公の場を通して、友好的な話し合いを早くから進めて、ある場合には替え地なら替え地ということ千代田区にも出して、ああいうところの確保をして、こういう人の住宅用地に充てるなり、あの地域の道路の拡幅の用地に充てるなりという交渉ができるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それからその次には、この地域というのは高圧線というか、真光寺に向かっている電源開発の高圧線が通っておったり、東京電力の高圧線が通っているのです。これは私も法律的ににぶいのでわかりませんが、電源開発に対しては恐らく地役権の設定ということになっていて、当初二十七、八年ころに地役権が結ばれたと思うのです。私も実は以

前持っておったので、そういう地役権の設定をしたことがあるのですが、こういう下はその後利用の仕方の緩和措置がされたということをお聞き及んでいるので、こういう高圧線下を公園なり道路なり駐車場なりに、こういうことの用地を利用させてもらうというのですか、そういう形の交渉が電源開発なり東京電力なりとやり得るのか。法律的やいろいろなことでやり得るのかどうかということが一つあると思うのです。またそういう利用をさせてもらえるかどうか、こういう問題もお聞きしたいと思います。

それからいま一つ、これに今つけ加えますのは、程久保川の廃河川の問題も、多少この地域にもあるのですが、この問題は去年、おととしか程久保川の廃河川を利用しての利用計画というものが出されております。計画なるものは非常に立派で、感銘しているのですが、現実に廃河川そのものを利用するということは可能かもしれませんが、付近の私有地をやるということは、先ほど私が言ったように、道路の拡幅と同じように、区画整理方式なり何かをしないと難しいのではないかと。

そういうことで、どうしてもそういう計画的な、一例を挙げれば区画整理をやるとか、もっと部分的に言えば道路に沿ったところだけでも何か考えるか、こういうことに対してお考えがあるかどうか、以上をお聞きしたいと思います。以上です。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず第1点目の百草駅の周辺の駅前と言いますか、地区計画の導入はどうかということでございます。

地区計画につきましては、数年前に都市計画法の改正がございまして、新たに一つのまちづくりの手法としてできたわけでございます。これは基盤整備、それから基盤整備後の上物の規制、誘導等をする、そういう制度でございます。

一つ、まちづくりの基盤整備には、若干この制度というのは難点がございまして。これは地区計画で道路の拡幅計画、あるいは公園の設置、駅前広場の設置、確かに制度としてはできますけれども、この該当した土地につきましては直接市が買収をする、いわゆる施設の管理者が買収をするということございまして、区画整理方式とは大分趣が違うわけでございます。いわゆる計画をあらかじめ立てまして、その計画内に入った道路あるいは駅前、公園、これらの土地には建物を建てさせなくなるわけでございます。

ですから直接市が用地買収をしてつくるということになる、いわゆる権利者の協力が必要なければできないというものでございます。私は百草駅の周辺の整備には再開発による整備、それから土地区画整理事業による整備、この二つではないかというふうに

考えております。一番地域権利者の協力が得られて、導入しやすい手法というのが区画整理事業ではないか。この区画整理事業を行う上でも、一つ面的にやる方法もありますし、沿道を中心にいたしまして、駅を含めてやる方法もあるわけでございます。こういった手法の中で、今後考えなければならないというふうに思っております。

それから私の方の関連ですが、第3点目の1・3・4号線、第二関戸橋関連道路の件でございます。

この道路が、現在、計画によりますと昭和69年度に完成をするということで、今事業化に向けて東京都が努力をしているわけでございます。この道路ができますと、東西の分断がなされるわけでございます。私も庁内、それから地元の意向を酌みまして、接続道路等の計画を立てまして、東京都にその整備を申し入れたいというふうに考えております。

この整備の中には東京都が当然やるべき問題、それから東京都ではなく地元市がやるべき道路整備、こういったものがあるかと思えます。都の道路建設におくれをとらないよう、私も内部調整をいたしまして、これに対応いたしたいというふうに考えております。

次が第4点目でございます。第二関戸橋関連道路の代替地の問題でございます。

この点につきましては、地元から代替地の確保を積極的にはほしい、具体的にはこの道路の西側に都営住宅用地が2万9000平方メートルございます。これは遺跡調査の関係がございまして、建設がはかまれているわけでございますけれども、この土地を代替地に提供せよという強い要望がございまして、これは今、石坂議員さんの方からもお話がございましたように、都議会に請願をし、日野市議会にも請願がございまして、日野市議会も採択し、意見書として東京都に送っている、そういう状況でございます。

現在、市の取り組みといたしましては、東京都に応分の――全部というわけにはなかなかいかないようでございますので、応分の代替地として提供するように都の住宅局、それから建設局の方に要望をし、努力をしている段階でございます。その他代替地につきましては、市の保有の、いわゆる公社の保有の代替地として出せる土地、それから多摩市内の協力、こういったものを強力に進めまして、できるだけ生活再建に支障がないよう努力をする所存でございます。

それから最後の程久保川の利用計画でございます。

これは昭和59年度に程久保川旧河川敷利用計画、基本計画というものを委託をいたしまして、つくったわけでございます。この計画の内容は、新程久保川ができますと、残

りました旧程久保川を線の緑地として整備をしよう、でき得れば一部用地買収をして、スポット等の公園のような、そういう構想でございます。

この計画の推進につきましては、東京都と協議を進めております。要は、この土地を無償で市が取得するのが一番財政的にいいわけでございますので、現在考えておりますのは緑道、いわゆる道路法に基づく道路として、旧程久保川の河川を利用したいというふうに考えております。基本的にはその内容で、東京都と話し合いがついております。

この具体的な整備の内容でございますけれども、来年度63年、64年度から2カ年計画で、まずこれは高幡の高幡マンションと通称でございますけれども、東踏切の近くでございます。そのマンションから三沢中学の南側、立花橋まで埋め立てをすることになっております。この埋め立てに整合しながら、少しおくれる形になりますけれども、ここの区間の整備を実施してまいりたいというふうに考えております。

その次の下流等につきましては、これに引き続き都と調整をしながら進めていくということになるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 建設部の所管に關します質問にお答えしたいと思います。

まず第2点目でございますが、高幡区画整理地域の関係と金田農住構想ですか、その辺の関連の道路につきましてお答えしてまいりたいと思います。

今、御指摘のように、金田区画整理の事業の完了あるいは日野市の下河内農住組合の組合施行によります農住計画、そういうものが今計画されているわけでございますけれども、それを連絡します道路の必要性というものが大きく出てまいります。特に区画整理とそれから付近の幹線道路を結ぶということにつきましては、大きな役割を持つものでございます。

現在の状態でございますけれども、先ず落川、百草駅地区の東部地域につきましては多摩川の5号線、それから落川の29号線の拡幅整備を完了したところでございます。引き続きまして、現在作成中の基本計画にも、当地域の市道の整合について、対応策を検討中でございます。

それから高幡の区画整理の関連の問題でございますけれども、新井から三沢に至ります新井1号線の拡幅の整備でございます。これは前回は議員さんから御指摘ございました。本年度用地確定をいたしまして、何とか用地買収に取り組んでいきたいと、かように考えております。

それから新井橋から百草園に至る落川市場線という道でございますが、道路の愛称名でいきますと落川通りということの整備でございます。新井橋の東側をずっと堤防沿いに下がりますとクランクに曲がっているところがございまして、あそこの道路については拡幅をしていきたい。それからこれは今現在、地主とも交渉をしているところでございます。

それから今、農住構想の中に入っていく多摩川1号線でございますけれども、これらの整備についても進めてまいりたい。

それから今後、この地区の道路の整備計画といたしましては、今御質問の中にもございましたように、新井71号線でございますけれども、これの新設、それから今申し上げました堤防からクランクに曲がる場所から71号線に参ります新井70号線というのですが、これの拡幅を整備していきたい。それから多摩川4号線の拡幅整備、このようなことを進めてまいりたいと思います。

それから高幡区画整理の進行に伴いまして、第八小学校の通学路の関連でございますが、新井35号線等々につきましても、区画整理との絡みの中で整備をしていきたい、かように考えているところでございます。

それから1・3・4号線の進入路の関係でございますけれども、建設部の関係もございまして、お答えしてまいりたいと思います。

まず1・3・4号線につきましては、付近の市道の築造につきましては、本線の西側の御岳2号線が本年度工事を完了して、利用していただくようにならうと思います。それから現在委託されております都営住宅落川団地の東に隣接します落川元稲城往環線という道路がございまして、これも拡幅いたしまして、京王線からの立体交差を通して連結できるような形でこれから進めてまいりたい、かように考えております。

それから今申し上げました御岳2号につきましてももう取りつけ道路として利用できる、こういうことでございます。

なお、これから1・3・4号線の竣工に合わせまして都市整備、あるいは東京都とよく協議をいたしまして、不都合のないように対応を考えていきたい、かように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 5点目の質問の線下における土地利用の問題でございます。

御承知のとおり、質問の中にもありましたとおり、百草駅を中心とした送電線の線下は

3線ございます。東西に1本、南北に2本ということでございます。もちろん線下の土地の有効利用がかなり緩和されていることも事実でございます。既に64年からの地元での線下のかさ上げの問題での説明会等も開催され、これは住宅との関連もあるわけですが、今質問の中の御指摘の駐車場の問題、あるいは遊園地の利用の問題等につきましても、その場所の具体的な条件の中での東京電力、あるいはその施設の管理者のところにその都度協議していくというような状態でございます。

よって、そういう設置も現時点では可能になっているということをお答えしておきます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 答弁漏れありませんか。千代田区の。市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中に、千代田区林間施設の活用についての考え方という御提言がございます。

大分古くから、当時この百草周辺は都心地から見れば学童たちの林間施設になり得た、そういう条件であったころも推測できるわけではありますが、今日は必ずしも林間施設として適切な場所であり、かつまた活用されているという状況でもありません。大分早いときから、何かこの場所を管理者との協力関係で活用する方策はないかということは考えてまいりましたけれども、積極的な折衝というところまでにはまだ行き届いておりません。今後申し入れをして、何か適切な方法がないかどうかを検討してみたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 5点に対する質問をお答えをいただきまして、ありがとうございます。

ただ若干私の考えと合わないというか、私のは多少提言であり、理想になるかもしれませんが、後で申し上げたいと思うのですが、1点の都市整備部長がおっしゃられた地区計画というのは、なかなか全部の合意がなければ難しいのだというような中で、何か違う、これは百草の駅付近だけではなく、建設部長が答えられた金田等、例えばこれから農住構想でやる地域との点を、今度は道路の拡幅等でつなぐ、こういう場合に、これは恐らく市では買収方式をとられるだろうと思うのですが、市の予算も限られた予算で、しかもたびたび申し上げるのですが、土地の高騰の中で非常に大変ではなからうか。

特にこれは、ほかの例を申し上げちゃいけないのですが、ようやく東北縦貫道路と首都高速道路が結ばれて、当初は昭和54年くらいに完成するという、昭和45年に始まって54年に完成するというものが、8年も延びて、ようやく一昨日ですか、完成をしたとい

うことで、こういう我々の住環境の中の生活道路というのは、そういう長期にわたるといことは私はないと思うのですが、なるだけ連帯の中で早く、市でも限られた予算なので買収をして、いわゆる拡幅なり新設をするというような考え方で、何か市の方に新しいというのですか、こういう考え方なら早くいくのだというようなことがあるかどうかということ、再質問でお聞きしたいと思います。

それから東京電力なり電源開発の線下の利用だとか、今、企画財政部長がお答えになった、前向きの中で積極的にそういうところに、こういう機関でも半公共体、株式会社といっても半公共的な会社なので、所有者の理解を得て公共の用に供するような努力を払ってもらいたい、こういうこともお願いしておきます。

それから程久保川の河川敷の活用の、都市整備部長のお答えなんですが、高橋議員のすぐ近くの点のところは、当然今、都市整備部長のお答えになったようなことでいいのですが、ほかの地帯の活用で、都から無償で市に払い下げてもらうということに対しては私も大賛成なんだが、その後の利用の方法、程久保川の廃河川敷の利用計画等の計画は59年ですか、基本計画が出されているというのを私も拝見しているのですが、これも廃河川敷だけの利用ではなかなか実が結ばないというのですか、非常に効率的な公共の用には供しない問題があると思うので、これをいま一步突っ込んだ、その地域に即した具体的な計画ができていけるのだから、具体的にやっていくにはどうするのだという、きょう答えてくれというのじゃありませんが、一步前進した、突っ込んだ御検討をお願いしたいと思います。

そういう点で、今、百草の駅の周辺の地区計画ということが難しいなら、何かほかに方法が、区画整理だということが一番いいのだけれども、もっと違う面で、市がお考えがあるかどうかということ、いま一つは、建設部長もおっしゃられたいろいろな、実はきのう建設部の担当の課長さんにいろいろなお話を聞いていて、非常に細かいところまで配慮されて、次の1・3・4の取りつけ道路とかいろいろなことをお考えになっていることは非常に私も感謝を申し上げているのですが、一番やはり隘路になるのは、拡幅するにしても、新設するにしても、用地買収をすることが一番大変じゃなからうか。区画整理といっても、この北東地域全部を絵をかいてもらえばいいかもしらぬけれども、基本的な一つの路線と、今言った買収方法に対して、何か新しいお考えがあったら再度お伺いしたいと思います。

それでまたその次に、私は提言をしたいと思うのです。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

基盤整備の方法として区画整理、それから再開発、地区計画というものをさっき申し上げ、内容の説明をしたわけでございます。

若干その地区計画の内容で、私、説明が落ちていたのですが、都市計画法による地区計画と言いますのは、基盤整備と、それから基盤整備ができ上がった上の建物の形態、用途、そういったもの、いわゆるソフトを規制をしていこう、誘導していこうというのが地区計画でございます。万願寺土地区画整理のように、基盤整備をして、その上部のソフトを誘導しようという方法としては、地区計画が最上だというふうに考えております。

この地区計画で基盤整備をしようということになりますと、一定の区域を設けまして都市施設をつくるわけでございます。いわゆる道路、公園、駅広というものを設定をする。例えば道路でまいりますと、現道の拡幅の計画、あるいは新設道、こういうことになるわけでございます。

それで、この道路が都道の区域に入るものにつきましては東京都がその用地を買収し、築造する。それから駅広、あるいは市道部分の区画街路の拡幅等については市が用地買収、築造をするということでございます。そうしますと、一般の直接買収の方式とまったく同じでございます。いわゆるかかった方は逃げる場所がないということになるわけでございます。地価もかなり高騰のような話の中では、さらにこういう方法は導入しがたいのではないかとというふうに考えているわけでございます。

そうしますと、残るのは区画整理と再開発だろうということでございます。そのほか、何かうまい道路用地の確保の仕方がないだろうかという御質問でございます。

これはなかなか難しいわけでございますけれども、道路にかかった方だけが道路用地を提供する、仮に有償にいたしましても、土地の面積とかあるいは現在の利用形態からしますと、なかなか市の要請には協力しがたいということになるわけでございます。言葉をかえて言えば、犠牲になるということも一般的に言われるわけでございますけれども、この言葉は適切ではございませんが、そういうものも付近の住民の方で肩がわりできないだろうか。そういうことに多分なるのではないかと。

その方法といたしましては、道路拡幅のかかった方が、一定の区域の中で、少しずつ土地を出し合ってセットバックするような、そういう方法も考えられるのではないかと。

あと一つは、土地のそういう移動をしないで、金銭的なものでその地域の道路拡幅による利益を受ける方が若干そういう協力をしていく。いわゆる道路に係る方と市地の関

係ではなくて、さらにいま一步輪を広げていく、そんな方法も実際にはあるのではないかと思います。

ただ、いざそれを導入する場合に、具体的にどうしたらいいかということになりますと、なかなか今の段階ではちょっと細かい点についての言及はできない、そんな感じを持った次第でございます。

○27番（石坂勝雄君） ほかに。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 大変失礼しました。

程久保川の件でございますけれども、これは動物園駅の付近が河川整備の起点になっております。それから浅川への出口まで、この間いわゆる線として整備をしようという構想でございます。旧河川敷がないところは現在の新程久保川の管理用通路を使い、それから旧河川敷があるところは河川敷を整備をしてつなげていくということでございます。

この整備がおくれている理由の一番の原因は、旧河川敷の境界が明確になっていないということが最大の原因でございます。現在、市の方から南西建の方にそれらの確定事務を早急に進め、市が使えるような状況をつくってほしい、そういう、今要望をしているところでございます。先ほど申し上げました埋め立てをする区間につきましては、それらの問題がないということでございます。できるだけ上下に、順次伸ばすような努力をするつもりでおります。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） ありがとうございます。

最後に私の要望というか、提言をして、この質問を終わりたいと思うのですが、さっき建設部長が金田から今度行われようとして、事業認可がおりるであろう農住構想の百草の北側の地域、それから新井橋に通ずる道路の拡幅等の整備のお話を聞いたのですが、ぜひその点は、市当局が計画されているのはぜひ強力に推し進めていただきたいと思うのですが、私ちょっと道路の計画で、私なりのまったく素人の提言なんです、百草の駅なりは多摩町からの生活道路という形で新井橋を結ぶということの中で提言をしたいと思うのは、一つは通称第二関戸橋の1・3・4の道路をくぐるのですが、聖蹟桜ヶ丘の多摩川沿いにずっと河川敷の道路というのですか、堤防の側道に通っている道路を何かの形で広げてきて、東邦歯科学園の裏から日野分に入っては多摩川橋、いわゆる浅川と程久保川との合流点の近くに、朝倉彦内さんとか紋次郎さんとかいうお宅があるので

す。その隣に市でつくっていただいた河川敷を利用のお年寄りの地区広場というのですか、こういうものができているのですが、そのちょっと療護園寄りに橋をかけていただいて、元共産党の議員でいた橋さんの裏に抜けて、ずっと新井橋に向かってくればかなり最短距離の、特に近く第二関戸橋の先にできる立日橋に通ずる道路としては、通称川崎街道、1・3・7の都道の特に高幡の踏切の渋滞は緩和できるのではなかれうか、こういうことで、このことができるかどうかということは私は素人の提言なんです、ひとつ鋭意検討をしていただきたい。

それからいま一つは、百草の駅をすぐおりまして、七生農協の支所があって、その隣に駐車場があります。そのところを市のお骨折りによって用水路を改修してもらったので、悪臭が出なくなってきたということも非常に感謝しているのですが、そこのも、権利者の同意の問題があるのですが、それを拡幅して、一の宮用水に向かっていく道路と、片方は逆に、西側は京王線の道路をそこのところだけは金子ストアなり金子不動産があるのですが、そこを通過して京王線の線路のすぐそばへ行って、線路のそばというのは住宅を建てるのに適地じゃないのじゃないか、そういうことで三沢都営まで抜ける道路か、さもなければ放射線によって、金田の区画整理に行くという道路をぜひひとつ考えてもらえないか、こういうことを提言します。

しかしこの用地の確保に対しては、前田都市整備部長も非常に斬新的なお考えで、私も少なくとも道路に係る人だけが、公共用地ですから、そう評価価額の何倍というようなことで、今のいわゆる狂乱の中で、適正価格で買ってもらえるということは非常に難しいと思うので、その地域の共同体の負担にするか、本当は共同体の負担が私は一番いいと思うのですが、そういうことを地域の有識者なり、私も少なくともそういうことを強く提言していきたいと思っておりますが、そういうことで自治会長さんなり、土地を多く持っている人に理解してもらおうということ、積極的に市でもいろいろな会合を通して働きかけてもらい、私も下の地帯には自分の土地はありませんが、昔持っていたということの中で、罪ほろぼしの一環ということで、強く提言をしていくことと同時に約束をしたい、こういうふうに思います。

それからいま一つ、私、聞いたことは、沿道整備方式による区画整理というのがあると聞いています。お答えは結構なんです、こういう方式があるとすればどういう内容か、恐らく道路のそば何メートルというようなやり方ではなからうかと思うのです。これは都市計画の人に聞いたので間違いはないと思うのですが、呼び方は私、違っているかもしれないが、沿道整備方式による区画整理で、そういう道路の拡幅なり、新設の道路

を出していく、こういう方式もあるということなので、以上を提言いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山基昭君） これをもって11の1、京王線百草園駅付近（特に線路北東地域）の基盤整備の計画の有無についての質問を終わります。

続きまして一般質問12の1、インフルエンザ集団接種の疑問についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員登壇〕

○12番（馬場繁夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

小中学生らに対するインフルエンザワクチンの集団予防接種のあり方を再検討しておりました厚生省が、公衆衛生審議会伝染病予防部会の中間報告を受けまして、現在の強制的な進め方ではなく、学童やその保護者の同意を求めめる方法で実施することを決めたものです。

予防接種の目的が児童生徒にワクチンを接種し、社会全体への蔓延を防ぐという社会防衛重視の考え方から、国民がみずから接種を受けて、社会防衛を図るという考え方に変化をしてきているところであります。

インフルエンザはかぜ症候群の一つであります。ほかのかぜよりも症状が重く、伝染性が強いと、世界的流行を起こすこともあります。70年前に発生しましたスペインかぜは、世界で7億人がかかりまして、約2000万人の人が死亡したとされております。日本におきましても約2300万人の患者が出まして、39万人の方が死亡したとされております。最近では医療の進歩により、老人やハイリスク群の人を除いてそれほど怖い病気ではなくなりました。

インフルエンザに対する予防は、現在でも予防接種以外にはないとされておるところであります。欧米諸国におきましては、老人や心臓、肺などの病気のある方たちを主な対象としてワクチン接種が行われているところであります。学童の集団接種は行われておりません。日本におきましては、昭和37年から学童の集団接種が始まりまして、昭和57年には予防接種法の改正に伴い、学童の接種が義務化されました。なお、現在、約1500万人の方が予防接種を受けているとされております。

予防接種に使用するワクチンを決定するのは毎年3月に行われるために、流行する形と一致しないことがあり、こういう場合には予防接種の効果ははばいばかりか、約1150

万人に1人という低い割合ではありますが、重い副作用被害を起こすと言われております。51年より10年間で厚生省が認定しました副作用によるものが68件、この中には脳症、抹消神経麻痺、急死などの重い症状もあるとされております。訴訟問題になっている例などを加えますと、認定以外にもかなりの数があるとされております。

群馬県の前橋市におきましては、昭和54年の予防接種による事故を契機に、55年から予防接種を中止したのであります。予防接種を義務化しているのは日本だけであり、インフルエンザ対策がこれでよいかという声も各市民団体、また専門の医師の中からもかなりの声が高まってきておる昨今であります。

そこで質問に入ります。

日野市の小中学校におきますインフルエンザ集団予防接種方法について、現在どのように日野市はされておりますか。第1点目であります。

第2点目といたしましては、厚生省は今後の実施に関しまして、子供の健康状況を最もよく知っております保護者の意見を反映すべきであるとして、三つの留意点を提示しております。

第1点目としては、予防接種の意義、効果を子供や保護者に十分説明していく。第2点目といたしまして、接種の際は、健康状況など問診で注意深く行う。3点目といたしまして、問診表に保護者がワクチン接種を受けるか見合わせるかの意見を記入する欄を設け、その内容を周知徹底するようにされております。

いよいよ10月より小中学生等に行うインフルエンザの時期がやってまいりますが、保護者に深い理解をいただき、選択できるよう、説明書等の発行なりまた説明会等を通じながら、保護者に深く理解していただくような方向を日野市もとっているかと思えますけれども、どのような方法を今現在考えられておりますか。それについて質問いたします。

第3点目といたしまして、保護者が安心して接種への選択が行われるには、教師の皆さんの深い理解を得ながら、また協力をしていただきませんとなかなかその辺も難しいかと思えますので、教師への接種へのいろいろな部分につきまして、どのような学校の教育的な部分から考えておりますか。それについて、あわせて質問をいたします。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えを申し上げます。

御質問にございましたインフルエンザの集団予防接種につきましては、その予防の効

果に対する疑問がここ数年来出されておりました、論議的になっておるところでございます。これを受けまして、厚生省はインフルエンザ流行防止に関する研究班を設置しまして、その研究の結果を8月初旬に総括報告として公表いたしてございます。

その報告書を見ますと、従来の接種の形と少し変わりました、本年度は、御質問の中にごございましたように保護者の同意を必要とする、しかし義務接種であることは従来と変わりませんが、保護者の同意を取りなさい、こういう通達の中身になっております。

この通達を受けました日野市におきましても、その方向で準備をいたしております。前橋市におきましては、もう既に何年か前にこれを中止いたしておりますけれども、そして今後も、問い合わせたところ中止を続けるというお話でございますが、日野市におきましては、厚生省の通達もございますので、父兄の同意を取ってこれからも続けていきたい、このような方針を持っております。

集団予防接種でございますので、各学校単位でその学校の行事などを見つめながら、時間を取って、各学年ごとに接種をしております。

保護者へのPRでございますけれども、ことしから父兄の同意が必要ということでもありますので、市ではあらかじめインフルエンザ予防接種の説明パンフレットを各家庭に配布する予定でございます。そしてこの集団予防接種についての理解を深めていただく、その日の子供の健康状況に応じまして、保護者の立場で接種を受けるか否かの同意を、問診表に記入していただく、その上で実施するという形をとります。

そのほか教職員へのPRでございますけれども、父兄と同様のパンフレットを各学校で配布をお願いしたいと考えております。

現在、市では東京都の指導のもとに各家庭への説明文及び問診表の設定など、地元の医師会と協議をしながら準備中でございます。また、実施の時期の直前には、市の広報でもお知らせをして、PRに万全を期したいと思います。

なお、念のために地元の医師会の地域医療を担当していらっしゃる松浦先生にお話を受けました。効果はあるけれども、接種の時期が非常に大事だというような助言をいただいております。ワクチンの有効期間というのが3月くらいだそうでございますので、できることならば晩秋から初冬にかけて、インフルエンザが発生しやすい時期の直前に接種をするということが大事である、こういう助言をいただいておりますけれども、学校行事との関連もございまして、そういう方向でなるべく効果が上がるような時期に接種をしまいたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） それではちょっと質問させていただきます。

第1点目としましては、先ほどの御説明にありましたPRといたしまして、パンフレットを作成して配布をするということでもあります。この場合、市内の各家庭に全部配布されるのか、それとも学校を通じて配布されるのか、またいつごろ配布されるのか、それについてちょっとお伺いいたします。

それからちょっと私もはっきりわからなかったのですが、今まで市内の小中学校におけるインフルエンザの予防接種につきましては、何か聞くところによると強制的でもなかったような部分もあったように聞き及んでいるところがございますけれども、その辺、2点についてお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） パンフレットの配布の数でございますが、集団接種を受ける対象となる児童生徒の数、全員に用意をいたしたいと思えます。

それから方法につきましては、各学校単位でもって児童生徒の手を通して、家庭へ持って帰っていただく、そういう方法をとらしていただきたいと思えます。

それから今までの集団接種については、これは義務接種、強制接種、こういう形をとっておりまして。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） PRの方法につきましては、確かに小中学生の生徒の両親、保護者に配布するのは当然といたしまして、保育園児とか幼稚園児、またこれから就学する方にも十分漏れなくパンフレットが行き渡りまして、その保護者に対してインフルエンザ接種の内容について理解をし、十分選択し、判断ができるような方法でさらに詰めていただきまして、問診に間違いのないような形の中で行っていただきたいと思えます。

それで先ほど地域医療の松浦先生から伺った話ということで答弁がありましたけれども、効果としてはあるけれども、その時期が大事なんであるというような趣旨のお話がありました。

そこで市長にお尋ねしたいのですが、群馬県の前橋市におきましては、54年の時点で予防接種の事故がありまして、55年から中止に踏み切ったということになっております。特に7年間にわたりまして調査されました。

そうしますと、接種地域と非接種地域との患者の発生率についてはほとんど差がない、また前橋市内におきましても、接種中止後とその前との死亡者等の特定な差は認められていないというようなデータのな部分も出てきたわけです。

このような一つの先例行政もあるわけですが、今後日野市はどのような対応を考えていくのか、それについて市長のお考えをお伺いします。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） インフルエンザにつきまして、従来の予防接種の効果に疑問があるということは、厚生省当局も認めるところになりつつあるような感じがいたします。その効果が疑問であるということの意味は、なかなか断定は難しいことだとは思いますが、実際に実施をいたします特に学童、それから生徒、義務実施をするということになりますと、これまた当然行政の責任で対応しなければならない、こういうふうを受けとめるわけであります。

今後状況を十分把握し、判断をして、一定の見解を持たなければなりませんし、地域の医師会、医療機関等の御意見も十分聞いて、効果の云々ということもありますが、よってくる事故の云々ということも極めて大切でございますので、適切な処理をしなければなりません。何と言いましても、国の正確な判断が望ましいわけでございますが、なお自治体といたしましても状況を誤りのないように、情報を正確にとらえて判断をいたしたい、このように考えます。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） なかなか難しい問題でございますけれども、昭和51年から義務接種ということになってまいりまして、特に集団予防の効果はまだ実際的には実証はされていませんし、世界的に見ても、日本しかそういうような大規模な集団接種方法はとられていない。集団接種をしていく根拠が不十分なまま現在にきているということは事実でありますし、十分その辺も踏まえながら、今後の方法もよく検討していただき、なるべく接種をしないのできるような方向、また特定の病弱な方とかは当然接種をする窓口は設けながら、今後の対策も検討していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の1、インフルエンザ集団接種の疑問についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後1時13分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の2、豊田駅南口再開発事業の諸問題と日野市商業振興の今後の課題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君） それでは、質問をさせていただきます。

高度経済成長時代ほどではありませんが、現在でも人口や産業の集中化が進んでおります。このことは、一方では都市に大きな繁栄をもたらしてまいりましたが、もう一方におきましては、狭隘な敷地を生じさせたり、道路、広場、公園などの都市の最低条件のことすら不足をもたらしております。このことにより、都市を住みにくくさせてきている一面もあります。都市のマイナス面を解決し、住みよい場所、生活できる場所につくり変えていくことが、都市機能を改善、向上させていくことは大事なことであり、しかもそれは個々ばらばらに行うものでは効果が上がりません。そればかりでなく、むしろ悪くなる一面も多いと言われております。関係者が一体となりまして、総合的、計画的に策定して、都市機能の整備を進めていくことが必要であります。

都市再開発とは都市機能の刷新、つまり都市の若返りであります。それは都市改造により都市機能の回復、改良を行い、または新しい機能を追加することが、一般的に再開発と言われております。

昭和61年現在で、全国での都市再開発事業の構想、計画、検討中、事業進行中の総数は470件であります。このうち79件、約2割は東京が占めております。また規模の点につきましても、大きい規模のは東京に集中しております。東京に続くのは兵庫県の35件、神奈川県34件、埼玉県の26件、大阪23件、千葉19件の順であります。

都市再開発マップによりますと、全国で再開発事業を持つ各都市の経済力を把握するための成長力は、全国653都市中、成長力順位は日野市は38位であります。民力度は、その市の経済、生活、充実度の順位は全国653都市中289位となっております。

豊田駅南口は周辺人口が増加し、周辺地域の変化する中で、駅前広場、道路が狭い上、商業振興の上からも諸問題を抱えております。豊田南口区画整理事業の計画が進められている中で、区画整理の基本調査を受けて、再開発事業の手法と、区画整理によります立体的な、面的な両面での土地利用を行い、まちづくりを行うものであります。

ここで質問に入ります。

第1点目といたしましては、豊田南土地地区画整理事業の計画が進められておる中で、区画整理事業の調査をもとに再開発事業を行うことになった背景について、お伺いいたします。

第2点目といたしまして、豊田南口地域市街地再開発事業の現状と今後の日程について、お伺いいたします。

第3点目といたしまして、立川、八王子の2大商業各都市、デパートを中心とした京王線聖蹟桜ヶ丘駅、また京王、小田急多摩センター、また売り場面積の多摩最大の面積を誇る多摩そごうが64年にオープンする予定であります。古くから立川、八王子の商業都市と、新しく聖蹟桜ヶ丘、多摩センターの大商業圏に囲まれた日野市の商業振興の現状と、今後における対策についてお伺いいたします。

第4点目といたしまして、豊田駅南口再開発における商業振興と北口の今後の対策、さらに高幡区画整理に伴いまして、高幡南口の商業振興、特にモノレールが近い将来開通いたしますが、今後どういうふうにお考えになっておりますか。

その4点についてお伺いいたします。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

第1点目の豊田駅南口の再開発の事業化の背景ということでございます。

この件につきましては、さきの一般質問の中でも再開発の件でお答えをしたわけでございますけれども、豊田駅南口で申し上げますと、区画整理事業で土地基盤整備を行う、いわゆる駅広、道路、排水等基盤整備を行うわけでございます。

現在の駅広を中心にいたしまして、土地権利者の所有形態を見ますと、比較的所有者の面積が小さいわけでございます。これらを区画整理で、駅広場を中心に、周辺に換地をいたしますと、減歩をされますので、比較的小さな宅地として存在される、いわゆる換地されるということになるわけでございます。こういった細分化された土地及び権利関係を統合いたしまして、共同化によりますところの有効な土地利用を、これからしようということでございます。目的といたしましては、商店の活性化とともに、豊かな住宅環境をつくろう、そういうものでございます。

次は再開発関係の現状と今後の日程ということでございますが、今まで地域の皆さんと話し合いを進めております。それから今後も権利者の皆さんとの話し合いを続行するわけでございますけれども、さきの第2回の定例市議会の補正の中でも御承認をいただいたわけでございますけれども、勉強会を進めると同時に現地視察を行いたい。そうし

まして、権利者皆さんの意識の高揚をまず図っていきたい。いわゆる南口のまちづくりの意思形成を、住民の権利者の皆さんからの盛り上がったものでなければまちづくりができませんので、そういう方向で努力するつもりでございます。また、そういう方向で進めているということでございます。

具体的には、本年10月ないし11月にかけて説明会、並びに先進地の見学会等を重ねていく予定でございます。さらには、年末になりますけれども、駅広場周辺の街区の権利者の皆さんに、アンケート調査をするわけでございます。これは将来区画整理事業を行う上でその換地をどうするか、いわゆる再開発と一緒にまちづくりをしようというものを集合させたり、あるいは将来駅広近くから少し遠くに離れて、閑静な住宅地を欲しい、そういう方もあるわけでございますので、そういう作業にこれから入っていくということでございます。

そういった作業を進めた中で、63年には地元権利者の研究会をつくりまして、再開発並びにこれは共同ビルになるかどうかわかりませんが、そういう手法の研究、それから基本計画の策定に入ることでございます。順調にまいりますれば、64年ころ計画決定まで持ち込んでいきたいというふうに考えております。

これはまだ、地元との関連につきましては緒についた段階でございますので、必ずしもこの日程どおりにはまいりませんが、一応ものの考え方といたしましては、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 商業の現状とその対策からお答えを申し上げます。

御質問のとおり、市内の商業につきましては八王子と立川の間に挟まれ、さらに多摩センターに進出が予想されます大型デパートですとか、そういったものに脅かされているという感じでございます、非常に厳しい環境の中でございます。

昭和60年度の商業統計調査を見ましても、市内の小売店の1店当たりの従業員数とか売り場面積、年間販売額、こういったものは26市の平均をやや下回る位置にございます。また同じ調査で、昭和60年の日野市全体の売上額は、昭和57年に比較いたしまして6.3%の伸びでございますけれども、八王子について見ますと14.9%伸びており、さらに立川市では7.7%伸びております。多摩市においては、またこれが驚異的な伸びで、31%の増というデータが出ておりますが、このことは日野市の商店の経営規模が小さい、売り場面積、従業員数、年間販売額、こういったものが小さいということに起因している

ものと思われます。

こういう厳しい状態の中にありまして、今後日野市の商業をいかに発展させていくかということは、やはり商業者御自身の共同化、グループ化の方向が一番大切であろうかと思えます。

過日中央大学の調査の中にもございました共同化、グループ化については商業者自身の参加意識が非常に高い、こういうデータが出ておりまして、その中で駅前広場の整備と拡充、この問題が非常に高いパーセントを示しております。それからグループ活動を促進していくという問題、こういう二つの事柄について大変高い御関心がございまして、現状のままで十分である、何もしないのだという人はわずか10%足らずでございまして、全体的な印象としては、共同事業への参加意識が非常に高い、こういうことが言えるかと思えます。

昨日もお答えの中に出てまいりましたけれども、豊田の北口駅前周辺の六つの商店会が連合した連合体ができておりますけれども、この連合体なども最も調査結果を象徴する共同体の誕生、こういうことが私は言えるのではないかと思っております。

豊田の駅の南口につきましては再開発事業が、北口につきましては現状を脱皮した思い切った都市の改造、こういうことも考えに入れていかなければなりません。商業振興については、まちづくりと一体となって進めるということが非常に大きな効果をもたらすものと私は考えております。

そういう意味で商業者自身の主体的なアクションをまず起こしていただいて、それを行政の側でサポートしていく、こういう基本的な姿勢をつくってまいりたいと思っております。

それから高幡のモノレールをどのように考えるかという御質問でございますけれども、市民の流れ、特に南北の流れが渋滞なく時間どおりに流れる役割を持っておるこのモノレールの使命と申しますか、役割は非常に大きい、南北交通の解消のために大変大きい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） それでは、若干再質問をさせていただきます。

まず第1点目の区画整理事業の流れの中で、再開発事業をどういう背景で行ったかということでもありますけれども、ちょっと私の質問の仕方が余り適切ではなかったのか、内容的にもちょっと違うのですが、やはり普通再開発にしろ区画整理事業にしろ、その事業を決定する場合に、どのようないきさつの中で、豊田の南口の地域が再開発の手法

を用いてやられたものが、商業の活性化という部分が生きていくのか、その辺の背景がもう少し、何かの調査なり、何らかの形の中でこういうふうな形にした方がいいのだという背景があった上で、再開発事業というものを区画整理と合わせて行うというような、その辺のいきさつがもしわかれば、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから2点目の件ですけれども、今までも再開発についての勉強会もやってきた中で、10月ないし11月ころから説明と見学会を行っていく、スムーズにいけば64年に計画を決定していきたいというような、たしか答弁だったと思うのですが、実際に権利者たちの状況としては、現実的にはかなり難しい状況にあります。今のようなペース的な部分で再開発の動きをしていきますと、64年どころか、相当の時間がかかろうかと思いません。もう少しこの辺について詰めた内容が、もしあれば教えていただきたいと思います。

それと同時に、7月ですか、29、30日ころ、アンケート調査を行うための地域での説明会があった上で第1回のアンケート調査を行っているとは思いますが、その辺の内容について、集計ができておりましたら、若干御説明をお願いいたします。

それから3点目の問題としまして、なかなか難しい問題でもありますし、日野市を取り巻く大商業圏がますます拡大してまいりますし、それに対する地元の対策的な部分がなかなかおくれがちである。また部長の答弁の中でも、商業者の方たちの意識が、いろいろなものに参加をして、そういうふうな意識が高いような趣旨の御発言だったというような記憶があるのですけれども、現実的にはなかなかそれと反するというようなニュアンスの声も非常に聞いておりますし、商業者自身も地域に満足しているなり、またいろいろな部分を、殻を破って、自分たちの住んでいる商業圏を、さらに活性化をしていこうという部分がどうも少ないような一面もあろうかと思しますので、その辺もあわせながら、これから商業者の意識の高揚を図りながら、行政と商業者と一体となって新しいまちづくり、また商業を活性化する方向に導いていきまないと、やはりますます格差が広がっていきまして、市民の多くの方のニーズにかなわないような商業部分が日野市に依然として残ってしまう。そのことにより、ますます地元の商業の場所で物を購入するのがさらに少なくなり、日野市の周辺の商業圏にさらに流出が多くなってしまわないか、格差がますます大きくなってしまわないかという懸念の声もかなりあるようでありますので、その辺につきまして、行政側ももう少し積極的に商業者の意識を高揚できるようないろいろな施策を、またそういう商業者の、特に若手の方たちを育成するというか、そういう面もより積極的な対応をしていきまないと、その辺が難しいのではないかと思うのですけれども、その辺について、もし何かありましたら御答弁を

いただきたいと思ひます。

第4点目といたしまして、特に高幡駅の分を今、区画整理を進行中でありますし、将来モノレールが開通いたしますと、立川により短時間で行けますし、また多摩センターにも非常に短い時間で行けますと、高幡の駅の商業圏につきましても、今まで予想がされなかったような部分も出てくる可能性がありますので、十分区画整理の中で地元の商業者と話し合いながら、そういう対策的なものも踏まえたまちづくりを考えていく必要があろうかと思ひます。

その辺についても、何かあるようでありましたらお願いいたします。以上、お願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の各項目につきましては、担当部長の答弁に一応一任いたしまして、私から、なぜ豊田南に再開発構想を持つかということについての御理解をいただき、そういう説明をしてみたいと思ひます。

日野市を概観いたしまして、いわゆる中央線があり京王線があり、しかもそれぞれに駅が便利よく配置されている。したがって住まっている方々は最寄りの駅を使うということになりまして、一点集中のような交通体系、あるいは町の発展の性格にはなっていないわけでありまして、したがって、平面型という言い方が言えると思っております。

それで豊田の場合、北口は住宅地として団地開発をされ、商業の面でも一定の需要があるわけでありまして、いろいろな状況のもとに、今、変化があるということでありまして。それで豊田の南口の区画整理をやりましょうという考え方が生まれて、かれこれ10年を経過いたしております。いずれの区画整理も似たりよったりでございますが、機が熟したと言いましょか、そういう意味ではそう大きい特別の異論はないという状況でございます。

そうしてとりあえず豊田の性格から言いますと、高幡駅や日野駅に比較してなおもっとターミナル性が弱いと言いますか、そういうことが言えると思ひます。つまり後背地を余り広く持たないということでありまして。

その際に、商業振興にいたしまして、あるいは豊田一帯のまちづくりの性格を考えてみましても、区画整理を行うということは住宅地をつくるということになりますので、当然人口がふえる、そういう将来になっていくことは必然であります。そしてまた豊田という範囲で交通範囲を考えますと、豊田自身でつまり魅力とそれから周辺の事情を活用することによって、一つの活性力をみずからがつくり出していくべきである、創出す

る必要がある、こういうことになると思います。

したがって、駅前のある範囲には、ちょうど周辺に大企業が幾つも存在するわけでございますし、それらの関係から言いますと、会議の会場でありますとか、宿泊施設でありますとか、何かそういう施設は当然日野市として提供できる、また必要である、そういうふうと考えられると思っております。つまり日野市の一つの発展の仕方といたしまして、自分の置かれておる条件の中で、いろいろな活力を創出していくということだと思っております。

再開発というのはそういうことを志向する一つの条件づくりでございます、一般的な区画整理を平面開発といたしますならば、再開発はごく拠点的な立体開発である、このように言えると思っております。したがって、もちろん現在のお店の繁栄、振興も図らなければなりませんし、地域ぐるみでそういう社会と言いましょか、経済界の中で、しかも地域に見合った、かなり発展の方向をみずからがつくる、そういう意欲こそ大切ではなからうかと考えております。なかなか将来の見通しということは難しいことであるから、安全ということから言いますと、余り大きな変化は急速には望ましくないという守りの姿勢が出てくるのは当然でございます、私どもが再開発を行政指導でやるという考え方ではいけないと思っております。地域のみんが協力をして、一つの活力を創出していくのだ、こういうことでなければいけないと思っております。

立体化するということは、ある程度人口をふやす要素でもありますし、日野市豊田を考えると、例えば京王線と一番至近の距離にありますとか、あるいは優秀な企業が周辺に相当数ございますとか、あるいは学生を引っ張ることができる、つまり中央線を範囲とする学生を豊田に寄せることができる、こういう要素がありますから、それをうまく活力としてアレンジすることを考えますならば、私は相当な地域のいわゆる活性化を創造することができる、そのことを地域の方々に共同で考えようではありませんかという提言をしているわけでございます、一定の、既存の計画を持ってそれに引っ張ることでは、これは成功しないと思っております。やはり地元でそういう意欲を高めることによって、商業振興でありますとともに、地域の自治の振興、また一定の近代化への開発が可能である、このように考えております。

したがって、ある時期には当然第三セクターの考え方でありまして、何か地域の大きなエネルギーを集めるような手法が大切であろう、このように思いますので、初めての日野市内の事業ではございますが、既に日野駅を中心とする両サイドは一応形ができておりますし、高幡も今区画整理を始めつつございます。特に豊田の南がそういう機会

に当たるいい条件を持っておる場所ではなかろうか、こういう見解でございます。とりわけ南北の関係も整合しなければなりませんので、南北の将来の展望のできる用地の確保などは、ぜひしたいものだと考えております。

以上のような考え方の中で、地域の自主的な意欲とともに、この事業を成功させたいものだと願っておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

2点目のアンケート調査の結果でございますけれども、現在ここに持ち合わせてございませんので、後刻資料として提出いたしたいと思っております。

それから最後の高幡不動駅を中心といたしました商業振興の中で、モノレールのお話ございました。高幡不動駅の周辺につきましては、御承知のように区画整理事業を進めております。駅前周辺につきましては、建物関係につきまして区画整理事業に並行して、地元の関係者と協議を進めていきたいというふうに思います。

これらはモノレールも関係いたしますし、それから区画整理をいたしまして、換地の土地をどう活用するかということも大きな課題になるわけでございます。その辺を総合的に考えまして、地元とよく相談をし、進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 先ほどモノレールをどのように考えているかという御質問に対して、南北の交通が便利になると漫然とお答えをいたしましたけれども、地元商店に及ぶ影響、そういう観点から考えてみますと、立川あるいは多摩センターに短い時間で行けるということで、地元の商店街にとっては大変頭の痛い、重大な関心を持たなければならない問題の一つであろうかと思っております。

とにかく現在でも市民の方が市内で買い物をする率はわずか27%というデータが出ております。残りの73%は市外で購入する。これを市内で購入する割合を、今よりも少しでもふやしていく、よそからお客を取ろうという考えはとてとてもとて、とにかく今、市外へ流れているお客を幾らかでも呼び戻そう、そういう方向で努力をしなければならぬと思っております。

商業振興策は行政がつくるのだというような考えでなくて、事業者が立ち上がれば行政もそれにこたえて支援をしていく立場で、今後の振興対策を考えていきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 市長の答弁をいただきましたけれども、再開発につきまして私は反対視しているわけではありません。通常、そういう再開発というのは日野市におきましても初めてのことでですから、当然再開発をするということはそれなりの事前のいろいろな調査なり、またいろいろな活動がありまして、その上から再開発事業を振興することによってその目的が一番達成できるというような指導力のステップがあるのじゃないか、その辺について私もよくわかりませんでしたので、その辺を第1点の質問で質問をさせていただいたわけです。

今、市長が話しますように、地域の活力を創造できるような場所であり、地域の皆さんと一緒に考えていくのだ、また地元の人積極的に意識を高めていくのだというような趣旨の気持ちはよくわかるのですが、実際そういうような思考の過程の中で、再開発が出てきたようなではないような気がするのです。

再開発の基本計画を見ますと、区画整理事業の調査をされたものを一つの土台として、突然再開発が出てきたようなニュアンスに受けとめられるわけです。通常であれば、豊田の地域をどういうふうにしたら活性化なり、住みよい町にするかということを商業的な診断をすとか、地域的な診断をした中で、そういう一つの中で、こういうまちづくりをすることによって豊田が生きていく、活性化になっていくのだ、そのためにはじゃ、どうい手法を使うか、その一部を——全体的には区画整理事業を用いながら、その中心街だけは再開発することによってできるのだというような一つの過程の中で再開発事業が上がってきたのであれば、59年に突然基本計画が出ましたけれども、このような出し方では出なかったのじゃないかなと、結果論ですから、こういう言い方はできるかわかりませんが、一つは、これが出ることによって、地元の人びびりしちゃったのですね。

本当にこれで自分たちは大丈夫なのか、そこで第1のボタンを間違えたというか、非常にその辺が、心理的にブレーキがかかってしまった面もあるような気がするのです。ですからこういう大きな初めての事業をするのであれば、それなりのまず意識の高揚を図りながら、地域の人を巻き込みながら、最終的には再開発事業に持っていくのだということであれば理解もできますし、地元の人時間も時間的な過程の中で意識の高揚を図ってまいりますから、じゃ自分たちはそれを行政と一緒にやってみよう、また自分たちが組合をつくり、そして積極的にやってみようというような流れになったのではないかなと、今から推測できるところなんですけれども、ちょっとその辺が、市長の先ほどの答弁と、実際の地元の皆さんの意向が随分違うなという気がするのです。

それから第2点目の質問をさせていただいた中で、今後の日程的に見ましても非常に短いのですね。部長さんの話では、64年に計画決定をしたいのだ、これはうまくいっての話でしょうけれども。それで地元の中では、64年に仮換地まで持っていきたいということなんです。実際仮換地までいくためには、再開発の場合は普通の区画整理事業と違っていて、共同ビルを建てることよって、その床を土地にかわって取得するというのですから精神的な部分、また今までのような商売の手法ではなかなか営業ができていかない。そこで相当意識を変えながら、それにふさわしいような商売の方法を当然やっていきませんか、できないと思うのです。

ですから今までの、何十年もかかって商売してきた考え方を変えなければいけないということですから、もう本当に短い中で、じゃ仮換地を決定する、そのためにはその再開発に残るか、それとも飛び換地ではかのところに行って商売を続けるか、その選択をしなくちゃいけない時間帯も、余りにも短過ぎるのじゃないかなという気がするのです。

区画整理事業の流れの中では64年に一つの仮換地という、流れの中で再開発も決定していくという方法ですから、そうしますと、実際に今の段階では再開発の説明会も余り現実にはできていないのですね。たまたま区画整理事業の担当者が、やむを得ず再開発の説明をしているというのが現状なんです。ですから権利者たちも再開発と区画整理がごっちゃになったり、また区画整理の中で再開発を説明したりしますので、自分たちの場所をはかのところから来て取られてしまうのじゃないかといううわさが出たり、非常に複雑な、今、心境になってきているわけです。

こういう状況では、本当に再開発をやろうと思ってもなかなかスムーズにいかないし、ますます地元では混乱をし、また行政に対して不満が募っていく、そういうふうな結果になってしまうのではないかという懸念があるわけなんです。本当に再開発をしていくのだという意気込みがあるのであればもう少し体制的にも、また行政の熱意というものをもう少し出していかなければいけないし、またそういう対応の中で、権利者に対して接していかなければいけないと思うのですけれども、今の対応の中ではそれが現実的には難しいのじゃないかと思いますので、ちょっとその辺について御意見なり、またお聞きしたいというふうに思います。

- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 地元の現状に焦点を当てながら、確かに説明もなかなか難しいことでもございますし、体制としても、弱いと言われると弱いかもしれませんので、

そのあたりを十分考慮しながら、有効適切な方法を地元と相談しながらやっていきたい、こう思います。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 例えば豊田南口の区画整理の場合、55年の11月30日に初めて全体の説明会を行っているわけです。そして都市計画決定ができたのが60年11月なんです。5年間かけてそういう関係者の方と話し合う——規模が少し大きい分もあるかも知りませんが、区画整理ですら5年間をかけまして市民の方に、そういう関係者の方に説得をし、お願いをし、5年間かけて都市計画決定まで実際持ってきているわけなんです。

再開発はもっと難しいのです。もっと複雑な要因が絡んでいますから。ところが実際は64年、あと1年ちょっとしかないのです。そこで決定していこう。実際、私の記憶範囲の中では、再開発の担当者が正式に会合を持って説明したという情報は余り聞いていないのですよ。これが実態なんです。これで64年までに仮換地の決定をしようなんというのは、とんでもないことです。

もう少し組織的にも、どうしてもある程度期限というのは決まってしまうでしょうし、その中で多くの権利者の方に理解と協力をさせていただくために、また仮換地を自分自身で判断できるように理解を高めてもらう、これをしていただくためには、それなりの組織的な要因をつけながら、毎日のように権利者のところに昼も夜も通って、そして理解を深めていただくしか方法はないと思うのですけれども、結局今の人員体制、今の組織体制ではそれが現実的には不可能だと思うのです。その辺どうでしょうか。市長、具体的にその辺については。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 突然生まれたことでもございませんし、ある程度の基礎的な認識は、これまでの時間の中で、表に見えない形でありましても、一応浸透はしつつあると思っておりますので、急速に体制強化というわけにもまいりませんが、誠心誠意、これは地元の言い方の中に役所が利益をするのだという言い方があるそうですが、そういうことがあるはずはないわけでありまして、地元のために行うことですから、地元の方の積極的な御理解を進めていこう、このようにお願いをするところでございます。

○副議長（中山基昭君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） ちょっと市長、もの見方が違うのじゃないかと思うのです。やはり行政が何か得をするような、そういう言い回しの方も確かに一部にいらっしゃる

ます。しかしやはりそれをなくすためにも行政の方が精力的にそういう方に接して、説得をしていく、そういう中で、そういうような考え方も変わってこようかと思うのです。その辺の部分、誠意、誠意と言っても、誠意は行動をもって見せなければ誠意が伝わっていきませんし、幾ら市長が誠意、誠意と言っても、やはりそこに住まわれている権利者の方は自分の将来があり、また自分の生活がかかってくるわけですね。ですから誠意だけでは通じないし、実際そういう人たちが本当に再開発をすることによって、どう利益を得て、そこで生活が成り立っていくかということが明確になれば喜んで参加をするし、積極的にそういう運動を支援して、また自分たちでまちづくりを推進していくことも、その辺の部分もあわせて、そういう権利者の方の、また商業者の方のことも十分踏まえながら説得をしていく、理解をさせていただくというような方向がありませんと、なかなか解決はしていかないのじゃないかと思うのです。またいろいろなうわさが出て、うわさをみんなが信じてしまう。そこにそういう権利者の方が、将来的にも安心できるような説明があり、また納得していけば、そういういろいろな風潮なりが出てきても、それはうわさになっていかない、そこでとまってしまうという形になろうかと思うのです。

市長がそういうことを今、気にしているということ自身が、現実の部分をよく周知していただいて、そういう体制づくりをしていく——今、職員2人ですからね。この間、山口議員も説明の中に、権利者のところに行くときにはやはり1人では行けない、いろいろな言った、言わないということがありますから、最小限2人で、ペアで行くというような趣旨のお話をしておりましたけれども、やはり実際にはそういう対応をしていかなければいけませんし、そうすると現実の今の組織体系の中ではなかなかそれが難しいし、このままでいきましたら、結果的には区画整理事業もおくれてしまう、そういうようなことになりかねない今、状況でありますので、本当に市長が誠意をもってやろうというのであれば、また先ほど市長が再開発について必要性なりを説いておりましたけれども、それが真実であればあるほど、今後の残された本当に少ない時間の中でいかに権利者の方に理解していただくということに全力投球することによって、日野市で初めての再開発が、立派な、本当にいい再開発が結果的にはできようかと思っておりますけれども、やはりその辺をじっくりと状況を把握した上で、組織的な体系もよく整えなおして、本当にやるのだという意気込みのある組織体系をつくりながら取り組んでいただきたいと思うので、市長、その辺、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の2、豊田駅南口再開発事業の諸問題と日野市商業振興の今後の課題についての質問を終わります。

一般質問を続けます。

13の1、防災対策については、子供・お年寄り・障害者の立場にたったの通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（小俣昭光君） 通告質問に従いまして、質問をさせていただきます。

防災対策については、子供・お年寄り・障害者の立場にたった。

地震災害による被害の軽減を図るための施策は、これまで何の予告もなく突然発生する地震を対象に防災都市づくりや避難、消火、食糧備蓄などの予防対策が叫ばれています。地震発生の時期や規模などがわからない中での地震防災対策では、今でもこの方法の重要性は変わっておりません。地震関係の研究が進み、今では海洋型地震でマグニチュード8クラス以上の巨大地震については、その予知が可能とされています。駿河湾沖に発生が懸念されているマグニチュード8クラスの地震については、現在の予知技術のレベルや観測体制から、その発生が予知できることの前提に立って、警戒宣言発令時の対策も進められております。

地震防災対策は、今までの普段の対策と災害発生時の対策に加え、予知に基づく警戒宣言発令時の対策が講じられて、現在では前提を異にする2通りの対策が進められております。

警戒宣言発令時の対策は、地震の発生時期や規模等の予知を前提とするため、多様な確実な対応が可能になります。社会的混乱の防止と、幅広い対策も可能となってきております。しかし予知を可能とする地震は、現在のところいろいろな面から見ても、極めて特定の地震に限られております。地震防災対策に当たっては、常にこれら二通りの対策が有効に組み合わせられることが必要となります。

とりわけ社会福祉施設での地震防災対策では、利用者の多くが対策の体系などを理解しにくいこと、時間帯等により職員数に増減があること、自力避難が困難な利用者が多いことなど、どんな地震にも対応できる柔軟性が求められております。地震対策に二通りの取り組み方ができたこと自体は、地震防災対策の進歩と言えますが、これらの対策にどう取り組むか、相互関係をどう調整するかなどは、ひとえに対策を立て、実行する側が真剣に取り組まなければならない問題と言えます。

予知技術の進歩、充実の中で行政の果たす役割は重要であります。社会福祉施設にど

んな問題が生じてくるか、施設ごとにその対応や危機感に差が出てくるに違いありませんが、身体障害者更生援護施設を例にとっても、一口に社会福祉施設といっても、法別、対象別、障害別、年齢別等々、利用状況があります。運営形態についても、通所、収容の別や、居室提供型施設のものから、特養老人ホームのように常時介護的対応を必要とする施設等、運営形態の多様性が見られます。

さらに施設建物の規模、構造、老朽度、耐震度といった建物状況もあります。あるいは勤務職員数の昼夜の差や、いざというときに動員可能な人手の数にかかわる職員確保の予測状況も、法人、施設によりそれぞれ異なるに違いありません。これらの利用状況、運営形態状況、建物状況、立地状況に社会環境状況、及び職員等確保の予測状況などの幾つかの要因の絡み合いの中で、その施設に合った対策が要請されることとなります。

ここで具体的に質問をさせていただきます。

私はことしの防災訓練、8月30日に実施されましたが、これを見学してまいりました。暑い中での訓練でしたが、皆さんが力強く訓練して、安心して見学させていただきました。私は、この訓練に多分参加していないひとり暮らしのお年寄りや、災害時の避難はどうするのか、対策をお聞かせいただきたいと思います。これが1点目であります。

2点目は、目や耳の不自由な人の避難対策についても、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、6月7日の深夜、東京東村山市にある特別養護老人ホーム松寿園で発生した火災で、17人のお年寄りが亡くなる悲しい事故が起きました。松寿園はすべての面で東京都の基準を満たしていたにもかかわらず、この惨事は起きてしまった。被害のたびごとにこうした施設の職員の側に手落ちがなかったか、厳しい目が注がれがちだが、この安全を確保できない基準に、もっと注目すべきではないのかと私は思います。

今度の火災で一番注目を浴びたのは、松寿園の入所者が74人であるのに対して、夜間の当直職員が2人の寮母だけだったということであります。これで大丈夫かと思うのは、だれしもの感想だと思います。

実際にはどう定められているかと言いますと、国基準では、寮母や看護婦といった直接お年寄りの介護に当たる職員の数は、厚生省はお年寄りの数の4分の1としています。お年寄りが100人いれば、看護婦は規定で3人と決められていますから、寮母は22人になるわけです。この国基準に対して、それでは少な過ぎる、こういう立場から、都は美濃部知事の時代に上乗せを図り、この基準を3分の1に引き上げてきております。もっとも、夜勤については規定はありません。各施設に任された形になっています。そ

れにしても、松寿園は都基準で職員を配置していたわけですから、その上乘せされた基準のもとですら今回の惨事が生まれたということに、注目する必要があります。

松寿園の場合は80人の3分の1の27人で、2人を夜勤に回すのが精一杯と言われておりました。夜間は16時間勤務なので、翌日、翌日の連休が必要となり、この分日勤が減るわけで、これ以上夜勤を増やすと、昼間が手薄になってしまいます。夜勤の間中はしょっちゅうコールのベルが鳴り続け、これにこたえて職員は一晩中走り回り、それだけでもくたくたと言われております。やはり厚生省の人的配置基準そのものを見直す必要があります。

防災や夜警の任に当たれて、しかも多少は寮母の手伝いもできる、夜間専門の男性職員数名の配置が考えられるべきではないでしょうか。福祉サービスというのは、あくまでもマンパワーなのであります。ところが行革を言う厚生省は、金のかかることを極端に手控えてしまっております。松寿園火災の後、世論の批判が大きいため、国も何らかの対策に迫られたのがスプリンクラーの設置であります。これも設置費の3分の1は施設の負担となっております。都が発表したのが消防署とのオンラインです。このように、一時的出費について多少金は出すけれども、永久支出につながる職員を増やすのは認めていないのであります。

このような松寿園の悲しい教訓を生かし、どのような対策を至誠老人ホームや、高幡台老人ホームに指導してきたか、お聞かせいただきたいと思います。これが3点目です。

4点目は、この至誠老人ホームや高幡台老人ホーム以外の、市内にある光の家や福祉施設の防災対策はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

5点目は、保育園での防災対策であります。そのAとして、高幡保育園や旭が丘保育園などに2階に保育室がありますが、これらの防災対策と避難すべり台について、父母から角度や位置について改善の要望が寄せられていると思います。どう対策を立てているか、お聞かせをいただきたいと思います。

Bとしては、保育室でのロッカーや本箱などの転倒防止対策は大丈夫か、お聞かせいただきたいと思います。

6点目では、学校での防災対策であります。どのような安全点検活動をしているか、お聞かせいただきたいと思います。

Bとしては昇降口、通路や教室、廊下の戸、安全点検がされているのか、お答えいただきたいと思います。

Cとしては、防災のための備品、防災設備の保管場所や設置場所の確認が先生などに

十分徹底されているのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

Dとしては、今地震で大きな問題になっております窓ガラスの問題であります。学校なども、多くのところが硬化性パテどめのはめ殺し窓ガラスが使われていると言われております。これらについての対策をお願いしたいと思います。

Eとして、災害時の児童の引き渡しについてであります。先ほどの警戒宣言が発令したときと、あるいは地震が実際に発生したときに、それらについてどのようになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

Fとしては、私はこの9月の初めに一中のお母さんから相談をされてきました。一中の給食室が、雨が降ると浸水すると聞きました。いつごろからそのようなことが起きてきているのか、これについてのお答えをお願いしたいと思います。

7点目としては、日野市内には各地に狹隘道路の地域があります。豊田三丁目のようなところもありますので、これらのところの消火活動についてどう行っているのか、具体的にお答えいただければありがたいと思います。

8番目としては、雪などの災害で長時間の停電が以前ありましたけれども、これらについて、市民への情報伝達についての、以前固定局を設置するという話を聞いておりました。これがどうなったか、お聞かせいただきたいと思います。

9番目としては、地域に配置してある消火器は、設置されてから点検がされたことがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

10点目としては、私は平山住宅自治会の用事で、7月、公害防災課長と一緒に日野消防署に、初期消火と避難訓練をお願いに参りました。後日、自治会事務所で打ち合わせの約束をしてきました。ところが消防署の職員、平山住宅と聞いて平山五丁目、交差点先まで行って戻ってきた、こう言うておりました。平山住宅という住所では通称地名で、こういうところは市内にもあちこちあると思いますが、119番の通報の仕方、これのPRをしていただきたいというように思います。

以上、大きく分けて10項目ですので、よろしくお答えを願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） まず第1点のひとり暮らし老人世帯の避難対策からお答えをしていきたいと思います。

ひとり暮らし老人の世帯につきましては、日ごろから消防署では予防対策といたしまして、機会あるごとにひとり暮らし老人世帯を訪問しております。現在、ひとり暮らし老人として私どものところで把握しております数値といたしましては約120世帯ござい

ますけれども、この世帯を訪問いたします。そして生活環境のチェックと、防災診断の指導をしております。

消防車にはひとり暮らし老人、寝たきり老人世帯等の名簿が常時積んでございまして、先着隊は老人の救助を優先する。また災害現場、近隣に老人が住んでいるかどうかの確認をするということでございます。

市の行政といたしましては、125世帯を対象にしました福祉電話制度を実施しております。さらに自動火災報知器を20世帯に設置する等、緊急時の連絡に備えております。また、友愛訪問制度など隣人や知人などの日ごろの交流を通じまして、非常時の対応に心がけておるところでございますけれども、民生委員なども加えまして、きめ細かな対応を今後ともさらに検討をしてみたいと思っております。

また、目、耳の不自由な方の避難対策の御質問がございましたのですが、盲人等障害者の対策といたしましては、現在のところは名簿等につきましては、消防署に渡しておりません。これは特にプライバシーの問題等もございまして、その対策は十分に行われていないように思われますので、今後は消防署あるいは公害防災課等との検討課題としてみたいと思います。

特に聴力障害者につきましては、ミニファックスの普及に努力をしてみたいと思っております。いろいろな点での不自由も生じてまいりますので、この普及にも努力をしてみたいと思っております。

御質問の、これらの防災時期における防災計画の中での特にひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等に対する対策の問題につきましては、地域との関連、コミュニティーの中での位置づけ、あるいはその他の協力関係の中での問題もかなり重要な問題でございますので、この問題については今後とも十分に配慮し、また周知徹底してみたいと考えておるところでございます。

3番目に至誠老人ホーム、アゼリヤ会、高幡台老人ホームについての御質問ございましたけれども、アゼリヤ会につきましては62年度中にスプリンクラー、緊急通報システム等を設置する予定でございます。至誠老人ホーム、高幡台老人ホームにつきましては、62年度中に緊急通報システムを設置する予定でございます。なお、至誠老人ホームにつきましては、63年度中にスプリンクラーの設置が予定されております。

4番目に、市内の各福祉施設での対策でございますけれども、市内福祉施設につきましては、指導機関としては東京都が対応しておるものが多いわけですが、各施設とも消防署の指導のもとで、定期的な防災訓練を実施しております。特に現在、問題と

なっているところはないと聞いております。

次に、保育園の防災対策について申し上げます。

まず保育園の防災対策につきましては、東京都の福祉局の方から防災の手引書が来ております。基本的な防災対策の計画は、これによって公立、民間、保育室とも同じ内容で指導をしております。各園には防災管理者を1名設置し、防災計画を文書で消防署に届け出ております。職員への周知徹底を図るために役割分担、避難路等の設置など、必要事項の一欄表は事務室に掲示しております。年12回の毎月訓練を実施する中で、その中での3回は消防署による指導訓練を実施しております。その他は避難訓練や、救護訓練等を実施しております。どんな場合におきましても、園児の命を守ることを主眼にした訓練に重点を置いております。

2階に保育室のある保育園はどうかということでございますけれども、2階に保育室のある保育園は、12園中6園ございます。また2階で保育する園児の年齢もまちまちでございますけれども、ゼロ歳の場合には保母4名、栄養士1名、調理人1名、看護婦1名、計7名が9名の子供への避難に当たります。3歳から5歳児の場合におきましては、各年齢ごとに2、3名の保母で17名から25名くらいの園児を誘導いたします。

また非常階段、または非常すべり台等による避難もございまして、また3歳から5歳までにつきましては、防災頭巾をかぶらせる訓練もしております。ゼロ歳から1歳につきましては、大型乳母車、避難用運搬車も用意して避難をいたします。

特に先ほど倒壊する家具等についてはどうかという御質問がございましたけれども、常時この辺のところで点検をいたしておりますが、非常階段または非常すべり台につきましても、点検を欠かさずやっております。

防災時の児童引き渡しにつきましては、入園当初、または年度当初に地震災害に対するお知らせとともに、災害時のお迎え調査を実施しております。警戒宣言発令と同時に、突然大規模直下型地震が発生したなどの場合には、それぞれだれが迎えに来るか、1番から4番までを記入してもらって、どのくらいの時間で受け取りに来るかの調査もしております。30分までに72%、1時間以内には95%までが迎えに来られるということでございます。残留児につきましては、園長を中心に保母がその後の保育に当たっていく計画になっております。

以上が、保育園につきましての防災計画でございます。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えをいたします。

6点目の学校での防災対策についてでございます。学校施設の安全性の維持管理という点では、建築基準法によります特殊建築物定期検査を3年ごとに、また建築設備定期検査を毎年1回は行っておりますし、さらに消防法で設置をされております自動火災報知器、あるいは非常放送装置、屋内消火栓、あるいは消火器、避難器具等については毎年2回点検を行っております。

それから施設内の昇降口だとか通路、廊下、階段等で危険だと思われるような場所については、その都度改善を図っておりますけれども、災害時に安全に避難できるように、学校が年間計画を立てて避難訓練を行っているわけで、その中で繰り返し子供たちが体で覚えられるような安全避難の訓練を行っております。その点については、さらに徹底をさせたいというふうに考えております。

それからめ殺しの硬化性のパテどめの窓ガラスについては、極力そういったものを設けないようにしているわけですが、安全上やむを得なく設置している場所等については、これは特殊建築物の定期検査の中で検査をすることが義務づけられておりますので、そういった際にきちっと安全性の確認を行っております。

それから災害時の児童の引き渡しに関する問題でございます。先ほども申しましたように、各学校では年間計画を立てて避難訓練をやっておるわけですが、大体学校によって年10回前後くらい、教育委員会としては毎月1回くらいの避難訓練を行うように指導しているわけですが、その中で年に数回は家庭の御協力を得て、子供たちの引き渡しの訓練を実施しております。

特に9月の1日は防災の日になっておりますので、この日は小学校あるいは幼稚園の場合にはすべて引き取り訓練というのが必ず中に入っております、いろいろ予期せぬ災害等が発生した場合に、家族との待ち合わせの場所についての家庭ごとの話し合いの問題だとか、あるいは保護者が引き取りに来るまでの子供たちの待機の方法についても、各学校ごとに体制をつくるというような指導もしているところでございます。

それから一中の浸水の問題でございますが、御承知のとおり一中はもともとあの地帯の中では極めて低い位置に校舎、グラウンド等がございますので、異常出水の場合にはかなり水が入ってくるということがございます。

いつからそういう事情が起こるようになったか、ちょっと確認はしてはおりませんが、やはり周辺の街路の整備その他によって、自然に土中に浸透するというようなことがだんだん少なくなってきた、舗装も進んだり何かして、そういったことと合わせて、浸水という問題も順次多くなってきたのではないかとと思いますが、現在、年に一、二回そう

いった問題が発生をしております。特に集中的に雨が降ったりすると、そういうことが起こるとい問題がございます。

そういった事態を防ぐために、なかなかこれはといういい方法がないわけですが、抜本的には市の下水道計画の進捗に期待をしたいわけですが、その間についてはいろいろな方法が考えられるのですが、吸い込み槽の設置等も検討をして、至急に対策を立ててみたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 7点目の狭隘道路地域の消火活動を具体的に教えてほしい、答えてほしいという御質問ですが、市内には狭隘道路が各地にございます。

その道路の幅員の拡張については、その都度依頼をしております。しかしなかなかそれが早い時期に改善をされないという現実もございます。現在、消防署あるいは出張所にございます大型のポンプ車は入れないような道もございます。そういうところはどうかというふうにやるかと申しますと、消防署に配置されている消防自動車よりも少し幅員の狭い、消防団に配置をされていますポンプ車でもって行くことになります。そのポンプ車が入れないようなところは、これも各分団に3台ずつ配置をしておりますポンプ積載車というものが入ってまいります。このポンプ積載車は、小型のポンプを積んで、狭い道路にも自由に入出入りできる、そういう車でございますが、そのポンプ積載車が活躍をいたします。なお、それも入れないようなところには、今度はホースを連結いたしました放火活動をする、こういうことになりますけれども、こういう例は余りございません。

ホース1本の長さは20メートルでございます。そしてこのホースをおよそ10本くらい連結しても消火活動に余り影響しない、放水の機能が低下しない、そういうふうに言われておりますので、ただいま申し上げたような具体的も方策によりまして、狭い道の地域の消火活動を行っております。なお、そういう場合には、消防団の活躍に期待をするところが大変多くなってまいります。ホースの連結とか積載車からのポンプの積み下ろし、あるいはポンプをかける、そういう訓練を、夜間、十分な照明がなくてもできるように訓練をしなければならなりません。毎年夜間操法訓練というものを行いまして、技能を高めております。

8点目の災害時の情報伝達、固定局の構想はどうなっているかというお尋ねでございますけれども、現在、東京都の各自治体の間には防災の行政無線というものがございま

して、無線電話でもって刻々と情報が入ってまいります。例えば雷雨注意報、警報、こういったものまで東京都の災害対策部から直接日野市の公害防災課に入ってまいります。この入ってきました情報を今度は市内各地域の市民の皆さんに正確にお伝えしなければならぬ、こういう使命があるわけですが、現在、市で持っております情報伝達の仕組みは、移動型の防災行政無線でございます。この移動局を83局持っております、市からこの83局に無線電話がかけられます。そうすると、その電話を受け取った8分団、24部、消防団の各部から消防団の広報車、消防車などを使いまして、地域の皆さんに広報をする、こういう手段をとっております。

ただし昨年の3月23日のような雪害のときには、車そのものが通行ができません。そこで固定局構想が出てきたわけですが、現在とはとにかく停電をしても正確な情報が伝わる携帯ラジオを有効に使えないか、こういう観点から、民間放送システムの利用について研究を進めております。既にこの夏、東京都の災害対策部と協議を重ねまして、あと民放各社との具体的な交渉を行う予定でございます。

9点目の消火器の点検をしたことがあるかというお尋ねでございますけれども、ございます。市内の消火器につきましては、設置要綱に基づきまして、現在、市内に消火器が約800個設置されております。この消火器は、設置要綱によりまして自治会へ交付という形で行われます。そしてその日常的な維持管理は自治会長さんをお願いしておりますけれども、強化液、さらに粉、こういう種類の消火器が備えつけてございます。それぞれ耐用年数と申しますか、有効年数というものが決められておりますので、その年数の間に点検をしております。800ヶ所ございますので、これをもっときめ細かくやるには、現在の職員体制では非常に難しい面もございまして、なるべく自治会の御協力を得ながら、完全なものを設置してまいりたいと思っております。一番痛いのは、いたずらあるいは盗難でございます。6リットル液が入っている非常に重いものまで、突然なくなってしまうようなことがよくある、そういうことで大変頭を痛めているのが現状であります。

それから10番目の通称地名の119番の通報の仕方、PRをしてほしいという御要望でございますが、PRをいたします。警察の110番はどこで犯罪が起きてもその通報は全部警視庁の本部に行くようになっております。消防署の119番につきましては、三多摩地域は立川にございます第8消防方面本部、ここで受信をされるわけでございます。この職員ですとか日野署の職員であっても、市内在住の職員というのは極めて数が少なく、よそから通ってくる方が大部分でございます。

したがいまして、通称名で火災の発生点を通報しましてもこれがわかりませんで、正しい町、番地、こういうことをもう一度聞き返されることがあります。その間に時間のロスが出てくる、火災が大きくなる、こういうことになりますので、今後は119番の通報は必ず日野市何々町、何丁目、何番地と、正式の地番でおっしゃっていただくように、十分PRをしてまいりたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 再質問をさせていただきます。

5番目の保育園の防災対策であります。そのうちの父母から要望が出されている特に高幡台保育園、以前この2階からのすべり台で避難となっているというように聞いております。その場所が、おりた先が調理室の前ということで、どちらかという火が起きそうなところにいるというようなことで、ぜひ改善してほしいというのが父母会から以前出されていたと思いますので、その辺御承知で、まだ多分対策は立っていないのじゃないかなというように思うのですけれども、ぜひお願いしたい。

それと、このすべり台の角度がかなり急だという話、高幡台保育園もそうですし、旭が丘保育園なども角度がかなり急だということで、子供たちが、普通のすべり台ならともかくとして、避難に使うすべり台ですので、あわてるというか、そういうことになりますので、そういう点では急ではないかというのが父母たちの心配事ですので、ほかのところもあるのかどうかわかりませんが、その辺もぜひ調べていただきたいなというように思います。

あと学校問題では硬化性パテどめのはめ殺し窓ガラスというのは、この前の8月30日のときにも消防署の署長さんですかね、話の中でも、大変危険であるというようなお話もありましたので、そういう点ではこれは何も学校だけではなくて、市役所の窓ガラスもなっておりますので、そういう点、学校だけじゃなくて、全体的にも言えるのじゃないかというように思いますので、しょうがないということじゃなくて、緊急にやはり対策を立てていただきたいというように思います。

それと、一中の浸水の問題であります。一中の給食が開設されたのは59年に開設されて、既にその次の年から、たまたまどうも59年は浸水がなかったみたいです。それで60年に2回浸水があった。それで61年にもあった。62年の7月の25日にもあって、この9月の7日、私ちょうど行ってきてきたわけですが、9月の7日も給食室に、この日はわずかだったですが、浸水しているという状況だったわけです。7月の25日のときにも、学校長から教育長あてに浸水状況報告というのが報告されております。

簡単ですのでここでちょっと読んでみますと、去る7月25日、土曜日、午後2時から3時半ころまでの約1時間半の間の集中豪雨により、下記のような校地、校舎への浸水（床上）がありましたので報告いたします。なお、このような床上浸水は毎年1、2回あり、その都度清掃に多大な労力を要しております。今後はこのような事態にならぬよう、恒久的な対策を早急にとっていただきますよう、重ねてお願い申し上げます——というように報告書が出されている。

それで浸水箇所は校舎中央棟1階東、西昇降口約10センチ、給食棟、食堂、調理室は各部屋約5センチ、校庭前面10センチから20センチというような浸水状況だそうです。これがことしの7月25日だそうです。

このような報告が出されていたり、あるいはその前に60年の7月の24日、ここでも教育長あてに校長からやはり浸水経路等についての報告が出されております。これはかなり詳しく、図面までつけられて、冠水状況が出されております。

私は、ここで問題なのは、先ほど言いましたように、グラウンドや1階の東西昇降口が約10センチ浸水しているというような状況ですから、これは既に一中ができてしばらくから多分こういう状況があったのではないのかというようにも察しがつくわけです。これはたまたま以前は給食室がありませんでしたので、そういう点ではさほど衛生面、話によれば、浄化槽が吹くとかいう話も、浄化槽のふたが持ち上がるとかいう話も聞いておりますけれども、給食室等がなかったために、さほど問題なくきていたというようにも思われるわけです。

そういう点では、この給食室ができてからこういうのが放置されてきたということも、私は大変問題ではないかなというように思うわけであります。特にそういう点では、以前から浸水されていることがわかっていたのではないかと思われるところにありながら、給食室がさらに全体の床面積から比べると低くなっている。これではまさにどうぞ水が入ってくださいと言わぬばかりのやり方だと思うのです。

そういう点で、こんなに浸水されていたのではたまったものではないというのは、担当者もそうでしょうし、子供たちも同じように考えていると思うのです。特に幸いというのですか、ここ何回か浸水されておりますけれども、夏休みが幸いというか、多かったわけですね。先ほどの60年の7月の14日、このときは夏休みの前だったわけです。それと9月の7日にあった。この9月7日のときには、食事はどういう食事だったかというのは、私は通常だったらどういう食事だったか聞かなかったのですけれども、たまたま中学校が短縮授業ということで、牛乳とパンで終わらせたというようなことも言われ

ているわけです。

そういう点では、こういう事態を今まで放置していたということに対しては、本当にもっと真剣に取り組んでいただきたいというように思うわけであります。いろいろ私も聞いた中では、抜本的な対策を立てる、これは63年とも64年とも言われておりますので、そういう点ではそれまでこういう浸水を許すわけにはいかないと思いますので、ぜひ当面对策を立てていただいて、まだこの秋も台風シーズン終わったわけではありません。きのうも東京地方は豪雨があるのじゃないかという警報があります。きょうもそんなような状況でありますので、こういうところで起こらないように早急に対策を立てていただきたいというように思います。これが学校の問題であります。

それと9番目の、地域に配置している消火器の問題であります。確かに要綱でも自治会に任せておりますと書いてあるわけですが、私が全部見たわけではありませんが、ほんの10ヵ所くらい、豊田周辺を見させていただきました。

そこで格納庫のふたがずっとあくのは、残念ながら2ヵ所だけだったわけです。それともう1件は、ふたがもう壊れていて、そのふたが立てかけてあるというか、すぐに消火器が取り出せないような状況になっていたのが1ヵ所、あとの7ヵ所は、私の力ではふたをあけることができないというような現状であります。

確かに自治会をお願いしているから、点検は自治会の人にといいことでは言われているのかもしれませんが、自治会の役員——私も役員をやっておりますけれども、通常は働きながら、そして夜皆さんの奉仕活動というのですか、そういうことでやっているわけですから、そういう点ではこの辺の点検までやるというのは大変だなというように、私も思うわけです。

それともう一つは自治会の役員、多くのところは1年交代で交代しておりますので、消火器の点検まで任せられているというところまで、本当に理解しているのかどうかということもあるわけです。そういう点では自治会任せということではなく、ぜひ何らかの対策を立ててほしいというように思います。

この7月の31日ですけれども、日野本町でぼやがあったそうであります。このときにはこの消火器が大変役に立った、幸いにすぐ使えたということだと思っております。近所の人々が3本くらい持ち出してきて消しとめたというようなことも言われております。地域に配置されて、火事がなければさほど関心の低いものですが、実際に火事があれば、役に立っているわけです。そういう点では、ぜひ点検をお願いしたいというように思います。

それと、前後しますけれども7番目の狹隘道路地域での消火活動、先ほど消防団にお願いする、狭いところは消防団のポンプを借りて、ということをおっしゃってありますが、ぜひ常備消防として、すぐに道路も広がらないと思いますので、そういう点では常備消防としても小型のポンプ車を用意する、ニュースなんかでもそういう話が言われておられますので、日野なんかでは常備消防でもそういうのを確保してもいいんじゃないだろうかというように思います。ニュースなんかでも、東京都もそういう対策を立てるという話を聞いたことがありますので、ぜひそういう方向も検討していただきたい。

以上、5点くらいですか、再質問させていただきます。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは高幡台保育園の2階からの避難の際のすべり台、またその場所の問題等については早速調査いたしまして、改善できるものであれば改善していきたいというふうに考えます。

また旭が丘についても同様でございますので、その他保育園のすべり台等については、早速調査をいたしたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） お答えいたします。

硬化性のパテどめのはめ殺しのガラス戸の問題につきましては、市の公共施設全体との関連もあろうかと思っておりますので、その辺のところもあわせて、改善策その他については検討を進めてまいりたいというふうに思います。

それから一中の浸水対策の問題でございますが、御承知のとおり、あそこは全体が低い位置にあるわけですが、敷地内を用水路が通っておりまして、その用水が正門前で道路の方へずっと曲がって行っております。集中的に雨が降ると、水路からあふれた水が校門から校庭の方に入ってくるというのが一つございます。それから校地内の雨水、特に校舎から北側の雨水が、周辺用水路の水位が高くなっているために行き場がなくなって、ちょうど校舎の裏側の給食室、食堂等をつくった位置に滞留をする、そういう状況が出ているわけでございます。

校舎とか校庭全体を高くするということは不可能に近いわけでございますので、抜本的には先ほども申しましたように下水道計画に待つわけですが、現在、給食室への浸水というのはいろいろ問題にもなりますので、その原因となっている給食室周辺の雨水を減量する方法をいろいろ検討をしております。

先ほどちょっとおっしゃいましたように吸い込み槽をつくるということが一つありますし、

それから防水シャッターという問題もございますし、いろいろ幾つかの方法があるわけですが、現在、吸い込み槽が最も効果が高いのではないかというふうに言われておりますので、今年度中にそれを設置をして、その効果を見て、それでいいということになれば校内、ほかでもかなり冠水をしますので、そういった場所にも吸い込み槽等を設けていくようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 常備消防でも小型車を備えてほしい、備えたらどうか、こういうことでございますけれども、この点につきましては、よく消防署の方に伝えておきます。

ただし、以前消防署長と個人的にお話をしたときに出た話題ですけれども、消防署で一番力を入れているのは初期消防、なるべく早い時期に火を消しに行きたい、その現場に到達したい。そのために、かつて赤バイ隊というのがあったのだそうです。その赤バイ隊というのは背中に消火器を背負って、オートバイに乗りまして、火災現場にかけつける、そういうのがあったらしいんですけれども、現在は無いようです。それをまた復活させたい、そんな意向を伺いました。

それから消防署に配備される車の台数というのは、東京消防庁の方であらかじめ何かの基準に基づいて決定されているのだそうです。そしてはしご車1台については何点とか、大型消防ポンプについては何点、そして総合点でもって日野署の自動車の台数が決まってくる、そういう仕組みらしいんですけれども、消防署の方針としては、小型車を2台持つよりも大型車を1台欲しいんだ、そういう方針を伺ったことがございます。

それから消火器の件でございますが、今以上に維持管理をしっかりとやっていくということになりますと、防災器具の会社に委託をするというようなことにならざるを得ません。そういう形も含めまして、今後研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） ただいまの一中の浸水の関係につきましては、大変御迷惑をかけたわけでございますけれども、昨年の議会で、一般質問でこの浸水につきまして御指摘をいただいたわけでございます。

私どもも早速これに取り組んだわけでございます。と申しますのは、下堰の四谷の排水するところがございまして、あそこの水門の開閉を人力でやっておったのです

けれども、これを自動に切りかえたということでございます。そうしますと、ある一定以上の水が出ますと、それが自動的に多摩川の方に放流できる、こういう装置を実施したわけでございます。それで、それからは上流についてはすべて多摩川に放流されている、こういうことでございますけれども、その下流について、一番低い一中の方に浸水していった。

9月7日に私の方の担当が行きまして、あそこら辺を全部つぶさに見たわけでございますけれども、北側の水路につきましては改修をしてございます。ただ、普通の状態ですと、一中の校庭から用水路に排水される管が埋まっているわけでございますけれども、それが水路が増えますことによって逆流していく、こういうような実態もあるようでございますけれども、その辺については、やはりその辺の用水からの逆流をとめて、浸水に対するポンプアップ、こんなようなこともやはり検討していかなければいけないのじゃないかと思えます。実施していきたいと思えます。

○副議長（中山基昭君） 答弁漏れはありますか。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 私の方の担当からちょっと申し上げますと、この市民の森スポーツ公園と留保地の間に2・2・11号線がございます。この2・2・11号線の下には既に排水管が入っております。63年度におきましては都市下水路がつながりますので、これに合わせまして上流部でこの日野用水のオーバーフローを取るようになっております。そうしますれば、抜本的には解決するというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 先ほど学校の施設を含めて庁舎あるいは公共施設、窓ガラス、こういう対応の質問がありましたけれども、特に答弁ありませんか、学校関係は。そのほかありませんね。

それじゃ、質問者、小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 一中の問題を再度質問させていただきます。

今、63年抜本対策ということで、63年になれば大丈夫という都市整備部長の答弁でありますので、ぜひそれはそれとして進めていただく。63年までそういう状況で置いておくわけにはいきませんので、先ほど教育次長が言われましたように、対策を立てるということでぜひお願いしたい。

特に先ほどの建設部長の話だったと思うのですが、排水路から用水に排水が出ているというのが逆流しているという話もあります。私も教頭先生にお会いしまして、そのときに聞いたのはマンホールのふたがあいてしまう。要するに逆流して、吹き出す

のだというような話をされております。

給食室については対策は早急に立てるわけですが、校庭や昇降口がそういう点では逆流したマンホールからあふれていくわけですから、ぜひ用水に排水するところの排水口を逆流しないような対策、流れ出すのは、出たとまるというようなふたがあるみたいですので、そんなようなことで、校庭も水びたしになるだけじゃなくて、浄化槽からあふれた水が出るわけですから、衛生面もよくありませんので、ぜひその辺の対策も立てていただきたいというように思います。

何しろ教頭先生の話でも、水が昇降口を行ったり来たりしている、グラウンドの方から給食室の方というようなことも言われておりますので、そういう点ではその辺の対策も立てていただきながら浸水を防ぐということで、ぜひ全力を挙げて頑張ってくださいというようにお願いいたしまして、もし市長から何かあれば、お答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 自然災害はいろいろな形で発生いたしますので、やはり根本的には防災に強い町をつくるということから、細かいことまで対応をしていくことであるというふうに、日常考えております。また、そのように努めておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君

○10番（小俣昭光君） 以上で終わります。（拍手）

○副議長（中山基昭君） これをもって13の1、防災対策については、子供・お年寄り・障害者の立場に立っての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

午後3時8分 休憩

午後3時38分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、14の1、個性と創造性を伸ばす学校教育の充実をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番(福島敏雄君) それでは、個性と創造性を伸ばす学校教育の充実を、こういうふうに題しまして、質問をいたします。

私は小学校、中学校、そして高等学校、こういうところを通しまして、学校の先生という人は常に尊敬をし、全幅の信頼を寄せてまいりました。したがって、議員になりましてから5年たつわけですけれども、教育に関することにつきましては一度もこの本会議で取り上げてきたことはありません。

そういうことで、今回ここに「学校教育要覧」というのが手元に参りましたので、これを機会にお聞きをしたいと思っております。

特に私は小学校の高学年から中学校時代にかけて、家庭は貧しかったわけでありまして、大変立派な先生に恵まれて、感謝をしているところでございます。日野一中の時代、入るときは日野中でしたが、長沢教育長も1年下の担任ということで、山口議員のお兄さんのクラスを受け持っておられた。ということで、私も何回か長沢先生の教育を受けたことがありまして、33年前になるわけでありまして、今でもかなり鮮明に思い出すことができるわけでありまして。

小学校5年と6年の担任の先生が、またこれが大変個性のある先生でございました。体育と詩、短歌、俳句、こういうのが大好きな先生でございまして、5、6年ですから昭和25年ないし6年でございまして。今から言えば戦後の復興期ということで、朝鮮動乱の始まった時期でありました。

恐らく当時もその日、その日の時間割はあったのだと思っておりますけれども、私の記憶を非常に極端に言えば、表現すれば、まず天気の良い日は体育があった。それから大昌寺山、今この神明上——ちょうど第一小学校から何もありませんでしたから、天気の良いところの大昌寺山に登って短歌をつくったり、詩を書いたり、それから絵をかいたり、天気の良い日はそういうことをやっていた。夏になれば歩いて多摩川に行って、多摩川で泳いでいたというような、小学校時代の記憶があります。

教室の机の配置など見ますと、8人くらいがボックス型に座っておりまして、授業を何をやるかというようなときは、そのグループの中で何か決めて、それで勉強したようなことを覚えております。自主的にテーマを決めてやっていたという印象が強いわけでありまして、先生が黒板に向かって授業をしてくれたという記憶が、私も勉強しなかったせいほとんど思い出せない、そういう状況でございました。(「1クラス何名」と呼ぶ者あり) 1クラスは40人くらいだったと思っておりますけれども、4クラスございました。(「男女共学か」と呼ぶ者あり) 男女共学でございまして。(笑声)

中学生時代に入ってから、もちろん真剣に授業は受けましたけれども、思い出すのは運動会とか学芸会とか、それから当時クラスの新聞発行というのが熱心でありまして、そういうものの発行。さらにはクラス対抗のソフトボール大会、さらには放課後になりますと、当時の校長先生は大変テニスが好きで校長先生でございまして、必ずテニスコートでやっておられて、私たちも校長先生と一緒にテニスをした。それからほかの先生も出てまいりまして、ソフトボールなり、バレーボールなど、今考えると福祉センターのあの狭い庭でよくやれたなと思いますけれども、そういうような時代でございました。授業は、長沢先生を前にして大変恐縮ですけれども、余りおもしろくなかったと思うのですけれども、そのほかのことが大変印象に残っておるわけでございます。

こういったよく遊んだ仲間でございますので、昭和30年卒業でございましたけれども、現在でも9月15日、日野のお祭がありますが、これにはんてんをそろえて、もう50になんなんとするわけですけれども、毎年1回日野のでかいみこしを担いで、夜になったら、それぞれが和気あいあいと一杯やる、これが毎年続いているようなわけでございます。何と言いますか、よく先生が遊んでくれたなという印象を、小中学校時代の印象として持っております。

議員という立場になりましてから、私も小学生、中学生を持つお父さん、お母さんの方々と話をする機会が、若干ですけれども増えてきたわけですけれども、お母さんが言うのに、うちの子供は勉強しないで困る、こういう方が大変多くいらっしゃいます。私は自分の経験上から、失礼ですけれどもお母さん方は小学校、中学校でそんなに勉強したのですか、こういうふうにすぐ答えてしまうわけです。すると例外なく、この間も竹ノ上議員が言っていましたけれども、昔と今は違うのです、教える内容もレベルが高くなっているので、勉強しなければついていけないのです。それからいま一つは、だってよい成績をとらなければいい高校にも行けないし、大学にも行けないし、結果としていい就職もできないのじゃないですか、だから塾にもやるのですよ、こういう答えが、ほとんど例外なく返ってまいります。

私もつらつら考えるに、冒頭御紹介をした30年前と今の学校教育は大変変わっているのだな、一言で言えば、結論から言えば、よい職業につくために少しでもよい高校、大学に入る、こういう状況が底流に流れているのじゃないかと感じるわけです。いわゆる個人の評価というのがペーパーテストの一つしかない、こういう感じがしております。

そういう評価尺度が一つしかないという現在の教育を変えたい、こういうことから各方面で、教育の本来の原点であります個性と創造性を伸ばす教育の必要性、これが叫ば

れ続けているというふうに考えるわけであります。しかしながら、いい職業につくためにという教育を願う親がい続ける限り、そして表現は適当かどうかわかりませんが、高級官僚なり公務員なり大企業と言われるようなところが、採用なり昇進なりにペーパーテスト重視、あるいは学歴重視、こういうことをとり続ける限り、それにつながる学校教育の中身を変えることは大変困難なことがあるのではないかなというふうに理解を、基本的に行っているところであります。

特にこうした社会全体の仕組みが大きく影を落としているというか、そうした学校教育の現状を、学校教育の中でどれほど主体的に変えることができるのか、これは大変難しい課題であると感じておるところでございますけれども、先ほど紹介しましたように「昭和62年度学校教育要覧」、これを読ませていただきました。その1ページ目に、「教育目標」というのがあるわけでございます。この中から質問をいたしますので、まずお答えをいただきたいわけでございます。

教育目標は三つありまして、読ませていただきます。

1、豊かな心、いきいきとした知識、健やかな体をやしなうとともに、社会人としての徳性を培い、広く国際社会に生きる市民の育成に努める。

2、各自の持つ個性と創造性を伸ばし、人間尊重の精神を身につけ、互いに励まし協力する態度を育てる。

3、家庭教育、学校教育、社会教育の緊密な連携のもと、青少年の健全な育成を進めるとともに、地域の自然、文化を大切にす郷土愛を育てる。

こういうのが教育委員会の三つの教育目標でございまして、その下に「重点」と称されることで4項目書いてありまして、次のページに行きますと「学校教育指導の重点」、こういうのがずっと書かれているのですけれども、私が質問したいのは、先ほど三つ言いました教育の重点目標の中で、それぞれそれに向かって今どういうところが欠陥がある、したがってどういうことをやるのだろうかということが、これを通して私に読み取れないわけでありまして。

私は、先ほど言いましたように、今の教育は社会の必要性から大変詰め込み式になっている、こういう状況の中で、今言ったような新しいというか、三つの教育目標をどう教育の実践の場で生かすのかというのが、大変難しいことだと思いますので、それを具体的にどう進めるのか、この3点にわたる目標についてまずお聞きをして、私になるほどと思ったらそのまま引き下がりますし、何かまた言いたいことがありましたら、追加質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（中山基昭君） 福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

今、福島議員さんの方から質問のありました三つの内容、第1番目が国際社会に生きる市民の育成、こういう一応柱を立てているけれど、一体どういう内容での教育を学校現場で展開しようとしているのか、こういう御質問だと思います。

確かに国際化社会の到来ということをよく言われるわけですが、21世紀に向けて、今よりもさらに時間的、空間的に諸外国との往来は激しくなるでしょうし、世界そのものが時間的に短くなっていく、そういう社会の中に生きていく日本人という立場に立ったときに、当然日本人としての誇りと自覚、それを持って諸外国の人々と対応できるような、そういう教育を進めていかななくてはいけない。その根底になるのが、いわゆる国際社会に生きる市民の育成ということになりますと、日本の文化あるいは伝統、こういうものを深く理解することによって、今度は逆に諸外国の異なった文化あるいは伝統、風習、そういうものを尊重する態度と申しますか、そういうものが養われていくのではないかと。単に日本のことだけでなく、広く広げた視野をもって物事が考えられるような、そういう教育というものがこれから先には非常に必要になってくる、そのことを、第1番目の教育目標の中でうたっているわけです。

それから2番目の、個性と創造性を伸ばす教育というのは、一体どういう教育なんだ、現在、学校教育に対する批判というものが、ある意味では学校教育の閉鎖性、あるいは画一性、硬直性、こういうものをいろいろな角度から批判されております。学校が、社会から何か隔離された別の存在であるというのではなくて、もっと学校そのものが地域に開かれた学校でなくてはならない、そういう状況の中で、個性を伸ばす教育というのは一体どういう教育をしていったらいいのか。

確かに先ほどの国際化社会とあわせて、情報化社会の訪れということも言われているわけですが、自分で非常に数多くの情報の中から本当に情報そのものを選択し、処理できる力を持った子供たちと言いますか、そういう市民が育っていかなくてはならない。ですから当然学校教育の中でも、将来にわたって学習できる基盤をつくる教育、強いて言えば学び方を学ぶ教育と言いますか、そういうものが必要になってくるのではないかと。あくまでも自分というものに対して主体的に物事を考え、行動できる国民、これが個性あるいは創造性を培う教育の中でどうしても必要な観点ではないかということで、2番の目標を掲げているわけです。

それから3番目に、地域の自然、文化を大切に、郷土愛を育てる教育。この問題に

つきましては、当然郷土を知る体験学習と言いますか、その中から自分自身が地域社会の一員であるという自覚というものが生まれてくるのではないか。そういうものが生まれてくる中で、初めて郷土を愛する気持ちというものが出でくる。よく地域の教育力ということがうたわれておりますけれど、いずれにいたしましても、地域の文化あるいは自然、そういうものを教材として取り上げた体験学習というものをぜひやはり学校教育の目標として進めていかななくてはならない。この3点を一応教育目標として取り上げて触れている、そんなような状況でございます。

○副議長（中山基昭君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 今、教育長から3点の目標の中身を解説をしていただきましたけれども、私はそれで何をするのかというのを聞きたかったわけですが、それが出てこないの、ここで質問しているわけですが、私は私なりに若干整理しまして、それぞれの項目について、皆さん方の期待にはこたえられないと思っておりますけれども、細かい話ですが、具体的に聞いてまいりますので、よろしく答弁をいただきたいと思っております。

特に国際社会に対応する教育について、今、教育長からも国際化という問題について話がありました。昨日も笹野議員からこれからの自治体が高齢化、情報化、国際化——笹野議員からも国際化について若干の解説がございました。

まず私は地方自治体において国際化ということはどういうふうにとらえて、それをどう対応するかということをはっきりしなくちゃいけない。したがって国際化というものはどういう状態を指すのか、これをある程度認識しておかなければ対応が出てこないのじゃないか。今、教育長は私が感じている国際化に非常に近い国際化の表現をされました。やはり国と国との交流というのは、今まで外交レベルというのが多かったかもしょせんけれども、これからやはり企業のそれぞれの進出、さらには留学生の交流の増大、こういったような形で個人、個人の人たちの交流がますます盛んになる、これが国際化が進展する——もっと簡単に言えば、日野市の中にもいろいろな国の人が住んだり、来たりする、こういう状況に対して自治体はどう対応するか、こういうことだと私は思うのです。

そのために1点お聞きをしたいのは、私はこれからの状況といたしまして、帰国子女教育体制の整備、こういうのがあろうかと思っております。

私、この春、実は会社の者が西ドイツから帰ってまいりまして、どこかでそうした帰国子女の教育をしているところに行きたい、こういう話がありました。今、現在八小と三沢中でやっている、こういう話を聞きましたので、ちょっと教育委員会に聞きました

らば、八小の教育の中身が主に中国から引き揚げてきた人たちの教育が主です、こういうことでもございました。したがって英語、ドイツ語、こういうものには対応できないんです、こういうお答えでもございました。

私は、いわゆるこれから国際化が進むということになれば、市内の企業に勤める人たちももちろん外国に行きますけれども、ここに住んで商社とか何かにお勤めの方もかなり大勢いらっしゃる。そういう人たちが、やはり単身赴任から家族帯同の赴任の時代にもますますなってくるでしょうし、そうすると帰ってきた方々の帰国子女の教育というようなことについては、今はちょっと早いのかもしれないのですけれども、これらに一つ課題のスポットを当てておくということは、十分必要なことだと思います。

この要覧を見ますと、帰国子女教育に対しても力を入れるようなことが書いてあるわけでもございますけれども、これについて、特に少なくとも英語圏におられた方々の帰国子女を、うまく日本の教育とつなげていくということが必要ではないか、というふうに考えますので、この辺のところをまずお聞きをしたい。

それから2点目は、私は外人の英語教師を招く必要があるんじゃないか、という感じがいたします。特に今までは英語が読める、それから書けるという時代で、学校教育が終わっているのじゃないか。いわゆる人々の交流が盛んになる国際化という時代が来れば、そこにプラス話せるということに重点が置かれた英語教育が非常に必要になってくる、こういう感じがするわけです。

ある書物によりますと、ある書物というのは「地方自治」の8月号に「国際化時代と地方公共団体の対応」ということで、長澤純一さん、これは自治省企画室理事官という方が書いてまして、特に国ではいわゆる国際化に対応するために今年度アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドから850人を日本の英語教師にするのでしょうか、地方それから教育委員会に送り込むのかわかりませんが、850人をそうした国際化に対応するために外国から招く、8月には来日をする、こういうふうに解説をしております。

これらに対して、四つの国では4500人の応募があったというふうに、これには書いてあります。これは都道府県あるいは政令指定都市、こういったものを經由して、申し出があれば地方自治体へもあっせんするとも書いてあります。こういった国際化に向かって外人の英語教師をお招きをして、生きた英語と言いますか、国際化の一步にするお考えはないかどうか、私は必要だというふうに感じておりますので、そういう質問をするわけでもございます。

それから国際化の教育と関連いたしまして、三つ目が先生の海外研修制度でございます。今どういう形で小中学校の先生が海外研修を行っているかわかりませんが、やはり学校の先生が国際感覚を身につける、英語の先生であれば最低1カ月や2カ月は外国での生活を経験する、そして現場の教壇に立てれば、非常に生きた外国語教育ができるのではないかという感じがするわけです。

特にそうした面では、先ほど話がありましたように、日本の歴史を学ぶということと、外国の歴史を学ぶといったようなことで、国際的な視野を広げるというような話もございましたけれども、歴史の先生、あるいは社会の先生、音楽の先生、美術の先生、こういったような方々を中心にして、できるだけ国際的な感覚を養っていただくという意味で、海外研修制度というものがあるのかどうなのかということと、私はそういった意味でさらに充実してほしいというふうに考えておりますので、御見解をいただきたいと思っております。

それから二つ目の教育目標に関連いたしまして、個性と創造性を伸ばす教育、こういうことについて、具体的にお聞きをいたします。

私は偏見かもしれませんが、人間はだれにでも他人に認めてもらいたい、それからよい評価を得たい、こういう気持ちがあると思うのです。これは古今東西を問わずみんなが持っている、私はむしろこれは本能ではないかという感じがいたしております。

しかし大変残念なことに、人間はそれぞれいいところもあれば悪いところがあるということで、例えば記憶力が抜群だという人がいると思うし、あるいは運動神経は大変いい、さらには物をつくらせたり工作をしたりするのが大変うまい、さらには絵が上手だ、歌を歌わせればうまい、他人の面倒をみるのが大好きだ、さらには教室の掃除をさせれば一番うまい——いろいろ人間の能力は向いているところがあるわけだと思うのです。

しかし現在の学校教育では、一番初めにも申しましたように、その人間の持っているいろいろな能力の評価を、極端に言えばテスト1枚、言いかえれば記憶力のいい、またこれも間違っているところがあるかもしれませんが、私が考えるにテスト、記憶力がいい、これだけを評価しているのが現在の学校教育ではないのか。私はこれも偏見ですけれども、持論として、人間の能力は、さっき言ったように全部合計すれば、みんなイコールだという感覚を持っております。

例えば、私、議員なんという商売をさせていただいておりますので、人の前で若干しゃべるとか、人と話をするとかというのは平均点はあると思うのですけれども、これがだれもいないところで、例えば1日中こつこつと仕事をやれ、だれも見えていないというよ

うなところで仕事をするといったらとても続けられない。要するにそういった形で、目立つところは何となくやるけれども、目立たないところはやらないという、プラスとマイナスをひっくりめればえらく平均点の低い男、こういうことになると思う。

そういうことですから、私は学校教育で必要なことというか、個性と創造性を伸ばすということ、先ほど教育長からお話がありましたけれども、私の感覚だとすれば、その人のいいところを見つけてそれを伸ばす、これが私は基本になっていくのが一番いいのではないかという感じがします。これは間違っている人がいるかもしれませんが、要するにいろいろなお母さん方に聞いても、あの先生はすごくいいところをほめてもらえるので、子供は生き生きとして学校へ行きますよという話をよく聞きますけれども、そういういいところを見つけてほめる、それを引き出す、こういう教育が私は欲しいというふうに思います。

ここに研究資料室報ということで、日野市教育委員長の村田先生が「子供に多面的な見方を」ということで8月号ですか、通巻の8というのに書いておまして、今、私が言ったようなことがそのまま書かれております。要するに子供には、その全人格にわたって評価の目を注ぎたいものである。とかく学業成績のよしあしだけで子供を見る風潮は、指導者としてぜひとも正したい一つである。テストや成績だけから子供を見る風潮は、目に見えないところで子供の心をゆがめてしまうという調査結果も発表されている。テストや成績がすべてと思われるような環境の中に身を置くと、自分の成績に自信が持たなくなると、人間全体が落ち込んでしまう。成績以外の、例えばまじめや勤労、思いやりや奉仕の心など、成績とは特別に関係ない自分のよさにまで自信を失ってしまうというのである。学習面での成果に見るべきものがなくても、隠れた才能の芽が花咲くこともあり、このことは、後年社会的成功をおさめた人々の中にも往々にして見られることである。何はともあれ、子供たち一人一人に自信を持って進んでもらわなければならない。この観点に立って、子供をもう一度見つめてほしいと思う次第である。

村田教育委員長はこう書いているのですけれども、そのために何をしようと、ここはやっぱり書いていないのです。私はそうした意味では、それぞれのいいところを見つめるということは、教室以外でいろいろな行事をやはりしなくちゃいけないのではないかという感じがいたします。

今、これの教育要覧によれば、全校的というか、対外的に交流されているのが、よくわかりませんが、水泳記録会というのがあります。水泳記録会以外にないわけですか。と、思います。私は、あそこに陸上競技場もできましたし、中学校陸上競技大会

とか、あるいはこうなると足の早い人だけになってしまいますから、野球大会とかバレーボール大会とかサッカー、こういったスポーツの中でどれか決めて、もっと交流できる大会をやったらどうか。

さらには音楽のうまい人もいますし、絵のうまい人もいます。書道のうまい人もいます。こういう人たちのために、それぞれの生徒が参加する芸術祭と言いますか、そういったようなものをやるべきではないかという感じがするわけです。

個性と創造性を伸ばすというのは、一人一人の長所をできるだけ伸ばす、それを評価してやるということだというふうに私は考えますれば、ぜひそういうことをやるべきではないかということですが、御見解を賜りたい。

それから地域の自然と文化を大切にしている教育ということでございますけれども、これを具体的にやっているのが社会科で、小学校は3年生ですね。「私たちの日野」、これを教材としてやっている。それから中学生は「のびゆく日野」、地理・歴史、公民、こういうふうに分けてこれを教えているということで、私はこれでもいいと思うのですが、これを作成するのに、委員会として年10回くらい開催されている経過がありますが、恐らくどこかさらに直していきたいというところなんかあるのかなという感じがするのですが、それはどんなふうに感じているのか、どういうところを直していきたいというふうに考えているか、お聞きをしたいと思います。

ただ私はあら探しじゃありませんけれども、「のびゆく日野」をきのういただいて1ページをめくって見ましたら、「のびゆく日野」の「公民」というのがありまして、ここに日野市議会の議場の絵が出ているのですが、これが私の知らない人がいっぱいいる、したがって62年度版なんですけれども、何かすごい古い議会の写真が載っている。

それからあら探しをするわけじゃないのですが、3ページ、選挙と書いてありまして、選挙の種類と書いてあって衆議院選挙、これは東京都第11区です。八王子から始まって秋川、各市等、日野が入って西多摩郡、定員が4名と書いてあるのです。あれ、今、4名なのかなと思ったのですが、62年3月版の発行で、これを教えているのかなと思って非常に不思議——まあこんなことはどうでもいいのですが、要はそういうことが配慮されていないと、何かこれ全体が毎年やって余り変わっていないのかなという感じがして、熱が入らないのです。1ページ見て、その後は読まないという感じなんです。これは大変失礼な言い方になったかもしれませんが、やはりこういうことは新しいものをできるだけ入れていくという必要性があると思うのです。

いま一つ私、提案をしたいのは、ここに「地方自治職員研修」という本に、山梨県甲府市が市広報ビデオを小学校教材に、目で見ると社会科の授業、テレビっ子にぴったり、こう書いてあるのです。今、日野市はこういう本だけでやられているのか、ビデオも使っているのかわかりませんが、ビデオにして日野の絵——この間「関東甲信越小さな旅」が30分ありましたけれども、ああいうような類になるのかもわかりませんが、ビデオを使ってぴったり、このビデオは社会教育の場でも市民団体にも貸し出すということで、大変好評だということで、それぞれの地域の新しい施策をこういうところに載せてあるところに載っているわけですが、そうした意味ではビデオの活用について今どの辺までいっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから五つ目になるのですか、ずっと通せば五つ目、この三つの教育目標と外れるのですけれども、先ほど小侯議員の論議とも関連するのですが、一中の雨漏りがあるというので、私、去年行って9月議会で一般質問した。同じような答弁が先ほどされた。教育委員会が学校訪問する回数がここに書いてあるのですけれども、2年に1回、教育長は学校に行くことになっているのです。教育長、教育次長——これは制度が、1)市教育委訪問Aというのがありまして、「2年に一度、教育長、教育次長、指導室長、各課長及び指導主事が訪問し、学校経営全般にわたって実態を把握する」、こうなっています。

市教委訪問Bというのは、「年間にA訪問のない学校に、指導主事が訪問する。」、ですから2年に1回は教育長が行くことになっていて、教育長が全部行けないので、その行けないところは指導主事が行きます。

そのほかに要請訪問というのがあるのですけれども、これは「各学校の要請に応じ、指導主事が訪問し、指導・助言する。」、こうなっているのです。

私がここで言いたいのは、いろいろなさっきの学校の雨漏り、排水がはけない、さらにそれぞれの小学校、中学校の運動会に行きますと、何か議員だということで、その校長先生なんかはここが悪いのだ、あそこが悪いのだとよく言うのです。そんなことは教育委員会に言えばいいじゃないかという話をするわけですが、今言うように教育委員会から2年に1回くらいしかお見えにならないのでは言えないな、それからさっき言ったように雨漏りが1年たっても同じように直らないというのも、そうだろうなという感じが、大変皮肉っぽく話をして恐縮でございますけれども、もっと教育委員会の人が、えらぶって行くということはないと思いますが、行って話をするというのは必要なことなんじゃないでしょうか。問題があると呼びつけて話をしているのかどっちか

よくわかりませんが、出向いていけば、その環境の悪いところもよく見えるということであり、例えば予算要求をする時期には、それぞれが手分けをして悪いところを聞いて回る。この場合企画財政部長もいますけれども、義務教育ですから、それはもうほとんど優先的に予算でフリーパスで通す、このくらいの政策的な判断があったらいい、そういうふうに思うわけであり、この訪問の回数について、もっとふやすべきだと思いますので、見解を聞きたいと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 大変多岐にわたっての御質問があるわけですが、まず最初に帰国子女教育体制、そういうものがどんなぐあいに日野ではできているのか、これも昭和60年度の在留邦人の数が、世界各国に散っている日本人が22万8000人だという統計が出ています。その22万8000人の中に、児童生徒が3万8000人海外で生活を送っている。世界各国には日本人学校というものが78ヵ所設けられておりまして、普通大きな都市では日本人の子供たちは、海外に出ている間は日本人学校へ通って勉強している。ただそれも海外へ出ている日本人子弟の42%を受け入れているという状況であって、残りの58%というのは現地の学校で教育を受けてくる、こういう状況ですから、海外派遣の任期が切れて日本に戻ってきた場合に、その子供たちはその出かけていった国の風習、あるいは習慣、そういうもので教育をされ、また親が日本人なので、家庭では日本語をしゃべってきているでしょうけれど、日本へ戻ってきてからの教育というものについては、非常にとまどいを覚えている子供さんたちが、たくさんいるということも聞いています。

○一番深刻なのは、今、八小あるいは三沢中に設けられております中国からの引き揚げの児童生徒の教育であって、これは戦後40年間の空白というものもありまして、結局親も子供もほとんど日本語を解さない。海外に会社から出かけていっている、そういう家庭では、現地の学校にたとえ入っていたとしても、家庭の中では親と日本語で話をしたり、そういう環境があるのですけれど、中国の引き揚げの場合にはそれができないということで、今、三沢中並びに第八小学校にそのための特別の先生を配置して、できるだけ早く日本の生活習慣になれる手だて、そういうものも含めながら、本当の個別指導と言いますか、そんなものを対応しております。

○確かに今、中国の引き揚げ以外でも、昭和61年度の海外から日本に帰ってきた子供の数と言いますと、小学生で69人、中学生で43人が海外から戻ってきて、日野の小中学校

に入っている。こういう状態で、この子供たちはたいてい地域の学校に入って生活をしておりますけれど、とにかく日本語は一応通じるという状況の中での生活なので、まあ何とかなるべく早く日本の教育になれるという方向での努力をやっている、そんなような現状です。

それで一応、帰国子女の教育をどういうぐあいに進めていったらいいかという委員会をことし構成いたしましたして、八小、三沢中の校長さん、先生方も含めて、その中で、だんだん海外から引き揚げてくる、あるいは帰国してくる、こういう児童生徒数が増えてきますから、それに対応できる対策として、どんな手を打つべきかということも含めて、推進委員会の中で検討していただいているという状況でございます。

それから外国人の教師を配置したらどうかという問題で、確かに今御指摘のように、26市の中でももう既に数市、英語の授業の一応指導助手というような形で、外国人の方にいわゆる発音その他含めて、ただ読んであるいは書いてというだけでなく、会話のできる英語、そういうものを通しながらの授業を進めている。これは東京都の教員の派遣の形の中では出ませんので、やはり独自に公費予算的なものを措置して対応していかなくてはならない。中学が全部で8校ありますから、できれば週に2時間なり3時間、そういうような形での、先生が、英語の先生と一緒に教室での授業にお手伝いしてもらえそうな手だてがとれば、できるだけそういう方向での努力はしてみたいと思っております。

まったくそういう外国の子供たちとの触れ合いとかあるいは文通とか、そういうものをしていないのかということになりますと、例えば毎年、これは青年会議所が主催しているアメリカンスクールの子供たちとの交流等、各学校交代で持ったり、あるいはかつてこれは外務省の招待で日本にやってまいりました中国の日本語教師団、この方々との帰国した後の文通、こういうものを続けている、こんなような形で、ある面では細々ながらやってはいるのですけれども、もっともっとこの辺での力というものはつけていく必要があるのじゃないか。

それから教師の海外研修という問題でございますけれども、教員の場合、特に7月から8月にかけて比較的長期の学校の休業の時期があるわけで、例えば61年度だけを見ましても、全部で59名の小中学校の先生方がアメリカとかヨーロッパとか、中国等へ海外研修というような形で出かけていっております。

これは確かに外国へ行って初めて日本の国のよさ、すばらしさというものを実際に体験的に認識して帰ってくるということではできるわけで、出かけていってみますと、

とにかく日本の国の豊かさと言いますか、そんなものについては幾ら話をして聞かせるよりも、百聞は一見にしかずで、実際問題、海外に出ていって見て日本の国を振り返ったときに、日本のすばらしさというものを認識できる、そういう素地もありますし、できるだけ機会が許せば、その認識だけ持つだけでもプラスになるわけですから、大いに出かけていっていただくような手だてはとりたい。

ただ、実際問題としては、じゃ公費で向こうへ2カ月なり3カ月、留学させるような措置がとれないのかということになってまいりますと、これは文部省の方で長期海外研修、あるいは短期海外研修というような形で、年間長期、短期合わせて東京都の場合には100名程度、日野でもけっこうそういう形で参加している先生方もおります。この10月からも平山小の蓮池校長、これは短期の方ですけど、出かけるというような形になっておりますが……

○副議長（中山基昭君） 答弁者に、答弁中で大変恐縮ですけれども、時間の都合もございますから、できるだけポイントを絞って、具体的に質問に答えてください。

○教育長（長沢三郎君） わかりました。

そういうような形での研修については、できるだけやはり援助をしていきたい、あるいは補償していきたい、こう考えております。

それから次に、個人の長所を認める教育という形で教育の問題、特に戦後の教育というもののあり方に対してどうなんだというような面で、例えば確かに知的な面での教育、こういうものが非常に先行してしまっていて、実際に子供たちのすぐれている面を引き出すような教育というものがおけているのではないかという御指摘でございますけれど、ややもすると教育というものが与える側からの教育に終始して、受ける側からの選択というものを少しないがしろにしてきている。例えば偏差値に端的にあらわれているような、そういう知的面が突出した形の教育、こういうことだけでなく、スポーツとか芸術、その他の豊かな能力というものを養成していくような教育というものが必要じゃないか。そのためのスポーツの交流、あるいは文化行事、こういうものがどんなぐあいに行われているのか、水泳記録会があるということは聞いているけれど、ということでございますけれど、ついきのう、おととい、先おとといと3日間、市民会館の方でも音楽の鑑賞教室というのが、小中学校挙げて行われておりましたし、あるいは書き初め展とか、合唱祭というような形で交流をするとか、中学生になりますと、中体連に加盟して、それぞれ自分の参加しているクラブを通しながら、いろいろな競技大会に出ていくということもあります。今回、市民陸上競技場が完成したという中で、さらにそういう面での陸

上競技等についても、活発な交流ができるように進めていきたいもの、こんなように思っております。

それから社会科副読本の問題の中に、随分何か時期的におくれているような内容があるのじゃないかというような御指摘でございますけれど、3年に1回内容を小学校、それから中学というような形で、大体教科書の検定と合わせながら市の方でも対応しております。今、御指摘のような、同じ議場でも議員さんがかわっている古い写真が、今年度の中学の社会科教科書の冒頭のあれを飾っている、こんな点については、なるべく早急に訂正していきたいと、おわびも含めて申し上げておきたいと思っております。

その面での、ただ単に副読本を子供たちに渡してというだけでなく、それをどう生かして使っていくかという形での教師用の手引書等もつくられているということも、あわせてお話ししておきたいと思っております。

それからビデオの活用という問題でございますけれども、これも実は61年から潤徳小学校を使いまして、教職員の研究資料室というものをつくっていただきまして、大変活発に利用されている。例えばこの夏休みをビデオの制作——先生方自体がそういうビデオをつくる講習会、こういうものを持って研修をしたり、あるいはパソコンの実技研修という形で、20台の器具を入れまして、3回に分けて実施するというような形の、ビデオあるいは教育機器、こういうものの活用をできるだけ図っていきたい、とこう考えています。

最後に、学校訪問の件でございますけれど、2年に1回というのはちょっと少ないのじゃないか。前は確かに1年に1回ずつ回っていたのですがけれども、学校数の増加、小中、幼稚園合わせて35施設という形で、このときだけしか学校へ行かないというわけではないですけれど、計画的に出かけていって、そろって学校の今とらえられる問題点等、先生あるいは校長先生方と一緒に話し合う機会が2年に1回という形でございまして、学校にお伺いしていろいろな面からお話をする機会というのはちょいちょい持っておりますけれど、公式的な形での訪問は、今言ったように、2年に1回という形での状況が限度ではないか、というような気持ちを持っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 大変質問も失礼なところがあったやに、私も感じておりますので、そういった点は御容赦をいただきたいと思っております。ただそれなりに御努力中、やっているということもあろうかと思っておりますけれども、私も不勉強なところもあるかもしれ

ませんが、特に個性と創造性を伸ばす教育というのをテーマに、タイトルにさせていただきましたので、この辺はできるだけ私の考え方といたしましては、教室での授業では個性と創造性を伸ばす教育には限度がある、もっと教室の教科書から離れたところにウェートを置いていただきたい、こういうことを申し述べておきたい、こういうふうに思います。

それから地域の自然、文化を大切にす教育の中で、社会科副読本の充実ということについて、あら探しを特にしたわけじゃないわけです、いろいろ会合が開かれておりますので、さらにどういう方向で発展させるのかなという気がしたものですから質問をしておりますので、できるだけさらにこの地元がよくわかる、そういった副読本に努力をしていただきたいと思います。

それからビデオの活用につきましては、大変活発に行われているということで、大変心強く思ったのですが、聞いていくうちに、何か先生の講習会が行われたというふうにとれるわけですが、私はやはり日野市の水道、あるいは日野市の農業とか、日野市の産物、そういったようなものがビデオでできれば、それを副読本と一緒に教室でやれば、授業の効果も上がるんじゃないでしょうか、こういう意味なものですから、それは教師が一人ひとりつくるといものじゃなくて、むしろ教育委員会がつくる、つくったのを、学校だけではもったいないから、市民が欲しければ市民にもお貸しする、これはそれぞれの都市の後追いというのもなんなんですけれども、甲府市でやってえらく評判がいいというふうに書いてありましたので、ここで話をしているわけですので、そういった御努力をいただきたいと思います。

それから教育委員の学校訪問につきましては、公式訪問は2年に1回が限度だということで、それで私もよくわかりますけれども、要は何回行くか行かないかでなくて、学校が持っているそれぞれの要望なり苦情なりをタイムリーに吸収する、これが必要だということなんです。そのために何をするか、それが全部吸収できていれば、私は行かなくたっていいような気もいたしますけれども、例えばある問題の暴力行為があるとか、あるいはさっき言ったような校舎の環境の問題とか、そういったようなことをできるだけ学校とは密接に連絡をとれてやっているということであるならば、それは2年に1回でいいと思いますけれども、私は若干今のところ欠けているのではないかという感じがいたしますので、むしろ訪問ということよりも、本質的にそれぞれの学校で今何が困っているのか、そのことを十分に把握をしていただきたいということを申し上げて、あとは国際社会の方の問題につきましては、一番初めにこういう問題を提起すると、なかなか

かかみ合わないのじゃないかと思って、国際化とはどういう状況でしょうか、という定義をした上で質問をしたわけですが、かなり話はミートしているとは思いますが、余り教育長の答弁の中からは積極性が感じられなかった。

特に外人の英語教師を招くというようなこと、これからはやはり話せる英語というのがポイントになれば、当然続いて出てくることはそういうことだ。そういうことか、日本人教師が話せる力を、もう外人に劣らないくらいに身につけるか、どっちかということになれば、海外研修を少し公費を出してでも行かすとかということになってくるわけです。ぜひこれだけ国際化、高齢化、情報化と言われて三つの柱に入っているのであれば、それなりに予算もそこに投入をすべき施策だというふうに考えておりますので、以上申し上げて、時間の関係もございますので、一方的にしゃべりましたけれども、この質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） これをもって14の1、個性と創造性を伸ばす学校教育の充実をの質問を終わります。

続きまして一般質問14の2、市民サービス向上のためにQC手法を取り入れた行政改善をすすめよの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○8番（福島敏雄君） それでは2点目の質問に入ります。

私は昭和58年9月に市民サービス向上のために事務の電算化とOA化を積極的に進めよ、こう題して一般質問をいたしました。市長を初めといたしまして、職員並びに特に職員組合の理解があって、60年秋に導入されて以来、着々とその所期の目的が達成されつつありまして、近隣市の中でも、聞くところによりますと先進市の仲間入りをするところまでできたそうでありまして、このことにつきましては敬意を表するところでございます。

しかしながら、これからが質問になるのですけれども、民間で働く市民という立場から見れば、まだまだ改善すべきところが数多く目につくのも事実であります。また民間企業の話かというふうに言われるかもしれませんが、民間企業が企業競争に生き残る、こういうために全社員が参加し、実践している改善活動というものねらいを御紹介して、その精神をぜひ行政の中でも生かして、市民サービスの向上につなげていただきたいという観点で、質問をいたします。よろしくお願ひしたいと思います。

QCとは何ぞや、こういうのがありまして、自治体QCとは何だろう。小林史彦さんという人が館山市を指導されて、その内容を書いてある本がございました。ここにQCの定義が書いてありました。QCとはクオリティコントロールの略でございまして、直

訳すれば品質管理ということでございます。もともとと言えば、製品の不良率を下げるための管理手法として、戦後アメリカから日本に渡ってきた管理手法でございます。

しかし現在QC、こう言えば、企業では、ここに定義をしているのは、消費者並びにその製品の影響を受けるすべての人々に満足を与え、安心して、かつ信頼して使える製品を経済的に生産すること、こういうふうに書いています。これを自治体流に訳せば、市民並びに日野市に関係する人々に安心して生活できる環境と、市民が望むサービスを提供するだけ経済的に提供すること、というふうに言い換えることができます。

さらにTQCという言葉がその上にありまして、これはトータル・クオリティ・コントロールということで、企業では今言ったQCというものを企業の全組織、すなわち企画、生産、販売、購買、宣伝、財務、人事などのあらゆる部門がそれぞれの部門の業務の品質を考え、その管理と改善を図り、しかもそれを全社的に、総合的に実施すること、これがトータルQC、TQCであります。これを自治体流に言えば、QCというものを役所の全組織、あらゆる部門がそれぞれの部門の仕事とサービスを考え、その管理と改善を図り、しかもそれを全庁的に、総合的に実施する、こういうふうに私自身言い換えさせていただきます。

QCのねらいというものをもっと簡単に言えば、要するに企業ではこういうことなんです。商品を求めるお客の立場で商品をつくる、売れるものをつくる、それを欲しいときに届ける、できるだけ安くする、それが売れる最大のポイントだ、そのためにいろいろな改善活動を積み上げる、これがQC活動でございます。

自治体では、やはりさっきも言ったように、住んでいる市民の立場に立って、市民の欲するサービスを——これは市民の欲するサービスですから、時期としてはできるだけ早く、そして経済的に提供する、こういうねらいに向かってみんなで知恵を出し合い、改善すべきときにきているのではないかなという感じがしておりますので、こういうタイトルをつけさせていただきました。

要するに、今なぜ自治体でこういったQC手法の改善が必要か、こういうふうに私流に言わせていただければ行政改革、行政の効率化を自主的に進めるには、やはり職員の一人ひとりが今までの仕事の仕方、内容について、本当に今やっていることが市民は本当に満足しているのか、同じサービスを提供するのだったら、もっと金のかからない方法はないのかという、こういう二つの視点から、自分の仕事を分析するところから始まっていく必要があるのではないかなという感じがしております。

企業は常に競争の中に置かれております。それでこういうことをやるわけですけど

も、こういう話をしますと、自治体は関係ないよ、こういうふうになる人が多いと思いますが、自治体には競争は今まではなかったかもしれませんが、私は今後自治体の新しい施策も、これは自治体相互の競争になってくるのだらうというふうに感じております。特にこれから、先ほど来話になっております高齢化あるいは情報化、あるいは国際化、こういったようなものにそれぞれの自治体がどういふ新しい施策を出していくかということは、これは新しいものを出して市民のニーズに合ったものを出してあげれば、非常にそこに住んでいる市民はありがたいわけでごさいます、そういう競争の時代に入ってきているのだ、というふうに認識をしているわけでごさいます。

例えば、もう前からやっております武蔵野市の福祉公社、有料サービス制度ですか、こういったようなのが武蔵野がトップを切った。それぞれの市がこれを追いかけてやっている、こういうのは新しい施策です。高齢化の中での新しい施策、さらには最近新聞で見ましたけれども、町田市でも市民病院の入院患者の夕食を4時半から6時にする、こういったようなものが出された、これもやはり入院患者のニーズにこたえた行政の改善であります。

今、市民はどういうことを望んでいるのかということに対して、それを的確に把握をして、新しい施策として展開をしていく、このことが非常に重要だ。他市の政策の後追いではなくて、市民のニーズに合った行政施策を展開するということになりますと、やはりこれはトップの指示で全部動くというのもできないだろうと思うのです。したがって、それぞれの職員が現在自分の持っている仕事について、将来どんな形が想定されるかというような観点から、今、自分の仕事をどういふふうに変えていかなければいけないかというようなことを考え、そして提案する、こういった意欲が必要になってきているのだという感じがしております。

したがって、QCとはそういう形の中でできるだけ市民のサービスの向上、効率化、こういったようなものを目標にとらえて、できるだけ新しい施策を考えていく、一言で言えばこういうことでごさいますので、そういった発想をぜひ庁内の中に植えつけていただきたいというのが、この質問のねらいでありまして、特に具体的な事例で若干私の考えていることを紹介させていただければ、例えば今度職員定数の増というのが提案をされておりますけれども、このQCストーリーにのっとって職員定数というものを考えていった場合には、やはり今度提案されたものとは若干違った形で私は出てきたのではないかという感じがいたします。

例えばこのQCストーリーに沿って定数を考えるとすれば、今、職場ごとに決められ

ている定数は適正かということになるわけです。これはそれぞれの職場の仕事の範囲がどうなっているかということと、それぞれにかかる仕事量とその時間、これをずっとやっていけば、仕事の量はこの程度、したがっておれの職場は1人足りない、これは1人多いということになってくるわけです。

それからいま一つ私が考えてもらいたいのは、同じような仕事をダブってやっていないか。これはそれぞれの仕事の中身をあるところで引き上げて分析しなければいけないと思いますけれども、ダブってやっているとすれば、それは統合していくということが必要になってくる。

それから三つ目が、複数の部署を一つにまとめた方が市民サービスにつながるのじゃないかというような考え方で、それぞれの仕事を見直していただくというようなことが必要じゃないかな。例えばコミュニティー、今度請願が出てきますけれども、西平山地区に総合的な文化施設をつくってほしい、こういうのがあるのですけれども、これは役所の機構からいけばコミュニティー係、あるいは福祉センターということになれば福祉部、それから社会課になるのですか、それから教育委員会の社会教育課、こういったようなところにまたがる、今のやり方でいくとどこでもやり場のない仕事です。

こういったようなものはこれからやはり、そういうものを市民が求めているのだとすれば、それぞれの関連する人が集まって一つ職場をつくってもらおうというような発想、要するに複数の部署を一つにまとめた方が、これからの市民サービスに対応できるのではないかというような観点で自分の仕事を分析する。

それから四つ目は、仕事量のピークに合わせて定数が設定されていないか。私は役所の仕事は、年中同じ仕事のボリュームがそれぞれの職場に流れているのじゃないというふうに見ております。すごくタイムラグがあると思います。そうしたときに、じゃ、その定数はどこのところをとらえて決められているのかということになれば、私は大方ピークに合わせて決められているのではないかという感じがするわけです。そうでないところがあるかもしれません。そうしたならば、やはりピークが違うところを二つ合わせて一つの職場にするとかというようなことをやっていく、という考え方が必要だという感じがしております。

五つ目は、やはり高齢者事業団の育成、あるいは職員で定年になった人たちの生きがい対策というようなことで、再雇用制度を確立する、そうした高齢者に仕事をしてもらった方がふさわしい仕事はないかという感じで庁内の仕事を見てみれば、なければしょうがありませんけれども、あるとすれば、そういった考え方で、そういう人たちに仕事に

携わっていただく、そんなような考え方、それぞれいろいろな人がいれば、もっとほかに着眼点というのが出てきますけれども、そういった着眼点を自由に言わず、これがQCの一番重要なところで、自由にブレインストーミング、全部言わせてしまう、言わせて、どれならできるかというのを改善案としてまとめていくというのが必要で、例えば言葉は過ぎるかもしれませんが、こんなことやったのじゃ、労働組合はとても承知するはずはないということを初めから頭に入れて発言しないとすれば、これはやはり大変QCストーリーからは外れているということになるわけでございます。

大変厳しいものの言い方になっているかもしれませんが、私は今回提案されている10人の補充、その個々の職種を見ますと、これは必要だ、あるいはもっと多く必要だという感じがいたしております。しかしそういうことで必要なところということではよくわかる。ただ定数を、さっき言ったような形で是正をできるかどうかという内部討議がかなり積み重ねられたということは、先ほど提案のときの論議を聞いて余り感じられないというところが、非常に残念であるわけです。

特に今回の決算書の監査報告の中での指摘が大変気になるわけでございまして、一つは学校の用務員は2名では多いのではないかと、1名にした方がいいのではないかと。それから中学校に派遣している事務職員は2名では多い、これも1名にした方がいいという、異例な監査報告の要望であります。

これについては、役所はまとも受ける、まとも受けて検討に入って、改善案を出すという体制がぜひ必要だと思います。改善案を出すステップとして、先ほど言ったようにそれぞれの職場の仕事量なり、あるいは1人になったときには、例えば1人が休めない、休暇もとれないというようなときにはどうしなくちゃいけないかという、いろいろな議論が出てくるわけで、2人を1人にすれば、1人が病気になったら、じゃ、どうするかとか、いろいろありますから、必ずしも監査委員さんの言われるようなことが全面的に採用できるとは思いませんけれども、ああ投げかけられたらばがっちり受けとめて、それにまじめにというか、誠意を持って答えを出す、このことが必要だと思うのです。

そういう問題は、議会が今までにいろいろな形で行政側に見解を求めているところが幾つかあります。そういうのは、言わなくても、それぞれの担当の部長さんはわかっていると思いますけれども、それぞれにやっぱり答えを出す必要があるのじゃないかという感じがいたします。これは今までの一般質問の通告書を見てもらえれば、それぞれ皆さん方わかっていると思いますし、あるいはいろいろな議論を聞いてもらえればわかっ

ていると思います。私はこれ以上申し上げませんが、何しろ今までこうやってきたのだ、先例がある、前例がある、だからこうやっていくのだ、退職するときには大過なく定年を迎えました、これは私は今の仕事の仕方としてはそうではないのじゃないか、役所もそうじゃないのじゃないかという感じがいたします。みんなで知恵を出し合って、常識ある市民の大方の理解の得られる、それぞれの結論を出してほしいという感じがしております。

そういうことがありますので、質問でございますけれども、質問は3点で、質問は非常に簡単です。

一つは、昭和62年度の予算で改善提案に対して報賞金を出す、こういう改善活動の段取りが進んでいるわけですが、事務局はだれが担当して、その推進担当者はいかなる研修なり訓練を受けて始めたのか。

それから2番目は、これからの改善運動の目指す方向とスケジュール、これをお聞きをしたい。

それから三つ目は、改善運動は私は市長以下職員一人ひとりまでその必要性を認識するところから始まるわけで、何か改善をやれとよ、めんどくさいけれどもやるかよというのじゃなくて、新しく仕事が増えるのじゃなくて、そのことをやることによって仕事もやりやすくなるという意味で、職員の意識づけがまず大事になってくるわけで、そうした意識を高めるためにどういう方策をとられるか、3点、お聞きをいたします。

なお、私の持ち時間が5時10分まででございますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 時間の延長についてお諮りいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

なお、質問者からもございましたように、福島敏雄君の発言時間は5時10分までです。福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 質問の3点につき、お答えいたします。

QCの問題は既に先だって議員さんの方からもお話がありました。企業におけるQCの導入、この中にはSQCあるいはTQC、それに合わせてQCということで、企業の

中で割合早く導入されている経緯があるわけでございます。これは企業の中でも品質管理ということでございますが、これを行政の中に当てはめるとすれば、当然先ほどの質問の内容、まったく私も同感でございます。

そういう中で3点の質問を具体的にお答えしたいと思います。当初予算の中で計上された予算問題と、事務局はどこがやるのだということでございます。既に私の方も、今日まで企画財政部の中で企画課が中心になって内部討議を進めてきました。近いうちに日野市職員の提案に関する規程を作成し、原案を今、作成中でございます。早急にこれをでき上げて、10月には一定の月間を定めて職員に提示していきたい、そういう考え方で作業を進めております。

担当者の研修でございますが、当然担当につきましては現在、市町村職員研修所の一般研修あるいは専門研修の中でやっているわけでございます。特に企画研究会、これは26市の中の企画課長を中心とした研究会の組織を持っております。その中で事例研修を含んでの、やはりそういう目的を持った研修もあわせて進めているという経緯でございます。

なお、3点目の改善運動でございますが、当然この改善の目標としては四つあるかと思っておりますが、安く、早く、確かに、楽にということで、経済性の問題、敏速性の問題、正確性の問題、労働力の減少というような問題の4点を考えた中で、やっぱり一つの目標を持って促進していくためには、一応明確に全職員からの提案を求め、これを今後の行政の中に反映していきたいという考え方でおります。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） ありがとうございました。

企画財政部長の答弁、よくわかりました。ただ改善運動の進め方で四つありまして、安くとか何とかというのがありましたけれども、私はそれは何か企業的な発想過ぎちゃって、もう少し職員のわかる発想の方がいいと思うのです。だから、市民のサービスで困っているようなところは何かということで、その改善はどうしたらいいとか、安くするということであるとすれば、じゃ紙を少し半分にしようとか何か、QCというと、企業的にやるとけちな発想になりますので、できれば、そういうことも必要ですけども、それじゃ余り企業的に過ぎて、もう少しQCの本質を行政の中で生かしていただくという、それぞれの一つ一つの仕事ぶり、本格的にQCをやれば、どこの職場は幾ら安くするというようなことをテーマを見つけてやって、それぞれが発表し合うなんという格好

になりますけれども、そういうことは役所のQC活動には余りふさわしくないという感じがいたしますので、やれやれと言ってちょっとブレーキをかけるようで申しわけないのですけれども、労働組合サイドの立場というのもありますからね。労働組合サイドの立場も、協力が得られなければ、このことは実践としてはほとんど進まないというふうに考えられますので、そこいらをよく話し合っていてやっていただきたい。

ただやはり課題、先ほどありましたけれども、定員、特に私は教育長には大変言いにくいことになるかもしれませんが、先ほど監査委員の指摘されたことも教育委員会関係でございました。今までも議会でいろいろされているのは教育委員会関係の定員問題が非常に多いという感じがいたします。

私、きのう教育長に四中の給食問題がいつになるかという父兄の話聞いたので、行きましたらば、また来年四月です、こういうお答えでございます。昨年は二中の教育の開始で、市民の要望に添い切れなかったことがあるわけです。2年連続同じようなことで添い切れないということは、私は大変残念だという感じがいたします。

教育長からは給食員その他の人員の配置がうまくいかないの、建物はできているけれども、給食の開始は来年4月からだ、去年と同じ回答が出ているわけです。そういった、むしろ具体的な市民の要望に対してどうやったら解決できるのか、ここらをひとつそれぞれのテーマを持ってやっていただく、それで改善策をつくってもらい、そのことが労働組合と協議が必要であれば協議をするという必要があると思うのです。

それから例えば思いつきで申しわけないのですけれども、今、都市整備の関連でいえば、私道で、ある条件を満たしてないところは舗装できないというのがあって、それに対する舗装してくれという市民の要望が非常に多いわけです。それらはどうしたら舗装できるのかという、その答えを、改善案を出してもらいたい。私が言うのは、それをいつまでも難しいからといって置いておくのじゃなくて、今、市民の要望、いろいろなところから、建設部はこういう課題、先ほど石坂議員から生活道路が欲しいよ、やらないならやらないということを出せばいいけれども、必要だとするならばどういうふうな形でやっていくのだという、それを出してもらいたい。

先ほど沿道区画整理方式という新しい言葉、私は新しいのですけれども、そういう方式があるので、できるのだとすれば、それをできるだけやるという感じです。ですからQCというのは紙を減らすとか、電気を、いないときは暗くして電気料を減らすというのも一つのQCには違いありませんけれども、もう少し本質に突っ込んでやっていただきたいということでございます。

10分まででございますけれども、一方的にしゃべって、市長、御反論もたしかあろうかと思しますので、ありましたら……。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 反論などというものはもちろんないわけでありまして、我々の地方公務員と言いましょか、行政職員の体質の中の弱点をかなり指摘をされた感じで受けとめております。日ごろ感じておることでございますが、結論は、私たち指導の立場にある者の力不足であるというふうに思う点が多いわけでありまして。そして労働組合の運動目的と、それから我々の指導的立場の目標が矛盾するものではなくて、本来一致するべきものであるというふうに感じております。若干そこに意識の差という面が出てくる、何か時間の差みたいな感じがしないわけでもございませぬ。その意味で今後十分、また我々も話が不十分だということも痛感しておりますので、全体によく理解をされるように、より努力をしなければならぬ、このように感じております。

ごく簡単に申しますと、機会は少ないかもしれませんが、庁内の組織としてはやはり協力をしていくということ、そして能率を高めていくということ、あわせて規律を正しくするという、このことを組織的には指導理念といたしております。また、個々の職員の心構えとしては、日ごろ親切であること、そして身辺や意識が清潔であること、しかも能率を高めることを目標にする、そのように指導をし、もっと具体的に御指摘のようなことを今後とも取り組んでいきたい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 大変ありがとうございました。

かなり言いたいことを本音でしゃべりまして、各方面では若干感情を害されたところがあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思っております。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（中山基昭君） これをもって14の2、市民サービス向上のためにQC手法を取り入れた行政の改善をすすめよの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回の本会議は14日、午前10時より開議いたします。時間厳守で参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時10分 散会

9月14日 月曜日 (第6日)

昭和62年 日野市議会会議録 (第27号)
第3回定例会

9月14日 月曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

昭和62年9月14日(月)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時09分 開議

- 議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員22名であります。
- これより日程第1、一般質問を行います。
- 一般質問15の1、自転車等盗難防止対策について——第一次アンケート調査を実施して——の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

- 13番（夏井明男君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、1問目の自転車の盗難のことについて質問させていただきます。
- この問題につきましては、過去、行政報告の中で、放置自転車のところで2回ほどお聞きしているわけですが、かなり私の意識の中ではもう社会問題に近い状態になっているのではないかと、というふうな認識があるものですから、執念とまではいかないんですが、ぜひ一步でも解決ができればということで、いろいろ研究をさせていただいております。
- 今般も、日野市役所の三菱銀行側の入り口にオレンジボックスがありますけれども、やはりあそこに盗難の自転車と思われる、要するに盗まれてあそこへ放置していったという被害のある自転車が2台ほど、市役所の前のオレンジボックスに2台ありました。たしか前回も行政報告の質問をさせていただいたときに、やはり別の自転車でしたけれども、ありました。最近気がつくんですが、オレンジボックスの近くにそういう自転車が結構あります。これを大体調べてみますと、その所有者の人がオレンジボックスの所へ置いて、そこから通勤をしているというふうな形態ではなくて、明らかに被害の遭った自転車をその近くへ置いていった、というふうなことが徐々にわかってきました。
- それほどこの問題は蔓延化しているというふうに言えると思うんですが、実は、この問題についてアンケートを、どのぐらい被害の広がり、被害に遭った方の考え方、そういうものがどういうふうに、どのぐらい広がっているかということで、7月から8月にかけてアンケート調査をさせていただきました。
- 300人という数字が、まだ少ないわけですが、それでも全体的な傾向がわかるんじゃないかということで、ここで取り上げさせていただいた次第であります。調査表の内容として設定しましたのが約9問ほどあります。それをまず御紹介させていただきますと、第1問目が自転車・バイクを盗まれたことがありますか、という中で、あります、と答えられた方に次に質問なんですが、自転車、バイクのどちらを盗まれましたか。

それから2番目が、いつごろでしたか、章の3問目で、それはどちらの場所で盗まれましたか。4問目が、何回ぐらい被害に遭っていますか。それから自転車の種類になるわけですが、章の5問として、それは大人の自転車でしたか、子供の自転車でしたか。さらに章の6問目として、それは、いわゆる新車であったのか、中古車であったのか。章の7問目として、その盗まれたときに、かぎをかけていた状態であったのか、なかったのか。章の8問目として、その自転車の車体等には名前や住所を記入してありましたか、という問いです。

大きな2問目としては、盗まれた後、どのようにされましたか、章の1問目で、捜してみましたかということです。2問目に、警察に届け出ましたか。章の3問目として、発見が著しく困難であるのであきらめましたかと、こういう問いかけであります。次に大きな3問目として、盗難後発見できましたかという問いであります。発見できた方に問いかけですが、その場合、どういうふうにして発見をされましたか。自分で発見したのか、友人、知人、近所の方の御好意によって発見したのか。または市の連絡、警察等の連絡で発見したのかという問いかけであります。章の2問目として、発見できたけれども、使用できるような状態でしたか、という問いかけであります。これが一応盗まれた方への調査でして、被害としては今度壊された、また部品をもぎ取られたという部署もありますので、大きな問いの4としまして、自転車あるいはバイクを壊され、または部品を盗まれたことがありますか、という問いかけであります。

次に、一般的な社会的な広がりとしてどういうふうに見ておられるかという意識から、大きい6問目として、盗難車らしいものを日野の市内で見かけたことがありますか、という問いであります。意識として大きな7問目としまして、この問題は社会問題になってきていると考えますか、という問いかけであります。次に問いの大きな8として、それでは防止対策として何か考えがありますかということで、こちらで例示をいたしまして、章の1としては、駐輪場を増設と整備をすれば少なくなると思いませんか、という問いかけであります。章の2問目として、盗難の取り締まり、パトロールの強化によって減少できると思いませんか、という問いかけであります。3問目としましては、こういうふうな状況を踏まえて、日野市として新しい防止の工夫を考える時に来ていると思いませんか、という問いかけであります。一番最後は、盗難の防止に対してよい方法があったら御提案くださいということで、ここには具体的な記述をお願いしております。以上のような問いかけでお願いをしたわけであります。

この場所でお話しさせていただく順序としまして、1番目として被害の実態はどう

なのか、ということを中心にして述べさせていただき、2番目として、いわゆる犯罪の対応としてどういうふうな対応になっているのかということをお紹介させていただきたいと思います。すなわち犯罪としての悪質化傾向があるのではないかと考えております。

このように、こういうふうな状況を踏まえて、市民の方はどのようにこの問題をとらえているのか。最後に市民の方の提案を紹介させていただき、行政当局の方のお考え、これからの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

まずデータの内容から入らせていただきますと、303人中、盗まれたというふうに答えた方が144人おります。さらに自転車、バイク等を壊され、部品を盗まれたと答えた方が、303名中83名おまして27.3%の方がそういうふうな答えを寄せられております。この中で、盗まれなかったけれども、壊され、あるいは部品を盗まれたと答えた方が20人いらっしゃるわけですが、この20人の方を144人の盗まれた方に加えますと164人ということで、全回答者の実に54.12%の方が被害に遭われている状況であります。これは実に2人に1人の割合で被害に遭っているという状況が浮かび上がってくるわけがあります。

さらに、盗まれた対象物の種類分けで御報告させていただきますと、自転車をとられたという方が120人おまして、これが83.3%の比率を占めております。バイクをとられた方が18人ということで12.5%、両方とられたという方が8人で5.5%の回答を寄せられております。さらに種類として、子供用であったのか、大人のものであったのかという問いかけに対しては、21人の方が子供用の自転車をとられたということで、全体で14.5%の方がそのように寄せられております。

さらに被害の回数別で申し上げますと、一度盗まれたというふうに寄せられた方が75人おまして全体の52%、2回被害に遭っているという方が47人で32.6%、3回という方が14人で9.7%、4回が4人で2.7%、5回という方が2人で1.3%という数字であります。さらに、いつごろ盗まれましたかという問いかけに対しましては、62年のことし盗まれたという方が24人おりました。昨年の61年に盗まれた方というのは33人でありました。3年前の60年に盗まれたという方が38人おまして、この本年を入れた3カ年の中で、実に95人の方がこの3年のうちに被害に遭われているという実情であります。これは被害の65.9%に当たっているわけでありまして、この自転車の盗難の問題は現在も進行形であると、過去の話ではないということがこの数字から推測されるわけがあります。

次に犯罪の対応——言葉が非常に重いんですが、犯罪の対応としましては旧来のパターンとして考えられた話としますと、まず駅付近で自転車に名前や住所を書いておらず、かぎをかけない中古車が盗まれるということが大体大きな数字を占めるのではないかというふうな予測があるわけですが、その辺の数字を申し上げますと、まず中古車を盗まれた方が79人おりました、全体の54.8%であります。かぎをかけないで盗まれたという方が72人で50%、名前や住所を車体を書いていなかったという状況の方が41人で28.4%であります。駅付近でとられたという方が56人で38.8%であります。

この数字からもすでに推測がつくわけですが、逆といいますか、その反対方向の回答を寄せられている方を申し上げますと、まず新車のまま盗まれた方というのは65人で45.1%おります。かぎをかけた状態で盗まれた方というのが75人で52%おります。名前、住所を記入しておいた自転車が盗まれたという方が102人で70.8%であります。

それで、どこで盗まれたかという場所の問題ですが、まさに自宅で盗まれたという方が41人回答を寄せられております。自宅付近、いわゆる庭とか玄関の周辺をいうんでしょうけれども、家付近で盗まれた方が35人ということで76人おりました、実に52.7%の方が家で盗まれているという実態が浮かび上がっております。これに近い性格のものとしては、自転車の駐輪場の中で144人中21人の方が駐輪場の中で盗まれているという実態を寄せられております。

そうしますと、かなり自転車の盗難の犯罪の状況、悪質化傾向が非常に浮かび上がってまいります。すなわち名前の書いてある、かぎをかけてある新車を、自宅または自宅付近から盗んでいくという新しい傾向であります。このような実態が浮かび上がってきたことに対しては私も予測をしておりませんでしたけれども、かなりこういうふうな傾向が見られるということは、事実のようであります。したがって、先ほど申し上げましたとおり、放置自転車を、いわゆる駅周辺に置いて、ですから所有者の方にも過分に不注意等があって盗まれて、やむを得ないという言い方はおかしいんですが、そういうふうな形態のものからかなり異質なものに移行しているというふうに、このデータは私は示しているのではないかというふうに思います。

それから、盗まれた方の行動対応として、どういうふうに行動されてきたかということなんですが、従来考えられます、盗まれた後、すぐにあきらめて、発見も困難ということであきらめて捜さず、警察にも届け出ず、また新しい物を買うというふうなパターンがかなり推測をされたわけですが、これもアンケートの調査によりますと、かなり違うデータが出ております。すなわち盗難後、捜したという方が120人おりました、この

回答者の実に87.5%の方は一生懸命捜しております。捜した結果、自分の力で発見した方が14人おりました、友人、知人、御近所の親切な方によって発見をしたという方が25人おります。さらに市、警察等の連絡によって見つけ出したという方が37人いたわけです。盗まれた後、捜すということで87.5%の方はそういうふうにされている。警察に届け出ましたかというアンケートに対しては、80の方が届け出をしております。回答者の実に56.7%の方がすぐに届け出をしております。さらに発見が著しく困難であるのであきらめましたかという問いかけに対しては、回答者の31.29%の41の方があきらめないで、ずっと捜してきているという状態です。

この303人の方の全体のアンケートの対象の方にお聞きした中で、自分の体験としてではなくて、盗まれた、あるいは壊された話を近所の方、友人の方、知人から聞いたことがありますかという、この問いに対しましては199の方がそういう話を具体的に聞いているという回答を寄せられております。実に65.6%の方であります。で、この日野の市内で盗難車らしきものを市内で見かけたことがありますかという問いかけに対しましては、113の方が見ているという回答で37.2%の方がそういうふうにお答えになっております。

さらに、自転車やバイクを盗まれたことがない、また自転車、バイクを壊され、または部品をも盗まれたことがないという方が139人、303人中139人方いらっしゃるわけですが、このような方の中で、自転車の盗難等を聞いたことがあるという方が82名おりました、被害に遭わなかった方の58.9%の方が、やはり具体的にそういう問題を聞いているということであります。さらに被害等に遭われなかった方もそういうふうな被害に遭った自転車等を見たことがある、という回答を寄せられている方が42名でありまして、この被害に遭わなかった方の30.2%の方がそういう現場を見ているということであります。

これを別の角度から集約しますと、すなわち盗まれた、または壊されたという方が164名で、そういうことがなかったという方が139名の方ですが、この139名の方でこういう自転車等の盗難等についての話、目撃ということを加えた数124名を加えますと、実に303人中288名の方がこの問題についてかかわりを持っているということでありまして、全体の95%の方が自転車等の被害の状況を知っているという状況が浮かび上がってまいります。

このような状態を踏まえて、市民の方は全体的にどういうふうにお考えになっているかというアンケートであります、すなわちこの問題が社会問題になってきていると考えますかという問いかけに対しましては、そこまではっていないと思う、というふう

な回答を寄せられた方が91名おりますが、社会問題になってきていると考える、という方が139名でありまして、回答者の60%の人が社会問題になっているという認識を持っております。

さらに日野市は新しい防止対策として工夫を考える時期に来ていると思いますかという問いかけに対しては、現状の対策しかあり得ないと思うという問いに対しては47人の方が回答を寄せられておりますが、やはりそういう必要性に来ていると思う、というふうに回答を寄せられている方が177人ありまして、回答者の79%の方がその必要性を認識しているというふうに分析ができるかと思えます。

以上のような小規模な303名という方の調査でありますけれども、こういうふうな実態が浮かび上がってきております。

そこで市長並びに理事者の方にお尋ねをしたいんですが、こういうふうな結果を踏まえますと、やはり市民の方がこの問題についてはかなり悩んでおられるという状況が、一端として出てくるわけだと思うんですが、こういう状況を踏まえてどういうふうにお考えになるか。この調査はかなり疑問があるので、市の方としても調査をしたいということであれば、ぜひしていただきたいわけですが、ただ全体の傾向性がわかりますので、その点を踏まえて、私が過去に行政報告の中で一種のぜいたくといいますが、物余りの世の中の一つの現象としてとらえることもできるのではないかという、確かにそういうふうな面の回答も寄せられた方もいらっしゃるんですけども、どういうふうにこのアンケート調査の実態を踏まえてお考えになるか、御感想でも結構ですからお話をさせていただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。

まずアンケート調査に9項目にわたりますいろいろな詳細なアンケートの結果が、今報告されたわけでございますけれども、これらにつきましても、私どもの方では事前にも相当取り組んでいるわけでございますけれども、なおそのアンケートの調査等も参考にさせていただきまして、これからの駐車場対策について取り組んでいきたいと、かように考えます。

それで、私の方も一応警察等もいろいろ市全体の中でいろいろ調査した数字がございますけれども、非常に最近はおバイクあるいは自転車の盗難がふえていると、こういうことでございます。62年の1月から6月まででございますけれども、バイクにつきましては108台、それから自転車につきましては161台と、こういうような台数がやはり盗

難に遭っていると、こういう実態でございます。で、このほとんどが駅前の放置自転車が多いと、こういうようなことも出ております。

やはり御提案の中にもありましたように、この自転車の盗難防止にはどういうふうに取り組んでいったらいいんだと、こういうことで日野の警察ともいろいろ協議いたしまして、現在も今までも運動しているわけでございますけれども、さらに、これからの問題といたしましては、防犯登録をしていただくと、それから路上放置はやめていただくと、それからちょっとの間でもかぎをかけていきましょう、それから住所、氏名を書いておきましょう、こんなような形で呼びかけをしているわけでございます。先ほどのアンケートの中でもかぎをかけていて盗難されたと、こういうような報告もなされておりますけれども、市販の自転車についておりますかぎだけでなく、もう一つチェーン状のかぎをかけていただくと相当役立つと、そういうこともデータとして出ておりますので、これらにつきましても呼びかけをしていきたい。

それから自転車の駐車場の問題でございますけれども、毎回御指摘をいただいているわけですが、私どもの方も鋭意条例の趣旨にのっとりまして駐車場を探しているわけでございますけれども、今回も多摩平の東地区を、豊田の駅の東の方から行く場所に2ヵ所ほど駐車場をつくっていききたい、それから、なお平山駅周辺につきましても非常に放置の状態がございますので、それらも予算化いたしまして、あるいはこの駐車場をつくっていかうと、こういう考え方でございます。

なお、自転車の防犯につきましては日野警察ともよく連絡をとりながら、絶えずそのPRに努めてまいりたいと、かように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） アンケート方式によって一定の調査をしていただきまして、ありがとうございました。

確かに傾向として、いろいろと伺えるものを持っておるわけでございます、今後、行政の施策にも反映をさせていただきたいと、そのような取り組みで進んでいきたいと、こう考えております。

社会問題、いろいろな形のケースがあるわけではありますが、ルールやマナーが正しく守られるという社会習慣こそ、もとになるものだと思っておりますけれども、やはり、それには行政サイドからも、いろいろな形で市民の自立能力が機能できるように、そういう仕向け方をしなければいけないと、このように考えるわけであります。近ごろは、かなり自己防衛をしながら割合安易に人にだまされたり冗ぜられたりするという現象も確

かにございますし、表見的に社会問題として目にはっきりつくのが私は自転車の放置されている状況から、いろんな問題が発生するものであると思います。

在宅で、在宅というよりも家で盗難に遭っておられるというケースがかなり高いのはちょっと驚きでござりますが、大部分は放置自転車に対する、言うなれば出来心というふうに感じがちでござりますが、やはり心理的には意識した、かなり意識した盗みという、そういう事件も多いと、このような事例も明らかにしていただきまして、より一層一つの地域社会のいろいろな市民の日常生活の問題として心構えをつくっていく必要も必要だなというふうに感じて伺ったわけであります。

市が行政として関与できる手段としては、今の条例におきましては、名前を書いてもらう、それから300メートル程度を基準に置いて、以遠には無料置き場をつくる、それからその以内には有料でもいい、とにかく置き場をつくる。そうして秩序をつけて保管をする、そういう仕組みをつくり出すことだということに取り組んでおるわけですが、なお一般的な盗難防止という面からも防犯担当をされる警察とも協力いたしまして、極力特に子供たちにそういう気風が蔓延していかない措置が大切だな、というふうに感じております。

なかなか適切な措置というのも難しいわけでありませうけれど、やっぱり社会全体の風潮を安易でなく、かなり生活に厳しいものをみんなが身につけるとということが大切だなというふうにも感じておりますので、あらゆる方法を講じて対応の努力をしていきたいと、こう考えます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 前向きな御答弁をいただいたわけですが、非常に私も自転車が気になって見ますと、一番心を痛めますのは、ちょうど小学生高学年から中学生前後の自転車が盗まれて放置されているという状態を見るときが、一番ショックであります。ちょうど小学校高学年から中学生ぐいの年代の方ですと、そういうふうな現象をとらえたときに、どういうふうに反応するのか。教室の中でいろいろな話を聞き、よい書物を読んで感化を受けることがありますでしょうけれど、現実の日常生活の中で、道徳といいますか、最低の道徳が守れないようなものが具体的に自分にぶつかってきて、それが解決もされない状態で放置されているという、個人にとって非常に強烈な体験をそこでするわけですが、これを受けとめたときにどういうふうに反応するのかということが非常に怖いわけであります。ついこの間も新井橋の先の土方病院さんですかね、あの近くへ入る所にやはりオレンジボックスがあるんですけど、あそこに2台ほど中

学生の自転車がありました。私も一生懸命車体やなんか見たりしたんですけど、それは名前もなく、警察の届け出の登録もなかったんですけど、そういうふうな心情を理解しないでそういうことをやる行為の人間に対しては、やはり怒りは寛容の精神であってはいけない、というふうに私は思います。

先ほど市長は、行政の分野としてどこまでできるか、ということをおっしゃいましたが、やはり一番初めの行政の仕事といたしますのは、そこら辺のところから一番初め始まるので、これは警察の仕事、これは行政の仕事というふうに、今分化されていますから、それも理解できるわけですけども、やはりこの問題については積極的に取り組んでいただきたい。

特に、このアンケートの中にありましたけれども、警察への登録というものが非常に余り機能していないというふうに聞いています。ただ警察の方も私もいろいろお聞きしましたけれども、努力されている、その効果も上がっているということもあるんですが、非常に大きなこういうふうな流れの中では、限界があるということも私はわかるわけですけども、登録は、あれはどんどん消していくというものじゃなく、どんどん積み重なっていくというもので、通報を受けて具体的にそれを調べてやっていく、という作業自体も非常になかなか難しい状況があるようでございます。

市によっては、その意味の工夫もさまざまにしてやっている市もあるようであります。そういう意味を含めまして、先ほど市長がおっしゃったような形に、ぜひ研究を重ねて持って行っていただきたいというふうに思います。

先ほど部長の方から駐輪場の増設整備というお話がありました。回答をやはり寄せられている方の150人の方が、駐輪場の増設整備をすれば少なくともと思いますかということに対して、思うというふうに答えられている方が151人ほどおります。それから、盗難の取り締まり、パトロールの強化をもっと図るべきではないか、そうすれば、やはり減少していくんじゃないかというふうな回答を寄せられている方が135人ほどいらっしゃるわけでありまして。しかし、自宅、また自宅付近で盗まれる方が、駅周辺で盗まれる数よりもはるかに多いという実態がここに浮かび上がっているわけですから、また中古車より新車の方がとられているという数が多い状況ですね。ですから、かなり自転車の盗難の犯罪の傾向が蔓延化して、さらに悪質化しているという意向は私は出てきていると思いますので、この犯罪対策については取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、盗難の防止に対するよい方法があったら御提案くださいということで、49名

の方が寄せられています、代表的な意見をピックアップしまして述べさせていただきますと、紹介させていただきます。自転車置き場を改良してほしい（日野は悪過ぎる）と、駐車場が自転車の数に対して少ないため、駐輪場の増設をしてもらいたいというお話であります。有料駐車場に預ければよいと思います、少なくなると思うということです。駐車場を設置し、パトロールをすればいいだろう、かぎがすぐ壊れる、ドライバーですぐ外れない、壊れないかぎがあればよいと思う、かぎを必ずかければ大丈夫だ、（二重かぎを使用せよ）、自分自身で気をつける、駅のそばに駐車場が欲しい、平凡な話ですが、かぎを忘れずにかけること（各人が注意するより仕方がないと思う）、自転車に名前や住所をはっきりと記入すること、犯人に乗り捨てられた場合、それを発見した人が親切なら連絡をしてくれるはずで、さわったら電流が流れてしびれる方法を考えろ、広くアイデアを市民に考えてもらったらどうか、本人が十分に注意する、人の自転車に勝手に乗ってしまう公共心の欠如をどう補うかが大事だと思う、大変難しいと思う、バイクの場合、かぎがなくても直結して動かせるので、それが動かせないようにできないものか、人間性の問題だ、物を粗末にし過ぎる、一人ひとりが規則を守り、人の迷惑にかかるようなとめ方をしないように心がけていくように呼びかけていくとよいと思います、かぎを今のような棒かぎでなく、チェーンかぎのようなものにかえる、何よりもモラルの問題です、施錠を確実にし、できれば前輪後輪ですね、さらに自転車カバーをすれば減少する、所定の駐輪場または家庭内の場所にきちんとかぎをかけておく、登録番号を家に記録しておく、記録が家がない場合、警察への届け出もできないのではありませんか。

以上、代表的なものを紹介をさせて——さらにつけ加えさせていただきますと、地域別に色別にシールを張る、市の発見体制を強化する、自転車泥棒を罰すること、盗んだ人の刑罰を重くすること、中高生の真夜中の外出をとめるべき、学校、企業、団体に呼びかける、ポスターを掲示する、テレビ、ラジオなどで流す、小学生、中学生または高校生の青少年が駅前によくたむろするので、少年等の教育意識の問題を地域の各家庭や学校等でもっと検討していただきたいと思います、各自の物に対する大切にす心とか、自覚とかが足りないのではないかと、欲しければ人の物でも何でもよいという気持ちを育てないような家庭での教育や生活環境が必要なのでは、自転車の乗り捨て（他人の物）をよく見かけることがあります、その人の道徳も考えられますが、各自の注意も必要と思います、自転車の部品を（他人の物）を外して持っていかれたことも聞きましたし、現場を見た人からも聞きましたが、中学生とのことでした、そのようなことが流行して

いるのでしょうか、学校側や父兄側も他人事と思わず、まず身近なところから目を向けていくことも大切だと思います、単に自転車の盗難というよりも、社会モラルの低下というもっと基本的なものを心配します、地域的な心の配り合いが大切なのではないか、ヘルメットやバイクはその種類により簡単に盗めると聞いています、その機種により防止方法を一括して、大きな公園等で講習などを開くのがよいと思います。以上の、順序不同ですが、代表的な具体的な提案を紹介をさせていただきました。

非常に難しい問題だということはこのアンケートを寄せられている方からも十分認識されるわけですが、ぜひ各市でも取り組んでいる問題のように聞いておりますので、なかなか一長一短とはいかないとは思いますが、盗まれた人の感情、実に86%の方が捜しておられるというこの重みを感じていただいて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、この場をおかりしまして、303名のアンケート調査に御協力いただいた市民の方に感謝申し上げます、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって15の1、自転車等盗難防止対策について——第一次アンケート調査を実施して——の質問を終わります。

一般質問15の2、緑豊かな日野市の将来の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君） 最近ですけれども、日野の緑の問題について一生懸命熱心に研究をされ、将来を考えて運動をされている方にお会いいたしました。偶然でしたけれども、お二人の方にお話を伺ったわけであります。

私も大分前にこの問題については質問をさせていただきました。主に農業用水の関係で質問させていただいたわけですが、そのお話を承った中で、10年後にはこの日野の市内でもセミの鳴き声を聞けるような場所はもう限られてくるのではないかとということ、非常に心配をしているというお話でありました。私は、その話を聞いたときに、私は都内の墨田区に長く住んでいましたので、現在の墨田区ですね、両国その辺の地域をたまに行くことがあるんですが、非常にもう緑もない、大きな道路のわきで子供が遊んでいるというような状況が随分あります。ああいうふうな情景を私は思い浮かべたわけでありますけれども、この自然を残すということは、もう私が申すまでもなく、大切なものである、子供の教育にとっても、また高齢化社会を迎えていく中での御高齢の方にとっても、このよい自然環境というものは大事に残していかなければいけないということが周知したのではないかとというふうに私も思っております。

その中で、日野の都市計画図を見ましても、豊田の南口の区画整理の事業の概要を見

まして、どんどんどんどん緑がなくなっていくという状況が出てきております。そういう中で最低限日野でできる確保の方法は何かということなのですが、その運動されている方もおっしゃったわけですが、日野には農業用水がある、あれは非常に将来にとって有能な財産になると、で、今から具体的に長期的な計画の中で積極的な対応をし、予算を投入していけば、将来の日野の市民の方にとって貴重な財産になる、というお話を承ったわけであります。

そういう状況の中で、今、日野市は7カ年の財政計画を策定中である。発表する段階に来ておりますけれども、こういう状況の中で、今の使われている農業用水もあるわけですが、全体の農業用水の今後どうするのかというお話を承りたいわけであります。

その前提として、農業用水路の現状はどういうふうになっているのか、総合的な調査研究があれば、その基本的な考え方を踏まえてお話をさせていただき、将来的にはどういう構想のもとでこの水路を考えておられるのか、具体的にお話を願いたいというふうに思います。

また、農業用水路の中では、親水的なものというお話も前のときにお話もあったわけですが、どういうふうな工法にしていくのか、というお話であります。新町の方では魚槽、魚が住めるような工夫もされたものも私も見させていただきましたけれども、場所によってはコンクリート打ちをしてしまって、単に河川の管理的な面での対応に力が入っているような状況のものもありますので、その辺の兼ね合いが難しいことは私も素人ながら少しわかるわけですが、主要農業用水の幹線の状況を踏まえて、どういうふうに持っていくのかお話を承りたいと思います。

さらに、それに関連をするわけですが、遊歩道の計画であります。

各市各区によっては遊歩道をかなり大きなお金をかけて整備をしている状況で、かなりむだな当為的な行政をしているなという所も見られるわけでありますけれども、日野市の方では遊歩道の計画をどういうふうに進めているのか、コース等もどういうふうに考えておられるのか、という点、どういうふうに持っていきたいのか、その辺の総合的な計画をお尋ねしたいと思います。

さらに、これはもうすでに市の方でも研究され、一部実施を見ていると思うんですが、今の農業用水路に沿ってこの遊歩道の計画を進めていく考えというのは、基本的に持っているのかどうか、堅持していくのかどうかということであります。農業用水路の周辺にできれば拡幅をできる箇所があれば拡幅をしていただいて、緑を残すような将来的な

布石を打っていただきたいというふうに思うんですが、その辺、財政計画の中でどうい
うふうにお考えいただいているのかということでもあります。

さらに、これはちょっと飛ぶんですけども、余暇の時代ということで私は前に質問
させていただきましたが、日野の市民の方も遠出をして楽しむというよりも、地域の日
野の市内の中で余暇を充実させて過ごそうという傾向が、私はあるのではないかと
お話をさせていただきました。それで、その計画の一環として、温水プールということ
を提案させていただきましたけれども、温水プールは現在、生活・保健センター、それ
から新井橋の所の東部会館ですか、にできるということになっていますけれども、市に
よっては全体的なバランスを考えて市民全体の方が享受できるような、ということ
を踏まえ、さらに健康増進ということを踏まえて、積極的に1年じゅう使えるスポーツ施設
ということで、光熱費も使わないような形のもということで太陽熱を利用したもの
ということで、全体的なバランスの中で考えている市が出てきておりますけれども、日野
市におきましても、やはり全体的な計画の中でこれは取り組んでいくべきではないか
というふうに思いますが、この辺どのようにお考えになっているか、再度質問をさせて
いただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず1点の農業用水路の今後という御質問でございます。

これにつきましては私どもの方では、昭和56年度に水路現況台帳、こういうものをつ
くりました。それで、その調査によりますと主な市内の水路は20の水系でございまして、
支線を含めた延長というのが215キロメートルあるわけでございます。なお、その面積
は450ヘクタールと、こういう面積でございます。これは法定外水路と申します。いわ
ゆる用水路と申し上げるものでございますけれども、そのほかに法定河川といえますと
多摩川、浅川があるわけでございますけれども、それらを含めますと市行政面積の14.8
％がいわゆる水路、こういうことでございます。この面積につきましては都内でも有数
な水路の面積を保有していると、こういうことが申し上げられるわけでございます。

これにつきましてはの用水路の今後につきましては、現在、幹線水路が将来的にも環境
水路として景観を考えながら、護岸等にも工夫をこらして自然らしさを失わないような
水と親しむ水路として、支線水路を含めてできる限り存続させていきたい。そして、こ
れらと緑道あるいは遊歩道を結びながらネットワーク化を図っていくと、こういう基本
的な考え方でございます。これは一部遊歩道の計画にも入りますけれども……。

次に、2点目の関係でございますけれども、これにつきましては、水に親しむ水辺が整備された水路といいますと、仲田の新水路あるいは黒川清流公園の流れ、これが2.2キロあるわけでございますけれども、その一部も完成しているわけでございますけれども、これらにつきましても2.2キロ全長できるように計画を進めているところでございます。

なお、遊歩道の関係につきましては、現在進めておりますのが浅川の左右兩岸、それから多摩川の右岸、これにつきましては自転車・歩行者専用道路と、こういうことで、全長が1万4,000メートル、約1万4,000メートルあるわけでございますけれども、そのうちの6,500メートルが完成しているわけでございます。これらも引き続き整備していきたいと、こういうように計画を進めているところでございます。

なお、遊歩道あるいは新水路の関連の計画につきましては、基本計画の中にも組み入れていきたいわけでございますけれども、市内を幾つかのルートに分けまして、歴史的な、あるいは文化的施設を起点あるいは終点あるいは中間点とした遊歩道を整備していきたい。一つは、いわゆる水路のきわを走る水路沿いの遊歩道の整備、もう一つは日野市には多摩川、浅川、多摩丘陵、日野緑地と、こういうものが緑地がございますけれども、それらを、やはり結ぶ、いわゆる緑地タイプの遊歩道をつくっていくと、こういう計画でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の関係につきましてお答えいたします。

温水プールでございますが、現在の考え方としては、質問の中にもありましたとおり東部会館の中に1ヵ所考えているわけでございます。これは当然温水プールとしての活用ができるわけでございますが、今質問の中では、それ以外の太陽熱を利用した温水プールをまちの中心にというような部分もあるわけでございますが、現状におきましては東部会館の中と、今度、来年4月1日にオープンします生活・保健センターという中のプールでございます。

また、計画の中では、これをどうするか、まだ具体的には決まっておりませんが、議会の中でも議論しております桑園跡地の総合体育館の中でのプールというような問題も、今後の計画の中で十分財政的な問題あるいは、その太陽熱なり有効的な財政負担の軽減ができる方法を、これから考えるべきだろうというふうに私ども考えております。

そういう考え方で基本的には庁内で協議もし、あるいは担当部課とも協議していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君

○13番（夏井明男君） これは、市長にちょっと1点、この問題については後で御答弁いただきたいんですけど、その前に、これ要望しておきたい事項を何点か申し上げて、最後に市長に御答弁いただきたい点について、再度質問させていただきます。

一つは、最近問題になっているようですけれども、市立の市所有の公園と、いわゆる市の所有でない民間の方の御好意をいただきながら市が運営をしている公園、運営の形態にはさまざまなものがあるようですけれども、そういうものがあるわけですけれども、いわゆる市所有でない公営の公園についてと市所有の公園等のその整備の違いが、私は、これは実態調査をして調べたわけではありませんので、確かな確信を持って言えないわけですけれども、何点か見ますと、やはり市立の公園よりも整備が見劣りをしているような状況があります。

で、そこ近辺を日野の公園図を見ましても、そういう民間的なものも入っている図を見ることがあるんですが、やはり日野の市民として近くの公園を使わせていただいている、利用しているという状況を見ますと、あちらの公園は何であんなに整備がされていて、いろんな物があって水もきれいでいいけれども、うちの方の公園は何か設備も整っていないくて、もっとこういうふうにしてもらいたい、ということがあるというお話を過去に3回ほど受けたことがあります。現にその場所を見にいって、いろいろ聞きますと、市立の、市の所有の公園ではないということで、そこにはさまざまな問題があるようですけれども、しかし、やはり全く同じということまではいかないまでも、やはり市の方も、その公園の利用の頻度とか、そういうことは市の担当の方も状況をつかんでいるわけですから、その点も踏まえて、積極的な要望があれば対応をしていただきたいというふうに思うわけです。

いわゆる民間遊び場の整備、維持の問題ですけれども、建設する当初についてはかなりお金をつぎ込んでいるようですけれども、維持をしていく、管理をしていく費用については、やはりどうかという疑問があります。そういう意味で、この辺、再度実情を調査をしていただきたい。利用されている方の状況を聞いていただいて対応をしていただきたいということを要望しておきます。

さらに要望の2点ですが、これは、昨日の一般質問で山口議員からお話もあったかと思いますが、いわゆる開発行為によって日野の市内の中に建物が建ってくる。典型的な例ではワンルームマンションということですが、新しい建物が建って、そこに新しい市民の方、住民の方が市民となって住まれるという状況になりますと、既に

住んでおられる方と新しく住まれる方の人間関係の問題が、これ出てくるわけでありませう。そこら辺の開発行為までいかないまでの問題につきましても、市が入って御苦労されて話をまとめて来られているわけですけれども、その辺の調整的なものとしては、住みよいまちづくり要綱、さらにはワンルームマンションについての建設についての指導要綱ですか、そういうものがあって対応されていることはわかるんですが、それも将来的には新しい市民の方、既に住まれている市民の方の人間関係を、まさにこの住みよいまちづくりということを目指しての調整的なものとして働いているというふうに思います。

これは非常に欲張った考えなんです、そこに住めば自然と人間関係ができますから、後はその個人の良識の範囲で新しい人間関係、住みよい明るい人間関係をつくっていただきたいというのが市の願望だと思いますが、実はそうはいかない状況もあります。何でこんな所に建物が建つんだと、日照権も悪くなるし、ごみの問題もあるし風の問題もある、においの問題もあるということで、なかなか融和できないで維持されるような状況も出てまいります。非常にこれは不幸なことで、決してこれは住みよいまちづくりにはならないわけで、非常に欲張った考えで、市の担当の方にはなお一層の御苦労をかけるわけですが、できるだけその中に入っていて、総合的な話し合いの場を持てるような環境づくりをひとつしていただきたい。ただ建物をつくる時の場面での労ではなくて、それ以降、引き続き新しい積極的な展開ができるような、溝と申しますか、そういうものを念頭に置きながら対応していただきたいというふうに、これは希望しておきます。

最後に、これは市長にお尋ねしたいんですが、農業用水と遊歩道については、先ほど建設部長の方から概略的なお話、さらには基本計画と財政計画の中でというお話も承ったわけですが、市長は、この農業用水をどういうふうに将来的に残されていくのか、緑と清流ということはまさにあると思います。

特に日野の場合は、浅川と多摩川の河川敷を含む地域が非常に広大にありますので、つい見落としがちになってしまうんですけれども、浅川、多摩川を除いた部分についての緑の保存ということになりますと、今目立つのは丘陵地帯ですね。その辺のことが出るわけですが、やはり、それとこの農業用水の将来的なものの展望ということが非常に大事なものと思いますが、どういうふうに市長は、これを持っていこうと思うのか。20水系あるという中で、どの辺をどういうふうにして持っていくのかですね、そこら辺の現況調査的なものは56年にあったということですが、やはりどこの水系をどういうふう

な景観のもとで、どういうふうに持っていくのかというところの具体的な研究については、まだ私はされてないというふうに記憶しているんですが、その辺のお考えを1点承っておきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今日この日野地域の都市化以前は、多摩川、浅川から取水をしてかんがいをする水田が発達した地帯であったということは、もう申すまでもありません。つまり、そういう遺産が今日、都市化の中でも継承し、どのような維持を図っていくかということが課題になってまいります。

本市といたしましては、早くから緑と清流のいい自然条件をなるべく豊かに保存をする、そういうまちづくりの施策を進めてまいっております。計画としてはっきりしているもの、まだ未定のものもあることはありますが、全体計画としては、いわゆる都市化の進行が進めば進むほど自然の必要性ということがもっと顕著になってまいりますので、人間性の保存のためにも、あるいは子供たちの教育のためにも、あるいは市民生活の憩いのためにも、老後の生活をする環境としても、いずれも日野市の水と緑の特色は大きく保存していく必要がある。また、これこそ日野市のまちづくりの特色である、というふうに考えるべきであると思っております。

○そこで、いろいろな浅川計画でございますとか、今取り組んでおります河川基本構想ということで、建設省の直接指導をいただきながら具体化を進めてまいっております。

○御質問の中の、いわゆるかつての用水系統、幹線といたしましては8系統、それから、20水系ということになって相当面積を保有いたしております。水田耕作の立場から言いますと、かんがい水路はその使用の期間、取水の権利といいましょうか、水利権、水利権——水利権が今でもあります。ただ、その水路が逆に排水路化している面もありますので、いつも管理の責任の分担についていろいろな見解が出てくるわけでありまして。

幸いに底地そのものは、これは公有地でございますので、公有地といいますか、官地でございますので、手続を経て市のまちづくりの中に編入をしていくと、こういうことが可能でございます。それを利用することによって、今御指摘のところの遊歩道でありますとか、それから道のわきに水路をあわせて設計をする、どういう名前をつけたらいいかわかりませんが、要するに道の端に水路がある。6メートルの道を分けて4メートルの公道部分と2メートルの水路部分、あるいは8メートルの道路を5メートルと3メートルに分けるとか、いろいろな、いわゆる水路敷を活用して、そういう併合しながらやっ

ていこうというのが、今日万願寺区画整理も、それから計画しております豊田の区画整

理も水路、用水路をなるべく積極的に残そうという配慮をいたしております。

その水路も三面コンクリートで囲むという形の味気ない水路でなくて、なるべく生物もすめる、また魚も生息、繁殖できる、そういう水路の形態を保ちたい。基本的にはこういう考え方が大切だというふうに考えております。

私の今の一つの考え方といたしまして、せっかく石垣積みの石がありますから、この石をなるべく埋め込んだり、散逸させないで、これを、この石を活用していく。そのことが過去の歴史あるいは自然をつなぐ意味で、意味をなすものであると、このように考えておるところでございまして、また、そういうことを指示いたしております。なるべく水系を利用し、一つの快適な環境装置として、そこに清流が流れていく状態を保ちたいわけではありますが、その水量を保つということがなかなかこれから課題になってくると思います。今までは生活排水が集まって一応流れをなしておりますが、下水道が普及いたしますと、生活排水はそちらの方の管を流れることとなりますので、自然水をどのように維持していくかと、こういう課題が今から考える必要があります。

水源涵養林、なるべくそこで丘陵地にはなるべく木を残して、雨水を貯留しながら徐々に水が集まってくると、こういうことが必要でありますし、今、多摩川協議会等でも論議されておりますのは、やはり水源涵養林をしっかりと維持していく必要がある。山梨県の知事や塩山の市長が出席をされて、そうして東京に水を送るには自分たちの地域の木を養う保林地を保持する、そういうことが必要なので、そちらにも財源的な配慮が必要ではないかというふうな提言もございました。河川を管理する立場として十分考えるべき、近ごろの新しい考え方だと思います。つまり水の恩恵を受ける下流の者が、水を養う上流のこともあわせ考える、この必要は大いにあるというふうに思っております。

我々のまちでそれがどのように相互関連をつくることができるか。緑というのを守るには、やっぱり水を守る手段には緑を守らなきゃならない、相関関係が極めて密接でございまして。

そういうことをあわせ考えまして、具体的なまちづくりをいたします地域地域で、特に区画整理の場合には、それを破壊しないように、できるだけ配慮をしていくということを計画の中に入れるということを原則といたしております。

抽象論でございまして、そういう考えで今後もやってまいりたいと思いますので、いろいろな御意見をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、農業用水路につきましては私もまた何回か質問をさ

せていただきます。

最後に、今市長が抽象的な言葉であるけれどというふうな表現をされましたけれども、個々に具体的な場所になったときに、そこで対応しているという形をとっておられるんだと思いますが、本腰を入れて、この農業用水に対する認識を固めていただいて、よほどしっかりした姿勢を持っていかないと私は残せないというふうに心配をいたしますので、抽象的なものから具体的なものへ取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、2問目の質問については終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって15の2、緑豊かな日野市の将来の質問を終わります。

一般質問15の3、高齢化社会に対する施策を充実させよの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君） 3問ということで、非常に今回欲張って質問させていただきましたが、あと持ち時間があと11分ぐらいですので、非常に福祉部長には申しわけないんですけども、簡潔に申し上げますので、御答弁いただきたいと思います。

この高齢化社会に対する施策ということに関しましては、過去に多くの議員の方からさまざまな角度で質問をされております。むしろ、もう言い古されたぐらいの形になっております。そういう意味がありますので、私は前から頭から離れない点についてだけ申し上げたいと思います。

日野市におきましても、今回の補正予算の53ページに載ってございましたけれども、在宅ケアサービス事業を270万ですか、で行うという話も出ているわけです。市長も広報の中で、この在宅ケアについての話に触れておりますけれども、そういう点から踏まえて、ちょっとこれは確認で1点、まず福祉部長にお尋ねしたいんですが、特別養護老人ホームに、家庭の事情から、また本人の希望からも、ということで待機待ちの方が35人ですか、私の一番初めの記憶では50人前後だと思いましたが、三十五、六人の方がいらっしゃる。で、八王子のアゼリヤ会の建設によって、その大半が解消されるということですが、具体的に解消されるのは昭和64年に解消されるというふうにちょっと私は聞いたような記憶があるんですが、何年にどのぐらいの方が解消されるのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは簡単にお答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、現在、待機者は25名というぐあいに把握してお

りますが、アゼリヤ会において収容できます老人は20名の枠でございます。これが63年の4月には入所できるということでございますので、内容といたしましては、寝たきりが15名の、痴呆性の老人が5名と、こういう枠で契約を結んでおりますので、来年の早々にはそれらの方は入所できるのではないかと、こういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それで、私もアゼリヤ会の方の入所が20名ということは前にお聞きしたわけですが、それにしてもまだ足りないんだなということは福祉部長の答弁から聞いているわけですが、今15名の寝たきり老人の方に対応のものはベッドが確保した。痴呆性の老人の方が5名ということですが、それで、今待機待ちが25名というふうな、減少しているというか、形になっているんですけれども、あとの5名の方ですね、特に国の方でも東京都の方でも老人人口がふえていますよ、という統計も出ますし、それに対する対策をどうするかということで、私は国は余りやっていないと思いますけれども、それに対する手を今打ち始めているわけですが、そうすると、アゼリヤ会のあれができて63年、来年の4月からこの待機待ちの方については大丈夫だと思えますが、あとの5名の方ですね、これはどうしてしまうのか。むしろ、私は、待機待ちの方は25名ということですが、私はこういう方々の状況の方はふえていくというふうに思うわけですが、こういう方に対してはどうするのか、その辺の話をお聞きしたいと思うんですけれども……。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 毎年回転はいたしておりますので、常時入所者ができてくる。その実情といたしましては亡くなる方もございますし、あるいは老人病院に入る方もあると、こういうことでございますので、既に150名の方がそれなりの施設にお入りになっている状況でございますので、それぞれの一定のパーセンテージで入所できる状況でございますので、恐らく二十数名の方は収容というか入所できるであろうと。これについては全く心配しては現在おりません。

その他の方で、寝たきりなり、あるいは痴呆性なり、こういう方が、大体私どもの推定では約10%ぐらいの方が65歳以上の人口の中においでになるだろうと、この方。それで、あとの90%ぐらいの方は健康な状態でお過ごしになっている。90%の方に対する健康施策とあわせて寝たきりなり、あるいは痴呆性なりの方に対する施策を今後展開する必要があると、こういうぐあいに考えております。

そこで日野市の場合には、地域の数ヵ所に入所できる施設——特別養護老人ホームと、

それからサービスセンターを結合した施設を数ヵ所つくる計画を持っておりますし、それをセンターとしていろいろなサービスを展開する予定でございます。それで、在宅で十分に生活できるようなケアを展開しようと、こういうぐあいの計画を現在持っておりますが、当面、この計画がまだ具体的な緒につきませんので、この補正でお願いしましたように、有料でございますけれども、ケアサービスを始めたい。これは在宅の看護を要する方等に対する有料のサービスを試験的に来年1月から3月まで実施をする予定でお願いをしてある状況でございますので、これについては、来年度改めてまたその成果に立ちまして展開をするつもりでございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、重要なお話も承ったわけですが、具体的に私は25名の方が待機待ちの状況にいるということは、日野市の福祉の行政の中の失敗の例だろう、こういう方をそのままの状態に置いておいてずっと維持してきたということが私はおかしいというふうに思います。むしろ福祉の原点に反するというふうに思います。大勢の方の施策というよりも、むしろこういうふうな具体的に困っている方に対して、その困りの頻度に合わせて、やはり手を打っていかなければ、揺りかごから墓場までという線には沿わないというふうに思います。現在、25人いらっしゃるということは、もう福祉の日野市の行政の失敗だというふうに私は思います。

今、福祉部長の方からお話がありましたけれど、63年以降からについては、そういうふうな心配も解消されてくる、そういう点については心配がないというお話がありました。日野市内の中にもそういうふうな施設的なものをつくっていく、計画中の段階であるというふうなお話もありました。

市長も、やはりその辺の話を踏まえたと思いますが、一人暮らし、寝たきり老人、病気等の不安をされない、老人ホーム、特養ホーム、老人病院が地域に必要とされるのはよくわかる、というお話と符合するんですが、具体的なその計画の中身、いつごろ計画をされて、いつごろ持っていくのか、その辺の話を一言承って、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市内に老人ホームを、あるいは中核施設としての老人病院に近いものがあってほしい、ということ絶えず念頭に置いて、いろいろな情報を今受けておるわけでありまして、何といたしましても用地が先に立ちますので、その用地が確保できるという状態を早くつくり出す必要があります。今、二、三の情報をこの日野市内

で土地を持っておられる方の、あるものは買うとか、あるものは借りるとか、あるものは御本人に仕事として経営をしていただくとか、そういう形のものを検討中でございます。できるだけ早くその結論を得たいというふうに思っております。

もう、区部でありますとか、あるいはごく近郊の、日野市を含めて近郊の都市で、土地を確保して経営を始めるということは、かなりもう至難に近い事情になっておりますので、都に対しましては、それを信用のある借地の形で可能ならしめてほしい、ということを具体的に協議中でもございます。なるべく早くひとつつくりたいと思っております。

また在宅ケアは具体的に確かに待機状態の方があるということは、手の行き届いてないということにもなるわけでありますから、もっともっと資料をたくさん持たなきゃなりません。在宅の形でもケアのできる方法も、これはこれからの地域社会の施策として必要だと思っておりますので、そのつもりで取り組んでいこうと、こういうことでございます。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） これをもって15の3、高齢化社会に対する施策を充実させよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の1、この地価狂乱を資産税にはねかえらせるなの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） 今、首都東京の地価は異常な値上がりとなっています。東京都における土地価格の上昇は、1983年——昭和58年半ばごろから千代田、中央、港の都心3区のオフィスビル用地の急騰という形で始まったということですが、この東京の地価の上昇はその範囲を広げていき、異常としか言いようのないテンポで続いています。

さすがに都心3区を中心とする地域には息切れが見られるようですが、この異常な土地価格の上昇は、三多摩地区などの商業地、住宅地に及んでいます。この土地価格の上

昇は、我が国の貿易黒字、円高による、いわゆる金余り現象が背景となって、東京が国際金融都市となり、そうなるとオフィスビルが必要となり、その需要の増加を当て込んだオフィスビルの新築ラッシュを直接の理由としていると言われていました。これらの問題については、特に見識の高い山口達夫議員も去る12月9日の一般質問でこのように発言されていたと思います。

まず都心3区——千代田区、中央区、港区、この都心3区の中で、高層のオフィスビルの用地に適する所だが、現在は低層の建物が並んでいる地域、こんな地域などが買収の対象となり、都心3区にそのような土地がなくなるに連れ、周辺の区に買収の波が広がる。このような地域では居住用であったマンションがオフィスビルと化していきます。買収によって家を失い、そのかわりに多額のお金を手にした人々が大田区、世田谷区などの住宅地を買い換え用地として買い求め、それらの地域に売り物がなくなったり、価格が上がり過ぎると買い換える対象となる地域が周辺地に及び、我が日野市にもやってくる。今や日野市を初め、首都圏全体が異常な土地価格の急騰に巻き込まれているというのが現状であるというものです。

この日野市の土地、私の周辺の土地も高騰している事実を見ることができます。私の住む多摩平五丁目、六丁目は、かつての日本住宅公団が造成した分譲地でありました。昭和30年代の初め、地主から買収した金額は坪1,000円から1,200円と聞いています。分譲した価格が坪当たり4,000円台だったと記憶しています。私の周辺で知っていた売買で、坪50万円だったのが、1980年——昭和55年でした。坪100万円だと言われて、それを疑ったのもついこの間だったと思います。それが私のうちのすぐ前が坪370万円で売り出されているのには驚きであります。最近、ちょっと離れた所で400万円で買う人が出たという話も聞きました。

このような地価の上昇は、私たちの生活に多大な悪影響を与えています。これから土地を買い求めたいという市民にとっては夢も砕かれ、希望も断ち切られる現実であります。ウサギ小屋と言われている劣悪な住宅事情を改善したくても、こんなに土地が高いのでは幾ら一生懸命貯金をしても追いつくはずはありません。

公団住宅や民間アパートに住んでいても固定資産税などが引き上げられ、家賃や駐車場料金も値上げに直結します。自治体が、市が公営住宅、学校、公園、福祉施設などをつくりたくても土地が高くて整備が思うように進まないということです。

既にみずから土地を確保してマイホームを築いている人にも、この地価の高騰は人ごとでは済まされません。この異常地価がそのまま固定資産税の大増税へとつながること

になるからであります。

このおれの土地は坪4,500円で買った、それが今800倍になった。坪数を掛けると何億何千万円だ、おれも億万長者だと喜んでいけるわけにはいかないのであります。固定資産税の大増税が押し寄せてくるだけなのです。

私ども日本社会党は、この地価狂乱についてこう把握しています。歴代の自民党政府の乱開発や利権追求などにより、我が国の土地価格は常に高騰を続けてきました。田中角栄元首相の列島改造論は、狂乱地価を引き起こしましたが、中曽根首相の民間活力の導入によって、国有地の大規模な払い下げや都市の開発規制の緩和によって、列島改造を上回る地価の異常高騰をもたらしています。

列島改造のときは住宅地、工業地を中心に、年間、地方圏で最高43.5%、東京圏で35.9%も地価が上昇しました。その後1975年には土地税制強化などにより一時的に上昇こそマイナスになりましたが、1980年——昭和55年から再び高騰が続いています。そして今回の異常高騰は、東京圏の商業地、住宅地を中心として、全国の大都市圏に広がっており、東京圏の商業地においては年間平均48.2%という異常ぶりです。100%上昇という都市や区もたくさんあります。

円高不況により日本の経済はあえいでおり、中小企業の経営難、勤労者の失業不安、サラリーマンの所得の停滞、商店の売り上げ不振などの状態のもとで、金融機関や大企業は株とともに土地への投機に走り莫大な利益を上げています。

なぜ、こんなに土地の価格が上がるのか。それは大企業の投機買いと土地転がし、それを後押しする金融機関の土地融資の3悪、投機買いと土地転がし、土地融資の3悪が元凶であります。このことは国土庁の調査などで既に明らかになっているのであります。そして、何よりもこの地価狂乱を起こさせた責任は、自民党政府の土地政策の不在にあることは明らかであります。

以上が地価高騰についての社会党の把握であります。中曽根民活による異常な地価高騰、元凶は土地転がし、政府の土地政策の不在を申し上げました。

このような地価の高騰の結果、私たちにとって必要不可欠な住宅などの固定資産税や都市計画税が引き上げられ、家計が圧迫されることは不合理です。生活するためにどうしても必要であり、手放すことのできない我が家の地価が上がっても1銭の収入増もないのであります。それなのに、そのことを対象に我が家の税金が大幅に増額されることは何としても理屈に合いません。大企業が土地投機で大もうけをし、そのしわ寄せが固定資産税などの引き上げ、住宅価格、家賃の引き上げとなって国民負担の増大を招くの

であります。

固定資産税は3年に一度評価がえになりますが、今度は来年の1月1日付で行われます。評価替えは売買実例価格を評価材料として行われますので、固定資産税は現在の異常な地価上昇の影響を今回、来年1月1日と3年先の1991年1月1日の評価替えの二度にわたって受けることになると思います。

地価上昇は国民の責任ではなく、しかも住宅や中小企業者の店舗は生活するための資産というよりは、生活空間です。生活そのものです。所得減税が実施されても他の税が大幅に引き上げられては何もなりません。私ども社会党は、生活実態に合った土地、住宅税制への転換を強く求めています。

社会党は、この土地の異常な急騰を考えるならば、1988年と1991年の評価替えの二度にわたって固定資産税が大幅に引き上げられることは明らかであり、そのための当面の措置として、居住用の住宅用地の200平方メートル以下についての固定資産税を、現行——今年度の税額——現行で据え置くことを要求する運動に立ち上がりました。60坪以下の宅地についての固定資産税は、来年もそのまま引き上げをしないというものです。この運動を実施していくため、中央本部の日本社会党税制改悪阻止闘争本部内に固定資産税据え置き運動推進本部を設置し、本部長に山口鶴男書記長を配置しました。そして、これを受けて、この地価狂乱の中心地・東京には日本社会党東京都本部固定資産税据え置き・都市計画税減税闘争本部を置いたところであります。

実は、この東京の闘争本部体制の中に、社会党三多摩議員団を代表して私も組み入れられています。その打ち合わせのため、都議会へ行き、9月4日の市の敬老大会には出席できませんでした。

私たちは、政府の土地政策の無策による土地高騰の中での評価額の引き上げで、国民の税負担の重圧を解消するため、第二の売上税の闘い、と位置づけ取り組んでいくことを決定しました。特に東京都本部としては、2年前の都議会議員選挙で公約した都市計画税の減税の運動も並行して行うことにしております。私たちは当面の措置として、200平方メートル以下の居住用の住宅用地の固定資産税の据え置きを要求していますが、引き続き、固定資産評価制度の抜本的な見直しを求めていかざるを得ないと考えています。

固定資産税の大幅な引き上げは、当然賃貸住宅の家賃の引き上げに連動することは必至です。私たちは、土地を生活空間として利用している住宅所有者や賃貸住宅居住者の負担増を回避すること、土地転がしなど、地価高騰に伴って高収益を上げている個人、

企業等からは課税を強化すること、自治体の財政悪化を防ぐため税収は確保することなどを基本に据えて、国民負担を増大させる固定資産税の引き上げに反対する運動を進めていかなければならないと考えています。

私たちが立ち上がった運動が既に影響を及ぼしていると思います。9月8日の読売新聞、9月11日の毎日新聞などで固定資産税の評価替え、異常上昇分カットの検討が報道されています。また、9月7日の朝日新聞は、都が都市計画税の税率引き下げを検討と報じています。これぞ、我が社会党都議団の引き続き努力が引き下げへ一歩前進させたものだと思います。都議会では社会党だけがこのことを主張していたと聞いています。

社会党東京の固定資産税据え置き・都市計画税減税運動の一環として、私はこの質問を取り上げたものです。私の提起で三多摩各市で社会党議員による、このような質問がこの9月定例会で行われているはずです。

以上申し上げ、通告質問書に記載したとおり3件について質問させていただきます。

①は、この異常な地価高騰と資産税評価時期との関係はどうか、というものであります。

最近の地価高騰、狂乱地価というが、いつの時点を資産税評価の基準にするのか。地価上昇が急激であるだけに、その時点が重要なはずですし、その時点の地価上昇の数字を、まずお聞きしておきたかったのであります。

この答えは9月10日の川嶋議員の質問への回答で出されています。来年1月1日の評価替えは、実際は昨年——昭和61年の7月の時点で、要するに3年前、すなわち昭和58年の7月から昭和61年7月までの地価の変化が評価替えの算出基礎になるということがあります。そして、この3年間の上昇率が都心のそれよりはるかに低いということでした。

市民部長の答えによると、日野市の土地評価替え全宅地の上昇率は、昭和48年度は89%であった。前回の昭和60年度は20%だった。今回の場合、公示価格の上昇率を見ると全用途平均で12.1%で、今回の評価替えは前回の20%を下回ることは確かだということでありました。

地価狂乱は都心に端を発し、今日、日野市にたどり着きつつありますが、評価時点の昨年の7月には来ていなかった。言いかえれば、昨年の7月以降この日野市に地価狂乱の波が押し寄せて、だんだんと荒れ狂い、今その頂点に達しようとしている。いや、まだまださらに荒れ狂うかもしれない。川嶋議員の質問に対しての大貫市民部長の答えから、こう感じたところです。

東京都全体の固定資産税据え置き運動は、今から私たちも一緒にやっていかなければならないと思いますが、日野市に限って言えば、3年後——1991年、昭和66年の評価替えのときの固定資産税引き下げへ、特に標準を定める必要があると思います。

昨年7月が評価の基準時点ということですが、もう1年以上たっています。それでは、この1年の公示価格はどうなっているか。参考までにお聞かせいただきたいと思います。3年のうちの1年ではありますが、日野市での地価の狂乱ぶりの一端がうかがえるはずであると考え、お聞きしておきます。これによって3年後の据え置き、引き下げへの運動の心の準備ができるかとも思います。

次に、通告した②の質問であります。市で可能な固定資産税を引き上げないための努力は、全くできないのか、不可能なのか、それとも少しはできるのか、という質問であります。

私たちの固定資産税据え置きを要求する運動は国に向けてのものです。ただ地価狂乱の被害者がさしずめ東京都民であることから、国に強く要請すること、として東京都議会に請願を出すことにしています。法によって縛られ、市によって勝手に引き下げることとはできないことだとは思いますが、何らかの努力はできないのか、そして現状は努力した結果が出ているのか。他市と比較してどうなのかを質問したいと思います。

最後に、③は都市計画税についてであります。

この地価高騰による資産税引き上げの対策として、市で可能な都市計画税の税率を引き下げるべきだというものであります。

先ほど申し上げました日本社会党東京都本部固定資産税据え置き・都市計画税減税闘争本部はその運動の主要なものの一つとして、都市計画税の減税を求める陳情を都及び各市町村長に提出することにしていきます。多くの市民の署名を添えて市長のところへ持っていくことになっていきますが、その陳情文を読み上げておきます。

都市計画税の減税を求める陳情

陳情の理由、ここ一兩年の東京の地価の異常な値上がりのため、1988年と1991年に予定される固定資産の評価替えによって、都市計画税も大幅に引き上げられることが必至です。

地価の値上がりの原因は、企業の土地投機、金融機関の無原則な融資、鈴木都政の乱開発促進政策にあることは明らかであり、自分の土地に住んでいるだけの人や、借地・借家人には何の利益もありません。

また、固定資産税には住宅用地（2分の1）、小規模用地（4分の1）の特例があり

ますが、都市計画税にはこれがないため、一層重い負担となっています。

しかし、都市計画税の税率は市町村が条例で引き下げることができるものであり、既に武蔵野市、三鷹市をはじめ1都3県の40市が引き下げています。

そこで、私たちは次のことを陳情いたします。

陳情事項

都市計画税の税率を、現行の評価額の1000分の3から1000分の2へと大幅に引き下げ、減税をはかること。

1987年〇月〇日

陳情人 日本社会党東京都本部

固定資産税据え置き・都市計画税減税闘争本部

本部長 和田静夫

日野市長 森田喜美男殿

以上が私どもの都市計画税の減税を求める陳情であります。

ここでの私の質問も、都市計画税の税率を引き下げることはいか、であります。

以上の質問を、まず市民部長からお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、御質問の3点にわたって御回答いたします。

まず第1点でございますけれども、先日、川嶋議員の質問にもお答えいたしましたように、土地のこの異常な高騰によって、来年63年1月1日を期する評価替えですか、この評価替えに対するものはどうかということでお答えをしたわけです。

ただいま一ノ瀬議員さんからもありましたように、まず、来年度の評価替えは58年の7月から61年の7月にわたる、要するに適正な時価による評価ということを含んだ中で、各国土庁の公示価格とか、それから相続税の価格並びに都の調査価格とか精通者の価格とか、もろもろのそういうふうなものを勘案した中で12%ということでお答えをしたわけでございます。

そして、御質問の中で、それでは要するにその後の61年7月以降の土地の、要するに異常な高騰がある、それに基づいて次回の評価はどういうふうに推移するのかという御質問でございます。

公示価格は、御存じのように毎年1回、国土庁の土地鑑定委員会で、1月1日現在の価格を公表するわけでございまして、それが62年度、要するにことしの1月ですけれども、そうしますと、61年度と62年度の単年度の対比を見ますと、まず住居地域が11.4%、

それから商業地域ですね、これがかなり上がりまして94.9%、それから工業地域が5.9%というふうな国土庁の公示価格になってございます。そういうことで全用途平均をしますと、ただいま申し上げました平均を申し上げますと26.6%というふうになります。

そういうことで、これから63年の来年の1月以降、今度は3年、要するに66年の評価は調査時期としまして、今度は61年の7月から64年の7月までの間を66年の評価額といたします。

そういうことで、ただいま申し上げましたように、単年度では26.6%上がってございます。ということで、次の評価替え、これは今の高騰等の事情が反映をかなりされるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の市で可能な固定資産税を引き上げをしないために、その努力は、という御質問でございます。

固定資産、特に土地の評価額はただいま申し上げましたように公示価格、それから相続税の価格等の達成率を見ますと、まず26市の平均の達成率を公示価格と対比しますと、26市の平均の達成率は、公示価格に対しての達成率は19%でございます。そうしまして、それでは当市の場合、日野市の場合ですね、60年度の評価額は公示価格に対してどのくらいかということになりますと、13.9%、14%弱でございます。

それから相続税の価格に対して26市平均が52.9%でございます。日野の場合には、相続税の価格に対しては評価額は50.8%、そういうふうな割合になっていまして、各市平均の達成率を見ますと、26市中日野が一番低い評価額となっております。

そうして、これを前回の評価替え、60年度ですね、での評価替えの上昇率は日野の場合も20%、各26市も前回申し上げましたけれども、20%ということで、日野の場合も同率でございましたけれども、先ほど申し上げましたように、26市の平均の公示価格に、日野が例えば、先ほど26市平均が19%と申し上げましたけれども、これを各市同じように持っていくということになりますと、さらに今の要するに達成率に対して37%程度ですね、上昇率を掛けなければ各市並みにならない。したがって現行では、当市の場合は37%程度評価額が低いというふうに言えます。

そういうことで、これはお答えになったかどうかわかりませんが、固定資産税の引き上げをしない努力ということの中で、要するに固定資産税の税の算出をする基本として、こういうふうな数字が利用されますので、日野はまだかなり低い、努力をしている、そういうふうに言えると思います。

それから、3番目の都市計画税の税率の引き上げということでございます。

これは前の、今、議会事務局長の佐藤局長が市民部長のときにも御質問があって、そういうふうにお答えをしているのを私が議事録で見ましたけれども、やはり、この固定資産税、これは標準税率でございまして、この税率を例えば100分の今1.4でございませけれども、これを下げる場合には、やはり起債等とのそういうふうな制限をされる。そういう固定資産税の場合には、要するに税率の変更する場合にはそういうふうなものがある。

それから、都市計画税の引き上げをする場合、これは現在0.3%ということで、ちなみに全国の状況をお話し申し上げますと、まず100分の0.3、これは日野の場合もそうですけれども、全国の自治体の58.3%、これが0.3%でございまして。それから100分の0.2%が31.4%、それから100分の0.1が4.6%、それから100分の0.25%が3.3%、それから100分の0.15%が2.4%、ということで都市計画税を課税している団体の今パーセンテージでございませけれども、そういうふうな状況でございまして、特に東京都、今申し上げましたこの中で東京都の場合には三鷹市が100分の0.275%、それから武蔵野市が100分の0.25%、これを現在、税率を用いてございまして。

日野の場合には、やはりこれから下水道、それから都市計画事業等々の費用を要するというこの中で、私の方からお答えするのは、やはりそういうふうなものに大分費用がかかりますので、今の現行税率を行って都市基盤の方に使用するというふうなことで思っております。3点。以上でございまして。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ①についてのお答えでは、最近1年間の地価上昇ぶりがある程度表現され、これが3年間となり、部長の言うように、資産税高騰が容易に予想されるところだと思えます。

②の市の努力は可能か、についてですけれども、現実に各市平均に対して37%も低い評価額であることが述べられました。今まで、日野市が市民のために固定資産税を引き下げる努力がいかになされたかは特に述べられていませんが、恐らく市民本位の森田市長の大きな努力があったからこそ、このような低い評価額になっているものと思うところであります。少なくともこの37%という数字を小さくしない努力をお願いしておきたいと思えます。

その他、国の向こうを張った市の減税のための努力、施策については述べられませんでした。市長が国に要求する、都と一緒に国に要請することはできるはずですし、立派な施策であると思うところです。

③の都市計画税について、税率を引き下げることが考えられない、という部長の答弁だと思っておりますが、部長ではそれしか答えられないのは当然であると思っております。

固定資産税引き下げのための市の努力、都市計画税の税率引き下げの市長の前向きのお答えを期待いたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近、都心から発生した地価の異常な高騰がだんだん周辺に広がって、我々の多摩の地域にもその影響がかなりはっきりあらわれたということにつきまして、百害あって一利なしと、こういうような感じで受けとめておるところであります。

固定資産の評価替えの時期にちょうど遭遇いたしまして、今回の、いわゆる見直しに直ちに影響することは極めて懸念されるところでございますが、今、我々の承知してあります限りでは、異常部分は今回見直しには直接のかかわりはない、あるいはあらしはならない、というふうに考えておるところであります。

一自治体の努力がどれだけなし得るかということにつきまして、これまで指導当局の都に対しまして、いろいろと日野市としての意見を申し上げたり、ある程度自主的な発言もしてまいっておりますけれど、必ずしもそれが明確に取り上げられたというふうにも意識できません。つまり、ずっと連擔した各自治体の関係がありますので、特に差をつけるということは、目立っては困難であるというふうに感じておりますけれど、それでもなお私は何%かの具体的な地境、行政境におきましても差が言えるだろうと、このように感じておりますし、そのことは部長の方から、ちょっとそんなにあるかという気はいたしますけれど、お答えをしているところでございます。

そうして、いわゆる都市計画税に、やはり連動する性格の税制でございます。特に、都市計画税のいわゆる目的税であります。これにつきましては、東京都議会においても本年度の当初予算の議決の際の付帯意見として、都市計画税に今検討するようになっているわけございまして、最近の都知事の答弁を見ましても、何らかの検討がされるというふうな状況に聞くわけであります。

そのことは、都下の多摩の地域にももちろん連動する可能性があるというふうに考えておりますが、建前としての日野市の立場といたしましては、目下都市計画事業、すなわち区画整理事業並びに下水道の敷設事業、これに大きく取り組んでおりますので、やはり財源としては大切な財源であるというふうに考えております。しかし、異常な高騰が連動させるようなことがあってはならないということと、それから特に換価価値のな

い小規模住宅、これにつきましては、やはり一定の配慮が大切だというふうにも考えるわけであります。したがって、目下情勢を十分把握しながら検討する課題として感じているところであります。

今回の議会でも、数名の方がその点につきまして質問をされるわけでもございまして、地価高騰に対します見解と、それから特にきょうは都市計画税に対しての減税をやれということでもございますので、情勢を十分検討して、なるべくこの異常な土地価格に対する沈静的な役割も考える必要があると、このように考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） きょう、市の選管で把握している日野市の有権者数を聞いてきました。11万3,372名だと聞きましたが、その過半数の5万6,687名の署名を集めて、先ほど読み上げました陳情を持って市長の所へ行くように努力したいと思います。

その節はどうぞよろしくお願ひいたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって16の1、この地価狂乱を資産税にはねかえらせるなどの質問を終わります。

一般質問16の2、市道への駐車、駐車場について問うの通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

○18番（一ノ瀬 隆君） 続けて質問させていただきます。

最近、路上への駐車、自動車の放置あるいは駐車場について苦情、相談などを幾つか聞きましたので、これらを一括してこんなタイトルで簡単に質問させていただきます。

まず路上駐車、市道への違反駐車についてであります。

20分や30分の駐車ならどうということはないのですが、朝から晩まで置いておく違反駐車、また一晩じゅう置いておく駐車には困ったものです。朝置いて、そのまま近くの仕事場へ一日勤務し、夕方乗って帰るのです。一方は勤めからうちに帰ってくる。駐車が、車庫がないから青空駐車、これは特にアパートの周辺が目立って多いようです。これでは火事があっても消防車も入れないと厳しく言うてくる市民がいます。警察に幾ら言っても解決してくれない。それでいて場所が場所だと全く他人に迷惑をかけない所でも何分か駐車ただけでレッカー車で持って行ってしまふ。そして多額の金を持っていかれる。まるでおもしろがっているように思える。京王平山の山林に接した上の方で、人通りもほとんどない所で駐車をしておいて罰金をとられた。担当の警官いわく、今特別警戒をしているので、その費用を捻出するための手段だというのであります。それなのに、市民が困る駐車は野放図にしておくのが現状だと思います。

このような違反駐車の状態を、市道を管理する市は把握しているのか。すべて警察に任せてノータッチか、市民からの苦情はくみ取っていないのか。警察に市から要請したことはあるか。また、このような違反駐車の状態が通学路となっている場合には、どのような処置がなされているか。以上が第1問であります。

次に、交通事故などで動かなくなってしまったようなスクラップ化した放置自動車についてであります。

けさも役所に来るとき見てまいりましたが、第七小学校の東側に昨年から放置したままの自動車があります。ナンバープレートはとられ、白墨で、持ち主は至急片づけなさい、処理手配中、警察より、と書かれていました。持ち主は幾ら待っていたって来はるはずがない。罰金がとり得る車ならレッカー車ですぐ運んでいくのに、金にならないから持っていけないのか。

福島敏雄議員のお話ですと、東光寺にも捨てられていて、市民に迷惑をかけているという車があるそうです。管理課の話だと、市内に10台近くも放置されているという話です。警察が何もしないのなら、市でそれを片づける気にならないのか。市民にとって大切な市道が車の放置によって通れなくなっても構わないというのか、と考えるのであります。

市内の放置自動車の現状は、台数、放置の状況などどう把握されているか。警察が片づけないのはなぜなのか。警察にそのことを要請したか。警察が片づけないのなら市で片づけることはできないのか。以上が第2問であります。

次に、開発行為での要綱による駐車場設置義務は有名無実になっていないか、の質問であります。

これは9月の7日、行政報告で中谷議員が発言されていたと思います。住みよいまちづくり指導要綱によると、開発行為による住宅建設戸数の2分の1以上となっておりますが、これは同一敷地内でなくてもよいことになっているようであります。しかし、外に借りた駐車場は全く将来が保障されず、3カ月で駐車場はなくなってしまうかもしれないと思うのです。今のような地価高騰のときはなおさらそんな感を深くいたします。したがって、開発行為で同一敷地内に駐車場を設けることを義務づけるべきだと思いますし、それが2分の1で無理であるなら、もう少し少なくしてもやるべきだと思います。そうしないと、形だけ外部の駐車場を確保することになり、駐車場規制は有名無実になってしまいます。

そこで具体的に質問します。

まず、駐車場設置が敷地以外の所でも可というのは指導要綱のどこに記載されているのか。同一敷地内への駐車場の設置を義務づけるべきだと考えるが、どうでしょうか。

駐車、駐車場についての質問をやってまいりましたが、ここで市役所の駐車場についての現状をお聞きしておきます。

市役所駐車場は数ヶ所にわたり大分収容できると思いますが、現状はどうなのでしょう。市民会館の大ホールに催し物があつたときなどは不足していないのでしょうか。その点をこの際、教えていただきたいと思ひます。

あわせて市立病院の駐車場はどうか。道路に駐車され、何度も玄関の前にとめられてばかりいたので、いやになってしまつて家を売つて出ていった人もいます。

市役所と市立病院の駐車場の現状と今後についてお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、4件よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 1点、2点目についての御質問にお答えしたいと思います。

違反駐車については市は全くノータッチかという御質問でございますけれども、これにつきましては私どもの方では道路管理と、こういう建前もございませう。道路法の関係でございますが、道路網の整備とか、そういうものについて規定がされておるわけでございますけれども、さらに駐車の関係につきましては、これは昭和35年の法律第105号でございますが、道路交通法という法律が制定されております。その第45条には、駐車を禁止するということで、一定の標識をつくつた所については、これは駐車をしてはいけないんだと、こういうことで、なお同法の119条には10万円以下の罰金に処する、違反者についてはですね、こういう規定がございませう。

それから、なお御質問の中にございました一昼夜通して駐車していると、こんなような御質問でございますけれども、これにつきましても、自動車の保管場所の確保等に関する法律というのが37年に法律第145号で規定されているわけでございますけれども、これについて道路上に12時間以上あるいは夜間8時間以上駐車した場合には3カ月以内の懲役または3万円以下の罰金と、こういうような罰則規定があるわけでございます。

今申し上げましたように、駐車違反につきましても、いわゆる罰則がございませうので、これは都立大の兼子先生の説でございますけれども、一つの犯罪と言へる、こういうことでございませう。そうしますと、この取り締まりは犯罪の取り締まりと、こういうことで、個々の駐車違反車に利用者あるいは持ち主に対しての犯罪だということで、これは警察権の問題になると、こういうことでございませうけれども、私どもの方につきましては

も、やはり違反駐車の問題がございます。その都度、介しまして警察の方に駐車違反の取り締まりをしていると、こういう実態でございます。

それから、2点目のスクラップ化した事故車についてでございますけれども、これにつきましては現在、御質問の中にもございましたように、市内では約10台の放置自動車があるわけでございますけれども、これについては付近の住民の方からの申し入れ等を踏まえまして、現場写真その他を参考資料としまして警察の方に届けてあるわけでございます。

これについては、一応、法律的にはどうなっているんだろうということで調べたんですけれども、遺失物法という法律がございますけれども、これは他人の遺失物を拾得した者ということで、これは民法第240条によりますと、拾得物については警察に届けて6カ月間経過すれば、その所有権を取得できるんだと、それから、なお239条につきましては、無主物の先占ということで即時に所有権を取得できると、こんなような条文もあるわけでございますけれども、これらにつきましても一応関係当局に、こういうことのできるのかどうかと、こういうこともいろいろ相談をしたり、また協議をしているわけでございますけれども、これはいずれも該当しないと、こういうことでございます。

そこで、これからの問題でありますし、また警察の方の処理の関係でございますけれども、自動車の機能を有して所有者が確認できた場合にはいいわけでございますけれども、これについては、警告または検挙あるいは違反の——駐車違反として、いわゆるほかに移動すると、あるいは本人がしない場合には代替で移動すると、こういうことで当然反則金はつくわけでございますけれども、それから、その他ということで、この自動車が盗品ということも考えられるわけでございますけれども、この場合には、やはり警察の方の刑事担当課の方でその保管代置を置くと、こういうことでございます。

なお、自動車としての機能を有しているものの中で、所有者が確認できないものがあるわけです。今御質問の中の放置自動車がこれに該当するのではないかと思いますけれども、この場合につきましても、警察の方に届けてありますけれども、当該車両を特定する所有者の追跡調査をやっている、こういう現状でございます。

それから、2としまして、自動車としての機能を有していないものについては、所有者が確認できたものについては放置物件として罰せられます。いわゆる放置物件として警告または検挙する、それから所有者が速やかに撤去する、こういうことでございます。それから遠方の場合には代がえ的に撤去する。なお所有者が確認できないもの、こ

これは乗用車としての機能を有してないわけでございますから、道路管理者がそれぞれ指定業者に処分する方法ができると、こういうことでございます。

いわゆる自動車としての機能を有してない、有していると、こういうことの判断が非常に難しいわけでございますけれども、これらについても警察と道路管理者がいろいろ現場へ行きまして、それで現地を確認してそこで決定すると、こういうことでございます。

これは今の法的な関係で申し上げましたけれども、実際に交通の妨げになっておりますし道路管理の問題もあるわけでございますので、これらについて早急に処理していただくようにさらに上申を強めていきたいと、かように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

3番目の1でございますけれども、共同住宅を建設して、その敷地以外に駐車場をつくる、この規定はどこにあるか、ということでございます。

これは、日野市住みよいまちづくり指導要綱第16条でございます。この16条の規定を短いからちょっと読んでみますと、事業者は開発行為の目的及び規模に応じた駐車場を細則に基づき設置しなければならない、ということで規定しております。さらに、細則の中で、17条でございますけれども、ただいま一ノ瀬議員さんも御質問の中で言われておりましたけれども、普通の住宅につきましては建設戸数の2分の1、それから单身寮の場合、要するにこれはワンルームマンションも含むわけでございますけれども、3室につき1台、1台以上ということで規定をし、現実に指導をしているわけでございます。

この駐車場の設置を敷地内にこの規定どおり設置することが一番望ましいわけでございますけれども、なかなか実際には難しい点もあるわけでございます。これは敷地に住宅を建設する場合、住宅の戸数を少なくすれば駐車台数が確保できるわけでございますけれども、建ぺい率、容積率等もございまして、かなり効率的に土地を使うということになりますと、駐車場のスペースが減るということになるわけでございます。これらの問題につきましては、東京都建築安全条例というのがございまして、共同住宅の出入口にかかるところの、これは避難所の問題でございまして、一定の空地をとらなきゃいけない。それから居室には窓をつくらなきゃいけないというような規定がございまして、その窓をつくる部分の、いわゆる面したところでございまして、これは、この法律の中では窓先空地というのがございまして、これも避難等の、いわゆる安全を図るためにそういう空地を確保する。いわゆる、そういう安全条例の中で避難等の空地をきちんととらなきゃいけないということもございまして、この条例を犯して駐車場

を設置するという事は、まず不可能なわけでございます。

そんなような背景もございますので、建物の建設地の敷地内にこの設置を完全に義務づけなかったということでございます。

それから、この駐車場の問題につきましては、ただいま建設部長からもお話がございましたように、道路交通法の問題それから自動車の保管場所の確保等に関する法律、この法律をきちんと車を持っている方が守っていただければ迷惑が出てこないわけでございます。この法律で規定をされているところを、この住みよいまちづくりの指導要綱でさらにフォローをしていると、そういう法的な体系になっているわけでございます。

いろいろあるわけでございますけれども、今後、この指導要綱を中心にいたしまして、私ども指導するわけでございます。十分実効性のあるような方法も検討もしてみたいというふうに考えております。

それから、ちょっと前後いたしましたけれども、この確保の状況をどうしているかということに若干触れておきたいと思っておりますけれども、敷地内に確保できない場合には、誓約書を取りまして、どこの場所に何台確保するというところでやっております。で、このアパート等開発行為が完成したときには、私ども全部現地に行きまして確認をしております。そこまでの段階はきちんとしているわけでございます。後は設置者のモラルの問題になるわけでございますけれども、その後のフォローについても有効な手当てがあれば何か考えていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 第4点目の市役所の駐車場の現状でございますが、現在、市役所の駐車場といたしまして分散でございますが、6ヵ所ございます。台数にいたしましてトータルいたしまして213台ということで、現在、来客用でそれぞれお困りになったとか、そういう話はありませんが、ただ、少し遠い場所に置かないで近い所に置くというようなことで路上にあったり、あるいはこの地下の駐車場でも、置く場所でなく、通路に置くとかいうようなことがありますので、これらについては係が行きまして説明して、そして少し離れた場所ですけれども、お願いしているというような状況でございます。

それで、2点目の市民会館との関係でございますが、市民会館を想定いたしまして、市民会館が落成しましたその前の時点で駐車場の確保を借用いたしました数字で、これが213台でございます。そして市民会館には当然バス、そうしたものも乗り入れてくる可能性があり、現実には学校の音楽祭とか、そういったときには学校での借り上げでバ

スが来ているというようなときには、これは家庭科学の所でございますが、そこにバスを入れるように11台分をとっております。現状で、この間もやりましたけれど、全部が全部そこにとまるということでチャーターしてありますので、バス会社がそれをすぐほかの所に移転をするということで、また終わり次第戻ってくるというようなことで、十分これは間に合ったというような経過でございます。

それから、市民会館で特に成人式、大きな行事でございますが、これらにつきましての駐車場の確保ということで迷惑をかけてはいけないというようなことから、その日は祝日でありますので、市役所の職員の駐車場を一時お願いいたしまして、そして駐車してもらおうというような緊急なことが年に一、二度、大きなイベントの場合にあります。そういう状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（岩沢代吉君） それでは、4点目の3につきまして、病院の駐車場につきまして御説明いたします。

現状といたしましては、御承知のとおり病院の南側の駐車場、これに46台の駐車ができますが、大体、外来者用というふうなことで使われております。また、現在、病院の北側に、これは個人の私有地でございますけれども、ここが現在駐車場になっておりまして、市民の個人経営、個人との契約の中で駐車しているわけでございますけれども、この辺につきまして、現在、小金井の方が所有しておりますので何とか3分の1程度、現在、総面積といたしましても約900平米あるようでございますので、260平米か若干ふえるくらいの面積を何とか譲っていただけないかと、こういうふうなことで現在交渉中でございます。

病院の駐車場の現状といたしましては、以上のようでございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございます。繰り返しますが、市内あちこちの市道に足かけ2年も自動車が放置されている。警察は何もしない。それを知っていながら市も何の手だても講じなかった。これは事実であります。市道の管理者として警察に強く要請するか、それでもだめならみずから対処することをやるべきだったと思います。これについて市長はどう考えるかをお聞きしたいと思います。

次に、開発行為の駐車場についてであります。

先ほどの私の質問で述べました地価高騰の影響であります。緑豊かな静観な住宅地の中に高層マンションがやたらと実現しようとしています。近隣の市民は大変迷惑して

います。決して広くはない我が家ではあるが、静かな住宅地の中にあることからこそ誇りであり大きな財産であった。それがマンションによって財産が半減されてしまうのです。近隣者にとっては大きなショックは当然であります。

このような開発行為によって、良好な現在の環境を壊させないことを目的としたのが住みよいまちづくり指導要綱であると思います。駐車場について、この要綱は有名無実になることは大きな問題であると思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、放置自動車の問題と開発行為駐車場指導要綱の問題二つを市長にお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市が管理する公道に車が長期間放置されてあるというのが確かに何台かあるわけでありまして、このことについて内部的な論議を一度もしなかったわけではありませんが、的確な対応をしかねていると、こういう状況がございます。

私の考えでは、考えというよりも感じでは、明らかに違法投棄の状況でございますので、そういう観点から処理をして差し支えないのではないかと考えております。迷惑をなくするという方が行政の手腕でなければいけないと思いますので、そのような考え方で処理をいたしたいと考えております。

それから、もう一つのちょっと、ちょっと要点を——中高層住宅に伴いまして、所定の駐車場の設置を指導要綱では義務づけております。それがしり抜けになっているのではないかという指摘だと思うのでありますが、その指導要綱の精神を貫いてやっていかなければ、また市民の不信を買うということになると思いますので、具体的にそのようなのが見つければ、その情報を確かめ指導するということで処理したいと思います。

大抵要綱を、協定を結ぶ際には、場所がなければごく近くに借り上げ駐車場を設置しますというふうなことが、抜け道ではないと思うんですが、そのときにはそうだったと思うんですが、もし抜け道になっておるとすれば、もっと的確な指導をしなければならぬ、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

残された二つの質問は12月定例会にさせていただくことにいたしまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって16の2、市道への駐車、駐車場について問うの質

問を終わります。

次に16の3、表彰条例の再検討を考えよ、16の4、農業共済事業を一部事務組合で充実させよの通告質問者、一ノ瀬 隆君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問17の1、水道飲料水の安全性について（地下水及び水道管の安全性について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（宮沢清子君） こんにちは。通告に従いまして、水道飲料水の安全性について（地下水及び水道管の安全性について）一般質問をさせていただきます。

この夏、日本列島は連日猛暑が続き、首都圏を中心に大渇水が起りましたが、飽水時代とも言われる現在の都市文明のあり方を再考する時期が来ているのではないかと考えられます。生命の源と言われている水を守るために、水の日——8月1日が設定されておりますが、急速に進んだ生活環境の変化は、一見透明な私たちの生活水にも大きな影響を及ぼしております。

昭和32年に水道法が制定されましたが、水道法第1条では、清浄、豊富、低廉な水確保のための努力をすべきである、とうたわれております。また、水道とは、水道法第3条第1項によりますと、水道とは、導管及びそのほかの工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を言う、ただし、臨時に施設されたものを除く、と定義されています。さらに、現在、飲料水は、水道法第4条では、水質基準によって26項目の水検査が義務づけられておりますが、日本では水道の普及率が高く、水といえば92%から93%くらいまでが水道水が飲まれております。

私たちが体内に取り入れる水分としては、飲料水と食物の中に含まれている水分の二つです。大体、飲料水としては1,450グラム、食物の中に含まれている水分としては800グラムとされています。このほか、体内では栄養素が酸化されて生じる水が350グラムほどあります。私たちは健康を維持するために、大体1日2,600グラムの水分をとっておるそうです。病気で食事がとれない場合でも、一番先に補給するのは水です。これは自然の要求でもあると思います。また、植物の種子や球根が太陽光線に当たらなくても、水を散水することによってある程度まで発芽成長していきます。このように水は生命の維持になくてはならない要素です。

この大切な水、特に水道飲料水の安全性について数点お伺いさせていただきます。

質問の第1点といたしまして、公明党が62年6月5日、参議院の決算委員会で刈田貞

子議員が、水道管の内側が発がん性物質を含むエポキシ樹脂でコーティングされていることを述べ話題になりました。一方、浄水場の近くで使われる大型管の内部が、究極の発がん物質とも言われているコールタールで塗られていることがJOF——日本子孫基金会の調査でもわかりました。

JOFの指摘によりますと、あのどろっとしたコールタールは人類が初めて人工的に動物にがんを発生させるために使った物質だと言われております。そのコールタールが飲料水の配管の内側に使われているとのこと。しかも浄水場近くの大型管にコールタールを塗ることがJIS規格で決められています。

このように、現在いろいろと危惧されておりますが、水道管がコールタール等で内面塗装された配水管は、水道飲料水として適しておるのでしょうか、お伺いをいたします。

また、日野市の状況をあわせて教えていただきたいと思いますが、どのような所に使用されておりますか、使用されている場所をどこか特定できますでしょうか。

さらに、水道管の耐用年数はどのくらいなのでしょう。

7月の21日、私どもが居住しております高幡台団地、百草団地と、程久保地域の一部に、夜、水道が断水いたしました。原因についても教えていただきたいと思っております。給水された後に赤水が深夜まで出ており、お風呂にも入ることができませんでした。こういった点も、このようなことに含まれているのでしょうか。私も心配で遅くまで起きて、推移を見守っておりましたが、管の中のさびが原因とすると、今後、管の中のクリーニングはどのくらいのめどに清掃され、対応されていくのでしょうか。

次に、三井、鹿島、電建等の5団地の地域の専用水道が公共水道に切りかえられますが、水道管の設置は安全でしょうか、お伺いいたします。

第2点目の質問といたしまして、発がん物質の石綿が全国の小、中学校及び高校と国立大学等の公共建築物に多く使われており、その危険性が明らかにされ、教育界で、このたび大きな問題になりましたが、石綿による発がん性が建築工事等で問題にされておりますでしょうか、水道水は大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

第3点目の質問といたしまして、東京都では、節水対策として節水ごまの取り付けをPRして、希望者には無料で配布いたしました。今後の節水対策についてお聞きいたします。

私たちは、ともすると日ごろ、蛇口をひねりさえすれば出てくるきれいな水を、ごく当たり前のことと思っておりますが、水は私たちにとって欠かすことのできない大切なものです。日ごろ何気なく使っている水道は、長い歴史と多くの人々の努力によっ

て築かれてまいりました。これからもふえ続けるでありましょう水需要に対して、水資源は有限であり、その開発はますます困難化しておることは周知の事実であります。この限りある資源を有効に利用するためには、水の出しっ放しをやめたり、節水ごまを取りつける等により、水のむだ遣いを慎むことが必要でしょう。

また、このような量と同様に、質も問題です。飲み水の水源として大切な川をきれいに保ち、汚さないようにする等々の日常的な努力も、また今後の水の確保のためには重要なことだと言えましょう。量と質の両面での私たち一人ひとりの認識は、ことのように水不足が心配される時期ばかりではなく、常に心がけなければならない大切なことだと感じます。

当市も7月1日付、7月15日付、8月1日付の広報ひので節水問題について掲載をいたし、広く市民への対策とその協力を促しておりましたが、特に8月1日付では、節水作戦具体例として絵図等を提示されており、大変わかりやすく印象に残っております。

私も、この夏休み、子供たちと東京都水道記念館に行つてまいりました。淀橋浄水場が東村山へ移転した跡地に、昭和59年、東京における近代水道発祥の地を記念してオープンいたしました。ここには江戸時代からの水道の歩みとして、水が水源から利用者に届くまでの行程、きれいな水がつくられる過程等が第1展示室、第2展示室に分類されております。ほかに資料閲覧室もありました。水にかかわりのある資料が、小学生向けから一般向けまで各種取りそろえてあります。親子で楽しく読んだり、見たりいたしました。子供も大人もみんなで、ことのように水不足が心配される時期ばかりではなく、常に心がけなければならない大切なことだと感じました。

この夏は異常な空梅雨で、東京の水の4分の3を支える利根川水系の6ダムの貯水量が底をつきかけたため、都は、6月22日、10%の制限給水を実施、さらに7月4日、水需要の悪化に伴い、15年ぶりに15%の第2次制限給水に踏み切りました。また7月3日には、積極的な節水対策を推進するため、都知事を本部長とする渇水対策本部も設置いたしました。人口や産業が集中している大都市東京の水の消費量は膨大であり、一方、ダムの建設など、水資源の開発には限りがありますので、限りある水を有効に利用していくことが急務であると言えるのではないのでしょうか。

100年に一度の異常少雨だったと言われた昭和53年の福岡県の大渇水は、我が国渇水史上まれに見るスケールの大きさであったことは周知のとおりであります。市が給水する40万世帯のうち5万世帯が一日じゅう完全断水する惨状さえ起こりました。赤ちゃんのおむつが洗えず、水疎開する主婦が続出し、給水車からの水運びだけでは老人家庭や

共働き夫婦、障害者世帯がくたくたに疲れる生活が1年近くも続いたことも聞き及んでおります。テレビ等を見て記憶に残っていらっしゃる方もおられることと存じます。

福岡市では、昭和53年のこの渇水を教訓といたしまして、市民が先頭に立って節水都市づくりに参画をいたしました。そして二つの目標を立てられました。1、水の安定供給の確保、2、節水型都市づくりを目標に取り組むことを決めました。さらには、節水型水利用に関する措置要綱（節水都市づくり要綱）を制定いたしました。柱は、1、家庭への節水機器の普及、2、ビルや学校の雑用、水施設の推進（排水を浄化して再利用する）、3、コンピューターによる全市の配水集中管理、の3本の柱でありました。

節水型都市づくりといたしましては、1、節水ごまの普及率は全市で92%、これで1日7,000世帯分の水を浮かせたそうです。2、節水トイレ、12から13リットルの水を使う浪費型から、10リットル以下の節水型を市が進めています。4、配水管理センター、不公平給水や水圧の上げ過ぎによる水漏れを防ぐため、コンピューターによる配水の遠隔操作と流量調査を行い、水漏れを1日1万トン減らしました。1トンは大体ドラム管5本が程度のようにございます。5、中水道、新設ビルに下水処理の再利用施設をつけるようにも推進されました。このほか、大学、ホテル、デパート、オフィスなどへの節水計画書を義務づけるなど、節水副読本の小学校教材への採用、節水の日の制定など、市民の節水への協力と努力は涙ぐましいものがあつたようです。

62年8月25日、東京都知事は、都の給水制限が全面解除された同日の記者会見で、節水型都市づくりを今後進めていくために、学識経験者による懇談会を設置する方針を明らかにされております。都市機能が今後ますます東京に集中して、水需要の増大が予想されることでしょう。特にインテリジェントビルの出現を初め、都市機能がハイテク化しており、コンピューター機器の空調に必要な水確保が新たな課題になることでしょう。

日野市におかれましても、今後、節水型都市への積極策といたしまして、仮称節水都市づくり要綱等を設置されるようなお考えをお持ちであるか、お伺いいたします。

第4点目の質問といたしまして、水道管からの漏水防止対策について質問をさせていただきます。

都の水道事業は1,152平方キロメートルを対象として、給水配水管の総延長は赤道の半分にあたる2万キロに及ぶと言われておりますが、その3分の1以上が戦前に設置された管で老朽化が目立つとのこと。さらには30年代後半から40年代に設置された末端給水管は、振動で亀裂を生じやすくなつてきているそうです。

都水道局の統計によりますと、地盤沈下や大型ダンプの重さなどに耐えられず、破損

する水道管は年間約5万ヵ所で、そのうち9割は末端の給水管で、漏水量は1日約62万リットルに上り、年間では2億6,000万トンになります。

このような実態の中で、東京都は5年前から漏水キャンペーンに取りかかり、探知装置の活用で年間約20万トンのむだ遣いを防いでおります。夜間、道路の上に漏水発見機を当てて漏水音を探知している姿を見かけたことはございますが、深夜、人知れず行われる作業によって、漏水率は約13%に抑えることができるそうです。

節水型都市は、このような地道な努力によって一步一步築かれていくことでしょうが、東京都では、最大の節水は漏水防止だとして、都内450万世帯への給水配管をすべて鉛からステンレスにかえる方針を決めており、2,000億円を投じて10年がかりの大プランを立てられました。世界初の試みとして注目もされております。また、漏水を完全に防げばダム1個分を建設される効果があると見ております。

日野市におかれましても、探知装置の活用をされておることと思いますが、行政側の行う調査と使用者の行う範囲と二つに分けられると思われませんが、どのような方法で漏水対策に対応されておるのでしょうか、お伺いいたします。

第5点目の質問といたしまして、治水装置による雨水の利用についてお伺いいたします。

朝日新聞の天声人語の中で、雨水の利用について述べられておりました。東京の図書館、学校、老人福祉センターの雨水利用や、江東区や墨田区に建設をされた公共の施設をつくる際には雨水利用を原則にしていることを義務づけております。町田市の小川高校では1年間に使ったトイレの水の65%——7,600トンが雨水を利用され、水道料金に換算されると260万円に相当するという例が挙げられております。上流につくるダムの数を抑えて、雨水利用という無数の小型ダムを都市につくることに本腰を据えるべきではないかという適切な文章で締めくくられておりました。

また、毎日新聞では、埼玉県草加市の治水装置に関する状況を掲載してありましたが、総合治水対策に基づく雨水の抑制対策の一環として、60年4月から雨水貯留システムを採用しております。これまでに市立コミュニティーセンターに2ヵ所と草加スポーツ健康都市記念体育館と市立健康保健センター等に設置されたとのこと。貯留システムは、屋根や駐車場に降った雨水が一度に排水口から一般河川に流れ込むと洪水のおそれがあるため、徐々に流す装置で、ふだんは自動給水装置でくみ上げ、トイレの洗浄水や植木等への散水用資源として活用しております。

日野市におかれましても、雨水利用の例がありましたら教えていただきたいと思いま

す。

また、今後、市庁舎など公共施設への設置を初め、市営住宅の建てかえどきや遺跡調査をしているあの跡地の落川の都営住宅建設予定のとき等、また公団住宅が建設されるとき等々に、高層建築に関しては行政の中で推進していただければと思いますが、御見解をお伺いたします。

以上、御答弁のほどよろしく願いたします。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君） まず、お答えする前に一言お礼を申し上げたいと思います。

水不足のため、6月の16日から制限給水に入りまして、8月の25日に制限給水が全面的に解除になりました。その間、節水に御協力をしていただきましたことを、この席をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、質問の1番の方から、コールタールの内面塗装について飲料水に適しているかどうかという点と、それから日野市の現状、それから設置の場所、これらを踏まえましてお答えをしたいと思います。

まず、1番の従来の配水管は鋼管とか铸铁管を利用しておりましたけれど、これはほとんど内面がコールタール塗装で行ったものでございます。これは、なぜこういうものをやったかということでございますけれども、水道管内には消毒は塩素で行っているわけでございますから、非常にさびが起きやすいというようなことが一つあるわけでございます。そういうものを防ぐために内面をコールタールで塗装しているということでございます。

このコールタール管、内面管は非常にさびのこぶとか、そういうものがつきやすくて通水能力を非常に低下しているということで、維持管理上、非常に問題になっているわけでございます。また使用者に対しても大きく支障を来しているというふうな現実でございます。

現在は、これにかわるものでダクタイル铸铁管というものを使用しているわけでございます。これも一つはさび防止のための塗装でございます。そのほかには、ライニング管のほかにはエポキシで塗装しているという管もございます。こういう二つの管が現在使用されているということでございます。

それでは、日野市ではどうかと、現状でございます。日野市の場合は昭和34年から46年ごろにかけて、この内面塗装のコールタール管を使用してきております。どういう所へ使用したかということをお説明いたしますと、まず都道でございます。

都道はほとんどこの鑄鉄管の塗装管を使用しております。それから、鋼管については、河川とか水路、添架する場合に鋼管を使っています。それからJRの線の高架の横断、こういう所に鋼管を使用しております。

これが日野市の全敷設延長から比較してどのくらいあるかということをお申し上げますと、日野市の配水管、要するに導水管、送水管、配水管を含めました総延長は33万6,111メートルでございます。これは、親切に説明いたしますと、JRの上野の駅から新潟の駅まで、これだけの管の距離が日野市内の至るところに敷設されているということでございます。その中で先ほど申しましたコールタールの塗装管は、率にしますと約2%弱でございます。これだけのものが敷設されているということでございます。

それから、これの改修といたしまして更生工事という工事をやっているわけでございます。更生工事とは何かと言いますと、簡単に申しますと、我々、以前お風呂でまきをたいて煙突がすすでたまります。そのときに針金のついた羽の生えたやつで上からこうやってすすを取ります。ああいう原理と同じなんですけれど、管の中に機械でそれを挿入いたしまして、内面のそういう鉄さびを、こぶ等を除去するということです。それで、その後、管を空にした中で内面をビニール系統の塗装を機械によって吹きつけてやる。その管の寿命を長くする、また、先ほど申したような、さびを発生させないようにする。というような形で今更生をしているわけです。これを更生工事というわけでございます。こういうもので、今、都道とか、そういう所に入っている管については、逐次工事をやっているということが現状でございます。

これを飲料水に適しているかどうかという問題でございますけれども、水道水の場合は毎日末端で残留塩素の測定をしているわけです。この残留塩素の測定の中でそういう結果が出ていると、当然そこでわかるわけでございます。そういうところでも異常は認められておりません。それから、なおかつ月に1回、先ほど御質問ございました26項目の水質検査をやっているわけでございます。そういう関係からいって、今のところではそういう異常が出ておりませんので、どうかひとつ御安心して水道を使っていたきたいと思っております。

それから、2点目の三沢配水場の断水の件ということでございます。

そのときに赤水が出たということでございますけれども、この断水の内容をちょっと御説明いたしますと、三沢の配水場に200トンの高架水槽があるわけでございます。この高架水槽は百草、高幡台団地の方に給水する塔でございます。水圧にいたしますと約、そこから出てくる水圧が4キロぐらいの水圧を保つために高架水槽をつくっているわけ

でございますが、高架水槽に上げる用水ポンプの電気系統が故障して断水をしたということでございます。断水の時間は1時間足らずであったということですが、たまたま使用時でございましたもので、急遽程久保給水系統に給水をかえまして、そちらから送ったために、今まで流れてるより逆に管を流したために若干の濁り水が出たということでございます。

この、そちらに敷設された管ももうすでに20年を経過しておりますから、大体20年経過になりますと、先ほど申したようなそういうさび状態が相当付着しているという管が多いと思うんです。そういう中で通水したために赤水が出たということですが、職員の努力によりまして、朝方までには完全に赤水を取ったというようなことも聞いております。

それから、この質問の中に、そういうためにライニングをするのかどうかというような御質問でございます。

ライニングもことし、三沢系統、配水場系統をライニングする予定でございます。これも、方法は先ほど言ったように、煙突掃除と同じようにブラシ的の物で、金の物で管の中をクリーニングするということでございます。

それから、三井団地の敷設のされているのは安全かどうかということでございますが、御存じのように、ことしの4月1日から都水道に切りかわったわけでございます。そちらの方の管については、5団地で総延長にいたしますと1万9,336メートル敷設されているわけでございます。まだ全部が道路内に敷設されておりませんで、それを含まれますと、これから敷設する部分が3,180メートル、こういう工事が今後やるわけでございますが、安全性については、先ほどの1番でお答えしたように水質検査もやっております、異常が出てないということを御報告しておきます。

それから、次の石綿管の発がん性の問題でございます。

これも行政報告の中でもいろいろと御質問がございましたけれど、この問題にちょっとお答えいたしますと、石綿の健康影響の中には、空気の中から吸収する方法、これは肺がん、それからアスベスト肺などによる危険性もあるということを言われているわけでございます。石綿の健康の影響には、肺に入る場合と胃に入る場合と二つあるわけです。我々の方については、問題にするのは胃に入る方の問題でございますけれども、これらの詳しいデータがこれまでまだ得られてないわけでございます。WHO——世界保健機関なんかにおかれましても、こういう物が含まれているということは考えられないというようなこともデータとして出てきております。

それで、この石綿管については特に申し上げておきたいのは、溶解性というのは非常にないわけです。溶けて出るというようなことがございませんもので、ひとつ御安心していただいて、水道の方、またお使いになっていただきたいと思います。

それで、今我々の方で、これは参考までにお話ししておきますけれど、石綿管というのは簡単に申しますと、ヒューム管の場合は鉄筋が入っておりますけれど、石綿管の場合はそういうコンクリート管の中に、鉄筋のかわりにアスベストを入れているというようなことでございまして、34年ごろに铸铁管のないころに、非常にコストが安いということで、水道の普及率を上げるという意味で敷設された経緯があるわけでございます。

こういう敷設された物は、どこにデメリットがあるかと申し上げますと、非常に今日の重量車両なんかの過重がかかった場合に折れやすいという点が一つあります。それから、水圧を極端に上げた場合の内圧によって管が切れるという事故が非常に全国的にも石綿管は多いというようなことでございまして、我々も維持管理していく中では、この石綿管を永久的に使っていくということには問題があるだろうということで、日野市の場合は55年からこれの敷設がえの工事をやっております。すでにもう2万5,000メートルぐらいの敷設がえをしております。

それから、現在じゃあ石綿管がどのくらいあるかということをちょっと申し上げますと、先ほど総延長33万6,111メートルございましたうちに、石綿管は11万660メートルでございます。率にしますと33%です。これだけのものがまだ敷設されているということでございます。これも年次計画を立てまして、こういう石綿管の敷設がえをしていきたいということで、今努力中でございます。

それから、次に節水対策でございます。

先ほども議員さんからもお話がございましたけれど、特に市の方で、これは身近な問題になりますけれど、ぜひお願いしていきたいということが3点ばかりございます。

まず、その1点は、これは本当にだれでもできることでございますけれども、歯を磨く場合、普通は蛇口を開けてそのまま歯を磨いている間、出しっ放しであるというようなことでございます。これが30秒たちますと6リッターの水が出ちゃうわけでございます。そこでコップで水をくんでいただくと3杯の水で歯が磨けるわけです。その3杯の水が0.6リッターということでございます。ここでさえも5.4リッターの節水ができるということでございます。ぜひ、こういうのはだれでもできることでございますから、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、車を乗っている方はよくうちで水道管にホースをつけて、車を洗って

おります。この場合なんかでもほとんどは出しっ放しでやっているわけですけど、1台の車を洗った場合に240リッターという水を使うわけでございます。ここもバケツに水をくんでいただいてやりますと30リッターぐらいで車が1台洗えるということでございます。これも210リッターの節水ができるということでございます。

それから、その他の方ですけど、お風呂の水を利用していただいて、洗濯とか、それから庭に水をまくとかいうものは、お風呂の水を使っただけであれば90リッターぐらいの節水ができると思います。

特に、これはだれしも気がつかない問題が一つあるんですけど、参考までにお話ししておきますと、女性のトイレの使用の問題でございます。女性の方というのは非常に音には敏感でございます。それで、これは全国的なデータの中から申し上げますと、女性は3回ぐらい使用するというようなことでございますけれど、こういう面においても、今開発された音の出る、こういうオルゴールみたいのがトイレにつけるようなのがございます。そういう物をつけていただいて、使用のときに1回だけお使いになっていただければ相当節水ができるということをお答えしておきます。

それから、次に節水型の都市の要綱作成するあれがあるかどうかということでございますけれども、これは日野市の水道も東京都の水道の一員でございますもので、東京都の方とよく相談して検討していきたいと思っております。

それから、漏水調査についてどうなのかということでございますけれど、日野市の場合も昭和56年から漏水調査を行っております。これは距離にいたしますと大体1年に6万メーター、もう既に56年から61年度で36万メーター、これは枝管まで入れましてやっております。

この中でどういう調査をするかと申しますと、もちろん御質問者の中でもお話がありましたように、夜間、これを専門にやまして、配水本管の漏水と、それから家庭に引込んである取出管ですね、この調査をやるわけでございます。大体、今までの過去のあれからいたしますと、1年に1回そういう調査をしたときに大体88件、90件近い漏水の結果が出てきてます、件数が。で、特に取出管が非常に多いということでございまして、日野市ももうステンレス管に、鉛管からステンレス管にかえて今現在やっております。そういうふうな、発見したのものについては逐次修理をしております。それで有水率を高めているというのが現状でございます。

それから、雨水利用については、私の方は水道を使っただく立場でございますもので、ほかの機関の方でお答えしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君） ありがとうございます。ちょっとまた再質問というか、お伺いさせていただきますけれど、ただいまの御答弁の中で、コールタールの塗装を行っていたものが34年から46年ごろ使用されていて、新しい管の切りかえという問題は、いつごろから行うようになったのでしょうか。

それから、順次更生工事を行っていると言われておりますが、これも何年度から実施されるようになっておりますでしょうか。その順次更生工事を行っている旨の御答弁をいただいたわけなんですけれども、そういった1年でどのくらいの割合で更生工事を行い、年次計画を立てられて、いつごろこれが完了して、そして残りのわずか2%弱でありますけれども、安心をして給水をしていただくというか、使用できるという、そういった面での方向づけというのが、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、もう1点、石綿による発がん性の部分の水道水の件なんですけれども、これも、やはり石綿管を年次計画によって行っていると言われておりますけれども、やはり、いつごろから着工されて、また、これが完了される時期という、めどでしょうか、そういったものを教えていただきたいと思います。そういった中で安心して対応していけるんだなという考えに立っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、節水対策についての仮称節水都市づくり要綱の設置提案ですけれども、この件に関しましては、今後また研究課題として十分検討していただき、東京都ともお話し合いの中から前向きに対応していただければ大変ありがたく思いますので、よろしく願いいたします。

第5点目の御見解が部が違うということでしたが、該当するところがございましたら御見解をお伺いしたいと同時に、もし、この点について最後に市長さんが何かお考えであれば、そのお考えというか、御見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君） お答えします。

更生工事の年度計画からお答えいたしたいと思います。

更生工事の必要とする延長は1万90メートルでございます。この更生工事は61年度から始めてきております。更生工事の中で敷設がえをするということもございますもので、まず更生工事だけを対象とするものは、総延長にいたしますと5,710メートルでございます。既に61年度から始めまして、62年度も450メートルやる予定でございます。それ

から63年度以降について、これは更生工事をやる場合でも管を切断するというような形で、都道道路管理者の問題がございますもので、一応63年度以降はそういう道路管理者の舗装とか、そういう規制がかかっているところもございますから、管理者の方と打ち合わせながら年度を消化していくという考えでございます。

それから、石綿管の方でございますけれども、石綿管については、全体でいきますと先ほど申したように11万660メートルでございます。もう既に57年度から始めておりまして、一応65年度ぐらいまでの間に目鼻をつけていきたい、という今計画でおります。

あと1点はよろしいですか――。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 都市と水資源と申しましょうか、給水関係のことで質問をいただいたわけでありましたが、たまたま、ことしは異例の水不足の心配がございまして、途中ある期間、水道の節水を市民にお願いをしたという経過がございました。

大まかに総括いたしますと、約5万7,000トンの水が節水期間中に、昨年の使用量に比して少なく済んだと、こういうことであつたそうです。これは、大きくは学校プールの使用を制限したというようなことも影響しておると思うわけでありましたが、ごく大まかに言えば、日野市民の一世帯が約1トンの水を節約をしたと、こういうことになるようでございます。

そこで、水も、日本の国土は水には非常に恵まれておる、つまり熱帯性モンスーン地帯に位置している関係で雨水が非常に多いと、雨水が、雨が多いと、雨量が多いということで、水には恵まれておるわけでありましたが、地形が山脈から急に平野の部分が少なく海に近いというような関係で貯水能力が少ない、つまりせっきくの雨水を資源的に見れば大部分海に戻っていると、こういう循環の中の一部分を生活用水あるいは工業用水、かんがい用水、それらに利用しておるわけでありまして、したがって、なるべくその水を陸地に残すような、そういう水の利用の仕方が重要だということが言われております。つまり貯水能力を高め、あるいは雨を一度に川に流さない。何かその間の使い方を考えるべきであると、つまり資源として考える面と、それから環境の、水環境ということで考える新しい考え方がだんだんと検討されつつあると、こういうことだと思います。

確かに水は貴重な資源であることは間違いありませんので、なるべく価値高く使っていくということが重要だと思っております。

さればといつても、その水の恩恵をまた古くからは湯水のごとく使うというふうにならわしとなっておりますので、サービスをする行政側としては余り水に不自由をかけな

い、こういうことが大きな施策になっております。

したがって、両面を考えながら市民の方々の水に対する理解、あるいは大きく言えば土の中になるべく水を蓄えるといいでしょうか、河川の水を長く保水できるように使うといいでしょうか、そういう考え方が水利あるいは治水、その上に環境的な要素として考えが進みつつある、このように思っておりますので、水に恵まれた日野市の地域でございませうから、水に対します人と生活との配慮を十分考えながら不自由もせず、またむだにもせずというところを求めていくべきだろうと、このように思っております。

そのようなことを感じた次第でございます。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君） 治水装置を計画するようなお考えはお持ちでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 水に関心の高い方々の御意見を聞きますと、降った雨、つまり屋根から水を、あれですね、いきなり道路側溝等に流さないで、自家貯留といいましょうか、宅地の中に貯留をして、それを中間水道というような形でトイレ等の水に充てるということももちろん可能でありますし、この庁舎がちょうど中水道といいましょうか、一度使った水を再浄化して循環をしながら使っていると、これはトイレ等の水に使っておると、こういう設計はございます。

その設計、雨水利用の設計をして、プラス・マイナスといいましょうか、経費が結局、節した水の水道代といいますか、水代になお届かない、届かないといいますか、節水をして雨水を利用しても、装置のために金が余計かかるということで普及をちょっとしかねておるわけでありませうけれど、それらの普及はこれからの資材の研究などによって、ある程度可能になるんじゃないか、このように言われておることを承知しております。

以上のようなことをお答えをして、都市と水との関係あるいは生活と水との関係を考えていきたいと思ひます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君） ありがとうございます。

研究課題ということで御答弁いただきましたので、今後に期待をしたいと思います。

日野市はコールタールの塗装によって使われている管は2%弱ということでありませうが、利根川から来るもと自体が問題になってくると思ひますし、また、いろいろとそういう中から発生してくる課題というものも今後出てくると思ひますので、近隣としての

働きかけをすると同時に一層の努力を期待して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって17の1、水道飲料水の安全性について（地下水及び水道管の安全性について）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時37分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、学習指導要領に基づく国歌・君が代は音楽の授業の中でどのように指導、実施されているのか問うの通告質問者、高橋 徹君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（高橋 徹君） 私は日野に生まれまして、また、この日本国に育ちまして、この日本人としての自覚を持って質問をさせていただきます。

毎年夏休みを迎えますと、小学生の楽しみの一つにキャンプがあります。日野市内におかれましても各多くの団体が社会教育の一環としてそのキャンプを実施をいたしております。ことしの夏、東京の奥多摩、緑と清流がしっとりと自然とともに残されております奥座敷奥多摩において、日野市内の小学生並びに外国の小学生を対象としたキャンプが行われました。三十数名の中学生や高校生もボランティアとして参加をいたしました。私も参加をした一人であります。

そのとき、キャンプが始まるに当たりまして、子供たちははやる心を抑えながらも開会式を楽しみに待っておりました。始めに国歌・君が代の演奏とともに国旗が掲揚され、澄んだ空気の中に日の丸が風に揺れ、私自身大変にすがすがしい思いをいたしましたわけでございます。

そのとき、国歌・君が代を斉唱していた子供を私は見受けました。自由時間となりました仲よくなった子供たち数人に、君たちは学校で君が代という国の歌を習ったことがありますかということを探ねてみました。けれども、ほとんどの子供が一度も習ったことがないというような答えだった。私は、彼らが学校でそろって指導を受けたことを忘れてられるのか、あるいはまた実際に一度も指導を受けていないのか、どちらかであ

ると思ったわけであります。子供たちは、そのときみんな異句同音に学校で君が代を教
えてほしいと、そのようなことも申してました。これでは、現在、日野の教育行政全般
について疑問を持たざるを得ないわけであります。

さて、小学校の学習指導要領に基づきますと、学校においては、児童の人間として調
和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階と特性を十分考
慮し、適切な教育課程を編成するものとする。各教科及び特別活動においても、それぞ
れの特質に応ずる適切な指導を行わなければならない、とされており。さらには、
これらの目標や内容の趣旨を逸脱しないもの、となっております。

私は、このようなこととあわせ、余りイデオロギーにとらわれずに教育上の観点から
質問をさせていただきます。

一つ目としまして、国歌・君が代は小学校の音楽の時間にどのように組み入れられて
いるのか。日野市内20の小学校中、正式に音楽の時間に国歌・君が代を指導している学
校は何校か。また、もししてない学校があるとすれば具体的な校名を挙げ、今後の指導
徹底をどのようにされていくのか、具体的にお示しを願いたいと思います。

そして、さらに二点目としまして、音楽の先生も一教師でありますので、異動があろ
うかと思えます。そういった異動の状況についてもお答えをいただきたいと思えます。

以上、2点について最初お尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

今、高橋議員さんの方から御質問のありました君が代の問題でございますけれど、小
学校の学習指導要領、この中で、先ほど御質問の中にもございましたように、児童の発
達段階に応じて授業の中で取り扱おうと、こういうように規定されております。この児童
の発達段階に応じてということになりますと、例えば小学校一、二年生、低学年では先
生の指導並びに伴奏に従って歌えるようにする。三、四年になりますと音符を見ながら
歌えるようになる。五、六年生では歌詞の意味を理解して歌えるようになる。こうい
うようなそれぞれの児童生徒の発達段階に応じて指導をすると、こういうようになってお
ります。

その指導をする時期の問題でございますけれど、これは今、日野市で使っております
小学校の音楽の教科書も、その他の出版社で出しております教科書も大体最後のページ、
一番末尾に君が代を一応音楽の教科書の中に取り入れているということは、卒業式との
関連において3月段階で指導をしていく。指導の手順の内容としては、各学年とも卒業

式を間近に控えた3月段階で指導をしていくと、こういうような日程になっております。

そういう状況の中で、日野市ではどの程度の学校で君が代の音楽の授業中での指導が行われているのかという御質問でございますけれど、現在、日野市で、小学校で卒業式に君が代を斉唱している学校というのは8校ございます。それから、あと演奏している学校というのが2校というような状況でございます。それから、8校の斉唱している学校については、卒業式の式次第が職員会議等で決まってくる、この時点が1月から2月の職員会議で卒業式の式次第が決まっておりますので、卒業間際の式次第の中での指導という形での取り扱いをやっている、それが現状でございます。

それから、2番目の音楽の先生も一般の教師と同じように異動の対象になる、このことは現在の東京都の異動要綱に基づいても、新しく先生になった方については6年以内、3年以上6年以内の間で異動の対象になる。それから、それ以上の年限を経ている先生方については、10年という一つの基準を持って異動の対象になりますので、当然、日野地区からよその地区に異動していく先生もありますし、よその地区から日野へ入ってくる先生もあると、このような状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） ありがとうございます。ただいまの答弁の中で、毎年1月から2月にかけて、卒業式の間近に迫ったところでそういうものを決めていかれるということでございます。

そして、さらに日野の20校の中で8校が実施をしている。ということは12校がしてないということだと思います。全国的な平均で見ますと、小学校の卒業式、73%の小学校が国歌・君が代の斉唱ということをやっておるわけですが、指導要綱の中で、よくその学校の運営その他についてはその学校の校長先生にお任せすると、そのようなこともあろうかと思っておりますけれども、それでは、校長先生も当然異動されるわけですが、一つの学校の歴史の中でずっと続けてされている学校もあろうかと思っております。それからまた、今までしてはいなかったけれども、校長先生、また教頭先生、そういう管理職の方がかわられ、いろんな努力によってまた始まったということもあろうかと思っております。

そしてまた、さらには音楽の先生でありますけれども、音楽の先生は恐らく5年生ないし6年生ぐらいの専属と申しますか、音楽のみを教えられる先生でありますけれども、例えば音楽の先生が、私は、そういう国歌・君が代を音楽の——日野市の教育委員会等でまた認定をされた音楽の教科書の中の最後のページに、1年生から6年生まで載って

いるわけですから教えてあげたいんだと、そういう個々の気持ちがあったとします。しかし、またいろんな教えたくても教えられない、そういうようなことがあって、このような徹底した、またこの指導が音楽の授業の中でされないのでしょうか。また、どういう原因があってされないのか、ただ単にされてないのではなく、何か原因がそこにあるんじゃないかと思えますけれども、その点について再質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

学校では、先ほど申し上げました指導要領に準拠いたしまして、教育課程の編成というのは、これは学校が行うものとすると、こういうように明確に明記されておりまして、教育課程の中にどう取り入れていくかということについては、これは学校の裁量の中で行われている。

そういう状況の中で、校長先生がおかわりになると、今までいわゆる卒業式等に君が代や日の丸が取り扱われていなかった学校で行われるようになる、あるいは、その反対の場合もあると、こういうような状況の中で、じゃあどういふ学校が取り扱われていてどういふ学校が取り扱われていないか。日野市の現状から申し上げますと、新しく新設校、新しく学校として誕生した学校では、主に学校の開校当初から扱われている。問題は古くからある学校につきまして、いろいろな状況の変化の中から、君が代が歌われた時期あるいは歌われなくなった時期、再度歌われるようになった時期、そういうものの変遷を繰り返しているということが言えると思います。

それから、音楽の先生自体が教えたくても教えられない雰囲気かどうかというような形で御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、教育課程の中では、主として卒業式を一つの対象にしながら、先ほど申し上げましたように指導しているというような状況があるものですから、学校での卒業式の式次第の中でそれが取り入れられない学校につきましては指導が行われていないと、こういう状況で、音楽の先生の教えたくても教えられない雰囲気なのかどうなのかという問題よりも、学校全体として教育課程の中にどう位置づけて対応しているかということの方が、この問題については先決問題ではないかと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） ありがとうございます。今、最後の答弁をいただきました中で、ちょっと微妙な言い回しであったように記憶いたします。

何年か前に、学校の中でいじめという言葉がマスコミの中でにぎわし、また社会問題

になったわけでありまして、学校の先生の中でもまたいろいろ組合活動をされてない先生もいらっしゃるんじゃないかなと思うわけです。そうしますと、そういうされてない先生は、その組合に対しまして遠慮といいますか、何かそういうものも感じながら指導したくてできない、そのようなことも私はあるのかなというふうに感じるわけです。

ぜひ音楽の先生は、子供たちに日本のすばらしいこの国歌・君が代を教えたいんだという心があるならば、自信を持って私は教えていただきたいと思うわけです。

それで、音楽の時間でありまして、もし一度も教えてない学校があるとしたら、教育長にお尋ねいたしますが、音楽の時間といいますのは週に何時間、学校では行われているのでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

音楽の時間につきましては、小学校では週2時間というような形で指導しております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） 小学校で、これは1年生からだというふうに私は解釈しますと、6年間見てまいりますと恐らく500時間を切るか否かというような、そういう長い時間を小学生は音楽の時間としてそれを受け入れる義務が、義務といいますか、権利もあるわけですが、その中で、もし一度も、1時間も教えていないということ、恐らく先ほどの教育長の答弁の中で、学校の音楽の先生は授業の中で教えております。しかし、そういう式典の中でなかなか行われないうですと。これは非常におかしいと思うわけです。

よく卒業式等ですと5年生と6年生が2学年が出ていられるようでありまして、その5年生と6年生が歌っているのが一般的でありまして、そうしますと、少なくとも2学年——5年生、6年生、この子供たちがぜひ教えてほしい、音楽の時間の中で教えてほしいと、そのように言っておるわけです。教育委員会としましても、校長先生を通じまして、学校への徹底的な指導を行っていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

教育委員会では学習指導要領に基づいた線に基づきまして、この問題については各学校で指導をしていただくようにお話はしております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって18の1、学習指導要領に基づく国歌・君が代は音楽の授業の中でどのように指導、実施されているのか問うの質問を終わります。

一般質問18の2、学校の行事には国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが文部省から指導されているが、実施状況等について問うの通告質問者、高橋 徹君の質問を許します。

○3番（高橋 徹君） 小中学校におきましては、学校の行事の中で最も節目として大事な、また大切な入学式、卒業式があるわけですが、この学校行事に国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが指導要領にも記されております。

昭和60年8月28日付にて、これが一番新しい日付ですけれども、文部省初等中等教育局長から、公立の小中高等学校における特別活動の実施状況に関する調査についてアンケートの取りまとめとあわせ通達が出されております。

内容は、学校行事に入学式及び卒業式において国旗の掲揚や国歌の斉唱を行わない学校があるので、その適切な取り扱いについて徹底すること。以上のようになっておるわけです。

そこで3点につきまして質問をいたします。

1点目として、日野市におきましては、昭和61年度の入学式及び卒業式で国旗を掲揚し国歌を斉唱した小中学校は何校か。

2点目としまして、61年度の卒業式で国旗のみ掲揚した学校は何校あるか。さらに61年度の卒業式で国歌のみ斉唱した学校は何校か。

3点目に、62年度の入学式並びに卒業式で国歌等の斉唱をする学校の予定は何校か。現状で結構でございますので、お願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

文部省の方から、60年の9月に先ほど御指摘のありましたように、文部省の初中局長の名前で、特別教育活動の趣旨徹底についての通達というような形の文書を受け取っております。

この件につきまして、今61年度、日野市の入学式あるいは卒業式に国旗あるいは国歌という形で、各学校がどのように取り扱ってきているかと、61年の入学式につきましては、小学校では国旗関係の問題につきましては19校が日の丸を掲げて入学式当日入学式

を行った。君が代の方の問題につきましては、全く入学式では取り扱われておりません。それから、卒業式はどうかということでございますけれど、卒業式につきましては先ほどもちょっとお話いたしましたけれど、8校の学校が君が代を斉唱し、2校が演奏したということで、残りの10校については、君が代につきましては式次第の中に取り上げられていない。それから国旗の方——日の丸につきましては卒業式の際は全校が掲げているという状況でございます。

62年度につきましても、ほぼ61年度と同じような予定でいるという形の学校からの連絡は受けております。

それから中学校につきましては、入学式、卒業式とも国旗・日の丸の方についてだけ対応しているという状況で、君が代の方につきましては斉唱あるいは演奏、そういう形の対応をとられていないというのが中学校の現状でございます。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） ありがとうございます。それでは、市長と並びに教育長にお尋ねいたしますが、日本という国には国旗と並びに国歌というものがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の存じております知識では、制定をされた、つまり法律で決めたというふうな国歌や国旗の決め方は存在しないというふうに承知しております。慣例的に国歌と言われる君が代、国旗と言われる日の丸、これが象徴的に用いられておるといのが明治以来の歴史だろうと、こう思っております。

質問に対しましては、その程度の知識でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 君が代の問題につきましては、確かに法制化という形の対応は行われておりませんし、現に総理府が調査した結果等につきましても、君が代が国歌としてふさわしいという回答をなさっている方の72%が法制化にはしない方がいいというような意見を持っていると、こういうことで、この君が代問題につきましては、現在は法律の上でどうこうという形で決められているというものではないというようにはとらえております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） 今のお答えをいただきまして、あるような、また、ないような、そのようなお話であるわけですが、それが形式だとか、皆さんもよく御存じのよ

うに、国連という一つの組織があるわけですが、この国連には日本は1952年に加入の申請をいたしまして、56年に加入が認められたわけでありまして、1986年現在、現加盟国、加入国、加盟国合わせて159カ国が加わっておりまして、日本は77番目に国連に加盟したわけでありまして、その国連の加盟国を見てみますと、どの国もきちっとした国旗をそこに携えているわけです。

日本も立派な白地に赤くと、昔から歌われましたようなすばらしい旗を置いております。これを私どもは日本の正当なる国旗であるというふうに解釈を、また、そのように思っているわけですが、今、市長と教育長の答弁をお伺いしますと、何かあってないようなと、このようなお答えなわけですが、何か日本人としての一つのみずからの考えといいますか、そういうものが若干私どもとしましては修正をいただければというふうに考えるわけでありまして。

そこで、また再質問をさせていただきますけれども、国歌・君が代等の学校で教えろ、教えないとか、そういうような解釈の議論等でありまして、前に、かつて教育基本法の中にもありますけれども、最高裁の判例その他で、例えば一市民として、国民として、これだけは知っておく必要があるという共通的な、いわゆる大綱的な教科の中身については一定の介入はあり得る、また、関与をし得るとの見解もあると、こうされているわけでありまして、全く教育基本法を盾に、学校での指導が何かやむや、学校の現場等の責任に何かすりかえてしまっておりまして、日野市の教育方針並びに教育委員会の指導というものが何か逃げの一手になっているような気がいたしているわけですが、そういう点に関しまして、再度お答えをいただければと思います。どのようにお考えになられますか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 君が代等につきましては確かに明治維新以来、結局、富国強兵あるいは、追いつけ追い越せというような状況の中で、一応、天皇を中心とした国づくり、こういうものが明治維新以来ずっと続けられてきた。それが、せんだっての太平洋戦争の敗戦の反動的な作用として、逆に非常に日の丸や君が代に対する、一応否定的な考え方、こういうものが確かに出てきたということは、これは歴史の過程の中の一つの事実だと私も思います。

ただ、今高橋議員さんの方からおっしゃられたように、世界各国、これは社会主義国であれ、あるいは資本主義国であれ、国旗あるいは国歌、そういうものを持っていない国という、あるいは、その問題について民族としての意思統一ができていないというこ

とは、非常に日本の場合、不幸なことだと、こういうように思っております。何とか、これはこれから先の国際化社会に対応する面からいっても、この辺の国民としての意思統一、そういうものが行われることが、これは先決であって、非常にそのことは大事なことであり、こういうように思います。

その大事な中で、やはり日本の場合には日本の民族の伝統だとか歴史、そういうものの中から、この日の丸とか君が代の問題が取り上げられていくということはあってしかるべきだと、そう思っております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） どうもありがとうございました。今、教育長から意思の統一がされてない、何かかわいそうな民族が日本人であるというような見解だと思いたすけれども、ぜひ幸せ、また誇りの持てる民族になれるように、今のこの日野市内の小学校の児童には教えていただきたいというふうに指導をいただきたいというふうに思います。

以上で、この2点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって18の2、学校の行事には国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが文部省から指導されているが、実施状況等について問うの質問を終わります。

一般質問18の3、昭和62年度日野市教育委員会の教育目標について問うの通告質問者、高橋 徹君の質問を許します。

○3番（高橋 徹君） 私は先日、昭和62年度の学校教育要覧、日野市教育委員会が出されました小冊をいただきました。その中で、教育目標の第1点目にうたわれておりますことが大変に気にかかったわけであり、

この1点目といたしますと、豊かな心、生き生きとした知識、健やかな体を養うとともに社会人としての特性を養い、広く国際社会に生きる市民の育成に努める。このようになっていたわけであり、そして、この広く国際社会に生きる市民の育成と、これはどのようにとらえたらよろしいのか。私の国際社会の現在に置かれている、これを日本ということに少し置きかえさせていただきます。質問をさせていただきます。

国際社会、つまり21世紀に向かう日本の方向進路、あり方を、現実の中で我が国の特質は次のように私はとらえられるのではないかと思うわけであり、

日本は資源のない反面、膨大な資源を必要とする今や世界的な大工業国家であります。そのスケールといたしますと、自由経済の1割というスケールであり、資源が全然、全然といたしますか、極力少ないということと資源なしには一日も日本という国が動かない、

このように考えるわけでありませう。しかし、この大工業国家であるという矛盾もあわせ持っております。しかし、また偽りのない現実の中で、日本の国土の広さは既に国民の多く知るところであると思ひますが、陸地の面積の、全地球の陸地の面積の400分の1——0.25%、人口は世界人口に対しまして2.5%、世界の比率で見ますと0.25%、国土は世界比の2.5%に当たる私たち日本人がこの国に住み、その経済力というものは、今や世界比の中で10%を超えているわけでありませう。その10%を超えている日本が、よく21世紀と言われる次の新しい時代に向かつて、さらにそれが変わらずとするならば、この日本という国がどのような営みややっていかねばならないのか、この営みやいいませうと国の生きるための方法でありますけれども、その方法は入り口があつて出口があるわけですので、その入り口の世界から資源と原料を仕入れ、この仕入れる原料の量が約6億トンと言われておりまして、この一番大きい比率が石油の2億トンであります。この6億トンの見返りとして、世界に誇り得る効率のよい設備と国民の勤労心並びに労使の協力、そして国際競争力のある製品等を輸出し、その輸出が年間9,000トンであるわけです。この中には、車は1日1万数千台、日本から世界に向けて出ていくわけでありませう。

このような仕組みの中で、私たちは毎日を生きているわけでありませうけれども、21世紀においてもこのような仕組みが変わらぬとすれば、一番大事な問題は、生きていくことではないかと思ひわけでありませう。すなわち、この日本という国全体が生き、国民の生活全体を確保していくことが一番重要ではないかと思ひわけでありませう。さらに、この日本が現実に生きている仕組みをどう安全に安定して円滑に機能するように持つていくか、それがこれからの国際的な国家日本の進む道であると思ひませう。もし、世界が戦争になったり、あるいは世界経済の秩序が崩壊してしまつたとき、この6億トン並びに9,000トンというバランスが崩れたときには、私はこの日本の国の営みや、これが動かなくなつてしまふのではないかというように考えるわけでありませう。

そのように動かなくならなくなるためにも、そのためにも外に向けての外交、そしてまた中においては国民の税負担による福祉の国家のたゆまぬ推進ということがうたわれわけでありませうけれども、しかし、何をおきまして、日本の外と内の重要なそのようなことを達成していく上において、一番大事なことは何だろうかというふうに考えてみました。

申すまでもなく、今やっておかなければならないことは、結局は21世紀を支えていく人づくりだと思ひわけでありませう。歴史はいかなる場合も最後は人であるということをし

教えております。人づくりはきょういって、あしたできるものではなく、20年、30年、さらには半世紀かけてつくって、また積み上げていく問題ではないかと考えるわけであり、知識ではない教育の原点は人づくりであり、人づくりであるならば、いかなる人をつくることを目標としていけばよろしいのか、これが一番大きな課題ではないかと思ひます。それには立派な日本人、立派な人であり、立派な日本人であり、立派な国際人を私はつくることが目標としていかなければならないと思ひます。その目標の中に道徳や知識や体力、創造力を備えた人を育てていかなければならないのであります。立派な国際人は立派な日本人であり、立派な日本人でない立派な国際人はあり得ないのではないのでしょうか。

そして、次に何点が質問をさせていただきます。

それらの教育と申しますか、それを推し進めていく上において、道徳教育の重視ということは大変重要であると思ひます。そして2点目としまして、この日野の歴史、またはさらには我が日本の歴史、伝統、文化を踏まえ、また日野市民として、また日本人としての自覚をつくっていく、そのような教育、それから3点目としまして、学校の先生の質の向上、4点目として、国際化の教育、このようなことが、これからの教育の目標の中に広く生かしていかなければ、私はならないのではないかというふうに考えるわけであり、ここにうたわれております、そしてさらにページをめくってまいりますと、東京都の教育委員会におきましても国際理解教育の推進ということで、このようにうたわれております。常に国際的な視野を持ち、世界の平和と人類の幸福に貢献することのできる国民を育成するためには、我が国の文化や伝統についての理解を一層深め、進んで国際社会に参加協力できる能力と体力を養うことが重要である、と、このようにうたわれておるわけですが、特に、この中における国際社会に生きる市民、今度日野のまちに置きかえまして、この市民を育成するには小学校の義務教育の過程の中で、どのような方法でやさしくそれをひもといて教えて、指導させていけるのか、それが1点であります。

さらに、先ほどの4点の質問の中で、2点目の日本人としての自覚をつくっていく、そして4点目の教員の、先生の質の向上、これは、先日福島敏雄議員が長沢教育長に質問をされておりました。このようなことだったと思ひます。日野市内の小学校の先生に海外研修の機会をぜひつくり、そして行政としてもそれを何とか応援をしてあげる方法はないものだろうか、そのような質問であったと思ひます。しかしながら、お答えを私も伺っておりますと、まだはっきりされた内容といひますか、方向性といひますか、

そういうものは出されておらなかったわけですが、そのようなところをあわせてお答えをいただければと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、高橋議員さんの方からお話のありました教育の一番根源になるところのものは人づくりである、その点につきまして私も全く同感でございます。とにかく教育は人をつくるという人格の形成、これが教育の根本理念であると、そういうようにとらえております。

そういう立場に立ちまして、今4点ほど高橋議員さんの方から御質問がございましたけれど、まず、第1点目の道德教育の重視という問題でございますけれど、この問題につきましては、これは現在教育そのものが、せんだっての福島議員さんの質問にもございましたように、知的な偏差値を求める、そういう教育に偏り過ぎているのではないか。寝ても覚めても、いわゆる知的追求の教育、そこに重点がかけられ過ぎているという点についての御指摘がございましたけれど、確かに知・徳、体の調和のとれた教育、これを学校教育の一番基本に据えられる問題であると、そういうようにとらえて、決してこの道德教育というものをないがしろにしているという問題ではございません。

それから、2番目の日本人としての自覚、この問題につきましては、これもたびたび私申し上げているわけでございますけれど、これから先の国際化社会の中に対応していく現在の子供たち、これが世界各国の方々と十分日本人としての主張すべきところは主張できる人間、それから日本以外の異文化、よその国の文化というものについても十分それを受け入れる度量のある、そういう国民、こういうものが当然望まれてくるわけでございまして、その根幹に日本人としての自覚という問題、この問題はどうしてもないがしろにすることのできない基本に据えられる問題であると、こういうようにとらえております。

それから、3番目の先生方の質の向上、この問題につきましては臨教審等でも大変話題になる、あるいは父兄の方々のお話の中でも、先生の質といいますか、その評価の方法は個々いろいろございますけれど、できるだけ先生に、いわゆる質の向上といいますか、そういう面で努力してほしいという声は一番大きな声として上がってくる。常日ごろ、そういう面での先生方の研修も含め、先ほどお話のありました、教育は人なり、という観点に立って人づくりのできる教育、こういう問題を目指して今後も努力していきたいと、こう考えております。

それから、最後の国際化社会での教育、先ほどの2番と裏腹の問題でございますけれど

ど、いずれにいたしましても、国際化社会が1年ごとに大きく膨らんでくる、そういう状況の中で、十分国際的あるいは人類的な視野に立って物事が判断できる、そういう人格形成、このことはぜひともこれから先の教育を進めていく上で対応していかななくてはならない大切な問題であると、そういうようにとらえております。

○議長（黒川重憲君） 高橋 徹君。

○3番（高橋 徹君） ありがとうございます。ただいま答弁をいただきました教員の資質の向上の中で、今後も努力をこうしていきますと、このようなお答えをいただいたわけですが、日本の、また日野の小中学校の先生がそういう長期の休暇を利用して海外でのいろいろ研修を積まれるということは、その教育をまた受ける日野の生徒にとりましては、非常に私は大きな宝ではないかなというふうに考えるわけでありませう。

そして、これは少しこの質問から、表題から離れるかもしれませんが、日野のまちの中で、今大変多くの外国の国籍をお持ちの方も年々ふえてきていられるのではないかなと考えるわけでありませう。日野のまちの中で、そういう子供たちにとりまして、また、そういう先生方にとりまして、さらには市民一人ひとりにとりまして、何か国際的ないろんな外国の方が見えたりできるような、そういうイベントといいますか、そういうものが何かないかなというふうに日夜考えているわけでありませうけれども、今日野のまちの中には多摩川とか浅川だとか、大変多くの、先ほども水路のお話がありましたように、水と岸辺があり、そしてまた利用できる空間があろうかと思ひます。

日本からまた海外に出かけた方、また向こうから見える方、これは輸入の中でどういふふうな規制があるかわかりませうけれども、いろんな国の花といいますか、花というのは人の心を大変に和ませる形においと輝きを持っております。そういう花を日野のあちらこちらへ植え、そしてボランティアが市民のボランティアとなって、そういう花をつくりながら、いろんな常に決まったそういうものを主体とした集まり等が、日野市の市の主催、いろんなものでできたらすばらしいことでありませうし、また日野の小中学生にとりまして、これからの国際社会と言われる中で、余り物事を斜めに構えずにすんなりとまちの中にながらにして対応できる、そして小さいときから、そういうものに触れられるということができるとはのではないかなというふうに考えるわけでありませう。

そして最後ですけれども、私が、なぜ1点目と2点目を、3点目の前にお伺いしたかということでありませうけれども、先ほど教育長の、日本人として主張のできる21世紀を生きる、今日野の子供たちが果たして国家、みずからの国に生まれ育った国の歌も知らずに、そしてまた国旗というものを自分の国の旗だということを理解せずに、果たして

国際社会と言われる21世紀を自信を持って生きることができるとはありましようか。私は決してそれはできないのではないかと思うわけであります。

だからこそ、私は今の日野の小学校の中で国家・君が代と、そして日の丸を自信を持って学校の先生に指導していただき、そして今の日野の子供たちが縁ありまして、世界も広いです、それからまた東京も広いです、日本も広いです。しかし、この日野に生まれて日野の小学校に行って、だから自分たちは、今これが20年後か30年後かに社会の中堅としてこの国家を担うときに、小さいときの一つの思い出がたゆまぬ一生の思い出となるような、そんなような教育を私は日野のまちの中にしていただきたいのであります。それが今回の質問をさせていただいた大きな私にとりましての要旨でございます。

冒頭に申し上げましたような、余りイデオロギーに人間は固着しますと進歩が私はないのではないかと思います。その子供の宝を、日本人としての宝をさらに広めていただくために日野市の教育委員会そして学校のさらなる指導に大いに期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（黒川重憲君） これをもって18の3、昭和62年度日野市教育委員会の教育目標について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。
次回本会議は、16日水曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。
本日はこれにて散会いたします。

午後4時43分 散会

9月16日 水曜日 (第7日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第28号)

9月16日 水曜日 (第7日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

23番 黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木シゲル君

議事日程

昭和62年9月16日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時9分 開議

○副議長（中山基昭君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、かわりましてその任務を務めてまいります。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問19の1、行革は、先づ違法な給与制度「通し号俸制」の廃止からの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔古賀俊昭君 登壇〕

○24番（古賀俊昭君） それでは、森田市長に対し一般質問を行いますので、ひとつ真摯で市民によく納得できる御答弁をお願いして、始めたいと思います。

森田市長自身が導入をした、役職に関係がなく勤務年数だけで給料が決まってしまう給与制度、通し号俸制の廃止を求めて、久しい間、議会ごとに質問を続けてまいっておりますが、今回もこの件を取り上げまして、現時点での市長の認識と対応についてお尋ねをし、給与制度の運用の適正化を求めてまいりたいと思います。

いわゆる行革が叫ばれて久しいわけですが、その中心的な課題は何といたしましても、まず給与と退職金であります。全国的な納税者意識の高まりの中で、このことはここ数年全国各地で行われました首長選挙の結果や、その争点を見れば判然とするわけです。

当市におきましても退職金では、自治省の個別指導を受けている是正団体に指定をされていますが、去る3月議会で、やっとな昭和66年度に東京都並みの68ヵ月とする条例が可決され、超スローモーな是正であります。一応のめどは立ったわけです。

一方、給与については、ほとんど手つかずの状態にあると言えます。なぜならば給与水準の是正については、微々たる前進にとどまっております。ましてや給与体系の改善、是正に関しては、通し号俸制の給料表の全面的見直し、そして職務給の採用というプロセスが、果たしてどの程度真剣に準備をされているのか皆目検討がつかないからであります。

このように日野市は、いわゆる行革の入り口で、その入り口付近でいまだにもたもたしているわけですが、まず森田市長自身が、十分にその認識を持つべきであります。しかしながら、これをもう市長に求めても全くむだなことではないかと判断をせざるを得ない本末転倒の市長の考え方が、今回示されたのであります。

日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例案、いわゆる一斉3短昇給の提案がそれです。私はこれを見たときに、もしこの条例がこの議会で可決されれば、もうこれで、森田市長が職務給を今後提案をする可能性は少ないのではないかとさえ考えました。

確かに、決定を見ております日野市行財政改革に関する基本方針、私どもに配付をされましたこの資料の中には、日野市が進める行財政改革の推進事項の1に「給与の適正化」を挙げております。そして、地方公務員法に定める給与決定原則の趣旨を尊重し、給与水準の是正、給与制度の適正化を図るため、現行の給料表を職務の内容、責任に応じた職務給に改める、このようにうたっているわけです。

ところが、これをやるのは、おおむね3年間で検討、あるいは実施しようとするものであるということが、この中に同時に書かれていることからしますと、今年度から向こう3年間ということになりますから、森田市長は6ヵ月昇給延進の見返り措置さえ今回講じてしまえば、何もあえて、職員組合が強く反対をすることを無理に急いでやらなくてもよいわけです。今からまだ3年間も余裕があるわけです。その間に市長の4年の任期も到来をいたします。

それからもう一つ、職員組合は職務給導入の正式提案は受けていないと主張していることも、まことに気になるところであります。

私が6月議会で、職員組合に対して正式に職務給の提案をしたのは、いつかということをお聞きをいたしました。これに対して山崎総務部長は、昨年、つまり昭和61年1月に正式に三役に提示してあります、とお答えになっております。

ところが、組合が発行しております市職ニュース、ことしの2月5日と6日に出たもの、ナンバー35と36によりますと、まず35号にはこのように書かれております。「職務給導入は提起なし、確定闘争の争点の一つである職務給の導入については、これまでの事務折衝等の中で当局側が導入の意向を示してきていますが、現時点では正式提案はなされていません」このように職員組合は、ことしの2月の初めの時点で主張をいたしております。

なお、翌日の36号では、市長から回答を引き出すということで座り込み行動を4時で解いた後も、市長交渉、事務折衝を繰り返し、職務給を導入しないよう迫りました。その結果、本年度については職務給は導入せず継続協議をするという回答を市長から引き出しました、このように書かれております。

つまり市側は、この議会で正式提案を昭和61年1月にやったと言っているわけであり

ますが、組合の方は正式提案は受けていない、事務折衝は行っている、とこういう主張であります。

一体なぜ、同じ交渉のテーブルにつきながらこれだけの行き違いがあるのか、非常に不思議であります。市長は十分承知の上で、このことを正式提示をしていると称して議会で答弁をなさっているのか、実は全く適当にやっているふりだけをしているのか、そうとも受け取られるわけであります。

それに、これまで森田市長は、昭和60年の4月から行いました6ヵ月昇給延進の回復措置を、小出しに幾つか実行していることも見捨てることができません。

その一つは、6ヵ月延進が決まった時点で昭和59年度のベアを、ベースアップですね、これを給与是正団体のほとんどがベア2.95%であった中で、日野市は国並みの3.37%を認めたことであります。

さらに市長選挙直後、昭和60年の最初のボーナスです。昭和60年度6月期期末勤勉手当が、初めて市長選挙後職員の皆さんに対して支払われました。このとき、26市の中で日野市だけが若干ではありますが、0.005ヵ月を上積みをして支給したことなどが、小出しの回復見返り措置と受け取れるわけであります。

こうして見てきますと、ここで3ヵ月昇短さえ議会を通して6ヵ月昇給延進の回復措置を完成させれば、多少の文句は組合に残るとしても、もともと仲のよかった支援を受けた従来職員の組合との友好関係を、森田市長自身も回復することができるわけであり、いずれも損をすることなく、両方見事に丸くおさまるという結果が得られるわけであり、

つまり、察するに森田市長があえて、この修復がなった良好な職員組合との関係を損なうような職務給の導入を断行するとは、森田市長の性格からしてちょっと考えにくいわけであり、これが、市長はこの3短で任期中の給与問題の幕引きを策していると言われているゆえんであります。このあってはならない3ヵ月昇短問題の帰趨が、違法性の問題とともにいかに重大かが議場の皆さんにもおわかりいただけたと思います。

そこで、具体的に質問を行ってまいります。

職員組合は、職務給の正式提案はないと言っております。市側の説明と異なっておりますが、いずれが正しいのか。つまり、現在は単なる組合の言う事務折衝の段階なのかをお尋ねをいたします。

2番目に、前の6月議会で、これは総務部長からございましたが、毎週水曜日に職員課と組合のメンバーによる賃金検討委員会が開かれているとの答弁がありました。こ

の委員会での協議を進めるに当たって市長は、市側がいかなる方針、原則で交渉に臨むのか、指示を当然職員課に対して行っていると思われま。その内容は、どのようなものなのか2番目の質問としてお聞きをいたします。

3番目、今、日野市が考えている職務給はどのようなものか、その特徴と内容を明らかにしていただきたいと思。い。ます。

前の6月議会では、これも総務部長の答弁ですが、微妙な段階なのでという理由で新しい等級が新設される、つまり課長補佐を設けるということについては明言がございましたが、そのほかについては詳しく答弁がございませんでした。給料表の分離や職務給の号給間の差額の見直し等が行われるかについて簡単に結構です、お答えをいただきたいと思。い。ます。

4番目に、いわゆる是正計画は昭和62年度、今年度いっばいで給与の適正化を図ることになっております。そこで、職務給は、いつ、果たしてこの日野市議会の議会に対して提案をされるのか、つまり、違法な給与制度、通し号俸制はいつ廃止をされるのかを市長のお考えをお聞きをいたします。

また、このことは新しい給与改定、ベアとも関連をしてくると思。い。ますので、もし含めてお答えをいただければあわせてお願いをいたします。

最後に、今問題にいたしました一斉3短昇給の件についてお聞きをいたします。

これは御承知のように、8日の議案が上程される折りにも私が指摘しましたように、職員の皆さんの給与を通常12ヵ月、1年で昇給するものを3ヵ月早く9ヵ月で普通昇給させる議案であります。市長や総務部長が、例え何と強弁しようとも違法性濃厚な条例案であります。しかも、給与制度の根本的再検討を行うべきこの時期に、こうした露骨な反市民性を持った条例の制定を考えること自体甚だしく不見識であります。速やかに議案の撤回を行うべきだと考えますが、市長の所見を求めます。

加えて、新聞報道で須藤職員課長が都庁に呼ばれて事情説明を求められ、条例案を取り下げるよう都が求めたという記事が出ておりますが、この東京都での指導を受けた際の都の見解、これはどのようなものであったか、御説明をいただきたいと思。い。ます。

以上、5点について質問をいたします。回答に従って再質問をいたします。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 第1点の、職員組合との正式な提案との食い違いでございます。

確かに私が申し上げましたように、昨年1月、三役を呼びまして、そこでの提案をい

たしております。それには、御承知のように毎回お話ししております改定計画、9項目全部をあれしまして、その中の一つとして職務給の改正ということでこれをしております。その後、逐次、9項目でございますから調整手当、あるいは退職金、あるいは特勤の見直し、そうしたものが逐次議題になってきました。そうした中で、これをあえて先送りしたということはありません。後ほどまた申し上げますが、違いはありませんで、ただ三役で提案してありますので、後は組合の方の発表は、それぞれの組合の考え方があるかと思えます。

そうした中で6月、さらに古賀議員さんの方からこれについての再度質問がございましたが、そのときは、今申し上げましたように微妙な段階ですということでございます。そのときは、5月の27日だと思います。そのときにさらに、もう一度提案をし直しております。

それから、その後でございますが、この職務給につきましては8月の19日でございますが、水曜日だと思います。このときに内容を、具体的な内容を持ちまして、一つの案といたしまして提示いたしております。ただ、これにつきましては組合の取り組み方、

あるいは発表の仕方は、それぞれございますので、この点については間違いはございません。

それから2点目の、毎週水曜日賃金検討委員会におきましての問題でございますが、これにつきましては8月に既に内容を提示いたしましたんですが、この前、3短条例のときに古賀議員さんから御質問がありました。その中で、さらに古賀議員さんからの提案といたしまして、管理職並びにそうした職務給の導入の考え方はどうなのかということでございます。

そのときにもお答えしておりますが、提案いたしました一つの方法としては、そうしたものを含めまして提案しております。それは、毎週水曜日これらの答えをもらい、そしてまた、うちからの案というようなことでの繰り返しをしております。きょうも水曜日でございます。これから、それらについての煮詰めをさらに進めております。

そうしたことで、一つ一つ賃金検討委員会といたしましても、それぞれを改定計画、それからそのほかの勤務条件も含めまして、それぞれそのときに合ったもので水曜日ごとに賃金を含めました、また勤務条件、そうしたものも含めましての話し合い、そしてまた、交渉を行ってきております。そうした中で組合との関係でございます。

それから、3番目の職務給の内容でございますが、今申し上げましたように、提案につきましては6月のときには非常に微妙な段階だということをお知らせしたのは、ある程

度の具体的案を持っておりまして、それらについての話し合いをしたんですが、8月の19日には明らかに一つの方法として、先ほど古賀議員さんが提案された方法の内容を含めまして、強い姿勢で今臨んでおります。これらにつきましても提案の決定次第、提案するのも近いのではないかと考えております。

それから4番目の、改定計画は60年で終わるからその後はどうなのかということでございます。

確かに改定計画そのものにつきましては、組合が非常に苦渋を強いられる面も多々ありますが、これは現在、どこの市におきましても通らなければならない一つの行政改革の大きな課題であります。その中で、私どもが9項目を選んでおります。それを、この前の議会にもお話ししたと思っておりますが、9項目のうち、日野市は7項目を今終わりました。そうした中で残ったのが、大きな問題として浮上しているのが今の職務給でございます。

そうしたことで、非常にエネルギーと、それから時間を費やしますが、そうした中での努力は日々やってきておるつもりでございます。この点についての御認識をひとつお願いしたいと思っております。

次に、これに対するベアとの関係でございますが、ベアは御存じのように、国家公務員と民間との給与の差を毎年人事院が出しまして、それに基づきまして人事院の勧告、国の方の勧告ですね、それとまた、人事委員会を持っております都道府県におきましては都道府県独自の人事委員会の勧告によります都の人勧というようなものが出ております。その違いは多少あります。多いときもあり、少ないときもあったということでございます。

そうした中でのベアの改定、これについての考え方でございますが、今まで国並みの改定をしてまいりました。そして、一番問われるのは、やはり御承知のようにラスパイルズ指数でございます。それは、国の職員と、それから地方公共団体、日野市なら日野市の職員との給与の差がどのくらいあるかということで、国を100といたしまして、それに基づく日野市の場合ということで、現在111.5、11.5多いわけでございますが、そうした中での努力、これは26市においてもそれぞれ努力はしております。

それで、60年のときに指導を受けましたのが、112以下にしろという指導を受けております。そうした中で現在111.5という数字で、61年度でございますが、なってきたっております。

このベアとの関係でございますが、国の職員と地方公共団体の職員との差というのは

本俸でこれを比較するわけでございます。それでその本俸——例えば先ほども御指摘がありましたけれども、59年には2.95というペアの改定であるというようなこと、そうすると2.95のうち、本俸は国の場合2.0だ、例えばの話——というようなことで出てきております。

それに基づきまして、日野市の場合もし——ほかの市もそうでございますが、2.0で本俸を改定をしたならば同じ率であります。少しもそのラスというものは下がってまいりません。そこで組合との交渉もあります。それから給料表とのやりとりもあります。その中で2.0でなく本俸を例えばの話、1.8だとか落としまして、そしてやってきておる、これが自然的にラスが下がる全国的な傾向でございます。そうした努力も積み重ねてまいってきております。

それから、5番目の一斉3短ということで、これは違法性ということでございますが、新聞にも出ました。それから、この新聞におきまして剛毅な発言というようなことで取り上げられておりますけれども、剛毅ということではなく、違法性ということについては現在ないんだということでございます。

というのは、私どもで提案してあり、またこれは別のところでお話いたしますが、簡単に申し上げますと普通昇給12ヵ月、これを3ヵ月ということでの特例条例を持ちましてお願いしているわけです。

その理由ということにつきましては、提案でも御説明してあり、るる申し上げておるところでございます。特に60年、日野市が6ヵ月の延進をいたしました。これは、東京都の地方課から強い指導、国からの強い指導でそういうふうになりました。このときに指導されたのは、ほかの市も多々ありました。この中で、日野市が一番最初に6ヵ月延進をした、そして、それに追従して多摩市が3ヵ月となってきましたんですが、ほかの市は1年見送ったという経過です。このときは、恐らく起債か何かのペナルティが各市に行われたというようなこと、そうした中で1年後におきまして日野市が6ヵ月やりましたんですが、どういうことかしりませんが、皆一斉に3ヵ月しかというような経過でございました。

そして2年間、それぞれ日野市はやってまいりました。やってまいりましたけれども、各市は、それに6ヵ月というようなことはほとんど考えてないような、それから実際にやってないというようなことで、これらを含めまして、他市並みに、ともかくこれを一応戻していこうということで、6ヵ月そのものを戻すのではなくて、そのうちの3ヵ月だけを戻していきたいというようなことでの決断をされまして、ここに提案をしたとい

う経過でございます。

これは条例主義でございますので、日野市の給与条例第4条の第4項に基づきまして議会の良識ある先生方をお願いしてこの条例を提案した次第であります。条例を出します、そして支払いはそのもとに行う、補正予算も組んでおるといような一連の手続きを踏んでおりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、職員課長が過日呼ばれた見解につきましてでございますが、御承知のように、きのうの新聞に出ておりますことございまして、14日でございますが、議会中でありまして私が出られなくて、職員課長が出たという経過でございます。

その経過でございますが、地方課長のところへ呼ばれました。14日の午後でございます。そして職員課長と人事係長、それから人事主査と3人同道いたしまして、こちらからの条例の趣旨、そうしたものについての経過説明をるるしてまいりました。この新聞にも出ておりますように、地方課としては心情的にはわかるというようなお話でございますが、好ましいことではない、できるならば取り下げてもらいたいという要請を受けて帰ってきております。そのような状況でございます。

以上、落ちた点がありましたら、またお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） ある面では非常に大ざっぱに、また別な面では細かくお話をいただきました。

最初の、職員組合との間で正式な提示を行って、今折衝が行われているかどうかということは非常に大切なことだと思っております。私はお聞きしたわけです。一方は事前のジャブの応酬のようなつもりでいけば、こちらはもう正式にゴングが鳴ったようなつもりでいる、非常な行き違いがあるということでお聞きをしたわけでありまして、8月の19日には、市が考えている職務級の具体的な案を提示をしたということが、今この議場で発表されました。具体的な案を示すということは、それなりに相手も交渉の場にいたからこそ受け取ったものだと思いますので、事務折衝という組合の理解はそのまま続くのかもわかりませんが、市側との間で、この職務給をめぐっての話が行われているということは、ある程度ははっきりいたしました。

しかし、私は前回も申し上げましたが、組合と市の交渉の経過が私どもにはなかなかわからないわけでありまして。市民にもわかりませんし、私ども議会にいる者もよくわかりません。我々の目が届かないところで何かが決められる、交渉が行われる。やはり、私がこの本会議場でお聞きをしている段階で、具体的にできるだけ明らかにできるものに

については発表をしていただく、そういったことが必要だと思います。決まってからぽっところ議会に出されてくるというのでは、情報の公開ということもございます。あらかじめ議会でそういう質問があれば、できるだけ懇切にお答えになるのが筋だと思います。

そこで、再質問をさせていただきますが、具体的に提案をされました市の職務給については、私が3番目にお聞きをしたところで具体的な御回答がなかったんですが、いわゆる、今は給料表が1本になっているのと同じなわけですね。1等級から5等級まで、部長さんから一般職員の方まで昇給が全く同じ金額だということで、管理職手当を除けば何年勤めたかによってすべての給料が決まるわけでありますので、部長さんも一般の職員の方も全く同じだという給料表になっているわけです。

ですから、そういう給料表をどの程度、例えば課長以上の1等級、2等級等について監査を広げるのか、4等級、5等級についてはそのままなのか。また給料表の分離のことはお答えになりませんでした。行政職と、それから現業職、この給料表の分離はあったのか、提示されておりますのでそのお答えをいただきたいと思います。

それから、4番目の質問で私は、いつ職務給がこの議会に提案をされるのかということをお聞きをいたしました。前は、6月議会ではできるだけ早い時期に、何とか62年度のうちにはということで回答なさっておりましたが、それから3ヵ月経過をし、なおかつ具体的な案も組合に示したということでもあります。

私は最初に申しましたように、いわゆる3短の問題が市長の思惑どおり決着がつけば職務給の提案というのは、ちょっと難しくなるのではないかとというふうに考えておりますが、例えば12月議会、臨時議会、そういったいつごろをめどに職務給の提案を今考えておられるか、その時期についてお尋ねをいたします。

それから、これは市長からお答えが本来あるべきだと思いましたが、検討委員会に職員課の皆さんが臨んで、組合といろいろ改定計画、また勤務条件、こういったものを煮詰めておられるということですが、原則を持たずに交渉に臨むことは不可能だと思うんです。市長は、こういう考え方を持って折衝なさい、と何か指示が与えてあるはずで。その市長の考え方、基本にある原則は何かをお尋ねをいたします。

それから、問題の一斉3短昇給の問題であります。今、総務部長は違法性はないということで、取り下げは行わない旨の御回答がありました。この違法性がないという判断は、何に基づいてなさるのか。6ヵ月昇給延進をして、ほかの市は3ヵ月だったから、よそ並みにしたいから元に戻すということでは、違法性はぬぐえないと思うんです。違法性がないという根拠を具体的にお示しをいただきたいと思っております。

なお東京都は、職員課長以下市の職員の方に、好ましいことではないからできれば取り下げを、ということを求めたそうではありますが、これに対してその東京都の行政部ですか、地方課に行かれた時点で、その場所では、市の職員課長はどのようなお答えをなさったか、その点、もう一度お尋ねをいたします。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　総括して、私からもお答えをしておきたいと思えます。

日野市が、現在独自の行政改革を目標として、逐次その実績と申しましょうか、給与におきましても、あるべき姿に近づきつつあるということは御承知のとおりでございます。つまり、9項目のうち7項目につきましては一応合意を得て解決を見ておる。あと最も大きな形で残っておりますのが、言われるところの通し号俸制に基づく生活給的考え方の給与体系が残っておる、こういうことであります。

これにつきましては、過去、そのときそのときの時代背景や経済情勢に伴って、そうして各自治体で有力の市が、東京都下でも半ばの市がその方式を採用した、こういう時代がございました。その後、経済成長の低下ということも伴ったり、あるいは地方公務員の地位の評価も高まってまいりました。その苦境の時代を一応突破した、こういう事情がございます。急速な都市成長に伴って、人材を集めるのに苦勞したという時期を経て、今日一定の自治体の権能のもとに給与体系をそれぞれ議会の議決によって定められておる、これが現状でございます、我が市も全くその一環の中にある、こういう次第でございます。

そこで、その通し号俸制を職務給制に改定するその内容、あるいはその時期、これについて今、かなり厳しい団結権を持つ組合との交渉を行っておる、こういうことでございます。それにつきまして、今、総務部長がお答えをしておるわけでございまして、職務給というのは、帰するところはその職務に応じた給与体系をとる、これが最終目的でございます。そこに到達するまでのいろいろな方式を今交渉の中に乗せておる、これが現状でございます。したがって、そのことの合意ができ次第と言いましょいか、なるべく早い機会に議会に御提案申し上げる、こういう考えでございます。

今回、いわゆる一斉3短昇給と言われておりますこの提案につきましては、過日、上程の際に私からも御理解をお願いしたとおりでございますが、その理由につきましては再び説明をする必要はないと思っておりますが、本市としては、異常な措置によって不利益行為を行っておりますので、一定の時期で修正をするということは信頼関係の上で

大切なことだというふうに考えておるところでございます。

なお、この提案につきましても十分御説明を申し上げ御理解をいただいて御決定をいただきたいものだ、とこう考えておるところでございます。市民にもよく説明をして御理解をお願いできる、そういう性格のことであるというふうに確信を持っておるところでございます。いわゆる職務給制度の提案につきましては、なるべく早い機会、できれば12月に提案をいたしたいということは、先般の議会でも申し上げたとおりでございます。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 1点目の、組合と交渉の経過につきましては、秘密の中でのやりとりでなく、もっと情報公開的なものであるので懇切を持って説明、理解——こういうことでございます。これについては、私は一言も異議は申し上げません。

それで過去におきまして、そうしたことはできるだけ、私どもは議会の議員の方々のご理解を得られなければそれはできないものでありますので、常にそれを優先してやってまいりました。ただ、その交渉の経過の中で、相手の立場で、これは執行委員会だけで一応検討させてほしいとか、まだそこまでは下に流せないとかいうようなことはあります。そうしたことはありますのでそうしたことは守りながら、労使関係の信頼関係を守りながらできるもの、それから報告しなければならないものについては、恐らくほとんど一生懸命やってきたつもりでございます。

そして、今どういうことが行われているかといいますと、この職務給とあわせて特勤手当、御存じのように33項目ございますが、これは使っていないものも——もう10年も前のことで、使っていない手当もございます。そうしたものを見直ししながら、それとまた、どうしても時代に即さないもの、あるいは単価のアップをしなければならないもの、そうしたものが、こういったところで討議されているわけでございます。

その経過につきましても、また、前は余りそれができなかったんですが、部課長会というようなことでそれらの管理者の方につきましても説明をして御協力をお願いしているとか、理解を賜っておるといような形でやっておりますので、この点についても今後ともそれを不問に付したり、あるいはベールの中に隠すというようなことはないようにしていきます。

そしてまた、そうしたものをしていかなきゃいけないんじゃないかということで努力しております。

次の職務給でございますが、これにつきましては、今申し上げましたように私どもで

出した提案に対して組合からの答えというものが、きょうあたり来ていると思います。それはまだ、ある程度の綱引きという、悪い言葉でございますが、そうしたものもございまして、その点についての発表は、ひとつ御配慮を願いたいと思うんですが、ただ言えることは、過日の本会議で提案されました管理職、そうしたものを含めての給料表の職務給でございます。

これによりますと、今後におきましては、これによって次第に一般職職員と管理職との給与体系というものは自然に離れてきて、言われております管理職として責務におきます職務の給料表というものが、1年ではございませんが、徐々にできてくる、そのスタート台を今こしらえております。そうしたことで御理解賜りたいと思います。

それから、現業職についての御質問がございました。これにつきましては、先ず第1段階これを行いまして、将来にわたりましての、また息の長い、これは交渉でございます。そうしたものをやっていきたいと思っております。

次が第3番目でございます。提案の時期でございますが、今、市長が申し上げましたように鋭意努力中でございまして、8月の19日にやりまして、私どもの本当の腹は短い時間にこれをかけてやっていきたいということで、今それらについての御協力をお願いしておるところでございます。

それで、市長が申し上げました目標としましては、そのような12月ということで努力を今しておるわけでございます。

次が一斉3短の法的根拠でございますが、御承知のように、御指摘ありましたようにこの法的根拠といたしましては自治法204条、204条の2ということでございます。

204条については、給料及び手当、及び旅費についての規定がここに定まっております。それを受けまして、204条の2で給料等の支給制限ということで、ここにも204条と関係しますけれども、条例主義である。給料及び手当及び旅費については、条例で定めなければいけないということで議会にお願いして、これをするものであります。

これが1点でございます。

これを受けまして、地公法の第24条、これも御指摘ございました第25条、こうした関係でございます。これは24条におきまして、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準ということで、ここの中でも職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めなさいということがうたわれております。

そして、さらに25条で、給与に関する条例及び給料額の決定ということで、ここで給与に関する条例に基づいて支給されなければならないということがうたわれております。

また、そこには事細かく、給料に関する条例とは給料表だとか、昇格の基準に関する事項だとか、あるいは特殊地域の勤務だとか、そうしたものが7項目ございしますが、そうしたものを含めまして、そして、これは全額を通過で支払いをしなさいというようなことが、ここにうたわれております。

こうした25条を持ちまして、この特例条例を条例制定主義ということで、今回これに基づきまして議会に提案した次第でございます。

それに基づきまして、今度は日野市の条例でございますが、日野市の給与条例におきましては、日野市一般職の給与に関する条例でございます。これに基づきまして、第4条の4項におきまして、これを普通昇給の欄でございますが、ここにありますように職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12ヵ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号給に昇給させることができるということで、1年ということでこれが普通昇給でございます。

この普通昇給に基づきまして、今回、条例に基づきまして昇給の期間の短縮をお願いしたということでございます。

次が、第6番目でございますが、職員課長が呼ばれてどういうふうな説明をしたかということでございますが、先ほど、東京都の方からの指示はそういうことございました。私どもにつきましては、職員課長が語る説明したということで先ほど聞きましたんで、その中では、60年の6月という一つの行政の指導に基づきまして、うちは6ヵ月延進をした、そして、それに基づいて実施してきたというようなこと、それから他市の状況、そうしたことを情情的に訴えたということでございます。地方課長も非常にその点については、情情的にはわかるというようなこと、それから御承知のように、そのときは十何市というものが指導されておりましたんですが、日野市だけがこれを守ったということで、孤軍奮闘したという形でございます。御承知のように1階から6階まで、のぼり旗を立てられまして、遠くは北海道網走から、南は沖縄までの労組支援の電報、そうしたものによりまして孤軍奮闘した経過がございます。そうしたことを説明したそうでございます。そのようなことをお願いしてきたということでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今お答えになりました職務給の内容については、少しだけはっきりしてきました。市が掲げている職務給は、管理職手当を若干残しながらも、ある程度は給料表の中に算入をするという考え方、また現業職と一般行政職との給料表の分離

もあり得るとの答弁だったと思います。

しかし、市が職務給だということを自信を持って、もし議会に出しても不十分なものであれば、三多摩26市の中でもそういう例がありました。職務給だと思ってつくってみたら、自治省や国から「いや、これは職務給には当たらない」ということで、見直しをまた求められたというケースもございます。十分交渉を重ねて、成案を得られるまでにそういった面、徹底を欠かないような市側のきちんとした原則というものを十分つかんで、つくりあげていただきたいと思います。

それから、提案の時期については12月議会を考えているということでございます。今まで再三――最初は3月議会、それから6月議会、9月議会、こう延ばしに延ばしてきております。約束が果たされるように、今回こそは、きちんとおっしゃったことが守られるように期待をしておきたいと思っております。

それから、この3短の問題でございますが、違法性はないということを職員課の見解、市の見解として総務部長はおっしゃったわけでありまして。これと似たようなことが、本会議の上程の際にも私申し上げましたが、八王子で昭和58年の暮れにございました。八王子も同じように3ヵ月早く職員の皆さんの給料を上げる、12ヵ月じゃなくて、1年じゃなくて9ヵ月で昇給させるということ、八王子の場合にはこっそりやろうとしたわけです。つまり、条例をつくらずに議会にも黙ってやろうとしたために、後藤市長はこの責任をとって辞任をするということになるわけです。

しかし八王子の場合は、考えてみますと、こっそりやろうとしただけかわいげがあったと私は思うんです。

日野の場合は、堂々と条例をつくって制度を正面に出してきて、これで給与条例主義に反しないから全く問題はないというふうに、非常に考え方が八王子に比べたら悪質だと思います。つまり、違法性が非常に濃厚だということを多分自治省も指摘をしております。東京都もそのように言っている。日野市だけが、地方自治法204条の2を根拠に条例で決めるから、議会に出したから問題ないというのは、ちょっと本末転倒の議論じゃないかと思うわけです。

今おっしゃいましたように、地方自治法204条の2に従って条例を出しているから文句があるか、ということですが、これは給与の条例主義をうたっているものがありますから、総務部長もおっしゃったように条例に基づかない給与は、物だろうとお金だろうと一切支給してはいけませんということがうたわれているわけです。

しかし、3ヵ月間早く給料を上げるというような、全職員を対象に3短をやる、こう

いう自治体はほかにはないわけです。ですから、ほかの自治体はこういう条例を持っていないということは、他の自治体との均衡を非常に欠くことになる、と私は思います。ですから、地方自治法204条の2を根拠に条例を出しているんだから問題ないというお考えは、この給与条例主義の法の趣旨に反する著しく不当な考え方だと私は思います。

この点について反論があれば承りたいと思いますが、さらに私どもは、職員の皆さんの責任、それから仕事の内容に応じた給料表をつくりなさいということをやっと以前から求めてきているわけです。この通し号俸制という給料の制度のもとでは、職員の皆さんのやる気が出ない、また市役所の中が活性化しないということで、さまざまな欠点が指摘をされてきました。

そして、現在、全国でもわずか9%程度の自治体が、この通し号俸制や渡りという制度をとって自治省からは是正の指導を受けているわけでありまして。26市でも、三多摩ではもう7市になってしまっております。

12月に出せばいいというようなことをおっしゃっておりますが、この職務給を導入するという根拠は、私ども、地方公務員法の24条をいつも挙げて市側の考え方をただしているわけですが、その地方公務員法の24条の3に、国や民間の給与水準に準拠しなさいというそうした規定がございます。皆さんよく御承知の条文であります。

つまり、国や他の地方自治体は、こういう昇短の条例というのは持っておりません。ですから、民間や国の制度、または都の制度に準拠したものではないわけです。最初に申し上げましたように、204条の2の給与条例主義にも私は反すると思っておりますし、この地方公務員法24の3にも違反をする疑いが非常に濃厚だということが、言えると思っております。

つまり森田市長は、ここで市長選挙のときに、とにかく市長選挙に勝ちたい、市民会館を何としても完成をさせて市長選挙に臨みたいということで、6ヵ月昇給延進を職員組合に何とかお願いをして延ばした、しかし、選挙が終われば必ず回復してやるからということ、当時組合が、市長がそう言ったというピラを作成をして配ってございました。そんなことはない、と当時市長はおっしゃってございましたが、図らずも、ここでそのことが現実の姿になってきたわけでありまして。

つまり、組合との約束を優先をして市長は、この9月定例議会で著しく不当な政策の選択を行ったのではないかと私は判断せざるを得ません。

特に、昭和60年の6ヵ月昇給延進をやった時点のことを、市長がこの間の月曜スピーチに詳しく書いております。9月7日、ことしの9月7日の市長の月曜スピーチです。

これに、このように市長は書いているんです。「今回の議案の中にある日野市職員給与の改正議案、職員定数の改正議案は審議の難航が予想されます。特に給与改正議案については職員の皆さんに私からもよく説明をして理解を得ていきたいと思います。

御承知のとおり当市では、2年前の60年4月、職員全員に対して定期昇給6ヵ月延進の非常措置を実施しました。3年前の当時では、当市の職員給与がラスパイレース指数115.4を示し、いわゆる高給与の自治体として自治省から直接指導を受けたときのことです。建設中の市民会館に対し起債制限の制裁措置がかけられるという内容でした。

起債制限の措置は、市政を担当する市長として財政能力を問われる問題であり、市長選挙を前に政治問題化する恰好の材料とされる性格の問題でした」こう書いてあるわけです。

つまり、市民会館が最後の建設年度にちょうど差しかかっていた。昭和58年度は5千万円の高給与を理由に起債がカットされました。財政的な欠陥が生じたわけであり、そして、さらに59年度の起債が引き続き、日野市の給与が高いということで10億600万の、いわゆる借金、起債の許可を自治省に求めたわけですが、自治省からストップがかけられた、つまり28億円の建設事業費のうち10億円以上が入ってこないわけですから、森田市長は市長選挙の前に大いにあわてたわけであり、何としても市民会館を立派に完成させて有利に市長選挙を戦いたいという心理が、市長には強く働いたことは想像にかたくありません。

そこで職員の給与の6ヵ月昇給延進を何としても実現をさせて、職員の皆さんに納得をさせて、そしてこの借金の許可をどうしてももらう必要があったわけであり、

こういうことで6ヵ月昇給延進が行われました。市民会館も完成をいたしました。しかし、ほとぼりが冷めたところで、かねて約束どおり6ヵ月昇給延進のうち少しは、最初申し上げましたように、ベアまたはボーナスで小出しには回復措置をとっておりましたが、ここで3ヵ月一遍に昇給を早めることによって職員組合との約束を果たそうとしているということが、よくわかるわけであり、

そして、さらにおかしいことには、この月曜スピーチの中に「昨年4月にはラスパイレース指数は111.5となり、今日は個別指導の該当市から、はずれることになっております」こう書いてございます。

日野市がラスパイレース指数、昭和61年の4月1日現在で111.5となったことは、これは皆さんも御承知のとおりでございます。しかしながら、個別指導の該当市からはずれたということは、私ども一度も聞いておりませんし、自治省の方、また東京都の方にも

聞いてみましたが、依然として日野市は、給与の制度、体系ですね、それから水準が引き続き高いということで、ちゃんと指導団体に入っております、という答えでございます。俺はもう勝手にはずれてしまったんだから構わないというようなことを職員の方皆さんに対して配っているわけです。こういう、事実と反するようなものを職員の方に対して配るといふことは、非常に問題がございます。市長の認識に誤りがあるのと同時に、こうした大切な議案が、重要な議案が提出されている折りの市長の認識としては、甚だお粗末ではないかと思う次第であります。

そういうことで、6ヵ月昇給延進、そして今回3ヵ月早く職員給与を短縮して昇給させるという背景は、よくおわかりいただいたと思いますが、総務部長は違法性がない、市長も同じようなことをお考えだと思います。

しかし恐らく、違法性がないと言っているのは日野市の森田市長と山崎総務部長だけだと思うんです。恐らく全国に同じような考えを持つ方は一人も私はおられないと思います。

昭和55年9月26日に自治省の事務次官通達が出ております。「地方公務員の給与の適正化について」というものであります。恐らく、こういうものをごらんになってないとは、私は思わないんですが、これは、地方公務員給与の適正化を求めて各自治体に出されている自治省の指導文書であります。

これに、こういうことが書いてございます。これは、ぴったり日野市に当たるわけですね。「全職員に対し一律に昇給期間を短縮すること、いわゆる一斉昇短は違法な措置であるので厳に行わないこと」こうなっております。そして、さらに続けて、これも日野市の場合にまさに当てはまるわけですが、条例による——日野市のように条例を出してくる場合、八王子と違って堂々と正面突破を図ろうとする場合、「条例によっていわゆる一斉昇短を行うことは法の趣旨に反する措置であるので、現下の公務員給与に関する世論の動向にかんがみ厳にこれを行わないこと」こういう通達が出ております。これと全く相反する見解を今日野市は、とっているわけですが、これについては、いかなる反論をなさるのか、お尋ねをいたします。

それから、さらにもっと以前にも同じような通達が自治省から出ております。

昭和50年の11月18日に、これは自治省の行政局長通達です。これでちょっと一部読んでみますと「各地方公共団体の給与条例上、昇給に関する規定は一般職の職員の給与に関する法律第8条の関係規定に準じて定められていることと存するが、この場合、普通昇給または特別昇給として、いずれの場合も全職員に対し一律に昇給期間の短縮を行い、

現に受けている号給を受けているに至ったときから12月を経過する前に1号給またはそれ以上上位の号給に昇給、いわゆる一斉昇短させ、また一定の号給に達した者に対する一律に次期昇給期間を短縮して昇給、いわゆる運用昇短させる措置をとることは、いずれも違法の措置と解されるのでかかる違法な措置は一切行わないようにされたい」ところいう行政局長の通達もあります。

これに対して、どのような法解釈及び見解をお持ちになった上での違法性なしとされるのか、その点をお尋ねをいたします。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 違法性云々の問題は、私は法の精神に原則としてはあるものもあると思います。しかし、このことについては当然の理由があるわけでありまして、先般も申し上げましたとおり6ヵ月延進、そのことも違法であるということを盛んに言われました。

しかし、一定の権限を付与されておる自治体でございますから、そのときの判断によって場合によっては異常措置をとらなければならない、またそれに対しますある程度の修復措置もとらなければならない、これは常識ではないかと思っております。

したがって、そういう分野のことは余りつきつめておりませんが、都の御指導の中にも違法ではないということはあったというふうに聞いております。当然、給与条例主義は、これこそ大切なことでございますから、十分御理解をお願いをする、そういう説明を行って、あわせて市民の御理解もいただく、ところいう趣旨でございます。

法律論議は私も特別の知識を持ちませんので、反論ということではなくて常識の線で行う範囲のことであるというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 古賀議員さんから質問を受けましたことに、反論ということではなくこういう考え方だということをお願いしたいと思えます。

八王子の問題、これもあると思います。それはそれとしまして、私どもは条例主義に則りましてこれを提案したということでございます。これは、見方によっては八王子はこっそりやったからいい、日野は中央突破を図って堂々とやってきたというような考え方、これは見解の相違でございますが、私どもは先ほども申し上げましたように、地方自治法204条、それからそれに引き継ぎまして地方公務員法24条——今、御説明がございました。それから25条、こうしたものを踏まえて日野市の条例、これに改正をしてということで議会中心主義で、ここでお願いしたということございまして、この見解は、

言葉によっては議会軽視と受け取られることもあり得るんじゃないかと思うんですが、そうしたことは私ども考えておりせん。そうしたことでこれを提案しております。

それから通し号俸の当、不当性につきましては、既に何回もしてきておりますが、この当時、49年ですか、この当時行われましたことも、やはり手続き上におきましては市議会の皆さんにお願いして、この制度がスタートしたわけでございます。それで、それに基づきましての是正、そうしたものはそれなりに、また時代とともにやっていかなきゃいけないんじゃないか、そういうふうな考え方をとっております。

それから、一斉短縮の件でございますが、先ほども申し上げましたように、それでは逆な考え方で一斉延進はどうなんだということでございます。

先ほども申し上げましたように、職員には一斉延進を行いまして不利益的なことが行われました。これに基づくものでございますので、この一斉の延進ということも片方では条例、これをお願いいたしまして、そのとおり通してもらいましたんですが、そうしたこともあります。そうした中での条例の改正、条例の決定ということを議会にお願いしているわけでございます。

そうしたことを踏まえまして、よろしくひとつ御配慮を、あるいは厚意ある御判断をお願いしたいわけでございます。そのことは給与政策の問題でもありますので、これらを十分良識ある議員の皆さま方からの御協力をお願いしたいということでございます。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私としては、全く納得ができないわけです。市長は法的な問題は余り突き詰めてないとおっしゃいました。自治体は地方自治法によっていろいろな権能が与えられております。また、地方公務員法に基づいて職員の皆さんは仕事をなさっております。また、さまざまな法令に従っていろいろな事業もやられていられるわけです。法的なことを詰めないで、これほど話題になって職員給与の問題が行革の中で大きなウェートを占めておるということを申し上げておりますのに、余り突き詰めていないというのは極めて無責任な市長の発言だと思います。また、厚意ある判断を議会に求めるというのも随分議会に対する――すがりつけば何とかかなるというようなことでは困るわけでありませう。

一切違法性なし、と市の態度は今のところ変わらないわけですが、もう少しきちんとしたことを申し上げて、もう一度同じことをお聞きしたいと思いますが、6ヵ月昇給延進も逆に問題じゃないかということをおっしゃいました。この給与制度や退職金の問題は、いわゆる世論、市民感覚がやはり背景にあるわけです。市民の常識、または

世間のものの考え方の平均的な水準、こういったものに照らして、やはり、ある一部だけの公務員の給与が高いということであれば、それが指導を受けて是正の措置がとられる、指導を受けてそれに従うということは当然だと思います。

つまり先ほど申しましたように、給与条例主義、それから地方公務員法の24条、これらはいずれも、周りとかげ離れた制度はやめなさいということをやっているわけであり、例えば富士電機や日野自動車や東芝にお勤めの方よりも、同じような仕事をなさっている方が市の職員としてそれを上回る給与や退職金をもらっておられるようであれば、やはり世間並みにしなさいというのが給与是正であります。

ですから、そういうことを背景に6ヶ月の昇給延進も何も今まで市長が手を打たずにきたから、こういう激変する措置をとらざるを得なかったわけでありますので、6ヶ月昇給延進はどうかというようなことは、全く組合の代弁的なお話でありまして納得することはできません。

なお、自治省が出しております——毎年出しておりますが、地方公務員の給与とその適正化という冊子がございます。かなり厚いものですが、これに、これまた日野とびつたりのものが問いと答えが出ております。

問いとして、「最近、一部の地方公共団体において、職員団体からさきに講じた給与適正化措置について復元の要求が出された場合の考え方いかん」という問いであります。これに対して次のような答えが記されております。「地方公務員の給与の現状は、昭和50年度以降の適正化の措置にもかかわらず給与水準、制度、運用ともに問題が残されており、引き続き適正化を要する状況にある。給与の適正化の措置は、それぞれの団体の給与の実態に基づき適正化を図る必要があるという観点から講じられているものであり、したがって、これを復元するというようなことは給与のあり方という見地から考えられない」このように書かれております。

さらに「いわゆる復元の問題は財政状況の好転等をその理由とするものが多いと考えられるが、給与は本来、法に定める給与決定の根本基準に従って決定されるべきものであって、財源の伸びが期待される場合には、それは当然住民サービスの向上に充てられるべきものであり、給与を再び不適正な状態に戻すために使われるべきではないということはいうまでもない」このように書かれております。

これは、給与の適正化を図るために自治省がそれぞれ各自治体に配っているものだと思います。これは日野市の市政図書室にもありますから、部長もお読みになったと思うんです。復元というような要求が出た場合には、給与のあり方という見地からそういう

ことは考えられないことだというふうに書いてございます。

また、そのための財源は職員の給与の短縮に使うのではなくて、当然住民サービスの向上に充てられるべきであるという見解が述べられております。

これに対しては、どのように所見をお持ちになっているのか、市長からでも結構です、総務部長でも結構です。お答えをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどの答弁の中で、法理論を明らかにしてないという意味のお答えをしたことは不謹慎でございました。内部で十分検討もいたしまして違法性はないという結論でおります。

それから、今、御指摘の点は、基本的考え方としてはまさにそのとおりだと思っております。しかし、公共サービスをする立場にある職員といたしましては、極めて市民の方々の御理解を得るということは給与の上でも大切なことでありますから、そのことにつきましては、これまでもそうございましたし、今後もそのつもりで一貫する方針であることは申すまでもございません。

給与の是正等のことにつきましては、今までかなり積極的に努力をまいりましたし、紆余曲折もございましたし、一方には職員に対します労使の信頼関係ということも大切にございます。

それらのことを総合いたしまして、今回の措置を判断したということでございますので、ご理解をお願いしたいという一念に尽きるお願いの次第でございます。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私は、具体的に給与の適正化について自治省で作成しております文書に従って日野市の見解を求めたわけですが、ただ、お情けにすぎるといような——具体的に、こういうことが根拠になって違法性は全く消去されるんだといようなことは一切出てこないわけですね。やはり、法理論的理由といような詳しい法律の知識がなくても、これを読んでみればどなただって、この一斉昇給はやはり違法性がある、条例をつくってもやっぱり、やっちゃいけないことだといことは、おわかりになると思うんですね。

ですから、私は先般もちょっと申し上げましたが、本来、職務給を早く導入をすれば当然職務給の採用の時点で給料を下げるわけにはいきませんから、ある程度直近上位にもっていかざるを得ないんです。そういう中で多少の味つけ、工夫はできるのではないかといことは申し上げました。そういう給与の抜本的な改正はなおざりにして、つま

み食いをするように復元措置だけは何とかお願いするというのは、はなはだ身勝手な議案の提案の仕方だと思います。

そうであれば、これがもし通るようなことがあれば高齢者対策として給料表での、いわゆる55歳の頭打ち、それから58歳の昇給停止もございました。じゃ、これも要求すれば市長は撤回されますか。その点はどうですか。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういうことはいたしません。もう既に御理解を得て決定をいたしておりますし、後戻りをするというようなことは考えておりません。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 非常に市長らしい答弁なのですが、6ヵ月昇給延進もちゃんと、この議会で議決をしたんです。条例に明記をされました。もう決まったことなんです。それを自分が都合のいいところだけ、組合が強くと主張するところだけは、さっと今回こういうふうにはとぼりが冷めたところに出してこられる、つまり管理職及び、いわゆる定年が近くなっておられる高齢者の職員の方は、やはり給料が上がらないというのは、やっぱりおもしろくないわけです。それも、じゃ、もとどおりしてくれという要求だって当然出てくるんじゃないですか。余りおっしゃらないとは思いますが、そういう気持ちはお持ちになると私は思います。そういう心理というものも、市長はお考えになる必要があると思います。

それから、このことでの影響というものもちょっと考えてみたいと思います。

仮に議会がこの条例案を否決できなかつたとすると、恐らく昭和63年の4月1日のラスパイレス指数は、かなり上がるものだと私は思います。そうすると、今、第2次の給与是正団体に日野市は指定されております。名前を挙げられて給料が高い、国家公務員の水準に戻しなさい、なお、退職金についても是正をしなさいということで指導を受けているわけです。これが今年度で切れます。

そうすると、当然給与の是正を行わない日野市のような団体が、たくさんまだ残っていると思いますので、第3次の是正団体が指定されると思います。そのときには日野市は間違いなく——第2次指定の折りに示された給与是正措置をほとんどとっていないわけです。ですから、確実にまた3回目の不名誉な是正団体に指定をされる可能性が非常に強いと思います。ですから、ラスパイレス指数が上がるようなことがあれば、当然また給与是正団体に名前を連ねることになるわけです。

そうしますと、自治省も東京都も不当ですよ、違法性が濃いですよ、取り下げた方が

いいですよということを今、市に求めているにもかかわらず、私どもが、この議会がこれを万が一可決するようなことがありますと、起債が、市民会館のときと同じように保留されることが出てきます。つまり、ペナルティが課せられるということが想像できるわけであります。

昭和62年度の起債はどういうものが予定されているかと見ますと、予算書の7ページにたくさん並んでおります。旭が丘児童館、生活・保健センター、モノレール、2・2・5号線築造、それから南平丘陵公園用地買収、それから市営住宅建設、ふるさと博物館新築、そのほかにも幾つかございます。こういうもののうち箱ものについては、また公園用地等については、当然起債の制限が行われる可能性が非常に濃いわけです。濃厚です。

そうしますと、市が予定している事業が進まない、進まないということは市民の皆さんに大きな損害を与えるということです。予算が議決されていても起債が認められなければ財源に穴があくわけですから、事業ができなくなります。

企画財政部長は、どのようにお考えになりますか。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 今、起債の関係で御指摘がありました。現在は12件、6月議会に1本補正をお願いしておりますので、あわせて13件でございます。よって、今、御指摘の分につきましては、現行の中ではそういうものを考えておりません。そういう意味では、現状の中においての12本の優先とすれば恐らく、箱ものというような表現でございますが、市民生活に密着するものを除いての順位としての考え方が行われるわけでございます。

今の現状としては、そういうものを考えておりません。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 日野市の大蔵大臣企画財政部長が全く考えていない、楽天的というか、何か根拠に確信を持っておられるのかもわかりませんが、当然、給与条例によって、今まで市民会館が起債を保留されて10億円財政欠陥が生じるということで、市長は、あわてて市長選挙前にこの解決を図ることに躍起になったわけです。同じようなことが——市長選挙はことしはありませんが、例えばふるさと博物館や南平の丘陵公園の用地取得の事業、これは、かなり私は保留されるケースが濃厚だと思います。そういうふうに普通考えるのが常識だと思いますが、日野市の大蔵大臣は、問題ないでしょう、考え

ておりませんということで、非常に気のいい財政部長さんですから悪いことは一切お考えにならないという主義かも知れませんが、本来であれば、やはりこういう3短の条例改正案は、財政当局としては困る、市長に、白紙撤回をすべきだ、取り下げるべきだということぐらいは、側近としておっしゃった方が私はいいのではないかと思います、今もって、お考えはお変わりになりませんか。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 今、御質問の中にもありましたが、確かに前回58年と60年度、2回あるわけでございます。しかし、私は今の現行の中での考え方を申し上げて、これからの状況を判断しながら、やはり注目すべきだろうとは思いますが、今現在は考えてないというふうに判断しているわけでございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 企画財政部長とすれば市長の側近とは申せ、やっぱり補助職員として市長が違法でない、取り下げないと言え、やはりそのことに唯々諾々と従わざるを得ないのではないかと思います、事は市民生活に関連をしてくる重大問題であります。やはり、職責を果たしていただくということが今のお立場として、心のどこかにはそういうお気持ちもあっていいのではないかと思いますので、多少は気にしておいていただくようお願いをして、そういう事態が発生をしないように財政当局側の責任者として、賢明な御判断を今後いただきたいと思っております。

最後にもう一度、市長に確認をいたしますが、この一斉3短昇給の条例改正案については、議会の議員も皆、理解をしてくれるはずだ、ゆえに取り下げを考えないということに現時点でもお考えは変わりないかどうか、取り下げの意思は全くないのかどうか、白紙撤回の意思あるや否やをお聞きをいたします。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これから達成しなければならない、いわゆる給与関係、あるいは行政改革の完成ということに伴いまして、やはり信頼関係を確実につないで、正確にしておくということは極めて重要でございます。

そういう、今、通し号俸制の職務給か、また内部のスクラップエンドビルドに伴いますある範囲の組織改正等を考えます場合に、一応一めぐりをした給与延進の成果といいましょうか、そして、ある程度ラスパイレズ指数も鎮静化した、この際に——もちろん復元というような考えではございません。若干の修復をしておくということは大切だ

というふうに考えてお願いをしているものでございますので、取り下げるという考えは
ございません。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私が再三申し上げましたように、やはりこれは、やっちゃんけ
ないんですよ。もっと大道を歩んでいただいて、堂々と、やはり職員の皆さんに今後給
与の面で制度の改正を速やかに行って、皆さんが納得する給与体系をつくるという中で、
市長の意図されたものが多少なりとも含まれる可能性があれば、そこに私は含めるべき
であったと思います。やっちゃんけないんです、これは、絶対。これは常識なんですよ。
これを読んで、法令とか通達、またこういう指導のいろんな文書を読んでなおかつ、こ
れは問題ありませんなんて言う人は恐らくいいですよ、日野市以外に。日野市だけで
すよ、そういうことを言っているのは・・・。

ですから十分に、まだ時間はありますので、総務委員会の審査まで時間はありますの
で、市長も十分賢明なる御判断をいただきたいと思うわけであります。

それから、私もいろいろ自治省や東京都の関係の方を含めて、いろいろお話を聞いて
みました。そうしましたら、やはり、この3短の問題を給与の是正団体に指定されてい
る市の議会の皆さんが、まさかそんなことをお認めになることはないでしょう、という
ふうにおっしゃっていたんです。

議会の浄化能力また監視機能、議会の良識、こういったものも試されているときだと
思います。市長だけが物笑いになるのは、私は構わないと思います。仕方ないと思いま
すが、議会まで物笑いになるようなことは、ぜひ避けなければならないと思います。

森田市長が、日野市という自治体の最高責任者として全市民に対して責任を負うとい
う簡単明瞭な道理をきれいさっぱりと忘れて、職員組合との関係修復による自己保身の
ために手段を選ばぬとんだ心得違いの政策、選択を、臆面もなく今回行ったものと私
は判断をいたします。まさに職員組合への卑屈な追従と従属であって、到底良識ある市
民の容認することのできないものであります。

自治法や公務員法の趣旨に照らすまでもなく、あくまでも職務給の導入こそが、今、
市長のなすべき唯一の課題であって、違法性濃厚な昇短など決して許されるものではあ
りません。

今、市民の皆さんが、円高やドル安という急激な経済変動の厳しい環境の中で、さま
ざまな困難と取り組み、そしてその克服に懸命に努力をしているその時期に、こうした
不謹慎な提案を発想すること自体、話があべこべであります。市民をばかにするにもほ

どがあると私は思います。

今、市民が求めているのは、また当然職員の多数の皆さんも願っておられるのは、まず違法な給与制度、通し号俸制を廃止して、職務給に基づく正しい給与体系の確立であることを私、最後に市長に直言をして、この一般質問を終わりにいたします。この後の質問については次回に譲ることにいたします。

○副議長（中山基昭君） これをもって19の1、行革は、先づ違法な給与制度「通し号俸制」の廃止からの質問を終わります。

次に19の2、固定資産税について市の考え方を問うの通告質問者、古賀俊昭君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時14分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の1、中学校、学校保健について問うの通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

〔25番議員 登壇〕

○25番（谷 長一君） それでは通告に従いまして、中学校の学校保健について、質問をいたします。

この学校保健ということでありまして、特に私は中学校の保健について、質問をいたすわけでございます。まあこの中学校の健康と安全の充実した生活指導というのは、非常に私は難しいんじゃないかと思うのであります。この夏休みの期間等過ぎると、生徒が非常に各中学校においても荒れる、またはその結果、先生等にも暴行を加えたり、何かをするというような事件が発生しているということ、伺っておるわけであります。それらのあたりを頭に置きながら、児童生徒が生命を尊び、健康で明るい活力のある生活を送るようになるためには、一体生徒と児童をどのように指導し、健康づくりに努めたらよいかということは当然であります。各学校において、健康活動全体を通しての生命の大切さを十分指導し、健康安全についての理解を徹底する、そしてみずからが進んで健康の保持、増進や、体力の向上を図る能力や、態度を育てることが必要であ

ることはもちろんであります。特に、性にかかわる児童においては、人間性に関する理解を十分に深める。と同時に、成長過程における課題に、適切に対応できるよう、援助、指導をするということが、大切であります。また体育や、日常正課における事故の防止にも努めるとともに、交通事故、災害等によるこれらの事故に対しても、また、よく指導し、これら災害に対して、生徒児童の安全を確保するというのが、この大きな目的でもあるのではないかと思うわけでございます。

そこで、一体病気ということを考えてみますると、非常に難しいということが言えるわけであります。病気と対比される用語というのは、何かということになると、健康であります。よく似た言い方に、よく我々の仲間もあいつは変わってる、あいつは正常じゃない。この異常と正常論ということ、まあここで触れておく必要があるのではないかと思うのであります。したがって、何をもち、この病気と死ですね、何をもち異常ということかということも、非常に大切な問題であります。例えば、人間のですね、人の身長が非常に短い、小さい、いわゆる小人のような人と、またジャイアント馬場のように、非常に大きい人もいるわけです。小さいから病気なのか、大きいから病気じゃないとか、異常なのかとか、また健康じゃないとかって、一体その境目をどこに持っていったらいいかという、私にはよくわからないわけです。まあわかっている人もいらっしゃると思うけれども、まず、お医者等におきましても、これはホルモンの関係で、そういうふうになったということであって、分泌の異常がその原因であると言われているということ、皆さんも御承知のとおりだと思います。しかし、健康の上においては、異常じゃないということが、言えるわけです。そのような観点に立って考えてみると、本当にこの人は異常だとか、異常じゃないとか、病気だとかということは、その基準というのは非常に難しいということが言えるわけであります。それですから、低くても、高くても病気とは、先ほど申しましたように、言うことが難しい。また血液の検査など、その数値、それから各種の機能、の、これは能値といいますけれども、これは握力とか、筋肉の力、肺活量など等は議員30人おっても、みんな違うと思うんです。これはすなわち私は異常なんですよ。それからまた痛みとか、だるさ、自覚症状は客観的には検査によって、定量にあらわすことがこれはできるかと思うと、やっぱりできないんですね。これは不可能でありまして、その人の差というのは、非常に大きいわけです。このあたりからいってみると、病気というのは私なんかもそうでありますけれども、いわゆる自覚症状、それからお医者に行って、診察を受けて、お医者はどこが悪いとか何とかと言います。またはその検査等によって、そのデータによって、その心電図をはかって

もらって、ちょっと心臓に異常があるじゃないとか、または、その今度は自分の所見とそれからデータの検診との結果を総合して、診断をするお医者もあるわけでありませう。そのようなことを考えてみると、その機器診断と機器検診ですね、これらを総合したもの、または総合しないで、自分でただ触診とか、聴診とか、打診とかって、いろいろありますよね、診察の方法は。それだけで所見を下すお医者もいるわけです。それですから、この診断基準どおり病状を示す患者がいるかどうかということは、これは——まあよく似た病気だというような診察結果は得られても、その病気との関連ということを考えてみると、その鑑別というのは非常に困難であり、また患者であっても軽症の場合や何かは、その自覚症状がないと、自分がぐあいが悪くて患者でありながら、患者じゃないような気さえするわけでありませう。同じ人であっても、Aのお医者に行けば、病気だと、または今度は他のお医者に行けば、病気じゃない、それで今度はほかのお医者さんに心配ですからさらに行ってみると、病気だというような場合もあるわけでありませう。それですから、ある医師は病気だと診断する医者、あるいは病気じゃないと診断することも十分あり得るというのを、恐らく多くの方が経験していらっしゃるところではないかと私は考えております。

これらに対しまして、私も赤ちゃんが生まれたとき、またはお葬式のときに行くと、明らかに生まれたということと、死んだということは、まあ脳死等難しい問題を、これは除くと、どなたも生まれたとか、ああ死んじゃったとかということだけは、私もわかるんですね。恐らく皆さんも同じだと思うんです。それですから、病状などにあらわれる病気、または病気は身体の組織等に異常が起こるというけれども、この前ですね、石和のあるホテルでですね、松井というお医者さんがエイズの話をしたわけです。そのときに、人間の体のいわゆる組織、いわゆる細胞からつくられていて、エイズはいわゆる、あれは細胞のですね、中の、A細胞とT細胞の関係を話したんですね。それで、そのT細胞に免疫がなくなっちゃうから、エイズは今のところほしいままに、体の中を縦横無尽に、ある一定の期間は潜伏期間を置くけれども、走り回って、今のところ医学的に処置する方法がないと、言っていました。が、しかしですね、このT細胞を押さえることができれば、エイズはもちろん解決するわけです。が、しかし、それと同時にまたがん細胞等もその薬が発見されれば、また治癒の見通しもできるんじゃないかということが言われているわけです。それですから、その研究に現在、医学界におきましては、この薬学界とも協力をして、10年たてば恐らくできるんじゃないかというような見通しも、過日ラジオで言うておりました。まあそれですから、せいぜいあと10年生き残れば、エ

イズとがんから逃れることができるんじゃないかというようなことを言っておりましたので、せいぜい長生きをするということが、一番いいことだと私は思っております。

それでですね、さらに血液とか、尿とか、化学的な検査をしてみる、さらには物理的な検査、それから心電図、脳波など、生理的検査とさらにX線、さまざまな検査を行うわけでありますけれども、これらのことをしてもやはり自覚症状が出ない人もいますわけです。またその自覚症状がなくて、今度は他から見た場合、いわゆる他覚症状ですね、これはどなたでもそういう経験はあると思うんですね。これはどうしてかと言いますと、いわゆる顔色が悪いとか、案外疲れているような場合ですね、特にそういうのが多いわけです。この中学の健康診断等はそのようなことを考えて、どのような形でその健康診断等が行われているか、または検診等が行われているかということも、また考えなければいけないところじゃないかと思うんです。どうしてかと申しますと、これは学校というのは、一つの大きな集団である関係上、多くの方々が健康であるということであります。個人の患者を対象とする治療とは、これは別なんですね。それはこの中学生に対する健康要求ということは、非常に緊急性が高いということは言えるわけです。それですから、病気かどうかというのを確実に把握する必要があるということも、もちろんであります。この健康診断、または検診は単に疾病の有無からということではなくて、それらを含めて多角的に、または多層的に、健康状態を把握するための私は検査であり、検診であり、これが集団検診ではないかと思うのであります。対象となる生徒、児童生徒の中には、健康な者が含まれていると同時に、自覚症状のない、病識のない、病気に対して知識、またはよくわかっていない子供等がおるわけであります。それですから、医師の診断を受けなければならない、これは健康検査ですね、身体検査、特に。まあそうなるそうですね、小児の小さい子供の場合、また中学生もそうですけれども、自覚症状がない者は、医師の診断というのはどっちでもいいというように、軽く考える方もいるわけです。まあ医師の診断を考えてみると、社会的にもまたは経済的にも、ちょっと具合が悪いと直ぐお医者に、または病院へという方もおりますけれども、そうじゃない方もいるということも、やはりこの忘れてはいけないところではないかと考えております。

そこで、健康診断を受けますと、どういう結果が出るか、まあ健康だとされた方には健康管理はどうしたらいいとか、また養護教諭から、また体育の先生等から、指導を受けると思いますがけれども、その疾病の異常者に対しては、また早期に検診を受けたことによって発見できるそれですから、適切な医療行為を受けるように指導したり、または病気の人にはどのような病状に対する管理をしたらいいかというようなことを、指導す

るようになることだろうと、私は思っております。

そこで、そういうときに、いわゆる先ほど申しました、正常と異常と、正常か異常かということで、先生だってわからない場合があると思うんですね。よく異常か正常かということを見逃す場合というのが、往々にしてあるのではないかと思うんです。先ほど申しましたように、自覚症状がある場合には、どこが痛いとか、どこがこうだとか言うけれども、自覚症状がない場合に、すなわち他覚症状の場合には、そうではなくて、単に身体検査だけでは判断が下しにくいわけでありまして。それですから、次にいわゆる結核等の場合においては、結核じゃなくても、ツベルクリン反応、または陽性の方はレントゲン撮影をしたり、または陰性の方は、あれはBCGですか、それらの接種を行うというふうになるのではないかと思うわけです。そのようなことを通して、学校の結局健康診断、または検診というのを、学校保健法によって定められたその範囲内において、行っていると、私はそのように理解しているわけです。

それですから、61年度の決算書、または62年度の決算書を見ましても、小学校、それから中学校のこの学校保健の医師の予算、これは医師とか歯医者、それから薬剤師等、これ組まれているわけですよ。そのような観点に立って、学校保健の目的ということについて、どのような適切な指導、または行為をしているかということ、お伺いしたいわけです。が、しかし、今回におきましては、学校保健の目的ということが、第1の質問の要旨であります。

次は2番として、この回虫の検査ということで、お伺いいたすわけでありましてけれども、この回虫につきましては、予算書を見たり、または学校関係の方の話、または医師会等の話を聞きますと、ほとんどないというふうに言われております。が、しかしですね、ないにもかかわらず、結局検査等は上の方の関係もあって、やはりやっておるわけでありましてけれども、この文献等からいきますと、昭和30年から35年ごろになりますと、農家等におきまして、人ぶんをし尿を肥料として使わなくなった関係上、いわゆる野菜等から入る、卵が野菜等に、し尿をその肥料として使いますので、付着する関係上、口からは入らなくなったわけです。それと同時に、土中の回虫の卵等も、風等を通して、空気ではやはり鼻から入るといふものもなくなりまして、回虫の保虫者というんですか、これは激減したわけでありまして。

そこで先ほども申しましたように、99%はない、日野の中学校も回虫の持っている方はどのくらいいるかと同時に、ギョウ虫なんかもわかれば教えていただければ一番いいんじゃないかと私は思います。

それから第3点としまして、先ごろ高校で、集団結核が発生している学校が検診でわかったわけなんです。これはやはり検診でわかったんじゃないかと思うんですけども、それがいわゆる結核は過去の疾病と考えておりましたけれども、なかなかそうではなくて、8月10日、千葉県の県立高校で、生徒数が1,338人おります。そして生徒が25人、結核に感染しているということが明らかになったわけです。さらに、原因はということになるのでありますけれども、その原因としては、途中は飛ばしまして原因を申し上げますけれども、昭和49年から間引き検査により、BCGの接種の機会が少なくなったということが、その引き金になっているようであります。この結核は非常に今は少なくなったと言いますけれども、やはり年間6万人ぐらいは、発生しているわけでありまして。まあ現在はほとんどが高齢者といってもいいんじゃないかと思うわけでありまして。そこで、この結核というのは、中学校でも検査の中に入っておる関係上、日野市は、どのような形で結核の予防、または感染はしても病状の進行ですね、これはいわゆる結核は結核菌でありますから、まず最初に肺へくっついて、それでその——そしてまた血行性ですから、血によって、血で運ばれるわけでありまして。それで、まあ五臓六腑と言われる全身に付着して、結局一つの病巣を呈して、発展するわけでありましてけれども、初期の症状ということになると、特に変わった症状等はないわけでありまして。その特に変わった症状のない時期に、レントゲン、X線検査等を受ければ、そこで見つかるわけでありまして。そのようなことを考えてみると、この結核というのは、案外小学生や、中学生はかからないんじゃないかというような考えが、市民の間にも今は定着しているように聞かれます。が、しかし、非常に結核菌は恐ろしいわけでありまして。まあ戦前等はまず結核が死亡の第1位を占めておって、これにかわったというのは、がんということになるわけでありましてから、結核に対する配慮、特に集団に結核が発生した、学校等で集団的に結核が発生したら、非常に困るわけでありまして。それですから、そのような保健法の範囲内における検診等が、身体検査、それから検診等が十分に行われているかということをお伺いいたします。

それから、4番として、中学校の女子生徒の健康診断のときに、非常に健康診断を受けない人が多いわけです。そうになると、ただいま申しました結核や何かに感染しているような方、いわゆる結核は自覚症状が出ないというようなこと、または結核に感染しても多くの場合は自然に治っちゃう人が多いわけです。そのようなことを考えてみると、治る方はそれでよろしいんですけども、冒された場合ですね、菌に冒された場合はどうなるかということ、考えてみると、非常に憂慮されなければならないということ

ありますけれども、この女子生徒の健康診断というときに、受ける方が少ないわけです。これは、校長会等におきましても、そのようなことが話に出ているようであります。また診察を行う医師の側におきましても、身体検査もしないで、どういうふうにしたらいいかということになると、全く心苦しいということをおっしゃいました。が、しかし、これまた一応身体検査の立場は整えなければならない、というのが、これは学校保健法で定められておりますから、やらざるを得ないということであるそうです。そのあたりにつきましても、いわゆる現状というのは、特に診る程度ということになってしまいうわけなんです。まあ本当に診るだけであるといっても、いいんじゃないかというわけですね。それですから、医師会としても、私伺いましたら、診たとは言いがたいんじゃないか、というようなことをおっしゃるお医者さんもいるわけです。これは非常に無理からぬことではあると思うわけです。これは、何となれば、特に思春期における体の変化等を見てみますと、これは確かに男女の場合、男だって私たちも小さいときはあったわけです。振り返ってみると、非常に大きく体に変化する時期でありますので、また同時に思春期における精神の状態の不安定、これらを考えてみると、無理はないと、仕方がないというふうに考えますけれども、そのような形でほうっておくわけには、私はいかないんじゃないかと思うわけでございます。特に、何と言ったらいいですかね、非常に体の変化というのは著しい。これは本当に私だって女性の体や何かを若い人を見れば、いろいろな考えがまあ出るわけです。特にこの女性がお医者さんの前、そうしたりまた同僚の前です、裸になるということになれば、第一番に目がつくのは、第一番に目のいくところはどこかと言えば、このあたりじゃないかと思うんですね。そうすると、その乳頭や何かのもういろんな変化と、または乳輪等の色は色素が沈着して、色が出ているわけですよ。そうすると、「あ、あなたは」と「私は」と直ぐ比較の対象になるわけです。それですからですね、人の前で裸になるということは、よほど病気でもなければいやがるのは、当たり前なんです。私が女性だったら、中学生だったら、いやがると思うんですね。そのあたりを考えると、これから先ほど申したようなことでは、私はいけないと思うんです。それでですね、やはり身体検査、または検診等を受ける場合には、受けるような受け入れ態勢を確立して、行うということができなければ、依然として今までのような本当に形だけの身体検査というふうになり、になってしまうのではないかと考えております。特に、女性と——男性でも、体というのは変化する、人の前で裸になるということは、いやなんです。それですからまして女性はそうでありますので、そのあたりにつきましてもどのように対応、これからするのか、はっきり答弁を願いた

いと思うわけであります。

次は校医の増員と、医師の手当の増額をしてもらおうと、それで検診の充実を図ってもらいたいということををお願いするわけであります。これはどうしてかと申しますと、中学の場合ですね、内科医は10名、専門医が9名、歯科医が10名、薬剤師が8名と、精神科医は小学校の方に1人かな、そうしますと、小学校にはいないわけなんです。それで医師が一体、1人で何人を診察するかと率直に申し上げますと、そのあたりからいくのが一番いいんじゃないかと思えます。校医は1人でありますけれども、この800人から1,000人までは1人であって、1,000人を越えた場合には、2人になるわけでありませぬけれども、まず普通1人ということで、1人ということでしています。1校で生徒が800人から1,000人ということになると、先生が4人ぐらいで診るわけです。それで1時から、3時まで診察をする——診察じゃないですね、これは、検査をするわけですけれども、それで2時、3時と、2時間で終わらせなければならないということでありませぬ。特に先ほど申しましたように、女子の生徒はそのような、服を脱ぐということは、年ごろでもありまして、いやがるわけですね。で、まあ脱がないわけですね。それですから、脱衣に非常に時間がかかるわけでありませぬ。それですから、診療が一口に言えばできないというような状態であるということを知っております。

そこで現状では、先ほど申しましたように、診るといふのは、本当にほど遠い、ただ診るだけだ。それですから、中学校の校長会、または校長さん等から、よく診てもらいたいという要望が強いけれども、医師会としては診られないんですから、全部というわけではありませぬけれども、現状では診たと、診察をしたということは言いがたいという声も上がっているわけでありませぬ。そういうことを考えてみると、やはり小学校も同じような状態、まあちょっといいということは大体推測されますけれども、小学校の方がいいというふうに言ってもいいんじゃないかと思えますけれども、そのあたりを考えると、どうしても医者1人に対して、何人ぐらいができるか、その身体検査をできるかということになると思うんです。そういうふうを考えなければいけないんじゃないかと思うわけですね。そうすると、医師1人当たりの生徒の対象者ということになると、100人としますと、内科医が4名ですから、800名とすれば200人診るわけですね。そうすると、その4名が100人ということになると、その8人、倍になるわけですね。そうすると、結局予算的な面におきましても、大変にはなるけれども、やはりそれらのあたりを考えてしないと、これらの問題点は解決できないのではないかと考えているわけでありませぬ。

また、耳鼻科は専門になるわけでありますので、医師も少ないわけであります。それで今度はさらに、ちょっと拡大して考えてみると、中学と小学校あわせて、まあ2万人も診察しなければならないわけであります。そこで、いわゆる非常に重労働という形になるのではないかと同時に、耳の聴覚の限度というものは、一体何人ぐらいを正確に聴診することができるかということも、私は考えなければならないのではないかと思います。まして、耳鼻科の場合は、耳は両わきですから二つ。それから今度鼻は穴が二つあるわけですね。それで、今度またのども診なきゃならないとなると、1人の生徒に対して、まあ5カ所診るわけですね。そうなると、小学校と中学校あわせて大きく言うわけじゃありませんけれども、2万人とすると、10万個の穴をのぞくわけですね。これそんなんです。もう客観的にいって、そう、はっきりしていますから、これだけは。もう違うなんという人はいないと思いますね。それですから、そのあたりもよく考えていただくということが、大切ではないかと思うわけです。そういうことを考えた上で、どのようにしたら、生徒の健康をよく把握して、その集団生活を行う上にもよろしいかというあたりを踏まえて、医師の増員等について、明確な答弁をお願いしたいと思うんです。

それからやはりこうなると、非常に重労働だということでもある関係上、当然医師の手当等も少しは上げてもいいじゃないかというふうに、考えておりますので、聞くところによると、まあ報酬審議会等におきまして、審議されたということは伺っております。それですから、そのあたりは今後どのようになるかということもあわせて、御答弁を伺えれば幸いです。

それから、中学生の健康診断を行う場合、非常にいやがる人もおったり、またはでき得れば、今度生活保健センターができるわけでありますので、この生活保健センター等を使って、そのような検査が行うことができないものか。やはり、この生活保健センターは今後の維持管理等ということにおきまして、非常に条例等によるとできないようになっておりますけれども、そのあたりは私は有効にこれを使って、その市民の、小学生、中学生も市民でありますから、体力の維持と増進に寄与するということが、私は大切ではないかと思うので、この中学生の健康診断を生活保健センターでできないかということ、第6点として伺いたすわけであります。

それから、いろいろこのような検診、身体検査等行くと、見逃したり、何かをする、まあ検診等で、事故が起きたときのその責任、これは特に先ほども申しましたように、健康か病気かということの判断は非常に難しいわけであります。そのような観点に立って考えて、病気の発見ができなかった等の際の責任というのは、どのような形で処理

されるのか、そのあたりも伺いたいのであります。

それから最後に、自閉症と、登校拒否ということであります。このいわゆる日野市にも、中学でも、登校拒否等を行っている生徒がおると思うんです。そこで、その何だかんだ申しまして、今校内暴力というのは鎮静化をしていると言いますけれども、やはりそれは今度はどこかに移行しているわけです。やはり、子供の世界は学校の教師といえども知らない面がたくさんあるわけでありまして、非常に中学生あたりになると、生徒間の団結というのが、強いわけです。本当に先生が知らなくとも、生徒は非常に大きな行為をしているということがあるわけです。それで初めて、問題化して、ああ、あったのかというようなこともあるということを聞いております。このようなことを考えると、自閉症がために、登校を拒否している生徒、または拒否している生徒を無理やり学校へやると、また非行に走ったり、またはつまらない場合にはいじめ等もやるというふうになると思います。学校ぎりいということを経由に、通常は片づけられておりますけれども、日野市におきまして、自閉症による登校拒否という生徒も何人か私はいるんじゃないかと思えます。そういうことになると、やはり身体検査、いわゆるお医者さんに診ていただくということが、自分では自覚症状がなくとも、お医者さんが顔を見れば、体を見れば、大体わかるわけでありまして。そうすると、先生に、お医者さんがこうだということ、すぐ片方でチェックしておりますから、わかるわけですね。まあさまざまな登校要因という、登校の拒否というタイプはあっても、そのあたりでチェックもできるということが、言えると思うんです。本当に小学生、または特に中学生ですね、この場合は、情緒も不安であるし、心も混乱しているわけでありまして。それですから、学校に行かないというような方は必ずいると思うんですね。それでお医者さんが診れば、精神科医等も、小学生のときにはいるわけでありまして、精神科医等に診ていただければ、これは神経症的な登校拒否なのかというようなことも、わかるのではないかと思うわけでありまして。それですから、校内暴力というようなことも、警察や何かの調べでは、非常に少なくはなっているというけれども、少なくなった反面、それがどこかに移行していると。それでさらにその内容的なものは陰湿をきわめているといっても、過言ではないかと私は思っております。そこでまあ大人の社会におきまして、これはいじめというようなものは、多分に各所に横行しているわけでありまして。それなど考えて、この自閉症の生徒が日野市には何人ぐらい登校を拒否しているのか、または登校できないのかという点についてお伺いいたします。以上8点について、お伺いいたします。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） 教育長の方からお答え申し上げます。

まず第1点目の学校保健の目的はということでございますけれど、これは学校保健法によりまして、学校におけるところの保健管理並びに安全、そういう点に関しまして必要な事項を決めて、児童、生徒、並びに職員の健康を維持していく、そういうような方向の中から、学校教育を円滑に進められるように図っていくんだと、こういう目的で、学校保健法の中に細かく児童生徒の健康診断等の問題が規定されているわけでございます。

それから2番目に、寄生虫関係の問題の中で、回虫の検査というのは最近の食生活等の状況から、必要ないのではないかと。確かに御指摘のように、現在は寄生虫検査ということで、回虫とギョウ虫の検査をやっておりますけれど、回虫検査をやって、ほとんど回虫の卵を便の中から発見できるというような状況はないわけでございますので、この問題等につきましては、今後関係者と十分打ち合わせをして、しなくてもいい検査だったら、やめていくと、そういう方向をとっていきたいというふうに、こんなふうに考えております。

それから3番目に結核検診の関係の問題でございますけれども、結核検診につきましては、結核予防法並びに学校保健法、この中に規定されている内容に基づいて、実施しているわけでございますけれど、今、谷議員さんの方から御指摘のように、小学校の1年生、並びに中学の1年生については、全員ツベルクリン反応検査を実施して、その検査の結果、陽性者に対しては、レントゲン検査をする。それから陰性者に対してはBCGの接種をすると、そういうような過程を経て、学校段階における結核に関しての最大限の注意を払っておりますし、それらのケースを通して、ほとんど結核関係の内容については、検査の結果、把握できると、こういうようにとらえております。

それから4番目の中学校の女子生徒の健康診断の問題でございますけれど、今御指摘のように、確かに身体の急激な発達、それに精神的にも思春期、そういうものを迎える中で、特に女子の生徒の身体検査等に、時間がかかるということは、時々話を聞いております。まあ学校段階ではできるだけ男子と女子の時間帯等を設定して、できるだけスムーズな形で、検査が流れていくように、対応はしておりますけれど、今後も養護教諭、あるいは保健主任、そういう方々等ですね、相談して、さらに指導面の徹底と申しますか、できるだけお医者さんにそのことのために負担がかかるというような形での問題を軽減するように、学校当局とも話をしまいたい、こう思っております。

それから5番目の校医さんの増員、並びにお医者さんの手当の増額、これについては

どうかということでございますけれども、確かに今小中学校の児童、生徒数は相当の勢いで急減していると。小学校関係等につきましては、かつては1,000名を超している学校というのは、幾つもあったわけでございますけれども、現在では、1,000名を超している学校というのは、小学校では皆無であると。中学校では、三中1校だけですね。1,000人を超している学校はですね、あると。そういう状況の中で、小学校と中学を比較いたしますと、中学の子供といたしますか、生徒の数は現在、ピークの時点をやっとならぬという状況でございますので、小学校に比較いたしますと、お医者さんの方では検査をする際に、生徒数の数、これも小学校よりか対象生徒数が多いということは、言えると思います。現在、校医さんという形で委嘱しているのが、内科の先生、それから耳鼻科の先生、眼科の先生、それから歯科医の先生と、こういう形でお願いをしているわけでございますけれども、内科並びに歯科の先生につきましては、先ほど谷議員さんの方からおっしゃったように、1,000人に1人ということを目安にしながら、対応していただいていると。この員数は26市の各市でもほとんど、同じような対象で対応しておりますので、内科と歯科については、1,000人を超える場合には大規模補正という形で動員しておりますけれども、1,000人を単位にしながら、一応お医者さんの確保にあたっていると。ただ耳鼻科、眼科等につきましては、これは確かに検査するのにも、非常に手間取る、耳の検査、鼻の検査、のどの検査ですね、診る穴だけでも五ついるという谷議員さんのおっしゃるとおりですね、ほか以上に手間がかかる検査でございますので、現在では耳鼻科、眼科等の先生につきましては、各学校2名配置の形で対応をしていると。ですから先生によっては、耳鼻科等の先生の数が足りない関係で、1人の先生が二つ、三つの学校を掛け持ちをする、検査日を異にして、掛け持ちをするという形でやっておりますけれども、延べ人員としては、1校に対して2名の配置基準で対応しているというのが、現状でございます。

それからなお校医の報酬等につきましては、これは報酬審議会等でもいろいろな角度から検討していただいておりますし、まあこの後の問題として、26市、あるいは東京都、こういう関係での状況等も踏まえて、増額のための努力をしてみたいと、こう考えております。

それから6番目に、健康診断、健康診断につきまして、今度新しくできる生活・保健センターですね、生活・保健センターの方で、実施できるような方法はないかというようなお話でございますけれども、先ほども御質問の中でも出ましたように、小中学校あわせてですね、2万名近い児童生徒数という観点の中で、今の相談ですけれども、やはり基

本的な検査というのは、各学校で保健室を中心として、お医者さんに行っていてやっていただく。ただ当日ですね、病気その他いろいろな事情で、検査に参加できなかった生徒、そういうものにつきましては、現在でもそうですけれど、例えば505の教室—505の会議室等に別個に日にちを設定して、お医者さんに逆に来ていただいて、当日検査できなかった子供たちの検査に対応するとか、そういう方法等をとっておりますので、この生活・保健センターの方も当日学校の健康診断に参加できなかったというような事情のある場合には、保健センターの方で日にちを別に設定して、やっていただくという方法もあるだろうと思います。その辺のことにつきましては、開館されましたら、担当者の方とも十分打ち合わせをしながら、仕事を進めたいと、こう考えております。

それから7番目の、検診等で事故が起こった場合、どういうぐあいに対応するのだと、先日も、浦和の方で小学校ですか、中学ですか、そういう検査、学校のいわゆる予防接種か何かの事故をもとに、訴訟問題等が起きておりますけれど、一応学校保健法、あるいは予防接種法、それから結核予防法というような形で規定されて、学校で義務的に実施している。これにつきましてはその範囲の中で、法に基づいて行われているところの検査、これはみんな国の責任において、もし事故があった場合には、国が補償するという建前になっておりますので、その法に基づいてのいろいろな検査の、あるいは予防接種等に基づいての内容については、国の方が責任を持って補償するということになっております。ただ、お医者さんの過失によって起きた事故、これらにつきましては、医師会の方でやはりその内容をもって検討して、責任をもって処置をするという形で対応されておりますので、その辺をもし万が一事故があった場合等につきましても、それぞれの機関で対応できるような処置がとられるというように、判断しています。

それから最後に日野市の小中学校における長期欠席児童、これについての御質問でございますけれど、小学校については1名、中学については12名、これは今年の7月20日現在の調査でございます。ですから、1学期いっぱい、1学期いっぱい、50日以上学校に出て来なかった児童生徒というのが、調査の結果では小学校に1人、中学に12名ございます。で、この小学校の1名については、5年生の男の子で登校拒否という状態で、学校の方に出てこない。それから中学の12名につきましては、登校拒否が6名、それから怠学—怠学というのは、怠ける、学と書いてありますね。怠学というのが4名、それから病気療養中と、これは2名、1人は骨髄炎、もう1人は肉腫というような形でございますけれど、病気療養中で登校できないという生徒が2名、こういうようなケースになっております。この登校拒否と怠学というのは、どういう違いがあるのかということ

にも関係してくると思いますけれど、先ほど谷議員さんの質問の中にもございますように、心因性——まあ心の病といいますか、精神的な症状を呈すると。例えば本人自身は学校に行こうとする意欲はある。あるいは出かけようとするけれど、いざ出ようとする、腹痛を起こしたり、頭痛を起こしたりしてどうしても、とにかく学校の方に足が向かない。そういうような形で、精神症的な状況の症状を呈して、学校に登校できないという子供たちを称して、登校拒否と言っておりますけれど、その中に自閉症的な生徒というのは、存在していません。この登校拒否の子供たちにつきましては、比較的社会的な行動に走るということは、ほとんどないと。逆に家庭にじっとしているというような状況で、非常にその辺が怠学というのと、大きな違いがあるわけなんですけれど、怠学という場合のこの4名につきましては、逆に家庭での放任と言いますか、そういう形で、学校へ出てこないということで、出る意欲があるけれど、出られないというのと違まして、てんから学校に行かないと、どっかにたむろするとかですね、そういうような形で非行に走る可能性が極めて多いというのが、怠学の方で、いわゆる精神的な症状を呈するとか、そういうことがないのが怠学ということで、合計12名、中学校では現在長期欠席児童がございます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） この第1点の学校保健の目的ということは、ただいま申されたことで、まあわかります。

それから回虫検査ということにつきましては、今のところないということでありまして、関係者等十分協議をしてやっていくということでありまして、この点につきましても、やはりないものはないんだと、やはりそのあたりをよく把握していただきまして、この医師の増員、または手当の増額等のこととからめて、考えていただければ、幸いだと私は思うわけであります。この点につきまして、やはり教育委員会として、どのようなお考えをお持ちでいらっしゃるかということをお伺いいたします。

次は、結核は今のところないということでありまして、なければ質問をすることはありませんけれども、やはりいわゆる中学におきましては、先ほどの答弁だと、1年のときに全員がツベルクリン反応をし、その陰性の人にはBCGの接種をし、陽性の人にはレントゲンなんだということでありまして、それで特に2年ですかね、におきましては、その検査等はしているのか、いないのか、その点をお伺いいたします。

それから、中学生の女生徒の健康診断については、そのあたりよく考えてやるということですから、よろしいです。

それから5点目の校医の増員は先ほども申しましたように、回虫の検査等がありませんので、そのあたりを含めてやはり今後の大きな問題じゃないかと思しますので、2の質問とからめて答弁をしていただければよろしいです。

それから6のこの中学生の健康診断、これにつきまして、生活・保健センターでやってください、行えないかということでもありますけれども、開館後担当者と協議をしてやりたいということでもありますけれども、非常にこれは先の問題である関係上、もしこのインフルエンザや何か、予防接種ということを申されましたので、インフルエンザ等が発生したとき、発生するようなときには、やはり過去の今議会の質問で、公明党のどなたか、インフルエンザに関して、ちょっと触れておりましたけれども、緊急性ということを考えてみる必要な場合があるんじゃないかと思うわけです。これは後でちょっと述べなければならぬと思うんですけれども。そこでぜひこれらのこの生活・保健センターをそのようなときには使えるというふうな形でしてもらわなければ、市民の健康と安全は守られないのではないかと私は考えておりますので、ぜひともそのあたりにつきまして、市長に答弁をお願いいたします。

それからこの検診で、事故が起きた場合ということでもありますけれども、法に基づいて行われておる検査でありますので、またはその予防等も、国の保健法の関係でやっておるということでもありますので、その疑いが起きた場合には、国で補償するということであり、さらにその医師会、医者の過失、医師の過失ということになると、医師会が検討して適切なる処置をとるということでもありますので、結構でございます。

それから8番目の自閉症と登校拒否ということでもありますけれども、やはりこれは数は少ないけれども、今後どのような生活指導を行うのか、その具体的にこうお医者にかかれというようなことをするのか、心疾患ということを申されましたので、あたりをそのひとつ御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） それではお答えいたします。

まず第1点目の寄生虫関係の問題でございますけれど、内容をよく把握して、ないものはないということで、まあいたずらに医師の負担をふやして送るんでなくて、しなくてもいい検査はやめていくと、そういう方向でお医者さん等とも十分に話をやって、方向づけをとっていきたいと、こう考えております。

それから2番目の結核関係の検診でございますけれど、今やっておりますのは、先ほど申しましたように、小学校1年に入学した時点と、中学の1年生ですね、入学した時

点、小学校、中学ともに1年生の児童生徒を対象にやって指導していると、こういう状況でございます。

それから3番目の校医の増員の問題につきましては、先ほどお話ししましたように、東京都、あるいは他市とのからみ等もございますし、現実問題、小学校と中学の児童生徒数の対比の中で、若干私も中学の方の校医の先生方、数が多くて大変だというような印象持っておりますけれど、小学校と比較した際ですね、中学生も順次、生徒数が急激に減少していく中で、この点については、また他市等との関係も含めて対応していきたいと、こう考えております。

それから4番目の保健センターの市長さんに、というようなお話なんで、最後の登校拒否の具体的な措置ということでございますけれど、いわゆる精神症という形で、もう本当に精神科医の先生の範疇に入る、医療関係で対応せざるを得ない範疇に入る子供さんと、そうでなくいわゆる本当の心因性といっても、教育相談的な手法の中で、例えば両親と本人と一緒に教育相談室の方に通って、そういう中で順次改善されていく内容と、二通りございますので、その辺の問題につきましては、教育相談室の機能をさらに充実しながら、本人並びに両親等とも、十分な対応がとれるような手立てをとってまいりたいと、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中の市長にと、問われております分について、お答えをいたします。

学校保健法、あるいはその他の維持に関します、保健衛生に関します法律等によって、中学生、小学生の検診が定期的に行われておるわけでありまして。その際、一般検診は、多分従来どおり学校において行われると思っておりますが、近く開設をいたします生活・保健センターを利用できないかということでございます。生活・保健センターはなるべく広く活用されることが望ましいこととありますので、一般検診を終えた後の2次検診でありますとか、あるいは特例の検診というような目的に当たりまして校医さんなり、あるいは医師会の方で保健センターを使いたいというお考えがあれば、いつでも提供できるとこのように思っております。

別段制度上使えない仕組みというものはないはずであります。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） それから教育長にお伺いいたします。このインフルエンザの予防注射は、日野市では中学の生徒にやっているんでしょうか。その点、お伺いいたしま

す。

○副議長（中山基昭君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

インフルエンザの予防接種につきましては、希望者全員、小中全児童生徒対象に対応していると。で、実は、学校保健法等に基づく内容の中で、教育委員会サイドが対応しておりますその内容と、それから健康課が対応している内容が、はっきりと区分されておまして、例えば日本脳炎の接種だとか、風疹だとか、ジフテリアだとか、あるいはインフルエンザの接種、これらにつきましては教育委員会サイドといいますか、学校段階で対応するというよりも、健康課の方から状況によりまして、対応しておりますので、現在のところ、インフルエンザについては日野市では対象という形で、毎年10月から1月ごろにかけて、このインフルエンザの接種をしていると、そういう状況でございます。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） ただいまの答弁によりますと、希望者全員に小中学生を対象にやっておるということであります。そこで、その今議会に、時期が非常に大切だということをおっしゃっていただきましたけれども、私はそのとおりだと思うわけでございます。このインフルエンザの確実な予防法とは、いわゆるないといってもよいくらいだということをおっしゃって見まして、わかったわけでありまして、このインフルエンザ・ビールズというのは、頻繁にその型が変わるわけです。その抗原構造が、型が変わるから変化して、予防接種をやっても、無効な場合が往々にしてあるわけでありまして。それはどうしてかと言うと、この形が、型が合わないから、その無効に近いというわけでありまして。それですから、型があってもこれは100%とかと、効くかということになると、そうではなくて、まあ70%か、75%ぐらいいきり、効かないんじゃないかというふうに、言われております。

それと、特にこの時期というのは大事だというふうに言われておるわけです。それで、効果というのは接種をして、二、三週間であらわれて、数ヵ月は続くであろうと言われております。そのようなことを考えてみると、やらなければいけないけれども、健康課よりの対応ですかね、ということでもありますので、そのあたりを十二分に認識して、この希望者を対象とするということでもありますけれども、考えなければいけないんじゃないかと思うわけでありまして。どうしてかといいますと、インフルエンザというのは小学校や、中学校の児童生徒だけになるものではなくて、国民全員がインフルエンザにはかかる恐れがあるわけであると、私は思っているわけです。そのようなことを考えると、

何だか学童ですね——希望者とはいっても、学校でやるということになると、やはり先生の言うことは、児童生徒は親の言うことよりも、よく聞くわけですね。それですから、なかなかいやだというようなことは、言わないんじゃないかと思うわけです。それでそのインフルエンザは大人もかかるわけですから、国によっては、やらないところもあるわけです。考え方によれば、日本は子供を防波堤に使うというふうに考えても、いいような気もするわけでありませう。

そのようなことを考えてみると、そのいろいろ先ほどの問題点というのは、検診、または検査、さらにはこれらの予防注射等を接種して、大きな問題になる、特に裁判ざたになったり、またはその親から批判が出るというのは、私は当然だと思うんですね。それですから、現実に流行していないから、いなければやらなくても、いいんじゃないかというようなことも、定期的にするというようなことじゃなくて、考える必要があるんじゃないかと思うわけでありませう。特にこの点等については、私は早急に見直しが必要ではないかと考えております。特にやはり、インフルエンザになる人というのは、体力の弱い人、抵抗力のない人がなるわけです。それですから、そのような人が抜けちゃうわけですね。予防注射から、予防接種から。そうしますと、一体何のためにやっているのかというようなことも、言えないわけではないわけでありませう。まあその例をアメリカ等にとりましますと、アメリカではこの心臓病とか、肺疾患のある人や、高齢者などはインフルエンザにかかる率が高いわけですから、そういうような人がかかると非常にインフルエンザが重いわけですね。重症になるわけですから、そのような人を重点に予防接種が行われているということが、言われております。まあしかし、わが国では、そういう人は除外にしちゃって、そうじゃない人をやっているというような形になるのではないかといっても、いいんじゃないかと思うのです。特に、インフルエンザ菌はよくマスクをやっているとか、いろいろ予防措置を講じている人がいますけれどもですね、マスクをやろうが、何やろうが、そんなものは関係ないんですね、小さいから。ただ形だけで、気慰めでやっているというだけだと私は思うんです。よくそのいろいろな患者がマスクの大きいのをやっているけれども、何のためにやっているのかと聞くと、人に迷惑をかけないとか何とかと、格好悪いからと言ってね、本当にその格好が悪いの、もうこの上なしだとこんなふうに言って、何を言っているんだと、お前は変わっていると、さっき異常だと、正常だということを言っておりましたけれども、その言っているやつが変わっているわけですね。そのあたりもよく考えていただいて、このインフルエンザの予防注射というのが、希望者全員を対象にやる、これ小中学校でやりますけれども、

やるということは、やはりある程度考えるということが、必要じゃないかと思うわけです。そういうようなことを一つ付言しておきまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○副議長（中山基昭君） これをもって20の1、中学校、学校保健について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後3時5分 再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、政府に対し固定資産税の評価替え中止を要求するとともに、都市計画税の引き下げを実施せよの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（中谷好幸君） それでは議長のお許しを得ましたので、政府に対し、固定資産税の評価替え中止を要求するとともに、都市計画税引き下げを実施せよ、について、質問させていただきます。別途固定資産税評価替えの凍結と、宅地等にかかわる相続税の軽減を求める意見書を提案する予定でございますので、ぜひとも御賛同いただきますように、あわせてお願いしたいと思います。

異常なマネーゲームや、地価高騰の問題につきましては、すでにこの議会でも議論されてきているところでございますし、また毎日の新聞を騒がせているところであります。こうした一方、産業の空洞化や中小企業の倒産、失業の問題、また労働者の長時間労働、国民の生活は極めて逼迫しているわけでありまして、昨年86年の公社債売買高、国債や企業の社債などの売買高は、2,844兆円であったと言われております。ところがことしは、1京、1兆円の1万倍、こういうところに達するのではないかととも言われております。まさにG N Pの30倍の公社債の売買、行われている、狂乱のマネー・ゲームと言われる時代が到来しているわけでありまして、日本の企業が輸出や海外の投資でもうけたお金や、また生命保険会社が国民から集めたお金、土地を売ってもうけたお金、公定歩合の引き下げなどによってだぶついたお金、余り金が本来の設備投資に向かうのではなくて、マネー・ゲームに向かっていく。こういう事態につきましては、財界の一部からさえ、自

由経済システムの危機だ、こういうことさえ言われている事態にあります。今日、税制改革が問題となっておりますけれども、私は税金はまずこういう余り金にかけるべきである、こういうふうに考えるものであります。公社債の売買に課税する有価証券取引税を、例えば1,000分の1、0.1%引き上げるだけで、例えば1京円の取り引きがあれば、10兆円の新たな財源が生まれてくるわけでありまして。ささやかな庶民の貯蓄にまで課税するというマル優廃止など、とんでもない話でございます。

今議会で板垣議員が取り上げましたけれども、勤労者の中にマル優のワクを超えて貯蓄ができる人など、そういないわけでありまして。またこの導入の理屈、理由とされています、悪用することができるほど貯蓄を持っている人は、庶民の中にいないわけでありまして。大金持ちには利子課税がこれまでの35%から20%に引き下げられる。そして庶民には大增税、これがマル優廃止の本質でございます。8月28日国税庁は資本金5億円以上の大法人の申告所得と、上位50社を発表いたしました。申告所得総額は18兆1,000億円、昨年度比で10.4%の伸びで、史上最高だと言われております。財テクと原油安を背景に、金融業界、またエネルギー関連企業が大幅な所得をふやしているわけでありまして。トヨタにかわり、東京電力が1位になったと言われております。野村証券は倍近く所得を伸ばし、4位に。また都市銀行も13行中、10行がランク入りしております。土地投機でもうけております、三菱信託銀行など信託銀行は2倍近くも所得を伸ばしています。まさに、財テクと土地投機で、ぼろもうけの実態を今度の発表は明らかにしているわけでありまして。

9月4日には政治資金収支報告書が公表されました。この中でも異常な事態が明らかになっております。社団法人、不動産協会は前年より、11.9%増の8,220万円の政治献金を自民党、民社党の政治資金団体、国民政治協会や、政和協会に行い、業界別の国民政治協会への献金額は、前年の15位から一挙に5位に踊り出ているわけでありまして。最近中曽根首相なども地価対策など、口にし出しましたけれども、不動産業界や、金融業界などから、こんなに莫大な政治献金を受け取り、どうして有効な措置がとれるのか。国民の目からは極めて疑問に見られているわけでありまして。

さて、地価高騰の問題でございますけれども、これは決して地震や天災のような自然現象ではございません。都内の異常な地価高騰は中曽根内閣の大資本奉仕の民活政策づくり、民活政策がつくり出したものであります。4全総や首都圏改造計画、鈴木都政のマイタウン計画であります。土地は自由に供給できないものでありますから、資本主義とはいえ、市場原理に乗せてはならない強力な公的コントロールが必要であります。利

潤を追求する大企業などの活動を規制しない限り、国民や社会に大きな害悪をもたらすことは、明らかでございます。ヨーロッパなどの大都市では、土地の30%、40%、あるいは50%が公有地として、確保されているとも聞いています。ところが、中曽根内閣の民活政策は、これを市場原理にゆだねるというものであります。建築や都市計画規制の緩和、国公有地の民間大企業への払い下げが、今回の地価高騰の引き金になったことは、だれもが認めるところであります。

今、内外の大企業が、東京を世界の金融経済活動のセンターとして、ビル用地を買い占め、乱開発に走っているわけではありますが、中曽根内閣はこれを規制するのではなくて、逆に首都改造計画や4全総で東京集中を打ち出し、これが地価高騰を促進してまいりました。自民党政府の責任は極めて重大だと言わなければなりません。日本共産党は地価暴騰の原因に、はっきりメスを入れ、思い切った対策をとることを主張しております。第1に、首都改造計画や4全総による東京への中枢管理機能を強化するという政策を、またそのための規制緩和を直ちに中止することです。また国有地の大企業への払い下げを中止し、住民に役立つ公共利用を進めることです。また土地投機、底地買いに対する銀行や保険会社などの融資を厳しく規制し、法律で地価を狂乱地価以前に戻し、凍結させることを我が党は主張しております。

さて、質問の第1でございますけれども、こういう情勢のもとで地方自治体が、政府や財界の進める民活路線に追随するのではなく、自治権を発揚し、住民本位の町づくりを進めることができるかどうか、地価の高騰や乱開発から、住環境を守ることができるかどうか、今、地方自治体は鋭く問われているところだと思えます。

5年前、1982年に制定された第2次日野市基本構想は、日野市の目指す都市像を「緑と文化の市民都市」とし、その3要素の第1に自然環境を守り、緑化や環境浄化を進め、健康な生活と健全な社会環境をつくる、「緑と清流と太陽の都市」を掲げました。さらに都市像の実現を目指す5本柱の第3の柱に、自然と調和する安全快適な町を位置づけ、施策の大綱として、1、自然と調和する安全快適な町、2、計画的に快適性を追求、3、安全で便利な交通体系、4、緑あふれる美しい町、5、水と親しめる町、6、上下水道、ごみ処理システムの整備、7、快適な居住環境、8、災害に強い町、9、公害のない健康な町、10、安全で安心して暮らせる町、と具体的大綱を明らかにしました。私はこのような第2次日野市基本構想に掲げられた精神と基本的な施策、これこそが中曽根民活路線、中枢管理機能の大都市集中と国土の不均衡発展に、真向から対決する立場だと考えるものであります。

市当局はこの基本構想の立場を堅持されるのか、いなか、まず最初に確認したいと思います。これが一番大事な点でございますので、最初に確認したいと思います。

次に固定資産税、都市計画税について、質問したいと思います。すでに何人の方から質問されておりますので、最初にこれまでの討論の中で明らかになったところを整理し、その上に私の質問をしたいと思います。これまでの討論の中で明らかになった第1点は、土地の高騰が固定資産税評価替えにどの程度影響するかという点であります。63年1月1日の評価替えは、昭和57年7月から、昭和61年7月までの公示価格の変動を重要な基準として行われるので、昨年の夏からことしにかけての極めて異常な地価高騰の影響については、少ない、こういうふうな点が明らかになりました。しかしその上昇率は12%、少ないといっても、物価上昇の2倍、こういう上がり方であるということは、注目しておく必要があると思います。むしろ、また昭和66年、次の次の評価替えには、相当なはね返りがある、こういうことも明らかにされました。第2点は日野市は自治体の裁量の及ぶ範囲で、固定資産税を押さえる努力をしてきたのか、またできるのかということでございます。この点については、押さえる努力をしてきたし、今後も行おうであろうということが、市当局から表明がありました。三多摩26市では、公示価格に対する達成率では、一番低い。また、他市並みの水準にするためには、37%ふやさないと、達成しない。こういう点も当局から資料として明らかにされたわけでありませう。

第3点は都市計画税引き下げについての市当局の考え方でありませう。この点で森田市長の答弁は、客観情勢の変化もありますけれども、これまでの議会の答弁から一步前進していると評価できるものであります。それは都市基盤整備の現段階から見て、都市計画税は現在重要な財源であるということを位置づけをしつつも、今日の異常な地価高騰の固定資産税へのはね返りや、東京都などの動向を見ながら、都市計画税の引き下げについても、また小規模宅地への配慮など、今後検討すべき課題であるということを表明された点であります。以上の点を踏まえて、質問したいと思います。

固定資産税、都市計画税は市民税とともに、地方税の重要な財源となっております。この3税のうち、一番大きいのは市民税で、昭和61年決算では122億、市税収全体の約60%を占めました。市民税のうち、個人と法人の内訳は、市民税個人が100億、法人市民税が22億で、その割合は5対1であります。固定資産税は次に大きく、55億、都市計画税が引き続き13億です。固定資産税、都市計画税の合わせた額は69億、市税収全体の3分の1、33%を占めます。これを昭和57年、5年前と比較いたしますと、幾つか特徴的なことが明らかになります。第1に税収の伸びですけれども、市民税個人は5年間で43

％、これはこの間、減税据え置きの中で、恐らく可処分所得よりもかなり大きな負担が市民にいつているものと思われまますけれども、これに対して、法人市民税は、この5年間で42％も減っております。

第2に、固定資産税の個人は5年間で47％、都市計画税個人は5年間で45％と都市計画税、固定資産税の個人分は毎年9％から10％伸びてまいりました。法人とあわせても、それぞれ43％、41％が5年間で伸びているわけでありまます。固定資産税個人、都市計画税個人の伸びは、他の市税に比べ、著しい伸びを示しているわけでありまます。

第3に以上の結果、市税収に占める固定資産税と都市計画税の割合は、5年間で市税収全体の28％から33％、一挙に5％と大幅にふえました。言わば市税収の構造がこの5年間に大きく変わり、都市計画税や固定資産税に依存する割合が大きくなってきているわけでありまます。私の質問はこの点についてでありまます。第1に国は地方自治体に対する地方交付税率の引き下げとともに、補助金の整理、削減をどんどん進めてまいりました。固定資産税の急激な増大化は、このような政府による地方への負担の転嫁、補助金の削減分を自治体住民に肩代わりをさせる役割を果たしているのではないかという点です。要するに、国によって補助金カットがどれだけやられても、固定資産税の評価替えによってその分増収がある。自治体にとって極めて安定的な財源であると、私は単純に承認することはできないわけでありまます。この点について市当局の考えをお聞きしたいと思いまます。

第2に、固定資産税は財産税でありながら、収益があってもなくても、一律にかけられるわけでありまます。年金生活者であろうと、容赦なくかける矛盾に満ちた税金でありまます。そして、市財政がこういう税収に依存する割合がどんどん高まっていく、私は健全なあり方ではないと思いまますが、市当局のお考えはいかがでしょうか。

第3に以上の点を踏まえながら、私は地方自治体は政府に対し、補助金カットの中止や、地方財政制度の根本的な転換を迫るとともに、自治体自身、できるところから裁量権を発揮して、例えば都市計画税の引き下げを断行すべきではないかと考えるものでありまます。以上についてお答えいただきたいと思いまます。整理いたしますと、最初の基本構想とのかかわりでの質問については、現在基本計画作成されておられます企画財政部長に、またあとの固定資産税、都市計画税の問題については、市民部長、及び市長にお尋ねしたいと思いまます。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君の質問についての、答弁を求めまます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 企画財政部長、お答えいたします。

1点目の関係でございますが、基本構想と基本計画の関係でございます。すでにお願ひしてありますとおり、一般質問が終わりましたら、全協の中で、この基本計画につきまして、御説明したいというような趣旨でお願いしているわけでございます。現在の私の方の考え方といたしましては、すでに従来からの基本構想をもとにいたしまして、質問者の中にもありましたとおり、基本計画を五つの章からなったものを基礎にして作成しております。もちろんこれはあくまでも基本構想でございますので、施策の方向として、今回は方向づけを説明するというところでございます。よって、その方向を一つ確立した中では、後に実施計画というような作業を進めていく状況でございます。御指摘の5章の中で、当然「自然に調和する安全な快適な町づくり」というような内容のもの、もちろんねらいとしては「緑と文化の市民都市」を目指してという、タイトルでございます。そういう状況の中で、もちろん何節か具体的にあるわけでございます。よって、その方向を一つの素案として、まとめながら当然これは議会だけでなく、関係市民を中心とした行政の企画にも発表していきたい。もちろんその中で意見を求め、市民本位のやはり実施計画をまとめていくというのが、私の方の現在の考え方でございます。

以上、簡単でございますが、そんな状況で具体的に実施計画の今後作業を進めていくという、今回は施策の方向づけの説明をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） はい、市民部長でございます。

それではその次の御質問に対して、お答えをいたします。まず、前の議員さんの御質問で、これからの評価に対して御質問した中で、固定資産税、それから都市計画税そのものが、ここ数年どういうふうな推移を示しているかという御質問もありました。そういうことで、ちょっと調べたものがございます。これは59年から3年程度ですね。ちょっとここで御説明いたしますけれども、59年の歳入、これ一般会計の全体の歳入総額でございますけれども、それに占める市民税の場合には、38.5%、それから固定資産税においては、これは都市計画税も同様でございますけれども、固定資産の場合には14.6%、それから市税全体、市税全体に占める割合を今の方法で出しますと、市民税の場合が64%、それから固定資産税が24%。それから60年度が、一般会計の占める割合からいきますと、市民税が38%、それから固定資産が15%、それから市税に占める割合ですね、に、占める割合を申し上げますと、市民税では62%、固定資産では25%。それから昨年ですけれども、61年度では、一般会計全体の歳入に占める割合は、市民税では38%、それか

ら固定資産では17%。それで市税に占める割合が60%、それから固定資産税が27%、こういうふうな数字の推移でございます。

ただ市民税の場合には、前年所得に対しての課税ということで、やはりこれは若干相違が、その年によって相違がございますけれども、先ほど議員さんが質問の中でありましたように、固定資産税の場合には所得の関係がなく、ある程度の推移がいくということの中で、この3年間でも59年度と61年度比較しますと、約3%ですか、一般会計に占める総額の中では3%程度、上がっております。

それから市税全体の中の割合もやはり3%程度上がっているわけでございます。そういう中で御質問のそれでは固定資産税の、要するに所得がなくなって、それでなおかつ固定資産税をこれから納める、納税する、そういうふうなものに対して、どうなのかという御質問だと思いますけれども、これはまず固定資産税そのものの性格というか、そういうふうな論点というか、なろうかと思えます。非常に難しい御質問でございますけれども、これは一応物の本によって一応判断いたしますと、まず固定資産税の場合には土地家屋及び償却資産を課税客体としているということが、実は形式的には財産税、要するに資産を持つということで、財産ですね。それから収益的担税力を見出しまして、税負担を求めずということもありまして、実質的には収益税の性格もあるというふうな物の本には載っております。それは要は、居住環境、——まあその人の資産の活用というか、居住環境、それから交通上等の利便性とか、まあそういうふうなものによって、収益的というか、そういうふうな性格も持っているということでございます。

ただ固定資産税の場合には、先ほどからも言うてございますように、毎年継続的、経常的に、課税がされるものでありまして、要するにその保有をしている財産、それに対して処分をしなければ、負担をし得ないというふうな性格を有しているものではないということでございます。ですから、課税客体とされる資産の背後に、可処分所得ですね、これが存在が前提しているということでございます。それから固定資産税の場合には、市町村の行う行政に対する費用をその受益者から、住民が所有する土地に対して、土地家屋、それから償却資産ですか、これの価格に応じて、分担をするというものでありまして、応益負担の原則を加味した税金というか、税体制というふうな位置づけであるというふうに、解釈されるものでございます。

それからあとは、都市計画税の国に対しての引き上げとか、そういうふうなものの要するに市の考え方はどうなのかという中で、これはこの間も一ノ瀬議員さんの御質問にもお答えして、要するに我々税の担当者としての考え方でございますけれども、やはり

都市計画税は先ほど言った固定資産税と違いまして、目的税ということでありまして、やはり日野の場合、これからは都市基盤の整備、こういうふうなものに対してこれから膨大な事業として費用がかかるわけです。そういう中で都市計画税は、今の段階では我々としては貴重な財源でありますので、やはりこの達成をまず必要の財源とするべきではないかと、かような考えでいます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 固定資産税を政府に対して評価替えを中止する要求をやれと、こういう趣旨の質問であります。まあ固定資産税は、今部長が答えましたとおり、一つの財産税、——特に土地に関しましては、財産税の意味と、それから収益税の意味と、あわせて受益者である、こういう意味が背景にあって、税の制度がほぼ確立されておるわけでありまして、ただそれが地価の高騰という異常な社会情勢によって、著しく変動する。そのことは、そのこと自体はむしろ社会情勢を不安定にするものであります。そこで政府の当局、あるいは直接指導を受ける都府県、都道府県行政におきましても、ことしはかなり慎重な構えになっております。これは、そのことにつきましては、先般も都議会の一般会計予算審議の際に、恐らく各党共通だと思いますが、付帯意見が付けられている。こういうことから、都の立場におかれても、極めて慎重である、こういうふうに見受けているということをお答えいたしました。今回の評価の見直し、3年に1回の評価の見直しにおきましては、今の地価の異常な高騰ぶりが、——隔3年ということでございますので、隔3年の変化に依存するということでもありますので、直ちには反映しない。しかし次の66年の場合には今までのやり方では、異常な反映となるということになるわけでありまして。この際何か特別立法なり何なりやって、特に地価の高騰を是認しないといえますか、容認しないそういう立場の政策がとられるべきものであると、このようにも考えるわけでありまして。一自治体で今直ちにどうこうということは、不可能でございますが、十分情勢を見守りたいと申し上げたのは、そういう理由によるものであります。

都市計画税につきましては確かに、まあ独自の若干の加減は可能であるということでありまして、東京都、都下の26市の場合、2市のみいわゆる0.3%、評価額の0.3%の課税ということに対しまして、0.25であるとか、あるいは0.75であるとか、あるいはごく短期間のまた施策として行われたということも、承知いたしております。今回の場合、慎重に構えなきゃならんというふうにお答えをしております意味は、固定資産税の場合も同様でございます。安易にその低減をすると、率の低減をするということは、こ

これは今の日野市の特に都市計画に取り組んでおる立場といたしましては、不可能なことではございますが、しかし状況によりましては、若干の判断はしなきゃならない、そういうことはあり得るのではないかと考えております。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 答弁を踏まえまして、意見と要望を述べたいと思います。

基本構想に関してですけれども、中曽根民活路線がもたらした地価高騰と、固定資産税や相続税の増税というのは、国民生活に耐えがたい圧迫をもたらしているわけであり、最初にも述べましたけれども、「緑と文化の市民都市」を都市像に掲げる日野市の基本構想、今基本計画策定に当たり、洗い直しをやっているとも聞いているわけですが、基本的な姿勢というものを、ぜひとも堅持してほしいと思います。また、答弁もそういう趣旨のものであったというふうに、理解したいと思います。

それから固定資産税、都市計画税の問題ですけれども、さまざま、今の財政状況の中で、難しい問題があるわけであり、しかし私は安易に、例えば政府の補助金カットや、今日の地方財政制度の矛盾を都市計画税やあるいは固定資産税に依存していくということ、承認していくということは、極めて問題があると思うわけであり、先ほども、私討論の中で述べましたけれども、固定資産税そのものの中にやはり基本的な矛盾があるというふうに、私は考えます。財産に課税しながら、収益から税を納める、大工場や貸しビルからも、そして年金生活者からも同じように税金をとる、ここに基本的な矛盾があると思うわけであり、こういうふうな矛盾の中で、例えば現実には国民の大きな運動、反対の声がありまして、公示価格と評価額の差や、あるいは小宅地に対する緩和措置なども行われてきたわけであり、私はこうした点を踏まえ、一層この固定資産税の問題については、国民的な大きな運動をやっていかなければならないのではないかと考えるものであります。いずれにしても都市計画税は確かに、都市基盤整備の財源になっているわけであり、こういう今政府が進めるような政策に、追随していくならば、例え固定資産税や都市計画税が増収となったとしても、この地価高騰によってますます公共用地の困難は、確保は困難になっていくわけであり、この政府の政策を容認すれば、逆に都市基盤整備は進まないというふうな悪矛盾から抜けることはできないと、思うわけでございます。

私は都市計画税の引き下げを、重ねて市当局に対して要望するとともに、中曽根内閣や鈴木都政の民活路線、増税路線に対決する国民的な運動が今必要になっている、このことと、またその中で日本共産党は先頭になって奮闘するということをお誓いして、こ

の問題についての質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって21の1、政府に対し固定資産税の評価替え中止を要求するとともに、都市計画税の引き下げを実施せよ、の質問を終わります。

続きまして21の2、低所得者、老人・母子世帯、障害者に住宅を——国際居住年に当たり、住宅政策を問うの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○9番（中谷好幸君） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

すでに住宅政策については、川嶋議員も質問され、それに対してお答えもいただいておりますので、これを踏まえて質問したいと思います。ことしは国際居住年であります。家のない人々に住居を保障する国際年、正確には言うそうであります。発展途上国の居住環境を西暦2000年までに改善していこう、こういう国連の決議に基づく長期計画の最初の年に当たるわけであります。日本は発展途上国ではなく、先進国であります。しかも世界一の豊かな国だと言われています。しかし、居住環境はウサギ小屋と酷評されるように、決して先進国とは言えないものがあります。政治の貧困であります。最近の地価高騰のもとで、サラリーマンが家を持つことも一層困難になってまいりました。特に大きな打撃を受けるのは、老人や母子家庭、低所得者であります。例えば先日9月7日の朝日新聞の夕刊にはこういう記事が出ております。「木造アパートが続々マンション化。お年寄り、追い立て、家賃高騰。家主も敬遠、一人暮らし、行き場失う。——東京都心から周辺部に波及しつつある、地価急騰の中で、都内の木造民間アパートが相次いでマンションなどに建てかえられ、追い立てられた1人暮らしのお年寄りが行き場を失う例が目立ってきている。新築マンションの家賃が大幅に高くなるのはもとより、家主が高齢の入居者をきらい傾向が強くて、老人たちが転居先を見つけることが難しいからだ。23区のうち、計7区が公営の老人専用アパートを設けているが、公営アパートだけでは、入居を希望するお年寄りを収容し切れず、計8区では入居のあっせんも始めた。また、その中には、追い立てられて行き場を失ったお年寄りを見かねたボランティアグループが事務所に引き取る。こういう事態も出ている」と報道しているわけであります。私はこうした事情は、日野市にとっても同様な事情があるのではないかと思います。私は最近、障害者の方から、会社をやめさせられたので、会社の寮を出なくちゃいけない、住宅のお世話をしてほしい、こういうふうに頼まれたわけですがけれども、障害者の場合でも1人暮らしの場合はなかなか大変な問題があるわけであります。私は住宅政策、特にお年寄りや障害者、母子家庭の、あるいは低額所得者の皆さんの住宅問題について、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

中曽根内閣の民活路線のもとで、先ほど申しましたけれども、大変な問題が起きております。公営住宅建設の抑制もその一つであります。美濃部革新都政は12年間、7万2,035戸の年平均6,011戸の都営住宅を建設しました。それに対して鈴木都政になりまして、8年間で建設された公営住宅は、1万1,246戸、年平均で1,406戸と、4分の1のペースに切り下げられております。しかもそのほとんどが建てかえということで、東京は全国最悪の住宅事情になっているわけであります。

聞くとところによると、公団の空き家募集は、例えば多摩平団地や百草団地では、70倍から80倍、都営住宅の一般募集でも30倍を超える、宝くじを当てるよりも難しい、こういうことさえ言われているわけであります。

そこで私の質問の第1点は、都営、市営住宅の建設計画の進捗状況について、市営住宅については、川嶋議員の質問で明らかにされましたので、特に都営住宅の日野市内への建設計画の進捗状況について、わかる範囲で明らかにしていただきたいと思っております。

関連して、都営落川アパートの建てかえが完了しております。ここに日野市民の入居枠はどのくらい確保されるのか。聞くとところによると、都営建設建てかえのために、当面保留して、募集は行わないというふうにも聞いておりますけれども、大体いつごろまでに募集が行われるのか、この点についてお聞きしたいと思います。わかる範囲で結構です。

第2問は、第2種住宅の問題であります。公営住宅法は第1条で、「公営住宅について、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と、その目的を掲げております。そして、そういう立場より、3条で、「地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意して、低額所得者の住宅不足を緩和するために、必要があるとき、公営住宅の供給を行わなければならない」と、言わば公営住宅の供給を義務づけているわけであります。

また公営住宅法は賃貸住宅を、住む人の収入に応じて一定の基準、一定の基準の収入のある者に賃貸する1種住宅と、1種住宅の家賃を払うことができない程度の低額所得者のための2種住宅の規格を定めております。

そこで質問ですけれども、日野市ではこれまで2種住宅は建設されてきませんでした。これはどういう事情からでしょうか。公営住宅法の低額所得者用住宅という趣旨、精神からすれば、1種住宅とともに一層困難な低額取得者のための2種住宅をつくってしか

るべきであったと考えますが、この間の事情についてお聞きしたいと思います。

○川嶋議員の質問に対するお答えの中で、今後について言うなら、向川原市営住宅の第4期工事、64年から65年で88の2種住宅、母子、老人住宅など確保するということが、明らかにされております。現段階で向川原市営住宅の第4期分、88の内訳などわかれば教えていただきたい。老人用、母子用、障害者用等がどのくらい確保される構想なのか、お聞きしたいと思います。

それから向川原の後、川原付市営に1棟、24の予定で建設計画があるということも、川嶋議員の質問で明らかにされました。川原付の残りの1棟につきましては、かつて2種住宅建設の予定であったとも、聞くわけではありますが、実際どうなるのか。1種か、2種か、この点についてお聞きしたいと思います。

第3番目の質問でございますが、障害者や老人世帯の住宅対策について、お尋ねしたいと思います。冒頭にも述べましたように、1人暮らしの老人、1人暮らしの障害者の住宅事情は大変深刻であります。公営住宅法でも第17条において、入居者の条件、資格は原則として同居する者がいることを要件としておりますけれども、老人や障害者は単身者でもかまわないと、ここに保護規定を設けているわけであります。老人や障害者の住宅を公営住宅として確保できれば、それにこしたことはないわけではありますが、現実には都営にしても市営にしても、ごく限定されているわけであります。今後1人暮らしの老人などは、一層ふえてまいりますし、現に老人ホームでさえ、現在対応し切れない状態にあるわけでもありますけれども、当面市が障害者や1人暮らしの老人のために、民間アパートなども借り上げる、あるいはあっせんする、こういう施策を行うべきではないかと思っております。この点についてはすでに我が党の鈴木議員も、質問で取り上げておりますけれども、重ねてお聞きしたいと思っております。

以上とりあえず、三つの点について都営、市営の建設計画について、この点については、川嶋議員の質問と重ならない範囲で結構ですから、お答えいただきたい。第2の第2種住宅について、これまでなぜ2種住宅がつくられなかったか、今後はどうか、この点について。また、第3点として老人、障害者のために、民間アパートを借り上げる、あるいはあっせんする、このことができないのか、どうなのか、この3点についてお聞きしたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 企画財政部長、お答えいたします。

1点目の都営住宅の進捗状況ということでございます。現在の状況といたしましては、

東京都は第5期住宅建設計画、5カ年計画をすでに策定されているわけでございます。よって、日野市内の新規あるいは建てかえ住宅の内容としては、大小、別にしてちょうど8カ所あるわけでございますが、1,575戸の建設計画が策定されております。よって、東京都の計画の中での公営住宅は2万6,500という戸数でございます。よって、市内の状況の進捗というような状況につきましては、1点目以上でございます。

2点目につきまして、落川地区というような、具体的な例でございますが、落川の住宅の建てかえは、60年にすでに完了しております。よって61年8月から、入居をし、現在の建てかえ戸数分は50戸でございます。そのうち、建てかえが完了した分、戻ってきた分が14戸ということでございます。よって、現在の空き家としては36あるわけでございますが、ここで東京都は別のところに建てかえ計画を持っております。よってその入居が6戸程度あるだろうということで、残り30でございます。この30につきましては、東京都の住宅条例の中で、当然地元への住宅割り当てというような問題があるわけでございます。条例の中でも5割を超えない範囲で協議するというので、明記されております。よって、そのうちの5割分だけ、日野の居住者に優先するというので、30戸のうち、15戸ということで、すでに決めております。よって、この募集につきましては、公募時期を10月というふうに、東京都は言っております。よって、私の方も市の広報の中で10月1日に掲載してきたい。よって、3月の入居でございます。以上だけ、終わります。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長でございます、お答え申し上げます。

2点、3点目の最初の方はあれですが、3点目につきましては、また老人やなにかの政策的なことでございますので、福祉部長の方にちょっとお願いいたします。

それではお答えいたします。2点目の第2種でございますが、言われましたとおり、低所得者層に対しまする住宅の賃貸でございます。これにつきまして、今までなぜ第2種をしなかったかということでございますが、これはその時点での政策の選択ではないかと思っております。ということで、過去にはかの市の例もとりましたんですが、非常に第2種というのは少ないわけでございます。日野市は非常に住宅、公営住宅そのものが多いんですが、ほかの市に比べまして、ここになかったということでございまして、それで今後第4期におきまして、第2種を向川原に建てていくという計画でございます。さらにその内容について、第4期の内容についてどうなのかというお話でございますが、これはこの前お話し申し上げました第4期でございますが、88戸を建設する予定でござい

ます。その中に、母子世帯ですね、母子の世帯の8戸、それから老人——これは同居でございしますが、世帯の4戸、それから身体障害者向けの住宅を4戸というような形で、これを実施していきたいということでございます。

なお身体障害者の住宅というのは、現在高幡で5戸ございますが、そうしたことで、この第2種の方にそれを入れて計画をしております。

それでこの変更としたものについてでございますが、すでにこれは向川原につきましては、4期ということの計画で、申請をいたしまして、それを実施にもう踏み切ったわけでございますので、その変更というのは、ちょっと難しい中でこのような形をとっております。それから最後に持っていったというようなことで、もっと早くできないかという御指摘もあるかと思いますが、これは現在、133人があそこに住んでおりますので、それを入れかえ、そしてまた建てかえというようなこと、そうしたことをやりながらやっていきますので、1年ぐらいの空きが生じますが、その間での建てかえをしながら、実施していきたいということでございます。

それから川原付でございますが、川原付につきましては、御承知のように、3棟建てました。で、あと1棟、これは用途地域の問題がございまして、難しかったんですが、そこに建てるということで、そのときに建てましたのが、第1種の市営住宅でございますので、そこに真ん中に、それを建てるということは非常に住民感情、そうしたものからも難しいんじゃないかというような配慮のもとで、第1種をそのまま置きまして、そしてこちらの方に第2種、向川原の方ですね、第2種を64戸でございます、88戸のうち、64戸を、その中には今申しあげました母子、それから老人、心障者というような細かい数字がございまして、そうしたことで、64戸を建てているということでございます。

それから第3問の質問でございますが、老人、あるいは障害者、民間アパートを借りての問題ということでございますが、それらにつきましては住宅政策ということにつきましては、福祉部長さんの方で一つお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 福祉部長でございます。

住宅に困窮しておられる一人暮らし、あるいは障害者に対する住宅政策の中で、とりわけ公共住宅等で対応できない分については民間住宅を借りる等での対応をしろという御質問でございますけれども、まあ基本的には、住宅の問題でお困りの方に対する施策は、大きく言えば住宅政策の中での対応、の中で解決すべき問題だろうと思っておりますけれども、そこで解決できない部分につきましては、民間アパート等に、福祉的な施策を施

した対応を心がけ、検討してまいりたいと、まあこういうぐあいには思います。特に老人だけという問題については、現在も検討しておりますけれども、特別養護老人ホームとか、養護老人ホームとか、あれも一つの住宅政策だと思いますけれども、それではなくて、一般アパートの中に障害者なり、あるいは老人の生活が可能にしていく、こういうようなことも、最近東京都の住宅政策の中でもいろいろ検討されているようでありますし、そういうものを参考にしながら、今後とも介護を要するような方も含めた住宅政策、まあこういうような点についても広めながら、考えていくということで、現在検討しております。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） お答えを踏まえまして、再質問をしたいと思います。

都営については、先の議会で福島議員も取り上げられましたけれども、ぜひとも都営住宅の建設促進、力を入れていただきたいというふうに、思います。先日東京都の方に今度の10月の募集で落川住宅をやるのかどうなのかと聞いたんですけども、教えてくれませんでしたので、きょう15戸募集するということをお聞きしまして、本当にありがとうございました。調べていただきまして、ありがとうございました。

第2点の第2種住宅について、御答弁を踏まえまして、2点再質問をしたいと思います。私は第2種住宅をもっと早く積極的に確保すべきだと考えるものであります。これは、単に切実だというだけでなく、合理的な理由を持っております。今後の長期にわたる建てかえ計画のできるだけ早い時期に、第2種も確保しておくという方が、合理的だと思います。御承知のように公営住宅法は、公営住宅の家賃について、基本的に工事費と修繕費など、原価主義の立場をとっております。これは1種、2種にかかわらず、同じような方法で家賃が決められるわけであります。1種より一般的に2種の方が、家賃が安いというのは、基本的には2種の方が工事費をかけていない。例えば居住面積が狭いなどの理由だけだと私は思います。地価や建材費の高騰によって、工事費はどんどん上がりますから、もし2種住宅の建設を後回しにすれば、1種住宅よりも2種住宅の方が、家賃が高くなるというふうな奇妙なことが起こってくるのではないかと思います。したがって、また聞くところによりますと、古い住宅は家賃が安いわけですが、これを家賃が安いからといって、2種にはできないということでもあります。したがって、長期の建てかえ計画をつくり、できるだけ早い時期に2種住宅を確保することが、私は合理的だと思います。

また財政的に言っても、国の補助は第1種が標準工事費の2分の1に対して、第2種

は3分の2と条件がいいわけでございます。ですから私は早く建てかえ計画を立てるとともに、その中で必要な2種を早く確保するということを進めていただきたいと思います。

第2点の質問は7月に久方ぶりに、市営住宅30戸の募集がありました。しかし1種住宅であるために、収入基準に満たず、応募できない人が私の相談を受けた範囲でもかなりたくさんありました。恐らく、市に対しても相談があったのではないかと思います。ところで今回の募集に際して示された収入基準は、A表、B表あるんですけれども、B表の所得金額で、2人家族世帯、153万円以上、227万4,000円以下、となっております。すなわち、年間所得が153万円以下の所得の人は、応募資格がなかったわけでありまして。今回募集された住宅の家賃は、月額3,700円から、2万7,000円の範囲です。一般的に言って、2万7,000円はともかくとして、安い家賃だと思います。こういう家賃こそ、こういう安い家賃の住宅こそ、所得が本当に低い人、こういうごく低所得者の人に入ってもらうのが、私は合理的だと思います。そしてこれは公営住宅法の趣旨や、市の条例の趣旨からいっても、妥当だと思います。公営住宅法では、あるいはまた市の条例でも、2種住宅とは、1種住宅の家賃を払えない者のための住宅と規定されております。逆に言えば家賃が、安くて、払うことができるならば、収入が低い人にも1種住宅に応募する資格があるわけでありまして。この点は、公営住宅法施行令第5条、及び市条例5条4項において、このように規定されております。第1種住宅については、使用の申し込みをした日において、10万円、この10万円の収入というのが、所得に換算すると、1人か、2人家族世帯で、153万円に相当するわけですけれども、これを超えて、162万円以下であること、ただし括弧書きで、当該市営住宅の使用料の3倍が、10万未満である場合においては、その額を最低基準とする。こういう旨が規定されているわけでありまして。すなわち、家賃が安くて、家賃の3倍が、10万円未満の場合においては、必ずしも10万円の収入がなくても、入居資格が、条例上、また公営住宅法の趣旨からいって、あるわけでありまして。私はこの規格を、規定を厳格に守り、住宅募集をすべきだということを要求したいと思っておりますけれども、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

第3に老人障害者住宅、特に老人住宅について、一言再質問をしたいと思っております。御検討をいただける、こういう積極的な答弁であったわけでありまして。ことし6月、世田谷区で、区立高齢者センター「新樹苑」というのが、オープンしました。老人福祉センター、デイホーム、それから住宅、居住棟もあわせ持つ、全国初の都市型老人施設ということでありまして。「赤旗」の記事ですけれども、ちょっと紹介させていただきます。

「世田谷区立、高齢者センター「新樹苑」のレストランには、居住者だけでなく、地域の人も利用して、大にぎわいと、明るい写真がついております。居住棟のお年寄りたちの表情は明るい。1人暮らしだった、地域の70歳以上の人たち、40人が生活をしています。1人暮らしだとなかなか貸してくれない、お部屋を貸してくれない、ここは安全の設備も多く、至れり尽くせりです。自然に気持ちも明るくなりますと、椎名ツルさん、若やいで見えます。」こういうふうな記事が先日、「赤旗」に出ました。これを読んで、私は今後検討される、市内数カ所の特養老人ホーム、デイケアセンターと組み合わせた特養老人ホーム、こういう市内の特養ホームと組み合わせて、まさに民活活力の導入、いい意味での民活活力の導入で、民間アパートを借り上げて、近くにつくる。そして、デイケアセンターなどが一定の面倒を見る。こういうふうなことをやっていただいたらどうかと、思ったわけでございます。これは将来のお話でありますけれども、先ほどいつでも言っているとおっしゃいましたけれども、まず当面民間アパートの借り上げ、あっせんをやる、このことについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、都営の住宅の問題については、当面結構です。2種住宅の問題についてと、老人アパートの問題について、再質問をさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでも答弁を申し上げているとおりでございますが、市営住宅、市営住宅によってこの400戸ほどあります市営住宅を、せめて倍増したいということで、建てかえ計画に着手をし、まあ進めつつございます。いつも考えますことは、市営住宅で、住宅政策がどれだけ可能であるかという問題であります。一般的な住宅政策は、やはり都営住宅、あるいは公団住宅等に依存をせざるを得ない。市営住宅というのは、一時、低所得者、あるいは何か施策として必要な方々に、一時提供するのが、原則ではなかろうかということをおもうわけでありまして、今御指摘のとおり、時代は確かにいろいろな住宅福祉の施策も重要でございますので、まあ今後市民の方々に積極的に問いかけて、そうして市に貸していただくような、そういう住宅の建築をお願いをするということに取り組んでみたいと、このように、考えております。

ごく考え方といたしましては、そういうことでございまして、なかなかこれも随分これまでも探しておりますが、具体的な事例にまだうまく情報をとりあてていないということでございますが、一層ひとつ積極的に情報収集をやって、お考えのある方をお願いのできる方法をつくっていかうと、このように思うわけでありまして。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長です。その質問の中で、御指摘にございました公営住宅法に基づきました10万円以下の問題でございますが、これにつきましては、義務規定ではございませんが、できる規定ということで、東京都からも指導を受けてやっておりました。御承知のように10万円以下の収入の少ない方でも、3倍まではいけるといような御指導。それにつきまして、市内で現在、都営が1,731戸あります。そして、第2種がそのうち636ということで、これは4割近くあるんです。そうした中で市長のお答えでございますが、この件につきましては、昨今の事情を考えまして、今後できる規定の適用を都と打ち合わせしながら、考えて検討していきたいということでございます。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 私は、この日野市の住宅条例と公営住宅法のあれを見まして、どう考えても括弧内適用しないというのは、おかしいというふうに、思ったわけでありまして。ここにも明確に2種住宅というのは、第1種住宅の使用料を支払うことができない程度の低額所得者、こういうふうに明確に書いてあります。第1種住宅の家賃であっても、払うことができるならば、2種住宅を受けるといのは、私当然だと思ふんです。で、実は東京都も同じような募集規定持ってます。しかし、東京都と日野市の条件は大きく言って、違うと思ふんです。一つは、東京都には2種住宅があるわけですから、2種住宅を募集していて、2種の人は、一定の収入以下の人は2種の方を受けてくださいというんだったら、わかるんですが、2種住宅が日野市にないわけでありまして。それからもう一つは、東京都の場合は数千の募集をするわけですが、都営住宅たくさんあるわけです。募集の技術的にも一定の収入で分けないと、難しいというような点があるわけです。日野市の市営住宅というのは、そんなにたくさんあるわけでもないわけですし、技術的には全然問題なく、できるわけでありまして。こういう点も踏まえて今後検討するというのではなくて、ぜひやってほしいというふうに思ふんです。まず検討する必要があるとすれば、何を検討する必要があるのか、一つだけ聞いておきたいと思ひます。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 検討するといひますのは、現在それを2種住宅を1種住宅に摘要してそれをやっていくということでございますので、この点について私どもまだそこまで、各市の状況もできる規定でやっておりましたので、もう少しの時間を置いてもらいたいということで、ただ前向きに検討するということでございますので、御了解

願います。

○副議長（中山基昭君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） それではやっていただけるというふうに、理解をしたいと思えます。

また老人アパート、障害者アパートについても、実際にやっている区などが、幾つもあるわけですから、ぜひとも積極的な御検討をいただきたい、心からお願いしたいと思います。実施していただきたいと思うわけであります。私は市営住宅の問題を今回一般質問で取り上げることを、私の発行しております市政報告ニュースでお配りいたしましたけれども、このニュースを読んで、何人もの方がぜひ頑張っしてほしいという激励をいただきました。ある御婦人は、この方は何年も前に離婚されて、民間アパートを借りて、1人でお子様を育てられておられます。パート労働者です。正職員と同じように一生懸命に働いても、市営住宅1種に応募するに足る所得が得られない。こういう方でございます。この方が言っておられました。今の世の中、本当におかしい。強い者はますます強く、弱い者は社会の片隅に追いやられていく。富める者はますます豊かに、貧しい者はますます貧しい、こういう世の中を見ていると、日本の国が本当にきらいになってくる。中曽根さんの顔を見るだけでもいやになってくる。いつも怒りを持ちながら、働いている。こういうふうにおっしゃっておられました。私は政治家は、政党は、こうした国民の声を聞くべきだと思います。この声が聞こえない政治家、政党は、あの売上税で中曽根さんが国民からしっぺ返しを受けたように、きっと手痛い打撃を受けるだろうと確信するものであります。私はわずかな減税の上積みで、庶民のささやかな貯金に税金をかけるマル優廃止が、ろくに国会で審議もされないで、通してしまう、こういうことを許す政党、政治家は、遠くない時期に手痛いしっぺ返しを受ける、国民はだまっていない、こういう確信を述べまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君） これをもって21の2、低所得者、老人・母子世帯、障害者に住宅を――国際居住年に当たり、住宅政策を問うの質問を終わります。

引き続きまして一般質問22の1、現行の医療体制で15万8,000人の生命と健康を守れるかの通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔26番議員 登壇〕

○26番（市川資信君） こんにちは。4時半を間もなく回ろうとして、お祭りの最終日、本当に皆さん、心はおみこしの方に行っているんじゃないかと思う中で、私も4番手と

して一般質問するの、大変心苦しいと思うんですが、あすの一般質問とさらに議案上程というものを踏まえると、どうしてもきょうは消化しなければならないということで、しばらくの間、御辛抱いただきたい、かように存じます。

まず一般質問に入ります前に、大変お忙しい中を、病院長、三田院長にお出まじいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

それではテーマでございます現行の医療体制で15万8,000人の生命と健康を守れるかについて、市長並びに院長に所見をお伺いしたいとかように存じます。

私が今回一般質問のテーマを決めた背景に、実は昨年10月のことでございました。妹夫婦が友人と新潟県に出かけまして、帰路関越自動車道でスリップ事故を起こした乗用車が、そのまま追い越し車線に無灯火で、さらに三角板も設置せずに、運転手はあわててそのまま車から離れ、緊急の電話をかけに、——300メートル離れた前方にあるんだそうですが、行って電話をしているわずか数分間の間に——雨が降ってました。なおかつ、前方があの付近は街灯がないために、高速道路でも、前方が非常に見にくかった。そこへ、もうはっと気がついたときには、その追い越し車線に車が反対に、だから頭を向けて、置いてあった。そこへ100キロ近いスピードで突っ込んでしまった。それで、妹夫婦は後部座席に乗っておったんですが、妹はまあ胸部打撲、しかし主人は——私の義理の弟になるわけですが、頭蓋骨陥没骨折、顔面もつぶれまして、それから運転手はさほど——まあ軽いけがしていますが、運転手の奥さんがまた大怪我をしました。

燕三条という、新幹線で言うと浦佐のちょっと先になる、長岡の一つ手前です、燕三条市に入院をいたしました。やはり電話があって、私も直ぐ駆けつけたわけでございます。それからもう一点は、もう御存じの方が多いかもかもしれませんが、私の次女が、今年3月25日、たまたま議会がまとめの日でお休みでございました。夜中の3時半に朝霞警察から電話が入りました。市川静香さんって、お宅のお嬢さんですか、そうですと言ったら、女房が受けました。交通事故でこういう病院に入っております。女房は一瞬気が動転しまして、電話を落としてしまいました。「お父さん、電話受けて」。で、私は受けたら、「あなたは 一体どなたですか」と言ったら、「朝霞警察の者です、朝霞って御存じですか」と言うから、行ったことはないけれども、埼玉県はわかる。方向はどちらか教えてくれと言ったところが、川越を目指して来てくれ。川越と言えば、私も大宮のちょっと手前ということが頭にあったんで、16号を行ったんですが、16号の——朝3時半に電話をいただいて、出発したのは3時50分、そして横田の基地の前を通過するのはもう5時半ごろ過ぎておりました。6時近くに、横田を抜けて、ようやく入間に入れ

た。交通渋滞で一つも動かない。そのとき、私は極めて冷静にいたつもりなのですが、隣の女房が、もう最後にだまってお互いに口もきかないんですけれども、その動作で、そのいらいらする姿が非常に、こう如実に私に伝わってくるわけでございます。

それで、このほかに、この1年間で、昨年10月でございますが、私の弟が市立病院で、脳腫瘍の切開手術。それから本年3月、4月と連続して、女房の親父が同じように、頭の切開手術をした。本当にもう想像もできない、まだ1年になりませんが、経験をしました。私はそれまでに、この日野市の医療体制というものがある意味の一つの自信というんでしょうか、これは日野市のみならず、広域をとらえての発想だったかもしれませんが、町開業医もいっぱいございます。たぶんかなりの対応はできるであろうということを信じておったんですが、この苦い経験を踏まえて、残念ながら日野市の医療体系というものを、もう一度、考え直してみなければいけないんだという発想から、この質問を思い立ったわけでございます。

と申しますのは、新潟県の燕三条、それから人口も4万か、5万、燕市と三条市と二つあるわけですが、それから朝霞市と志木市、朝霞市が9万6,000何ぼ、志木市が4万6,000でございますけれども、非常に医療体制というものが、新しいいわゆる医療体制、医療施設というものが、日野市の人口の半分以下の市でさえ、これだけのものがそろっておるのだ、なるほどな。すると病院が新しい、医者も若い、看護婦も若い、それらをつぶさに見て、また暇があれば市立病院にも行かなければならないというようなことから、私は今年の3月ですか、議員の諸兄にお配りされました、日野市の市立総合病院整備基本計画報告書をさらっとは見たんでありますが、改めてこれを読み直してみたわけでございます。で、この報告書をたしか厚生委員会のメンバーの方々にはもう説明を受けたというようなことも、お聞きしました。また議員諸兄もですね、恐らく目を通されていると思うんで、私の質問はこれをちょっとしばらく読ませていただきますので、耳ざわり、あるいはまた言っているのかというお思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、その点はお許しいただきたい、かように存じます。

で、この昭和61年、9月17日に委託を受けた、日野市立総合病院整備基本計画報告書を、62年3月31日に日野市長、森田喜美男殿に出されたものでございます。この報告をされた方は、「株式会社 自治体病院施設センター 代表取締役 森 泰樹」住所は東京都千代田区紀尾井町3-27、こういう、それからこれの作成に携わった方々のお名前も列記されております。ちょっとしばらく読まさせていただきますけれども、「診療圏の状況」ということで、「日野市立総合病院、以下当病院と言う、整備計画を検討するた

めには、前提条件である当病院の診療圏における医療需要としての人口、患者数の動向、及びこれに対応している医療供給としての医療施設の状況を把握しておくことが必要である。当病院の利用患者の市区町村別状況は、表1のとおりで、日野市の住民は入院で75%、外来で80%を占め、その他都下、市区の住民——その多くは八王子の住民である。入院22%、外来18%の割合となっている。このような利用患者の状況から、当病院の診療圏は、日野市を中心に周辺都市にまで及んでいるということが出来るが、本報告書では日野市の区域を診療圏として、その医療需要の状況についてみることにする。」というふうになっておりました、まず日野市の入院、利用者患者数が、入院において59年度で2,892、それから60年度が3,009、外来が同じ年度で、59年度で6万2,450、60年度で6万5,903。で、59年度の合計が、6万5,342、これ外来、入院あわせてですね。60年度は6万8,912人。

構成比で見ますと、日野市の場合であります、59年度が75.23%、60年度が75.13%、これは入院であります。それから外来が、79.75、59年度ですね。60年度は79.98というような数値であります。人口動向のところですね、「日野市は昭和33年2月1日、日野町と七生村が合併合体して日野町となり、38年11月3日、市制を施行して日野市となっている。昭和33年2月の合併における日野市の人口——これは住民基本台帳の人口であります、推移が表2のとおりである。」ということで、「昭和29年日本住宅公団の建設が進められてきた、多摩平地区の大規模住宅団地への最初の入居が、合併の年の33年10月に行われ、その後も全市域にわたる急激な都市化の進展に伴い、人口は50年代初めまで、逐年急増を続け、その後においても、伸び率こそ鈍ったとはいえ、なお、各年増加傾向にある。この結果、合併時2万9,818人であった人口が、61年1月1日現在では、15万4,447人と5.2倍に増加しておる。」この増加傾向でございますが、昭和32年の多摩平団地、日野町と七生村合併して、38年に日野市立病院、町立病院という——あ、もう市立病院ですね、のときの人口が5万1,587人、44年には8万3,000人、48年に、これ48年とおっしゃいますと、ちょうど森田市長が初めて市長に就任された年でございますが、11万1,974、今日が15万8,000人ということでございます。

それで、この、飛ばし、飛ばし、要点だけちょっと読み上げます。長くなります。患者数においてですね、日本に——日野市における医療需要を見るために、厚生省が毎年実施している患者調査における受療率、ある特定の市に診療のために医療施設に入院、または通院、または往診を受けた患者数の人口10万人に対する手術ですね、単純に昭和55年の国勢調査人口を基礎に患者数を推計すると、表4のとおりになり、下にあるわ

けであります。日野市における1日当たりの患者数は入院1,349人、外来8,191人、合計9,540人となる。また同じ患者調査によると、推計入院患者数のうち、精神障害者が22.9%、結核患者が2.5%、占めており、単純にこの数値を用い、日野市における1日当たりの入院患者数を部分推計してみると、精神障害者が309人、結核患者34人、一般患者が1,006人となる。なお受療率、――受診ですね、は、年齢が高くなるほど、その傾向を示し、65歳から69歳の段階で平均の2倍を超え、70歳以上ではさらに高くなっておる。日野市における65歳以上の人口の割合は、前述のとおり、現在は5.4%と65歳以上の人口は大変低い、東京都平均よりかなり低いという以外は、今後高齢化が進むとともに患者数の増加が予想されるということが、うたわれております。

そして、死亡原因において、日野市における昭和59年度中の主要死因別死亡表は次のとおりである。ということで、日野市の全死亡の数は571人、人口10万人に対する死亡率は、371.5で、この死亡率は全国平均619.3の約60%であり、東京都平均519の71.5%である。死亡率は低いということが、ここでうたわれておりますが、次に主要死因別の順位を3位まで見ると、日野市の場合は、悪性新生物、がんのことを指しておるんだと思うんですが、第1位で、次に脳血管疾患、心疾患、心臓系統だと思っておりますが、全国平均、東京都平均の場合と同じである。この3位までの悪性新生物、脳血管疾患、及び心疾患は三大成人病と言われ、この三大成人病の死亡率を見ると、全国平均が383.6、東京都平均が328.7、日野市が240.1で、この件に関しても、全死亡率の場合、日野市は東京都、全国平均を相当下回っているということが、うたわれております。

それで徐々に医療供給の状態、状況に入っていくわけでありましてけれども、医療施設の状況、というところの報告がなされております。日野市における医療施設の状況は、表6、この下にあるんですが、これを人口1万人当たりの数で、東京都平均及び全国平均と比較したのが、この図1である。これで見ると日野市における医療施設の現状は、医師数において、全国平均をわずかに上回っているが、一般病床数は東京都平均、全国平均を著しく下回っている。なお現在、各都道府県において、改正後の医療法、昭和60年12月、法律第109号の規定に基づき、地域医療計画の策定作業が進められており、同計画では、広域市町村圏、保健所の所管区域等を参考として、2次医療圏を定め、その圏域における一般病床の必要病床数を算定するものとされている。日野市の区域が含まれる、いわゆる2次医療圏がどのように定められ、そしてその圏域における一般病床の必要病床数が、何ほどに算定されるかは、まだ明らかでないが、仮に、市の保健所管内の区域について、医療法第7条の2、公的病院の病床規制において、前述の地域医療計

画が策定されるまで、適用される算定方法、人口1万人当たり70床を用いて、一般病床の必要病床数を算定すると、2,035床となり、これに対し既存の病床数は1186床で、差し引き1,119床の不足である。また旧南多摩郡の区域である日野、八王子、町田、各保健所の管内区域で見ても、必要病床数7,545床、既存病床数が5,212床で、差し引き2,333床の不足となっておる。いずれの場合も一般病床数にはかなり不足しているということが、指摘されております。

で、日野市の一般病院の、今指摘されておるとおりでございます日野市の場合、一般病院が人口1万人当たりの施設数が、0.32、東京都平均が0.59、全国平均が0.71であります。ちょうど人口1万人当たりの施設数が全国平均の2分の1に当たるわけでありませう。それで、医師数ですね、医師数は、全国平均が87.34、東京都平均が81.39であります。これが人口1万人当たりの医師数が、ちょうど東京都の平均が20.99と、全国平均が15.06、これも大変日野市の場合が下回っておるということでございます。この件については、また細かいこと、この後お話し申し上げますので、さらにちょっと進めさせていただきます。

で、診療圏に医療施設の状況というのがあるんですが、1万人当たりの一般病院数が先ほど申しましたように日野市が0.3で、東京都が0.6で、保健所管内が0.4、全国平均が0.7であるということが、先ほども申し上げたんですが、1万人当たりの診療所数ですね、全国平均が6.5で、日野市が5.6、保健所管内が5.1、東京都が9.2なんですね。これはまあ診療所というのは、いわゆる開業医のことを指しているんだろうと思うので、開業医の数は全国平均にまでは届きませんが、まあまあレベルにあるんだなというふうに、感じられます。ところが、先ほど申した病床数においては、全国平均が87.3、東京都が81.4、保健所管内が50.8、それが日野市においては34.8であります。

1人当たり診療所数、病床数、これはまあいいとして、医師数ですね、先ほど日野市の医師数が17.7であります。だから全国平均が15.1、ですから、医師数は日野市は全国平均を上回っておりますね。そして、保健所管内が17.2、東京都が21.0ですから、私はこれを見て全国平均を上回っているのは、この診療所と言われる開業医、これの数においては日野市はやはり全国平均を上回っておるという指摘がここにあります。ところがですね、日野市の病院数においても私は先ほど6病院が挙がっておったわけです。6病院と申しますと、市立総合病院と、花輪医院、石塚医院、田中病院、南平の回心堂、七生の七生病院、精神科ですね。これでなんですね。一般病院と申しますと、いわゆる老人病院、精神病院は私は除外してですね、考えるのが常ではなかろうかと、こう思う

わけであります。としますと、現在日野市のこの3病院を、花輪さんと、市立総合病院、石塚医院をあわせると、全部で日野市立病院が162、それから花輪先生が50床ですね、石塚先生44床とすると、全部で256床という大変さらに低い数字にならざるを得ないんじゃないでしょうか。で、近隣病院の状況を、多くちょっとうたってあるが、日野市内の病院の状況は今言った数字のとおりであるが、総合病院は当病院のみ。救急告示病院は当病院を含め3病院、人工透析、及び放射線治療を行っている病院はない。また市の保健所管内でも病院、総合病院は、当病院ほか1病院であり、人工透析、放射線治療は行っていないというふうにされております。そしてこの市立病院の置かれている立場、現状の問題点等が指摘されておりますので、簡単にちょっと申し上げますと、「昭和35年に病床20床ほかでスタートしております。で、昭和38年に、市施行により名称を日野市立国民健康保険病院に変更して、昭和41年、病床数80床ふやして、20床から100床となっております。そして、43年に市立総合病院という現在の名前に変更されて、昭和46年3月にさらに42床を増床して、合計が142床になった。で、49年10月に伝染病、いわゆる東部共立病院ですか、——議会からも設置されております、伝染病として50床を受託しておる。で、森田市長が先ほど申したように、48年に就任されて、昭和56年8月に病床20床の増床があっただけなんです、1床もその間にされてなかったというのも、私も意外に思ったわけであります。それがまず1点であります。それでさらに、それはそれで結構でございますけれども、施設の今度この市立病院における状況の指摘が手厳しく、ここに書いております。「昭和29年以来、当地を含む多摩平地区において、日本住宅公団が大規模な住宅団地の造成を行っており、急激な人口の増加が予想されていたこと等の状況の下、日野市、当時は日野町の地域住民の医療を確保するために、前述の日本住宅公団による造成地内の現在地に、たまたま南多摩東部共立病院組合の伝染病隔離病舎が設置されていたので、その敷地を利用して、伝染病棟を併設した病院を開設することとされたもので、その後全市域にわたる目覚ましい発展を見せた現時点でみると、現在の位置は地理的に市の北西部に片寄っており、交通上市の北東部、及び浅川の南部の地域の市民にとっては、不便な地にある。」これが位置であります。

次に敷地であります。「当病院の敷地面積は6,392.46平米、この敷地は都市計画法上、第2種住居専用地域と指定されており、容積率200%、建ぺい率60%以内の地域である。またこの地区は都市計画法上、第2種高度地区であり、敷地の南北の長さが70メートル程度である上、隣接地は第1種住居専用地域であること等から、高さ、日陰の規制が厳しく、建物面積を拡大するには、大きな制約を受けざるを得ない。」まず位置と敷地の

問題。それから建物について、次のような指摘がされております。「現在の病院建物は昭和36年発足当時、5科20床の鉄筋コンクリート2階建、1,077.56平米から、40年、45年とさらにいって57年に、増築を重ねて現在に至っており、病床数は——病床面積は5,988.09平米となっている。このほか病院敷地内には、院内保育所59.22平米、東部共立病院、先ほど申し上げた、伝染病でございますが、1,122平米、看護婦宿舎、10人収容が225平米、それから現在の病院建物の床面積が5,988平米、1床当たりが36.96平米と指摘されております。「昭和60年3月末現在、100床以上、200床未満の自治体病院の平均が43.08平米であります。1床当たり。とすると、6.12平米、14.2%狭い。さらに、昭和48年に東大教授、吉武泰水氏を会長とする自治体病院標準建築基準作成委員会から出された報告書でも総合病院1床当たりの標準面積は、一般機能に対する部分の面積だけでも、50平米以上が適当であると、指摘されておる。それから自治省が定めている地方債査定基準においても、総合病院の1床当たりの標準面積は、55平米だと指摘しております。さらに現在の建物は、数次にわたる増改築を重ねてきた結果、動線が複雑であり、病院全体としての整合性が欠ける面が多く、患者にとっても職員にとっても、不便な施設となっており、加えて施設、整備の老朽化も見られる。このような現在の建物は、規模、機能上多くの問題点を抱えており、日常診療機能を十分果たせない状況に至っている。」

現在の施設の主な問題点を上げるとということで、まず病棟の問題ですね、「病室の面積が狭小である。医療機械の使用と診療に支障を来たしておる。」それからデイルーム、小児プレイルームがない。それから、各種機材の収納スペースが不足しておる。ナースステーションの構造が閉鎖的である上、配置場所が不適切であるため病棟の管理上不都合を生じておる。各看護単位ごとの病床数の配置が、病床の合理的運営を妨げておる。酸素、吸引装置のある病室が少ない。これは病棟部門の指摘です。

外来部門では、待合室が少ない。待合室が狭い、それから照明空調等の設備も不十分である。まあ言えばきりがありませんが、特に救急室が狭いため、必要な機械設備の整備が困難である上、救急患者の経過観察用のスペースがとれない。また救急車に直結した搬入用入口がない。それから診療部門においても、内視鏡（消化管）は、手術室で実施しており、手術室の清潔保持、業務の効率の運用を妨げておる。

手術部門も、清潔区域と、不潔区域とが画然としていない。器材室、準備室が一緒になっており、著しく狭い。それから患者回復の回復スペースもない。またそのほかに患者家族の待合室がないとか、サービス部門、管理部門においても、管理部門が駐車場が

不足しておる。看護婦さんの更衣施設が狭く、施設も不十分であるというようなことが、うたわれております。

○副議長（中山基昭君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市川議員、続けてください。

○26番（市川資信君） で、ちまたに——先ほど申し上げた市立病院の病床の1床当たりの面積が36.9ということを上げました。で、36.9というものは、私ども素人にとっては、どの程度狭いのか、ということで、なかなか測れなかったんですが、このところに最近増改築された市立病院の面積表、300床以上のところであるんですが、仙台市立病院が65.9、神戸市立病院が59.1、それから吹田市民病院が58.2、ずっと40台を探すのに骨をおれるぐらい。青梅市立病院が一番低くて、49なんです。そのほかちょっと多いと宝塚市立病院は70.6とか、市立知多市民病院が65.9だとか、大変高い数値を示していることを、参考までにちょっと申し添えておきます。

そしてさらに、続けさせていただきます。入院患者が昭和56年度まで、増減を繰り返す傾向が見られたが、増床142床から先ほどの162床になった、56年度を境に、57年度以降は微増傾向を示しており、一方外来患者はこの10年間で増加傾向を続けておる。このようなところから、入院患者、入院外来患者比率が、ここに載っております。年間延べ外来患者数の、年間延べ入院患者数に対する比率で、昭和55年度以降、3倍をかなり超えている比率を示しておる。

これらの数値の59年度の場合について、全国の類似規模病院、100床以上、200床未満の自治体病院の平均と比較してみると、病床利用率が市立病院78.2、全国平均83.2、5ポイント下回っておる。それから1日当たりの外来患者数が、当病院が499人、全国平均が245人で、これは市立病院が2倍近い外来患者を抱えておる、であります。極めて高い比率を示しておると申せると思うんです。

次に、日野市民のうち、国保被保険者の医療施設利用状況について見た表がここにあるわけですが、国保被保険者、被保険者数3万2,207人ですね、日野の国保被保険者数は、全体の市民に対する全体のパーセントは21%、昭和60年度中に医療施設を利用した月平均延べ日数が、精神障害者と結核による場合を除いて、入院が1万563日、外来が4万3,4

03日であります。入院で30.2%、外来で70.1%の方が、国保についてのみであります。日野市内の病院を利用して。特に入院においては、7割の患者が国保についてのみでございますけれども、市以外の医療施設を利用しておることが、この数値からはっきりされております。ここに数値がありますけれども、また後でにします。

最後でございますけれども、飛び飛びで失礼ですが、日野市立病院の整備の必要性和基本方針ということが、ここに最後にうたわれておりますので、これをちょっと読みさせていただきます。「当病院は前述のとおり現在地に開設以来、日野市における中核的基幹病院として、急増する市民の医療需要に対応して、数次にわたる増改築を重ねて、現在に至っている。しかし日野市における医療施設の現状は、市民が求める医療サービスを充足することができず、そのため、かなり市民——いわゆる市民というのは、患者を指しております。市外の医療施設を利用することを余儀なくされていることが窺われる。日野市民の命と健康を守るために、すなわち健康教育、疾病予防を推進し、病にかかった場合には、生活から近いところで安心して医療が受けられるようにするためには、当病院を中核とした、市内医療施設の連携による医療供給体制の拡充強化が必要であると思われる」ということが、ここで。さらに、「当病院がこのような地域における中核的基幹病院としての役割を果たしていくためには、その機能を大幅に拡充することが必要となるが、当病院の施設、設備の現状は、前述のとおり、あまりにも狭隘に過ぎ、複雑な構造となっており、また老朽化が進んでいるところも多く、部分的な増改築によって期待することは困難であり、全面的に改築することが必要であると考え。当病院を全面改築により、整備するに当たっては、日野市、日野市の診療圏における今後の医療需要の需給の見通し、当病院の性格、地域医療の中で果たすべき役割、その役割を果たすために持つべき規模、技能、さらには一般会計の財政負担等拡充整備の前提となる基本的事項について、関係者間の十分な討議が必要である。」

それらについて、次に述べるとして、当病院の性格と役割というふうに入っております。「日野市における中核的基幹病院として、市民の医療確保とその水準の向上を図るための拠点となる総合病院とする。日野市において、最高の機能を具備する病院として、他の医療機関とも連携して、地域における二次医療を全面的にカバーするとともに、頻度の高い三次医療についても担当する。3として、日野市における救急医療、三次救急を除くとして、センター的役割を担当する。住民の健康教育、疾病の予防、検診、治療からリハビリテーションまでの一貫して担当できる地域の総合保健医療センターとして、行政、福祉関係との連携のもとに、役割を果たすことのできる病院とする。5に日野市

における医療機関相互の保健医療に関する技術、情報の交換、施設の共同利用等について中心的役割を果たすことができる病院とする。」そして、最後の6番目に、医療従事者の卒後研修を担当できる病院とする。将来、各学会の専門医、認定等の教育関連施設の指定等、また厚生省の臨床研修病院の指定を目指す。

で、整備の基本方針としてですね、「当病院の整備に当たっては、前記の役割を果たすことができるとともに、将来における医学、医術の進歩、住民の医療のニーズの変化に対応できるようにする。」

それで診療科目、病床数、——病床数においては、ちょっと申し述べておきますが、「一般病床300床、将来400床ないし500床とすることを、考慮する。現在、南多摩東部共立病院組合から、委託を受けている伝染病床50床は、20床に縮小して、引き続き受託する」というわけであります。そして、なお「一般病床を増床する主な理由は次のとおりである。日野市の人口はなお増加を続けており、また人口の高齢化が進むことに伴い、患者数の増加が予想される。日野市における医療施設は人口に比較してかなり少なく、日野市の国保被保険者の医療施設利用状況を見ても、入院患者のうち7割、外来患者のうち3割が市外の医療施設を利用しておる。」というようなことがうたわれております。

そして、本当の最後でありますけれども、その場所としてこういうふうになっております。「当病院を前述したような拡充整備にする場合は、敷地は少なくとも2万平米が必要である。将来の人口増、医学、医術の進歩等を考慮するとさらに広い敷地が望ましい。現在の敷地は、6,392平米、現在の敷地での拡充整備は都市計画法、建築基準法等の規制もあり、非常に大きな無理がある。先に施設の現状において述べたように、病院が最新の医学、医術の水準を具備しようとするときは、建物の床面積、1床当たり50平米以上が必要といわれており、現に、最近新・増改築された300床以上の自治体病院の場合は、表8に見られるように——先ほど申した数値がそうなんです、なっておる。若し、現在地で、全面改築を行う場合は、建設許可面積1万1,362平米、病院本館のみが限度であり、この中での整備は病院機能の拡充を大きく制約するとともに、病床数も190床に抑さえざるを得ない。従って、現在地での全面改築による拡充整備は、現在の診療機能をかなり拡充することにはなるが、前述したような当病院を担うべき役割を限定しなければならないうえ、また、今後における人口増——というのは患者増ということを意味しているそうですが、医学、医術の進歩等への対応は極めて困難であり、さらに、病院経営上収支均衡を図る上で多くの問題を残すこととなる。当病院の全面改築は非常に多額な投資を行うことであり、日野市の医療需要の現状、そして当病院が今後果

たすべき役割を展望した場合、日野市の全市域の住民が容易に来院できる場所にできるだけ広い敷地を確保し、そこに移転新築することが市民の医療福祉を確保、向上させ、ひいては投資効果をより大きくするものとする。

ということで、まだまだずっとあとその「建築費」等がなっておりますが、一応長くなりますので、この辺でこの読むのはやめまして、これらを踏まえて順次質問をさせていただきたいと思うのであります。まず、表題であります、現行の医療体制で15万8,000人の生命と健康を守れるのかどうかということ、市長並びに院長から1点目と、お尋ねいたします。

その次に、市立総合病院、今この本報告書に基づいた整備基本計画報告書を受けて、どのような対応姿勢をとっておられるのか。現状のところやっていくつもりなのか、全く新しい、指摘されるようなところに移転、新築するのかどうかということについての構想、姿勢というものを、市長、院長からお尋ねしたい。

それから3点目にですね、本日もお昼休みであったでしょうか、南平に病院を誘致しようという計画があったわけではあります、先般先刻の一般質問で、小山良悟議員もこの件について御質問されました。いわゆる誘致しようとしておった場所、寺沢利雄さんの所有地でございますが、先般の新聞紙上でも明白なように、ダイクマ出店が市の商調協において、出店計画案の33%カットという結論を出したとのことで、このダイクマ建設、建設に向かって、恐らく近々5条申請に向かって動き出すであろうという結果であったわけでありまして。とすると、市長のこの病院誘致計画案に大きな支障を来す結果になったのではなかろうかと思うわけでありまして。さらに当初計画案でそれが、いや従来どおり行けるんだということならば、それで結構なんです、その南平病院の規模をですね、敷地面積、ベッド数、診療科目等も当然誘致するからには、それなりの構想もおありでしょう。それらのことについてまずお尋ねして、お答えをいただいた後、再質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 市川資信君の質問についての答弁を求めます。病院長。

○病院長（三田盛一君） 市立病院長でございます。

ただいま市川議員さんから、市立病院のことについて、多大の関心のある御質問をいただきまして、大変ありがたく思っております。なお、この件に関しましては、前回の当議会でやはり中谷議員さんからも、同じように病院について多大な関心を寄せていただいた御質問をいただいております。そういうことで、この市立病院というものが、人間の生命を守るという一つの大きなルートになるわけですので、どうしても関心を持た

ざるを得ない、こう思っております。

で、今の議員さんからの御質問の問題で、一つあるんですが、まず第一にこの日野市の15万都市の15万人口を市立病院が守れるかどうかと、これは簡単にはなかなかお答えができない問題がございます。で、そこでまず日野市を中心にしたこの周辺の医療機関を、まあこれは私よりも議員の皆さんの方が十分御存じだろうと思うんですが、まず周辺地域、日野市から比較的近いと思われるところで、官公立の病院、——これは私立の病院はどうしても経営主体が多少異なってまいりますので、医療そのものにかわりはなくても、いろいろな面での障害がございます。そういうことで、官公立の病院を一、二考えてみますと、例えば八王子には都立八王子小児病院があります。同じようにこれは国保助成ですが、南多摩病院がございます。立川には国立立川病院と立川共済があります。稲城には稲城市立病院、まあこの辺が日野市を取り囲んでいる地理的な近隣都市の病院でございます。その大小はまた別といたしまして、あると。それから大学関連病院といたしましては御承知のように八王子に東京医大の八王子医療センターがございます。それから多摩には日本医大の永山病院がこれは分院の形でございます。そういうふうな官公立の病院を取り上げてみても、日野市の周辺には確かにいろいろあるわけです。しかし、広い範囲で、そして高次、程度の高いと申しますか、2次、3次という医療を、全般的にこなすのは、私の知っている限りでは立川共済病院のみのように思います。で、八王子の医療センターはいろいろな面で大学の分院ですので、比較的3次医療をやっておりますが、ここは循環器の専門の指向をしております。それから都立の八王子小児病院も、これは小児を対象としてやっているんだ、こんなふうでややどちらかという、広範囲の医療体制はなかなか取り切れておりません。稲城の市立病院は3次医療で日野の市立病院より程度が高いと私は思っております。まあそんなところが、日野市の地理的な近隣の病院の状況です。

それからさらにこれをもう少し広げまして、3次、あるいは高度の医療をやっているところというふうに判断、目を広げてみますと、都立の府中病院、これはしかし神経疾患を主に主体としてやっているということになります。で、そのほかは公立昭和、武蔵野日赤、それから青梅市立、こういうところは3次医療を手がけている、と考えられております。そのほかもう少し足を伸ばせば、慈恵の第3病院、あるいは杏林大学のよう、に大学病院に相なるわけでございます。

で、まあそんなふうに日野市の周辺には、幾多の病院はございますが、問題は先ほどの市川議員さんがお読みいただいたこの報告書の中にもありますように、生活の場から

比較的近くて、生活の場から直ぐ利用ができるところに、高次の医療を行うところがないければ、本当の意味の住民の健康を守るということはできないのではないかと、かように考えるわけです。そういったしますと、確かに人間の流れ、人の流れというのは、中央に向かって流れますから、日野の方々が、中央の23区の方角に向かって、交通機関を利用して行かれば、東京23区内には、百花繚乱のように大学病院がごございます。これはかまいませんけれども、重症の患者さん、こういう患者さんをそちらに運ぶということは、現実にはできるのでしょうか、とこういうことが一つございます。

それから仮に患者さんをそちらに入院をさせましても、患者さんが1人入院するということは、家庭は二つに分かれるということが、最低の原則になります。そのために家族の人たちは、長距離をいとわず、そこに行かなければならないというような不便さがある。しかもそれが、楽しい場所に行くのではなくて、重病人が待っている場所に行くんだ、こういうことを基本的に考えますと、日野市の中に3次医療までとは言いませんけれども、一部3次医療に近い機能を持つ2次医療以上の医療機関がなければ、日野市の住民の人の健康とか、あるいは疾病の治療ということは、なかなか一概にして守り切るといえることは言えないのではないかと、かように思うわけでありませう。

それで先ほど、市川議員さんからの数値、上げられた数字の中にも、日野市内には確かに6病院、ごございます。しかしその中で公立病院は市立病院のみ、2病院は、私立の、経営主体が私立の病院でございませう。さらに老人病院が2、精神病院が1、こういうことになります。そして、なぜ官公立病院をと、私が最初に申し上げたかということ、官公立病院だからこそ、不採算医療を手がけることができる。これはもう私何回も、この議会でも言及をさせていただいているわけですが、救急医療も、小児医療も、これは不採算医療に属するわけだ。しかし、この不採算医療がなければ、これは住民にとっては、大変な迷惑を及ぼすであろうと思うわけだ。そういうところから、日野市の市立病院という、公立病院の宿命を持った病院があるならば、これに相当程度の高次の医療を行う機能を付与すべきではないかと、私は自分の病院のことを言うのに、まるで他人ごとのように申し上げますけれども、そういうふうに、常日ごろ考えております。

そんなところで、今回この整備、この病院をどうするかということで、こういう計画書、整備基本計画を立ててみようということで、やっていただいたわけですが、これもはっきり申し上げますと、厚生省に病院管理研究所というのがございまして、その病院部長に一応話しを持ってまいりました。ところがその御意見では、病院の医療機能、あるいは高度のいろんな細かいファクショナルなもの、これについてのアドバイスという

のが、むしろ病院管理研究所の問題であって、ハードのもの、建物、その他それよりやや次元の落ちたレベルでのいろいろな病院の改築は、むしろ自治体病院協議会の方が、適切であろうと、こういうところで、日野市立病院の機能の改善を最大目標にすることに違いはございませんけれども、まずやるべきものはハードの改革ではないか、というところから、自治体病院協議会にお願いをして、こういう回答書を作成してもらったわけです。

これは前回の中谷議員の御質問のときにも、これはあくまでもたたき台なんだと、もちろん私ども病院の方も一緒に協議いたしまして、病院は病院なりの悩み、病院のいろいろな問題点は洗いざらい提供いたしまして、それを踏まえて、自治体病院協議会でこういうふうな第三者的な意見を立ててくださったわけです。で、それを拝見いたしまして、私たちとしては、全くまさに自分たちとしてもそのとおりなんだ、我々は病院が500の病院、500ベッドの病院、700ベッドの病院、そこを要求するのではない。しかし162というベッド数では、しかも先ほど申し上げましたように、1床当たりが37平米弱ということになりますと、開設当時は大変それでよかったと思います。しかし、高度の医療の機能が増加してまいりますと、いろいろな医療機械がベッドサイドに持ち込まれることが非常に多くなってきます。酸素テントしかり、人工呼吸器しかり、そのほか心電図、その他のものがベッドサイドに持ち込まれます。で、重症の患者さんであればあるほど、その頻度は高くなるわけです。ということになりますと、1床当たりの面積はいやがおうでも、広くせざるを得ない。ということになるわけです。そういうところで、1床当たりが50平米以上というようなところの、まず基礎的な数字。それから160ということになりますと、これは一般的なものの考え方で、一看護単位が大体50床、一つの病棟は大体50床程度と、40から50というのは一般通念で、これは看護婦さんのパワーの問題があって、なりますので、その辺になります。

まあこういうことをいたしましても、160ですと、簡単に計算をしましても大体1個病棟が40で、4個病棟ということになります。診療科は御承知のように10診療以上あるわけですから、どの病棟も全部が混合病棟科ということになります。したがって、看護婦諸君のそれこそ対応は極めて複雑怪奇になってまいりまして、非常な混雑混乱を招かざるを得ない、物事が効率的にできないという問題も出てくることになります。

まあそんなところで、160のベッドでは、いろいろな面での対応は難しい、そうしますと、そこで300という数字が割り出されることに相なるわけです。で、じゃ300床になったら全部がオーケーになるかという、そういうわけではございませんで、実はいろいろ

ろな医療機能、つまりベッド数、ベッド以外の周辺の医療機能の問題、それから経営的な問題、これも含めまして、やはり450から500というのが、効率的な一番いいラインなんだ、と一般的には言われております。まあしかし、160の病院が一挙に背伸びをして、450になったところで、逆に戦線が伸びてしまって、大変にいろんな面で混乱を招くであろう。まず300から、次のステップに入っていくと、まあこんなところを私どもも考えまして、この案ができ上がってきたというのが実情でございます。

それともう一つは、現在地でいいのかということの問題なんです。これは今の、その300床踏まえますと、現在地では不可能に相なるだろうと思います。確かに190ということは、200床ですから、約100のマイナス引くということになりますし、建物を近代化することによって、相当現在の敷地でも有効利用は可能と思います。ただ問題は本日、ただいま市長さんの許可があって、病院が建築を始めたといたしましても、この建物は1年か、2年後でなければ、診療機能は開始いたしません。そうすると、すでにその病院は2年後からの機能ということに相なります。ましてや、これはたたき台ということになりますと、きちっと青写真をつくり、設計施工から、工事に着工と相なりますと、恐らくできるときは四、五年後に入るのではないかと。3年か、どんなに急いでも3年ぐらいかかるところ思います。で、3年後にできあがったその病院が、この報告書にも書いてありますように、私どももまさにそれに同感なんです。実際に今の医療、医学の進歩ということが、急速にスピードアップしております。それだけではなくて、住民の方、日野市民の方たちの医療の要求、つまり医療受療ニーズといいますかね、こういうものもどんどん高まります。そういたしますと、恐らく10年後には、現在の医療設備、医療の物の考え方では、恐らく対応できなくなるであろうと思います。しかし建物はそう簡単においそれと変えるわけにはいかない。と、こういうことに相なりますと、どうしても10年、最低10年、20年を見越した上で、プランニングをしなければならないということになります。で、そうなりますと、どうしても現在地では、いろいろな面での伸び、飛躍というものは期待はできない、と、こうなります。

で、基本的に医療の内容として、私どもの頭の中で考えていることは、全、各診療科ともに、2次医療を行いたい。3次医療と言いたいんですが、これはちょっと無理であろうと、私は思います。まして、いろんな問題があります。しかし、部分的には、可能なところは3次医療をこなすということをしたいわけです。で、具体的に3次医療のどうこうということを申し上げますと、例えばがんですね。私がかたま外科で消化器の出ですから、すぐそちらの方の話を申し上げますけれども、例えば消化器がん。消化器

がんの治療を徹底的に行う。これを3次医療のレベルに持ち上げる、と仮にいたします。そのためには、病院にはリニアックですね、放射線医療設備、しかも放射線治療ですね、現在の日野の市立病院にあるのは、放射線診断の機械は入ります。しかし治療の機械はございません。そういう治療のレベルまでいかなければ3次医療にはならない。こういうことになるわけです。で、その例えば消化器がんを取り上げましても、その辺までのことをしなければ、3次医療ということは言えないわけです。胃を、ただがんを手術して取った。ああ、だからよくなったというのは、これは1.5次ぐらいであって、それで満足をしているわけにはいかないというのが、公立病院の一つのある側面の宿命だと私は思っているわけです。まあそういうことになりますと、当院の現在の敷地はもちろんのこと、この自治体病院協議会で出してくれた答弁集、この報告書の中にも、その放射線治療の問題については、何ら書いてない。これはしかし、放射線治療をやるためには、いろいろなその建物の問題から、全部がただ単純な患者さんを収容する場とは違う建物と相なりますので、この点は私の方でむしろ今回は図面には入れないでほしい。しかしこれを将来必ず入れるスペースだけはほしいんだというふうなことを、意見として述べた経緯がございます。

そんなところでこの計画書の回答書は、まあそんなふうなことを書いておりますし、それに基づいて私たちも考えることは、少なくとも部分的な3次医療として、全般的な2次医療のできる病院を私どもは今現在つくりたいというのは、病院側の病院の人間の今の気持ちであるというふうに申し上げて、お答えになるかどうか、一応終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まあ日野市民の医療体制はいかがするかと、こういう私どもも日常的に考えております一番大きな課題の一つであります。

まあ、南多摩医師会という、医者の方々の地域医療圏という考え方がございます。地域医療圏ということで我々も今まで、いろいろお説を聞いておるわけではありますが、このたび、東京都のかねての計画の多摩南部における都立病院、公設民営の基幹病院になるという計画がございまして、その用地は多摩ニュータウン地区である、あるいは八王子の都立大学が移転してくると言われております大沢区域であると。この決定は恐らく都の内部では決まったのではないかと、このようにその医師会の方々から聞いた情報がございます。まあしたがって、日野市もその南多摩医療圏という範囲で、考える地域でございますから、それなりの対応を持つ必要があると思います。その病院、都立、

つまり基幹病院になる都立病院は、67年に、65年あたりから着工されて、67年に開院される。こんなふうに予定されておるようでありますので、その情報をより確実に確かめていきたいと思っております。日野市立病院もその医療圏の中の一地域病院でございますので、その範疇の中でおのずからの使命、役割が生まれてくるものと、こう考えます。

市立病院が今、今回の基本構想、整備計画といいますが、それで述べられておるとおり、今まで、非常にジグザグした経過をとりながら、今日の状況にあると。こうして建物が老朽化し、機能も著しく阻害される面もある。近代機能の果たせる病院というわけには、なかなかいかない。まあそれでも一応、そのジグザグの中で任務を果たしながらやってきたと、こういうことが言えるわけでありまして、特に過去の時代は、地元の医師会との合意を得るといことがなかなか困難な状況でございました。そして、一時、250床というベッド計画を持った計画はございましたが、まだまだそれは到達にははるかに届かないという状況でとどまったところでございます。

そこで、今市立病院の将来のことをどう考えるのか、日野市政の中でも、重要な課題だとは思っておりますが、今結論を持つこともこれも成り立ちがたい。まあなぜならば、現在地で、建てかえるということをするればやや具体的な構想も成り立つわけですが、一応理想を追い形で、考えます場合には、やはり地積のことですとか、あるいはその地積のための用地の確保だとかいうことが、伴ってまいりますので、そう簡単にはいかない。目下懸案としておる、将来、持った病院ですから、この病院をよりよくするということは、絶えず追求し、求めていかなければならない、これが私どもの現在置かれておる事情でございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、病院長、並びに市長から、私のこの報告書に基づいた質問をさせていただき、御答弁をいただいたわけですが、それに基づいて、もう一度ちょっと質問させていただきたいと、かように思います。

まず一つ一つ、市長のまずお答えに対して、質問させていただきたいんですけども、冒頭私がこの医療報告書でも読ませていただいたんですけども、ただいま市長は南多摩医師会の地域医療圏、確かに広域、いわゆる私どもも広域医療圏でこういったものは、判断し、尺度として、多用するということが理解できるわけがあります。しかし、この報告書の数値があまりにもそのかけ離れているということで、私はあえて申し上げるんですけども、人口1万人当たりの東京都平均、全国平均の数値が日野市の場合、著しく下回っておる。先ほど申した数値のとおりです。確かに医療というものは、特殊な業

務部門でもありますので、広域的な見地、発想、とらえ方等持って、構想を練る必要があるかと思えます。しかし、この報告書でも言っているとおりですね、先ほどの医療法昭和60年12月法律第10号の規定に基づき、医療、地域医療計画の策定作業が、進められており、同計画では広域医療圏、保健所所管区域等の参考として、2次医療圏を、2次医療の医療圏を定め、その圏域における一般病床の必要病床数を算定する。こういう規定の中で、ですね。その医療圏における一般病床の必要病床数は何ほどかに算定するかまだわからないけれども、仮に、日野保健所管内の区域についてだけでも、医療法第7条の2、公的病院の病床規制においても、人口1万人当たり70床を基準とすると、2,500床、これに対して、既存病床数が1,186、差し引き1,119床、日野保健所管内においてもですね、日野保健所ですから、多摩、日野、稲城であります。1,119床、ちょうど半分がいわゆる基準値より、不足しておる、というわけであります。

さらに、南多摩区域ですね、日野、八王子、町田の各保健所区域でみてもですね、必要病床数7,545床、既存病床数が5,212床で、差し引き2,333床の不足となっておる。こういった、私も素人でございますけれども、確かに市長の冒頭お答えしていただいた、南多摩医師会地域医療圏の圏域が、今言ったような大幅なベッド数不足を来しておる。それも保健所管内において、そうであって、当日野市においては、はなはだ人口16万になんなんとする人口の中で、一般病床数が288床、560床あるとは言うものの、精神病院、老人病院等除くいわゆる通常の病気に使える病床がですね、288床、人口1万人当たり70床に換算すればですね、1,120床あってしかるべきものが、その半分以下にも満たないという現状を考えてみますと、この従来、市長から私もこの件については、何らかの形で従来質問したこと等があるんですが、数値をもって、このようにきちっと我々の目の前にはじき出されたものを提示されますと、なるほど、私は日野市、——先ほど冒頭申し上げましたように、日野市の医療制度というものに、ある意味の一つのプライドというか、自負心があったものが、この自分の家族の連続する事故の中で、あえなく水の泡と消えた。ということは、いわゆる診療部門、開業医部門は全国平均をたしか先ほども申した数値のとおり、上回っております。しかし、そのいわゆる診療所部門から、送られてくる、2次医療に送られてくるベッド数が日野市の場合、国保の加入者のみの調査であっても、30%に過ぎない。70%の方々は、日野市以外の医療圏に流れておる、ということが指摘されております。で、今の申し上げた広域医療圏にとっても、日野市のベッド数がいかに数値をもって少ないかということも、指摘されておるとおりでございますけれども、もう一つ今市長の答弁の2点目の中で、都立病院が八王子の大沢地区にはば

確定したということも、私は昨年の、ことしの予算委員会は、特別委員会ですか、昨年
の予算委員会だったでしょうか、八王子、町田、多摩、またその近隣の昭島だったか、
国立だったかのこの都立病院の誘致計画を今熱心にやっているということ、まだ私が
耳にしたのは、1ヵ月か、2ヵ月前でございますが、やっておるということで、一時私
は市長から八王子にはぼ決まったのではなかろうかというような話しの中から、私もあ
る筋から尋ねてみたところが、何ら八王子に決定しているわけではなくて、八王子も一
時ほぼ南大沢のところに来るであろうということを想定しておったところが、ここに來
て、急遽、各自治体が猛誘致運動を凶るためにですね、危急を感じてまた市長、議会を
あげて東京都に、何と申すんでしょうか、お願いにあがっているというか、誘致運動を
凶っておるということを知りました。で、聞くところによると、町田も来たよ、多摩も
来たよ、「なぜ日野さんはお見えにならないんですか」ということを、そのときに聞いて
おります。ですから市長はどのような信用すべき筋から得た情報で、この議会におい
て答弁されているかわかりませんが、まだ決定したわけでも何でもありません。そうい
った根拠というものが、仮に八王子に落ち着いたと決定をしたとしてもですね、それらの
視線を向ける、本当に15万8,000の市民の健康と生命を守る上から見ればですね、今日
の日野市の現状の医療の貧困さをもってしたら、当然そういう運動を働きかけるべきで
はなかったか、それをただいすに単にすわっておって、現状を見ておる、凝視するだけ
では、余りにも行政のトップに立つ理事者として、私としてはいささかも足りない。
こういうふうに言わざるを得ないのであります。

で、過去、もう一点は、250床計画もあったということ、今お聞きしました。しか
し、それは計画ですから、予定であって、予定は未定で、決定にあらずというわけ
ですが、今の現状値で、先ほど冒頭申し上げました6,900平米何がしでは、基本病院だけ
でも、199床が限度であるということが、指摘されているわけですが、250床計画と
いうものは、そういう中で、どういう計画で生み出そうとしたのか。ちょっと私には理
解できないんですけれども、当時、関口電気さんが、一時仕事をやめられて、用地を
売り払ってもいいというような話のときに、市立病院の将来の拡張計画とあわせて、買
収したらどうだろうというような話が、議会内部でも理事者サイドでも当然あったわ
けですが、あのところに残念ながら住宅が建てられました。買収計画の実行はできな
かったわけでありまして、そういう中になればなおのこそ、これほど厳しい医療基本
整備報告書を受けた理事者としてですね、今日の本当に市民の待ち望む――例えば
ですね、先ほども冒頭ちょっと申し上げたんですけれども、きょうも、南多摩、南部地
域、南平

地域に総合病院を誘致しよう、していただきたいということが、署名の紹介議員になっていただきたいというような要請があったわけですが、これはもう——まあそれ指導している人は、どういう人が指導で動いているかわかりませんが、市民の願いだと思っんです。だからこそ、1万人署名が集まったということが、先ほどのピラに書かれておりました。これはとりもなおさず、南多摩地域に総合病院をと、内科じゃなくて、少なくとも交通の利便のところに、日野市の基幹となる、候補地となるような2次医療ができる病院の計画というものを、この際やはりきちっと整備計画をもう一度考え直していただくことが、市民の最もニーズにこたえる、行政施策ではなかろうかと、こう思うわけであります。今言った南多摩医師会の地域医療圏でも、数値、ベッド数においても、これは足りない。それから都立八王子、都立病院の八王子誘致決定もですね、これもまだ未決定である。それからまあ今、市立病院の報告書に基づいて、現状地における建て直しなど、移転計画を持って解消を図るんだということについても、現在まだ結論を出し得るところまで行っていない。用地等これからその見通しを検討するんだというあいまいな答弁であるわけです。それと、今の私の申したことと、もう1点は、南平病院のその後の答弁というんでしょうか、まあいただけなかったわけです、その件について。

○副議長（中山基昭君）　市川資信君の質問時間は5時54分までです。時間配分に配慮しながらの答弁をお願いします。市長。

○市長（森田喜美男君）　統計的にいって、日野市という行政範囲、あるいはもっと広く南多摩東部の医療圏、こういう中で、ベッド数は、平均数字といいたいでしょうか、あるいは標準数字といいたいでしょうか、こういう状況にはるかにほど遠いということは、私もよく存じております。日野市の場合に約900ベッドほど必要であると、そして既存のベッドが、老人病院や、精神病院のベッド数合わせて、なお300ほど足りない。したがって、日野市に標準ベッド数が何らかの形ではしいということは、これは基本になる考えでございまして、それを市立病院に期待をすとか、あるいは南部地域にまあ病院の誘致を構想して、そこに期待をすとか、そういうことで満たしていきたいという考え方を持ったわけでありまして、またそのことが、医師会等の話にも基準になり得る、そういうことでございまして、これからも努力をしていこうと、こういう考え方でございます。

先ほども、ちょっと都立、まあ都立の多摩南部地域病院、これは我々が市長間で噂として聞いているところでございますが、多摩センター区域にまさに病院用地だという、広大な用地も用意されてあります。それから八王子が南大沢に誘致をしようという運動

もあるということを申し上げたわけでありまして、規模からいきまして、日野市に立地できる、そういう性格の病院では私はない。したがって、——まあ広域の中で、都立の基幹病院ができ、また市立病院がその医療圏の中で、特に日野市民を対象とする役割を持つ、こういうことで、構想が成り立つものだというふうに考えますので、今後そういうことで、そういう配慮のもとに、なお検討を深めていきたいと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○副議長（中山基昭君） 南平の誘致計画。

○市長（森田喜美男君） 南平に地域病院をという提言をいたしております。この用地を使えという情報はまだ受けておりませんが、なお、これからも努力をしたいと、こう考えております。

○副議長（中山基昭君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） いよいよ時間がなくなりましたので、最後に結びで一言申し上げておきたいと思うんですけれども、やはり私、冒頭に申し上げましたように、図らずも燕三条の労災病院、それから朝霞台中央病院、現在は埼玉県川越の、埼玉医大医療総合センター、そして、市立病院、この四つの病院をくるくる、くるくる回っている中で、一言やはり冒頭にもちょっと申し上げたんですけれども、若手医師、それから近代医療機器、若い看護婦というものが本当に昼夜、本当に真剣に取り巻く姿に感動したこと、それから、先ほど三田院長先生からも言われたんですが、通院する家族の、全く家族は二つの家族をつくる。通院するだけでも大変だということを考えてみると、やはり地域にどうしても私は2次医療、2.5医療かできませんけれども、つくって早くいただきたいということが、市民のニーズである。

で、私はここで最後にちょっとこの1文を時間が二、三分ありますので、ちょっと読ませていただきたいんですけれども、その「生きる権利と知る権利」、成田晃一さん、これは医事評論家でもあり、なおかつ国会議員の元秘書をされたという方ですが、日野市南平に住む、今回のこの署名運動の発起人の1人にもなっておられる方のある原稿を、寄せられたものを、ここでちょっと読ませていただきます。「日常われわれは、憲法で定められている“生きる権利”と“知る権利”は保障されていると信じている。そしてこのような権利が保障されている文明国家、法治国家日本に生まれたことに感謝している。しかしそれは全く錯覚であって、このような権利は皆無の社会がこの日本にある。それは医療の世界である。ここに私の涙の体験を述べてみたい。

◎生きる権利 一昨年、当時13歳であった私の息子は、起座呼吸、関節の激痛、嘔吐

の連続、失神、顔面蒼白、食欲不振、歩行不能、無気力などの病状悪化の一途にあり、連日車で家庭医に通ったが、軽いかぜと診断された。遂に3日目、重篤の極限に達し、早朝6時すぎ息子を抱いて家庭医へ行き、病院への入院、検査を依頼した。しかし、家庭医は「髄膜炎でもない。やっぱりかぜだ。心配ない。」「この注射で楽になり、治る」と言って、1本打ち、帰宅を命じた。その自信に満ちた説明を信用した。帰宅後、のどの渴きを訴え、お茶、ジュースを飲んで吐き、吐いては、飲んだ。そして間もなく、静かに目を閉じ眠りについた。2時間後、私は息子の枕元に立った。白目を開けた愛児の顔に啞然とした。黄泉の旅人の姿であった。解剖の結果、死因は「心筋炎による心タンポナーデ（心臓に血液が溜まる）」であった。死亡直前に打たれた注射は、心臓疾患には厳禁されているブスコパンであった。のどの渴きは、その副作用の現れであった。家庭医の恩師I教授は言う。「聴診、打診が下手である」「心筋炎、心タンポナーデの医学知識がなくてもよい。これだけの重篤患者は、病院へ送らなければならなかった。」「自信慢気もはなはだしい」と。いまわれわれは、日本の医学の水準は高いと信じ安心して生きている。しかし現実には、入院も検査も、すなわち現代医療の恩恵の一片も浴することなく「痛み」「苦しみ」すべての希望をすてて、家族のもと、この美しい日本を去らなければならないのである。このような、首都東京で医療行政も、現代の医学も医療機器も一切役に立たない事件が起こっていることを知っていただきたい。私が以前国会議員の秘書をしていたので医師会、医科大教授の知人の協力で医療ミスの真相が究明できた。しかし現実には、医師会という“かけ込み寺”にかけ込まれたら、事實はヤミからヤミに葬られてしまう。今日の日本の医療の場では“生きる権利”は全くないのである。◎知る権利 このように入院はもとより、一片の検査も受けることなく、希望に満ちて勉学にスポーツに励んでいた中学1年の愛児は、空しくこの世を去って赴った。」時間ですので、終わりますが、この方が最後に、その地域の医療密度、医療施設の度合いが、その町の文化のパロメータを指すものだ、ということを言われました。この言葉を言って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって22の1、現行の医療体制で15万8,000人の生命と健康を守れるかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より、開議いたします。時間厳守で、参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時55分 散会

9月17日 木曜日 (第8日)

昭和62年 日野市議会会議録 (第29号)
第3回定例会

9月17日 木曜日 (第8日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

27番 石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫嘩子君

議事日程

昭和62年9月17日(木)

午前10時開議

日程第1 一般質問

(議案上程)

追加日程第1 議案第106号 日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第107号 日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3 議案第108号 日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(請願上程)

- 追加日程第4 請願第 62-31 号 新町地区センター設置に関する請願
- 追加日程第5 請願第 62-32 号 第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願
- 追加日程第6 請願第 62-33 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情
- 追加日程第7 請願第 62-34 号 0歳児の特別保育の実施に関する請願
- 追加日程第8 請願第 62-35 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地(NLP) 建設計画に反対する意見書採択に関する陳情
- 追加日程第9 請願第 62-36 号 米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する請願
- 追加日程第10 請願第 62-37 号 「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願
- 追加日程第11 請願第 62-38 号 樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第11まで

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-15 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係） 第1-16 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-17 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-18 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-19 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-20 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係） 第1-21 建設法 建設法附則
建設工事関係の規程と告示等（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係）

建設工事関係法規一覽（建設工事関係）

午前10時12分 開議

○議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問23の1、新築の博物館は「新選組資料館」としたいの通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員 登壇〕

○15番（馬場弘融君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をいたします。

新築の仮称「ふるさと博物館」、これを「新選組資料館」にしたかどうかという、私の希望を込めての質問でございます。先月の第3回臨時会で、あわせて5億円ほどの工事契約が議決をされ、すでに建設工事が始まっておりまして、何を今さらとお感じの向きもあろうかと思えますけれども、設計懇談会の報告、あるいは設計の説明書、企画書、あるいは教育委員会がつくられた新築の概要書等を見ますと、博物館の性格、あるいは展示内容に非常に不満がありますし、市民に親しまれ、有効に使われるかどうか、大変心配でございます。また、伺うところによりますと、建物の外壁の色ですか、すでに建設が始まっている今でも、まだどの色になるかということが、不透明だというふうなこともあります。先般の行政報告への質疑におきましても、生活保健センターなど、市の関連施設の色が市庁舎のこの赤れんがの色に統一されるのではないかと、こういったお話がありましたけれども、私がいただきました教育委員会の資料と申しますか、「ふるさと博物館」の設計を担当された事務所がつくられた設計説明書、ことしの7月に配られたものなんですけれどもね。これでも実は色調が古いものを納めるのであるから、日本の土蔵のイメージ、白い壁とまあグレーの屋根と申しますかね、そういったイメージを基調にしてやっていきたいんだというふうな報告が出ているわけですね。設計の根本思想だと思うんですね。こういうものが出ていながら、いまだにどうも色が決まらないどころか、むしろ赤れんがの色に統一をされるのではないかなというふうな、現在の状況だそうでございます。こういった根本的な問題すら、今議論をされているということから考えれば、中に展示をされるものの内容、ソフトの内容についてはより一層、今言っても間に合うという気がいたします。そういう点を踏まえての質問でございますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

それで、先ほどもちょっと申し上げましたこの設計事務所等の説明書と、あるいは他の資料をもとに、簡単にどういう博物館になるのかということを上申したいと思うの

ですが、というのは、文教委員会の方々には全部配られているんですね。ところが、ほかの各議員の方、独自に要求をされた方は別でしょうけれども、一体どういう博物館ができるのかということ、まだあまり御存じないんじゃないか。私実は知らなかったんですね。で、見ますと、——三つほど、私特徴があると思うんですね。不満点も含めてですけれども。

で、第1点は、この性格的な問題ですが、博物館には自然科学系の博物館と、人文科学系の博物館、それから両方一緒にしたまあ総合博物館、こんなふうな色分けができると思うんですけれどもね、非常に小さい敷地の仮称「ふるさと博物館」であるにもかかわらず、あまりにも大ぶろしきなんです。人文科学系はもとより、自然科学系のもも入れたい。むしろ、自然科学系のことが、中心になるような雰囲気があります。つまり、多摩川、浅川水系の自然をもとにした、住民の過去から今に至るまでの生活を主体にして、展示をしていきたいというようなことが述べられております。で、果たしてこれでいいのか、あの小さな敷地に小さな面積の博物館ができるのに、これだけ大ぶろしきを広げて、あれもこれもという博物館をつくって、一体有効な施設と言えるのだろうかということが、非常に心配でございます。

それから、一方でよい方は、オーディオ・ビジュアルな機器、つまりビデオ・プロジェクターのことで、そういった最近のビデオ機器の発展といいますか、そういうものをふんだんに使った、そういう展示も行われるということでございます。

それで、あと一つの特徴は、第1点と関連をいたしますけれども、森田市長のキャッチフレーズであります「緑と清流」というふうなものが、そっくり横滑りをした、言わば森田市政がつくった博物館というふうな感じがちょっとにおいが強すぎると、もっと市民本位のものができなかったのかなというふうな感じがするんです。この辺の三つが不満点であり、また一つの特徴であるというふうに申し上げておきたいと思います。

それで、よそは日野市以外の市が、一体どういう博物館といいますか、資料館といいますか、そういうものをつくっているかということでございますが、私議員になりましたから、各市に行政視察に行くわけですが、たいていその地区の博物館とか、美術館とか、大体特徴のある施設はよく見るわけですが、その中で今日野市が考えているような総合博物館といいますか、あれも、これも的な博物館もありますが、一方ではあるポイントにしぼって、特徴を出した博物館、資料館というものも、非常に多いわけございまして、むしろそういうものの方が、お客様も多いように私は思いますし、市民にも有効に使われているような気が私はするわけがあります。

幾つか例を申し上げますが、初めに悪いと私が思う例を申し上げますと、山口県の萩市、ここはまあ吉田松陰だとか、いろんな有名人がきら星のごとく出たところですね。ところが、この郷土博物館、かなり古い建物でありましたが、全くだめなんです。恐らく日野にもあるでしょう、農機具、漁業の道具、古い、まあ昔の商家のですね、たまたまずまいを見せたですね、そういった萩市だからあるというものではなくて、そういったものが、古色蒼然と並べられていましてね、ほこりをかぶっているような状況、ほとんど見ている人もいませんでした、萩市ね。果たしてこれでいいのかな、せっかくつくって、こんなものでいいのかなということを感じました。

さらに九州の天草の本渡市というのがあります。ここもつい59年ですか、3年ほど前に私行ったのですが、できたばかりの歴史民俗資料館というのがありました。これも全く同じでして、古い農機具等のどこにでもあるようなものがずらっと並んでいるんですね。ぐるっと一回り回ってしまえばなるほどなど、こういうものかというだけで、一体この天草の本渡市というものがどういう個性のある、特徴のあるものであったのか、やはり現在もあるのかということが、ほとんどその歴史民俗資料館の中からは伝わってこなかったわけでありまして。一方で、ちょっとこれスケールが違いますけれども、感心したのは帯広、これはすごい大きさのものでありまして、「100年記念館」と称する建物がありました。これは中央がロビー、左右に建物が大きく分かれているんですね。今の生活保健センターのスケールを五、六倍にしたと考えれば、わかっていたかと思うんですが、右側の方は過去の帯広地域に住んでいた住民がつくってきたものが、歴史を追って、並べられているわけですね。一方反対側の方には、現在の帯広市民、将来の帯広市民が、その施設を使って文化的、あるいはスポーツ的なものをつくっていくという市民センター的なもの、その二つをミックスしたような建物であります。これは今の日野市には全く当てはまりませんが、こういうつくり方もあるという例で、お話をしますけれども、ありました。

私がこれから申し上げる幾つかの点は感心したというか、なるほどなと思った例なんです。三重県の松坂市、牛で有名でありますけれども、ここは本居宣長、国学者ですね、が生まれた町であります。で、「本居宣長記念館」というものをつくっております。本居宣長が昔住んでいた家も、ほぼそのまま残されて、実はその2階が書斎なんです。が、「鈴の屋」といいます。どうしてかということ、本居宣長という人は非常に鈴の音色が好きで、たくさんの駅鈴——駅の鈴ですね、を集めていたそうです。その「鈴の屋」の鈴が、実は——こここのところにも、松坂という町のほかのところにも、利用されてお

りました。どこかと言いますと、近鉄の松坂の駅の前のロータリーがありまして、何人かの方は一緒に視察に行きましたから、御承知だと思いますけれども、駅前のロータリーの真ん中にですね、二抱えもある青銅でできた駅鈴が置いてありまして、初め何でここにこんな鈴が置いてあるのかなということ、よくわからなかったんですね。ところが、記念館に行きまして、「あ、なるほどこれは鈴の屋の鈴だったのか」ということがわかりました。で、駅の付近の観光案内所では、その駅鈴を小さくしたものを売っておりまして、松坂の記念品として、お土産として売っているというふうなところで、単に記念館、本居宣長記念館としてあるだけではなくて、松坂市というものを一つのイメージ、凝縮をして、こういう町ですよと売り出す素材にもなっているという例で、大変見事な博物館といいますか、記念館の使い方ではないかな、行政の進め方ではないかなということ、私は感じました。たまたまその鈴を私持ってきたんですけども、ちょっとここへ持ってくるのを忘れましてね、お見せできないのが、残念なんです、それが一つの例です。

それから鹿児島県の知覧町、知覧という町がありますが、ここは例のゼロ戦が飛び立った飛行場の跡があるんですね。そこには、ゼロ戦の記念館でしたか、博物館でしたか、名前はちょっと忘れちゃいましたが、ありましたよ。昔、昔というか、四十数年前ですね、そこから飛び立って行って、なくなった若い人たちの写真がいっぱい並べてあったり、遺品があったりして、ここはすごい、まあ盛況というとおかしいですけども、日本各地から大勢の方が、見に来ておりました。こういうものもございました。

さらに近い例で申し上げますと、これも最近つくりましたが、町田市が「自由民権資料館」というものをつくっております。工事費が約1億円、でございます。随分安いんですけども。町田が生んだ石坂昌孝、あるいは村野常右衛門といった方々の史跡を中心にして、多摩地区でなぜあんな自由民権運動が生まれてきたのか、というふうないわれを踏まえて、事自由民権運動に関してはまかせろといった形の施設に、あるいは展示になっているわけでありまして、こういった例。

あるいはまたここに、「選択」という情報の雑誌があるんですけども、この——選択というのは選ぶという意味ですね、こういう意味ですけども、ちょっと記事があるんですね、美術館、——これ美術館のお話であります、総合化は個人の時代という記事があります。ちょっと読みますと、「ここ10年来全国的に個人美術館、つまり従来の総合美術館に対し、1人の作家に的をしばった美術館が急増している」と、まあ飛ばしますが、「これまでの何でもそろった総合美術館では、個性も薄れ、おもしろさがない。

今後こうした美術館の個性化の傾向はさらに強まりそうだという感じがする」ということが、小さな記事ですけれども、書いてあるわけですね。私は、美術館は確かにそうなっています、全国的にそうなっていますね。この近辺でももう御承知の小島善太郎さんじゃないですけれども、ああいったたぐいのものが次々につくられつつあります。そういう点で、やはり博物館も、スケールの大きいものであれば、先ほど申し上げた帯広のような大スケールのものをつくることのできるならば、総合博物館でいいのかもしれませんが、わずか1階の平米数が680平米ですかね、非常に小さい規模の博物館であれば、一つのポイントに的をしぼって、名前をつけ、ポイントの中でのいろんな各種の展示をやっているというふうな方向が求められてもいいのではないか、という気がするわけでありまして。そういう点で、じゃそれならばもしポイントをしぼるとすれば、我が日野市ではどういった素材があるだろうかということ、考えるわけですね。確かに大昔の縄文土器、あるいは弥生土器の時代から、いろいろな遺跡もありますし、いろんな人材もいます。竹間加賀入道、平山の武者所、季重、いろんな方がいらっしゃいますけれども、やはり今一番対外的なPR効果もあり、市民がなるほどな、そうだなというふうに納得してくれるものというのは、土方歳三を中心とした新選組の資料ではないかなという気がするんでございます。もちろん、新選組というものの、歴史的な価値というものについては、いろんな議論があります。単なる殺人者の集団ではなかったのかという議論もあるし、新しく明治政府をつくらうとした勢力に立ち向かって、古い勢力を守らうとしただけのことではないか。農民の次男坊、三男坊を中心としたごろつき集団ではなかったではないか、ということも言う方も確かにいるわけです。しかしながらそれだけではない。いまだに小説、テレビ、あるいは新聞、そういうマスコミ等を通して、こう何らかの話題になっていく。そして、多くのファンがいる。こういう素材というものは、我々日野市民として大事にしなければいけないと思うんですね。この6月ですかね、5月ですか、NHKのテレビが日野を特集した、30分のローカルの番組であります。つくった。そのときに、「百草自然公園」と呼ぶ者あり）出ましたね。日野という町の副題を何にしようかと、かなり担当者は悩んだようでございますが、やはりこれだなといって選んだのが、「新選組のふるさと日野」という形のタイトルであります。ほとんど日野に関係のない方が来られて、テレビを写し、取材をし、そういう中でつくった名前、副題が、「新選組のふるさと、日野」であったわけでありまして。そういう点を考えれば、この新選組というものを使わない手はないと思うんですね。そういう点でぜひ、まだ恐らく外壁の色もごたごたしている段階であるとすれば、——初めの話に戻り

ますけれども、内容については十分間に合うと思うので、ぜひその辺の検討をしていただきたい。私はできれば本当に新選組に的をしぼった資料館にすれば、恐らく大勢の日本全体から、大勢の人が見に来てくれると思うし、それがひいては我が町の発展にも結びつき、自分の町をこれからつくっていく上の大きな核にもなり得るのではないかな。これだけではありません。一つのものが、核ができれば広がっていくんですね。北海道の池田町のワインではありませんけれども、ちょっとしたきっかけでワインをつくり始めたら、それがもとでどんどんいろんなものに波及効果を及ぼした。我が町はこれなんだというものを一つ持つ必要が、私あると思うので、その素材として、この博物館を「新選組資料館」にしてみたらどうかというふうなことを思うわけでございます。ぜひ、市長、あるいは教育長の前向きな御検討をいただきたいと思うのですが、ぜひただいま私が申し上げました、——いろいろ飛びましたけれども、ことをもとにして、お二人の御見解、今後に対する対応の仕方をお伺いをしたいと思っております。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） 教育次長でございます。ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

昭和59年に博物館の設計を始めるにあたって、基本構想をまとめるために「ふるさと博物館設計懇談会」というものをつくって、各方面の御意見をいただいたわけです。その審議結果に基づいて、私どもはその後の準備を進めてきているわけでございます。その報告書の中で博物館の性格として、規定をしておりますのは、日野を中心とした歴史、考古、民俗、芸術、産業などの人間の生活、文化に関する人文科学系資料を収集、調査、研究、保存、展示し、これらの資料を用いた教育普及活動を行い、またこれらの資料の情報サービスを行うとともに、郷土の理解を深めるため、必要な自然科学系についても、可能な限り同様な活動を行う、というような性格づけがなされているわけでございまして、この基本方針に基づいて、その後の準備を進めてきているわけでございます。準備を行うにあたって、最も意を用いたことは、いかに魅力ある博物館にするか、いかに博物館が子供たちをはじめ、市民の皆さん方に興味を持ってもらえ、あるいは関心を持ってもらえるような、そういうその生き生きとした活動を日常的に展開できるかということが、最も大きなポイントになったわけでございます。

まあ確かに博物館の行き方としては、的をしぼったやり方もございますし、あるいは人文科学系、自然科学系という形に分けるやり方もあるし、総合的なものもあるということでございます。それはそれぞれ特徴があるわけで、どれでなければならぬと

ということにはならないわけですが、少なくとも設計懇談会の中で、日野市の博物館のあり方としては、規模は小さいんですけども、日野市の郷土全体について、市民に情報なりを提供できる博物館にするというのが、基本的な性格でございますので、まあそういった基本方針に従って、準備を進めてきているわけでございます。普通、博物館の中心というのは、館内展示にあるわけでございますが、この展示を魅力あるものにするということのために、多摩川水系と人々の暮らしということをメインテーマにしてきているわけでございます。これは実際に古代から近世に至る日野のこの郷土での人々の暮らしというのが、やはりその川と深く関連をして営まれてきたということを土台にして、そういうテーマをつくっているわけで、そういったものをわかりやすく、実物を用いて展示をするとともに、いろいろ今御指摘のございましたように、ディスク・ビジョンだとか、そういったようないろんな視聴覚機器を用いて、提供できる情報量を飛躍的に高めるように工夫をしているわけでございます。

もう一つの特徴は、博物館活動を建物の中に閉じ込めないで、積極的に戸外に出ていて、歴史とか、民俗とか、自然を含めて、体験学習を行うという、そういう幅広い授業を前提として、活動計画を考えております。それからただいま申し上げましたように、博物館では展示が一つ中心になるわけでございますが、特にその中でも常設展示というのが、一つの柱になるわけで、ただ常設展示だけで日野の長い歴史の中のあらゆるその事象を網羅的に展示をするということは、不可能でございますので、時宜に適した形で特別企画展というものを折り込んでいきたいというふうに考えております。そうすることによって、博物館活動の幅も広がるだろうし、奥行きも深まっていくだろうというふうに、我々は考えているわけです。ただいま御指摘がありましたような、御提案がありましたような土方歳三、あるいは新選組に関する資料などについても、そうした特別企画展示という方法でむしろ考えていきたいというふうに、考えております。まあ、これは実際に地域で行われるいろんな行事などとの関連も十分に考えながら、時期的な調整も行った上で、そういう特別企画展示というようなものは、積極的に考えていきたい。そうすることによって日野の博物館活動は、なりは非常に小さいけれども、ユニークな活動ができるんじゃないかというふうに、現在考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 私は市長と教育長にお伺いをしたいと言ったつもりですが、議場ではそう聞こえなかったでしょうかね。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま馬場議員さんの方から御質問のございますこの博物館の問題につきまして、今次長が答弁しましたように、設計懇談会というものを持ちまして、相当期間かけながら、この博物館の性格、その他を通して仕事を進めてきていると、そういう状況もございますし、当然特別企画展示といたしますか、年に何回か、そういう形での企画展示的なものは博物館を通して、取り上げていきたいと、そういう考え方も持ちながら、進めてきておりますので、当初の計画どおり、この博物館については今次長が答弁した方向で取り組んでいきたいと、こう考えています。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今お話を聞きまして、一つの見識であるというふうに聞いたところであります。郷土を観光的に対外的にPRするというのも、自治体の活力、発展のために結構なことでもあります。このたびの「ふるさと博物館」に我々が期待をし、夢をかけておりますのは、御指摘のとおり、そう大きい施設でないということから、大規模、中規模、小規模、その構造の中で我々のなし得るのは、小規模レベルで、しかも中身のあるものをつくりたい。その中身というのは、子供達に何か生きる根本とか、あるいは学ぶ基礎、こういうものを視覚的に提供する場でなければならない、こう考えております。まあ目指すところは、むしろ大人というよりも、中学生や、小学校の上級生が、団体で見に来ることも結構ですし、またグループやそれから1人で来て、そうして日野市という我々のふるさとをいかに基礎的に学ぶかという場所になって欲しいと、こう願っております。まあ一つの人物にしぼって、ワンポイント的なこの資料館もこれまたそれとして、結構だと思います。ただ今回の「ふるさと博物館」に関しましては、長い間、——長い間というよりも都市化の中で、出土してきた、いわゆる埋蔵文化財、あるいは時代の変化によって、旧家に残った古文書や、あるいは一般民家の生活用具、いわゆる民具、農具も含めて、それらのものが散逸をさせてしまって、なくなってはいけません。そういうものを何とか、保存の形、その保存の形をまた生きたアレンジとして提供する場にいたしたい。これが恐らく当初に関係者の方々に検討していただきました検討会の精神でもございました。それに準拠いたしまして、日野の何ととっても生活文化というものは、水辺によってつくられておる。つまり稲作文化、それによった集落、それから交通でありますとか、生活のこの歴史があるわけでありますから、この源にさかのぼりながら、しかも時代的な変化ということが表現できる、こういうことが博物館に求める性格であると、このように思っております。

今お話のありました郷土の、郷土史のワンポイント、ことに土方歳三という方である

とか、新選組の関係であるとかいうのは、日野市にその生家といひましようか、縁故のあるおうちでありますとか、いろいろな史料も残っておるわけでございますから、そこを中心になるべくPRできる、そういう施策が大切だと思っております。お家がありまた墓地があり、お寺があり、それからまた行動された行動の範囲というものがあるわけありますから、それらをなるべく外来の方にむしろPRする意味での集約、そういうやり方が望ましいのではないかと、こんなふうにも思うわけでありまして、日野らしいやり方を個性を持ってやることは、私も同感でございます。そのような考え方で、「ふるさと博物館」は今企画が進みつつあるというふうに、理解をいたしております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 教育長のお話も市長のお話もおおむね同じなんです。設計懇談会というものがつくられ、その趣旨にのっとってやっておるんだということなんでしょう。それはそれとして、一つの行政の進め方であると私は思います。しかし、私翻って我が日野市の最近の市政の中で、図書館というものがなぜ、あんなり得たのかということを見ると、一番初めに図書館をやった方々の意向というのは、町の声がこうだからこのくらいにしましょうということではなかったと思うのです。我が日野市がこれからの地方の小さい図書館の第一歩を踏み出すんだという、そういう大きな夢を持って、始めていたと思うんですね。そういう行政というものは、どんどん先に進み得るし、市民もそれを、その行政のあり方というものを誇りにすると思うんですね。そういう行政の仕方というものが、私はこの博物館でもできたのではないかなと。もちろん「新選組」ではだめだ、これならばいいということは、もちろん議論としてあるかもしれないけれども、そういう行政の進め方が、特に新しい建物をつくる際ですから、あったのではないかな。、そういう考え方が残念ながら、いただいた教育委員会の資料、あるいはすべての資料を通して見ても、ないわけであります。

さらに詳しく申し上げますと、先ほど申し上げましたビデオ等を使ったソフト面ですね、どういふビデオ展示といひますか、そういうものがあるかということを見ますと、これ日野市じゃなくても、全部通用することばかりなんです。どことこの自然、どどこに生きた動物たち、どどこに生きた人間の生活というんで、川辺なんといふのは、日本全国どこにもあります、これは。水辺の生活といふのは。同じような縄文土器が並び、同じような古墳があり、同じような旧家がありといふことで、全く個性がないんですよ。つくった当座は、つくった当座は、あ、いい建物ができましたね。結構きれいな展示物が並んでいますね、で住民の注目を呼ぶかもしれない。1年たち、2年たち、

3年たつうちに、これほとんど市民の方々も利用しないで、先ほど市長がちょこっと言っていましたけれども、学校の児童が半ば強制的に我が町を知るにはここに行きなさい、というふうな形で、学校外の研修のような形で連れて来られる。それだけのものになってしまふんじゃないかなということを感じます。

個別のことはほとんど出てないですね。そして、私もっと残念に思うのは、土方だけではないんですよ。あの平山季重でも何でもそうですけれども、そういったものが、個人的な日野で生まれ、日野で活躍をした方々、そういったものが、この懇談会の資料にしても、概要説明書にしても、全く出てこないですね。実に没個性的な展示物であり、そういう内容のソフトなんですね。これでいいのかなと思うのですよ。やっぱり、市民一人ひとりに訴えるのは、Aという人、Bという人、これがどういうことをやったかと、やはり個人の顔が見えてきませんと、強く訴える力はあまりないと思うんですね。町田の自由民権資料館にはきちっと、パンフレットの中に個人的に3人の名前が載っています。団体の名前が載っています。これを中心にして、物を理解させようという考え方でいいですね。こういう方式を私はぜひとってもらいたいと思うんですね。そういう点で今でもこういうプログラムをつくる、まだつくられていないと思うんで、つくる段階だと思うので、何種類かのビデオ等のプログラム等はつくられるようでありますから、そういう中には、日野に生まれ、あるいは日野で活躍をしたそういった偉人といえますかね、名が通っている人ですね、そういった方々の事績展といえますか、そういうものを踏まえたプログラムをぜひつくってもらいたいというふうに思うんですが、この辺については可能性がありますか。教育長じゃなくとも、教育次長でもいいですけども、お答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（砂川雄一君） ただいま御質問をいただきました点については、先ほどちょっとお答えしたように、特別企画展示というものも一方でやりますし、ただいま御指摘をいただいたようなビデオソフトについては、当初出発段階では基本的な部分について、まず作成をするということで出発をしておりますので、当然これはこれだけで終わるわけではございません。それぞれの歴史的な事実に基づいて、ソフトというのは豊富にしていきたいというふうに考えておりますので、当然その中には今御指摘のことは進めていきたいと、考えております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 私としてはですね、中の展示物だけがそうなるというのでは、

非常に不満なんです。せっきく財政的に苦しい中でこういう新しいものをつくっていく以上は、何か前向きにこれからの町の行政の中で、一つのきっかけが与えられるような建物のつくり方をしてほしいと思うわけで、そういう点で新選組に私こだわっているんです。というのは、もしこういった形の「新選組資料館」というようなものになれば、恐らくマスコミのPR効果抜群だと思うんです。全国的にいろんな方が日野に来てくれると思います。そのことによってまた逆に日野市民が、「あっ、我が町にはこういう素材があるのか」ということを再認識し、自分の町を誇りに思うようになる。こういった点で、単に博物館をつくるだけでなく、広い意味で日野の市民意識の高揚といえますか、そういう面での効果が必ずあるというふうに私確信しているんです。そういうことを、今の日野市の森田市政の中ではできないということが、非常に残念でなりません。

それが私は新選組を取り上げたいけれども、新選組でなくともいいんです。何でもいいんですけど、一つの素材というものをしぼって、これでやってみようじゃないかという、そういう意欲が全く感じられない、今の市政というものに対して、強い、強い不満を申し上げるとともに、もしどうしても今の設計が変えることができないのならば、先ほどもちょっと御質問申し上げましたけれども、中につくられる企画展示、あるいはビデオのプログラム、そういったものの中で、よそにはない、単に水辺の生活とか、そういうことではない、我が日野市だからこれなんです、これを見に来てくださいねという企画展示を大々的にPRをしてやる、それだけはぜひ受け入れてもらいたい。私非常に残念でございますけれども、以上の、現在の日野市政に対する大いなる不満を申し上げつつ、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって23の1、新築の博物館は「新選組資料館」としたいの質問を終わります。

○一般質問23の2、固定資産税、都市計画税は高過ぎないかの通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○15番（馬場弘融君） 余りに激しい地価の高騰ということがありますので、この議会でもすでに4人の議員各位から、この問題が取り上げられているわけでございます。それぞれの質疑を通じまして、日野市の現状は概ね了解をしたところでございますが、なるべくダブらないように、むしろ日野市と国、あるいは都との関連の中でも質疑、質問をしまいたいと思いますので、よろしくおつき合いをいただきたいと思っております。

農地は別でございますけれども、土地に関する固定資産税、都市計画税は私は何といっ

ても高過ぎると思っています。大勢の方がそうお思います。ところが余り大きな問題にはこれまでなりません。例のあの売上税の騒ぎがこの3月、4月にありましたね。あれはまあ新しい税金をつくるということで、非常に大きな問題になりました。マスコミも大きく取り上げました。しかしどういわけか、この固定資産税、都市計画税、みんな心の中では高いなと思っているんですね。年々高くなるなということを思っているが、ああいう社会問題といえますか、大問題になってこなかった。なぜなのかなということ、私常日ごろ非常に疑問に思っていたところでございます。それで実は、先月の8日でしたか、古賀議員ともども、地方議員の勉強会がございまして、シンポジウムがございまして、まあそこでのテーマが幾つかあったんですがね、大きなテーマの一つが「土地税制のあり方」というテーマでございました。いろんな専門家のお話、あるいは各地の議員でかなりこの問題に詳しくぶつかっておられる方々のお話、あるいは書籍等を見たり買ったりしてまいりました。それを踏まえて、きょう質問したいと思うんですが、固定資産税というものが、どう決まるかということですね。で、地方税法によることはもちろんですけども、まず現実の時価、売買時価というものがありますね。それをもとにして評価をされるわけですね、評価額というものが出ます。評価額をもとにして概ね七つの課税標準に分かれます。これは宅地とか、A農地、B農地、C農地とか、そういう意味ですが。それに対して100分の2.1が上限ですが、標準が100分の1.4、こういう税率がかけられる。さらに軽減措置が付加されて、額が決まってくるわけですね。まず第一に私が最近の都市の税金が高いというところで、問題にしたいのはこの評価額という点なんですね、評価。評価というのはどういうことかということ、法律によれば、地方税法によれば、適正な時価というものがまずあって、その適正な時価というのは何かということ、通達等によれば、正常なる売買価格であるというんですね。ところが農地は違いますね。農地は収益還元方式といまして、その農地から一体1年間どのくらいの収益が上がるだろうか、ものをつくってですね。それに応じて税金にしましょうという方式で今課税されていますね。ところが宅地等は、今言った売買価格方式と言いますか、幾らで売り買いされているかということが基準になっているわけですね。戦前の固定資産税はこうじゃなかったですね。すべてがいわゆる収益還元方式で、課税をされていたんですね。戦後変わってきたんです。これはど土地の価格が上がってくると、一体いつまでも現在のような売買価格方式による宅地の課税でいいのか、評価でいいのかということ、まず私疑問に思いうわけですね。これは絶対変えなきゃいけないな、もう本当に変える時期に来ているなということ、まず思いうわけです、これが第1点目。

それから第2点目は、課税標準、先ほど七つ申し上げました課税標準の中に、小規模宅地、200平米以下の小規模宅地は評価額の4分の1ですかね、になる規定がございます。小規模でない宅地は2分の1ですか、そういう規定があるわけですが、この200平米というのは余りにも狭過ぎる。せめて300平米くらいに広げるべきではないか。生存権の侵害になっているということですね。これは実は私も関係をしておりますけれども、青色申告会の連合会が、これ以上高い土地を、税金を取られると、商売がやっていけなくなっちゃう。商売で上がる収益では税金が払えなくなってきたら、こういう状況を踏まえて、200平米では狭過ぎるから、300平米まで課税標準の小規模宅地の基準を、まあレベルアップといいますか、基準を上げたらどうだろうか、というふうな提言を実はしているわけですね。これももっともだと思うんですね。今の税制の評価でいきますと、どんなに収入がなかろうとも、ある一定規模の土地に自動的に、土地というのは税金がかかってくる。取られてしまうわけですね。これは改めなければいけないだろうということ、これ2点目の疑問として、私は感じているところであります。

それからこれちょっと横道にそれるかもしれないんですけど、先ほど第1点目で申し上げました売買価格方式ということで、今も土地の評価額が決まっているとすれば、先般の各議員の質疑の際の答弁でもわかったように、日野市の評価額は他の市町村と比べて低めに押さえられているというわけですね。日野市だけではないんで、例えば時価というものがあるとすれば、時価の7掛けが大体国土庁の公示価格だと言われてます。その7掛けがまた国税庁の相続税財産の評価になります路線価だと言われてます。そしてまた、その7掛けがいわゆる固定資産税の評価額だと、こういうふうに一般的に言われているんですね。まあ多少の違い、誤差があると思いますが、大体こんなものだ。とすれば、適正な売買価格で、評価額を決めなさいよという法律があるわけですから、本当はもっと高くなって、当たり前なんですね。売買価格を評価額とするならば。つまり逆の意味で、今の状況というのは法律違反の状況が、逆説ですよ、これ逆説的になりますけれどもあるわけですね。ということは、もしある為政者がです、今の法律どおりの税制でなければいかんというふうな例えば通達を出したとしますね。そうすると、今日野市がやっているような評価なんか、全然できない。恐らく4倍か、5倍かに上がった評価額になって、そういう税金になってしまうと思うんですね。こういう点を踏まえても、逆説的ではありますけれども、現状の法制度というものはかなりもう現実合致なくなっている。変えなければいけない状況に来ているということもあります。

それと、この評価がですね、3年ごとに見直しをされている。評価をつくらしているの

はだれかといいますと、——これ本当は税金を決めるのは、租税法律主義という言葉がありまして、絶対、法律、あるいは条例で決めなければいけないんだけど、評価は法律じゃないんですね。行政が、要するにお役人が自分の判断で、まあこのくらいだろうというふうに、まあお手盛りという、少し言い過ぎかもしれないけれども、決めちゃっているわけですね。これに対する抵抗というのは、日野市がささやかながらやっているように、少しでも我が市は押さえておこうということぐらいで、大幅に押さえることは、不可能ですね。こういう状況にある。

一方で、評価額はそういう問題がありますが、税率の問題があります。これは3番目ですね。税率は全く変わっていません。評価額は3年ごとに変わってます。ところが、税率は全く変わっていない。これでいいのかと思うんですね。地方税法、つまり地方自治体を取る税金だと言いながら、地方自治体の裁量の余地がほぼなくて、地方税法350条による標準税率。もし標準税率以下に下げると、もうすでにお話が出ておりますけれども、地方財政法の5条によって、起債制限が課せられる。つまり、地方税法とは言いながら、実は全く地方自治体には独立の権限がない税金なんですね。もっと、これは市長は、常日ごろ、地方自治の云々ということ、よく発言をしておられるわけですから、もっともっと強く固定資産税は地方自治体の税金なんだ。今の法律じゃ、これそのとおりになっていない。結局国がコントロールするままではないか。もっと地方に権限を付与しなさいというふうな動きをしていいと思うんですね。標準税率という考え方をやめる、あるいは地方財政法による起債制限なんかやめちゃう。こういうふうな訴えを、市長、していいと思うんですね。ところが、全然そういったことはこれまでに市長の口からは聞かれたことはありませんでした。

4番目として、これ、私法律読んでおかしいなと思うのは、免税点、土地の免税点が幾らだと思いますか、わずか15万円ですね。これは法律351条にあるわけですが、これなんか全然ナンセンスですよ。土地の評価がわんわん、わんわん上がっている中で、免税点だけはずっと15万円に押さえてきた。こんな法律でいいのかという声が当然上がってしかるべきだと、私は考えるのでありますが、いかがでしょうか。

それから、以上の4点が主に、対、国との関連で、地方自治体、あるいは住民がもっともっと運動を起こさなければいけない、今の法律変えてくれという運動を起こさなければいけないと、私感じている点なんですね。

これからもっと細かい点になります。つまり、同じ町の中で、私、これだけの税金を納めてます、固定資産税、都市計画税。隣の人は幾ら納めているか。今、実は調べるこ

とができません。国土庁の路線価というのは、だれにでもオープンになっていますから、調べれば自分の家の前が幾らぐらい、あすこの角が幾らぐらいというのは、わかるんですね。公開されています。ところが、情報公開とは言い条、この固定資産税の土地課税台帳というのはね、私の土地であれば、私はそれを見ることができます。横の人も見たいんだから見せてくれると言っても、これ見せてくれませんね。何らかの比較をしたいんだと思っても、比較もできないような状況になっています。これでいいのかな、という気が少しするわけですね。全部見せると、またプライバシーの問題とか、いろんな問題が出てくるかもしれませんが、固定資産税の評価についても、あるレベルまでわかるような、大体この地区はこの辺だ、このくらいだというふうなことがわかるようなやり方というのは、できないのかなということを、思います。

実は、一つの例をちょっと申し上げますけれども、評論家の江藤 淳さんという方がいますね、この方は鎌倉に住んでいるんですね。今鎌倉市を相手にして裁判を起こしているそうです。どういう裁判かという、固定資産税が急に76.9%も上がってきたんだそうです。幾ら何でもこれはおかしいと。で、御近所の方に聞いたら、「いやうちはそんなに上がっていないよ」上がっていませんよというふうな、言い方。隣の家が15.0%のアップ、裏は20.0%のアップということであったと。ほとんど自分の目で見れば、同一だな、同一の評価だと思われる土地であるのに、こんなに違った評価額になってくるのはおかしいじゃないかというので、裁判を起こしているわけですね。ところが、まあ市の方では守秘義務というふうなことがあって、なかなかまあやっかいな問題だそうでございますけれども、こういった例もある。これも何か少し変えた方がいいんじゃないかなという気がするわけでありませう。

先般来のこの問題に対する各議員の、社会党、共産党、各議員の議論を聞きますと、それぞれの政党は一生懸命土地の問題、土地税金の問題をやっているぞと、自民党は何をやっているんだというふうな御発言がございました。冗談じゃないですね。申しわけないけれども、あなた方の政党よりも、自民党の方が今私が申し上げたような点で、法律を変えなければいけないだろうという点での動きを、すでに起こしております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり) 自由民主党の東京都連が多摩の今の地価の上昇が、このまま固定資産税とか土地税制に乗っかってくれば大変だということで、税率の決定権を各自治体に渡すべきではないかと。国が事実上握っている税率の決定権を自治体に移して、各自治体の裁量で税率の手直しができるよう、地方財政法などの改正を含めた、軽減策を求めて、動き出した。こういう議論は恐らく社会党とか、共産党の議論ではなかった

と思うんですね。今どんどん、どんどん騰貴している土地の値段が、そっくりそのまま評価額にはねかえられないようにというふうな議論はありました。これももちろん必要だけれども、私が4点目まで申し上げたように、これはどうも根本的に法律を変えていかなきゃだめだぞということなんですね。ね、そうですか。ですから、それをするにはどうするか。まあ、自民党もこういうふうに動き出した。動きができてきたわけですね。ぜひ、市長のお考えを伺いたいんですけども、これまでよく、——決算の今度の議会にも出ましたけれども、市長会等を通じての国や都に対する要望書というものが、我々にも配られますね、毎年。その中にないんです、全然。土地の税金変えてくれますか、ちょっとこれじゃ自治体まずいですよというふうなことが、全然ないんですね。そういう認識を持ってもらいたいですね、市長に。売上税のとき、できたじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）すごいこう、垂れ幕まで下げて。私はね、垂れ幕ぐらい垂れて、市長、固定資産税は地方自治体の税金じゃないか、今の法律でいくと、冗談じゃない、国税と同じだ、我々自由にできない、やってください、変えてくださいということを行動をもって示すべきです。全国民が、あるいは全国の自治体がそれをやれば、変えられます。売上税は変えられました。引っ込めることができました。だから私言っているんです。自民党だってやったんです、やろうとしているんです。絶対できます。だから市長、ぜひやってもらいたいと思うんですけども、そういう点で、市長、先ほど4点目までは国との関連、5点目はちょっと日野市だけになるかもしれないけれども、課税台帳の問題、これについて、こういった行動をとるといって、これからとって行くぞという意味があるかどうか、これ第1点目に聞きたいと思います。

それから2点目、2点目は、もしですね、今1点目の答えと関連してくるんですが、どんなに頑張っても、結局それは国の問題じゃないか、国会の問題ではないかというふうにお逃げになると思うんですね、多分、ある程度は。というならば、何ら違った方法で、住民からたくさん税金をどんどんいただいちゃうわけですから、違った方法で安くできる知恵が出せないだろうかということなんですね。税率もだめですね、法律変えなきゃだめなんです、評価額とか、税率とかという問題は。都市計画税はできますよ、都市計画税はできます。そうじゃなくて、一つの例が、実はこの間の研修会で教わってきたところで、早速資料を要求しまして、送ってもらったんですがね。愛知県の新川町という小さな町ですね。名古屋の西北にくっついていますね、小っちゃな町です。面積は4.84平方キロ、で、小さな町で、人口が4万だか、5万だかで、とても小さな町なんです。ここで、この3月の定例会のときに、可決をされた、議決をされた新しい条例が

あるんですね。これどういう条例かという、「新川町中高層住宅建設奨励金交付条例」と、こういうことです。いいですか、中高層住宅建設奨励金。これどういうことかといいますと、これはあくまでも一つの例ですよ、日野でこれと同じことやれと、私言っているわけじゃないですよ。それ誤解しないでください。人口増加をしたい、しかもいい町をつくりたいということですね。ことしの1月以降に、分譲とか、賃貸のマンションとか、アパートを民間でおつくりになった方には、今後3年間、いいですか、その家から上がる都市計画税、固定資産税、いいですね、の上限として、補助金として返すという言い方、ちょっと語弊があるんですけども、差し上げますよということなんです。つまり、ある、何と言うのかな、ここは土地に対する税金じゃありませんけれども、居住用の用に供する住宅に課税された当該年度の固定資産税、及び都市計画税の合計額を限度として補助金を交付すると、こういう条例があるわけです。これは内容的には固定資産税、都市計画税を安くするという方式なんですけれども、もろにそれをやりますと、上からチェックを受けるわけですね。こういうふうにからめ手からうまいぐあいに補助金をつくって、住民の負担を軽くして、しかも町が要求する今後の町づくりに協力してくれているんだからということで、補助金という形でお返しをするといいますかね、こういう条例を実はこの3月の議会で制定をしております、これは来年度からは実際はまあ、されるわけですね、施行されるわけですけども、できています。これ以外にも我が市でも、実はあるんですよ、似たようなことが。実はだいぶ前に、私、生け垣をつくってくれるところには奨励金を出したらどうか、いい町づくりに協力してくれるんだから、奨励金を出したらどうかということを、この一般質問の場でも申し上げたことがあります、そうだからというんじゃないですけども、この4月からの新規事業の中で、「日野市地区計画区域内生け垣造成補助金」というのがある。まあ交付要綱をもとにして、4月1日に制定をされてますね。で、生け垣の新設の場合1メートルにつき、5,000円。対象は1宅地について20万円を限度とする。これなんか、一つの今後の抜け道というところと少し言い方が悪いんですが、一つの方向を示すものではないかなと思うんですね。国の制度が変えられないならば、こういった形でバイパスをつくっていくという、そういう行政の進め方がもっともっとできると思うんですね。例えば私ちょっと思いますのに、今狭い道路があって、広げてもらいたいという声は強いけれども、買収じゃなければ広げませんよというふうなのは、基本的な市の今の考え方でしょう。買収するのは大変ですね。出してもらいたい。ところが出してもらっても、全く見返りが今ないわけですね。で、そういう場合に今言ったような、この方式で、良好なる都市環境

をつくってくれた、造成してくれたことに対する、補助金のような形で交付することができれば、そういった、こう町の環境整備にも役立つし、一方では土地の税金の軽減、多少の軽減になりましようけれども、にも役立つという点で非常に有効だと思うんですね。そういう智恵の使い方もあり得ると思うんですけども、こういったことは、市長、全く考えられたことがないか、あるいは今後はどしどしやっていくぞというふうなことなのか、これも市長にお伺いをしたいと思います。以上が2点目、大きく分けて2点でございます。これは大きな問題でございますので、ぜひ市長のお考えを伺いたと思います、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） きのう、質問に答えまして、固定資産税は資産税的性格、それから収益税的性格、あわせて受益者の性格ということで課税をされているものだということを述べました。かつては、土地税制はいわゆる地租として、国税でありましたが、シャープ勧告以降、税制改革によって、地方税、いわゆる自治体の財源というふうになっております。国のお役人の講演などで聞きますのは、特に農地の宅地並み課税、これを廃した、それに抵抗する市が多いわけでありましたが、財源を提供してあるのに、なぜその財源を活用しないんですか。つまり取れるようになっているのに、なぜやめるんですか、取らないんですかと、こういう言い方がありました。まあなかなかわかっていないんだなという感じもするわけでありまして、まあ国側の見解と、地方側の見解との分かれるところだと思いました。

それで、今、課税台帳を縦覧という制度がありますが、第三者のあるいは近隣地の評価等が説明されない、つまり比較できない。これは私もその縦覧制度を余り詳しくは存じませんが、説明はできる、説明はしなきゃいけない、問われれば説明をしなきゃならない。これが一つの縦覧制度の趣旨だと思いますので、検討してみたいと思います。

それから国に対して高い、したがってその税制を、あるいは税率を改めるという主張をやれということではありますが、確かに高いというのは、いわゆるつまり3年見直し、これ、どんどん、どんどん上がるから、見直しという理屈が出てきている、生まれてきた。価格が動かないで、じっとしていれば、見直しの必要はない。まあそういう本来の分析ができるわけでありまして。したがって、高くしているのは一体何であるか。これはやはり需要と供給の関係も、本来は需要と供給の関係でなるべき価格なんでしょうけれども、それを非常に狂わせるのが、今回の都市の異常な価格形成であると。そしてこれは本物じゃない。狂乱と言われる、つまり狂っている状況ですから、「そのとおり」

と呼ぶ者あり)だから、その狂っている状況を、何かまともに取り上げることはない。
(「そうだ」と呼ぶ者あり)それが今度の監視制度でありましたり、あるいは見直しには採用しないとされる根拠があると思います。地方、都市を通じまして、狂っているのは一部であって、大部分はちっとも狂っていない。極めて健全に、健全に推移している。全国的に見れば確かにそうだと思います。まあ、しかし、何と申しますか、問題をつくっているのは、いわゆる都市であり、それを押さえられない政治であるということも、言えると思います。(「そうだ」「首都改造計画だ」と呼ぶ者あり)

そこで、知恵を出せということではありますが、あらゆる知恵を絞りたい、このように思います。つまり、農地の宅地並み課税を廃したなんというのは、最大の知恵であると、そのほか——まあ土地を持たない人もたくさんあるわけですから、「(「持っていないぞ」と呼ぶ者あり)その立場も十分考えなければいけませんし、それから標準的な、つまり200平米程度のところに、100平米程度の家に住むのは、これは日本人の一つの基本的権利だというふうに考えるべきだと思います。

したがって、平均的意見、権利の主張は、これは市民の立場に立って、考え、行っていくというふうに、今——まあ求められている見解につきまして、そのような考え方を伸ばしていきたい、このように思っております。

○議長(黒川重憲君) 馬場弘融君。

○15番(馬場弘融君) 市長ね、狂乱地価が異常だという、これもう当たり前のことでね、いや、地価がどうのこうのということを私言っているんじゃないんですよ。私が申し上げているのは、評価ですよ、評価の仕方が今の制度においては、その狂乱地価が反映されるような方式になっているんですよ。いいですか、それが問題ですよということを申し上げているんです。もし、いいですか、狂乱地価が、つまり適正な時価、適正な時価で評価額を決めなさいという法律になっているわけですよ、時価で。時価という言葉があるんです。だからそれがこういうふうに上がれば、当然評価が上がっていくという方式が、現在の法律のあり方なんです。私は、その法律のあり方を変えなければ、もうだめですよということを申し上げているんで、狂乱地価がどうの、いいの、悪いのとかいうこと言っているわけじゃない。どうして売上税のときのような迫力が市長にはないのでしょうか。私は非常に残念でならないのでありますが、売上税以上にこれから確かに土地をまだ持たない人もいられないけれども、いずれはみんな土地を持つようになり、そういうときに困っちゃうんですね。持ち切れなくなる、だから問題にするわけですね。今の法律のあり方では大変なことになりますよ、だからそれを変えるの

は自治体の力を結集してやりなさいよ、売上税のときにやったじゃないですか。ということを上申しているんですが、その辺についてはどうも市長から余り前向きなお話がなかったの、私ども自由民主党を通じて、積極的に対応いたしまして、この税制を変えるべく努力をしていきたいというふうに、思うところでございます。

それで、（「みんなで一緒にやろうじゃないか」「そうだ」等発言する者多し）土地課税台帳、課税台帳の問題、ちょっと検討してみましようというようなお話がありましたよね。ありましたね。これぜひ、どこの、何というのかな、規制というか、あれがあるか、私もこれよくわからないんですね。守秘義務というところにすべてがこう逃げていくんでしょうけれども、それにしてもちょっとこういうふうに土地の税金が高くなりますと、ちょっと問題が起きると、全員が「じゃ、おれのところ、どうなんだ」という声があつと持ち上がるような気がしないでもない。そういう恐れはありますからね。これはぜひうまく検討されて、Aさんの土地は幾らとか、そこまでいなくてもいいですからね、何丁目、何番地の前のところは固定資産評価額では幾らぐらいですよというふうなことが、ある程度一般化できるような方式というものを、ぜひ御検討をさせていただきたいというふうに、思うところでございます。

それで、最後にですね、共産党の諸君等からいろんな発言があるんですが、私この問題を今あえて取り上げているのは、この固定資産税を中心とした地方税、地方の土地税制のあり方というのは、今後の地方自治の根幹をなすことになると思うんですね。地方の税金は地方で決めるんだ、すべて決めていくんだという、こういう制度を今後つくっていくための足掛かりになり得ると思うので、そういう自治体の自治権と、まあ拡充の運動といいますかね、これ実はきょう持ってきましたけれども、これ民社党の杉並の区議会議員の太田さん——若い方ですよ、が、書かれているんですがね、太田哲二さんという方が書かれているんですが、「固定資産税を斬る！」というパンフレットがありますが、この中でも彼は言っているんですね。これは単に税金が安い、高いの問題ではないぞと、地方自治の根幹をなす問題だぞと、だからもっと、もっとみんな関心を持ってくれと、売上税はあんなにみんな関心を持ってやったのに、どうしてこの土地税制、固定資産税、都市計画税については、大きな問題にならんのかというふうなことを言っているわけですね。私全く同感なんです。政党とか党派関係なしに、私同感に感じておりますので、ぜひその辺を踏まえてですね、先ほどの市長のお話では、何となく国の方に対する動きというものは、売上税のときのような、歯切れのよい、行くぞという感じが感じられなかったわけですが、ぜひ頑張っていたいただきたい。（「よし！」と呼

ぶ者あり) 私も一生懸命やりますと先ほど申し上げましたとおりですけれども、そうしませんと、いつかは住民のとんでもないしっぺ返しに来そうな気がするので、ぜひ頑張っていたきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長(黒川重憲君) これをもって23の2、固定資産税、都市計画税は高過ぎないかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後1時8分 再開

○議長(黒川重憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の1、日野市の基本構想について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番(天野輝男君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

その前に、先日、板垣議員からまあ私のことで、ちょっとありましたもので、私も自民党を支持するそういう立場から、私もその件については、話しておきます。

というのは、私は大型間接税につきましては、この議場においても、政府でやることであるから、やむを得ないのではないかという意見を述べております。そして、この税制改革そのものにつきましては、日本経済の将来に対して、不可欠なことであるということを実は実際、この問題についてですね、勉強しなければならんということで、またマル優については、弱者に対する負担がかかるという私も見解を持っておりました。そのあたりをただすために、私は実際この視察勉強に行っていました。そしてこの面について、私はだから板垣さんがおっしゃっている、この何が何でもまだ間接税反対だというのはちょっとおかしいんじゃないですかということを言ったわけでありまして。そのことをちょっと先に触れてみます。

日本の経済の将来の内外は、行政を分析して、税制改革というものは、やむを得ないものである。これは野党も与党も一致した意見であります。そして日本の税制はシャウプ税制と言いまして、これは昭和24年から、37年間、経過されて、そして日本の経済産業も、経済も産業も、変わってきたわけでありまして。——ちょっと、うるさいかな。そ

ういう面で、当時は第2次世界大戦後は1次産業は26%あったわけでありませう。しかし現在は3%であります。そして、第3次産業は40%であったものが、現在は60%になっているわけでありませう。このような日本の経済の大テンポとともに、このサービス業、またサラリーマンがぐんぐんふえてまいりまして、要するに今サラリーマンが税金を払っているというのが、3,600万人もおるといふことでありませう。この人たちに、どうしてもこのサラリーマンの税金が多いと、そのようなところから、やはりこの税制改革に踏み切ったわけでありませう。そういう面で、私は、——私もこの辺をちょっと間違っていたんだなということ、今反省しているわけでありませう。そして、要するに減税というものは、減税はですね、要するに減税の一番の目的といいますのは、まあマル優につきましても、これが世界の至る、まあ自由社会の国ですね、日本がこの貯蓄があるから、要するに優遇しているから、貯金がふえるんだと、だからそれをやめてほしいという、そういうまあ利子優遇課税というものを是正してほしいということが発端になっているわけでありませうけれども、日本の国内においてもですね、この、これ一種の不公平税制なんです。ということは、お金持ちです、お金持ちなんです。大衆は。いいですか、一家族、4人で3,600万の優遇課税をうけることができるんです。こういう人たちの、優遇している人たちのトータルしている利息は13兆円もあるんです。だから、板垣さんが言っているのは、当たらないですね。そして私は、この（発言する者多し）——またやってください、私はもっとやりたいですね。この全国消費実態で、60歳以上のかつ年金を受給している夫婦で、貯蓄の残高が、昭和50年現在、1,000万以上あるのはですね、3分の1なんです。そして次にあるのが600万、次にあるのが150万から200万というのが、一番多いんです。（「そこから、絞り取ろうとしているんじゃないか」と呼ぶ者あり）そして、300万の人は4人に1世帯の割りなんです。この人たちはかなわんです。だからこれは、要するに利子優遇課税の中で、13兆円ある、これ20%掛けても、（「基本構想どうした」と呼ぶ者あり）これからなんだなあ。楽しみにしているんだけど。まあそういう面で、これを20%取ると、やはり4兆円ぐらいいっちゃうんですね。そういうところに問題がある。そのように私は、だから弱者のためのこの利子優遇、マル優の廃止ではないということ、を反論しておきます。

私は今回まで、一般質問をこの種の質問を4回させていただきました。そして、私が一番感じておりますのは、三多摩26市で最も都市計画事業がおくれているということが、日野市の欠陥であり、森田市政への不満の声が一段と高まっていくことを、私は無視してはならないということを感じているわけでありませう。私は非常にこのようなことが残

念でなりません。もし森田市長が初当選以来、この基本構想を柱に都市計画事業を真剣に取り組み、市、長期計画を策定して、実施しておりますれば、これほどまでに危機感を感じなかったわけであります。私どもの心配もなかったわけであります。私は前回までいろいろ一般質問について、質問させていただきました。そしてもう一度、地方自治法、このあたりから洗い直してみたいと思っております。日野市の——地方自治法第2条5項では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。」とあります。この法律は、昭和44年にできたわけであります。そして、有山さんのときには総合基本計画というのあったんですけども、これはその前にできたわけなんです。そして日野市の基本構想は、第1次基本構想は古谷 栄元市長がつくられたものであります。この構想は昭和46年から、10年間ですね、この基本構想、柱となっておりますのは、日野市の目指す都市像として、そして暮らしを守る住民都市、連帯する住民都市ということが、目標であります。目標年次を10年間としておったわけです。第2次基本構想は昭和58年、森田市長によって作成されました。日野市の目指す都市像は皆様御存じのように、緑と文化の市民都市、緑と清流と太陽の都市、人間尊重、自治、参加、連帯の都市、目標年次を10年に定めております。

私はこの第1次基本構想、要するに古谷 栄先生がつくった構想とですね、森田市長がつくりましたこの基本構想の中に2年間ですね、空白な時間、部分があるんですね。これは要するに昭和44年に地方自治法2条5項で、基本構想を義務づけております。これから見ますと、私はこの空白はどうしてできてしまったのか、このところをあとで結構ですから、教えていただきたいと思えます。

私があえてこれらのことを質問しておりますのは、前有山市長が、昭和43年より約1年にかかって、日野市の基本総合計画を策定いたしました。この計画は昭和43年度から52年度の10年間を目標年次に定めたのであります。先ほどこの自治省でまだ法制化されてなかった、前の年の1年前のものであります。この計画は日野市基本総合計画審議委員会設置条例のもとに、策定されたものであります。この条例の第3条に「組織」という部分があります。この組織の部分を読みます。「審議会は委員の20名をもって組織する。前項の委員は次に掲げる者のうちから、市長が囑託をする。1、市議会議員、5名であります。2、学識経験者、その他、15名であります。この市議会議員、5名の中に現森田市長のお名前があるわけであります。日野市の基本総合計画は、当時全国でも比較的早いものであると言われております。私は昭和43年、第3回定例会の議事録を調べてみ

ました。日野市の基本総合計画の審議会の答弁が明らかにされております。この定例会では、有山市長は御病気のため、助役の本田 弘さんが代理の答弁をしております。その内容は「6月2日、審議委員会の御委嘱を申し上げ、6月7日、諮問をしました。審議会は6カ月にわたって、慎重審議をされまして、11月29日に答申されたものであります。今後市行政の骨格となるものであるという意見を十分尊重いたしまして、事務運営の指針という市長の考え方であります。今後のマスタープランの進め方ではありますが、12月中に専門の方々と御委嘱申し上げた人選を行って、この資料を配付します。冬休み中にこの資料を十分御検討願って、第1回委員会を日野市で開いていただき、日野市の現状を視察していただき、次に東京都内で会合が開かれると思います。12月、2月中に検討を終わりますして、答申をいただき、3月議会でこれをお諮りして、このような、お諮りをいただく、このような市長の考えであります。」

ここに私は、審議会の中に森田市長さんもその当時日野市の地盤づくりについて勉強していただいた1人だなということから、私はもし市長が初当選以来、日野市の都市計画事業を実施していたならば、私が今心配しているようなことはないということを申したいわけであります。私はまた興味深くこの有山市長のその当時行ってきたことを、ちょっと調べて皆さんに申し上げますと、要するに行政報告の中で機構改革というものを、訴えているわけであります。要するに職場異動ですね。それを9月の定例会で部課長に関する条例を議決して、そして11月議会で異動をしたその記事であります。私はこのときの、これだけ部課がふえるわけですから、大幅に職員が増加したのかなと思って、その後を調べて見ますと、そんなにふえてないみたいです。ここに私は今後日野市をどうするかというその熱意と、そして今後またこういう、こうしていかなければならないという、そういう見通す目があったと申しましょうか、そういうことがあるならば、私はもっと日野市はよくなっていくことを確信しているわけであります。そして、この中で有山市長は職員に対する研修と訓練ということで、能力の効率を高めていることは明らかであります。

私は行政の長というものは、職員や、特別職の皆さんに借りをつくってはならん。そして今、日野市でどこに目を据えて、どのようなところを改造していくか、これは市長みずから判断しなきゃならないということを私は思うわけであります。

今回の定例会で、昭和60年度市民会館の建設をするために、都市計画施設として補助金をもらおうと思ったら、それ、もらえなかった。そのために、職員の給与を6カ月おくらした。（「補助金じゃない」と呼ぶ者あり）起債ね。そういう面で今回この、そう

いうことも忘れてしまって、今回3カ月の職員の一律の短縮昇給、これを出してきたわけでありまして。皆様御存じのように、9月15日の新聞、またけさの新聞にも出ておりました。これらはいずれも、森田市長の考えていらっしゃる事が、私少しずつですが、わかってきているんです。わかりつつあるんですね。要するに、ことしの組合の目標は、団結ということでやっておりました。職員の団結をもう一度いただいて、市の行政に士気を与えたいというこの市長のお気持ちは、私よくわかるわけです。そして、今回の事業計画その他を見ても、森田さんは確かにいい仕事をやっていらっしゃる、だけれども、小技の都市計画事業だなということ、私は痛切に感じるわけでありまして。

私も冷静に判断してみまして、市長の4選というものは、確かに実績を認めざるを得ないと私も思います。またこのごろ、近ごろですね、この都市計画事業も私たちが要望しておりますけれども、都営の立てかえ時期に、日野市に少し地域の住民の要望があるものですから、そこに、まあ2・2・11号とか、そういう道路ができたときには、移転する方法をお願いしております。この面でも、市長は先日都庁の方に行ったということ、私お聞きしております。市長はまあ革新市長——森田市長はかつての美濃部さんの時代であったならば、もっと仕事がやりやすかったんじゃないかなということも私を感じているわけでありまして。しかしながら、この現知事でもう3期目でありまして。こういう中から、日野市から幾ら意見書も要望書が出ても、なかなかこれに触れていただけないというのが、現状であると私は聞いているのであります。

また先日、日野市の北地区整備計画作成調査報告書の件で、私と馬場弘融議員が地域議員ということで、説明を受けました。このときに、東町地域の都市計画事業に着手をつけたいというお話を聞いたわけでありまして。これは私も去年の9月の一般質問で、本町までつけるなら、柴町、東町の地域もつけてほしいということをおっしゃいました。そういう点で大変喜んでおられるわけでありまして。しかしながら、このお話を聞いたあとで、それにはこの仲田の留保地も問題にしたいんだ、要するに計画を実施したいんだという説明であります。要するに3.4ヘクタールある2ヘクタールは緑地であります。1.4ヘクタールの半分を売却をして、そして、体育館の一部に充てたい、これが市の説明であります。これを私は前から反対しておりましたように、私自身が、この地域の議員であるというばかりでないわけでありまして。私も日野市のスポーツ団体の、ある——代表しております。そういう面から、最後の総合体育館として残る場所は、私はここ以外にないなということ、日ごろから感じているわけでありまして。そのために、私はもしこれやるなら、勝手にやってください、私はこの件については納得できませんという答え方

を言っておきました。まあ私がそう言っても、実際市でこのことを実施してしまった場合には、もう指をくわえて待っていてもどうしようもないものですから、まあ私はこういうことについて、大蔵省の管財課に行って、確かめてまいりました。そして、管財課でいろいろ話が出ました。「まあ先日私は日野に行ったんですよ」と、課長の話しであります。「何で来たんですか」と聞きましたら、「いや、ふるさと博物館と国有地の件で行きました。そして、まあ日野市には幾つか国有地があると、私知っておるんですが」。まあこの大変気を使っていらっしゃるんですね。日野市に対して大変気を使っておりまして、今回来たのは、このふるさと博物館の件だけですよと、前置きしてから、話をしたということ、本人言っておりました。そして、この仲田緑地の国有地については皆さんも御存じのように、国有地の払い下げの件につきましては、国の見解が変わってきておるんですね。ことしから、要するに日野市の——まあ日野市でない、地方自治体の必要としているもの以外には、売却しません、払い下げなりませんというのが、そういう見解だそうであります。日野市の場合にはまだ要するに事業決定もないし、青写真が来てないからわからないから、何とも返答できませんという考えでありました。そういう面からみまして、私はそのときにですね、「森田市長さんは実に頭のいい人ですね。そして私、革新市長とっておりましたら、保守系の市長さんじゃないですか」と私に言うわけですね。「そうですか」と私も、「いや森田市長さん、私は頭のいい方だと思っておりますよ」とそして、「立派な革新系のあの方は市長ですよ。」まあそのように、私は申したわけでありませうけれども。

私は昨年的一般質問の中から、本町北地区整備計画作成調査報告書であります。これは私は日野市の本町の場合につきましては、私はいろいろな形で、市民に地域の人に話し合いを持ったり、呼びかけているわけであります。そしてこの当然仲田緑地の件につきましては、こういう考え方であるけれども、どうでしょうねということ、私問いを出しておるんですね。こういう形でどうでしょうと言いますと、いやそれはまずいな、とやはり最後の国有地だし、何とか日野市でものに残したいなというのは、大体の意見であります。そういう意味では、私はこの仲田緑地、一部売却して、つくるというそういう考え方につきましては、なお慎重に審議していただいて、そして恐らく日野市で総合体育館となるのは最後の場所であるということ、強く訴えずにはいられないわけあります。私はそういう面から、日野市の町づくりをどうしなきゃならないか、こういう問題についてはだれにも負けたくない、そういう情熱を持っております。そして、過去4回にわたって、これらの質問をさせていただいているわけあります。もう一度、

その当時言ったことを思い出すために、9月の定例会では、やはり日野市の基本計画を設計実施せよという質問をいたしました。この中では、やはり21世紀に向かって、日野市の町づくりはどうあるべきか、また現状ではできるだろうかということを行ったわけでありまして。そして、このどうしても日野市で、今、日野市の開発で一番気になるのは、おくれを感ずるのは、日野駅周辺の町づくりが一番おくれしておるわけですね。この要するにお隣の八王子の境目には、宇津木台団地というのがありました。ここは将来皆さん御存じのように、9,000人以上の人口ができるのではないかと、言っているわけでありまして。そういう面から見まして、どうしてもこのあたりを事業決定して、しないことには、日野市の将来はないなということ強く感じているわけでありまして。そして森田市長が、都市計画、区画整理事業を決定し、そして進めてきたところには、私が再三質問、お願いをしているように、大坂上区画整理事業においても、駅前、日野の、本町の周辺の区画整理事業においても、まあ豊田南口区画整理事業、高幡不動の区画整理事業においても、必ずどこか未解決のままで残されている。私はこういうところは、本当に将来だまっていたら、だれも手をつけないのじゃないかなということ、感じているわけでありまして。そして私はこれらのところを解決しない限り、日野市の将来の町づくりはないということ、私自身強く感じているわけでありまして。そしてこれらの方々とお話し合ってみまして、まあ感ずることは、やはりこういう形で事業決定されました。このようにやりたいと思いますがという説明が主なんだそうですね。そういうことを聞いております。それには、やはり区画整理の代替地等を、——また多少この地盤がこう移ったり、犠牲を払うわけですから、やはり地域の住民が喜んで、「やあ、これだけやっただけなら、協力しましょう」という態勢をとるということが、私必要なことではないかなということを感じております。

まあ武蔵野市の基本構想なんか見てみましても、一番初めは市民参加という形で、呼びかけてるわけでありまして。それが10年後には市民が協力していただける態勢ができて、そして町づくりが進んできていることを私は確認とてあります。そういう面から見まして、ぜひやはりやる限り、できるだけ努力を払って、町づくりをすすめていくということが、市長であります森田市長にとってですね、一番私は必要なことではないかということ、感じているわけでありまして。そして皆さんも御存じのように、日野市のこの法人、市税は年々減少する傾向にあるわけです。そして、職員も事業拡張等によってふやさなけりゃならない。こういう中でどうしても財源がそんなに大幅に伸びない。そういう伸びない中で、やはりどういう順序で都市計画事業を進めていくかということ

になりますと、やはり優先順位をつけて、優先順位をつけるということは、要するに基本構想、そして長期計画を立てながら、実施しない限り、私は日野市の、要するに先ほど申し上げました問題が残されていたその地域を、手を加えてあげることができないのではないかということ、強く感じているわけであります。

そういう面で、無駄を省いたところの計画、そして自治法で定められておる、その基本計画の長期策定こそ日野市にとって一番必要である。まあ今議会に長期計画が出てくるということで、私も大変期待しているわけであります。そういう面で、森田市長の長期計画の構想はたしか68年だったと思いますが、68年度に目標年次を定めていると思いますけれども、この68年度までに、どの程度の事業計画を立てておられますか。このあたり教えていただきたいと思います。そして、——これを説明していただきたいと思います。とりあえずは、これと、先ほどの要するに、2年間の空白のあった、ブランクとですね。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 企画財政部長でございます。お答えしたいと思います。まず1点目の日野市の基本構想の問題でございますが、46年の7月の9日の第1次制定後の10年間の1次の計画、よって第2次の日野市の基本構想を57年に制定しているわけでございます。今、質問者の中では2年間という御指摘でございますが、確かにまあやや2年、1年半、正確には1年半の空白があるわけでございます。その内容としましては、当然第2次基本構想を策定するに当たって、当市の事業等の変動、あるいは行政との問題等を含んで、庁内での討議期間を多少、6カ月程度は経過した経緯がございます。その中で制定までの57年まで、ちょうど約9カ月程度ではございますが、議会にも草案を説明し、正式には提案を3カ月ずれた議会に提案しているわけでございます。ただその時期に一番大きな経過としては、56年の後半でございます、ちょうど一番身近な選挙が行われたわけでございます。そういう問題も含んで、庁内の討議等踏まえて、1年半の制定までの経過があったということ、まず一点御説明しておきます。

なお、2点目の基本構想に関連する68年度までの問題でございますが、きのうもお答えいたしましたとおり、現在目標を68年の当初57年の策定でございますので、11年間の期間を設定した中で、基本構想を2次基本構想としてまとめているわけでございます。よって、ここでは基本計画として、62年から68年度まで、この7カ年の基本計画の施策の方向づけをしていきたいということで、今議会にも御説明していきたいというような考え方でお願いしている経緯があるわけでございます。よって、68年度までの7年間の

中には、まあ大きな問題としては、「自然と調和する安全な快適な町づくり」という中で、後半の御質問の中にもありましたとおり、地域性を生かした、調和のとれた土地利用、あるいは新しい町づくりのための土地区画整理事業、あるいは住民とともに進める生きた町づくりというような大きなタイトルをもちまして、具体的に施策の方向づけをしていきたい。よって今回の施策の方向づけをお願いし、その中では実施計画を64年度までにまとめ、あと後半の65年以降68までの実施計画をつくっていきたい、そんな考え方で現在基本計画の作業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） そうしますと、この1年6カ月ですか、1年半の空白があったというのは、これは何ですか、市議会議員の選挙なんですか。市長選挙でしょうか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、再度質問でございますので、具体的にお答えしたいと思います。

身近な選挙という表現をしましたが、市長選、市議選の補欠、都議選、市議選、含んで四つの選挙があったということでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私はね、こういうことが実に残念なわけなんですね。日野市で事業計画立てて実施していかなきゃならない、重要な課題をやはり選挙のためにまあ少し棒に振ってしまったということは、実に残念であるということを感じるわけであります。今後はこのようなことがないように、十二分に注意していただきまして、何が何でもこの都市計画事業、これを進める以外に、日野市の将来はないということ、まあ申し添えておきます。そして、私、市長からは今回の要するに基本計画について、市長も当然お考えになっていることがあると思いますので、そのあたり市長からもう少し具体的に説明がありましたら、していただきたいと思うんですけども。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、天野議員から、基本構想について御質問をいただいておるわけであります。ちょっと——だんだん理解ができるということに対しては、まことにありがたいことでございますし、もう1年もたてば、大変理解が進めていただけるものだと思っております。

それで、基本構想の趣旨でございますが、確かに44年、45年ごろでしょうか、地方自治法の改正によって、一応義務づけが行われたということであります。おおむね10年を

目途にということでございまして、すべて10年正確にその区切れということでもありませんし、それからまた近年まで、第1次の基本構想もちろはら決まりつつある市もあると、こういうことですから、基本構想の欠落が日野市の都市計画事業を大きくおくれさせたということは、全くございません。

そこで、私もたしか有山市長のつくられた基本的総合計画、この場合にも参画をいたしました。まあ有山さんの当時は、恐らく人口が七、八万というころであったかなと思いを返すわけですが、人口の急増した、思いがけない人口が市内の宅地造成や、団地づくりによって進んだということは、その後であります。むしろ、その次の古谷市長の当時、有山さんは百草、高幡台団地ができる、この協定をなさったころまで、つまりもとなる協定ができたころまで、担当されたとこのように記憶をしております。

そして、かなり意欲的に市政に取り組まれたわけでありましたが、大変また別の御苦労があった。むしろ我々が有山さんを支持したという関係がございましたが、必ずしも地元の当時の議員さんには、文字どおりには受け取られ、支持を得られなかったということがございました。そのことが御苦労の大きな要因であったと思っております。

それから古谷さんになられまして、いわゆる第1次基本構想をおつくりになられました。その目指す都市像として、先ほど言われておりましたとおり、——まあ住宅都市、参加してつくる住宅都市、こういうふうな基本構想の理念でございました。まあ第1次基本構想、それから、したがいまして、私が担当いたしました、その鋭意第1次基本構想の精神に沿って、前半の期間を市政の担当を行ったということでもあります。当時日野市の都市計画事業というのは、38年当時定めた道路計画がある、それに沿って区画整理事業が緒についたという経過がございます。最初の、30年代前半のころの多摩平区画整理、続いて40年台には今の旭が丘地域の、日野市施行の区画整理事業が始まりました。それから現在の神明になっております、いわゆる神明上区画整理事業。私はこの旭が丘地域の区画整理事業につきまして、48年でありましたが、換地処分をいたしました。換地処分という行為を東京都に申請をして、その認可をとる。こういう仕事をいたしました。それから神明上区画整理事業につきましては、まあちょっと、恐らく二、三十%のところから、100%の完成の時点まで、担当いたしました。そしてその間、万願寺区画整理事業というのが、有山市政のころに創意されたわけでありましたが、これは当時反対が強くて、10年ほど伸びてしまいました。そのことが私にかえって、一面おくれた面もありますけれども、下水道事業の中の、特に有機処理場を設定するというので、意味があったと、意義があったと思っております。まあそういうことによりまして、私の行

いました大きな都市計画事業には全くなかった下水道事業を、51年の時点ではありますが、処理場の地点から、それから流域下水道方式、それに加えて何ですね、雨水と汚水の分流方式、なお自然流下による——まあポンプを使わない方式と言いましょか、そういう方式、つまり日野市の——もう一つ加えて、3次処理方式、当時の下水道事業計画としては、最高のコストにいたしましても、あるいは自然流下の方式にいたしましても、雨水と汚水と分けたという分流方式にいたしましても、3次処理方式にいたしましても最高の下水道方式を目指したということでありまして、一番もし評価をいただきますなれば、一番日野市のレベルの高い都市計画事業の背骨をなすものだというふうにお考えをいただければ、幸いです。

それで、まあ今日御承知のとおり、次々と区画整理事業を取り組み、あるいは打ち出し、やっているわけでありまして、今一番天野議員の——まあ私からしてみれば、ちょっと御認識に不足があるというのは、市域の60%近くを区画整理事業で都市整備するという市はどこにもありません。それはですから、おくれた、おくれたということも当たっていないし、それから大変大きな展望を持って取り組んでおるといことも、これまた事実でありますので、まあそのように御理解をしておいていただきたいと思っております。

それから大蔵省に、大蔵省の管財当局にお出でになられて、状況を勉強していただいたということは、結構なことをごさいます、仲田の留保地、残りの4.3ヘクタールのこれの管理当局の留保されている理由は、望ましい都市像が日野市から申し出があるまでと、こういうことであります。つまり、望ましい都市像がだんだん整ってまいっております。2・2・10の着工、あるいは2・2・11の将来見通し、一つには大きな日野市のセンターになる大公園をつくりました。そういうことが望ましい都市像のだんだんの進展の姿でございますから、十分地元の意見を集約して、そしていわゆる期待される望ましい都市像に、画竜点睛を与えるものを考える。これが一番適切だと思っております。そのことを区画整理方式に——この間申し上げました東町の区画整理区域に入れないか、入れるかと、大蔵管財当局は区画整理を入れることは差しつかえないという見解を示されておると聞いております。

まあしたがって、ことし、年内ぐらいの時間をかけて、検討をいたしたいというのが、現在の状況でございます。今の天野議員さんの御質問の中で、半分を売って、半分でお金を伴って、体育館を建てるんだというのは、これはちょっと言い方があまり省略されておるわけでありまして、日野市の財政事情では、なかなか全区域を買いがたい。した

がって、目的であります、目的が達成されるに必要な面積部分を日野市が買って、そしてもし他の場所を住宅化することによって、公共資金の負担を得られるということも、一つの財政を運用する一つの考えではないかということ、考えておるということ、申し上げております。何です、大蔵財政当局の、つまり私どもよく聞いたわけでありませんが、今までの考え方と違うということ、確かに言っておられます。それはまあ国有地も量が少なくなったために、何と申しますか、よほどしっかりした計画を持たないと、必ずしも自治体に売るといふわけにはいかないと、こういう意味であります。

それからもう一つ、別な意味には、土地も高くなっているのです、今までどおりの評価ではあり得ないよという意味が入っておると思っております。

まあそういうことでございまして、これから多摩川沿い地域の都市計画事業を、構想いたします際に、重要なポイントでもありますし、何よりも、2・2・11路線を東京都にその必要性を認識していただいて、着手していただく、そのことが、あの地域の都市整備にまず前提となる事業であると、このように考えております。

それからこのたびの、もう一つ言っておられますが、区画整理事業に対しまして、地域の協力がもう絶対必要である、ということはもちろんでございますし、なるべく得られる区画整理の運用に使います土地も積極的に求めて、そうして換地、区画整理換地をよりよくするという努力は、いずこの区画整理事業にも最優先して考えなければならぬ、このように取り組んでおるところであります。

都市計画で残る地域がある、確かに残る地域があると思えます。まあ部分的には特に駅に近い部分には、再開発事業を地元の御意見におろして、そうしてそのような手法でスポット的な開発も、残ってもなおやり得るといふことが、ありますので、そういう手法が取られるべきだろうと思っております。

それで、御心配の確かに税収が必ずしも伸びない中で、都市計画事業に取り組むということは、かなり期間を要する仕事でもあります。下水道事業を何と言いましても、一番の都市基盤の整備に必要なことでもありますので、道路の施工、施行にあわせまして、下水道事業に順序を立てて、そうして達成をさせていく。

まあ今回の第2次基本構想、その中のまた基本計画、68年度の年度にどの程度の到達になるかということが、問われておりますが、これは今方向を示すということで、各事業の整理をいたしております。その中でまた財政事情とも照合いたしまして、優先順位を決めて、その到達度が定まってくると、このように考えておるわけであります。

まあ落ちたところもあると思えますが、そのような考えでございまして、決しておくれ

たとか、他と遜色がないんじゃないかなろうかとかこう思っておりますので、御協力を切にお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 今市長からる説明いただいたわけではありますが、有山市長が要するに下田の区画整理は10年おくれてしまった、そういう面からみますと、確かに森田市長のまあ都市計画事業ですね、何となく理解ができるわけではありますが。まあところで市長、この区画整理事業が60%以上、行っている市はどこにもないと言ったって、こういう形でやらなきゃできないというときは市長、どうなんですかね。どう、市長考えておるか。このあたりも、もう一回説明していただきたいんですが、それと、実際下水道については、やはり何が何と人が言おうと、私は日野市は一番おくれておると、まあそう思っておるわけですね。そのあたりの見解を、市長はどう思っていらっしゃるか。このところちょっと、説明ができましたら。もう一度言いますと、要するに区画整理事業というのは60%以上は市でやっているところがどこにもないという、先ほどのお話だったんですね。もしこういう形で実施できない場所は、必ず突き詰めてくれば、物価も土地がべらぼうに高くなっておるこういう状況の中で、日野市で負担しなければならぬところは大いに出てくると思うんです。こういう場合には、それは将来21世紀を迎えて、私たちのこの子供たちが、住みよい町づくりに、住みよい町にするという条件のもとに、今やらなければならないという仕事だったら、私は当然60%以上であろうと、70%以上であろうと、やらなければならないと私は思うのですが、市長そのあたり、ちょっと市長の見解を教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 何か言いわけ的に説明をしておるということじゃなくて、事業の推移というものを正確にご覧くださいという意味で申し上げておるわけであります。

それから区画整理事業に残る場所は、これは出るわけありますから、そのことを、それにつきましては、駅に近い地域等につきましては、再開発手法等で、対処をする、また対処しなければならない、このように申し上げておるわけであります。その具体例としては日野駅周辺の森町地域でありましたり、あるいは高幡地域の参道門前町と言いましょうか、あのかいわいである、あの周辺であると、こういうことが挙げられると思っております。したがって、残るところをそのまま放置するということは、私はないと思います。これは道路が狭ければ、やっぱり用地買収をして、道路を広くするとか、下水道を必ず普及させるとか、現道を用いてやることになりましようし、何か非常に格差が

できて、そうして手のつかない場所として残るということは、日野市の場合にはないのではなかろうか、またあるようではいけないと、こう思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） まあ私もまだ勉強不足でありますし、そして申し上げたいことはまだあるわけであります。しかしながら、私も長生きをしてですね、日野市の貢献をしたいとこのように考えておりますので、またこのあたりの質問はまた来期できましたら、やらしていただきたいと思っております。私今、「また、来期やるのですか」と呼ぶ者あり）やります。鈴木さんよりも頑張ります。まあ、私今回一番質問したかったところは、私のおばが南平に住んでおまして、幼稚園やっておまして、あそこ火事になりまして、大変地域の方に御迷惑をかけた。そういう面で今あそこに、南平丘陵公園が計画報告書をいただきました。かなり立派なものであると、私も喜んでおります。かつて百草園からこの野猿街道は、あそこはハイキングコースがありまして、私子供の時分に、春先、まあ初夏に歩きましたあの新緑の美しさは、今も忘れることができない。そういう面で、私はこの計画については大変ありがたいと思っております。そしてまた私のおばが御迷惑をかけたということで、地域の人に何か恩返しができるという形で、今回も質問させていただくわけですが、まずこの都市計画事業をいつごろまでに計画して、いつごろまでにできるのか、このあたりをまずお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

南平八丁目、仮称南平丘陵公園の今後の計画でございます。本年の4月の16日に、日野市の都市計画審議会に諮問をいたしまして、答申をいただきました。続きまして、62年の7月20日でございますが、東京都都市計画地方審議会が開催されまして、この審議会におきまして、原案どおり承認をされたわけでございます。同じく本年の8月13日は、13日でございますけれども、この仮称南平丘陵公園といたしまして、都市計画法に基づく、都市計画決定がなされました。

今後予定でございますけれども、今年度基本設計、それから実施設計を行いまして、事業認可を——これは都市計画法の第52条に基づくものでございますが、本年の11月に予定をしております。その後、一部、事業着工いたしまして、事業の完了は昭和63年度といたしております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番(天野輝男君) 実際私は、あの基本計画を見まして、一番心配になっておりますのは、あそこにひょうたん池というのができるというんですね。そして、1日の雨量はこれだけである、というのはこれはわかるんですね。しかしながら台風とか集中豪雨でたくさん雨量が降った場合には、そのひょうたん池だけで防げるものであるかどうか。この1点ですね。そして南平高校をつくった当時、排水の件で、多分かわら屋さん、かわらさんのところが必要に広がってないというわけね、そのままであると私思っておるんですね。このあたり排水を広げるということで、あの南平高校も建設したと思うんですね。結局そこにその自然公園の雨水が流れてくるわけですね、そのあたりが必要にふん詰まりになっているわけですね。もう地域にやはり水害の害が出てくるのではないかということ、私今心配しているわけですね。そういう面で要するに排水の件、どの辺まで話に進んでおるのか。そして自然公園から雨水が流れてくる、それが、といにぶつかるわけですから、そのあたりの工事をどう考えていらっしゃるのか。今自然公園は63年の3月ですか、完成するということを聞きました。それまでに、その水路が完成するかどうか。このあたりを、「63年でない」と呼ぶ者あり)ごめん、64年にね、その水路も直すことができるかどうか、このあたりを教えてくださいたいと思います。

○議長(黒川重憲君) 都市整備部長。

○都市整備部長(前田雅夫君) まず、前段の部分を私の方から、お答えをいたします。

議員さんのお手元にも、昭和62年—61年度の事業といたしまして、南平丘陵公園、仮称の基本計画書を届けてございます。その中に基本的な考え方が載っておりますので、その辺は省略いたしますけれども、基本テーマは「人と森」ということで、現在の予定地の山林でございますけれども、植生といわゆる植草、こういったものを極力人工的な手を加えない形での整備を基本的に考えてございます。したがって、雨等の流出係数はそう多くなるものではございません。人が歩くところの通路等については、若干手を加えますけれども、それ以外のところは現状のままでございます。

それからさらにひょうたん池の問題が出ましたけれども、現在はあの谷戸自身が手を入れないようなかなり放置した状態になっております。このひょうたん池をつくることによりまして、若干ではございますけれども、調整池の役割も果たすわけでございます。したがって、八丁目のこの仮称南平丘陵公園につきましては、公園ができ上がりましたも、下流の方には御迷惑をかけないというふうに、考えております。若干の下流の排水の整備は、この公園事業にあわせて、実施をする予定でございます。

○議長(黒川重憲君) 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） お答えしたいと思います。

まず南平の排水の関係でございますけれども、これにつきましては御質問の中にもございましたように、南平高校の設置の際にいろいろ地元の方と交渉を持ちまして、あれを改修していくんだと、こういうことで基本的には変わりございません。それで、そのことについて、地主さんとも鋭意交渉を進めているわけでございますけれども、過去のいわゆる買収関係のいきさつが相当複雑でございます、その辺の関係を今鋭意煮詰めているところでございます。そういう意味合いにおきまして、まあこれは真剣にこれからも取り組んでいきたいと思っておりますけれども、もう一方としましては、やはり排水が集中することがよくないという関係もありまして、バイパス的な意味合いを踏まえまして、こちらから一番橋を通りまして、ずっと北野街道に抜けるところの交差点がございませけれども、その手前の水路が、10メートルぐらい手前に都道沿いにずっとあるわけでございますけれども、その水路を今年度改修しまして、ある程度のバイパス的な役目をいたそうと、こんなような計画で今年度内に改修工事を完了していきたいと、こういうことでございます。それで、当座は、ことしはその排水の方のあれも、説明会の席のお約束もある程度果たせると思うんですけれども、なおさらに南平用水につきましては、これからもそのいわゆる問題点になっている方の洗い直しをやっているわけでございますけれども、終わりましたら、また該地主さんと交渉を進めていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） まあ建設部長のお話はぜひ、この場所はやはり自然公園から来る水路ですね、雨水が流れてくる場所として最も必要なところであると、そういう面でぜひこの場所は改修していただきたいと思っております。そして、前田都市整備部長の話ですと、要するに多分ひょうたん池そのものは塗装もしないし、要するに水分を下に吸い込ませるから、心配ないということで、まあお話ししているんじゃないかなと思っておりますけれども、いやだから私はね、この自然に降っている分にはそんなに心配しないわけですよ。実際この南平高校を建設した当時、この実際あそこは床下浸水になっているんです。それを私は言われて、地域の人たちが心配しておりますから、やはりこういう問題は二度と起こしてはならないと思う余り、私言っているわけでありまして。まあ私は子供のとき日野で育ちましたから、この多摩川が決壊するその状態見ております。それは幾らとめたって、とめたってどうしようもないんです。そういう状況になったとき、どうするのかということをおっしゃるわけですよ。そのあたりお答えができましたら、

教えていただきたいんです。

○議長（黒川重憲君）—— 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）—— お答えをいたします。

南平高校の造成につきましては、現地を見ていただければよくわかりますけれども、前の所有者が山砂をとりまして、何と言いますか、自然を破壊をしたわけでございます。まあさっき申し上げました雨が降ったときの流出係数がものすごく高くなっているということでございます。こういうような原因といたしまして、下流への浸水等の影響が出たということでございます。現在考えております仮称南平丘陵公園につきましては、昔のままの植生でございます。この山を人工的に大きく変えまして公園をつくるということではなくて、最小限度の手を加えまして、公園としようというものでございます。したがって、南平高校のところとこの公園とでは流出係数が全く違う。いわゆる公園の用地は昔からのままであるということでございます。

今後公園をつくるに当たりましてさっき申し上げましたように、遊歩道等をつくるわけでございます。こういった面につきましては十分、下流への水が出ないような、そういう配慮と、それからひょうたん池についても、この池は常時多分清水等がわいているわけではございませんので、渇水期等においてはほとんどかれているのではないかと、そうしますと、大雨が降ったときには若干の調整的な役割を果たすということでございます。まあ御心配の向きももちろん理解をするわけでございますので、今後設計施工については、十分配慮をいたしたいというふうに、考えております。

○議長（黒川重憲君）—— 天野輝男君。

○6番（天野輝男君）—— 私、先ほど申し上げましたように、私のおばがここで幼稚園をやっているんです。うちの子供あそこ2人預けているんです。台風のときに実際あそこ通っているんですよ。そうするとあそこは水路が狭いですから、要するに道路に流れている。そして少し見ていると、もうやはり30センチぐらいもう水がたまっているときが、多分にあるんです、今でも。そうして今度やはり自然のまま生かすといっても、そういう手をかけた状態で、やはり当然こういう問題は補償問題となってくる可能性があると思うんですね。そしたら、いやこういう形で私たちはやったんだからと言っても、苦情をどこにも持っていくところがなければ、日野市に当然私来ると思うわけですね。この問題で被害がもしあった場合ですね。そういう人災まで発展しなければ、——泣き寝入りしてくださる方もいるかもわからない。しかし難しい人がいたら、そうはいかないと思うんですね。

まあその件で市長はもし、こういう日野市で自然公園つくって、これは大変よろしいことであると思うんですね。しかしながらこういう問題を、まあ——自然公園をつくる、そして利用していただく、そして皆さんに喜んでいただくのは結構なんですけど、もし風水害等が出まして、自然のままといっても、やはり人が入れば地盤も緩んでくると思うんですね。その時点で地盤が崩れたり、土砂があったりですね、地域の人に御迷惑があったということがもし起こった場合には、市長はどのようなことを考えていらっしゃるか、このあたり市長、お聞きしたいんですが。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 現在よりも、よりよい状態をつくろうということでありまして、何か造成のために降雨の際の水の流れが変わったりするようなことが、迷惑を及ぼすことになっては、これはもちろんいけません。そういうことがないためにやるわけでございますから、そのように御理解をいただくことだと思います。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） ないと言っても、もしあったらどうするんですかと私言っておるわけですよ。ある場合も当然考えられるわけですよ。だからもしそういうことがあったら、どういたしますかと言っているわけです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） よりよくすることありますから、改善されこそすれ、改悪になるということはないはずであります。しかしそういうことが生じましたら、まあ生じることはない、万々ないと思っておりますが、生じた場合に原因が地形の変更等によるということであるならば、これは当然補償するということになるわけであります。それは世の中のごく自然な考え方だと思っております。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 市長のまあよりよくというそのあたりを信用いたしまして、それでは今実際水がたくさん出たときには、あそこ実際ね、下に水がこう流れちゃう。道路から、道路が低いですからね。そしてあのあたりは結構水がたまってしまっているんですね。このあたりもそうすると改善していただけるということなんではないでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 南平一帯のこの——山から自然排水で流れる水が量を超すと、たまたま浸水を起こすと。今高等学校のクラウドには、一次遊水装置をつくったということありますし、今度の公園部門にも、やっぱり一次貯留装置をつくらうというこ

とですから、より改善になることは、これはもうどなたが考えても明らかなことだと思っております。

そのほかの自然の雨の流れというものは、おのずからあるわけでありまして、低いところにどうしても水は集まるわけでありまして、それを改善しようというのが、南平の排水計画でございますから、全体を通じ、今言いましたのは、今部長が言いましたのは、バイパスをつくろうとか、一番本流を直すのが、大前提でございますから、いろいろな分散方式等も考えて、そうして南平の地形に合う排水を考えていく、これが我々のやる仕事だ、このように申し上げているところであります。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） だからその考え方を今回の自然公園の中に生かしていただけると思うんですけども、要するにこの自然公園の中はまず今のお話でよろしいと思うんですね。それは当然、下に下流にと流れているんですよ。水路に流れてくるわけですよ。そのあたりを改善していただけないかということ、私言っているわけです。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。公園内につきましては、できる限り一散水が外に出ないような、そういう配慮を設計、施行の中で考えていきたい。それから下流の方につきましては、ただいま建設部長がお答えしたように、努力をし、また一部バイパス等も考えていると。今その中間的なところをどうするのかということではないかと思うんですが、この点につきましては十分現地を調査いたしまして、しかるべき対処はいたしたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） そうとは、私も市長にまた一言、言いたくなっちゃうんですね。ということは、今市長のお話の中で、これ南平高校の中には、要するに排水何かつくったんですか。それつくったから、下の方には迷惑かかってないということなんですね。というように、私とれるんですね。そして、あの高校をつくるときに、あの当時の議事録を見ますと、赤松さんが盛んに答弁しているところが出てます。それを見ると、あそこは必ず解決しますということが、あの学校つくった当時の、私答弁であったと思うんですね。その排水に対する、要するに南平高校から来る排水の件については、そこがネックになって、そこを解決しますよという答弁を赤松さんがやっていたと、私思うんですね。そうすると、市長の今のお話聞いていますと、ここをつくったから、そっちの方には迷惑かかりませんよというお話のように、受け取れるんですね。そういう面から見ま

すと、やはりこういう形でやろうと、市の事業としてやるという説明をした限り、やはりやっていただきたいんですよ、そのように。改善するということは改善していただきたいんですよ。それが私は市民が一番要望していることではないかなということを感じるわけでありまして。私も先ほど以来まあいろいろ申し上げましたけれども、私たちが日野市の市民要望を市政に生かすということになりますと、なかなか通らないかと、しかしながら 私の言っていることが多少市長にも聞いていただけているということを理解しておるわけでありまして、しかしながら 先ほど来申し上げておりますように、この日野市の特に基本構想、そして事業計画、実施計画、これらは、いずれもやはりどういふところに今後日野市の財政を投入して、そして地域の住民、そして日野市の活性化を図るかということになりますと、やはり長期計画等立てて、やはり順序立てて作業を進めていく以外に、私は日野市の財政を有効に生かせないのではないのかなということ強く感じているわけでありまして。そういう面で市長、ぜひ私たち地域の住民の意見、意向でありますもので、ぜひこのあたりをお酌み取りいただきまして、そしてあすの日野市の町づくりのために、尽力を尽くしていただきたい、このように思うわけでありまして。

まあ私も最後になりまして、私のひがみっぽい意見かもわかりませんが、私は日ごろ市長が教育問題でですね、関与してくる、これはすごく危機感を持っているわけでありまして。今日日野市における、革新系の市長のもとで、教育者がそういう思想を持っている人たちは、実に住みやすいところではないかなということを感じているわけでありまして。先日の高橋 徹議員の中で、国歌斉唱をしているところは日野市で8校であると。小中学校で28校ある、この中で8校、3分の1ぐらいしかやっていない。こういう状態ですね。私は日野市は健全な教育が行われていないということ、私は強く感じているわけでありまして。そういう面で私は市長は、やはり市長がおやめになっても、「オウ森田さん」とかけられるような、そういうような、仲間であってほしいですね。「いや、もう市長いやだな」なんて逃げるような、そういう関係持ちたくないですね。市長も当然私は長く、これからずっとですね、もう田舎に引っ込んだらというようなことはあり得ないと思うんですよ。当然旭が丘に住むことでしょうし、また私たちも、まあ市長が14年間もやるわけですから、またいろいろ教えていただかなければならないことも多少出てくると思うんですよ。そういうときにぜひ教えていただくためにも、教育についてはぜひ市長は中立的な立場で教育委員会、教育長以下、その教育肌の人にお任せしておけばよろしいんですよ。そして少なくとも 中立的なそういう教育行政をしていただきたい、これが私の最後のお願いであります。以上をもって、私の一般質問を終わら

させていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって24の1、日野市の基本構想について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問25の1、宅地造成地域の下排水に対する行政指導についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） 宅地造成地域の下排水に対する行政指導について、質問をいたします。

具体的な質問に入る前に、午前中馬場議員が共産党は固定資産税制そのものの矛盾について、問題にしないかのような、ためにする中傷発言がなされておりますので、この機会に一言反論をしておきたいと思えます。

すでに紹介があったかと思えますけれど、今月の8日、共産党の国会議員団が自治省、大蔵省、両大臣に固定資産税評価替えの凍結、宅地等にかかわる相続税の軽減を求める申し出を行ってきております。その中で、固定資産税制の緊急改革を要求しております。全文読むと長くなりますから、項目だけ紹介をして反論にかえておきたいと思えます。まず第1に免税点方式を基礎控除方式にかえること。第2に、固定資産税の税率引き下げの条件を保障すること。第3に老人世帯などへの救済措置をとること。第4に商店、中小企業、農家の負担を軽減すること。第5に地代、家賃、便乗値上げを防止すること。第6に大企業優遇の不公平を是正すること。以上6点にわたって、具体的な固定資産税制の緊急改革を要求をいたしてきております。このことを申し上げておきたいと思えます。

さらに、先ほど天野議員から税制改革のためには、マル優廃止はやむを得ないという立場の発言がありました。このことについても、聞き捨てなりませんので、一言触れておきます。3月31日に、御存じのように、「売上税導入に反対し、マル優制度の存続を

求める意見書」を日野市議会として、採択をし、関係機関に送付したところでありますけれども、そこでは加えて「マル優制度廃止は庶民のささやかな貯蓄にも一律課税をしようとするもので、その影響は計り知れないものがあります。このように一般市民や、中小企業経営者を苦しめ、さらには社会を混乱させる恐れのある税制改正を私たちは認めることはできません」という、断固反対する立場を市議会として、表明してきた経過があるわけであります。そういう点からいって、先ほどの天野議員の発言は、まさに世間では二枚舌と言っているわけであります。そのことをつけ加えておきたいと思ひます。（「それは問題だ」と呼ぶ者あり）

さて、具体的な質問に入るわけでありますけれども、その前に環境行政、公害行政の現状について、若干触れておきたいと思ひます。すでに周知のように、公害健康被害補償法改悪案が去る8月25日、衆議院の環境委員会で、自民党と民社党によって、可決されておりますけれども、翌日の朝日新聞には、大きな見出しで「衆議院、公健法改正案を可決、患者ら強く反発、産業界の声を優先」と、こういう大きな活字が踊っているわけであります。この衆議院の委員会、公健法改正案の可決はまさに多くの患者らから強い反発を受けております。そして産業界の声を優先したものと、厳しく批判をされているわけであります。この今回の委員会での公健法改悪案は、第1には、大都市を中心に全国41カ所あった大気汚染指定地域の指定をすべて解除をする、第2に、今後気管支ぜんそくなどの患者が、新たに出ても、公害病としては認めない。こういうものであります。公害行政の大幅な後退はこれをもって明らかであります。朝日新聞の「産業界の声を優先」というこの見出しの解説版には、このように書かれております。「公健法は環境庁の中では聖域とされ、その改定に手をつけるのはタブーとさえ、言われていた。公害から国民を守るという環境庁のイメージを大きく損なうのではないかという恐れが強かったためである。今回はあえてその改定に踏み込んだ。経済界も強くそれを求めてきた。今回の改定で、今後10年間の企業の負担は、約2,000億円減るといふ試算がある。全国の公害認定患者の約4割、3万8,000人を抱えている東京都は、昨年5月、窒素酸化物濃度と死因には相関関係があり、幹線道路沿いの健康被害は、深刻だといふ調査結果を公表している。

また、衆議院環境委員会の参考人として呼ばれた、森脇君雄全国公害患者の会連合会幹事長は、都市の大気がきれいになったかどうかは、患者の体がよく知っている。郊外に出れば、せきやたんなどの苦しみが明らかに減少する、と語った。このように、朝日新聞の解説には、記載をされております。さらに同じ日の朝日新聞で談話が載っており

ます。「公害対策がおくれそう」という見出しで、日本環境会議の中心メンバーの淡路立教大教授の話として、「公害健康補償法が果たした役割は被害者救済とともに、公害発生源企業に防止対策を促すという側面があった。その意味でいろいろ問題を抱えながらも、外国から注目された、評価されるべき制度だった。二酸化窒素、NO₂などを補償法の指標に追加指定することが、幹線道路沿い地域の被害者救済と自動車公害対策を押し進める強い刺激になったはずだ。全面解除でそれも大幅におくれる、まことに残念なことだ、今後自動車公害をはじめ、大気汚染にどう対処するのか、環境行政は重い課題を背負うことになるだろう」という談話もあわせて載せているわけでありませう。大気汚染の認定患者は、現在9万人と言われております。そして毎年9,000人が増加をしてきているわけでありませう。この実態に目をふさいで、新規患者の救済を放棄する内容のものとなっています。これほど血も涙もない切り捨ては、かつて例を見ないものであります。国民の命と健康を省みない財界、そしてそれと癒着する政府、自民党の責任は極めて重大であり、厳しく、断固糾弾されなければならないと思っております。

環境行政の大幅な後退という事態に対して、自治体の長としての率直な感想、見解を伺いたいと思ひます。これはこの質問の最後に市長から、答弁をいただきたいと思ひます。

それでは、具体的な質問に入りますけれども、私の質問は平山一、二、三丁目の地域の汚水、排水に関連しての質問であります。まず第1に、この平山一、二、三丁目の地域の汚水排水に関係して、定期的に行われているであろう、BOD検査、悪臭検査の数値はどうなっているのか。この点を1点伺いたいと思ひます。

それから2点目は、この地域の汚水処理場は、当然のこととして、相当年数も経過をしております。処理機能が年々低下をするわけでありませうけれども、その対策は具体的にどうなっているのか。そしてそれに対する行政指導はどうなっているのか。2点目に伺っておきます。

それから3点目は、この平山一、二、三丁目の汚水処理にかかる通常の維持管理費の経費負担はどうなっているのか。さらにこの処理場の処理機能が低下をし、改修、改善が求められた際の工事費の経費負担はどういうことになるのか。この点、3点目に伺っておきたいと思ひます。

まず最初に、以上3点、お伺いをいたします。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 平山一、二、三丁目における汚水処理場のBODの数

値について、という御質問にお答えをいたします。

この該当の施設につきましては、水質汚濁防止法と、東京都公害防止条例上の施設になっておりまして、東京都が直接指導をいたすことになっております。改善指示、及びその命令につきましては、東京都の所管でございます。しかしながら日野市の公害防災課としても、積極的にこの水質については対応いたしまして、51年、56年、61年、5カ年おきのBODの排水基準値というものが、把握してございます。平山衛生センターには、第1と第2と、二つの処理施設がございすけれども、まず第1衛生センターの方から、お答えをいたします。

昭和51年度に測定いたしました結果は、5ppmでございます。5年たちました昭和56年度には、10.0ppmとなっております。それから61年度が、8.6ppmでございます。

第2衛生センターの方につきましては、51年度は立ち入り検査がございません。56年度の数値は、460.0ppm、高い数値が出ております。それから昭和61年度につきましては、25.0ppm、こういう数値を把握しております。

それから2点目の污水处理場の処理機能が低下した場合の対策と行政指導、これについての御質問でございますけれども、まず対策につきましては、処理水の一番最後に出ます排水溝の水質をもって、判断を行っております。そして、この排水基準が達成されているものにつきましては、特に対策は講じておりません。処理水の水質がこの排水基準を超えた場合には、直ちにその原因を調査いたしまして、都に対して改善指導をするように、強く働きかけをしております。先ほどの数値の中で、昭和56年度の平山衛生センター第2の方の460ppm、高い数値が出ましたときも、東京都に対しまして、指導をしてほしいと、強く要請をいたしました。そのほかに、改善指導の例といたしましては、脱臭装置を設けるとか、その他細かい技術指導などにつきまして、東京都を通して、指導をいたしているところでございます。

平山衛生センターの第1の方につきましては、昭和58年5月16日の立ち入り検査で、BODが100ppmを記録しております。その結果、原因を調査しましたところ、多量の雨水がこの処理水に流入して、そして十分な処理がなされないまま、それが排水された。こういう事実を突きとめました。したがって、川床の雨水ですとか、それから家庭の雑排水、そういったものが流れ込んでも、十分それを受けとめるための貯水槽、こういうものを設けてほしいという要請をいたしました。

平山のような団地につきましては、休日とか、それからお天気のよしあし、まあそう

ということが多分に影響いたしまして、水の使用量が著しく異なってまいりますけれども、例えば日曜日の朝、非常にお天気がいいとか、そういう結果がございますと、水の使用量が大変ふえまして、一時的に容量がオーバーをいたします。容量がオーバーいたしますと、そのオーバーした分につきましては、完全な処理がなされないままに、不完全な処理のままに流出してしまいます。そのために、一時的にどっと押し寄せる水をためておく貯水槽をつくってもらいたい、こういう行政指導をいたしました。で、第1センターの方につきましては、59年の4月に200トンの調整槽が敷設されましたし、それから第2センターの方につきましても、それより2年早い57年の12月にやはり同じような200トン規模の調整槽が敷設されております。この調整槽が敷設された結果、それ以降のデータにつきましては、特に目を見張るような悪いデータは出ておりません。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の質問にお答えしたいと思います。企画財政部長です。

通常の維持管理費はどうなっているのかということの質問でございますが、現在居住者の維持管理費としての共益費として1戸当たり、1カ月、1,5000円の負担をしているわけでございます。よって、これは京王平山住宅の施設内の管理組合に支払って、これは汚水処理場だけの問題じゃなくして、テレビの共聴等含んでの、維持管理費ということでございます。

なお2点目のその中の汚水処理場の施設の改修工事というような問題でございますが、これは当然維持管理については、開発施行者であります京王帝都と市と昭和44年の3月に協定を結んでおります。その中で、下水道は完備されるまで、すべて京王帝都電鉄が負担をするというような内容で、協定を結んでいるということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。

今、BODの定期的な検査による数値が答弁としてあったわけですが、悪臭については、どういう数値が出ているのか、その検査の結果どうだったのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。近所の人のお話ですと、やはり6月の入梅の時期、それから真夏など、風向きによってかなり悪臭が漂うといいますか、におうということをお聞きしております。それから処理場の周辺だけでなく、処理場から浅川までの下排水路、この下排水路に沿って、やはりその近く、その日によって悪臭が漂うというようなことがあるよ

うであります。1年じゅうということではなくて、特定の時期にやはりあるいは天候などに左右されるようでありますけれども、その点の対策がどうなっているかですね、その点もあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 悪臭についての質問でございますけれども、本年の8月1日に、付近の住民から公害防災課に公害の申し出がございました。その内容はたゞいま御質問にございましたように、悪臭がひどい、こういう連絡で調査したのでございますけれども、この平山の衛生センターには、発生源がございませんで、この衛生センターと通りを一つ隔てました、東側の住宅、約20軒ぐらい固まっている住宅地があるんですけれども、その住宅地の個人の浄化槽の維持管理が悪くて、におったと、こういう事件がございました。早速清掃部の職員と合同で指導をいたしましたけれども、公害防災課としましては、このように最近浄化槽の苦情が大変多いことから、昨年9月から、個人の浄化槽を除いた衛生センタークラスの施設の汚水処理施設から、毎月報告書を月報として提出して、月報によって監視の態勢をとっております。

それから悪臭については、この悪臭を客観的に測定する機械がまだございませんので、その数値にあらわれたものは把握をしております。ただし、ひどい悪臭につきましては、先ほども申し上げたとおり、脱臭装置を付設するように指導をして、それが衛生センターについては、実現をしております。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 悪臭の対策としては、今答弁があったように、現地の苦情といえますか、直接に訴えがあって、行政課が動き出すと、まあこういう感じでありますけれども、具体的にはそういう対応の仕方しか、ないんだろうとは思いますが、なかなかやはり処理場の周辺、特にこの平山に限りませんけれども、市内あちこちにある処理場周辺は、とかくその日の天候、あるいは風向きによって、悪臭が避けられないと、まあこういう状況はあるわけですが、それだけにきちっとした——今御答弁があった悪臭、脱臭装置を、絶えず機能させるということが必要かと思えます。それで、それとの関連でもう一つ伺っておきますけれども、この前の53年の9月の議会で、同じ一、二、三丁目の下排水の問題で一般質問で取り上げたことがございます。

このときは幾つかの事故が重なって、処理されないまま、流出したということがあったり、それから污水管と雨水管のその配管に、誤って工事をする、配管をしてしまう。本来污水管に接続すべき管を雨水管に接続してしまう、あるいはその逆もあったりした

経過があり、そのときに市当局の答弁ではいわゆるミス工事が発見されたのは、8件だったということで、善後策を講じたという答弁を受けております。

これはその時点で、発見された件数がまあそういうことだということでありませうけれども、その後、こうしたケースが発見できたのかどうかですね、なかなか難しいということもあって、全くこの問題については、手を触れずに経過してしまったのか、その辺伺っておきたいと思います。

私はこの一、二、三丁目の地域だけでなく、ほかの造成地域も同じようなことがありますことと思います。そういうことで、そのことが、処理場の機能そのものが、基準に合致していても、ミス工事によってさらに機能を果たさなくなってしまう、そういう問題があるわけでありませう。この点について、その後どういう対策なり、手が打たれてきたのか、伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） ミス工事の点にお答えをいたします。

34年の9月の議会の議事録を調べてみました。答弁者はそのときに、全部で9個、ミス工事の過程があったというようなことを、答えております。この9個以上はないということでございまして、その後、この9個を追跡してみましたところ、ミス部分を正しい工事に直した、こういう情報が入っております。

それから南平、——南平ではありません、平山一、二、三丁目以外の宅造地でも、こういう事故はどうかという御質問でございますけれども、平山以外の宅造地からは私の方では聞いておりませう。ミス工事とか、そういうものは聞いておりませう。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） それでは、市長の方から、先ほどの環境行政の後退、かなり問題の多い背景があるわけですが、自治体としても、こうした動きにそれなりにきちっとした対応が、必要になってきていると思います。これに対しての、自治体の長としての御見解を伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 我が国の公害行政の一つの背骨をなす法律の一つに、公害患者を認定する地域指定を定める法律が存在したわけですが、目下開かれております延長国会において、ごく最近この法律が廃止されるという審議結果を承知しております。いわゆる40年代の重化学工業、これの大きく伸びたときに公害問題を発生し、公害行政が環境庁という役所を設けて、割合特色のある先進的行政が行われてまいったわけであり

ます。今日、それらの状況がいろいろ改善をされて、いわゆる大型公害という姿は陰を潜めた形にはなっておりますが、当時のいわゆる公害的環境によって、公害病と言われる疾病を受けて、今なお悩んでいる方が相当数ある、こういうことの中のこの法律の廃止であります。

また認定をされないで、明らかに公害病と信じながら、手続きを進める立場の方々にも大きな失望を与えたものだと思います。まあそういう意味におきまして、公害行政に関する限りは、手を緩めるということは本来はあってはならない。一応収束の姿ができたから、それでもう状況が終わったということでは、私はあってはいけないと思っております。

そういう見解の中で、地域でもなるべく環境を悪化しない、こういう状況を守っていくために、例えば今回環境保全条例等の改正を行いまして、日常的な監視態勢をしっかりと守っていきたいと、このように考えております。法律の廃止は極めて遺憾だ、と思っておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 最後に簡単に意見を述べて、終わりたいと思います。

この平山の一、二、三丁目の下排水の問題だけでなく、市内各所にこの種の処理場が点在をしております。それぞれ大きな規模のものは、東京都による行政指導の中で、維持管理がされているわけでありましてけれども、この平山の一、二、三丁目だけに限っても、日常、1年じゅうということではありませんけれども、やはり6月から8月にかけて、悪臭という周辺への迷惑といいますか、強いて言えば公害が現にあるようであります。これはぜひ、一つ市の方も定期的に、それぞれの処理場、そしてそれからの下排水のコースなどで点検をし、そして東京都に対しても、強力な行政指導をやるよう、働きかけていただきたいと思っております。

なお冒頭指摘した環境行政や公害行政の大幅な後退、これは国民の命や健康を無視するような動きが顕著になっているわけでありまして。単に公害行政だけではなくて、開発指導要綱に対する見直しや、開発や建築関係などについても、国民の立場からではなくて、開発の側から見直しが迫られる、こういう状況があるわけでありまして。したがって直接関係住民に接する地方自治体としては、それなりに相当厳しい条件の中で対応が迫られる、こういうことでもあります。

積極的に一つ行政側としても、可能な限りの環境行政、公害行政の対応を強く求めて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって25の1、宅地造成地域の下排水に対する行政指導
についての質問を終わります。

○お語りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに
決しました。

○お語りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時37分 休憩

午後8時56分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○お語りいたします。この際、議案第106号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市長等の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定、議案第108号、日野市教育委員会教育長の給与等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本3件を日程に追加するこ
とに決しました。

これより、議案第106号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定、議案第107号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定、議案第108号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改
正する条例の制定の件を、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第106号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。去る9月4日、日野市特別職報酬等審議会から、日野市特別職の給与並びに報酬の額について、改定することが適当であるとの答申がありましたので、答申どおり報酬の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改定内容は議長が現行月額41万円を45万円に、副議長が現行月額37万5,000円を41万円に、議員が現行月額36万円を39万5,000円にそれぞれ改定するものであります。

議案第107号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第106号同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり、報酬の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改定内容は、市長が現行月額71万円を76万円に、助役が現行月額60万円を64万円に、収入役が現行月額56万円を60万円にそれぞれ改定するものであります。

なお第4条に定める市長等の期末手当につきましては、6月については100分の190、12月については100分の250、3月については100分の50と支給割合を定めるものであります。

議案第108号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改定内容は教育長の現行月額56万円を、60万円に改定するものであります。なお、第4条に定める期末手当につきましては、6月については100分の190、12月については100分の250、3月については100分の50と支給割合を定めるものであります。

以上3議案をお願いいたしますので、よろしく御決定のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長でございます。御説明申し上げます。

議案第106号でございますが、今、提案理由のところで申し上げましたように、4ページ、5ページをお開き願います。市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定でございまして、その第1条でございます金額の改正でございます。41万円を45万円ということで、4万円の増でございます。副議長につきましては、37万5,000円を41万円、3万5,000円の改定でございます。常任委員長につきましては、36万5,000円が40万円、同じく3万5,000円です。議員につきましては36万円を39万5,000円、3万5,000円それぞれの改定をするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

引き続きまして、議案第107号でございます。日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。同じく4ページ、5ページで御説明申し上げます。第2条でございます。市長の給料につきましては、71万円を76万円ということで、5万円の増でございます。助役につきましては、60万円を64万円、4万円でございます。収入役につきましては、56万円を60万円とするもので、やはり4万円でございます。

それから第4条でございますが、市長等の期末手当でございますが、旧条例におきましては、日野市一般職の期末勤勉手当の割合ということで、現行は5.03でございます。これに基づきまして、これを改正するものでございます。市長のこの第4条の3項で御説明申し上げます。期末手当の額をそれぞれ基準日におきまして、3月に支給する場合には、100分の50、6月に支給する場合には、100分の190、12月については、100分の250でございます。合計トータルいたしまして、4.9という数字でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第108号でございます。日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。同じく、4ページ、5ページをお開き願います。教育長の給与の額の改正でございまして、現行56万円を60万円とするもので、4万円の増でございます。第4条につきましては、同じく日野市の一般職職員の期末勤勉手当に関する割合の合計の割合でございました。これを改正するものでございます。その割合につきましては、市長等の給与に関する条例と同じく、3月におきましては100分の50、6月におきましては100分の190、12月におきましては100分の250でございます。合計トータルいたしまして、4.9という数字でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより、本3件について採決いたします。本3件は原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第106号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第108号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際、請願第62-31号、新町地区センター設置に関する請願、請願第62-32号、第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願、請願第62-33号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第62-34号、0歳児の特例保育の実施に関する請願、請願第62-35号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（NLP）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情、請願第62-36号、米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情、請願第62-37号、「空き家割り増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願、請願第62-38号、樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願の件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本8件を日程に追加することに決しました。

これより、請願第62-31号、新町地区センター設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-31号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより、請願第62-32号、第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願、請願第62-33号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-32号、請願第62-33号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより、請願第62-34号、0歳児の特例保育の実施に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-34号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（黒川重憲君） 小侯昭光君。
- 10番（小侯昭光君） 議長に一言お伺いしたいと思います。今付託されました請願、0歳児の特例保育の実施に関する請願、請願代表者は日野市立保育園父母会連絡会、会長駒形正三さんほか167名となっておりますが、印鑑が押されているのは167名とされます。住所、氏名が記載されている人たちの分を含めると、何名になるかわかりでしたら、お知らせいただきたいと思います。

- 議長（黒川重憲君） 議会事務局長より、答弁させます。
- 議会事務局長（佐藤智春君） 御説明申し上げます。請願の62-34号でございますけれども、ここには駒形正三ほか167名ということでございます。今議員からお話がございましたように、市議会の会議規則によりますと、136条でございますけれども、請願者には請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名、並びにそれらを記載して、請願者は押印をしなければならないということでございますので、おっしゃるとおり、署名者の数は1,145名でございましたけれども、実際の押印をされた方は167名でございましたので、167名ということで、事務局におきまして調整させていただいたということでございます。（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

- 議長（黒川重憲君） これより、請願第62-35号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（NLP）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-35号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより、請願第62-36号、米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-36号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより、請願第62-37号、「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-37号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより、請願第62-38号、樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-38号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任、特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。議員の皆様には、日程表に基づき、御参集願います。

次回本会議は10月1日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後9時13分 散会

10月1日 木曜日 (第9日)

昭和62年 日野市議会会議録 (第30号)
第3回定例会

10月1日 木曜日 (第9日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	篠野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和62年10月1日(木)

午前10時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

日程第1	議案第82号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
日程第2	議案第83号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第84号	日野市営住宅管理審議会条例の制定について
日程第4	議案第85号	日野市印鑑条例の制定について
日程第5	議案第86号	日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定に

- 日程第 6 議案 第 100 号 向川原団地市営住宅建替建築物（2期工事）請負契約の締結について
- 日程第 7 議案 第 101 号 向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結について
（総務・文教・厚生・建設）
- 日程第 8 議案 第 92 号 昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第2号）
（厚生委員会）
- 日程第 9 議案 第 87 号 日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案 第 88 号 日野市生活・保健センター条例の制定について
- 日程第 11 議案 第 90 号 日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案 第 91 号 日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案 第 93 号 昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 14 議案 第 96 号 昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）
- 日程第 15 議案 第 97 号 昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 16 議案 第 98 号 昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）
（建設委員会）
- 日程第 17 議案 第 89 号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案 第 94 号 昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）
- 日程第 19 議案 第 95 号 昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第3号）

- 日程第 20 議案 第 99 号 市道路線の一部廃止について
- 日程第 21 議案 第 102 号 土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に
関する協定の締結について
- 日程第 22 議案 第 103 号 町区域の変更について
(一般会計決算特別委員会)
- 日程第 23 議案 第 73 号 昭和61年度日野市一般会計決算の認定について
(特別会計決算特別委員会)
- 日程第 24 議案 第 74 号 昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認
定について
- 日程第 25 議案 第 75 号 昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算
の認定について
- 日程第 26 議案 第 76 号 昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 27 議案 第 77 号 昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定
について
- 日程第 28 議案 第 78 号 昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認
定について
- 日程第 29 議案 第 79 号 昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認
定について
- 日程第 30 議案 第 80 号 昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定に
ついて
- 日程第 31 議案 第 81 号 昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認
定について
(請願審査報告) (総務委員会)
- 日程第 32 請願 第 62-20 号 すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求め
る請願
- 日程第 33 請願 第 62-25 号 すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求め
る請願
- 日程第 34 請願 第 62-17 号 多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マン
ション建設阻止に関する請願
- 日程第 35 請願 第 62-23 号 長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確

立施策の実施に関する請願

日程第 36 請願 第 62-26 号 日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進についての請願

日程第 37 請願 第 62-38 号 樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願

(取り下げ) (建設委員会)

日程第 38 請願 第 62-13 号 程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災工事並びに開発行為についての請願

(継続審査) (総務委員会)

日程第 39 請願 第 62-7 号 借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願

日程第 40 請願 第 62-9 号 借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願

日程第 41 請願 第 62-12 号 委託業務の前払金に関する陳情

日程第 42 請願 第 62-35 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地(NLP)建設計画に反対する意見書採択に関する陳情

日程第 43 請願 第 62-37 号 「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める請願
(文教委員会)

日程第 44 請願 第 61-9 号 東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願

日程第 45 請願 第 62-6 号 公立中学校英語の授業時間増に関する陳情

日程第 46 請願 第 62-14 号 ソフトボール専用グラウンドの建設についての陳情

日程第 47 請願 第 62-28 号 平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願

日程第 48 請願 第 62-32 号 第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願

日程第 49 請願 第 62-33 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情

(厚生委員会)

日程第 50 請願 第 61-14 号 「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅

- 相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願
- 日程第 51 請願 第 62-5 号 神明地区センター早期建設を願う請願
- 日程第 52 請願 第 62-11 号 原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願
- 日程第 53 請願 第 62-16 号 東光寺東地区センター建設に関する請願
- 日程第 54 請願 第 62-19 号 東町地区公害に関する請願
- 日程第 55 請願 第 62-24 号 犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
- 日程第 56 請願 第 62-30 号 老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願
- 日程第 57 請願 第 62-31 号 新町地区センター設置に関する請願
- 日程第 58 請願 第 62-34 号 0歳児の特例保育の実施に関する請願
(建設委員会)
- 日程第 59 請願 第 61-6 号 市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願
- 日程第 60 請願 第 62-3 号 「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情
- 日程第 61 請願 第 62-27 号 私道の公道移管と公図作成に関する請願
- 日程第 62 請願 第 62-29 号 多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンション建設阻止に関する請願
- 日程第 63 請願 第 62-36 号 米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する請願
- (中間報告)
- 日程第 64 特別委員会中間報告の件
- (継続審査議決)
- 日程第 65 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 66 スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 67 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 68 廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- (請願上程)

- 日程第 69 請願 第 62-39 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情
- 日程第 70 請願 第 62-40 号 議員定数削減に関する請願
- 日程第 71 請願 第 62-41 号 議員定数削減に関する請願
- 日程第 72 請願 第 62-42 号 山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
- 日程第 73 請願 第 62-43 号 日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願
- 日程第 74 請願 第 62-44 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願
- 日程第 75 請願 第 62-45 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願
- 日程第 76 請願 第 62-46 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

(議案上程)

- 日程第 77 議案 第 104 号 日野市教育委員会委員の任命について
- 日程第 78 議案 第 105 号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 79 議員提出議案第 9 号 地下高騰に伴う固定資産税等についての意見書
- 日程第 80 議員提出議案第 10 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練 (NLP) 基地の建設に反対する意見書
- 日程第 81 議員提出議案第 11 号 国民健康保険事業に対する国・都の支出金削減に反対し増額を求める意見書
- 日程第 82 議員提出議案第 12 号 すべての大型間接税導入に反対し、大幅減税を求める意見書
- 日程第 83 議員提出議案第 13 号 市街化区域農地に於ける長期営農継続制度の堅持に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 23 まで

午後4時2分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 総務委員会に付託をされました議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

9月18日と9月30日、2日間、延べ17時間4分にわたる長時間の委員会で行ってまいりましたが、中でも、この議案が最も長く審議をされたところであります。

この条例の趣旨は、昭和59年度、高給与是正の個別指導を日野市が受けた際、起債制限のおそれもあって、国及び都の指導どおり、昇給を一律6ヵ月延伸をしたけれども、既に2年間を経過してきた。ほかの面でも、少しずつ給与の是正努力をしており、昭和61年度のラスパイレス指数は111.5に下がっている。当時、他の個別指導を受けた市は、1年後に3ヵ月の延伸をしており、日野市の職員の犠牲が非常に大きい。今後の職員の勤労意欲向上、及び労使関係の修復を図る、等の理由によって、今回限りの特例として、全職員一律に昇給期間を3ヵ月短縮をしたい、こういうものであります。

質疑の内容につきましては、なるべく詳しく申し上げたいと思います。

今回、都に呼ばれて指導を受けたいきさつを聞きたい。ペナルティーは、一体どうなると考えているのか。他市との均衡を図るための3短というのでは、日野市独自の行革を唱える市長の言葉に反し、逆行ではないのか。——一応、質問だけをずっと初めに申し上げまして、後でお答えの方を申し上げます。——昭和60年当時の給与引き下げの個別指導に対して、現在までどの程度の努力をしているのか。3短に対する市民感情をどうとらえているか。3短に伴うラスパイレス指数への影響はどのくらいであるか、都のラスとの関係で伺いたい。今回の3短は、特別昇給なのか、それとも普通昇給なのか。そもそも昭和60年3月に、6ヵ月延伸でなくて3ヵ月延伸でもよかったという判断をしているのか。他市にも、今回のような例、あるいはもっとひどい例はあるのか。国及び都の通達指導等、条例との法的な力関係はどうか。3短は違法なのか。言いかえれば、違法性の問題なのか、それとも妥当性の問題なのか。今回の都の指導の方が、かえって

自治体固有の権限に対する干渉ではないか。つまり、逆に違法なのではないか。とすれば、さきの6ヵ月延伸は、それ自体法律違反であったのか。3短を強行して、住民訴訟が起こされた場合、十分対抗し得るか。個別指導項目の中で残されている職務給の導入や、特勤手当の改善などは、いつ実行するつもりか、明確に知りたい。職務給を導入する際には、ラスパイレス指数がかなり上がると思われるが、その場合のペナルティーは、どうなるだろうか、見通しを聞きたい。

以上のような質疑がなされたところであります。

これらに対する答弁を申し上げますと、順次申し上げますが、都の地方課では、好ましくない、取り下げしてほしいといわれたけれども、市は過去の経緯を踏まえ、心情を訴えてきた。ペナルティーについては、ないものと信じているけれども、市に対する都の態度、見方がより厳しいものとなることは間違いなからう。他市よりも1年早く、しかも6ヵ月の延伸を実施したわけで、ここで3短をしても、まだ3ヵ月分の延伸は残っており、行革の意味合いは変わらないと思う。当時の個別指導は、9項目であったけれども、現在までに既に6項目について達成ないしは実施中であって、かなり努力をしている。あと3項目が残されているだけである。3短しても、今年度のラスパイレス指数には影響はない。来年度のラスには、およそ0.4くらいの上になるのではないか。なお、東京都のラスは、現在108.4である。今回の3短は、特別昇給ではなく、1回限りの普通昇給であると考えている。昭和60年当時の指導は、すべての市に対して、6ヵ月延伸以上をなさい、こういう指導であった。日野市よりもラスパイレス指数の高い市もかなりあったけれども、日野市と多摩市だけが、まじめに6ヵ月延伸をしたものである。あの時点では、あれしか方法がなかったと今でも考えている。

他市の例では、洲本市に訴訟になった例がある。それは、昭和50年、特例条例に基づき、12ヵ月の延伸措置をとった。ところが、その暮れに、議会にかけずに12ヵ月そっくり、やみ的に元に戻ってしまった。12短をした。これに対して、住民から「おかしいんじゃないか」というので、訴訟が起こった。そこで理事者は、後から条例を議会に提案をし、つまり12短を認める条例であります。これを議会に上程をし、可決をされた。判決であります。57年8月、及びそれ以前の地裁、高裁の判決とも、条例の可決までは違法であったが、条例可決後は違法性が全くない。給与をさかのぼって支給してよらしい。こういう市の完全勝訴である。

次に、通達及び指導と条例との関係であります。これにも判例がある。横浜市の例であります。勤務時間の中での休息時間の扱いであります。横浜市の条例では、4時

間勤務をしたら30分の休息をとる。具体的な取り方については、市長の裁量にゆだねる。こういう条例があります。一方、自治省の通知と申しますか、通達では、休息時間を勤務時間の前あるいは終わりに設け、実質勤務時間を短縮するような運用はするな、こういう通達があるわけです。

横浜市は、この通達に反して、本来ならば8時半から仕事が始められなければいけないものを、9時から始めている。つまり、前の方に30分間を持ってきてしまって、初めに休息時間をとってしまう。そういう例であります。

これに対して市民が裁判を起こしたわけですが、東京高裁が62年の7月に判決を出しておりまして、条例に基づく市長の裁量の権限の中であるので、この通達に反した市長の行動は正しい。合法的である。このような判断をしている。

次に、違法性の問題ですが、違法性は、以上、申し上げたように、ないと確信をしている。が、妥当であるか、不当であるかという問題は残ると思う。今回の都の指導の合法性については、地方自治法245条によって、国及び都は、自治体への助言及び指導、監督の権限を持っている。だから、今回の都の強い指導についても合法であり、違法とは言えない。さきの6ヵ月延伸も、法に基づく国・都の指導、それに条例による議決ということであるから、法的には全く問題はない。住民訴訟が起きても、これには十分対抗できるという顧問弁護士判断、あるいはさきの判例からの判断ができる。通し号俸制から職務給への移行については、本会議における市長の発言もあるので、何とか12月議会には上程できるよう、現在、全力で努力をしている。なお、特別勤務手当の改善については、来年の3月議会ぐらいに上程をしたい意向である。職務給が導入をされれば、かなりラスパイレス指数が上がり予想される。ただ、管理職手当分をどの程度本給に繰り入れるかなど、まだ不確定要素が多く、具体的に数字では言えない。ただ、3短の場合よりも上がると思う。なお、職務給導入の際のラスパイレス指数の上昇に対しては、給与是正計画の一環であるので、余り強いペナルティーはないものと予想している。

以上が、主要なる答弁でございます。

— 申上げましたように、長時間にわたり数多くの質疑が交わされました後、意見を求めました。総体的な意見といたしましては、1. 3短をするのならば、その前に根本的な給与体系の見直しをすべきである。

2. 給与に関連してくる勤務時間について。例えば、休息と休憩などは、条例との整合を図り、もっと明確なものにすべきである。

3. 今後の給与体系の見直し、つまり職務給の導入については、慎重なる対応を望む。

つまり、現状の生活給中心の体系から、職務給中心の体系への急激な変化は、混乱のもとになる。そこで、生活給と職務給の両立をするような経過措置を入れた後、少しずつ職務給のウェイトを重くしていくような方策を考えてほしい。

さらに、本条例に対する賛否の意見といたしましては、1. いろいろ議論はあったが、市が自信を持っての提案であり、組合との今後の関係改善、職員の意欲向上にも効果があるものとする。極めて妥当かつ当然な措置であり、賛成する。

2. 問題点多く、必ずしも妥当なものとはいえない。しかし、不利益をこうむってきた職員のことを考えれば、反対もしにくい。担当者からも、他市の例、判例、弁護士の見解などを聞いて、違法ではないとの説明があったので、やむを得ず賛成をする。

3. 会派内の調整が必要で、本会議まで態度を保留する。

以上の三つの意見が出されたところであります。

申し上げましたような審議経過を踏まえて、採決に移りましたが、本件は賛成多数をもちまして、原案可決と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 今回の3ヵ月短縮昇給に対する反対の意見を申し上げます。質疑を申し上げます。（「質問だよ」と呼ぶ者あり）では、質問にしましょう。

今回、出てきたということは、この問題は、昭和60年にさかのぼっているわけですね。そして、60年度に再三、自治省から、当然職員の給与に対する問題とか、退職金とか、そういうもので、要するにラスパイレスの問題で、当然指導を受けていた問題である、と思うわけです。

それが、結局市民会館をつくったときに、地方債をこういう問題でカットされた、ということが問題で、そして、やむを得なく再三の指導を何とか押さえて、地方債を受けたいというところから、この問題は出発したわけであります。そういう面から見まして、今回、政府も地方自治体も、行革が進んでくる中で、こういう問題を取り入れたからには、当然前回と同じような、要するに地方債とか、そういうものに対するペナルティーを受けるといことは、明らかであります。実際、私たちの都議会議員も、このことについて聞きに行っていたら、私たちの代表も行って聞いていただいたときに、実際、こういう問題が明らかにされているわけであります。

そういう面で、私は、こういう問題が出てきた場合、今後は、日野市は、日野市のまちづくりという問題について、大きい問題を考えた場合には、やはり慎重にこれは審議

しなければならなかった問題じゃないかな、ということを考えるわけであります。

そういう面で、もし3短が議会で成立してしまった場合には、当然、これは東京都なり国なりに、この問題は波及すると思います。そして、地方債を受けられなくて、まちづくりが大幅におくれてしまった、というようなときには、どういう対応をとるのか、その点を市長なり、この問題について答えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） ただいま天野議員の御質問でございますが、まさにその点での議論も行われまして、過去には市民会館が危なかったわけですね。今年度は、何とかペナルティーがないように努力をしたいし、また、それを信じている。しかしながら、現在、今年度の起債が決定を見ておりません。まだ留保中でありますから、これについて何らかのペナルティーが来る可能性はある、ということでございます。

それだけのお答えはありましたけれども、これについて、ではどう対応するか、ということにつきましては、担当者の方から御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 当然、現状の中では、全くそういう状況はありませんが、今後の問題として、予想できる部分としては、委員長がお答えしたとおりでございます。その場合には、当然現行の予算の中で、その不足分を補っていく、という形になろうかと思えます。もちろん税収の伸びの問題もあろうかと思えますが、繰越金を含んだの問題で対応していきたい、というふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） ラスパイレス指数に関しまして、1点だけお聞きしたいと思います。

ただいまの委員長報告で、2点ばかりラスに関係する報告があったわけでございますけれども、1点は、今年度、3短をしても、ラスは余り影響はない。ただし、来年度は、コンマ4ばかりアップするということ。

もう1点は、職務給を導入した場合に、多少アップするであろうという、この2点かというふうに報告を受けたわけでございますけれども、職務給導入の場合には、ペナルティーはない、というわけでございますけれども、日野市の場合には、高給与是正団体にいまだ指定がされている、ということですね。

115.4から111.5まで下げた、そういう経過は、よく聞いて知っておるわけございま

すけれども、依然として、まだ是正団体から外されたわけではない。こんな報告も聞いているわけでございます。

委員会の中で、しからば、さらにラスパイレス指数を下げる努力をどのように持っていくのか。こんな質疑があったかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 初めに、ちょっとお断り申し上げますが、職務給導入に際して、ラスが上がってもペナルティーはない、ということではなくて、そうでありたいという要望も含めて、多分、他のペナルティーとは違ってくるのではないか、というふうな見通しが述べられたわけであります。このことだけを、初めにお断りをしておきます。

それから、ラスパイレスをさらに下げる努力でありますけれども、幾つか細かい問題も含めて、実現不可能な問題も含めて、議論がございました。ちょっと細かいといえますか、粗末な議論でございますけれども、例えば、ラスパイレスというふうな指数には、税務職員というものは別になっております。そういう関係で、現在、ラスが非常に高い職員を集めて、税務関係のところに配置をする、というふうなことをすれば、姑息な手段ではありますけれども、すぐにも下げられる、というふうなことがあるそうです。これは、一つの姑息な例かもしれません。

さらには、今後の問題でございますが、中卒者、高卒者、大卒者、この辺の割合であります。大卒者が多くなればなるほど、ラスは下がってまいります。そういうようなこともありますし、さらに今後の問題として、現在、退職者がだんだん出てまいります。用務員でありますとか、学校給食の調理員でありますとか、そういうところが退職をされた後、どういう補充をしていくか、というふうなことについても、ラスを下げる努力が十分考えられるというふうな、大体、このぐらいの議論はあったかと思いますが、さらに詳しいところは、担当者の方からお聞きをいただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答え申し上げます。

ラスの、3短に基づきます数字は、今、委員長が申し上げたとおりでございます。それに基づきまして、努力、どういうふうな方法ということでございますが、御承知のように、ラスは、本俸を国・都の比較でやっております。その中で、今言った一つの方法というのは、税務というような、これはそういう方法でございますが、そういうことも一つ、姑息な方法ですが、あるということでございます。

それよりも、今現在、ラスを押し上げている要因といたしましては、やはり経験年数と学歴との問題でございますが、学歴が大卒、短大、高卒、中卒でございます。その中で、どれが一番かといいますと、やはり中卒の学歴の方のラスが非常に多いということ。極端に、個々に当たりますと、大卒では100を割っている人もいます。そういうふうな状態でございます。それは、年数と経験でございます。そうしたことの中で、なお努力をしていく、ということでございます。

それから、毎度私が申し上げておりますが、大きな流れの中では、給与改定というのが、民間との差が出てまいります。この間、出ました1.47という人事院勧告、ああいう一つの給与改定の中での努力の仕方、これは、本俸に戻りますが、その中の本俸だけを国並みでなく、努力して、例えばその中に、今1.47が全体でございますが、1.0が国の本俸ですよ。上げる。それに対して、それでは日野市では、1.0以下の0.8だとかというような給与改定、これをお願いいたしまして、そしてやっていくということで、それが下がってくるというような努力をしております。

2番目の職務給につきましては、確かにそのような、一時上がるということはありません。これは、通し号俵を改正するために、職務給に入りますと、一旦は上がるということは、都の方でも認めておりますので、それは、それぞれの職務給の給料表になりますので、どうしても一旦は、ということになっております。その辺の理解は得られております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員長から、かなり詳しく、2日間にわたる総務委員会の審査の報告がありました。その中で、比較的、私、大切じゃないかなということが、含まれていなかったような気がいたします。

それは、この、いわゆる3短昇給の是非については、常識的に考えて、世論の動向、また市民感情等からしまして、いろいろ法律論以前の問題として、決着がまずつく問題ではないか、というふうにも、私は考えているわけでありまして。こういう議案でありま

すので、今後、通し号俸制の、議会で可決された際の議事録等を見ても、かなりいろいろ今日言われているところのものを、読み取ることができないわけであります。

つまり、議会でどのような議論が行われ、そして、結果として、だれがどういう態度をとったのか、どういう人たちが賛否に分かれたのか、その点を、やっぱりはっきりしておく必要があるかと思えます。

まず、委員長に、その点、賛成多数ということでございましたが、この特別昇給の、3短昇給の特例条例に対して、賛成をした議員の方のお名前と、会派名を、ここで御回答いただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） わかりました。採決は、5対2でございました。うち2は、態度保留の2でございます。これは自由市民会議のお2人です。

賛成5の内訳ですが、社会クラブの名古屋議員と、日本共産党の米沢議員、そのお2人は、先ほども申し上げましたけれども、一番強いといえますか、極めて妥当である、極めて当然である、こういう意味での賛成でございました。（「正確に」と呼ぶ者あり）いや、極めて当然という言葉、極めて妥当であるという、そのような言葉が出ましたので、そのとおりに申し上げております。それで、賛成。それから、公明党の馬場繁夫委員、市民クラブの中山副議長でございますが、多少のニュアンスの違いはあるかと思えますけれども、いずれも、必ずしも妥当だとは思えない。問題点があると思う。しかし、特に公明党の馬場委員については、職員のこれまで耐えてきたことを思えば、やむを得ないだろう、というふうなこと。それで、両者とも違法性がないんだ、違法ではないんだ、という理事者側の説明があった。それを根拠にして、積極的ではないけれども、消極的にだが賛成をする。これが、このお2人。（「賛成は賛成なんだよ」「反対は反対なんだよ」と呼ぶ者あり）

いいのかな、これで。（「馬場委員長、もう1人は私だよ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。今、人数、どう考えてもおかしいなと思ったんだけど。

あと、議長がいらっしゃいまして、意見はございませんでしたけれども、賛成の方の5の中に入っております。以上が5です。（「やむを得ずかな」と呼ぶ者あり）聞いておりません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 大変ありがとうございました。これで、委員長の報告は、ほぼ完璧にお伺いすることができたわけであります。

そこで、質疑等が行われた中で、もし、やりとりがありましたら教えていただきたいと思ひます。

一部、今お話の出た、まずペナルティー、何と言ひますか、起債のカット等について、考えられるけれども、今の時点では特にそのことを確定をして予想することは困難だ、というようなお話だったと思ひます。当然だと思ひます。

我々は、のど元を過ぎれば何とかを忘れるで、日野市は、現に一度、起債カットを受けている団体なわけです。幸ひ、昭和60年の市長選挙直前の、一時保留されておりました10億600万の起債は、幸ひ解除をされて、認められたわけです。それをさかのぼる1年前、昭和59年の3月31日、つまり58年度の地方債は、日野市民会館が当初予定をいたしておりました申請額2億650万が、5,000万円カットをされて、1億5,650万円が認可額として示された、ということがございました。このときは、市の台所もかなり、ある程度余裕があった。今でも7億以上の貯金があるわけですが、このときは、一般会計等からの会計上の操作で、この穴埋めをしたわけであります。つまり、翌年度には絶対起債のカットは、もう回避せざるを得ないぎりぎりの段階にあった、という状況がわかるわけであります。

こういうことで、何とかのりくりやっていれば、起債のカットもないのではなからうか、というような考え方では、だんだん厳しくなる現在の市の財政状況の中で、いざ現実とあって、起債のカットが予想されるような段階で慌てても、手おくれなわけであります。

今の時点で、もう一度お尋ねをいたしますが、市民会館が58年度から昭和60年度までかけて建設された中で、現に起債の制限を受けた事実があるわけです。こういうことは、これから、この特別昇給の3短昇給等に絡んで、絶対ないということ、ここで断言がおできになるのかどうか。多少重複はいたしますが、私の立場でお聞きいたしますので、委員長の方でお答えがあれば承りますが、この点について、回答をお願いをいたします。

それから、違法性の問題であります。違法と違法性という言葉は、全く違うわけです。違法であるということは、明らかに条文を読んで、その条文に反していれば、法律や条例等に違反するということは、もうこれは明らかにわかるわけです。つまり、条例に定めなひで特別昇給等を行えば、明らかに法の趣旨に反するし、条例に反するということで、これは違法だということになるわけです。

ところが、今回のように、条例はとりあえずつくる。つまり、違法ではなくして、違法性を持たせた、あいまいな中で条例を可決をして、違法でない状態をつくり出す。つ

まり、違法性は残るわけであります。こういうふうに私は思うわけでありますが、先ほど委員長長の御回答の中では、市は、違法性すらも全くないというふうに答えた、ということでございましたが、市の答弁は、この回答で間違いないのか。事實は、まさにそうであったのかどうか、もう一度、繰り返しお尋ねをいたします。

つまり、私は、違法性が強いのではないかということは、本会議でも、一般質問のとき申し上げましたが、そういうふうに理解をするわけですが、市の方での御回答、どのように委員会で行われたか、もう一度、確かなところをお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、先ほどの洲本訴訟ということ、市の方は、違法じゃないんだということで、自分たちに一番都合がいい一つの判例として、大阪高裁の判決、判例を出したようであります。私も、多分これが委員会か本会議で出るだろうと思っておりました。

この洲本訴訟は、実際やったことを、違法なことを後で追いかけて条例をつくれれば、まあ、違法ではない。しかし、消極的にこれは認めた、認めざるを得ないという判決、というふうに私は読めます。つまり、大いにこういうことをやりなさい、結構ですよ、というふうに、号俸制を強調したものではないわけです。つまり、後から法律や条例をつかって、違法な状態をなくせば、違法性は残るけれども、違法だとは言えないという、非常に消極的にその事実を認めた、私は判例だと思いますが、市は、洲本訴訟を、大阪高等裁判所の判例を一つの根拠にされたようではありますが、その辺の解釈はどうか。もう一度詳しく、委員会の中の答弁をお聞かせをいただきたいと思えます。

市長と組合との間の中で、職員組合との間です、何か協定や約束、そういったものが、当時、昭和60年市長選挙を前に行われて、今回、それに基づいて約束を果たすという意味で出されてきたのではないか、ということも、前の本会議で私申し上げましたが、否定をされていたようではありますが、全くそうした、記録に残るような、きちんとした約束の取り交わしは、本当になかったのかどうかです。その点、委員会の中でお話がありましたら、教えていただきたいと思えます。

以上、御回答お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 4点だと思います。

第1点目の、今回の3短について、一体ペナルティーが来るかどうかという断言があったかどうか、ということですね。

断言は、ありませんでした。ないことを希望している。あるいは、ないであろうとい

う、希望的観測はありました。ただ、先ほども申し上げましたように、現在、今年度の起債が、まだ最終決定を見ておりませんので、その可能性はある、ということでございます。これ以上のことにつきましては、担当者からお伺いをいただきたいと思っております。委員会の中で、断言はございませんでした。

第2点目の、違法か違法性かという問題ですが、私もなるだけ注意をして、発言をしたつもりでございます。市側の答弁というのは、違法ではない。違法ではないという点で、統一をされたように、私は記憶しております。

ただ、それに対する発言者の中では、違法という言葉を使った方もいらっしゃるし、違法性という形で使った方もいらっしゃるし、いろいろだと思いますが、私の聞いた範囲では、市側の答弁というのは、違法かどうか、違法であるかないか。そうでない場合には、妥当か不当か、こういうふうなとらえ方で、答弁がなされていたと考えております。

そういう点で、繰り返しになりますけれども、今回の3短は、違法ではないと判断する、こういうことでございます。

次、第3点目の、洲本訴訟に対する見解と申しますか、これについては、先ほど来申し上げたとおりでございます。あと、担当者から御見解をさらに詳しく聞く以外はないかな、というふうに私は感じております。

4点目の、市長と組合との裏約束の問題ですが、これについては、一切議論はなかったかと思っております。ですから、じかに担当者の方に、あるいは市長にお聞きをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 議案につきまして、議会で大変御苦心をかけておりまして、私も胸を傷めてまいったところでございます。

いろいろ総務委員会での審議報告がなされておるわけでございますが、私が提案のときの質問にお答えをして、心情と、それから経過につきまして、申し述べてきたとおりでございます。

確かに、59年当時の高給与の状態というのは、突然発生したことでなくて、それなりの理由をもって推移した状況ではございましたが、地方自治体の財政事情がいい。そのために高給与が支払われているんだ。こういう政府当局の認識のもとに、いわゆる高給与是正ということが、行政改革の一環として進められてまいりました。その際に、当

市も給与の指数が高いということで、指導団体の数の中に入れられまして、都を通じていろいろな指導があり、それにまたこたえてまいった、という経過がございます。その際に、今、議論をしていただいております60年の4月の時点で、6ヵ月昇給延伸という異常な措置を、職員全員に強いたわけであります。

それに対しまして、今回、2年たって、一応すべての一巡を終え、しかもラスパイレ指数という一つの基準におきましても、目立つような状況はないほどに、一応の成果を上げてまいっております。それらのことから、私は、2年余たった今日、やはり約束ということではなく、他と比べてかなり無理な措置に対して、協力をしてくれた、その同じ自治体職員としての立場に対する、時期が来れば可能な修復はしなければならない、ということを考えてまいっております。それが今回の措置である、ということございまして、確かにいろいろと御議論のあることは、よく承知いたしております。

それから、市民の感情ということももちろんございますから、それに対しましても、よそより、かなり厳しいことをやっけてまいったわけでありますから、よそに合わせるということでは全くございませんが、若干の、この際、修復をするということは、御理解いただける、このように感じておるところでございます。

御質問の、約束があったとか、ないとかいうことにつきましては、その約束の形もございませんし、それから、この措置は、私の心情から、職員に対して、これからも頑張ろうということを、理解を得る意味も込めて行った修復の措置である、というふうに御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 総務部長でも市長でもいいんですが、私がお聞きしました違法性の問題ですね。違法ではないというのは、これはもう、よくわかります。

ただ、違法性については、どのようにお考えになるか、この点、委員会ではっきりしなかったようでありますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 2点目の、違法性が強い、というような御指摘でございますが、まず、この条例そのものが、私どもは条例主義に基づきまして、古賀議員さんが十分御承知のように、24条の6項で、これを提出したわけでございます。そうした中で、条例に基づかないそういうものはできない。これはもう、違法のものでございます。

今、問われたのは、違法性は強いのではないか、ということでございますが、この前の本会議におきまして、るる述べられました行政指導の中にも、やはりそこに出ており

ました。違法の問題、違法性の問題、あります。そうした中で、私どもが条例に基づかない給与の支給は禁止されているということは、自治法204条の2、及び公務員法の25条の1です、この規定に反するもの、これが違法でないということになります。

それにより、私どもは条例主義にのっとりまして、これを提出した、条例を出したわけでございます。その条例によって、一斉昇短を行うということでございますが、さて、ここで、先ほどから、これは委員会でも説明いたしました。そしてまた、分かれるところでございますが、法の趣旨に反する措置である、この問題が違法性云々というものと、結びついてくると思います。

そこで、法の趣旨に反する措置である、という解釈のものでございますが、これを当、不当、妥当性の問題ということの論議は、それは見解でありますので、あるかと思えます。

しかしながら、私どもが出しましたのは、条例による一斉昇短である、ということでございますので、この解釈を、違法性、違法性でない、というところから行きますれば、私どもは、違法性は強いと古賀議員さんがおっしゃられる、違法性はないということで、見解をしております。そのための、この趣旨に反する措置であります。この妥当性についての論議については、いろいろ論議される問題だとは思いますが、私どもは、これを違法性のないもの、妥当性のものである、というふうに判断しております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 違法性がないということは、市長の判断なのか、総務部長の判断なのかです。顧問弁護士とも相談をされたということですが、日野市の顧問弁護士の判断なのか、その点、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 答えいたします。

これにつきましては、私どもも、たたき分けをある程度いたしました。それとともに、顧問弁護士とも相談いたしましたので、論議の中心になりました問題でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは、違法性はないというふうに、最終的に判断をしたのは、もちろん市長だと思えますが、その決定、意思の表明に当たっては、意思といえますか、考え方として、違法でもないし違法性も全くないんだ、というお考えの根拠となっているのは、顧問弁護士のお考えですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） これは、私どももいたしましたし、それから顧問弁護士も相談いたしましたして、それらの統一したもので、解釈をとりました。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） では、顧問弁護士及びいろいろな参考になる法例等もお読みになった結果、違法性はないというふうに、市は判断されたと思います。

これは、恐らく日本全国の数千ある自治体の中で、日野市だけがこの解釈をとったんだと、私は思いますね。ですから、顧問弁護士の方も、優秀な方もわかりませんが、もう一度、その辺の人選についても、私は、お考えになった方がいいのではないかと思います。

妥当性について、それではお尋ねをいたしますが、市は、市長は胸を痛めておられるということも、なにかおっしゃったんです。市長の胸が痛むぐらいですから、かなりこれは、後ろめたいことをおやりになっているんだと思うんですが、妥当性を欠く、妥当ではない、というふうに思っているかどうかです。その点、総務委員会ではどういう、市側から表明があったか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 先ほど、総務部長がお話をされたとおりになんですが、違法云々の問題はないと確信をしている。ただし、妥当か、不当であるか、というところについては、いろいろな議論があるだろう、とこういう答弁であったと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 人ごとじゃないわけです。日野市が、今やろうとしていることです。提案された側として、違法ではないし、違法性もない。違法性も残らない。妥当、不当、こういうことについては、いろいろ議論もあるだろうという、人ごとみたいなお答えをなさったようですが、現在は、この特例条例について、妥当性、その点については、どのようにお考えになっているかどうかです。全く不当でない、妥当なものである、というふうにお考えになっているかどうか。その点は、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

妥当であります。これは、妥当性そのものの論議は、そういうところで、見解の違いで出ますから、それはそれとして一つありますが、私どもが提案したものについては、

妥当ということで、これを提案してあります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） これは、いわゆる確信犯的なことだと思います。世の中には、あえて世間から非難されることでも、おれはこれが正しいと思ってやるんだという、いわゆる確信犯というのがあります。恐らく、この特例条例を、違法性もないし、違法でもない。しかも、全く正当である。妥当だ。随分堂々とおっしゃったわけですが、このことは、世間に通用するお考えだというふうに思っていられるかどうか。

○議長（黒川重憲君） ということは、市民に対しても、妥当だということを堂々と胸を張っておっしゃられるかどうか、もう一度市長から、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 申し上げておりますとおり、前段の理由があって、そうして今回の状況の中で、若干の修復をしようという、そういう経過の中の事項でございますから、私は、法理論におきましても可能だ、というふうに思っておりますし、それから、言われるところの違法性はない、というふうに確信をいたしております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 違法、違法性のことは、はっきりお答えになりましたから、わかったんです。

○議長（黒川重憲君） 総務部長は、妥当だとおっしゃったんですが、市長も同じお考えかどうか、その点、お聞きしておきたいんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど申し上げましたとおり、前段の理由があって、つまり無理を強いておるのを、ある程度の修復をするということは、世の中の道義である、というふうに考えておりますので、そういう問題は起きないというふうに、心から信じております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長は、もう、ころっと忘れておられるかもわからないんですが、昭和59年の5,000万円の市民会館の起債カットを受けたときに、鈴木俊一東京都知事あてに念書を、日野市長名で出しておられると思います。そういうことを、御記憶ございますか、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 覚えておりません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もう、大分御高齢で、物忘れをなさるようですが、市の担当者にお聞きをいたしますが、昭和58年度の地方債の許可に当たって、市長名で給与是正、抑制について、幾つかの措置をとる、という念書を提出したということが、当時、私は確認された事実だと思いますが、市長は、もう完全に忘却しておられるようですが、市の担当者、どなたもそういう御記憶はございませんか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもは、責任を持った一個の自治体の運営を行っておるわけでありまして、日野市という自治体が、一定の権限を持ち、判断を持って行うことに対して、そう一々誓約をとられるということは、普通にはないと思っておりますから、仮に、そういう状況の中で、中央庁と、指導を受ける際にも、やはり信頼関係というもので成り立つというのが、大きな原則だと思っております。

今回の措置も、確かに一般的には問題のある措置、というふうにとられるかもしれませんが、日野市の場合においてのみ、これはそれなりの異常な措置を行った、その修復は、どなたもそう異常というふうに見られることはあり得ない。このように解しておるわけでありまして、私は、道義の問題だ、このようにも言えると思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長は、私のお聞きしたことを、はぐらかしておられるんですが、市民会館の5,000万円の起債カットを受けたときに、市長は本当に忘れておられるのかどうか、私はちょっとはっきりわかりませんが、私も一般質問で確認をいたしました。今後、高給与是正について、何らかの措置を講じていく旨の念書を、都に対してお出しになったということは、この本会議場でお認めになったんですが……。

つまり、今、市長は、上級官庁云々、また信頼関係ということをおっしゃったんですが、そういうものの取り交わし、また、指導、助言を受けながら、何とか給与是正の努力もしてきたという信頼関係を、むしろ今回のようなことをやれば、みずから裏切る、逆行する行為を選択された、というふうにもとれるんですが、私は、念書の提出については、市側のどなたも答弁なさらないし、市長は、はっきりとこの場で、出していない、というふうにお答えになったんですが、当時の総務部長はどなただったか、ちょっと今、私、はっきりいたしません、記憶にない、というふうにおっしゃった方が都合がいいのかどうか、わかりませんが、本当にどなたも御存じないかどうかです。

もし、御記憶の方があつたら、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 答弁をしないわけにもいかないと思いますが、私、覚えておりません、というふうに申し上げておりますし、一定の時間の中で、それなりの指導に応ずる措置を行っておるわけでありますから、いつまでも、仮に一時の誓約をしたとしても、問題としては解消している、というふうに解すべきだということも言えると思っております。

そういうことで、論議をする課題、問題ではないように思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員長に、いろいろお聞きをしてみました。私が、3短昇給について述べました見解は、さきの上程の際、また、一般質問の際、主張しましたことと、全く変わっておりません。

しかも、居直りとも思える、違法ではないし、違法性でもない。妥当だ、ということ、市側ははっきりおっしゃったわけであります。しかも、給与の適性化についての動きに逆行をした今回の提案については、今後、市民に対して広く訴えていかななくてはならないと思っておりますが、そういう東京都や上級機関との、いろいろ信頼関係も裏切るようなことが、今回なされたと思っておりますので、さらに次なる手段、方法等を考えまして、この問題については取り組んでいきたいと思っております。

総務委員長、まことにありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 二、三お聞きしたいと思うんです。

私も、るる日野市議会の同志の人が質問をされておるし、重複はなるだけ避けたいと思うんですが、今回の3ヵ月昇短をされる、繰り上げて昇給をする、ということが、総務委員会で2日にわたって、長時間論議されたということ、委員長の報告からも受けておるんですが、市長からおっしゃられていることも、職員の活性化ということで、心情では私もわからないわけではございません。

ただ、私の不勉強かもしれないんですが、この議案を、いわゆる一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例を、議案の送付をもらうまで、我々はこういう、前に6ヵ月間延伸しているのに、今度は逆に3ヵ月間繰り上げて昇給をさせるんだ。古賀議員等の論議の中にも、違法性に近いものを、議会の判定にゆだねる、こういうことを、私は弱ったなと思ったのは、17日にいわゆる議員や市長の特別職の報酬の問題、いわゆる改定の問題が出る、これとは全く違う問題ではあるが、やはり情からいけば、いわゆ

る変わっているということは、私としては、ほかの人はわかりませんが、言えないという感じました。その中で、少なくともこういう、違法ではないもので、今、総務部長のお答えを聞いていても、違法ではないが、見方によると妥当性に欠いているというようなもの、議会の条例に出してきて、議会の決定にゆだねる、こういうことのされるとするなら、従前に何かの形で、代表者会議なり、そういうことに図ることができなかったか、どうなのか。さもなければ、市長としては確固たる信念に基づいておやりになった、ということであるなら、私もそれなりに苦勞をするのが、していることが情けない、こういう感じであります。

会派によっては、自主権というか、自治体の自治権ということで、都なり、国の、なにか指導を受けるということは非常にけしからん、こういうことを私、会派によってはわかりますが、自由市民会議等の私も一員とした場合には、ある程度、いわゆる情、感情と申しますか、都なり国の助言なり指導というものは、やむを得んではなからうか、ということも考えた場合に、こういう条例を出されるなら、従前に、我々の会派の代表者会議なり党に、相談はできなかったかどうか、ということが1点。

それから、どうしても、いま1点は、この問題、総務委員会でこれだけ審議されているんなら、一時据え置く——理事者の方が凍結するなり、いま少し、取り下げるなりして、時間をかけて、例えば12月議会に、いろんな世論の喚起を見ておって、周囲の状況を判断して出し直す、というようなことができなかったかどうか。

その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ御苦心をおかけして、恐縮に存じておりますということは、先ほども申し上げたとおりでございます。

私どもの一つの考えといたしまして、違法性でありますとか、そういうことが余り問われるというふうには、考えていみせんでしたが、とりわけ御苦心をかけることについて、事前に、もう少しお願いをしておくべきだったかな、ということは感じております。

こういう議案でございますので、先ほども申し上げましたごとく、この時期に、一定の過去の無理に対しまして、若干の修復をするということは、御理解いただけるものというふうに考えておりますし、そのように、気持ちで、今回の提案をさせていただいた、ということでございます。今後は十分心して、未然の御理解を得る手だても誠実に行わなければならない、ということは感じておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 　　ちょっと総務部長に、1点だけ、今、市長のいろんなお話、非常に謙虚な答弁なので、私もそれ以上、何か申し上げることはないんですが、いつも言うとおりの、賛成に回るにしても、反対に回るにしても、こと議論が、徹底的に交わしてもいい問題と、心情的に理解はするけれどこうなんだと。もっと総務部長、恐らく総務部長も、これはだから、先ほど私も行ったように、会派によっては考え方が違うかもしれらんけれど、都の指導機関に、そういう点で従前の打ち合わせ、まあ市長は「配慮が足らんかった」という、いわゆる担当の立場として、そういうことに従前から、双方から何もなかったかどうか、それだけ確認したいと思います。

○議長（黒川重憲君） 　　総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 　　双方といいますと、国、都ですか、それとも（「いや、地方課なら地方課でもいいんです。」と呼ぶ者あり）はい。

　　この件につきましては、給与の特例条例であります関係上、私ども特に東京都との接触はなくて、やりました。そして、これにつきましては、先ほど古賀議員さんから言われました違法性、そうした問題につきましてはの討議は、内部で十分というか、やるだけやりました。そして、さらに出し方の特例条例、あるいは条例改正でやる、そういう方向での検討もいたしました。

　　しかし、何ととっても、条例主義であるという立場から、これを出してお願いに上がった、という経過でございます。くだいようですが、東京都とのそういったあれはありませんでした。

○議長（黒川重憲君） 　　ほかに御質疑はありませんか。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 　　先ほど来からの議論を聞いておりました、まず、一番率直に感ずることは、市民不在の議論だなということを、まず率直に感ずるわけであります。

　　そもそも、この6ヵ月延伸の意味が一体何だったのかという、そのことを改めて理事者に問いたいわけですが、給与の問題、働く人はどなたもできるだけ多くの給与をいただきたい。だれしも、そういう思いはあるわけであります。

　　しかし、その給料をいただく場合、給料をもらう場合に、会社で、民間であれば企業の成績とか、そういったようなものによって、妥当だといいますか、見返りとしての報酬をいただくわけですが、企業が赤字であれば給与がカットされるということも、民間の場合にはあるわけです。現実、今そういう状態に陥っているところもあるわけでありますが、自治体の場合は、そういう懸念はない。懸念はないけれども、妥当な給与はどこにあるのか、どの辺なのかということは、常に今の市の職員以上に、

給与水準の低い、そして労働条件の悪いところで働いている労働者が、そういう人たちが苦勞しながら税金を払っているわけです。私も、税金滞納者です。市民税課へ行って調べれば、すぐわかります。私、滞納になっていると思うんですがね。そのぐらい、税金を払うのは苦勞しているんですよ。

市長の言われる6ヵ月延伸というのは、なにか職員に、不当な著しい犠牲を強いた、だから修復するんだ、というふうなとらえ方をしているようでありますけれども、私は、その言葉を聞いて、悪い条件のもと、安い給料で働いている納税者の皆さんが、一体どんな思いでそれを聞くかというふうに、怒りを覚えるわけでありまして。

日野市の給与水準は、自治体として高い水準である。だから是正しよう、ということで指導を受けていたわけでありまして。それが、なかなか市と市職の甘えがありまして、是正をしなかった。そこで、国としてはペナルティーを科してでも、何とか実施させようということで、そのペナルティーというものが突きつけられたわけでありましてけれども、結局、6ヵ月延伸したことによって、市民の皆さんに、苦勞して税金を払っている皆さんに対して、説明のできる給与水準にした。修正したんです、これは。ですから、修復の余地とか何とかというのは、ないんです。修正したんです。それを基準にして、いわゆる定期昇給とか、そういう形で、それ相応の給与改善を図っていけば、それは市民の理解を得られるわけでありまして。

ところが、今言ったように、せっかく市民の納得いく水準、それでもまだ、ラスパイレスのとらえ方はいろいろ議論もありますけれども、やはり議論するときには、一つの目安として考えなきゃならないわけでありまして、それでも6ヵ月延伸を実施する段階では、115.4だったのが、6ヵ月延伸ということで、111.3まで下がったわけですね。現在は111.5のようですけども、26市の水準でも、11番目ぐらいに位置している、というふうに聞いておるわけです。最下位じゃないんですよ。民間の、条件の悪い安い給料で苦勞している労働者から見れば、26市の最低基準だってうらやましいんですよ、市の職員の待遇というのは。仕事の内容とか、福利厚生とか、いろんな意味でですね。もちろん市民に対しての、何というか、誇りの持てる職務でもあるから、そういう意味でのうらやましい、ということもあるわけですけども、待遇の面でも、非常にうらやましい存在なんです。

それが、11番目ですよ、26市で。それが、どうして不満なんですか。不満といえば、それは不満は切りがないから、あれでしょうけれども、しかし、謙虚に考えてほしい。この私の今のお話を、組合の人が聞いているかどうかわかりませんが、あなた方にも、ぜ

ひ申し上げたい。今、26市の中で11番目ぐらいの水準にいるじゃないですか。それを、3ヵ月短縮をしなければ、労働意欲が低下するとか何とかというのは、もう甘え以外何物でもない。ふざけるな、ということをお願いしたい。

今のラスパイレスの指数だって、いいですか、東京都よりもまだ高いじゃないですか。同じ公務員で。国家公務員までしろとは言っていない。せめて東京都並みぐらい、同じ公務員として、そういう待遇でいいじゃないかというのが、苦勞して税金を払っている市民の声なんです。それを、さっきから聞いていると、全く、目は市の職員、市長の、理事者側との、そちらの庁内だけのやりとり、心情を配慮してどうという、そういう税金を苦勞して払っている市民に対しての、納税者に対しての配慮は、どうなんですか、市長。胸が痛むというのは、一体だれに対して胸が痛むんですか。

そこが、公務員の、いいですか、甘いところ。今の26市の中で、11番目の水準にあるけれども、民間の零細企業に働いている、大勢の労働者の給与条件とか、待遇を考えれば、本当に私たちは恵まれているんだ、もっともっと、よくもって市民に奉仕しなくちゃならないんだという、そういう気持ちを持っていなきゃ、だめです。

それで、さっきから合法、違法ということも言っている。総務部長なんか、まじめな性格だから、私は、苦勞して税金を納めている市民の声として、あなたにも聞いてもらいたい。違法性がない、合法性だ、妥当だ、云々、いろんなことを議論している。全く勝手なことを言っているなど、私は聞いていた。

それは、特例条例をつくりゃ、違法じゃなくなるわけですよ。ペナルティーだって、そうでしょう。ペナルティーを、ならないというふうに信じている。なってほしくない。勝手にですよ、特例条例をお願いして、国や都はそういうことをやっちゃいかん、都の職員の給与水準、国家公務員の給与水準から考えて、何でそれまでのことをやるんだ、納税者の理解を得られないから、そういうことをやっちゃいかん、こう言っている。やったらペナルティーをやりますよ、とは言わないけれども、やられる可能性はある。そういう状況の中で、勝手に、我々が困るような特例条例を提案してきて、これはどういう形になるかわかりません、最終的には。しかし、これが可決したら、それは違法じゃなくなりますよ。勝手にそういうことを提案してきて、やって、それでなおかつ、勝手にペナルティーないことを願っているなんて、とんでもない。身勝手過ぎませんか、余りにも。

市長、あなたは先ほど、胸が痛むとか、恐縮だと言っている。だれに対して、どういうことが恐縮で、胸が痛むんですか。11番目、26市で、真ん中辺の給与水準だ。それで、

市の職員に大きな犠牲を払わせているんですか。民間の労働者ですよ、零細企業に働く人の給与水準とか、そういうのを、あなたは知っているんですか。待遇が、労働条件が。

第三者に対して、市民に対して、妥当性のある、それこそ妥当性のある、説得力があるなれば、今11番目、真ん中辺ぐらいの6ヵ月延伸によって給与水準にしました、納税者の皆さん、理解してください、これでいいんじゃないですか。何も私どもは、定期昇給をするなど言っていない。通常のルールにのっとって定期昇給をしていけばいいじゃないですか。そういう市民の声、どう答えますか、市長。

私の質問に対して、総務部長も所感を述べていただきたい。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 今、議長が私を指名されたのは、本席が総務委員会の委員長報告に対する質疑であるから、委員長がまず答えた後に、答弁ができなければ担当者にとっていけとか、こういう趣旨だろうと、私なりに判断をいたします。

ただ、今の発言は、あくまでも委員会の審議でどうだったか、ということの趣旨ではございませんので、どう考えても委員長がお答えをすべき筋合いではなかろうかなと思いますので、私はあえて理事者、市長ないしは担当部長に直接お答えをいただきたい、というふうに申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

この問題につきましては、今、御指摘のように、市民本位のことを考えて、そして出すべきである。そうなれば、これは当然出せないものである。もっと真剣に考えろ。納税者の負担を真剣に考えろ、というお話だと思います。

これらにつきましては、我々もそれなりの努力はしております。しかし、他から見れば非常に甘い問題、勤務条件の問題、あるいは給与の問題、あるいは服務の問題、多々指摘されることはあると思います。1,438人の職員の、決して私はそれがいいとは思っておりません。それぞれのところにおきましての検討、あるいは研修、そうしたものを積み重ねながらやってきております。今、強く市民に訴えるべき——説明すべきものはないんだ、というようなお話だと思います。

しかし、私は、その批判はあるにしろ、それから職員が仕事をしない、するとか、そういうふうな批判はあるにしろ、我々の勤務の中におきます最低と申しますか、ある程度のものは、やはり見ていかなきゃいけないということと、長い組合との関係の中で、そうした問題を踏まえて、一つ一つ努力はしてまいりました。是正計画におきまし

でも、既に6項目というようなことを、今、小山議員さんから指摘を受ければ、それは遅々として本当に進まない問題でございます。

しかし、それながらも一つ一つ努力して、そしてやってきております。そうした努力を見ながら、ここでこの特例条例、これは一つの条例を出すに当たっての手法でありまして、あるいは、うちの給与条例が、こういうものが含まれておりますれば、その給与条例の中での改正ができるわけですけど、それがいないために、日野市の場合は特例条例という手法をとったわけですが、そうしたものをもちまして、今回、お願いしたわけでございますが、言うなれば、職員の勤務のある程度の、ほかの市との関係もございまして、11番目、12番目、そうしたものがあるかと思いますが、やはり他市並みの水準におきましての活性化、そうしたものを見極めていく、ということでございます。

それで、私がここで申し上げたいのは、その9項目のうちでも6項目、既に、言うなれば組合から取り上げてきている、というように私は感じます。というふうな問題もあります。そうした中での、やはりギブ・アンド・テイクではないですけど、多少のものはすかし、それは最低的なものでやっていかなきゃいけない、というようなことから、市長が言いました胸の痛みと申しますか、そういうものもその中にはあるんじゃないかと思えます。そうしたことで、この条例を出しましたので、そういう御理解を給りたいと思えます。

○なお、この理解についての、今、私が申し上げました説明は不十分でありますし、また、納得できないと思えますが、その点、御了解願いたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） おっしゃることも十分受けとめなければならないということ、申すまでもございません。

いわゆる昇給延伸をいたしまして、その努力の効果が、今日、ラスパイレス指数におきまして、そう突出したものではない、という状況まで到着をしておる。それが理由であるわけでありまして、別の言葉で言いますならば、6ヵ月延伸によって、年間約1億円、財政的には支出が減っております。今回、約5,000万円。3ヵ月昇給を短縮いたしますと、年間に約5,000万円ほど、ことし支出がふえる、というふうに聞いておりますが、その差額の5,000万円は、これはもう先ずっと、公費で負担をしなくて済む、ということになるわけでありまして、私は、メリットとしては相当大きなものがある、というふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番(小山良悟君) 算数をやれば、最終勘定で5,000万のメリットがある。公費の負担で、少なくとも済むという効果があった、という市長の答弁ですけど、しかし、それは納税者側に立っていないそろばん勘定だ、というふうに言いたいわけです。

私は、給与の、今、3短が合法か、是か非か、というふうな議論をしていますけれども、そもそもは、やはりそれ以前の問題として、問題点のとらえ方を、今の日野市の職員の給与水準が妥当なのかどうかという、そういう原点に立っての議論から出発しなきゃ、おかしいと思うんですよ。6ヵ月延伸したから、それが他市を見たら他市が3ヵ月延伸で、指導を受けた同じほかの市で3ヵ月だから、日野市だけが6ヵ月だから3ヵ月戻してやるんだとかという、そういう論法からスタートをしたんでは、おかしくなる。市民の理解を得られない、ということなんです。

先ほどの総務部長の答弁も聞いて、私もそれは、一面では非常に怒りも感ずるから、大きな声も出しますが、一面では、総務部長としての苦勞、もちろん市長も苦勞があるわけです。一方の交渉の相手があるわけですから。ですから、組合の皆さんにも、幹部の皆さんにも、ぜひ理解してほしい。私は、こう思うんです。本当はこの声を、ここに労働組合の代表がいれば、労働組合の委員長に言いたいんです、本当は。

組合の皆さん、もう少し自分たちの置かれた立場、あなた方と同じような労働者が、あなた方より、厳しい労働条件の中で、低い給与水準の中で、苦勞しながら税金を払っている皆さんの、その方、そういう人たちが大半なんですよ。高額所得者なんというのは、そんなにいないんです。そういう状況を考えて、客観的状況を考えて、理事者側にも協力すべきところは協力すべきじゃないか。私どもは、丸っきりわからないことを言っているわけじゃない。

最低の条件を整えてやりたい、という総務部長の話でありますけれども、今現在、真ん中辺に位置している給与水準、これが最低なのかどうか、ということですよ。東京都の今のラスパイレスは、なにか108.4だということですけども、それ以上も高いわけですし、26市の中でも、真ん中辺じゃないですか。そりゃ、トップにも行きたいかもしれない。一番いい給与条件、もらいたいけれども、それは人間としては、本当に本質的な考え方だと思うけれども、しかし、一方では、何が私たち職員を支えているんだ、私たちの今の仕事があるんだ、ということも考え合わせて、その基盤に立っている人たちに対する、公平な配慮といえますか、いうことも必要ではないかと思うんです。

だから、民間の会社の場合は、会社が赤字でどうしようもない。これで給与アップしたら会社が倒産する、という事態になると、延伸とか何とか、そんな生易しいものでは

ない。3ヵ月カットとか、給料半分カットだとか、自宅待機してくれとか、非常に厳しい条件に追い込まれる。それでも、自分の給料をもらう原資を、その会社の利益から得るんだという、当然の理屈がわかっているならば、協力をせざるを得ないし、理解せざるを得ないんです。

それと同じような、やはり考え方に立って、公務員は働くべきじゃないか、仕事をすべきじゃないか。それが根底にあって、いろいろこういう点も理解してほしいとか、ああいう点も改善してほしい、というふうな労働条件の改善とか、そういったものを提案してくるべきじゃないか。それによって、我々もその根底を前提にしての考え方であれば、理解もしやすいし、協力もしやすいわけです。

だから本当は、これは理事者側と議論をしてやるというのも、忍びないんだけど、今、この場では、私どもは理事者を相手に、市民の代表として言わざるを得ないから、話ししているわけです。

したがって、市長を問い詰めて、これは妥当だとか、どうだかというふうにやったところで、市長は、妥当だ、どうだと言わざるを得ないみたいなのところがあるのも、理解できるんです。だけれど、そこら辺は、もう一つ市長も、もう一つ腹をくくって、これはもう職員の側にだけスタンスが七分、市民に三分行っているのなら、そのスタンスを五分五分にさせていただいて、この3短の問題は、非常に議論のあるところだから、今議会の提案を見送って、取り下げて、もう少し議論をする機会を持とうじゃないか、という働きかけをして、理解してもらう。そのぐらいの苦勞といたしますか、もちろん、いろいろ苦勞を積み重ねたのはわかります。

総務部長の、給与改善のいろいろな条件を整えつつ、苦勞しながら職員の権利が奪われているというような形、極端なことを言えば、そういうふうな形になるような努力をしている、ということを知っているわけで、ですから、その苦勞は私ども認めるわけです。認めるんですが、しかし、事とよりにけりだ。私の方から言わせれば、余り市民を苦しめてくれるな、ということ逆を言いたい。我々は苦勞し、苦しんでいるんですよ、対応について。職員にもいい給料、高い給料を出してあげたい。それは、私もそう思いますよ。

だけれども、どこに、まあ物差しの置き方があるけれども、今、11番目ぐらいの給与水準でいる状況の中で、どこを探してボーナスとアップしなきゃならないんだ、という材料が、一体出てくるのか。あるとするならば、それは職員の、わがままとは言いませんけれども、欲望といたしますか、限らない欲望の一つのあらわれになってくると思うんで

すが、それはやむを得ないかもしれないけれども、しかし、我慢するところは我慢してほしい。真ん中辺の給与水準であるならば、これは最低の条件を整えてやる、という理由にはならないわけですよ。そういう点も、ひとつ、理解してほしいわけです。

それから、ペナルティーの問題も、現実には、例えばふるさと博物館、これも62年、63年で、4億2,650万あるそうですけれども、この起債が認められない、ということになりますと、これは補助金じゃないからですけれども、しかし、そうは言っても、起債は認めないということになると、財政運営上でも大きな支障を来してくるわけです。そういうものに対する、市民に対しての責任はどうなのかということも、やっぱり理事者側としては、職員の給与改善を考えると同時に、そういう市民に著しく不利益を与える部分も、あわせて考えなきゃならないわけなんです。

不規則発言で、声をからしてどうだというふうに、やじがが出ていますけれども、これは、市民の立場からすれば、苦勞して税金を払っている立場からすりゃ、声を大にして、理解してほしい。どうか組合員の皆さん、理解してほしいというりのを、声をからしてでも、声が出なくなるまでも、叫び続けたい気持ちなんです。いいですか。これが、市民の声を代弁する我々の仕事です。ですから、私どもは何も迷惑だと思っていない。だから議会に対して、迷惑を、胸が痛むだとか、迷惑をかけている、なんということとは言ってほしくない。我々は仕事なんです、それは。胸が痛むなら、迷惑をかけて申しわけないというのを、市民に向けて言ってもらいたいわけですよ。

いろいろ言いたいことといえますか、市民の叫びたいことを叫びましたけれども、今のラスパイレスの水準、ラスパイレスのとらえ方はいろいろ議論があるにしても、一つの目安として、26市の中で真ん中辺ぐらいの給与水準にあって、それをなおかつ3短というふうなことを、非合法的な、もちろん特例条例として議会で可決されれば、合法的なものになるけれども、市民から言わせれば不合理なんです、それは。不合法、合法的じゃないんです。ですから、そういうことを市民が見て、不合法な、合法的じゃないことを、あえてこの段階でやらなきゃならないかどうか、ということ。

それから、ペナルティーを科せられないような、期待はするけれども、現実はなかなか甘いものじゃない。実際に、これだけ世論が批判の目で見ている。それから、東京都や国は必死になって、こういうもの、暴挙を抑えようとしている中で、あえて市職員の側にスタンスを全面的に置いて、強行してしまった場合、私は、ペナルティーのおそれを十分に感ずる。そういうときに、苦勞して税金を払っている市民に対する著しい不利益を与えることに対しては、市長としては、理事者側として、どう責任をとるつもりな

のか。その辺のところを伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 庁内にも庁外にも、責任を感じてお願いをして、提案を申し上げております。よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 人と人の対話とか、議論というのは、相手によっては、全く馬耳東風というか、柳に風ということもあるわけです。これは、発言する側と受けとめる側のとらえ方の相違だろうと思うんですけれども、今の市長のような答弁、責任を持って、市民にも職員にも責任を持って提案しています、という言葉ぐらい無責任なことではない。そういう形で通るのが、行政なのか。民間じゃ、そんなこと通用しませんよ。

もし、ペナルティーだって、株主に大きな損害を与えた場合には、代表取締役は辞任しますとか、そのぐらいの責任をとらされる。そういう責任感のかけらなんていうのは、全然ないから、責任を持って提案しますという、聞こえによっては大変立派なように聞こえるけれども、立場をかえて見ますと、市長、そんな無責任な答弁はないでしょう、と言いたくなるんですよ。

大変、馬場委員長には恐縮でございました。言わんとするところは、市長もわかっていただけたはずだと思うんです。議会での答弁とは裏腹な気持ちで、胸を痛めていらっしゃるのではないか。総務部長も、恐らくそういう心境ではないか、ということを私自身察して、これ以上の追及というか、しませんけれども、こういう問題、いいですか、常に市民の、納税者の基盤に立っての物の考え方から、議論をスタートしてほしいということは、強く要請しておきます。

街頭演説に、全くきれいごとを言っている政党もありますけれども、そういう建前と本音を上手に使い分けるなんということは、森田市長にはぜひやってほしくない。もう、そういう年でもないはずです、本当に。人間性をそのまま出して、正直にぶつけていてほしい。

例えば、今回の問題だって、市民の立場を考えりゃ、提案しにくい問題だけれども、しかし、かといって組合員の説得もなかなか困難だ。議会側の方も協力してほしい、というふうな赤裸々なぶつけ方ですね、それは必要じゃないでしょうか。そういうことを強く要請して、もっとやりたいんですけれども、あえて、ここで質問を打ち切りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 委員長報告でございますけれども、私は、当初、予定をしておりますんで、古賀議員さんと市長とのやりとりの中で、ちょっと確認をしたい内容がございましたので、質問をさせていただきたいと思います。むしろ市長の方になるかと思っておりますけれども、御了承いただきたいと思っております。

古賀議員さんの質問に対しまして、市長の方の答弁からは、特に協力に対して、時期が来れば可能な修復をしなけりばいけないと考えていた、とこういう答弁がありました。

私は、今回のこの議案が出てくる、今までの背景を見まして、常々考えていましたのは、労働組合サイドといいますか、職員サイドから強い要望があって、こうした提案がなされてきたというふうに、底流としては判断をしたわけですけれども、市長から、そういうふうに非常に明快にお答えをされますと、ちょっと、これは組合の方から要求がなかったのに、市長の方から考えて、こういう提案をしているのかな、というふうにもとりかねないような錯覚に陥りましたものですから、私といたしましては、それは一つの市長の考え方が、それは事実だったかもしれませんが、底流には、やはり復元の要求というものがかなりあって、そうして考えた上で、こういう提案をされたんだ。血のにじむような労使折衝があって、こういう打開策が出てきたんだ、というふうに理解はするわけですけれども、この辺をもう1回、できれば市長の方からお答えいただければ、大変ありがたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 組合交渉におきまして、そういう原則論がなしとはいたしません。そして、その後に残る是正問題のことも、あるわけありますから、私は、ちょうど2年余を経て、今こそ今後のそれらの課題を解決するためにも、それからラスパイレス指数を鎮静化した、このときこそ大切なときだ、とこのように私自身の責任において判断をした、というふうにお取りいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 今回の質問と関連するわけですけれども、私は労使交渉というもののあり方というか、こういうものについて、正直言って、不満のところがあるわけがあります。

というのは、現在、市民からも、あるいは議会からも、要するに、市側に対して労働

組合と話を付けてもらわなければいけない課題というものが、幾つかあるわけです。それは、私が考えますには、最大の課題というのは、職務給の導入ということだと思ふんです。いま一つは、私なりに言ひまして、やはり民間より高い夏休みの多さ、これらは是正をしていかなければならない課題だろうと思ふわけです。

先ほど質問をいたしましたのは、私は、こういう3短、要するに職員組合の強い要求があった、こういうような時期をとらえて、実施をする場合につきましても、これは、要するにそういった、今まで課題となっているものについて、十分組合の方にもそれを申し入れをする、このことが非常に重要だと思ふんです。

私が考えますに、いや、そうじゃない、早いうちに修復をするんだ。それでなければ次の話には乗れないよ、という議論も、わからないではありませんけれども、やはり、要するに既得権を侵害されるというような考え方に立てば、やはりどこかにメリットを盛り込むようなものを、同時に解決する。これが労使交渉の、私は一つの基本的なあるべき姿だ、という感じがいたします。

したがって、そういう面で行きますと、私は、市長が先ほどそういう、自分の判断でやった、ということでございますから、それはそれでいいんですけども、それは理解をいたしますけれども、この12月に、早ければといひますか、提出、提案をしたいという、職務給の導入というものが、私は、今回の議会と12月というのは、そういう意味では、一つのセットだというふうに考えて、理解をしております。したがって、そういう理解で、先ほどの総務委員長の我が会派の総務委員の発言と、若干ニュアンスは異なるかもしれませんが、そういった形で理解をして、今回のその議案には賛成をしたいと思っておりますので、ぜひ懸案を先送りすることなく、同時解決という、若干のタイムランは生じますけれども、長い目で見れば同時解決だというような形で、ぜひ進行させていただきたい、というふうに思ひます。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 私は、現下の世情が、地方公務員の給与の適性、民間に準拠して適性化を叫ばれているときに、条例、いわゆる特例条例といへども、現下の情勢に逆行するような、今回の条例改正を行うということは、甚だ遺憾であると思ふので、今後、こういうことのないよう、意見として申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 先ほどは、大変失礼いたしました。

私も、反対という、その立場から、先ほど申し上げましたけれども、ちょっとダブる

ところがあると思いますけれども、3ヵ月短縮昇給については、大変無理な面があるということを、まず言っておきます。

行政改革する中では、このようなことが、先日も新聞に出ているように、やはり日野市では、強い指導を都より受けております。そういう面で、やらないでほしいというのが、東京都の要望であります。そういう中から考えてみたときに、市のサイドでは、いや、多分大丈夫だろうという、そういう甘い考えでいる地方債については、必ずこれはペナルティーを受ける。その覚悟でいた方が、私はよろしいのではないかと思うわけがあります。

そういう面から見まして、私たちは、私たちの方向を市の職員に、当然それはいい顔を見せなきゃならないけれども、やはり市民に対する態度が、私は一番優先されなきゃならない問題である、というふうに考えているわけであります。

先ほど、小山議員の方からありましたように、やはり日野市の財源、財政を豊かに使う、また地方債、国から、都から補助金をいただき、その足りない分を起債を受けるといことになりますと、やはりこの問題を解決するには、大きいものをつくる、そういうときには必ず地方債が必要なんです。だから、そういう面で、もしそういうものがおくれた場合には、日野市市民にとって、大変迷惑がかかるわけです。そういう面を判断するならば、こういうことは、この議会で議決をして、そして決めてしまうという、その無理なやり方は、私はよろしくない、とこのように考えるわけであります。

そういう面で、今後はこのようなことのないように、そして議会が生かされ、そして皆さんも、私たちが一致団結しなければ、市長は仕事はできませんよ。そういう面で、仕事をしっかりしたいというならば、やはり私たちが協力できるような体制を、しっかりつくっていただきたい。これを要望しておきます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 先ほどの質問の中で、主張をしてありますので、あえて意見を述べるまでもないわけですが、結論的に申し上げまして、この3短問題は、低所得の労働者というか、納税者の立場で考えて判断すれば、これは決してやってはならない行為だ、というふうに思うわけであります。

国より、国家公務員より11.5%、東京都の職員より3.1%の高い給与水準にある。同じ26市の他市の状況を考えますと、中位ぐらいに位置するという給与水準、そういう水準の中にあって、あえて特例条例を出してまで、合法化させてまでななきゃならない事柄ではない。賢明な策ではない、というふうに思うわけであります。

そして、職員の皆さんに対しては、できるだけ早く職務給の導入をしていただいて、働く意欲的な職員の期待に、ぜひ、こたえていきたい。こたえてもらいたい、ということ強く要望しておきます。

この議案に対しては、断固反対いたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今、反対意見が述べられました。私も全く同じ立場であります。

きょうは、都民の日であり、かつ法の日なんです。法律の円滑な施行があまねく行き渡って、法治社会、法治国家として市民生活が安定を図っていける。そうしたことを込められた意味として、私は法の日というのは考えるわけですが、くしくもこの日に反都民的な、また、違法性の強い、こういう条例に対する可否を日野市議会が取り上げるということを、非常に興味深く自分自身感じております。議会が、どこまでこうした問題に良識を示せるか。また、機能が発揮できるか。そのことが、この日に、日野市議会において明らかになるということで、私も今まで申し上げたようなことを根拠に、反対をしていきたいと思っております。

特に、今、全国で給与是正の努力をしている自治体が、幾つかあるわけです。その中で、日野市ももちろん含まれるわけですが、今回のような提案を考えている自治体というのは、恐らくゼロだろうと思います。日野市は、一体何をやっているのかというふうに、多分他市の人から見れば、また、市民から見ても、とられるのではないかと思うわけです。

つまり、今、小山議員がおっしゃったように、市民の納めた税金が腐った市政に使われるということは、絶対に見逃すことができないわけでありまして。今回の特例条例の行方が、いろいろな意味で、痛切な教訓になって残ると思いますが、私どもの立場は、当初、申し上げているとおりでございます。

特に、職務給の導入ということを、まず、やらなければいけないわけです。その中で、多少、市長がおっしゃるような意味については、十分達成させることが、私は可能ではないかと思っております。職務給を導入をする。そして、給料表の分離も行う。また、等級の新設も行うという、第2次の給与是正団体に指定をされた後、日野市が提出をした給与是正計画は、昭和60年の4月以降、何一つ実現をしておりません。この間、何の努力も行われてきていなかったわけでありまして。

その中で、今回のように、地方自治法の規定、また地方公務員法の趣旨等に反して、著しく不当な、また適切さを欠く政策の選択が行われた、ということに対しては、非常

に遺憾に思います。この後、市民が対抗できる手段というのは、幾つか残されているわけですが、恐らくそういうことも十分に考慮をされた上のことだとは思いますが、給与の是正措置について、2年間滞っているという現状を考えれば、特に給与の適性化に逆行する今回の措置については、恐らくだれ1人として納得させることはできない、と思います。

また、退職手当等についても、当初、昭和64年度に東京都並みという計画も、2年間、後退をいたしました。また、期末勤勉手当も、本来4.9に指導を受けているわけですが、まだ5ヵ月オーバーをしている。しかも、住宅手当というものを、日野市の場合には含めているわけです。国や、また他の自治体、都でも、住宅手当の算入を行わない、そういう措置をとりなさいという、離すような指導もしていることだとは思いますが、そういった点の努力も行われていない。

夏休みについては、今、福島敏雄議員が言われたとおりであります。有給夏休みは9日、東京都に比べて約倍、日野市の場合には消化をしている。

また、勤務時間等についても、現在、42時間30分ですが、東京都、また国に比べれば、その面でも勤務時間は、日野の場合は非常に短い。こういうことが言えるわけです。

こういった状況の中で、給与の今回の一斉短縮昇給の問題は、厳しく市民の指弾を浴びるところだと思います。100歩、また1,000歩仮に譲るとしても、不当性、また違法性は、ぬぐえないと思います。今後、こうした条例の提出というものが行われなくて、健全な市の給与体系が一日も早く確立をされて、市民からそうした面での評価を受けるように、さらに市側の努力を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 議案82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例についての意見を述べます。

日野市は、昭和57年、自治省から給与是正団体に指定され、59年にはラスパイレス指数が115.4を示し、起債制限の制裁措置を受けたために、市長選を前にして、市民会館の建設中でもあり、ラスパイレスを115以下に抑える打開策といたしまして、定期昇給の6ヵ月延伸を行い、その結果、113.1%に下がり、起債制限が解除されました。

61年におけるラスパイレスは111.5で、個別指導の該当市から外れたことにより、6ヵ月延伸を実施した時期、他市におきましては1年おくれで、3ヵ月延伸にとどまったの

であります。今回は、他市並みに戻したいことが、最大の理由と考えられております。

当時、本来であれば、通し号俸制を見直すなどして、給与体系の根本的な対策をとるべきであったのですが、市長選を前にして、6ヵ月延伸という小手先で、職員の多大な犠牲の上での処置でもあります。しかも、日野市よりラスパイレスの高い市におきましては、1年おくれで、しかも3ヵ月延伸であり、二重、三重の過ち、また、慎重さに欠ける処置でもありました。

今、国、地方を通じて、行政改革、財政再建等が重要な課題であり、特に地方公務員の給与制度運用の適性化が、各方面より強く求められている状況下におきまして、3ヵ月短縮措置は、時代に逆行するものである。3短は、手続上、条例制定の場合は地方自治法204条2の規定には、違法性はありませんが、自治省行政局公務員部給与課編集によります「地方公務員の給与とその適性化」によりますと、全職員が一律に昇給期間を短縮する措置は、給与条例に定める普通昇給の規定からは、行うことのできないものである、とされております。

また、地方自治法の精神に反するおそれがある、という考え方もありますし、また、一方では、地方自治権の考え方もあります。全職員、一律に昇給期間の短縮を行うことは、本来は行うべきではなく、国、東京都とも十分に意見を仰ぎながら、慎重に慎重を重ねるべきであることは、周知のとおりであります。

日野市行財政の最終答申におきましては、理不尽な高給与であってはならないが、労使間の協議を根本としつつ、良識ある水準、内容が保たれなければならない、とされております。

地方公務員法の23条におきましては「職階制をとりなさい」とされています。また、24条におきましては、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、と規定をされているところであります。

以上、地方公務員法の趣旨からいきましても、通し号俸制を廃止し、給料体系の見直し、職務給の導入を早急に実施すべきであります。行政の責務、遂行、市民サービスの向上の面から、職員の勤務意欲の増加と能率の向上のために、やむなく議案第82号に賛成するものであります。

ラスパイレス指数110を目安といたしまして、個別指導が新年度より実施されるとも聞き及んでおりますが、起債制限を受け、市民サービスの低下、または計画の変更の起こらぬよう、万全の措置を講ずるべきであり、さらに、今後、組織機構の簡素化、民間委託を含み、定数の体系的見直しを、前向きに検討すべきであります。

以上、意見といたします。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を結びいたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議案第82号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後5時58分 休憩

午後7時16分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第83号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 議案第83号、日野市職員の定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正は、現行職員定数に10名を加え、合計1,448名にしたい、こういうものであります。

説明によりますと、増員の内訳は、市長部局が8名。この内訳は、区画整理課1名、下水道課2名、児童館3名、生活保健センター2名、それと、教育委員会が2名、これはふるさと博物館の学芸員を2名、というものでありまして、合わせて10名ということになっております。

質疑の主なものを申し上げます。これも数多くなされましたので、質問及び答えと、順次申し上げていきたいと思っております。

昨年、23人増の提案があって、議会では10人をカットして可決をした。今回の10名増

の提案は、議会との約束ごとの的なとらえ方であるとか、そんなことはないはずだけれど。

これに対しては、昨年、とりあえず1年分ということで、13名認められたいきさつはある。けれども、約束だということではない。削減の努力はしてはきたけれども、今回、改めて、どうしても必要な人数として上程をした。

次に、電算化の進捗による効果とも関連をするけれども、人員削減の内部努力を伺いたい。

これについては、清掃課あるいは動く窓口車など、減っているところもある。さらに、各課からは増員の要求が強く出されているが、努力をして、ふやさない方向でやっている。電算化により単純作業は減っているけれども、具体的に人員減には、今のところ結びついていない。もう少し時間を欲しい。

定数と実数の差を教えてください。かなり差が大きいようである。

現定数は1,438名、これに対して実数は1,409名である。

細かく見ていくと、増員の必要性が不明確であるが、ぎりぎりの増員要求なのか。

これに対しては、他市との比較を見ても、行政職は不足をしていると思うし、新しい施設の職員は、ぜひとも必要である。ぎりぎりの提案であると考えている。

作業員、用務員などから一般職への任用が今の現状はどうなっているか。

試験制度があって、簡単に作業員等から事務職へと任用がえをするわけにはいかない。

61年度決算に対する監査委員の指摘にあった、学校用務員、中学校事務職員の多さをどう考えているか。

監査委員の指摘ということで、厳粛に受けとめておるが、教育委員会内部の問題もあり、即対応することは、なかなか難しい。

退職者の見通しと、補充及び採用の方向性はどうか。

来年、14名が退職をするだろうという予測を立てている。この中には、作業員2名、用務員3名も入っているが、これらも含めて、退職者分は原則的には補充する方向である。なお、再雇用制度の活用も考えているところである。

資格を持つ職員を配置する必要性はどこにあるか。特に、ふるさと博物館について。

博物館の学芸員は、法的義務はない。ただ、基準が設けられており、おおむね6名程度ということが言われているけれども、現実にある博物館は、各市自由に数を対応している。児童館における保母、これは特段の義務はない。生活・保健センターにおける保健婦、これも法的な義務はないけれども、施設の内容からいって、これはぜひとも必要だと考えている。いずれにしても、資格を持つ職員を配置する法的な配置義務というも

のではない、ということでございます。

次に、残業の実態を知りたい。残業に対するコストと、電算委託料との比較をした場合、電算化をして本当にコスト減になっているのか。

これに対しては、市民税課などは、ここ3年ほどの間に大幅に残業が減っている。今後、健康課あるいは社会教育課などでも、単純業務を中心に、かなり減ってくる見通しである。電算化に伴うコスト減は、現時点では図れない。今のところ、開発費、備品費、工事費など、新規事業に伴う費用があるので、むしろコストは増となっており、純粋に保守費、運営費だけとなれば、次第に効果があらわれてくると思う。また、市民サービスの向上を、もし計量的に図ることができれば、これもコスト減に数えられると思う。

休暇及び欠勤の割合は、どのくらいあるか。

おおむね、なべて見れば、10%程度が休んでいる状態かと思う。つまり、90%は出勤している、という試算である。

今回の10名増は、63年度、64年度の2年分ということで考えていいか。

そのとおりである。

人件費の割合の推移は、どうなっているか。

ここ数年、だんだん下がってきており、現在、予算規模に対する割合は、20.4%となっており、近隣の各市と比べても、低い方だと考えている。

大体、以上のような質疑が行われました後、意見といたしましては、1. 提出資料に数字の違いがあったり、あるいは、説明の不明確さが随分ある。もっと整理をする必要があるだろう。

2. 職員配置と組織機能との関連で、もっと融通性のある職員体制がとれないものか。つまり、職務内容が、各課ごとに波状性を持っていることに対する対応を考えるべきである。

3. そもそもこの提案が安易過ぎる。

4. 定数と実数との兼ね合いを、もっとじっくり検討せよ。

5. せっかく電算化を進捗しているのに、削減の内部努力が足りないように思う。

このような、意見としての発言がございました。

以上で、質疑及び意見を終了いたしまして、採決に入るというところになったわけですが、その際、自由市民会議の谷 長一委員より、修正案が提出をされたわけであり、修正の内容につきましては、現在、お手元に配付をされておられると思いますが、念のため申し上げますと、10名増の理事者側提案に対し、4名を削

り、6名増にしたいというものであります。

委員会では、まず、修正案から採決を行いまして、賛成多数により修正案が可決をされました。続いて、原案は賛成少数ということで、否決をされたわけでございます。

以上、申し上げましたように、本件につきましての委員会の結論は、修正案の可決でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） まず、修正案について、お伺いしたいんです。

修正案の中身ですけれども、提案10名に対して4名削るということなんですが、その中身について、提案者から説明があったのでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 説明がございました。先ほど、私も、理事者側の10名増員の内訳を申し上げました。それに沿ってやりたいと思います。

理事者側の増員は、削ったところだけ申し上げます。下水道課が2名増であった。これを1名削った。次に、児童館、これを3名増にしてあったのが、2名削った。それから生活・保健センターはそのままですが、ふるさと博物館の2名増を1名削って、以上、1、2、1ということで、4名を削った。こういう提案でございました。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） それでは、下水道、児童館、ふるさと博物館について、削る理由について、説明があったのでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 特別、質疑あるいは審議の中で、一つの方向性が出ておまして、これについて、1個1個についての、格別説明はなかったかと思いますが、質疑の中の委員会の方向性としては、新たに採用する分と、来年度予測をされる退職者の数ですね、この辺を勘案をすれば、市長部局では8名でなくても大丈夫だろう、というふうな考え方、あるいは教育委員会部局でも、2名の学芸員をそっくり認めなくても大丈夫であろう、とこういうふうな流れの中で、ただ、説明の際に、理事者側から出された説明に合わせる意味で、今言ったような、下水道課マイナス1、児童館マイナス2、あるいはふるさと博物館マイナス1というふうな、こういうふうな説明になった、ということでございます。

ですから、具体的に、条例の分では、そういうものは出ておりません。提案の分には出ておりません。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） これは提案者に質問すべきことなのかもしれませんけれども、なぜ区画整理だとか、生活・保健センターでなくて、下水道、児童館、児童館は、しかも2名ですね、ふるさと博物館1名を削減するのか。その理由を聞きたいと思うんですけど。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） その辺のところは、あくまでもこれは提案者の心をそんたくするというわけには、私、まいりませんので、あくまでも審議の過程の中で出された数字のみを繰り返すだけになるかと思えます。そういう点で、先ほど申し上げたとおりでございまして、それ以上問われても、私の方からお答えできるものではございません。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） それでは、原案を提案されている市当局の方に伺いたいと思いますけれども、下水道で2名、児童館で3名、ふるさと博物館関係、教育委員会で2名の増員を、原案で提案されている理由、どうしてこれが必要なのか、ということについて。

また、もし、修正案のように定数が削減される、ということになれば、どういう問題が起きてくるのか、ということについて説明していただきたいと思えます。（「上程されたときに、付託される場合に言っているだろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えします。

今、委員長さんの方からお話がありましたように、この定数につきましては、昨年お認めいただきまして、今度また、さらに努力をしながらも10名を出したということ。その10名を出した理由は何か、ということですが、昨年度出しました23の流れの中から、これを御説明申し上げたいと思えます。

それは、いろいろの定数のやりとりがありました、内部的に。その中で、どうしても新しく、箱物と申しますか、そういうものをつくりまして、それに基づく施設の増によりまする人員増、それから現在、下水道とか区画整理、この大型工事につきましては人員の配置、残業、そういうものが、ありまして、それらを勘案しまして、最小必要限度のものを、ここに出したわけでございます。

それで、今回、お願いに上がりました下水道1、区画整理2につきましては、何とし

ても、内部努力はしますけれど、これは技術者だ、技術者の不足を来している、ということ、これをお願いいたしました。

児童館については、御承知のように、旭が丘児童館、新設でありますので、これに対する専門職というものを充てましてのお願いでございました。

生活・保健センターにつきましては、昨年度とことして、やはりこれも専門職でございまして、保健婦さん、そうしたものを充てていく、ということでございます。

ふるさと博物館につきましては、学芸員、昨年度1名お認めいただきまして、今回、それをさらに2ということでの、そういうふうに、ほとんどが専門ないし技術職であるということ、これをお願いに上がった10名でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） それぞれ施策を進める上で、どうしても必要だということで、最低限度として提案された、ということなんですけれど、もう一つ、委員会の審議の中で、この点についてはどういうふうな、何か御説明があったかどうか、委員長に聞きたいんですが、23名、この前に提案されていたわけですね。例えば、下水道は市当局として、5名の要求がされていたわけです。前は4名削られて1名認められるということになったんですが、今回は、2名の要求というか、定数増の提案になっているんですけれども、前回5名で1名だとすると、あと4名必要ではないかと思うんですが、この点について、何か説明があったでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 提案者からは、特別説明を受けておりません。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） その点について、もしわかりましたら、説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 下水道でございますが、先ほども、流れの中で御説明申し上げましたけれど、昨年度1名でございます。それから、今回お願いいたしましたのが2名ということで、さらに来年度2名というようなことで、これらも、あくまでも内部努力の削減の課もあります。そうしたものを削減しながら、こうしたものを入れていく、ということでございますので、その数字は昨年度出しましたが、さらに今年度はそれを精査いたしまして、新しくここにお願いした、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷良好幸君） 修正案ですけれど、原案がどういう背景にして出されてきたのか、という具体的な根拠が示されているにもかかわらず、それを無視して、ただ数字だけ、あるいは区画整理でも、生活・保健センターでも、どれでもいい、というふうな立場ですけれども、中身抜きに削減するというのは、非常に私は無責任ではないか、というふうに思います。

特に、下水道は前回5名要求されているんですけれども、恐らく来年度になれば、南多摩処理区の全域での稼働、排水関係の職員だとか、それから67年度稼働を目指して、本格的な工事が、恐らく来年度から大規模に進めなくてははいけない。そういうふうな事情の中で2名というのは、少ないぐらいですね。ぎりぎりの提案ではないか、というふうに思うんです。児童館やふるさと博物館についても、市民の要求を背景にして、どうしてもこれを、前へ進まなければいけない。そういう施策の中で出されてきた、ぎりぎりの提案にもかかわらず、こうした事情を全く無視して、機械的にこういうふうな定数削減の提案をやるということは、極めて問題ではないか、というふうなことを思います。

意見を述べて、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 議案第83号に対しまして、修正案反対、原案賛成の立場から、一言、意見を述べておきます。

御承知のように、昨年9月議会でも、生活環境、都市整備、福祉、医療、教育部門の23名の定数増員を求める条例の一部改正が、提案をされたわけでありましてけれども、10名を削減するという修正案が、自由市民会議、公明党、市民クラブの多数によって、これが可決された。そういう経過があるわけでありましてけれども、その結果として、今、質疑の中でも明らかにされましたけれども、区画整理事業や下水道事業の進捗の上で、極めて大きなマイナス影響を与えざるを得ない、そういう結果になっているわけでありまして。

事業計画に先立って、職員を適正に配置をする、このことは当然でありますし、そのことから施策を前進をさせていく。そういう具体的な保証になるわけでありまして、そういう点では、職員の定数に伴う条例の一部改正は、極めて重要な議案であるわけでありまして。今回の定数増は、御承知のように、都市整備、生活環境、福祉、教育、それ

ぞれの施策をさらに充実をさせていこう、市民の要求に積極的にこたえていこう、という内容であります。市民の命と暮らしを守るための行政水準を、少しでも向上させていこうという、そういう積極的な姿勢が、この条例の一部改正に示されているわけであり

ます。特に、今回の職員の定数の増員は、ふるさと博物館、旭が丘の児童館の開設に伴う、必要不可欠な職員増であります。とりわけ、旭が丘の児童館は、周知のように、昭和59年12月議会に、約7,000名からの署名を付しての、市民の多くの願いを込めた請願が提出をされ、こうした粘り強い住民運動を背景に、それに積極的にこたえていこう、こういうことの反映として、今回、ようやく旭が丘の児童館の実現を見るに至ったわけであり

ます。それに伴う職員の増員、これは極めて当然な提案であります。どのような施設であれ、新しく設置をされる、開設をされる、それに伴う職員の増員は、どこの地方自治体でも、議会でも、通常認められるというのが常識ではないか。このように私は理解をいたしております。広範な市民要求への、まさに裏切りと言わざるを得ません。革新森田市政への、極めて悪質な妨害である、と多くの市民から非難をされても一言もない、そういう卑劣な行為だと、糾弾せざるを得ません。

口を開けば、あれもやれ、これもやるべきだと言っているながら、必要な職員の増員は認めないというやり方は、今回、提出をされました経費の削減、そうしてむだ遣いを解消するための、そういう理由で、議員定数削減を要求する請願が出されました。この請願に、紹介議員と名を連ねているながら、みずからは全くやめる素振りも見せない、こういうたぐいと全く同じ、本末転倒した態度と言わなければなりません。

このことを最後に付言をしまして、原案賛成、修正案に断固反対する態度を表明して、私の意見としておきます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 原案に反対し、修正案賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

原案は、職員定数1,438名を10名増員し、1,448名とするものであります。これは、63年、64年の2カ年を見込んだ提案であります。

昨年、第3回定例議会におきまして、議案第86号、議員定数条例の一部を改正する条例の制定におきまして、62年、63年、64年の3カ年を見込んでの、23名増員の提案でありました。そのとき、原案を否決し、事業に支障のない13名を認める修正案を採択したものであります。定数管理につきましては、行政努力を行い、見直してもらいたいとい

う、修正案の意味合いも含んでおりました。

しかしながら、今83号議案は、昨年の提案をそのまま10名増員であり、何ら行政努力も見られないものであります。議会の意思を考えない、議会軽視としか考えられない提案の仕方ではあります。職員定数を何が何でも削減すればよいとの考えではなく、市民の立場に立ち、必要なところには必要な職員数を配置し、職員の勤務状況の増加と、行政へのより充実の面から、十分適正に配置すべきだ、と考えておるところであります。

2日間に及ぶ総務委員会におきましての、慎重審議の結果、明らかにされましたように、定数条例が提出されるたびに、また、委員会に提出された各種における職場別職員数の状況でも明らかなように、施設職員につきましては、この部分で人数がとられているために、比較的行政部門に大変な窮屈な面もあるといわれておりますが、定年退職者年度別推計によりますと、62年度におきましては、14名が退職される予定になっております。定数条例の一部改正する条例におきましては、何らこれらの改善対策もとられていない。また、10年間の推計を見ましても、241名の退職者が予定されております。早急に、これらに対する対策も講じるべきだと思います。

61年度決算運用状況審査意見書におきましても、小中学校の用務員、また、中学校の事務職員に対しましての見直しについても、指摘されております。

例えば、用務員の場合は、62年度に2名、10年間推計によりますと38名の退職者が予想されております。この辺につきましても、今後、十分改善が必要になってまいります。議会で、何度となく論議されて、また、指摘されております箱物に対する考え方も、従来と少しも進展、改善がないように思われます。

日野市は、電算化が急速に進む中で、電算化の導入に対する人間的なメリットとしては、一部残業時間数の減のメリットがあったとされておりますが、市民サービスの向上、事務の軽減化、効率化の中で、人間的削減についても、今後、対策を立てるべきであり、総務委員会の質疑の状況下におきましても、10名の増員は承認に懸念があり、4名減の6人増を認めるものであります。

地方公務員の給与、職員定数の適正化が、各方面より強く求められております昨今におきまして、地方自治体としても、避けて通ることのできない問題であり、中長期的に展望をしてみても、高齢化社会に対応した社会保障費の増大、下水道、区画整理事業を初めとした都市基盤の整備の増大、多様化する市民要望、サービス向上を十分踏まえつつ、行政の効率化の推進、組織機構の簡素化を、積極的に推進することが大事であり、今後とも行政努力を一層高めなければならない。

以上の点から、原案に反対し、修正案に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） それでは、原案に反対いたし、議案第83号、市職員定数条例の一部を改正する条例を、次のように修正するという案に、賛成いたします。（「提案者じゃないか」「いいじゃないか」と呼ぶ者あり）提案者であっても、いいです。

これは、第2条第1項第1号中の、795名を800名にし、1,052名を1,057名に改める、ということであります。これらを考えてみますると、どうしても今問題になっております、市が提案した区画整理課の技術職1名、水道課の技術職2名、児童課の幼教と保母を合わせまして3名、生活・保健センター2名、これは保健婦であります。ふるさと博物館は2名、これは学芸員ということになっております。

これらを考えてみますると、昨年、技術職等におきましては、これは水道事業というのは、64年の採用ということで間に合う、というようなこともありました。

それから、幼教と保母の関係につきましては、確かに新しい児童館が旭が丘に新設されるということで、請願に7,000人が署名して、提出されましたけれども、退職者が14名おりまして、また、新しく今度は、来年度採用する人員等を考慮しますと、その採用の中におきまして考えられる、というようなことでもあります。これは、採用の内容を見ますと、幼稚園、これは児童館の分を3名採用するわけであります。そのようなことを考えると、内部の採用過程におきまして、十分これに対応できる、というように考えられます。

生活・保健センターについては、昨年、2名採用しておりますので、これは箱物でもあり、新しい施設であり、市民の健康の保持と保健衛生の将来、ということを考えてみると、必要であるから、これはそのままにしてあります。

また、ふるさと博物館につきましては、2名のところを1名でありますけれども、昨年、1名を採用しており、ことし、63年度1名ということであって、非常に大変ではあるけれども、それらの対応というのは、その大変の中に、いわゆる行革というのを、これは上から押しつけられた行革ではなくて、あくまでも内部の努力によって行革を行うということになれば、当然1名の削減というのは必要ではないか。それで、計4名ということになるわけであります。

これらは、総体として、合計10名ではありますけれども、先ほど申しましたように、63年度採用全体の中からいきますと、事務職4名、技術職4名、児童館の関係が3名、学芸員が2名、保母2名、単純労務者2名、このような採用予定になっております。そ

れで、減る部分もありますけれども、やはり内部努力というのは、どうしても必要ではないか、ということでもあります。

特に、電算化によって改善されるべく業務というのは、いわゆる改善予定表というものを見ますと、これは最初、昭和48年からインプットされ——電算処理というのが行われている、ということでもあります。それで、電算化により改善された業務、並びに改善予定業務というのを見ますと、市民課支所関係、これらを見ると、まだこの関係におきましては、各種人口統計資料作成処理というところで、2名減というのが実施されたのみであります。

そこで、転入転出等住民異動処理、それから住民票等証明発行事務、転入通知等通知処理、住民基本台帳情報検索処理、外国人登録・証明発行処理、印鑑登録事務、これは63年1月に実施される、ということになっております。それから、印鑑証明発行事務、これらは、8項目のうち1項目が手がつけられたのみ、ということでもあります。

さらに、保険・年金関係、これは資格取得喪失処理、それから随時保険証発行処理、収納状況照会事務、国民年金資格得喪処理、年金異動者抽出処理、課税業務処理の改善、これは63年度よりということになっておいて、何ら手がつけられていない、という状況であります。

市民税課関係を見ますと、住民基本情報照会事務、軽自動車登録・異動処理、住登外者、これは外国人を含む異動処理及び照会事務、諸証明発行事務、課税状況照会事務等は、やはりまだまだ改善予定が、立てられておるけれども、まだ手がついておらない。

それから、これは長くなりますから、後は省略しますが、納税課の関係、これは4項目が出されているわけでもあります。

資産税関係、これはやはり4項目。

選挙管理委員会、これは2項目。これは選挙登録及び異動処理です。それから2の、名簿、入場券処理、統計資料作成処理。

健康関係においては、予防接種通知及び台帳作成処理。予防接種該当者、異動者抽出処理。

社会課の関係が3項目。児童課の関係が3項目。教育委員会関係が6項目。ということになっておりますけれども、本当に電算が導入されても、手につかないというのが現状ではないか、と思うわけです。いかに、いわゆる行政改革、これは自前の行政改革をやるんだと言っておっても、電算化により改善される業務等は、どうしても予定業務でありますけれども、予定表は確実に期日を決めるまでもいなくても、1年に、四半期

ぐらいに分けて、どれどれはいつまでにやるんだ、というような、明確な改善予定業務という表を立ててやらなければ、私はいけないんじゃないか、と思うわけであります。

それらのことを考えてみると、どうしてもこの際、市の定数というのを見ますと、現在は定数内職員数というのが、1,438名でありますけれども、現人員は1,409名、ということになっているわけであります。

それで、今度は定数の、どういうふうにして定めているか、ということになるんですけれども、いわゆる定数というのは非常に難しく、先ほども委員長の報告があったように、現在どのぐらいの人が働いているかということになると、やはり90%ぐらいだ、ということになるわけであります。

そのようなことを考えてみると、当然、この定数は、採用の範囲内等において操作をすると同時に、10名を6名ということにするのは、市民サイドから考えてみますと、当然ではないか、と私は考えるわけであります。

このようなことを考えても、どうしてもこの際、定数の削減をしなければならないということで、修正案を提出し、これが市民にどのように反映するか、ということもまた考えてみると、まず第一に、大卒の初任給というのを考えると、1年に1人当たり298万4,920円払うわけです。短大卒は279万6,000円、高卒は261万1,200円、とこのようになるわけであります。そうすると、この方が1年のみならず、やはり日本の雇用制度というのは、まず永久、終身雇用というふうに考えてもしかるべきではないか、という点におきまして、どうしても経費の節減を図るという点におきまして、経費を計算してみますと、これを削減することによって、市民生活の発展、向上に役立たせていくということが必要だということで、修正案を提出しまして、定数の10名を6名にする、ということをご提案すると同時に、原案には反対しまして、修正案には賛成という立場で、ただいま申し上げました。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） いろいろの質疑を聞いていまして、修正案の質疑も聞いていまして、私なりにいろいろ判断を重ねてきたところでございますけれども、私自身といたしましては、一般質問でもこの種の発言をしておりますので、基本的に、むしろ修正案に賛成をするという立場で、意見を申し述べたいと思います。

これは、会派としては若干の見解の違いもありますし、昨年の23人の定数につきましては、私も賛成しておりますけれども、その後、いろいろ考えまして、ここでは修正案

に賛成をするという立場で、一言意見を述べたいと思います。

今、共産党の米沢委員の方から、新しい事業についての、その割り振りを遂行するためにどうしても必要な10人を削るとするのは、大変市民サービスの面から、これはおかしいではないか、という話がありました。私は、そのことについて、全くそのとおりであると思います。したがって、これからやらなきゃいけない事業について、人員を配置をさせる、このことについては、十分考えていかなきゃいけない、という感じがいたします。

したがって、私は、その中で、考え方といたしまして、特に現状の行政部門の職員の総定数が書いてあります。あるいは、病院部門の総定数が書いてある。それから水道部門、あるいは教育委員会、こう大きくくりを書いてあるわけですがけれども、私は、この中で、トータルとして6人ふえるんだ、という考え方の中で、それぞれの割り振りを考えていただく、ということが必要だと思えます。

この間、私も一般質問の中で申し上げましたけれども、一つは、やはり現状の定数と実際の配置、これにも、先ほど来話がありますように、30名程度の乖離がある。違いがあるというようなことは、確かに厳しく仕事をしている部門もあるかもしれませんが、実際、努力すればその程度でやっていける、という部署があるのかもしれない。そういう考え方も、私もしているわけでございます。

したがって、この際、本当にそれぞれの係単位ぐらいで、仕事を見詰め直していただいて、現状の定数が、果たして仕事量に合っているのか、どうなのか。将来を展望した中で、それも合っているのか、どうなのかということは、考えるべきではないか、という感じがしております。

したがって、新しい新規事業に人を振り向けてはいけない、という意味ではありませんで、今までいろいろな改善活動なり、電算化なりが進められてきた中で、あるいは、行政需要が変化している中で、シフトしていくということは必要ですので、この総定数の中で、ぜひそういう割り振りを重ねていただきたい、いうふうに考えるわけでありませぬ。そのために、いろいろ中で議論が発生をしていく、ということが必要ではないか。

今まで、例えば、議論がありまして、ふるさと博物館がふえるから2人ふえるんだ。そのことは、よくわかるんですけど、それでは、ほかにももう少し工夫をすれば、人がやりくりできるところがあるか、という議論がどれほどされているかということが、私は、この間の一般質問でも疑問だ、というふうに感じたわけでございました。

それで、これから新しく新規採用をする。定年退職者も14名が見込める。それから、

実際の定数の中で、30名まだ採れるというようなこと、これは病院が10名ありますから、こちらの方でいくと20名程度かもしれませんが、そういった中で、そういう今採れる、今度修正案で認められている6人も含めると、何人になるんでしょうか、50人ぐらいになるんでしょうか。そういったものを、これから必要な、行政施策の技術者が必要であれば技術者を採用していく。こういったような形をとっていくべきではないか、という感じがしております。

したがって、私は、この修正案ということにつきましては、かなり現状からいきますと、今のたたずまいからいくと、厳しい議会の判定かもしれませんが、やはりこういったところは、これから努力を重ねていく必要があるんじゃないか、という意味合いも含めまして、今回は、この修正案に賛成をさせていただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議案第83号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、修正可決されました。

これより議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定の件は、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（黒川重憲君） これより議案第85号、日野市印鑑条例の制定、議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思えますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 議案第85号、日野市印鑑条例の制定について、及び議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。以上2件につきまして、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第85号であります。本件は、印鑑証明の電算化に伴い、現行条例を全面改正をするものであります。改正のポイントは、住民の利便の向上と、取り引きの安全性を図る、というところにあります。

質疑といたしましては、条例第6条の中で、第4項、印鑑の大きさを8ミリから25ミリにした理由、及び、同じく第6条の6項の中で、印鑑として適当でないものとは、どういう例があるのか、ということが問われました。

これに対して、日野市の従来、現行ですけれども、20ミリまでであったけれども、以前からの自治省の指導がある上に、他市もほとんど8ミリから25ミリになっているためである。

それから、適当でないものとは。

この判断は、ケース・バイ・ケースとはなるけれども、安全性に問題がなければ、おおむね認められる。ただし、氏名以外の模様などが入っていると、無効になるのではないか。このような答弁がございました。

特に意見もなく、採決の結果、本件につきましては全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、第86号であります。これは85号に関連をいたしまして、手数料条例を一部改正をするもので、具体的には、印鑑登録証の交付手数料1件200円の項目を追加するものであります。

特に質疑もなく、採決の結果、本件につきましても全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたしま

す。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第85号、日野市印鑑条例の制定、議案第86号、日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結、議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。
総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結について、及び議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結について。以上2件につきまして、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第100号でございますが、本件は、向川原団地市営住宅建替2期工事の契約でございます。8月10日に現場説明が行われ、8月21日に入札、第1回の入札にて落札をいたしまして、契約金額4億3,000万円。工期は、63年5月31日まで。落札業者は、大成プレハブと横尾工務店の建設共同企業体となっております。

質疑としては、ジョイントベンチャーの割合が問われまして、6対4である旨、説明がございました。

特段、意見もなく、採決の結果、本件につきましては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、第101号であります。これも同じく向川原団地市営住宅建替に伴う給排水衛生設備の2期工事契約であります。

8月7日に現場説明、8月21日に入札。やはり1回目の入札で落札をしまして、契約金額9,000万円。工期は63年5月31日まで。落札業者は、共栄冷機工業（株）であります。

質疑といたしましては、なぜジョイントベンチャーを組んで地元を入れなかったのか。もっと地元業者の育成を考えるべきではないか。地元業者育成のためには、業者の経営状態等を常に把握をする必要があるけれども、そういったチェックをしているか。等が問われました。

答弁によれば、今回はAランクのみで入札をさせたために、こうなってしまった。関連する市内の業者も十数社あり、市内業者を入れるべくジョイントベンチャーなども検討はしてみたが、今回の入札には無理である。利点は十分考えられるので、今後、検討していきたい。市内業者の経営等の内容については、指名参加願い提出の時点でチェックをしている。さらに、通常業務の中でも把握をすべく心がけている。というような答弁がございました。

特に意見もなく、採決の結果、本件につきましても全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上2議案、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第100号、向川原団地市営住宅建替建築工事（2期工事）請負契約の締結、議案第101号、向川原団地市営住宅建替給排水衛生設備工事（2期工事）請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題いたします。

本件については、4常任委員会に分割付託をいたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算第2号

のうち、総務委員会に付託をされました歳入全般、及び歳出のうち議会費、総務費、それと第2表債務負担行為補正予算、第3表地方債補正、以上につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

歳入では、5億2,003万円を補正し、総額318億4,925万6,000円となります。

歳出のうち議会費が84万4,000円を補正し、3億724万8,000円に。また総務費は、1億3,904万4,000円を補正し、39億1,729万8,000円となります。

また、第2表、債務負担行為補正では、向川原団地市営住宅建替（2期）に伴う限度額が、工事の先送りなどにより減額をされ、3億1,855万2,000円と変更になります。

第3表、地方債補正につきましては、国庫補助金との関連から、向川原団地市営住宅集会所建設に伴う起債1,670万円が、新たに追加をされております。

質疑といたしましては、人件費の増加分には、3短に伴うものもあるはずだが、条例改正案と補正予算との兼ね合いはどうなるのか。また、同じような問題で、総務管理費の中の高額療養費貸付基金の増も、同様の問題があると思うが、どうなのか。3短に伴う地方債残高の見込みは、当初と大きくずれ込むのか。3短に伴っての総コストアップはどのくらいになるのか。前年度繰越金の計上の仕方が、決算が出ている段階であるのに、決算金額とは違って来るけれども、今のままの計上の仕方でいいのか。というふうなことが問われました。

答弁といたしましては、条例改正と予算の補正については、条例が優先である。条例が通らなければ、予算は凍結をされることになる。3短により、全会計を合わせて約5,265万円余の増になる。ただし、今年度分は、約4,200万円ほどであり、来年が970万円ほどになる。こういった計算でございます。地方債の当初予定との変動でございますが、おおむね1割ぐらい程度の幅におさまろう。当初と大きく変わるものではない。それから、補正における前年度繰越金の計上法であるけれども、通例では、その補正における支出の増に対応するものだけを、歳入の中の繰越金に計上するやり方をとっている。ただ、指摘をされたように、決算がなされた時点での繰越金と大幅に違って来る点を、何らかのわかりやすい方法で説明するよう、方法を考えたい。このような答弁がございました。

特に意見もなく、採決の結果、歳入全般、それと歳出のうち議会費、総務費、及び第2表、第3表とも、補正内容については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（板垣正男君） 御報告いたします。

文教委員会に付託されました、補正予算のうちの歳出、教育費であります。8,145万1,000円でございますが、補正総額のうちの15.6%余りでございます。

本会議の提案の際にも説明がございましたが、委員会でも、さらに詳しい説明がございました。教育委員会の事務局費といたしまして、報償費87万5,000円が補正されました。高校生の奨学金であります。当初、60人分を計上いたしましたが、申し込みがオーバーいたしまして、25人分を追加するものでございます。9月から来年の3月まで、87万5,000円の補正であります。

教育費の小学校費、学校保健給食費、9の旅費、普通旅費20万円が補正されておりますが、これは、今年度の当初予算にも計上されてありますように、調理員の病院給食の作業の手伝いということが、今年度行われました。夏休み期間中、15日間、延べ33人の調理員が、手伝いに行っております。

さらに、講習を持ちまして、延べ調理員、栄養士、用務員を含めて756人が、この研修に参加した際の旅費の不足分が生じまして、今後、見込まれる旅費の分も含めて、20万円が計上されたというものでございます。

次に、学校建設費の工事請負費、30万円が計上されておりますが、百草台小学校大規模改修3,000万円、計上されております。これは、外壁、雨漏りの工事を、同時に行うものでございまして、国庫補助金のついた工事であります。

次に、小学校、中学校とも共通しておりますが、教育振興費の報償費といたしまして、指導室経費、福祉教育副読本編集謝礼ということで、12万円計上されてございます。老人憲章等を中心とする、福祉についての教育を行うということで、副読本の作成を行って、来年度、印刷を行って、児童生徒に配布する、という計画のものでございます。

そのほか、小中学校、幼稚園の補正予算で共通しております、役務費の伝染病登校停止解除証明手数料というのがございます。小学校の場合123万2,000円、中学校の場合11万2,000円、幼稚園の場合は、これも11万2,000円、それぞれ補正されておりますが、今年度、当初見込んだよりも、風疹の流行などがございまして、小中学校とも既に予定の件数をオーバーしている、という状況でございます。幼稚園については、まだ予定の見

込んだ件数にまで達しておりませんが、今後、予想されるということもございまして、補正を行っているものでございます。

教育費の社会教育費の青少年育成費、報償費の5万5,000円、あいさつ運動標語募集記念品等がございまして、これは、青少年委員会、それから教育委員会共同で、あいさつの標語を、小中学生、また、一般の市民から募集を行って、入選には幾らかの記念品を出す、こういうものでございます。

入選の内容といたしましては、最優秀1点、優秀に3点、傑作に5点、合計9点予定しております、青少年委員と教育委員会事務局で選考を行う、というものでございます。

以上、慎重審査の上、特に異論はなく、原案可決と決定した次第でございます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） 厚生委員会に付託されました歳出のうち、民生費、衛生費、労働費、消防費の審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

まず、民生費でございますが、4,210万4,000円の補正額でございます。

補正額の主なものといたしましては、心身障害者、福祉施設費のうち、かざぐるまの家、すずかけの家、たんぼぼの家、青い鳥作業所の補助金、543万2,000円。老人福祉費としてミドルスティ事業の委託料2人分を、これから1週間から4週間未満の日数で、至誠老人ホームに委託するという、こういう予算が172万4,000円組まれております。

また、負担金補助といたしましては、在宅ケアサービス事業として、福祉事業団が有料で老齢、疾病、その他老人障害者が市民の協力を得まして、在宅を可能にする公営企業で271万5,000円が計上されております。

また、婦人活動推進費として、婦人センターが、ことし5周年のお祭りをこれから行いますが、その関係予算が31万円。保育園費では、みなみだいら、あらい保育園の修繕料が300万円計上されております。

次に、衛生費でございますが、衛生費の補正額は、6,988万1,000円でございます。

補正の主なものといたしましては、健康管理費の中で、生活・保健センターの開設に

伴い、臨時職員の雇上、電話料、パンフレットの作成、サイン塔、懸垂幕装置の設置などで、2,258万6,000円。

また、休日準夜診療所の設計費といたしましても、682万円が計上されております。じんかい処理費では、ダストボックスの400個の備品購入費が計上されており、病院費としては3,000万円の出資金がございます。

次に、労働費でございますが、この補正額は17万7,000円で、職員の3人の人件費でございます。

次に、消防費の補正額は90万円で、耐震用の貯水槽の改修の工事費でございます。

質疑といたしましては、福祉センターの浴室の利用状況はどうか。あるいは、西平山の消費者農園は何区画で利用されているのか。在宅ケアサービス事業の内容など、こういうものがございました。

答弁といたしましては、浴室の使用は1週間に1回。農園は100区画、63年の4月から貸し出すそうでございます。在宅ケアは、医療行為は含まないで、食事の支度、あるいは洗濯、風呂の介助などを行う、という答弁がございました。

意見といたしましては、敬老金の増額や、婦人センターの5周年事業などは、基本的なものであるので、当初予算などに組み込み、そして計画性を持ってやっていただきたい、こういう要望、意見が出されました。

また、在宅ケアサービス事業は、谷崎家政婦会に委託している類似の事業があるので、これとの配慮をしていただきたい。こういう意見がございました。

また、消費者農園は、4月の貸し出しでは、種まきの時期から外れてしまうので、もっと早く貸し出しをしたらどうか。こういう意見も述べられまして、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） 議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算第2号の歳出のうち、農業費、商工費、土木費について、建設委員会における審査の報告を申し上げます。

本議案の審査の冒頭、自由市民会議の委員より、人件費関係の、人件費関係に、今、大きな政治問題となっている、いわゆる3短昇給分も含まれており、予算執行の根拠となる条例が先行するのは、当然ではあるが、3短部分の議案の提案は、時期をずらして行うべきであって、今回の補正予算にその分を含めて提案をするのはおかしい、との指摘が行われました。

追加補正額は、農業費が144万4,000円。商工費が18万8,000円となっており、いずれも人件費分のみ補正であります。

土木費は、1億8,170万4,000円の追加で、人件費分を含む道路改良、交通安全対策、下水道、公園管理、住宅建設等に関する事業の追加に伴っての費用であります。

質疑の主なものについて、御紹介を申し上げます。放置自転車撤去費に、多摩平の西友と富士電機の間、それから豊田駅南口階段下の分は、入っているのか。長山市営住宅の換気設備改修が行われるが、ほかの市営住宅はどうか。

次に、防護柵、反射鏡の特定財源の内容。それから河川整備構想基本計画は、何に基づく事業なのか、その根拠を教えてください、というもの。

さらに、豊田駅北口の自転車駐車場設置は、水路にふたがけをして行うとのことだが、降水時などに水があふれる心配はないのか、などの質問が委員から出されました。

これに対して、担当者より、放置自転車撤去については、両方とも見込んでいる、とのことでございます。

換気設備の改修は、定期検査での改修の指摘を受けたのは長山市営住宅のみで、他はクリアされている、とのことでありました。

特定財源については、工事費の3分の1が補助金である、との回答がございました。

河川改修整備構造基本計画は、建設省の河川整備構想が根拠になっている、との答弁でございます。

また、豊田駅北口の自転車駐車場設置につきましては、安全性を十分に検討をして工事を始める、との答弁がございました。

意見といたしまして、3短昇給の人件費分については、条例の可決なしには予算の執行ができない、との委員会の見解のもとに判断をするが、今回のような提案の方法は、今後、慎重に手順を考えてやってもらいたい、との強い意見が述べられました。

採決の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第92号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定、議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、基金500万円とあるのを、1,000万円に増額設定しようとするものでございます。理由といたしましては、利用者の増加に伴い、不足を来すところからの決定でございます。質疑の中では、貸付件数はどうなのかということで、答弁といたしまして、60年度42件、61年度55件ということで、62年の6月ごろから急に利用者が多くなって、窓口でも待ってもらう状況が出てきたことなどが、明らかになりました。

意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定について。この条例は、来年の4月、開所予定されております、市民生活の向上と住民自治の発展、並びに市民の

保健衛生と健康づくりを進めるために業務を行うセンターの条例化であり、16条の事項を定め、制定しようとするものでございます。

○ 質疑の主なものとしたしましては、閉館の時間を9時30分よりももっと遅くできないか。あるいは、予防接種室の利用の仕方はどのようにするのか。次に、1階、3階の集会室は、いすにすると何人くらい坐れるのか。委託はどこにするのか。施設の活用をどのようにするのか。全地域の人に活用されるようにしないと、宝の持ちぐされになるのではないかと。こういう質疑がございました。

それに対しまして、答弁といたしましては、公民館やその他の施設の時間も同じ9時半なので、この時間に終わらせたい。予防接種は、健康センターの近くで実施している会場をこのところに移し、そして、予定していた会場で接種できなかった人が、ここの施設を利用する。また、集会室のいすは、210人のいすになるということでございます。委託につきましては、社会教育センターに委託したい。そして、充実につきましては、センターに行けば保健に関する資料や、あるいはまた、消費者相談などができるようにPRにも努め、中身の充実にも努めていきたい。このような答弁がございました。

意見といたしましては、休日準夜診療所設計費が、今議会に提出されておりますが、保健センターと連携がとれるように、という意見がございました。また、機能回復訓練室があるが、これは予防医学に立っての施設の発想なので、これが生かされるようにしていただきたい。

○ こういう意見がございまして、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴いまして、老人福祉手当の支給額を改めるために、日野市の老人福祉手当条例の一部を改正するものでございます。

70歳以上3万5,000円を3万7,000円に、70歳未満を3万円から3万1,500円、所得が一定額を超えた場合には、2万円を2万1,000円とするものでございます。これは62年の10月1日から適用となります。

質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第91号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも、同じく東京都の条例改正に伴いまして、日野市

心身障害者（児）福祉手当支給条例の改正を行うものでございます。

今回の改正は、20歳以上の身体障害者、心身障害者、精神薄弱者などの方が対象でございまして、手当では、1万500円を1万1,000円に改定するものでありまして、62年の10月1日から適用となります。

質疑といたしましては、年齢20歳未満の障害者の手当支給はないのか、というこういう問いに対しまして、都の制度が20歳以上であり、市の制度は20歳未満、この方が対象になるという答弁でございました。

これも、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

以上4件、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員長にお聞きをいたしますが、今、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定について、今度、竣工を見ます生活・保健センターの管理ですが、これが社会教育センターに委託をする、というお話のように聞きましたが、社会教育センターに管理を委託する理由が、何か述べられたら、それを教えていただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 答弁いたします。

ちょっと私の言葉が足りなくて、申しわけなかったんですけども、管理は、プールの委託だけを社会教育センターに委託したい、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 社会教育センターの業務に、プールの管理というようなことも含まれているのかどうか。社会教育センターは、今、大変赤字で、あえぎながら、いろいろ苦勞して、再建途上にあると思いますが、事業の拡大を図っていこう、という方針でそういう業務をつけ加えられたのか、もともとできることなのかです。こういう管理の委託を受けるということは、業務の定款等とも関係してくることだと思えますが、担当の方の御意見を伺いたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 社会教育センターにつきましては、体育学校を出ました専門の職員がおりまして、プールの管理並びに指導業務には最も適当なものと、私どもは考えて、委託をお願いするものであります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、ちょうど私も社会教育センターの職員の話で、ああと聞いて聞いたんですが、ちょっとお尋ねしますけれども、今、社会教育センターの中に、体育学校を出た方をお願いをするんだ、ということなんです、そうすると、委託契約を結んで、プールのことをお願いするんでしょうけれども、今、社会教育センターで事業を、あの中でいろいろやっていますですね。その中で、こちらに毎日のような形でできることとなりますと、社会教育センターの中の事業主体の、経営形態といえますか、運営形態というところの、心配はないのかどうかということが、1点あります。その辺の質疑があったのかどうか。

もう1点は、これは、私が前に、社会教育センターの補助金の問題で、今の都市整備部長が財政部長のときに、かなり要綱を照らしながら、丁寧にお聞きしたことがありますけれども、納得の得られる答弁ではなかった、と私、思っています。

それも、結局社会教育センターの経営的な基盤を育てるといって、大局的な観点から見ていきたい、というお話だったと思うんですが、社会教育センターの立て直しといえますか、仕事がないので、少しふやしててこ入れをしてあげよう、こういうふうな配慮が、私はあったのではないかというふうに思うんですが、この2点の関連的な質疑がありましたら、教えていただきたい。なければ、担当の方からお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君） お答えいたします。

15条のことに触れまして、社会教育センターに委託したいということで、そのほかについての質疑、応答はございませんでした。担当の方からお答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 従来の社会教育センターの業務に影響はないかどうか、につきまして、今後、社会教育センター側と私ども、並びに財政当局等も話し合いを持ちまして、その中で煮詰めてまいりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えします。

2点目の関係でございますが、3月定例会議会のときにも、本会議場の中で、幾つかの御質問もあり、また、前部長が答弁しているとおりでございます。

その中で、私の方も、社教センターに対して、当然、立て直し、あるいは充実というような意味を含んで、今後の経営のあり方等、社教センター独自の方針を確立していた

だいております。

そういう中でも、やはり一つの市のプールの運営についての問題等も含んで、現状の資格者がいる中で対応できるかどうか、というような要請も、したことは事実でございます。そういう状況の中で、社会教育センターにお願いしたい、というような方向で担当部の方で進めている、ということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今のお話で、ますますわからなくなるんですが、要するに、今の社会教育センターで営んでいる、いろんな事業がありますけれども、その辺の見通しがあるのかどうかということが、全部調査ができて、それで今の事業形態の中で、実際には余剰がある。要するに、社会教育センターの方でやらせていただきたい、という煮詰めがあって出てきたというふうには、ちょっと受け取れないんです。むしろ、これからその辺は煮詰めている、という話がありましたけれども、それはちょっと私、逆じゃないか、というふうに今受け取っております。

一番心配しますのは、確かに社会教育センターの中で、スポーツ関係の教室もやっていますし、周辺の事業もやっていますから、その能力のある方が、私はいらっしゃるんだろうというふうに思いますけれども、実際に、今、社会教育センターの成り立ちですね、日野市の市とのかかわりがずっと来ているわけですが、そのかかわりの中から見ますと、例えば、プールの方の委託をするといった場合に、恐らく1人派遣をしてもらってできる、というふうな形態では、私、ないと思うんです。要するに、複数の人命を預かるわけですから、2人ということも、私、ないと思うんです。

そういう意味から言うと、社会教育センターの運営形態と非常に密接に結びついてくる。むしろ社会教育センターが、プールを委託事業として受けることによって、それに対応するために、社会教育センターの方で、さらに人をふやして対応する、というふうな形が、私はでてくるのではないか、というふう思うわけです。

そこら辺のことは、まさに社会教育センターの、機構の名前は、ちょっと私、忘れちゃったけれども、市の方も何人かお入りになって、財政再建じゃありませんけれども、再建策等を、委員会もあったということも私、過去に聞いていますけれども、その辺のかかわりをきちっとしておきませんか、何のための委託かわからない、というふうに思います。

特に、社会教育センターの補助金の、補助金要綱がありますが、あの要綱と違う形の、

私は抵触すると思いますが、抵触する形で、お1人分の人件費相当を継続的な形でお出しになるということ、前回からおやりになっているわけですね。あれは、結局、過去のいろいろないきさつがあったにしろ、市の財政負担をそこまで入っていく、ということの意味していますから、その辺のけじめが、きちっとしてできていない。そのできていない中で、市の生活・保健センターの中の温水プールをやる、ということになりますと、非常にそこら辺があいまいなものが、私は、錯綜してきますから、これから将来的に向けますと、非常に市のかかわりが不必要な形で入って行ってしまふな、というふうに思うわけです。

ですから、問題は、ポイントになる部分は、温水プールを、あそこを委託をすることによって、社会教育センターの職員をふやして、対応するような形になってしまうのかどうか。これは、実質的には、職員を採用してやった、というふうな形になりますから、これは回り回って、やはり市の方の負担となって出てくるということは、将来的には十分考えなきゃいけない、というふうに思います。そこら辺が一番心配ではないか、というふうに思います。

もう一つのポイントは、委託契約の、契約の中身ですけども、どういうふうな形で、どういうふうに委託をするのか。その契約の内容も、やはり重要なポイントになると思うんですが、今、坂本部長のお話では、その辺のことを詰めていきたい、というお話がありましたけれども、過去の生活・保健センターの補助金に関して、いろいろな質疑を私はさせてもらいましたけれども、そういう沿革的なものも十分ありますので、やはり社会教育センター一つの、財団だったですね、法人として、一つの法人体ですから、そのけじめはきちっと一線を画した上で、慎重にやっていただかないと、両方の、市にとっても、社会教育センターにとっても、不都合なこと、気まずいことが、私は出てくるんじゃないかというふうに思いますので、十分慎重な上で対応していただきたい、というふうに思います。これは、意見としておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第87号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第88号、日野市生活・保健センター条例の制定、議案第90号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 引き続きまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案93号、昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第1号。今回の補正は、歳入歳出それぞれ529万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を36億8,008万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、療養給付金交付金繰越金と、その他繰越金でございいます。歳出では、情報誌の印刷製本代、情報誌の折り込み代、療養給付費の交付金返還金でございいます。

質疑といたしましては、国民健康保険税の減免取扱要綱が制定されているか。もし制定されていれば、要綱を提出していただきたいということで、資料が提案されました。

また、PRをどのようにしていくのか。これに対しまして、62年度の国民健康保険税から、8月の20日より適用される、ということでございます。この扱いにつきましても、窓口にご相談に来た場合には対応していきたい、というふうな答弁がございました。

意見もなく採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号についてでござ

ございます。

今回の補正は、資本的収入に7,701万9,000円、資本的支出に8,531万6,000円をそれぞれ追加し、資本的収支の予定額を、25億9,786万2,000円とするものでございます。

収入の主なものといたしましては、一般会計からの出資金3,000万、都の補助金が4,701万9,000円でございます。

支出では、高置水槽取りかえ工事に1,820万1,000円。高速多項目自動化学分析装置、耳鼻咽喉科医療の機器で、7,031万6,000円が計上されております。

質疑の中では、今ついている水槽はどれくらいのものか。また、新しい水槽を屋上に置いた場合には、構造上、大丈夫かという、こういう質問がございました。

これに対しましては、今、4トンのものを使っているが、これを18トンにし、重さについても、耐えられる屋上の構造になっている、ということございました。

また、高速多項目自動化学分析装置とはどういうものか、ということで、これは主に血液を調べるものであるけれども、他にも使用できるということございました。

意見はございませんで、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億6,235万円とするものでございます。

歳入は、水道事業委託金1,420万円。歳出では、工事請負費と排水管の新設と消火栓の設置、1,400万円でございます。

質疑、意見なしで、採決の結果全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算第1号でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,767万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億6,991万5,000円とするものでございます。

歳入では、61年度の精算交付金が主で、医療費交付金と医療負担金、1,355万4,000円。前年度繰越金が7,357万9,000円でございます。

歳出では、一般会計への繰出金が8,662万1,000円でございます。

質疑では、老人保健法が改定されて、自己負担がふえるのではないか、という質疑もございましたが、余り意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

以上4件、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 議案第93号の、日野市国民健康保険特別会計についてのことで、一言意見を申し上げたいと思います。

先ほど、委員長報告の中でも、8月の20日に、保険税の減免要綱が制定されたということが、報告がありました。この要綱をわかりやすくまとめていただき、広く市民の人たちにもPRをしていただきたい。

特に、要綱が制定されているということがわからずに、生活困窮者が、この減免要綱が適用されなかった、ということのないように、PRをお願いしたいということを、意見として申し述べておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第93号、昭和62年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第96号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第97号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第98号、昭和62年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） 議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について、建設委員会における審査の結果を報告申し上げます。

本議案は、家畜共済加入者の事故による被害の補償の充実を図るため、最低共済金額を実態に合わせて引き上げるものでございます。

条文では、71条の1項と7項にございます100分の20を、それぞれ100分の25に改める

内容となっております。

質疑、意見も特段になく、採決の結果、全員異議なく本議案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第89号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） それでは、最初に、議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、報告申し上げます。

この補正予算は、繰越金1億131万2,000円を財源に充て、万願寺第二地区、万願寺、高幡、そして豊田南、それぞれの区画整理事業の追加を行うものでございます。

豊田南区画整理事業業務の委託料1,820万円は、当初、昭和63年度の子定となっております。ものであります。が、国の補助金の関係により、前倒して実施設計をするものであります。

また、債務負担行為補正の高幡土地区画整理水道施設整備事業は、東京都水道局と協定を結ぶものでございます。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、報告申し上げます。

今回の補正は、一般会計からの繰入金3,209万7,000円、及び繰越金3,194万6,000円を

財源として、事業の追加を行うものであります。

主な内容としましては、管渠埋設実施設計の6,100万、これを計上いたしまして、浅川処理区の南平五丁目25ヘクタール、約8,618メートルが実施設計で予定をされております。後年度の事業に備えるという理由でございます。

これは、質疑がございました。今回の補正をする背景は、一体何か。

これに対しまして、坂口下水道課長から、工事の1年前に実施設計を行っていきたい。同時に、国の補正予算に対応できる実施設計のストックを持っていたい、との説明がございました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上2件、よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第94号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第99号、市道路線の一部廃止、議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結、議案第103号、町区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） それでは、最初に議案第99号、市道路線の一部廃止について、建設委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本議案は、市道石田15号線、延長111メートル、幅員2.73メートルの一部が、現況廃滅しているため廃止するものでございます。

特段、意見、質疑もなく、原案どおり可決すべきものと、全会一致決定をいたしました。

続きまして、議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について、建設委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、議案第94号、土地区画整理事業特別会計補正予算の債務負担行為補正と関連するものでございます。

高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備を、東京都水道局と締結するものでございます。概算工事費は、2億1,833万7,000円となっており、そのうち、日野市は1億6,359万9,000円を負担するものでございます。

質疑がございました。何の法律に基づいてこの事業を行うのか。また、概算工事費となっているが、どういうことなのか。次に、長期の協定の締結という手法は、普通、用いられているものなのか。また、工事費が1,000円単位まで出ているが、これはどういう理由があるのか。

これに対して、それぞれ担当課長より回答がございました。

根拠になる法律については、自治法の96条に準じて行うものだ、との回答でございます。

概算工事費につきましては、実施設計の金額で行い、その都度、精算払いをしていく、との答弁でございます。

また、長期協定の締結の手法については、万願寺区画整理事業よりこの形をとっている、とのことであります。議会への提案については、東京都の指導で行っている、とのことでございました。

工事費が1,000円単位ということにつきましては、現時点での路線ごとの実施設計の額を積み上げて出した金額、ということでございます。

以上、質疑については御紹介申し上げましたが、採決の結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決した次第でございます。

最後に、議案第103号、町区域の変更について、御報告申し上げます。

建設委員会開催日の午前中に、現地視察を行いました。本件は、日野本町六丁目、七丁目は、2・2・11の道路界の確定等によりまして変更するものであります。

程久保一丁目531の1、及び531の5は、高幡団地、つまり住宅公団の所有地で、程久保として残すべきところであったわけでありましたが、61年の7月の調査段階での錯誤により、今回、程久保に変更するものでございます。

最後に、程久保737の1外につきましては、程久保の飛び地として残したところがありますが、いわゆる郵便事業等での郵便配達などが、非常に不便を来しているということで、今回、程久保八丁目に編入をするものでございます。

以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。これも全会一致でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第99号、市道路線の一部廃止、議案第102号、土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結、議案第103号、町区域の変更の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後9時9分 休憩

午後11時14分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を10月2日まで、1日間延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、10月2日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。10月2日の会議は、議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって10月2日の開議時間は、午前0時に繰り上げることに決定いたしました。

これより議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長 登壇〕

○一般会計決算特別委員長（奥住日出男君） それでは、議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月24日、9月25日、9月28日の3日間にわたり開催され、慎重に審査を行いました。

昭和61年度の一般会計決算額は、歳入総額が321億6,693万3,181円で、歳出総額は312億8,306万9,451円でした。

歳入歳出差し引き額は、8億8,386万3,730円となりますが、繰越免許費繰越額が3,290万円ありますので、実質収支額は8億5,096万3,730円でございます。

それでは、歳入歳出について質疑の概要を報告させていただきます。

初めに、歳入全般について、20項目について、質疑が行われましたけれども、厳しい財政事情を猶予し、全体の75%が税収に関する質問内容でした。

主なものについて、御報告申し上げます。法人市民税の見通しについて、どのようにとらえているか。滞納についての対策は、どう講じられているか。国庫補助金の削減額はどのくらいになっているのか。さらには、大手企業の他県への移転を、市としてどのように受けとめているか。という内容でございます。

一方、住民サービスを低下させない、させてはならないという観点から、法人市民税の税収見込み違いを何によって補ってきたか、などの質疑が行われました。

次に、歳出全般について申し上げます。125項目につきまして、質疑が行われたわけでございますけれども、現状を踏まえ、今後の行政に反映させるべく、内容の質問も多

く出されたわけでございますけれども、主な質問を整理いたしますと、大きく四つに分類されます。

一つ目は、行財政面の効率化に関する内容で、これは全体の47%を占めております。このうちの主なものを申し上げますと、節約はどのくらい行われたのか。この難局をどういう手法で乗り切る考えか。OA化等機械化の導入によって、どの程度の人員が削減できたのか。積立金を、当初予算より多く積み立てているが、市民要望にこたえるという意味では、疑問を感じる。たまには積み立てもしないで、全額歳出に回してもいいんじゃないか。さらには、委託業務に対しどのように考えているのか。用務員、事務員に対する監査委員の失言について、どう考えているか。さらには、リサイクル事業の経営状況はどうなっているか。繰り上げ償還は、金利の高いものからにすべきではないのか、というものが出ております。

二つ目は、福祉と健康行政に関する内容で、これは全体の27%を占めました。このうちの主な質問内容は、ショートステイ、デイホームの利用状況について、どのようになっているのか。老人給食事業について、給食希望者がふえた場合の対策は、どのように考えているか。入浴サービスの希望者がふえた場合の対策は、どう講じるつもりなのか。さらには、生活保護の申請がダウンした。この理由は何なのか。病院経営について、どのように考えているか。等々でございます。

大きな三つ目としては、教育と文化行政に関する内容で、これは全体の20%を占めております。このうちの主な質問内容は、幼児教育センターの経過について。学校図書のある方について、教育上どのように考えているのか。空き教室の利用を、今後どのように考えるのか。高幡不動尊の文化財、今、調査しておるわけでございますけれども、この調査結果については、報告されるのか、などでございます。

最後の四つ目は、基盤整備等まちづくりに関する内容で、これは全体の6%でございます。主な質問内容は、基本構想について、諮問機関をつくるべきではないのか。浅川処理場の稼働と、用地買収の状況はどうなっておるのか。それと、車の渋滞を招くような都道の歩道整備がなされているけれども、これは市の要請によるものなのか、などございました。

以上が、質疑内容の概要でございます。

次に、意見、要望でございますけれども、総括的な意見につきましては、各派代表委員より本会議場で述べる、というような発言がございまして、要望としまして数点出されたわけですが、そのうちの主なものは、固定資産税の評価替えについて、都並

み以下にしてほしい。職務給制度は12月までに確立し、議会及び市民に公表してほしい。市立病院の見直し、市民の医療制度の確立を63年度予算に反映されたい、というような要望が出されました。

以上で、すべての審査を終結いたしました。そして、認定について、採決をいたしました結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 一つだけ、お尋ねをいたします。

市長は、昭和61年度中に、実家の方にお帰りになったことがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（奥住日出男君） そういう質疑は、行われませんでした。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長は、日野の御出身ではございませんので、お国がおあります。多分、毎日、地元にお帰りになるということはできませんから、1年に一度はなにかの機会をとらえて、ふるさとおへお帰りになっているのではないかと、思うんですが、昭和61年度中に国にお帰りになったことがあるかどうか。決算委員会では出なかったそうでございますが、市長に直接お聞きをしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昨年は、郷里には帰らなかったように記憶しております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 昭和61年度は、昨年はお国の方にはお帰りにならなかった、ということでございますが、参考までにお尋ねをいたしますが、ことしは、いかがでございますでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ことしは、広島に参りまして、帰りに休暇を取って、1泊だけいたしました。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長の交通費の件について、お尋ねをいたしますが、広島に行かれるときは、出張ということで、交通費は職員の方の交通費の支給の規定に準じて、

出されていると思います。61年度については、私は、一般会計の特別委員会には所属しておりませんでしたので、この件は確認することができませんでした。別に、疑惑とか疑問があるわけじゃございませんが、その際の交通費は、どのように支弁をなさったか、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が答えることかどうかわかりませんが、島根県の松江市、それから大東町、米子市、これらの市を訪ねてまいりました。

それから、たしか山陰線を経由して、途中で1泊の休暇を取った、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） では、市長は、御自分のおうちにお帰りになるのは、公務だということで、公費で交通費はお出しになった、ということでございますか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 往路、帰路、これは帰路の途中で休暇を取った、ということだと記憶しております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） お帰りになるときに休暇を取って、おうちに、御実家の方にお立ち寄りになったということですから、帰りの交通費は、御自分のポケットマネーでお出しになった、というふうに取ってよろしいんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 帰路も、これは公務で行った、いわゆる帰路でありますから、公費で賄っていただくのが適当だと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 公私の区別ということ、一番厳しくお考えにならなければならないお立場の市長が、いろんなところにお立ち寄りになったということは、おっしゃっておりますが、やはり休暇を取って、広島から逆の、表日本といいますか、裏といいますか、コースからすれば、休暇をお取りになってお帰りになるとすれば、その分は当然プライベートな部分に入るのはないか、と私は思うんですが、市長は、全く疑問の余地のない交通費の支給のあり方だ、というふうに、自信を持っておっしゃることができるかどうかです。いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 帰路の、いわゆる路線から外れたプライベートの部分は、公費を用いているということは、ありません。したがって、何ら公私の混交はない、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私も、どなたにお聞きしたわけでもない。今、ふと思いついて、お聞きしたわけですが、市長は、最初におっしゃったことと、今、最後にお答えになったことは、全く違いますね。（「違わないでしょう」と呼ぶ者あり）

最初は、公務で、往路、帰路ともに公費で交通費は賄われた、というふうに私は取ったんですけど、後の答弁では、帰りは違う、というふうにおっしゃったんです。どうなんでしょう。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日本地図をごらんになれば、よくわかるんですが、広島に行くと、広島は山陽線です、それから北側の山陰線に当たります松江、大東町、米子市、これらに視察に行って、そして、それから先は山陰線に寄って、京都に出て、そして東海道線に乗って東京に戻る。これがコースであります。そのコースの途中で、1泊は休暇をして、そうして郷里の家に寄ってきた、それだけでございます。

ですから、何ら公私に矛盾はない。さっき言ったことと、今言っていることと、事実には違うことは全然ありません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） では、今回、ことし実家にお帰りになった、広島に行かれて実家にお立ち寄りになったという行程、そして、東京までまた帰ってこられたという行程の中で、御自分でお出しになった交通費というのは、幾らか、では、あるわけですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 出張の公務の途中で、1日の、1泊の休暇を取って立ち寄るということは、その立ち寄りの部分だけは、これはもちろん私費であります、その他の部分は、行きと帰りの公務のコースでありますから、別段、矛盾はないのではないかと、思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私は、別に難しいことを聞いているつもりはないんです。出張されたことと、その出張の途中で休暇をお取りになった、そういう際の交通費の支給の仕方について、どうなっているのかな、と私は思って、お聞きしているわけです。

今回、では出張されて、お帰りになるまでは、一切公費で交通費は賄われた、ということなんですか。それとも、一部は市長自身で、個人で御負担なされたということなんですか。よくわからないのでいすけれど。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 極めて明瞭なことでありまして、往路、それから復路で、本線のコースからちょっとそれますので、その分はもちろん私費で担当した。それから、宿泊も、私用でありますから、そのような経理になっておる、というふうに思っております。

ですから、全く問われる——問われる意味は何だかよくわかりませんが、私用に公費を使ったということは、ございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） その際、同行された職員の方は、いらっしゃったんでしょうか。もし、いらっしゃったとすれば、その間は、実家に市長がお帰りになって、休暇を取っておられる間は、どうしておられたんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 1日先に、直行して帰っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それは、どこから直行してお帰りになったんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最終に視察をしたのは、松江市だったと思いますから、そこから帰った、ということです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） わかりました。ちょっと、いろいろはっきりさせた方がいいようなこともございますので、いろいろ後で、監査委員の方もいらっしゃいますし、資料もいただいて、62年度の決算のときには、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。山口達夫君。

〔5番議員 登壇〕

○5番（山口達夫君） それでは、自由市民会議を代表いたしまして、昭和61年度一般会計決算につきまして、消極的賛成の立場で、意見を申し上げます。

過日の3日間にわたります一般会計決算特別委員会の審議、並びに監査委員提出の審査意見書を踏まえまして、61年度の一般会計決算につきましては、予算の執行の面において、法令及び予算の目的、並びに議会の議決の趣旨に従い、おおむね適正であると考えられるので、決算の認定に賛成いたします。

しかしながら、財政の運営、政策課題の取り組み等において、まだ不十分ではないかという点がうかがわれ、消極的賛成を表明し、意見を申し述べます。

私も、市議員にさせていただいて1年7ヵ月、この間に2回の決算委員会に参加させていただきました。まだまだ、日野市の全体像を見るには、勉強不足でございます。これから申し上げることにつきましても、あるいは見当違いであったり、または、十分な理解ができていない点もあろうかと思いますが、そこにつきましては、日野市を愛する心ということで、御容赦いただきたいと思います。

昭和61年度決算の特徴といいますと、何と云っても、歳入における法人市民税の額の大幅な減少でございます。法人市民税は、調定額において、22億6,800万円余りで、昨年より40%減、15億6,000万円強の落ち込みとなっております。これにより、一般会計歳入調定額は、328億5,300万円余りで、昨年より12億8,000万円弱のマイナス成長であります。

当年度が、前年度対比でマイナス成長ということ、これは、過去20年間、一度も日野市が経験したことのない、極めて異常な事態である、と審査意見書でも報告をしております。この点については、議会のいろいろな場で、多くの議員が既に指摘した点でございますが、まさに先行き不透明な時代を象徴的に物語る事態であります。いかに財政運営当局が苦悩をするか。今後の日本のありようについても、また、地方財政においても、かなりの困難が予想されるわけであります。

日米貿易摩擦の深刻化と、それに伴う円高不況の状況は、日本の国全体に大きな関心と戸惑いを与えておりますが、その直接的な影響が、この日野市に、法人市民税の大幅減額という形で、あらわれたわけであります。改めて、日野市の財政は、市内優良企業たる法人市民が、その力によってもたらした税金によって、ゆとりを得ていることが、認識されるわけであります。

そこで、この観点から、まず意見の第一といたしまして、これは決算委員会でも出たわけですが、これら法人市民との定期的会合を開き、対話の場を設置することを求めたいわけであります。

その理由としては、今いろいろな形でうわさが入っておりますが、これらの優良企業

のさらなる日野市からの転出のうわさがございます。固定資産税の増加、輸送手段の改善によって、かなり遠隔地でも企業がやっていけるようになったこと、日野市に所在する必要性というのが、今までとは比較にならないほど、低下してきているわけでありませう。遠くであっても、労働力の集約が可能になり、また、製品の輸送も、交通手段の発達で、可能になってきているからであります。

このような点で、まさに日野市の財政のゆとりを与えている、優良企業と法人市民と会合を開くことによって、事前の対策を検討していただきたいわけでありませう。また、こうすることによって、民間企業との情報交換による、市役所内部の活性化を図ることが、可能となるのではないのでしょうか。職員にとって、市役所相互間の交流だけでは、十分な活性化には足りないのではないかと、ところ憂慮するわけでありませう。

また、経営手法、いろいろ民間会社では持っております。これらの知恵を得ることによって、これからの不透明な時代における効率的な財政、その遂行に役立つはずと信ずるゆえんであります。

また、意見の第2としまして、新たな財源の担い手として、優良法人の招請等を検討していただきたい。

せんだって、千代田自動車の跡地に、新しい優良企業が来ることが決まり、工事もそろそろ着工になるろうかと思えますけれども、このような形で、さらに御努力を願いたいと考えるわけでありませう。

続きまして、61年度の法人市民税の大幅落ち込みに対し、決算を通して、日野市がこれにどのような対応をしているかを、検討してみませう。税収の落ち込みが、継続的にこれから生ずるのではないかと。他方、財政需要の増大は、ますます大きくなってくる。このような中で、61年度決算を見るのが、日野市が、単に一時的な現象と見ているか、それとも、これを一つの曲がり角ととらえ、抜本的な対策を講じようとしているかがわかるのではないかと、考えたからです。

提出をいただいております昭和61年度の主要な成果・基金の運用状況の報告書に、60年度と61年度の決算、両年度の状況を詳しく比較できるような報告がございます。これを見ますと、歳入減にもかかわらず、人件費が2億6,000万円、物件費が3億5,000万円の増加を来しております。経常収支比率は5%上がり、77.5%ということになり、いよいよ黄色の信号がともったのか、というような状況ではないかと思えます。

このままにしておきますと、どのようなことが起こるかといいますと、税収が一定とすれば、先ほど来の議論がございましたように、年々昇給がございますので、人件費、

物件費は、ともに増加の傾向を示すに違いありません。ですから、経常収支比率は、ますます悪化の方向に行く可能性があるわけです。ここにおいて、行政改革の必要性がいかに大事であるかが、浮かび上がってまいります。

そこで、意見の第2として、この行政改革を有効にできるための手段を、お願いしたい。私たちは、市から、日野市行政調査会の最終答申をいただいております。そして、それに基づきまして、何らかの形で、新しい推進要綱についての報告があると、期待しておるわけですが、考え方なるものが出たまま、報告は、まだなされていないわけでありまして。

見ますると、当時の行政改革に関してのいろいろな文章をまとめた職員の方々が、今、一つの組織の形をとっているかどうか、であります。ある部署に、あるいは別の部署にということ、ばらばらについている現状の中で、一体だれが責任を持って、これらの推進の要綱を実現する担い手となるのが、できるのでありましょうか。ぜひ、一つの機関を設けることを、要望するわけです。

例えば、部長が、果たしてその役を担い切れるでしょうか。部長という職にとって、みずからの分野における予算を拡大することと、職員の増強を図り、より大きな仕事をすることが、その人の手腕であり、評価であります。およそ縦割り行政の中では、それぞれが拡大することを求めて、やまないわけでありまして。だとすれば、全体を見渡して、いかにして不要な部分を切り捨てるか、ということについては、そのような、それを専門にした機関をつくらなければならないのではないかと、と信ずるからであります。

続きまして、人件費及び物件費の増加分と、歳入減少分について、何によって賄っているかを見てもみますと、両年度を比較しますと、ほとんどが公債費の減少によって、対応しているわけでありまして。すなわち、60年度は、公債費が44億3,200万円であったのに対し、61年度では、35億5,000万円と、約9億2,000万円も減少させ、この公債費の部分によって、いわば、ショックアブソーバの役目を持たせているわけでありまして。

しかし、61年度決算における公債費の残額を見ますと、総額は292億8,675万5,000円となっております。年々、増加の傾向を示しているわけでありまして。大きな財政需要が待っている今日、公債費をどのように計画的にするかが、大事なポイントではないかと思うわけです。

今、高幡で、区画整理が行われております。16.8ヘクタール、総事業費が55億8,000万円。また、豊田南でも始まっております。87.1ヘクタール、総事業費が262億。西平山でも、計画段階に入っていると聞いておりますが、92ヘクタール、174億5,000万円。

万願寺第二では、119ヘクタールが予定されております。このような区画整理の総事業を積算していきますと、最低でも、事業費は500億円を超えるわけであります。さらに、もう少し範囲の広い区画整理も、検討しなければならないわけであります。

そしてまた、下水道の整備について考えてみますと、これは約500億円がかかると聞いております。今後、日野市は都市基盤整備に、明確なものでも、現在の計算で1,000億円という、気の遠くなるような巨額の財政需要を抱えているわけであります。これを考えるとき、財政運営に、長期的計画性なくして、果たして日野の都市基盤整備は、できるでありましょうか。何としてでも、この巨額な財政需要に応ずるための方策を、見つけていただきたい。公債費一つの処理ではございますけれども、このような点に、将来の展望に不安を感じざるわけであります。

例えば、10億円の今年度の公債費の減は、繰り上げ償還がその分控えられた、という報告がございます。決算委員会の報告では、それは、債権として出ているものについて、なかなか市場から回収するのが難しい。あるいは、債権を買った者に対する配慮がある。いろんな説明がございました。単に、財政的な問題からだけ、繰り上げ償還を論ずるわけにはまいりませんが、少なくとも方法としますと、財政調整基金の、より高度な利用の仕方があるのではないだろうか。

あるいはまた、地方財政法230条1項に規定している、いわゆる減債基金の設置もあるのではないかと、思います。減債基金は、あらかじめ繰り上げ償還することが難しい場合に備えて、事前に基金として積んでいくことによって、長期的な、計画的な公債償還をもたらす目的のものであります。ぜひ、この辺のところを御検討いただきたいと思えます。

また、種々の財政手法を検討すると同時に、何と云っても、行政みずからがむだを省く努力がなければならない、と思えます。先日来、いろいろな議論がございました。私は、やはり行政改革を、行政当局者が本気になってやる以外に道はない、と信ずるわけです。上からの押しつけとか、あるいは、議会からの進め、指摘、これに身を任せるのではなくて、積極的に取り上げることしか、この難局を明るい展望に引き戻すことはできない、こう考えるわけです。

日野市は、今、まちづくりへの重大なターニングポイントに差ししかかっている、という認識において、それに対応する行財政の長期的、計画的な運営を求めて、決算認定の意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

〔28番議員 登壇〕

○28番（名古屋史郎君） 日野市議会の社会クラブを代表して、昭和61年度の日野市一般会計決算の認定の立場で、意見を述べます。

昭和61年度の市税収入は、前年比0.2%の減収であります。また、歳入面の大きな要素の国庫支出金、都の支出金は、国の財政債権を理由とする行財政改革の具体化が、前年に引き続き補助金削減という形で行われ、自治体財政と市民生活に甚大なもたらしました。

こうした厳しい財政状況の中で、第2次日野市基本構想の目指す都市像、緑と文化の市民都市創造のため、五つの目標達成に向かって、森田市長以下部課長の皆さん、市の職員の皆さんが、数々の新規事業を含む、市民に対する施策に格段の努力をもって当たられたことに、まずもって敬意を表したいと思います。

財政は大変厳しく、自治体行政には、特に厳しさが求められている昨今であります。市職員も、退職金、給与など、実質的な賃金ダウンを強いられている昨今、市当局は、歳入面はもちろん、歳出面でも一層の厳しさを持つべきだ、と考えます。

その中で、特に委託費について、若干の意見を述べておきたいと考えております。

委託事業の中には、自治体固有の事務で、本来は市が直接責任を持って行うべき事業にも、委託の形がとられております。その一つに、し尿処理場、浄化槽清掃業等があります。これらの仕事の委託を市がやめる場合、あるいは減少する場合は、特別措置法で一定の補償をすることになっていますので、これらの委託、すなわち固有事務の委託については、この際、除外した意見を申しますことを、あえて断っておきたいと思えます。

それ以外の事業でも、市は、億単位から少額に至るまで、さまざまな部署で、さまざまな委託が行われております。この傾向は、市として安上がりをねらった行政、委託、委託の風潮で、ますます多くなりつつあります。委託料の安い高いは、仕事内容にかかわっているわけで、安ければそれでよいというものではありません。このことは、前に述べた市固有の仕事と、そうでないものにかかわらず、言えることであろうと思えます。

しかしながら、その委託事業の中には、一例を挙げれば、市庁舎の清掃、あるいは管理業務があります。この新庁舎開庁以来、約10年、あるいはそれ以上、同一業者に委託されている業務があります。それらの委託費は、例外もありますが、年々およそ3%から5%の諸経費増が、ほとんど認められて、推移しております。オーバーに言えば、ほ

とんど独占の形で、経費増、これは主として人件費であります、年々認められているということは、仕事をする業者にとっては、今どき大変ありがたいことであります。その企業に働く人の給与、言いかえれば、人件費に切り込もうという形でなく、委託先、あるいは委託内容の見直しが必要、と考えられます。

また、小学校、中学校の便所の清掃委託などという委託もございます。これを見ても、業務内容が全く同一なのに、小学校1校当たり41万円、中学校は、何と1校当たり78万5,000円と、ほぼ倍額が支出されております。これは、委託契約の甘さのあらわれだ、と言わざるを得ません。これらの点に関しては、財政課あるいは教育委員会庶務課も、この点の是正を研究中とも伺いますので、その姿勢を評価しますけれども、要は、委託に際しての金額、内容についての厳しい対処に欠けている、ということ指摘せざるを得ません。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

（明日の本会議は、午前0時より開議いたします。）

本日は、これにて延会いたします。

午後11時59分 延会

10月2日 金曜日 (第10日)

昭和62年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第31号)

10月2日 金曜日 (第10日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和62年10月2日(金)

午前10時開議

(議案審査報告)

(一般会計決算特別委員会)

日程第1 議案第73号 昭和61年度日野市一般会計決算の認定について

(特別会計決算特別委員会)

日程第2 議案第74号 昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第3 議案第75号 昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第4 議案第76号 昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定

- 光の光景・光景・光景・光景・光景・光景・光景・光景・光景・光景
- 日程第 5 議案 第 77 号 昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定
 について
- 日程第 6 議案 第 78 号 昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認
 定について
- 日程第 7 議案 第 79 号 昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認
 定について
- 日程第 8 議案 第 80 号 昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定に
 ついて
- 日程第 9 議案 第 81 号 昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認
 定について
- (請願審査報告) (総務委員会)
- 日程第 10 請願 第 62-20 号 すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求め
 る請願
- 日程第 11 請願 第 62-25 号 すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求め
 る請願
 (建設委員会)
- 日程第 12 請願 第 62-17 号 多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マン
 ション建設阻止に関する請願
- 日程第 13 請願 第 62-23 号 長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確
 立施策の実施に関する請願
- 日程第 14 請願 第 62-26 号 日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促
 進についての請願
- 日程第 15 請願 第 62-38 号 樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求
 める請願
 (建設委員会)
- 日程第 16 請願 第 62-13 号 程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災
 工事並びに開発行為についての請願
 (継続審査) (総務委員会)
- 日程第 17 請願 第 62-7 号 借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改
 正」に反対する意見書提出を求める請願

- 日程第 18 請願 第 62-9 号 借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願
- 日程第 19 請願 第 62-12 号 委託業務の前払金に関する陳情
- 日程第 20 請願 第 62-35 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（NLP）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情
- 日程第 21 請願 第 62-37 号 「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願
（文教委員会）
- 日程第 22 請願 第 61-9 号 東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願
- 日程第 23 請願 第 62-6 号 公立中学校英語の授業時間増に関する陳情
- 日程第 24 請願 第 62-14 号 ソフトボール専用グラウンドの建設についての陳情
- 日程第 25 請願 第 62-28 号 平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願
- 日程第 26 請願 第 62-32 号 第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願
- 日程第 27 請願 第 62-33 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情
（厚生委員会）
- 日程第 28 請願 第 61-14 号 「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願
- 日程第 29 請願 第 62-5 号 神明地区センター早期建設を願う請願
- 日程第 30 請願 第 62-11 号 原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願
- 日程第 31 請願 第 62-16 号 東光寺東地区センター建設に関する請願
- 日程第 32 請願 第 62-19 号 東町地区公害に関する請願
- 日程第 33 請願 第 62-24 号 犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願

- 日程第 34 請願 第 62-30 号 老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願
- 日程第 35 請願 第 62-31 号 新町地区センター設置に関する請願
- 日程第 36 請願 第 62-34 号 0歳児の特例保育の実施に関する請願
(建設委員会)
- 日程第 37 請願 第 61-6 号 市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願
- 日程第 38 請願 第 62-3 号 「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」
提出についての陳情
- 日程第 39 請願 第 62-27 号 私道の公道移管と公図作成に関する請願
- 日程第 40 請願 第 62-29 号 多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンション建設阻止に関する請願
- 日程第 41 請願 第 62-36 号 米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の
意見書採択に関する陳情
(中間報告)
- 日程第 42 特別委員会中間報告の件
(継続審査議決)
- 日程第 43 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 44 スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に
関する件
- 日程第 45 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 46 廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
(請願上程)
- 日程第 47 請願 第 62-39 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外され
た費用の復元を求める陳情
- 日程第 48 請願 第 62-40 号 議員定数削減に関する請願
- 日程第 49 請願 第 62-41 号 議員定数削減に関する請願
- 日程第 50 請願 第 62-42 号 山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳
情
- 日程第 51 請願 第 62-43 号 日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める
請願
- 日程第 52 請願 第 62-44 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を
求める請願

日程第 53 請願 第 62-45 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を
求める請願

日程第 54 請願 第 62-46 号 議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を
求める請願

(議案上程)

日程第 55 議案 第 104 号 日野市教育委員会委員の任命について

日程第 56 議案 第 105 号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て

日程第 57 議員提出議案第 9 号 地下高騰に伴う固定資産税等についての意見書

日程第 58 議員提出議案第 10 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練 (NLP)
基地の建設に反対する意見書

日程第 59 議員提出議案第 11 号 国民健康保険事業に対する国・都の支出金削減に
反対し増額を求める意見書

日程第 60 議員提出議案第 12 号 すべての大型間接税導入に反対し、大幅減税を求
める意見書

日程第 61 議員提出議案第 13 号 市街化区域農地に於ける長期営農継続制度の堅持
に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 61 まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

前日の審議を継続いたします。名古屋史郎君の発言の継続を許します。

〔28番議員登壇〕

○28番（名古屋史郎君） 先ほど申し上げたとおり、もちろん必要な金を惜しむものではありませんが、委託契約がマンネリに陥らぬ配慮を、特段望みたいと思います。

以上、若干の感想を述べ、日野市昭和61年度一般会計決算認定をする、日野市議会社会クラブの代表の意見といたします。

終わります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

〔13番議員登壇〕

○13番（夏井明男君） それでは、公明党を代表いたしまして、61年度一般会計決算認定の立場から、意見を申し上げます。

市の方から提出をされました資料をもとにしまして、慎重な議会の質疑を通じて、61年度の所期の目的は達成された、というふうに私どもも考えております。この点、担当の方の努力に対して、まず、感謝申し上げる次第でございます。

61年度の総合決算収支状況は、歳入決算額473億3,700万9,000円、歳出決算額459億258万7,000円で、前年度と比較しますと、歳入で3.8、歳出で2.8の伸びでありまして、実質収支額は11億8,532万2,000円の黒字であり、単年度の収支額は、2億2,261万2,000円の黒字ということであります。

市税の収入済額を前年度と比較いたしますと、4,826万2,000円、0.2%の減少であります。

これを、個人市民税が、所得の増ということで、9億6,866万9,000円でありました。法人市民税は、先ほどのお話もありましたとおり、15億6,672万7,000円の減少でありました。これは、主に市内の大手企業の転出ということがありましたし、また、円高不況ということで、輸出関連企業の減益が影響した、というふうに言われております。

ただ、固定資産税が、対前年度比4億2,159万8,000円、都市計画税が1億812万3,000円、それぞれ増加をいたしております。これは、主に60年度における評価替えに伴う税負担の調整措置、宅地化の進行、新築家屋の増加等による、というふうに言えるかと思っております。ただ、将来的には、このような固定資産税の伸び、都市計画税の伸び等は、今

後、このような伸びで推移するか、非常に疑問であろう、というふうに考えております。

財政分析表の一つであります経常収支比率を見ますと、先ほど山口議員からお話がありました、77.5%というふうなことになっております。消費的経費を見ますと、55.5%ということで、財政の硬直化を進めている傾向が、ここにかがいが知れるわけであり、

このような中で、財政課を中心にして、経常経費の5%削減を実施した、ということでありました。この5%、経常経費の5%の縮減の実施ということは、オイルショック以来なかったということで、三多摩各市の中でも、私は、現在のところ、こういうふうな実施をしたということ、聞いておりません。私どもも、このような厳しい財政状況は今後とも続くであろう、という認識を持っております。

森田市長も、ついこの間、国保の値上げの審議のときでもそうですが、非常に財政が厳しいんだ、というお話も再三され、国保の審議員の方にも理解を求めてきた経緯も、あるわけでありまして。そういう意味で、市長も、こういうふうな認識をお持ちであろうというふうに、私どもも考えているわけでありまして。そういうふうな点から立ちますと、非常にいろいろな意味で、疑問が生じてくるわけでありまして。

現在、日野市は、区画整理事業、下水道事業、道路交通網の都市基盤事業、さらには、平均寿命の延びによる高齢化社会に対応したような施策の充実等があります。

また、教育への対応もありますし、文化施設の問題もあります。さらには、スポーツ施設が非常に少ないということで、これからの対応も待たれているところであります。そういう意味で、まだまだ数多くの課題が残されている、というふうな認識を、私も持っております。

そのような観点から考えますと、61年の4月30日に、これは私もたびたびお尋ねしたことでありますが、日野市の行財政調査会より、市長あてに最終答申、すなわち行財政改革の最終答申が出されまして、その対応ということが、行政側に求められて、今日に至ったわけでありまして。61年の7月に、日野市の行政改革推進本部というものがつくられて、検討を加え、基本方針をつくって、今日に至っているわけでありまして。実際に、その中では、機構改革の、組織改革の問題ですとか、さまざまな不安といいますが、練られているそうではあります、まだ正式には基本方針の段階でとまっているのが実情であろう、と思っております。

私どもも、将来的には非常に厳しい財政状況は続くであろう、というふうな認識を持っている中で、ささやかな提案でありましたけれども、漏水対策の問題を、一般質問で質

聞させていただきました。小中学校の学校の電気料金の節約の問題についても、取り組んでいただきました。さらには、モニュメントの5,000万の支出はどうか。現在の日野市民の感情としてどうかということも、つい最近、目新しい状況として、私どもの立場を述べさせていただいたわけであります。

また、日野市の中学校の食堂方式による完全給食というものは、非常に数少ない立派な制度だというふうに思っておりますが、この運営の問題についての給食調理員の方のパート化の導入ということも、将来的な展望の上で、提案をさせていただいたわけであります。そういう意味から、やはり従来 of 事業を見直す必要性が、私は出ていくであろう、というふうに思っております。

各方面の議員の方からも、事務機器のO A化等で、将来的に事務の増大するであろうところを、O A化等の機器によって、人件費の増大を防いでいる。極力押さえ込んでいく、ということの提案があって、日野市でも、主要政策の中で事業が進められている、ということも、聞いております。

さらに、先ほど社会クラブの名古屋議員の方からお話がありましたが、日野市の委託事業がさまざまにあるけれども、その辺、真剣に委託事業として取り組んでほしい、というお話もありました。

さらに、決算委員会一般会計の特別決算委員会で、名古屋議員も、市立の中央図書館の警備員の人件費の問題で、具体的な工夫が必要ではないか、ということ非常に丁寧に、質疑をされてきているわけであります。

私は、将来の基本的な考え方として、将来の行政需要の、絶えず変化していくわけですが、変化していく中で、機構を発展的に変革をさせていくという手法を取る以外に、組織機構の改革の問題についても、さらには職員定数の枠の問題につきましても、ラスパイレスの問題につきましても、スムーズな改革の方向はあり得ないだろう、というふうに認識をいたしております。発展的な変革、ということであります。ですから、新しい新企業に対しては、大胆な発想が私は必要だろう、というふうに思います。

その中で、一つは人件費という問題があるわけですが、人件費的なものというのは、将来的に非常に重い、足かせという言葉は過ぎるかと思っておりますけれども、重要な要素として残るわけであります。

そういう意味で、かしの木荘についても、いわゆる民間委託的なものとして、構想はとれないかということも、私は、提案をさせていただいたわけであります。市長も、具体的な、かなり具体的な話として、大胆な発想をしながら、民間委託等も踏まえて、将

来的な負担のないような形のものを、施策として取り入れていきたい、というお話も、私はあったかと思えます。

私は、基本的には、日野市は少数精鋭主義でいく、という前の赤松助役のお話がありましたけれども、私も、基本的には賛成であります。職員定数の全体を見ますと、現場的な窓口の職員が日野市には多いということですが、内部の本庁にお勤めの方、トータルしますと、やはり日野市は平均的な職員体制の組織ができ上がっている、というふうに認識をいたしております。

そういう意味では、現業部門のさまざまな需要の変化の対応を、将来的に事務職員の立場に動員をしていくという手法も、展開していく必要があるのではないかと、いうふうに思っております。

また、別の角度から言いますと、一度、制度として、具体的に事業として始まり、それが定着を一たんいたしますと、非常にそれを廃止する、修正をするということが、非常に難しいということが、私は言えるかと思えます。

ですから、市長が新しい事業を始める場合は、将来的にそれがどういうふうに展開するかということを、慎重に決断される重い責任が、私はあろうかと思うわけであります。

そのような観点から、過日の一般会計決算の委員会のときに、市長に、私はお尋ねしましたが、それは、62年から68年の基本計画案というものが、市長の責任において出されたわけですけれども、その基本計画案の10ページのところですけれども、そこには、市立総合病院の整備という問題と、地域医療体制の整備、という問題が載っているわけです。この市立総合病院の整備ということは、非常に市民の方も関心を持っている問題ですし、これからどうしても事業として乗り越えていかなければいけない、ということ認識しているわけですが、その中で、第三次救急医療体制の拡充を目指す、という項目がのっているわけです。

そこで、私も、第三次救急医療体制の中身について、お話を伺おうということで、少し始まったんですが、説得力のある答弁が明らかに出ない、というふうに私は認識をいたしました。この問題については、あくまでも基本計画案ですから、その前後の調整は必要なのかなというふうにして、私は質問を途中で切り上げましたけれども、根本的には、このような重要な問題についても、まだ煮詰まっていないということも、認識いたしております。

その一方で、地域医療体制の整備というところで、いわゆる南部の医療体制ということも発表されています。この辺の整合性が、根本的にわからない、というのが私の実感

であります。

そういう意味で、市長がこれからおやりになるということを、私は、さまざまな課題が多く残されているわけですが、本会議でも、ことしの、これまでの市長の本会議の答弁、行財政改革にかかわる、関連する答弁を見ますと、希望的なお話としておっしゃっている場合が非常に私は多いというふうに、理解をいたしております。そういう意味で、多くの重要課題を先送りにしているということが、私の実感であります。

市長としては、ぜひ、この辺の疑念といいますか、指摘を、今まで市政を担当してこられて、それを次の方にお渡しするには、その路線を、どのような立場の方が市長になるにしても、やはり責任を持って、それは定着化させなければいけない。泥をかぶってでも、それを日野の市民の方のために、その道筋を、困難ではあるかもしれませんが、確立をしなければ、私は、いけないというふうに思います。そうしませんと、5%の縮減的なものがまた行こうような形になってしまう、というふうに思います。

最後になりますが、これは、日本共産党の日野市議団の行政調査報告書がございます。61年の11月10日から12日まで、羽曳野市へ行かれております。これは、財政の健全化施策について、ということで行かれたわけですが、ここの市は、市長が共産党員の市長として、4期目を続けているところで知られております。森田市長は、共産党員ではないことは、私も重々承知しておりますけれども、少し聞いていただきたいと思えます。4期目を続けていることで知られている市だ、ということですから、16年間やっている市であります。

その中で、二つ課題がありまして、同和の予算の偏重の克服という問題と、もう一つは、赤字債権団体への指定の動きからの脱出という努力の問題であります。これも成功して、現在は、いわゆる国事財政に転換してきている、ということですが、その行政の効率化運動、経費節約運動の実際はどうであったか。

それを見ますと、管理職手当の3カ月の全額自主返上をさせております。それから、定期昇給を3カ月延伸をしております。管理職の定期昇給を3カ月延伸をいたしております。法人市民税の引き上げをいたしております。（「議員はどうなっている」と呼ぶ者あり）総定員をふやさない、ということも出ております。さらに、これは非常に厳しいなと思いましたが、産休の場合の欠員の補充は、どの部門でも行わないということでもあります。退職者等による欠員の補充も、どの部門でも行わないということでもあります。

この市長は、政府方針による行革に反対を表明している、ということであつたけれども、日野市共産党市議団の感想として「市民本位の民主的行政改革は、かくあるべきか

と学ぶべきことが多かった」こういうことであります。

私どもは、管理職手当の3カ月の全額自主返上のような事態を起こさせてはいけません。また、欠員の不補充ということで、産休による欠員の補充を、どの部門も行えない。また、退職者による欠員の補充も、どの部門でも行わない、というふうな事態になっては、私は、いけないのではないかと、というふうに思っております。

そういう意味で、長期計画の62年から68年にかけての計画というものを、きちっと、どなたが市長をおやりになるにしても、市長はずっと、もう16年やってこられているわけですから、その中で、どなたが市長になられるにしても、こういうふうな事態になってからでは、私は遅いと思う。特に私は、じんと来ましたのは、管理職手当の3カ月の全額を自主的に返上させたという、ここまでこななければならないということになっては、私は悲惨だと思ふ。

そういう意味で、私は、現在において、将来的な課題を残しているものを、すぐにも、道筋だけでもつけていくというのが、私は、後に残された市長の最後の仕事であろう、というふうに思います。そういう意味で、ぜひ、この問題については、市長も再三本会議で決意を述べておられますが、どうぞ、その道筋先を立てていただきたい、ということ、意見を申し上げます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 川嶋 博君。

〔11番議員登壇〕

○11番（川嶋 博君） 市民クラブを代表いたしまして、昭和61年度一般会計歳入歳出決算を認定する立場で、意見を述べさせていただきます。

昭和61年度一般会計歳入額は、321億6,693万3,181円で、最近3カ年間の指数で見ますと、前年度は103.1%であるのに対し、61年度比は、99.1%と、減少であることの厳しい財政状況下での決算であります。

初めに、行財政の運営を見ますと、市税を中心とする自主財源は、75.3%を占め、前年度に比較して、自主財源構成比率は2.8%増加になっています。また、依存財源の構成比率は、24.7%で、前年度に比べ12億4,975万円、13.6%減少をしている。この要因は、市債、国庫補助金等の減額によるものであります。平たく申しますと、これからの財政運営は、依存財源が減少し、自分で働き、市民生活の財源を生み出す。この傾向は、国の方針ではないでしょうか。

1点目に、歳入財源を最大限確保するための、国庫支出金、都支出金をふやす努力を

お願いし、そのほか、予算の執行面で、一言述べさせていただきますと、各部署では、それなりに努力をしていると思いますが、結果的に、歳入では6億5,000万円が収入未済額として計上されています。歳出では、不用額が、5億1,000万円が同様であります。大切な市民生活のために活用されるお金が生かされないで、この点、財政面に甘かったのではないのでしょうか。62年度にぜひ改善されるように指摘し、要望を申し上げたいと思います。

2点目として、民生費の関係であります。はくちょう学園等の成果は見られるように、心身障害者福祉事業、社会福祉事業、老人福祉対策事業におきましても、国や都の支出金を最大限獲得し、思いやりのある福祉行政に努め、さらに発展させていく必要があると思います。

3点目といたしまして、生活環境及び都市基盤の整備の面では、日野市の東部公共下水道南多摩処理場の供用開始に見られるように、成果は認められるが、身近な問題として、各会派より発言があるように、雨水や生活排水の問題について、周囲より切実な要望が出ております。また、生活道路、公園整備等、身近な行政の運営が、強く期待されるところであります。

4点目には、文教関係についてであります。大変強い市民要望でありました中学校給食も進み、今年度は二中の給食施設の建設、さらに夜間照明等、実現した成果は認めるものの、全校への速やかな配置、公平なる配慮を希望するものであります。ふるさと博物館が実現に向かって進み、市民の森スポーツ公園がオープンに見られるように、文化施設、スポーツ施設の充実であります。さらに、健全な地域社会、住みよい日野市をつくるためにも、積極的に取り組んでいただくことを、強く要望いたします。

5点目、全般的に、歳出面に目立つことは、委託料であります。委託料は、年々増加しておりますが、市の職員が同じような仕事に携わり、職員定数が不足している、人手が足りないなど、言っているのではないのでしょうか。委託なら、きちっと区別をし、整理し、委託の仕事、職員の仕事なれば、効率的な価値感のある仕事を行うべきであると思います。仕事の取り組み、必要性の観点に立って、今、何が必要であるか、むだはないか、予算を効率的に使う必要があります。新年度の予算編成に当たっては、十分な考慮、一層の努力を払われることを要望いたします。

以上、具体的な政策面を申し上げましたが、本決算について、市民クラブとして、認定とする立場で、意見を述べさせていただきました。

以上、終わり。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君）　共産党市議団を代表して、昭和61年度一般会計決算に対して認定する立場から、一言、意見を申し述べたいと思います。

御承知のように、61年度は、自民党政府がごり押しに押し進めてまいりました、臨調行革路線の5年目に当たる年であります。歳入面で、国・都による福祉、医療、教育の切り捨てなど、いわゆる臨調行革路線の影が、色濃く浮き彫りにされたものになっております。

共産党市議団は、これまでも機会あるごとに、自民党政治による臨調にせ行革路線に対して、市民の命と暮らしを守る立場から、厳しい批判を繰り返してまいりましたけれども、今回も、自民党政治に対する批判を抜きに、この61年度決算を論ずることはできない、と考えております。60年度限りと約束されていたはずの国庫補助金の一律削減が、ほごにされただけでなく、地方自治体のマイナス影響は、一気に前年の2倍に拡大され、地方財政への負担転化が、一層拡大強化されたことは、周知のとおりであります。福祉や教育など、補助金、負担金の削減によって、年間約3億5,000万円ものマイナス影響を受けるに至っております。

さらに、東京都においても、鈴木都政になって以降、福祉、教育など、各種事業に対する補助金の削減、補助率の引き下げが強行され、また、人件費や職員定数など、行財政全般にわたって、極めて不当な支配と干渉を、強めてきております。

法人市民税の税の減収について、指摘がありましたので、私も、一言、触れておきたいと思いますが、法人市民税が前年対比で40.1%減となり、市税収に大きな影響を受けたことは、軽視することのできない問題であります。円高などによる、景気の落ち込みによる税の減収は、決して自然現象ではありません。自民党政府による反国民的なアメリカべったりの従属的な経済政策がもたらした円高であり、経済政策の破綻がもたらした税減収であるという点を、はっきりと指摘しておかなければならないと思います。

こうした自民党政治による地方財政と、市民生活への負担のしわ寄せが、一層強化されつつある中で、歳入面での最大の特徴が、ここにあるわけであります。市民の暮らしや、市財政に重大なマイナス影響をもたらす臨調行革路線に対して、決算の審査を通じて、その決算の認定に当たって、どういう態度をとるのか。市民の利益を代表する市議会の1人ひとりが問われている問題であろう、と理解をいたしております。

今、自民党中曽根内閣と、財界が進めている地方行革とは、突き詰めてみれば、地方

自治体の自主立法権、自主行政権、自主財政権を完全に踏みにじって、政府の下請け機関にしてしまおう、とするものであります。まさに、地方自治体にとって、重大な事態だと言わなければなりません。共産党市議団は、臨調行革路線との対決こそ、市民の暮らしと地方自治を守る重要なポイント、唯一の道である、と確信をいたしております。こうした立場を、今後とも一貫して貫くことを、改めて決意として表明し、ここで、はっきりその立場をとっておきたいと思っております。

これまでの意見の開陳の中で、人件費の問題についても、若干言及をされましたので、私も一言、この機会に触れておきたいと思っております。

御承知のように、市税収に占める人件費の割合や、市当局の努力によりまして、年々低下をいたしております。例えば、54年度決算では、市税収に占める人件費の割合は、44.79%でありました。56年度では、38.75%、58年度では36.64%、60年度では33.13%と、年々低下をしてきているわけでありまして。

それでは、その人件費の中身はどうなのか。日野市の人件費の最大の特徴は何なのかということ、ここで明らかにしておきたいと思っておりますけれども、例えば、隣の八王子市では、人件費の中で、職員のサービス部門への配置は、わずか30%であります。同じく立川のサービス部門への職員の配置は、33%であります。日野市の場合、優に半分以上、50%を超しているわけですから、同じ人件費の比較でも、中身を立ち割ってみれば、その違いは歴然としているわけでありまして。

それとの関連で、羽曳野市の問題が、夏井議員から指摘をされました。これは、共産党員市長で、「えらいすんまへん」という、羽曳野市長の書いた本であります。ここに詳しく、民主的な、そして効率的な行政改革、真の行政改革がどう実践されたかが、明らかにされております。今、羽曳野市には、年間600団体以上もの視察団が訪れております。そして、市民本位の行政改革とはどういうものなのか。そして、真に効率的、民主的な行政改革とはどういうものなのかを学ぶために、全国から視察団が訪れているわけでありまして。このことも、ついでに紹介をしていきたいと思っております。

61年度の事業は、既に指摘しましたように、法人市民税が当初の見込みよりも、約10億円も減収するという、大きなマイナス影響を受けました。年度当初の事業計画に沿って、積極的に施策の前進が図られてきたことが、主要な側面であり、高く評価できるものであります。

まず第一に、平和を目指す独自施策でありますけれども、平和祈念行事の参加市への補助、反核平和、映画の集いの開催、国際非核自治体デーの啓発事業、さらには、憲法

記念行事を、市民参加のもとで、年々開催をいたしております。

総務費の関係では、市内連絡バスの運行、青少年の海外の派遣があります。

民生費では、婦人行動計画の策定、老人給食事業の実施、つばさ学園の開設、はくちょう学園の新築、さらには、旭が丘児童館の建設設計などが、行われております。

衛生費では、生活・保健相談センターの新築工事、ごみ焼却施設の新築工事が実行されております。

労働費、土木費、教育費の関係では、勤労青年会館の設置、自転車置き場の5カ所への設置工事、向川原団地市営住宅の建てかえ工事、さらには、緑化推進事業と南平丘陵公園の基本設計が行われております。さらに、市民の森スポーツ公園の造成、第二中学校の食堂の建設、東光寺グラウンドの新設など、主な施策だけを取り上げてみましても、いずれも市民の要求に積極的にこたえたものとして、市民からも高く評価されるものと、確信をいたしております。

決算審査を通じて、明らかになった問題点も、幾つか指摘しておかなければなりません。

第一には、生活つなぎ資金、住宅改良資金の問題であります。利用率を飛躍的に向上させる格段の努力が求められていると思います。46年度の公益質屋の1カ月平均の取り扱い件数は、247件、157万6,908円の貸し出しでありました。47年度では、同じく1カ月平均の取り扱い件数は、226件、173万7,004円の貸し出し金額となっております。この、広く市民に利用されていた公益質屋を廃止して、それにかわる制度として発足したのが、生活つなぎ資金制度であります。

したがって、利用者の立場に立って、利用しやすい制度として、積極的に内容の改善を図るべきだと思いますし、もっともっと積極的なPRを行っていいのではないかと思いますし、あわせて、住宅改良資金も、年間わずか一けたの利用状況では、形ばかりの窓口の設置といわれても、仕方のない実態にあるかと思えます。もっともっと、これらの制度を利用する市民の立場に立った、積極的な取り組みが、求められるわけでありす。

第二の問題は、中小企業に対する緊急融資制度であります。決算委員会の中でも、るる指摘をいたしましたけれども、この5年間、事実上、この制度が凍結をされてきている。座して待つ、という姿勢であってはならないと思います。これは、一口に言って、行政の怠慢であります。制度として、窓口が設けられている以上、積極的にPRもし、そして、利用者、業者が利用しやすい制度の内容改善が、求められるわけでありす。

61年度決算で見る限りでは、まさに無気力そのものといわなければなりません。もっと当該部課の積極的な取り組みを、強く要望しておきたいと思います。

第3点は、小規模事業者育成条例の具体化の問題であります。委員会で指摘しましたように、実際の運用が、一部の商工業者だけを対象としたものになっております。全商工業者、市民を対象とした施策になるように、早急に是正を図る必要があります。この点でも、関係事務当局の積極的な対応を要望いたしておきたいと思います。

第4点目は、生活保護行政であります。逐一、この場での指摘は避けたいと思いますが、御承知のように、生活保護制度は、憲法第25条に定める、健康にして文化的な最低限度の生活を補償する、かなめの制度であります。本来、国が全額負担すべきものであります。

しかし、政府は、生活保護に対する国庫負担の削減を、あえて強行してきております。受給制限、締めつけを、一層強化してきているのが、今日の実態であります。円高不況、各種公共料金の引き上げなど、生活保護受給者が増加して当然という情勢のもとで、受給者が激減している実態を、見詰め直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。生活困窮者にこそ、政治の光りを今こそ当てるべきではないか、と強く強調したいわけです。福祉事務所が、今後とも市民本位の立場から、一層積極的な取り組みをされるよう、強く要望しておきたいと思います。

次に、第5点目でありますけれども、広報の新聞折り込みの委託料の問題に関連して、一言、触れておきたいと思います。

各新聞販売店の実際の取り扱い部数の正確な把握、点検と指導、そして、全所帯への配布の徹底と、適正な契約をあえて要望しておきたいと思います。早急な改善を求めておきたいと思います。

6点目は、単身者用共同住宅の指導指針が、実際には無視されているという、今日の実態について、指摘しないわけにはまいりません。実情に即した、積極的で適正な行政指導が行われるよう、当局の対応を強く求めておきたいと思います。

7点目は、市の補助事業として行われた、商業振興計画策定にかかわる、基礎調査事業に関連して、問題点を指摘しておきたいと思います。300万円をかけて行われた調査の結果が、商調協の審議に反映されなかったこと、そして、その結果が事務報告書にも、施策の成果にも全く記録されていないという点は、極めて遺憾であります。

問題の第1は、日野市商工会が、本来の目的に反して、地元の商業者に壊滅的な打撃を与えるであろう、そういう結論、結果を引き出したことでもあります。これは、みずか

らの存在意義を否定するものにほかなりません。実際には、その組織率は、5割を割っている、といわれております。このような、地元商業者の営業、暮らしを無視したような、今のような商工会のあり方では、ますますその組織率は低下してしまうだろう、このことを、私は、危惧しないわけにはまいりません。市当局の指導性が、今、強く求められていると思います。

第2の問題点は、商調協の問題。そこで、4カ月というスピード結審が行われた、ということであります。その背景には、御承知のように「私が会長になればダイクマは必ず阻止する」と言って、ダイクマ出店反対同盟を、こぞって会長へ押し挙げる、そういう行動に巻き込み、みずからが会長になった途端、これらの多くの人たちを裏切ったことが、1点、指摘されるわけであります。

そして、同時に、この会長を中心に、会長の息のかかった者だけで、商調協を組織する。出される結論は、審議の前から決まっている、こういう状況にあったわけでありませぬ。しかも、そういうことを反映して、日野市の商連からの商工会の脱退が、一部あったわけでありませぬけれども、それでは5割の組織率を割ってしまうということから、ある店主のたった2店をくどき落として、商店を、商店会をでっち挙げて、日野市の商店を格好だけ組織づくる。こういうことを、ごく最近、やったわけであります。

こういう背景が、今度の商調協のスピード結審につながったわけでありませぬ。このことを、あえて声を大にして、この機会に強調しておきたい、と思うわけでありませぬ。

第3点目は、その結果として、南平にダイクマが胸を張って進出しようとしてきているわけでありませぬ。その影響は、甚大でありませぬ。関係商業者は、壊滅的な打撃を受けることは、必定でありませぬ。この責任は、だれが負うのでありませぬでしょうか。これまで、再三再四、私が強調してまいりましたけれども、今度の結果は、商業の振興だけの問題でありませぬ。住環境を守らなければならない問題もありません。将来のまちづくりの問題も、当然重要な課題としてあるわけでありませぬ。

こういう観点から、責任ある積極的な行政側の対応が、求められていると思います。私は、こうした点、幾つか問題点を指摘しながら、今後の当面する行政側の積極的な対応、対応を、強く求めておきたいと思います。

以上、共産党市議団を代表しての意見といたします。今後の施策に、十分反映されませぬように付言をして、私の発言を終わります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を結びたいと思います。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第73号、昭和61年度日野市一般会計決算の認定の件は原案のとおり認定されました。

これより議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（小山良悟君） 特別会計決算委員会に付託されました昭和61年度特別会計決算議案第74号から、議案第81号まで、計8議案の審査経過並びに結果を御報告いたします。

まず、議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算であります。予算額、決算額は、議案書のとおりでございます。以下、7議案についても同様といたします。

主なる質疑は、項目だけ報告をいたします。以下、全議案も同様であります。

質疑項目でございます。生活・保健センター完成後の健診対象人数の拡大、生活・保健センターの国保事業の位置づけ、賦課方式の検討、滞納整理、健康事業の一般企業との水準比較、国保会計の課題、健診費用の会計部門の適否、一般会計からの繰入金の今後の見通し、補助金の区部と市部の格差、国庫補助率の推移、減免条項のPR問題、繰出金の歳入構成比の明確化、国や都に対する助成の働きかけ、などであります。

主なる意見は、減免要綱を要約して公表すべきである。予防衛生の事業促進を望む。国庫補助金の増額に努力せよ。社会保障の自己負担割合の線引きを前提に議論すべきで

ある、などであります。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算であります。主なる質疑は、高幡地区内のバス路線ルートの問題、区画整理達成率、高幡、豊田両地区の区画整理の課題、立ち退き補償費の割合、市施行の考え方、突出した残業代の問題、などであります。

主なる意見は、行政境の地区は、行政がおくれている。特段の対応を望む。さらに、小さな公園をつくらせ、その費用で道路整備に対応するもの、一つの考え方である、という意見であります。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算であります。

主なる質疑は、委託料の不用額、62年度の下水道普及率及び最終完成年次、人員配置の疑問、工事請負の補償補てんの割合、2・2・11号線の完成と下水道ルートの関連、浅川、秋川処理区の進捗状況、南多摩処理区の使用料、流域下水道維持管理費の根拠、単独浄化槽、コミプラ浄化槽の実態、日本信販百草団地の使用開始時期、などであります。

特に意見はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号であります。主なる質疑は、看護婦不足の問題、ミニ人間ドック開設の実施時期、入院患者の減と、外来患者の増の理由、基本計画実施と今後の対応、投書箱の内容、医療収益と人件費のバランスの問題、であります。

主なる意見は、看護婦、助産婦などの人材確保のためにも、数年前から指摘している給与制度の抜本的な改善をすべきである。独立採算の合理化は、市長、病院職員など、内部の慎重な討議も必要である。看護婦の仕事のあり方も一考を要す、などあります。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算であります。

主なる質疑であります。石綿管の改良状況などあります。

意見としては、公営化へのさらなる努力、漏水対策の努力を求める、などあります。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算であります。

主なる質疑は、引き受け対象減少に伴う資料、農協から市へ業務委託した年次、事務組合の統一結成予定、などあります。

特に意見はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算であります。

質疑、意見は特になく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計であります。質疑、意見は特になく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、意見として、委託事業と職員の業務重複化を避けるべきである、という意見が出ました。

以上、昭和61年度特別会計決算委員会の8議案は、すべて全会一致で認定すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 下水道事業の件で、ちょっとお聞きしたいと思えますけれど、今、確かに万願寺の区画整理が始まって、そして下水道の管を埋けております。それが、区画整理やっているところ、ところどころ埋けているように思うんですけども、この管が、果たして1本につながるのかどうか。そのあたりが、そういう件で質問があったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（小山良悟君） 天野議員が大変御心配されておりますので、関係部長から、安心できる答弁を、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

浅川の処理場は、昭和66年度に一部完成をいたしまして、67年度から供用開始でございます。この供用開始時点では、万願寺土地区画整理区域の污水管の設置した管はつながる、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 今、人間のやることですから、多少狂いが、私はあると思うんです。だから、そういう面で、多分工事をやり直してむだなお金がかかったりするんじゃないかな、ということを感じているわけでありまして。

特に、さっき、補正を含んだ、南平ですか、ここに管を埋けて、そしてそこに多分勾配をとる、というようなことも考えているんじゃないかなと思うんですけども、そういう形で、むだがない、財政をむだにしない方法でやるんだったら心配ないんですけども、道路をまたほじくり返してやるとか、そういうことがあってはならないんじゃないかな

いかな、ということを感じているものですから、このような質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本8件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本8件について採決いたします。本8件に対する委員長報告は認定であります。本8件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第74号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第75号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第76号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第78号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第79号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第80号、昭和61年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第81号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件は原案のとおり認定されました。

これより請願第62-20号、すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願、請願第62-25号、すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 総務委員会に付託をされておりました請願第62-20号、及び62-25号の2件につきまして、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

いずれの件名も、すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願というものであります。

請願代表者は、それぞれ立川市錦町2-15-20、三多摩地区労働組合協議会議長、岡崎民郎さんと、日野市平山4-20-2-404、大型間接税、マル優廃止反対日野各会連絡会、下り礼子さんほか3名であります。

請願の要旨は、さきの売上税は国民健康保険の総意により廃案となったが、国会や政府の動向によれば、新たな形での大型間接税導入が予想される。今なすべきことは、不公平税制の是正による大幅所得税減税である、と考える。

そこで、国に対し、新たな大型間接税の導入をしないように求めるとともに、不公平税制を是正して、大幅所得税減税をするよう求める意見書を提出してほしい、というものであります。

両請願とも、去る6月7日に提出をされて以来、既に3回にわたり慎重審査を進めてまいりました。去る9月18日の委員会におきましては、このあたりで結論を出すべし、との意見が多数を占め、採決の結果、本2件の請願は、賛成多数をもって採択すべきものと決した次第であります。

なお、本2件の請願採択に伴う意見書が、後ほど上程をされることになっておりますので、あわせてよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-20号、すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願、請願第62-25号、すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62-17号、多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マンション建設阻止に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） それでは、ただいま議題となりました請願第62-17号、多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マンション建設阻止に関する請願について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本請願は、昭和62年5月23日に受け付けを行っております。請願者は、日野市多摩平五丁目21番地の8にお住まいの高橋 宏さんほか530名でございます。

本請願につきましては、本年6月に現地視察を行い、今回で2回目の審査を行ったところでございます。ことし4月の15日に、この場所に4階建てマンションを建設する計画が発表をされました。これを受けて、近隣の皆さんが、4階建てマンションが建設されることになれば、この地域において突き出た建物となり、近隣建物との整合性を欠くために、調和のとれた住環境を守るために、適切な処置を市に求めたものであります。

都市計画課の担当課の話では、その後、数回の説明会が開かれ、当初の4階建てワンルームマンションが3階建てに変更され、なお、ワンルームマンションは、いわゆるファミリー向け、世帯向けのものに計画が変更されたとの報告がございました。戸数は、22戸から9戸に減少をしております。また、隣地との距離につきましても、20センチの譲歩があった、との経過の説明もございました。駐車場につきましては、敷地内に2台、敷地外に、当該地から100メートル以内に3台を確保することを確認している、との担当課の話でございます。9月13日に、建築主と請願者の話し合いが行われ、いわゆる建て主側は、今回を最後の話し合いとしたい、との意向がもたらされたとのことでございます。

市としては、事前協議の申請は受け付けているわけではないが、そろそろ結論を出すべき時期だと考えている、との見解が示されました。

一方、請願者の要望事項と、建築主との間には、なお、建物の階数については、2階建てにすることを求めている点、また、駐車場の確保などについて、大きな開きはありますが、むしろここで本請願を採択することにより、市側に最後の精いっぱい努力を求めべきだ、との意見が大方の委員から出されました。

なお、今後も本請願が採択されても、委員会としては、市に適切な事態の推移を報告をするよう求めていく、との意見を付し、全会一致で本請願を採択する旨、決定をしたものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-17号、多摩平五丁目21番地の7に建設予定の4階建マンション建設阻止に関する請願の件は委員長報告

のとおり採択と決しました。

これより請願第62-23号、長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

- 建設委員長（古賀俊昭君） それでは、請願第62-23号、長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本請願の提出者は、日野市日野本町一丁目8番地の3、日野市農業協同組合組合長理事、内田吉久さんほか1名から提出されているものでございます。

今議会で、二度目の審査を行いました。現在の長期営農継続農地制度は、都市農業が果たす公共的な役割を認めて創設された税制であります。この税制の見直しが、昨今叫ばれているわけではありますが、現在の農地に対する課税制度の改変は、むしろ無秩序な開発による土地利用の混乱を招くことになり、健全なまちづくりに大きな支障になる。また、市街化区域内の農地は、生産野菜等の供給機能等もあわせ持っている、との請願の趣旨を踏まえ、国に対して、長期営農継続農地制度の堅持を求める意見書を提出してもらいたい、というものでございます。

二度目の審査に当たり、各委員から簡明な意見の表明はございましたが、それぞれの委員の意見は一致するところであり、全会一致採択すべきものと決定をした次第でございます。

なお、この制度の堅持と安定のためには、偽装農地等に対する厳しい対応を求める、との強い意見も出されておりましたことを、あわせて申し添えておきます。

以上でございます。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-23号、長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する請願の件は委員長報告の

とおり採択と決しました。

これより請願第62-26号、日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進についての請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） 請願第62-26号、日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進についての請願につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願提出者は、日野市三沢625にお住まいの土方福茂さんほか10名の方であります。

審査に先立ちまして、建設委員会が開かれまして当日、午前中に現地の視察を行いました。担当課より、3年前に1万6,000平米の旧河川の利用について、東京都から日野市に照会があり、59年に旧程久保川河川敷について、利用計画の報告書を都に提出した、との説明がございました。63年度には、長さ460メートル、4,000立米の埋め立てを東京都が行い、財産処理場の後、自転車または歩行者専用道路として、無償で受け渡しを受けたいとの考えを持っている旨、担当課の説明がございました。

なお、担当課は、水路清流課等の担当も考えたが、市は都市計画課が対応している、とのことでございます。

質疑の主なものといたしましては、北側の道路の拡幅は考えているのか、との質問もございました。この点に関しては、総合的に検討をする、との回答もあったわけでございます。既に63年度の埋め立ても決定していることから、全会一致、採択すべきものと決定をした次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-26号、日野市三沢地区内に於ける旧程久保川改修工事促進についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62-38号、樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願

の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） 請願第62-38号、樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願について、建設委員会の審査結果を報告申し上げます。

請願者は、日野市多摩平公団住宅37-2にお住まいの斉藤恵美子さんほか73名でございます。

請願の要旨は、近所に林立をしております巨木の中に老木が目立ち、危険な状態が発生をしているため、日常の生活に合わせて、日常の生活に必要な日照等にも悪影響が出ているところから、この状況の解消を求めて請願をお出しになったものでございます。

9月21日、建設委員会当日、現地視察を行い、午後からの審査で全会一致採択すべきものと決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、先ほど、請願62-23号、長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する請願の報告の際に、請願の採択を受けて、意見書を後ほど出ささせていただくことをつけ加えることを忘れましたので、ここで御報告をさせていただきます。

— 以上です。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-38号、樹木の適正な保存と隣接市民の良環境の調和を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62-13号、程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災工事並びに開発行為についての請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君） 建設委員会付託の請願につきまして、取り下げの申し出

がございましたので、御報告を申し上げます。

この請願は、昭和62年3月9日受付の請願第62-13号、程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災工事並びに開発行為についての請願で、継続して審査を行っていたものでございます。

去る9月21日付で、請願代表者、日野市程久保1-776-3にお住まいの内村貞之氏から、都合により取り下げをしたいので、よろしくお取り計られますようお願いいたしますとの、請願取り下げ願いが、議長あてに提出をされました。市の指導及び紹介議員の仲介等により、請願者の要望に沿った事態の進展があったため、と聞き及んでおります。

9月21日開催の建設委員会で、全員異議なく取り下げを承認すべきものと決しました。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第62-13号、程久保一丁目776番地の1及び一丁目662番地防災工事並びに開発行為についての請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第62-7号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願、請願第62-9号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願、請願第62-12号、委託業務の前払金に関する陳情、請願第62-35号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（NLP）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情、請願第62-37号、「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本5件については、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○これより請願第61-9号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願、請願第62-6号、公立中学校英語の授業時間増に関する陳情、請願第62-14号、ソフトボール専用グラウンドの建設についての陳情、請願第62-28号、平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願、請願第62-32号、第三幼稚園における2年保育4歳児の増員に関する請願、請願第62-33号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本6件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○これより請願第61-14号、「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願、請願第62-5号、神明地区センター早期建設を願う請願、請願第62-11号、原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願、請願第62-16号、東光寺東地区センター建設に関する請願、請願第62-19号、東町地区公害に関する請願、請願第62-24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願、請願第62-30号、老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願、請願第62-31号、新町地区センター設置に関する請願、請願第

62-34号、0歳児の特例保育の実施に関する請願のの件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本9件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第61-6号、市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願、請願62-3号、「国民の食糧を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情、請願第62-27号、私道の公道移管と公図作成に関する請願、請願第62-29号、多摩平六丁目32番地の8、9に建設予定のマンション建設阻止に関する請願、請願第62-36号、米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本5件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第42、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔交通対策特別委員長登壇〕

○交通対策特別委員長（福島敏雄君） それでは、交通対策特別委員会より、日野駅ガード下歩道拡幅につきまして、進展がありましたので、報告をいたします。

日野駅ガード下歩道の拡幅につきましては、前回も報告をしておりますとおり、7,000人を超える市民の署名と、日野市議会の要望書を添えて、建設省並びにJR東日本旅客鉄道株式会社に要請行動を行ってきたところでございます。

加えまして、市長を初めとする行政側の熱心な働きかけがなされております。こうした市民、議会、行政の三者一体となった行動と、建設省並びにJRの理解によりまして、このたび日野駅ガード下歩道拡幅工事の施行につきましての協定書が、昭和62年8月10日に、建設省関東地方建設局長と、東日本旅客鉄道株式会社東京圏運行本部長との間で、締結をされました。

工事の概要は、国道20号線の立川寄りの歩道を2メートルに広げるということ。国道は、8メートル50の幅員をとり、現在より駅舎側にふられるということ。

さらに、駅舎側の歩道につきましては、ホームの下をトンネルを掘って、3メートル幅、一部2.8メートルのところもございすけれども、これで東西を連絡をすると、こういう内容のものでございます。

工事期間につきましては、昭和62年9月から62年度末、したがって、来年の2月という予定だそうでございますけれども、もう少しかかるだろう、というふうに想定をされるそうでございます。

費用は、概算8,460万円ということで、全額建設省が負担をする。工事はJRが責任を持って行い、というような内容でございます。

内容につきましては、甚だ簡単でございますけれども、今まで御協力をいただきました各方面に、感謝の意を表するとともに、ここに、進展した内容を御報告をさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第43、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第44、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62-39号、義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の

復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第62-39号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62-39号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62-40号、議員定数削減に関する請願、請願第62-41号、議員定数削減に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第62-40号、請願第62-41号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62-40号、請願第62-41号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62-42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第62-42号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62-42号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62-43号、日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第62-43号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62-43号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62-44号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62-45号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62-46号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62-44号、請願第62-45号、請願第62-46号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62-44号、請願第62-45号、請願第62-46号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前1時41分 休憩

午前4時8分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第104号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第104号、日野市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

恐れ入りますが、空欄に、住所、日野市多摩平六丁目33番地、住宅都市整備公団多摩平団地210号棟2号室。氏名、田中君子さん。生年月日、大正14年6月10日と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 教育委員の任期と出席率について、ちょっとお伺いしますけれども、教育委員、現在3名ですか、いらっしゃるわけですが、それぞれ、まだ1期の途中、スタートしたばかりでございますけれども、なぜ、こういう浅い状況になっておるのか。ほかを見ますと、2期とか3期とか、かなり長い期間やっている方が多いんですけれども、教育委員だけについては、全員の方が1期だということ。

それから、私、いろんな入学式とか卒業式、あるいは、いろんな大会等に出席をさせてもらっているわけですが、そこに出てくる教育委員、私、村田さんしか知らないんです。ほかの方が何をやっているか、全然わからないということで、いつの議会ですか、村田さんを選任するときに、いろんな質疑があったわけですが、私、個人的に、選んでみて、その方がどういう方なのか皆目見当つきませんから、そういう状況を見ながら自分なりに判断をする、こんな形で手を挙げた経過があるんですけれども、幸か不幸か、村田さんについては、いろんな場面で顔を合わせる。なかなか人格者だな、ということもわかってきたんですけれども、悲しいかな、ほかの方が全然わからない、という状況にあります。

教育委員が、どんな形でそういうところに出席しているのか。その辺のところも、あわせてお聞きしたい、というふうに思います。

教育委員会、かなり開催されているんでしょうけれども、その中の出席率がどうなっているのか。

その3点について、お伺いします。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

教育委員の任期につきましては、4年ということになっておりまして、たまたま現委員さんたちが、ほとんど1年程度の任期を経た形のところへ集中している。確かに、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律ができました当初、一番最初の時点では、5人の教育委員さんを選任する時点で、2人については4年、1人については3年、さらに1人については2年、最後に、1人については1年と、そういうような形で、教育委員さんたちが、なるべくダブって、同じ時期に交代することがないような手続がとられていたわけですが、この法律ができてから、長い年月が経過しておりまして、その間、教育委員さんが、結局、5人いなくてはいけないところが、4人で運営されたり、あるいは、3名で運営されたり、そういう状況の中で、教育委員さんたちの欠になっていた期間、その期間を埋めていく、というような形になってまいりますと、だんだん時期的に集中してくる。そんなような経過やなにかもあらわれてきて、現在の教育委員につきましては、小松委員と私が一年半ほど、残りの村田委員と岸委員が、まだ1年未満というような状況で経過している、とそういうことが言えると思います。

2点目の、教育委員さんたちがどんな形でお仕事に携わっているか、というようなことですが、村田委員長に限らず、小松委員、あるいは岸委員も、学校等の訪問とか、あるいはその他社会教育関係の行事に出席していただくとか、結構、教育委員会での行事等には出ていただけて、対応していただいております。

なお、教育委員会そのものの出席状況はどうであるか、ということですが、定例の教育委員会というのは、月に1回。場合によれば臨時の教育委員会を持つことがあるわけですが、今の時点では、4人の教育委員、皆勤といえますか、教育委員会に欠席する、というようなことは全くございません。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありますか。土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 質問する予定はなかったんですが、今の話の中で、一つだけ聞いておきたいと思いますが、教育委員会の会議規則によれば、定例会は毎月第2木曜日とする、ということで決めてありますけれども、出席の状況は、今、伺いました。開催は、実際にこのように毎月第2木曜日に開かれているのかどうか。また、時間については、2時ということで決まっていますが、その状況をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

第2木曜日という形で、定例的に持っております。ただ、議会月とか、こういう際には、なかなか議会とぶつかったりなにかする、そういうような状況がございますので、そういうときには、極力、議会とかち合わないよう、土曜日等に教育委員会の方を前の月に変更して実施している、そういうような状況でございます。

なお、時刻の方につきましては、午後2時という形になっておりますけれど、最近、午後いろいろ教育委員さんの、教育委員会が開かれたときに、合わせていろいろ行事を持つ、というようなこともございまして、午前10時から教育委員会を開く、というようなことの方が、回数としては多いと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 今、提案をされた、私、田中さんに対して、その人の人格なり、識見に対して、知る由もないわけです。そういうことで、前回なり、その前のときにも、いまま少し我々になじみがあって、知る人を出してもらいたい、ということをお願いしてあったにもかかわらず、こういうことで、もっとこれから、日野の教育委員であります。東京都の教育委員なり、国の教育委員ではございません。そういうことで、我々に納得できて、わかりやすい人を人選されることを強く要望して、意見としておきます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私も、一言、意見を述べさせていただきます。

私も、教育委員については、再三申し上げております。やはり私は、日野市の教育委員というものは、日野市に見識があり、そして日野市の教育に対する、森田市長にしっかりと意見を述べられるような人が、1人や2人いてもよろしいのではないかとこのように考えておるわけであります。

森田市政、市長が意見を聞いて、そして、いつも再三申し上げているように、国歌吹奏だの国旗掲揚、こういう問題まで踏み入って討議するというのが、本来の教育委員のあり方ではありません。日野市の教育はどうあるべきか。そして、日野市の子供たち、そしていろいろ社会教育もありますけれども、やはり一番の問題というものは、子供たちの将来の教育をどうするか。ここにあると私は思うわけであります。

そういう面で、しっかりとした意見を申し、日野市の教育はどうあるべきか、そして

今後、子供たちの教育はどういう教育をしたら理想であるか、ということを討議し、そしてこれを反映できるような、日野市の教育にふさわしい教育者を今後選んでいただきたい。このように思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議案第104号、日野市教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第105号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第105号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に住所、日野市大字日野7773番地。氏名、大塚和郎さん。平和の和と、郎でございます。生年月日、昭和5年7月29日と御記入くださいますよう、お願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第105号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第9号、地価高騰に伴う固定資産税等についての意見書の件を

議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 提案の要旨は、お手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほど、御賛同お願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。
本件は提案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第9号、地価高騰に伴う固定資産税等についての意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第10号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練（NLP）基地の建設に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練（NLP）基地の建設に反対する意見書を提案を申し上げます。

案文については、お手元に配付してあります文書のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 提案者にお尋ねをいたします。提案者は、大変、何か誤解をしておられるのではないかと私は思うんですが、まず最初に、表題に括弧で、NLPという言葉がありますが、これはどういう意味なのか、それをひとつ教えていただきたいと思えます。

それから、三宅島への米軍の訓練基地建設には、島民の85%が反対をしている、という表現がございます。この85%の人が反対との、具体的な数字が入っておりますので、その根拠を示していただきたいと思うわけであります。

それから、日本の安全と平和にとって、大変かわりのある意見書であります。三宅島に訓練のための施設を設けないということで、提案者は反対の立場を表明しております。それを維持し、また、守っていくためには、どのような方法があるのか。この意見書との関連で、提案者の、簡単で結構です、お考えを知りたいと思えます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、簡潔にお答えいたします。

括弧のNLPというのは、英語の文句を略字で行ったものでございます、と思います。Nは、night、Lは恐らくlanding、Pは、practice、こういうことではないかと思えます。あるいは、landingというのは、上陸とか着陸という意味でございますので、文書によっては、nightflightlandingpracticeとか入っておりますけれど、通称NLPでマスコミは扱っているように存じております。

それから、85%の島民が反対している、という件でございますが、これは島民の代表がアメリカに渡りまして、アメリカの大統領府に署名を提出をいたしております。

それからまた、三宅島の村長さんが公式の場で、政府等に交渉する際に、署名などを用いまして、意思表示をされておりますが、それが「島民の」となっておりますけれど、意見ということになりますと、有権者ということになりますので、有権者の85%が署名をしているというふうに、新聞等で報道されております。そういう意味でございます。

最後の、日本の安全の問題でございますが、これについては私、いろいろと見解を持っております。しかし、今回の意見書は、これは日米安保条約に賛成の方も含めて、とにかく三宅島への米空母艦載機の夜間離着陸訓練については、その基地の建設については反対するんだ、という立場の趣旨の意見書でございまして、私も、この意見書に関する範囲では、そういう意味で提案をしたわけでございます。

三宅島島民の方々も、有権者の85%が反対だということでございますが、この中には、日米安保条約については賛成なんだ、とそういうことを意思を表示しながら、しかし、NLPの基地の建設には反対だということで、一致団結を現在もされている、というふうに聞いているわけでございます。

不十分であれば、また再質問していただいたときに、お答えしたいと思います、本日は、そういう立場の意見書でございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 最初の質問については、それで間違いなかと、私も思います。

それから、数字でございますが、島民の85%というのは、選挙結果等の数字をもとにお書きになったものだということで、有権者の85%は正しいということ、提案者はおっしゃったわけですが、そのことを、あえて島民とお書きになった理由は、何か魂胆があるのかどうかです。もう一度、その点、お願いをいたします。

それから、三宅島、現在、人口も年々減少をしているということも、聞いております。また、現在、島と、それから他の、東京やその他の地域と結ぶ交通機関、これは現在、飛行機でYS-11が就航しているということでございますが、もうやがてこの基地も、引退をしてなくなる、ということも聞いているわけであります。

そうなりますと、当然、三宅島の活性化のためには、ジェット旅客機の就航できる官民共用の新しい空港の建設が必至だと思っておりますが、そうした施設の建設にあえて反対をする、というお立場でございますと、今後の三宅島の振興、また、島民の皆さんの生活の向上等と重要なかわりあいのある、こうした交通機関の確保、この点については、どういう方法をもって対処していくことが、それでは可能なのか、できるのか。その方法を、もし、お持ちでしたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

現在、船も、東海汽船の便があるわけですが、これも数が減らされるということも、検討の俎上になっているようであります。過疎化を何とか食い止めようという島民の努力も、大変盛んだと聞いておりますが、それと逆行するような意見書とも取れるわけがあります。島の振興、また、観光客を誘致をするというようなことで、どうしても大きな飛行場は必要だと思っておりますが、提案者のお考えをお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 第1点の、意見書の提案の文章の字句の問題でございます。

「島民」としたのは、こういう政治的なテーマについては、子供たちの意見まであれこれということはありませんし、普通マスコミ等でも、島民の反対という場合は、有権者の意識、というふうに使っておりますので、そういうような単純な意味から、島民の85%というふうにいたしましたわけでございます。真の意味は、先ほど言いましたように、有権者の85%、とこういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

第2の御質問である、三宅島の今後の村の振興策でございますが、その点まで、この意見書では触れていないものでございます。これについても、私もいろいろと個人的には考えている問題はございますが、ここで、この意見書と関連して言わなければいけないというふうには余り感じていないので、そのことについては触れない意見書といたしたわけでございます。

ただ、島民の方々の反対運動の会の名称が、「官民共用空港の誘致及び建設に反対する会」ということになっておまして、例えば、この方々が7月の第1回目の工事強行を前にした住民集会では、1,670人も集まって、この方々が全有権者の40%という数にも達しているようでございます。

したがいまして、島民の方々も、恐らく今のところは、そういう空港のことなどをお考えだと思いますけれども、ミッドウェイなどの艦載機が来ることだけを頭に置いて、現在は反対運動をされているのではないかと、というふうに推測をされておりますし、私もその点では、そのお気持ちを大事にして、この意見書を政府に提出したい、というふうに考えているわけでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 非常に明快にお答えいただきまして、その点はよくわかるんですが、ただ、私たちが外部から三宅島のことについて、議論する場合、やはり島民の方の意思というのは、当然、十分にそんたくをしていかなければならないわけですが、島民の方の中には、私ども聞きますと、やっぱりジェット機が離着陸、東京からでもやってこれる。また、観光客が九州や北海道からでも来れるような飛行場は、ぜひ必要だという声はかなり強い、ということをお聞かしております。

ですから、個人的にはいろいろ島の振興策については、お考えお持ちだということをおっしゃったわけですね。少しでもいいですから、それをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 少しでもということですから、少しお答えいたします。

恐らく、米軍の艦載機が離着陸の訓練をしない、ということがはっきりすれば、島民の皆さんのまた考えとか、反対する会の方々の方針なども、恐らく村民の方々で論議されて、島の振興策について、私は正しい方向で、村民自身の自主的な判断で、今後ともまた決めていかれるのではないかと、とそういうふうに感じております。

それから、外部から、ということがございましたけれども、そういう意味もございませぬけれども、そういう意味よりも、三宅島アカッコとか、いろんな日本でも貴重な島もおりますし、それから、私自身は、残念ながら遊びに行ったことはないんですけども、私の友達がしょっちゅう行くのもおりますし、大変、近所の人たちも行っていらしゃいますので、そういう東京都民の観光、自然の島という意味から、日野市議会にも関係があるのではないかと、とそういう意味で、意見書提案をいたしております。

また、聞くところによりますと、アメリカを初め国際的に自然保護団体とか、あるいは地震、気象、その他の学者の関係者とか、団体等も、この件については反対の意思表示などをいろいろされておりますので、私は、日野市議会がこういうことを積極的に出しても、何ら矛盾はないもの、というふうに思います。

島が、純粹に三宅島、自然を守り、あそこの漁業や産業を守り、観光を守る意味で、今後発展していくということになれば、そういう点については、我々協力できる点があれば、日野市民といえども協力していてもいいのではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 提案者のお考えは、大体わかります。

それでは、これだけの意見書というものを、日野市議会の名において出そう、ということでもあります。日本の防衛とか安全についても、重要なかわりがある、大変、出される方にしても、また、これを受け取る側にしても、ないがしろにはできないものがありますので、提案者はかなり詳しく、いろいろこの計画については、お調べになっていることだと思いますが、実際に、年間、大体何日ぐらいの訓練が行われる、というふうにお考えになっているのか。

それから、夜間の離着陸訓練ということですが、どういうコースを通して、どのような方法での離着陸の訓練なのか。その点、訓練内容をお調べになった上での、計画を検討された上での提案だと思います。年間の訓練日数等について、もし、おわかりでしたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 年間の訓練回数については、私、防衛施設庁でもございませんで、わかりません。

ただ、ここの計画が3年半前にスタートしたのは、厚木の基地ですね。ここの基地が、人口密集地で騒音がうるさいということで、自由に離着陸ができる場所として、三宅島を選んだ、というふうに聞いております。

厚木にある基地は、米軍の第4航空軍だと思いますけれども、ここでフライト、ランディングの演習をしている飛行機というのは、ミッドウエイの艦載機でありまして、F18に至る、核戦争もできる最新式の戦闘機などもすべて含んでいるわけでございます。これは、すべての新聞、週刊誌等も取り上げておりますように、また、テレビも取り上げておりますように、深夜も離着陸訓練をする。そして、ふいにやってくる、というような状況がございまして、私個人の想像では、恐らく米空母ミッドウエイ等が、動くのに応じた感覚で飛行訓練をするだろう、というふうに思います。最初は一、二回かもしれませんがね。だんだんと激しくなって、現在、厚木の住民がたまらないとおっしゃっておりますように、もう110ホーンを超える莫大な騒音をまきちらすに違いない。その

ことを、島民の方もよく見抜いていらっしゃるのではないかと、とそういうふうに判断いたしております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 訓練の規模とか、内容については、詳しく御存じないままお出しになったということが、はっきりしたわけです。

騒音の問題についても、今、110ホーンというようなことをおっしゃいましたが、それは、島民の居住をしているそれぞれの地域によって、騒音というのは違ってくると思うわけです。ですから、予定をされている飛行場の間近な方、ごく少数だと私どもは、ほとんど周辺に住宅がないところに建設がされるというふうには、聞いておりますが、空港の形態とか、島の面積に占める割合とか、そういうものについては、十分御承知なのか、お調べになったのかどうか。その点、いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 一応、島のどういうところがその予定地になっているか、ということとか、いろいろと私も、この意見書提出に当たって調べたというわけではございませんが、マスコミ報道等を通じて、承知いたしております。

飛行機が訓練するコースでございますけれど、これは島民にも大変な被害をもたらしますが、三宅島の自然環境に対して、漁業に対しても、大変な深刻な影響をもたらすわけでございます。

例えば、三宅島の島民の方々が、マスコミなどで語っていらっしゃる場所によりますと、三宅島は漁場として豊富なところでございます。ヘリコプターが来ただけでも、魚は深く潜ってしまうというんです。そして、夜は、魚は眠るそうですけれど、こういう騒音というのを大変、すごく嫌いまして、こういう基地ができますと、魚が全部逃げたてしまって、150世帯ぐらいあるらしいんですが、その漁業も成り立たない、ということなどもあるんです。

ですから、この文章にも、そういうことを含めて書いたつもりでございますけれども、そういうことも含めて、飛行機の離着陸の訓練の悪影響がある、というふうに判断をしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それから、基地ができるという、訓練の施設ができるということは、憲法を踏みにじた行為だ、というふうに書いてあるんですが、何か手続とか、それから手順、そういうもので、何か憲法に抵触するという、何か具体的な事例、事実

があったから、こういう表現をされたと思うんですが、どういうことが憲法を踏みにじる行為、というふうにお感じになっているのかです。大上段の振りかぶった内容となっているんですが、この計画が示されて、現在、気象観測のための、何か設備が工事されたということは聞いておりますが、そういった一連のものの中で、何が憲法に触れるような行為であったのか。その点はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 法律の細かな条例で憲法違反とか、そういうことをいろいろ私、提起したつもりではございません。もちろん、そういう点からも、この文章の趣旨をいろいろ説明することもできるかと思えますけれども、本日の意見書の中での、憲法を踏みにじった行為、という表現について、お答えいたしたいと思えます。

手続上は、三宅村跡という地点、そのほかの地点があるわけですが、ここは、国立公園になっておりまして、自然公園法に基づく特別地域がございます。これに対しては、手続が必要なので、政府の方が環境庁等に手続をいたしております、環境庁が認めた、というようなことの中で、工事が強行されてきたようでございます。

そういう点を言っているのではなくて、私がこの文章を取りましたのは、三宅村の村長さんの記者会見等の発言を、そのまま私、取り上げたものでございます。それは、なぜそういうことを村長さんがおっしゃっているかということ、三宅島の島民は、先ほど言いましたように、有権者の85%が反対している。村長も、基地建設に反対をしている。そして、無抵抗で運動しているんだ。そこに機動隊が300人前後も来まして、ゴボウ抜きをして、物理的に排除をした、とこういうことが、非常に憲法の精神を踏みにじているんだ、こういうことをおっしゃっているんですよ。私も、それに同感いたしまして、その村長さんのお言葉を、この文章に用いたわけでございます。

そういう趣旨でございますので、古賀議員もぜひ御理解の上、御賛同いただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 内容については、今、古賀議員の方から、詳細にわたって質問いたしましたんで、私は別の角度から。

実は、先ほど総務委員会の方で、閉会中の継続審査の要求書の中に、これと同じタイトルといいますか、一部違いますけれども、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設計画に反対する意見書採択に関する陳情、これについて、結局、総務委員会としては、同じ内容的に私はとらえているんですけども、それを継続を審査するんだ、と

いう段階で、今あるわけですね。それを、この中にも総務委員さん、いらっしゃると思うんですけども、そういったメンバーを連れて、今回、ここで意見書を取り上げて、採択する必要があるのかどうか。

その点についての考え方を、ちょっと伺っておきたい、というふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） これは、提案者に対する御質問でございますので、提案者という立場で、お答えを申し上げます。

請願とか陳情が委員会にかかっている中でも、議員個人の提案といたしまして、提案権に基づいて、今までも意見書等の、あるいは決議等の提案がなされたことは、何回もあるわけでございます。

私が提案いたしましたのは、時たまたま同じくしたようでございますけれども、マスコミでも御承知のように、私個人も感じておりますように、今の時期、急ぎこの意見書を出すことが必要だ、とそういう意味で提案をしたわけでございます。ですから、手続上の意味で、手違いがあるということには、ならないかと思えます。

ただ、賛同者の中には、総務委員会関係の方もいらっしゃるかと思えますけれども、それはその方の自主的な、積極的な御判断だと思いますので、私から、その点にまでついて、いろいろ意思統一してここに上ったわけではございませんので、提案者としての考えだけを、お答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは、簡単に意見を申し上げます。

共産党の提案者の方が、こういうものをお出しになるということは、わかります。共産党の綱領の中には、自衛隊の解散を要求する、というような言葉もありますし、世界や日本の防衛とか安全、平和というものについて、考え方を全く私どもと180度、異にしているわけでありますので、無理もないかなと思うわけでございます。

私どもは、三宅島の、やはり産業を振興して、これからも育成を図っていくために、そして若い人たちが定住できるような、活力に満ちた三宅島というものを実現させるために、やはり選択をしていく、そういう今、岐路に立っているのだろう、と思えます。

それと同時に、基地は、ないにこしたことはないわけであります。また、こういう施設が、本来、存在をしないことが、もちろん理想であります。日本が西側自由主義国

の陣容の一員として、防衛、安全に対して一定の責任を果たしていく。そして、私どもの国の平和を守っていく。そのことは、当然どなたも異論のないところだろうと思います。国を守る、そして平和な市民生活を守るには、一体どうしたらいいのか。お金も多少はかかる。いろいろな防衛上の問題も生じてくる。しかし、それを克服しながら、私どもの、この平和な日本を守るための施策を考える。悩みながらも、そこに一つの政策の選択というものが、出てくるわけであります。

そういった中で、今回、日本とアメリカの間の信頼関係、また、日米安保条約等に基づいて、先ほどの提案者のお話にもありましたように、横須賀に入港している間だけ行われる、今回の訓練のための施設ということでありますので、私どもは、やむを得ない一つの選択であって、島民の方にも、理解を求めているかなければならないと思います。

反対論というのは、非常に華々しくて、形式的でありますので、島民の方の中にも誤解もあるのではないかと、思っております。少なくとも、三宅島にジェット旅客機が就航できるような民間空港を建設をして、そして夜間に米空母艦載機の着陸訓練場としても使用するもの、というふうに聞いております。あくまで民間機主体の空港が考えられているわけでありますので、万一の、例えば災害時などにも、各種の航空機による救援の活動の拠点ともなるわけであります。

また、艦載機の着陸訓練というのは、米空母のミッドウェイが横須賀港に入港している間だけ行われるということも、私ども聞いております。訓練の日数については、先ほどは、はっきりわからないということでしたが、計画では、年間70日程度、1日の訓練時間は、主に夜間の、夜10時ごろまでだ、ということに限定されることになっております。

また、訓練は、滑走路の一部を、いわゆる航空母艦の甲板に見立てて行うものでありまして、一定の位置に飛行機の車輪を着地をさせる。接触をさせて、同時に再び飛び立つ。いわゆるtouchandgo、この訓練を、同時に回転をしながら、航空機がぐるぐる回りながら順に行っていくものであります。パイロットの技量を保つ、また、技量を向上させるためには、欠くことのできない重要な、これは訓練だと思えます。

航空機の騒音や、いろいろまた問題点も指摘されているようでありますが、新しい空港の予定地というのは、大変、周辺に住宅が少ないところが選ばれております。また、比較的平坦で、海岸に近いために、飛行コースはほとんど海上ということに、限定をされております。住宅地域の真上、上空を飛ぶということも、ないわけであります。騒音の影響というものを、最小限に抑える工夫がなされているわけがございます。

また、そのために、住宅地域へ、例えば飛行機が落ちるのではないかということも、なにか心配されているようでありますが、そうした住居地域の上空を航空機が通過するという事は、計画には含まれておりません。

また、騒音の件も、問題にされているわけではありますが、これは国のきちんとした負担で、防音等の工事、また、さまざまな対策も十分に講じられるという手当ても、実施が約束をされております。

将来、民間航空機を主体とした空港が、なにか軍事基地になる、というような風評や、誤解もあるようでありますが、横須賀に入港をしているミッドウェイの艦載機が、厚木飛行場に駐留をして、訓練を行うわけであります。厚木飛行場から出向きまして、訓練が終われば、そのまま厚木飛行場へ帰る、ということでございます。訓練部隊や航空機が常駐するという事は、計画には全く含まれていないわけでありまして、あくまで民間航空が訓練施設として、提供をされる、そうした形態が、まず約束をされているわけですので、これが将来、基地になるというような懸念は、存在をしないわけであります。

そして、最初に私、申し上げましたように、島の産業の育成を図る、また、振興を図っていくためには、現在、就航しておりますYS-11の、この種の航空機が、やがては廃止をされるわけです。新しい空港が、もし早期に完成をすれば、ジェット旅客機が就航をして、さらに大型の航空機が飛来をすることが可能になる。観光客の確保や、産業の振興にとって大きく貢献をする。つまり、力になるわけであります。

そういった点から、この空港反対に対しては、極めて悪質な、政治的なデマ宣伝が行われ、反対をなさっている島民の方に、大きな誤解を生んでいるのではないかと、思料されます。そういった点で、やはり国の安全、自由、そして独立というものが保たれて、初めて、市民の生活の安定や福祉が確保されるわけですので、防衛上の観点からも、こういった施設に対しては理解をしていくということが、極めて正しい考え方ではなからうかと思えます。

そういった点、今回提出されました意見書は、私どものこういった常識に甚だ反するものであります。反平和的、また反市民的な意見書だと考えます。ゆえに、今申し上げました理由を根拠に、反対をするものであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第10号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練（NLP）基地の建設に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第11号、国民健康保険事業にたいする国・都の支出金削減に反対し増額をもとめる意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 国民健康保険事業にたいする国・都の支出金削減に反対し増額をもとめる意見書であります。

案文は、お手元に配付されているとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第11号、国民健康保険事業にたいする国・都の支出金削減に反対し増額をもとめる意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第12号、すべての大型間接税導入に反対し、大幅減税を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 本件は、さきに採択をされました請願第62-20号、及び62-25号に基づく意見書でございます。

内容につきましては、お手元に配付をされた資料のとおりでございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第12号、すべての大型間接税導入に反対し、大幅減税を求める意見書の件は原案のとおり可決されま

した。
これより議員提出議案第13号、市街化区域農地における長期営農継続制度の堅持に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 先ほど、建設委員会の審査報告で申し上げました、請願第62-23号の採択を受けて、今回、提出をする意見書でございます。案文等、内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、市街化区域農地における長期営農継続制度の堅持に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和62年第3回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前4時58分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 黒 川 重 憲

署名議員 古 賀 俊 昭

署名議員 谷 長 一